

名古屋市の組織

(令和5年6月1日現在)

名古屋市総務局

は し が き

- 1 この組織図は、組織の実態を写した鳥かん図であり、本市における各部局相互の関係、責任と権限などが一目で分かる図表です。

全体の機構に占める自己の位置を知り、関係組織との連携を密にしながらか分担する仕事を遂行することができるとともに、組織外部の方々に対し、組織体の実態を説明するために便利です。

また、組織の検討あるいは組織等の運営上の参考となります。

- 2 この組織図には、(1)機構図、(2)派遣職員等役職者一覧、(3)分掌事務、(4)令和5年4月1日付組織改正の趣旨を登載しました。

3 略号等の説明

- (1) 時点 組織及び役職者名は、令和5年6月1日現在です。

- (2) 職種 職員の任用に関する規則別表第1の職種を次の符号により表示しました。ただし、消防職員については、階級を表示しました。

(事)行政職事務	(学)学芸職	(医技)医療技術職	(守)守衛職
(技)行政職技術	(医事)医事職	(看)看護保健職	(学事)学校事務職
(研)研究職	(薬)薬剤職	(清)清掃職	(教員)教育公務員 特例法適用者
(保)保育職	(獣)獣医職	(動)動物飼育職	
(教指)教育指導職	(栄)栄養指導職	(水)水道業務職	
(司)司書職	(衛)衛生職	(運)運輸職	

- (3) 兼務等 組織の役職者が、他の組織を兼務等している場合、原則として斜体で兼務等している組織を表示するとともに、当該兼務等組織には次のように表示しました。

<兼> 兼務	<併> 併任	<事務取扱>事務取扱	<充> 充て職
--------	--------	------------	---------

- (4) 格付 不分明な職について、職員の任用に関する規則別表第 2 の段階を、組織の枠の左上又は補職名の前に、次の符号により表示しました。

I 局長段階	II 部長段階	III 課長段階	IV 係長段階
--------	---------	----------	---------

なお、次の職の段階は、括弧内の符号に示すとおりです。

監 (I)	参事 (II)	主幹 (III)	主査 (IV)
-------	---------	----------	---------

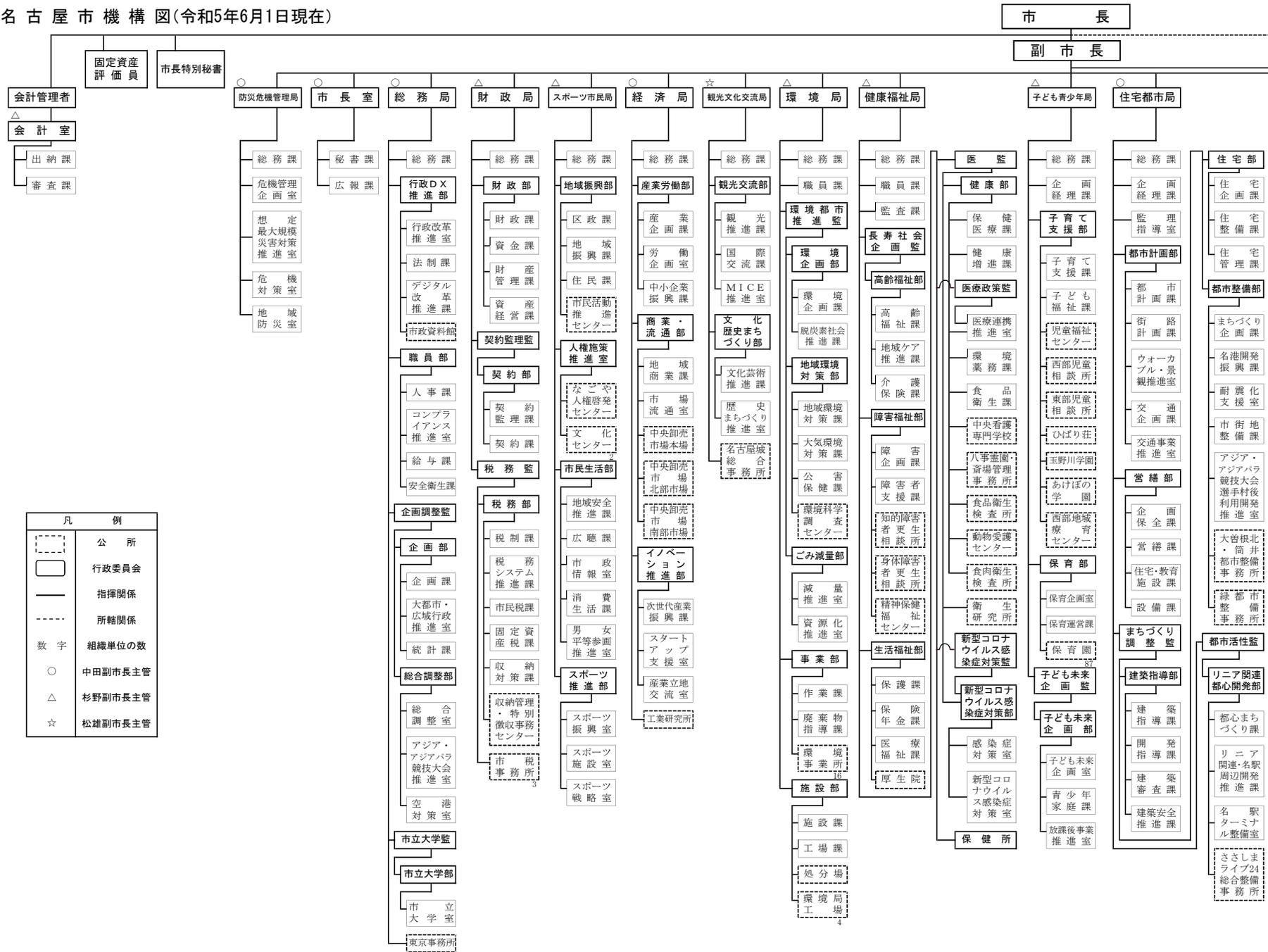
- (5) 定数 組織の枠の右下又は役職者名の後に原則として予算上の定数を表示しました。
- (6) 公所の組織数 公所の枠内に () で表示しました。

総務局行政DX推進部行政改革推進室、職員部人事課

目 次

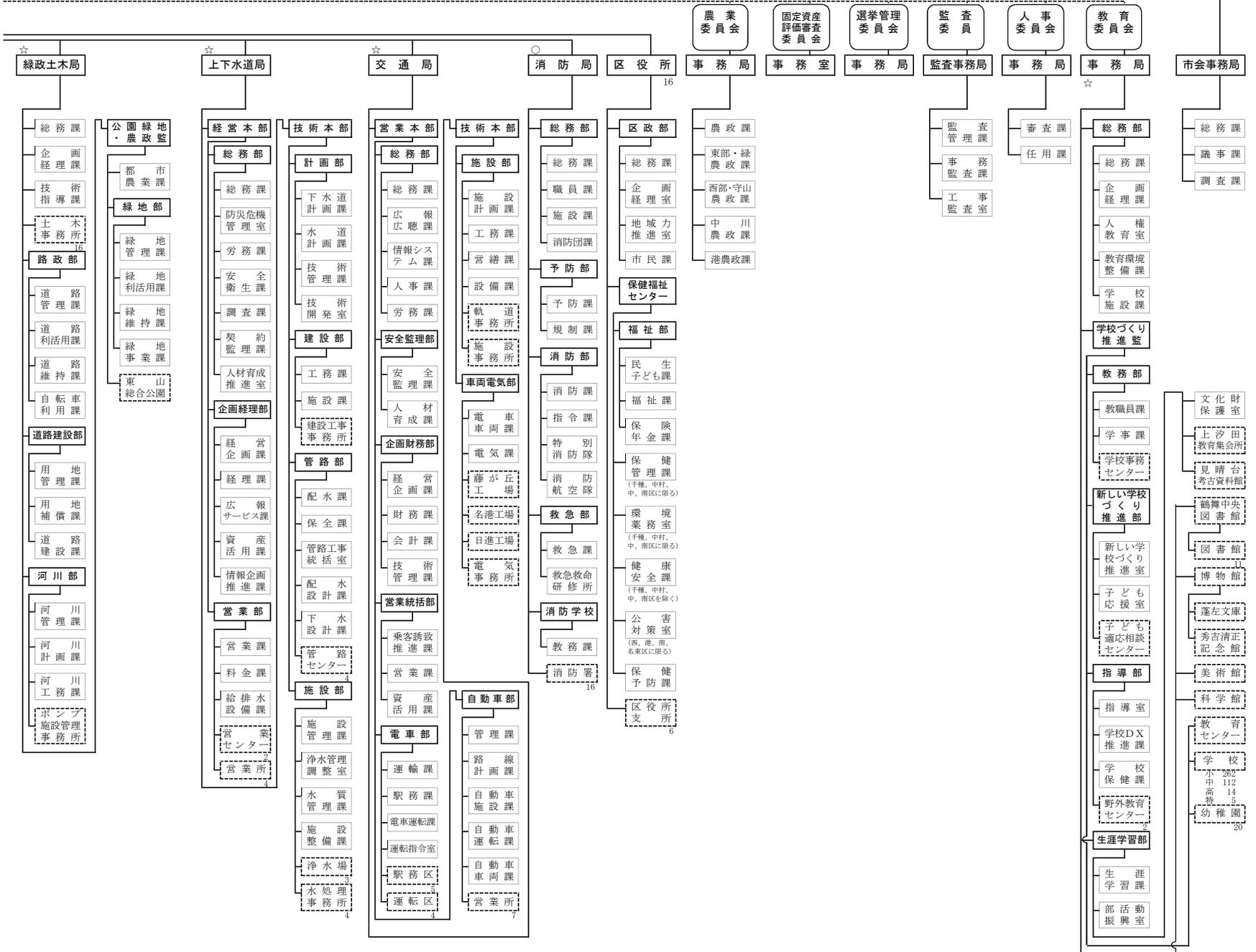
全 市 機 構 図	1
副 市 長 事 務 分 担	4
局 別 機 構 図	5
会 計 室	5
防 災 危 機 管 理 局	6
市 長 室	8
総 務 局	9
財 政 局	14
ス ポ ー ツ 市 民 局	20
経 済 局	24
観 光 文 化 交 流 局	28
環 境 局	31
健 康 福 祉 局	37
子 ど も 青 少 年 局	52
住 宅 都 市 局	61
緑 政 土 木 局	69
上 下 水 道 局	77
交 通 局	92
消 防 局	101
区 役 所	108
農 業 委 員 会 事 務 局	117
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 室	118
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	119
区 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 室	120
監 査 事 務 局	121
人 事 委 員 会 事 務 局	122
教 育 委 員 会 事 務 局	123
市 会 事 務 局	131
派 遣 職 員 等 役 職 者 一 覧	132
分 掌 事 務	140
令 和 5 年 4 月 1 日 付 組 織 改 正 に つ い て	250

名古屋市機構図(令和5年6月1日現在)



凡 例	
---○---	公 所
□	行政委員会
—	指揮関係
----	所轄関係
数字	組織単位の数
○	中田副市長主管
△	杉野副市長主管
☆	松雄副市長主管

市会議長



副市長事務分担

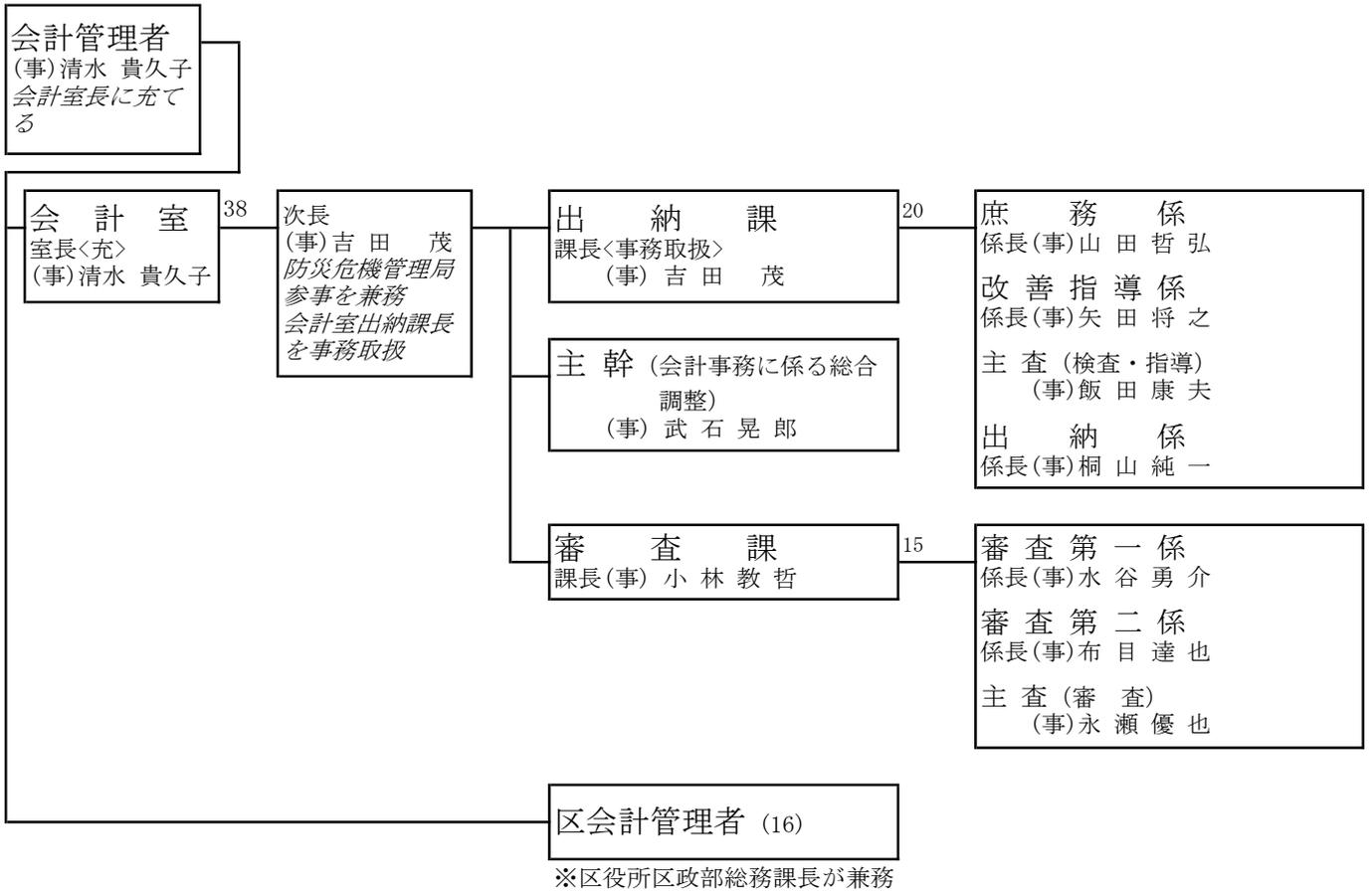
市長 河村 たかし

	副市長 中田 英雄	副市長 杉野 みどり	副市長 松雄 俊憲
局 室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災危機管理局 防災その他危機管理の統括 ○ 市長室 秘書及び広報 ○ 総務局 議会及び市の行政一般 市政の総合的な企画及び調整 職員の人事、給与及び福利厚生 他の主管に属しない事項 ○ 経済局 商業、工業及びサービス業 中央卸売市場 ○ 住宅都市局 都市計画 建築及び営繕 住宅 市街地の開発及び整備 ○ 消防局 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計室 ○ 財政局 予算その他財務 物品の調達 市税及び市税に係る税外収入 ○ スポーツ市民局 市民生活の安全及び向上 広聴及び市政情報 スポーツ ○ 環境局 環境の保全 公害の防止 廃棄物の減量及び処理並びに 生活環境の清潔保持 ○ 健康福祉局 社会福祉 社会保障 保健衛生 ○ 子ども青少年局 子ども及び青少年の育成 次世代育成支援の総合的な調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光文化交流局 都市魅力の総合的な調整及び 発信 観光、国際交流及び市民文化 ○ 緑政土木局 道路及び河川その他土木 公園、緑地及び緑化 農畜産業 ○ 上下水道局 ○ 交通局 ○ 教育委員会事務局
特命事項	<ul style="list-style-type: none"> ・防災危機管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども及び親の支援 ・女性の活躍推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども及び親の支援
共管事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市会提出案 ・行政組織 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の編成 ・その他重要な事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の人事

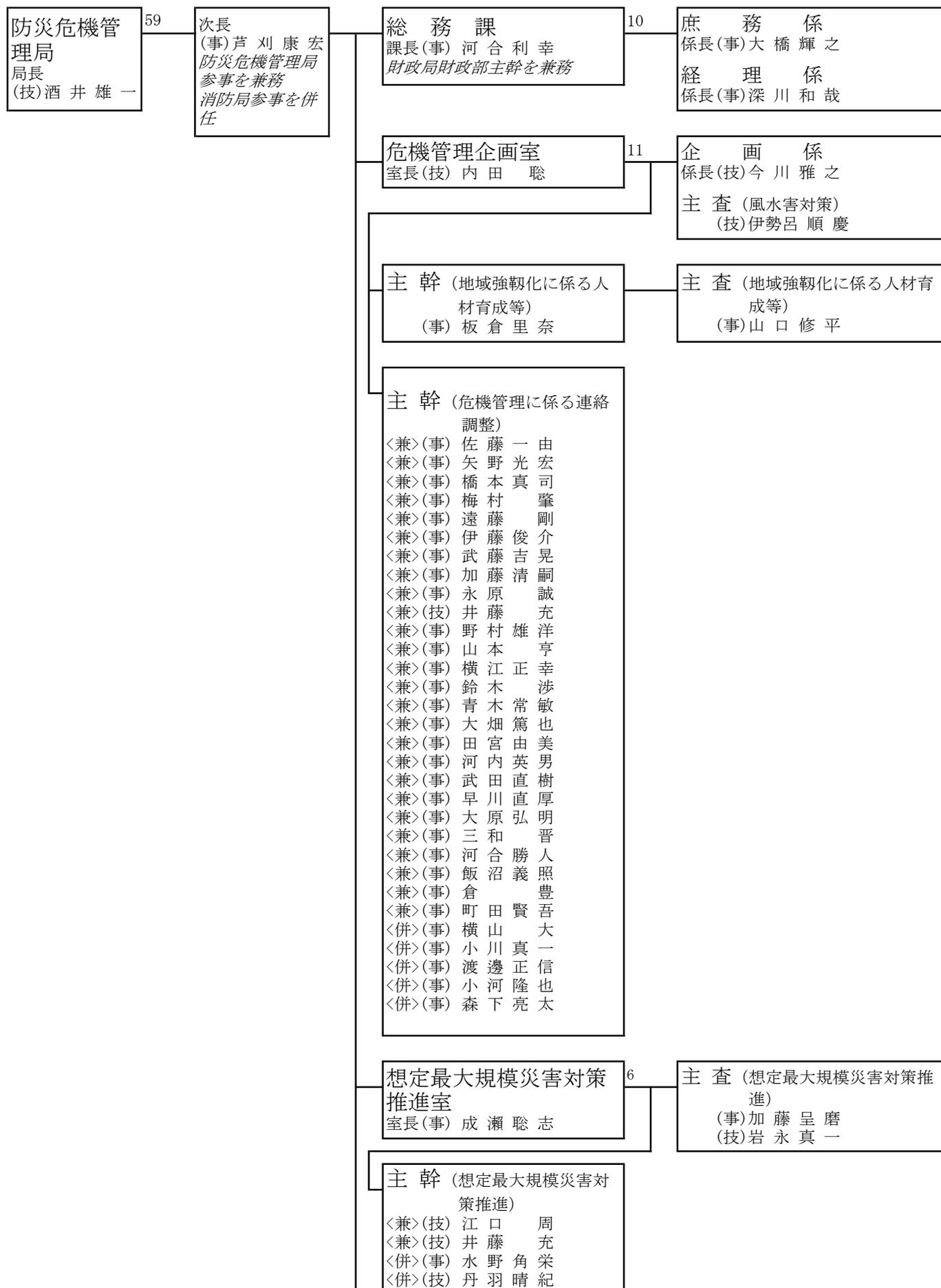
※1 副市長の事務分担は、名古屋市副市長担任意務規程によります。

※2 局室の分掌事務は、名古屋市事務分掌条例によります。

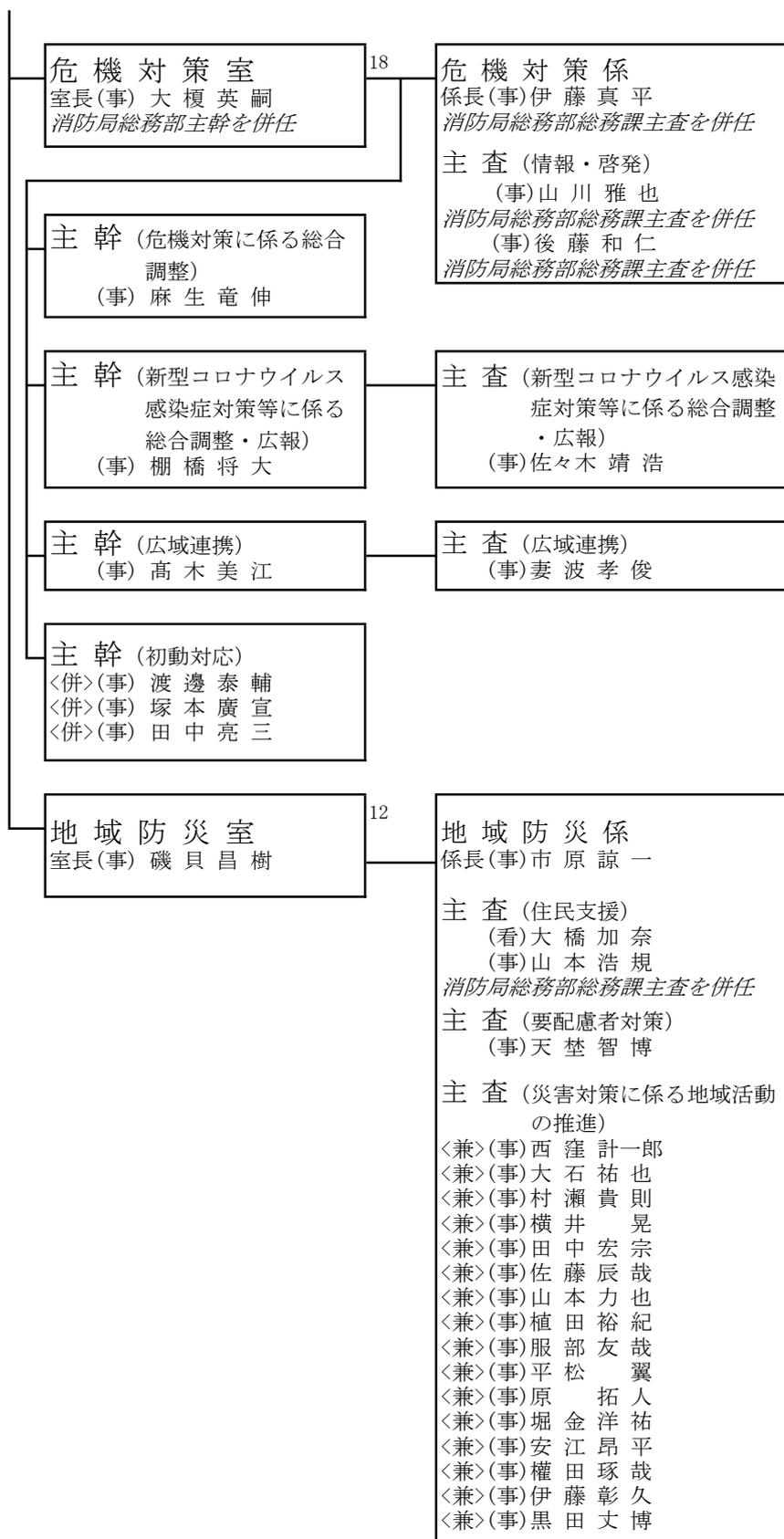
〈会計室〉



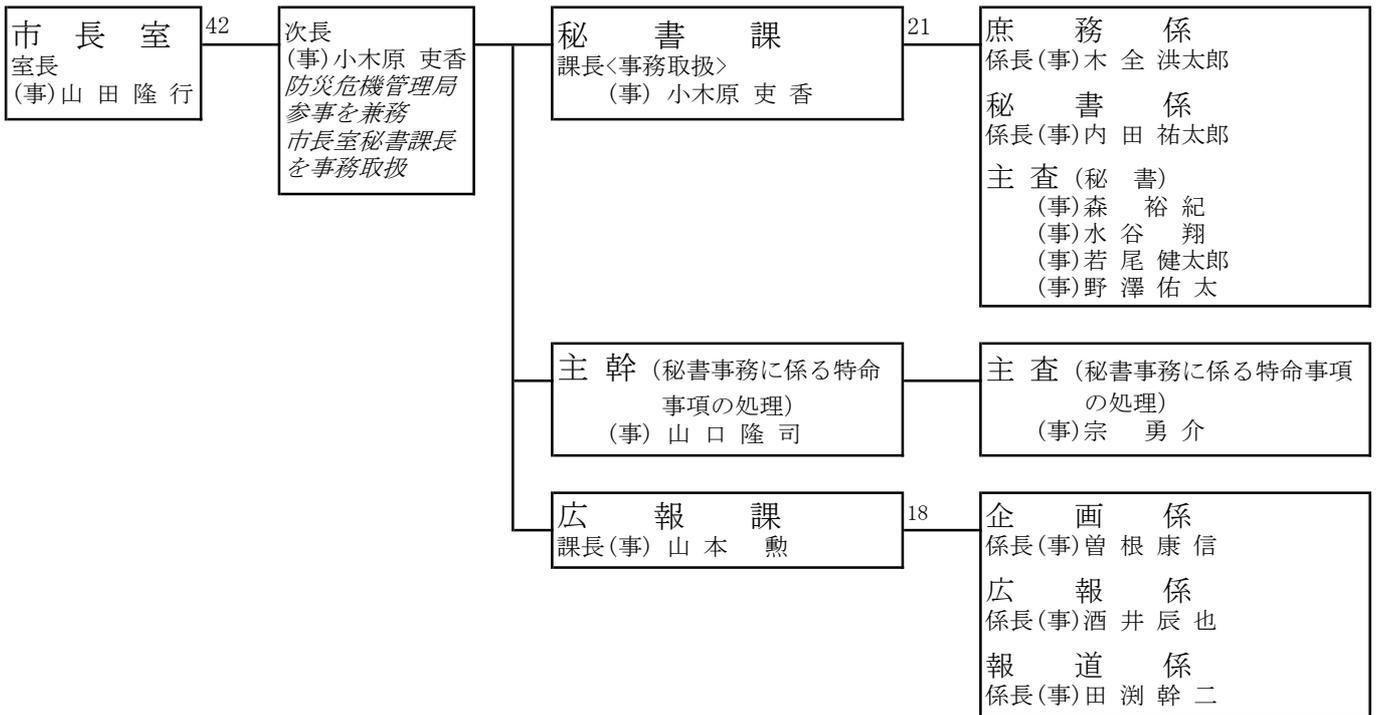
〈防災危機管理局〉



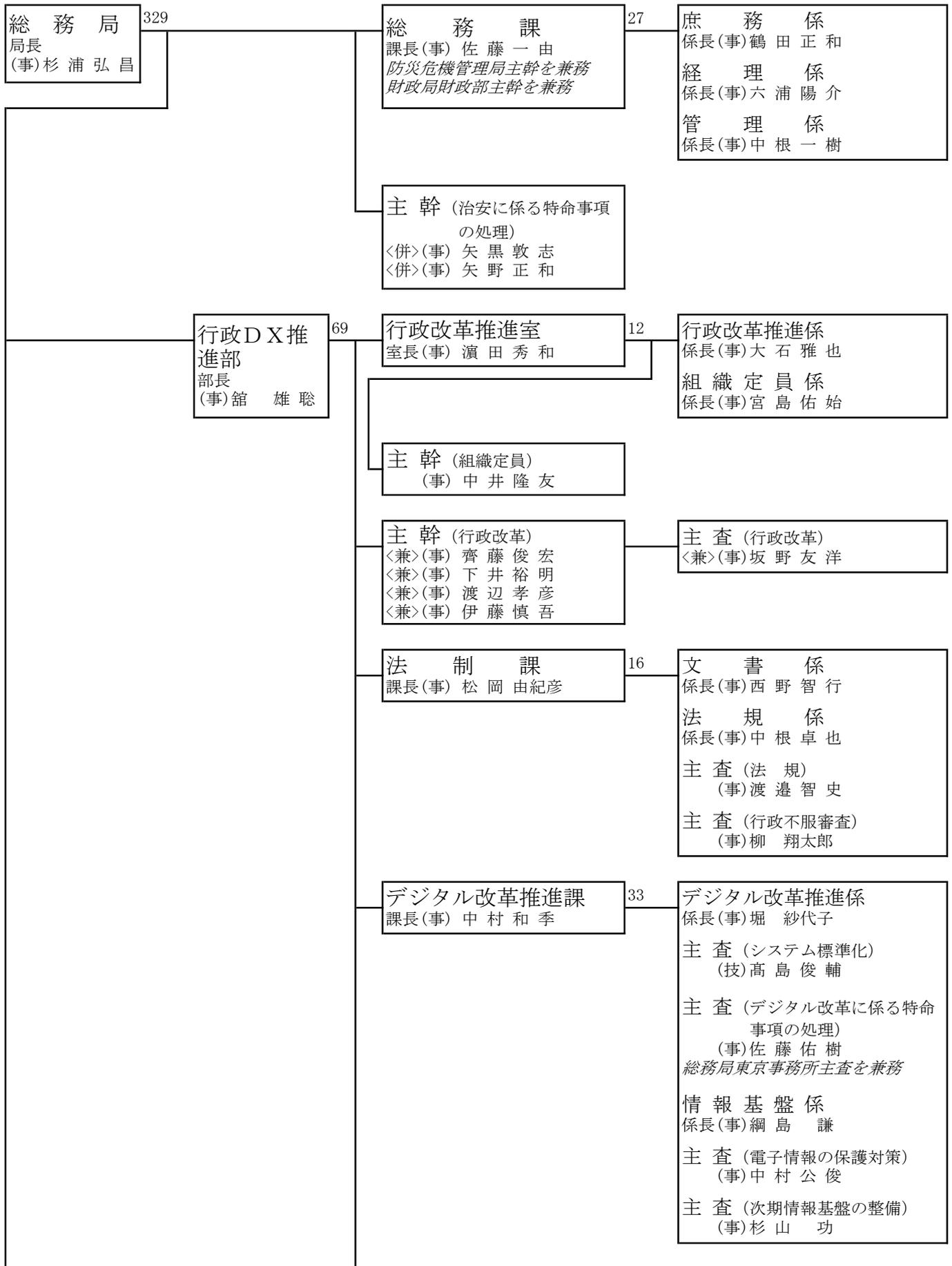
〈防災危機管理局〉



〈市長室〉

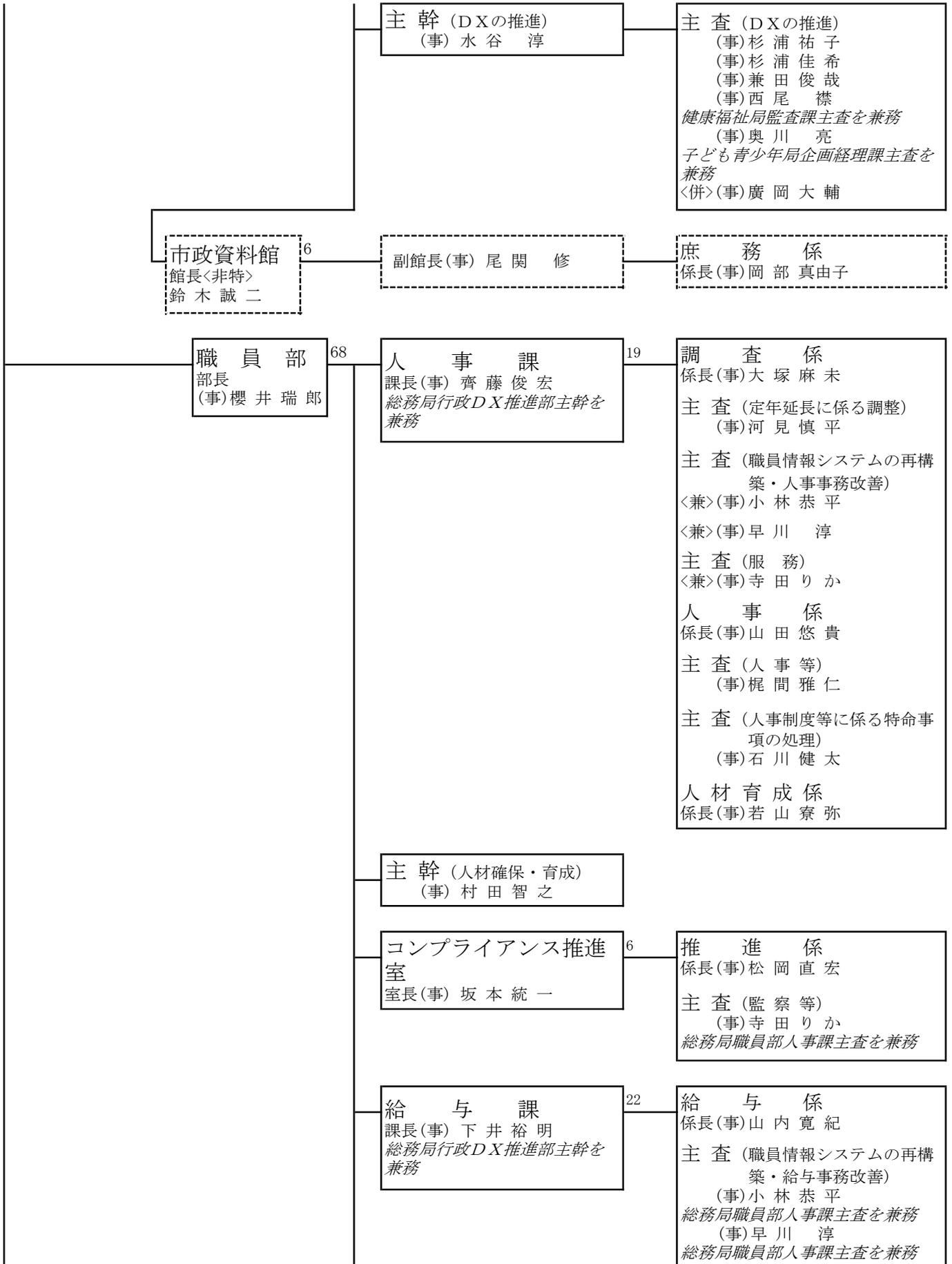


〈総務局〉



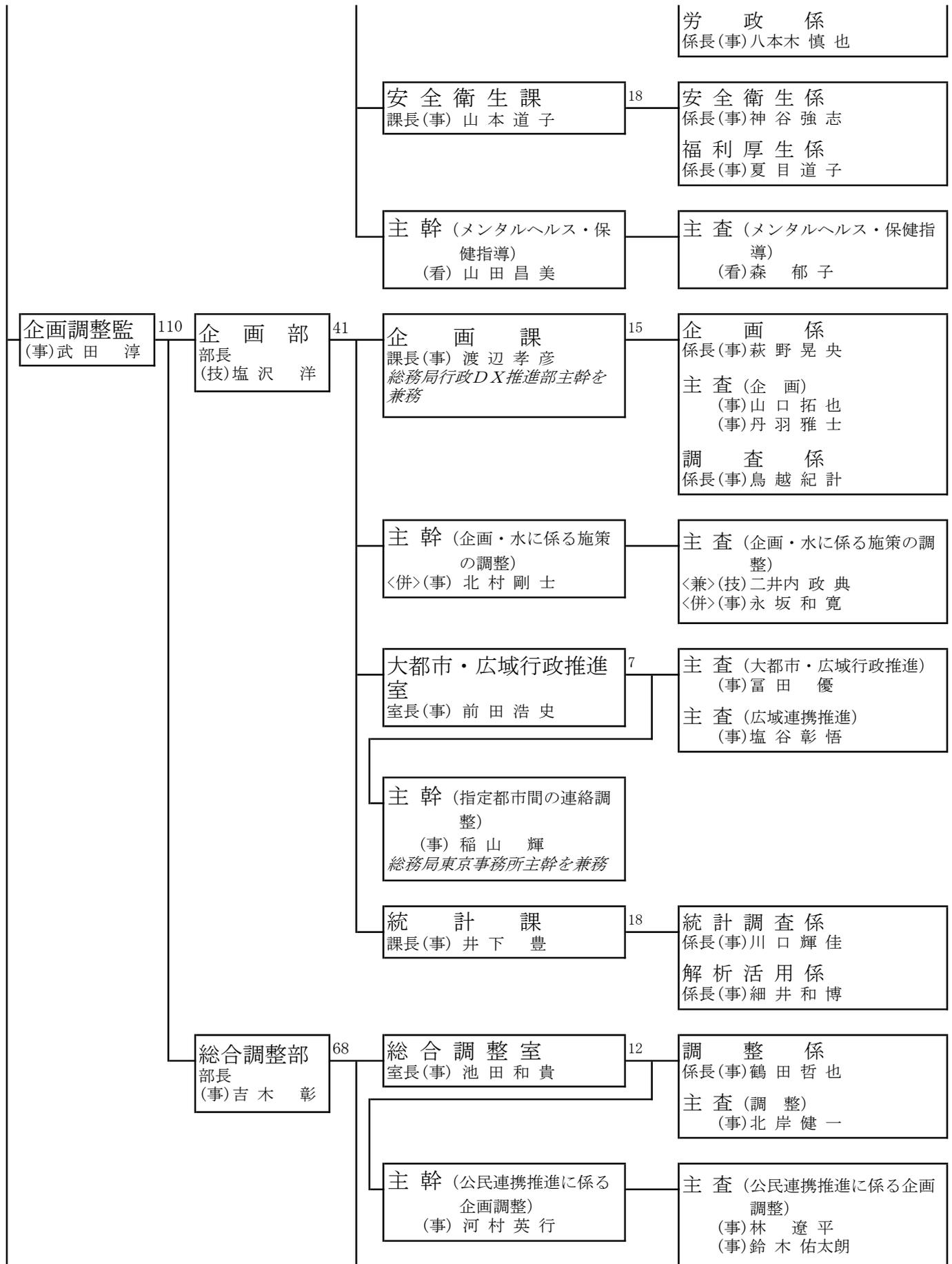
【分掌事務（総務局）】係・主査：143～146ページ、主幹：211～212ページ、公所等：221ページに掲載

〈総務局〉



【分掌事務（総務局）】係・主査：143～146ページ、主幹：211～212ページ、公所等：221ページに掲載

〈総務局〉



〈総務局〉

主 査 (大学連携等)
(事)南 彩

アジア・アジアパラ競
技大会推進室 52
室長(事)長町宏一

推 進 係
係長(事)立松源由
主 査 (広報・事業調整)
(事)酒井恵介
主 査 (アジア・アジアパラ競技
大会に係る連絡調整)
(事)八木信行
(事)野々山千夏子
(事)中田祐輔
(事)浅野博光
(事)中川文平
(事)小澤俊哉
(事)今枝政人
(事)宮下大佑
(事)吉岡朋啓
(事)松雄裕太
(事)小川晃生
(事)竹内航
(運)細澤佳正
(技)岩田義之

主 査 (アジア・アジアパラ競技
大会の推進に係る特命事
項の処理)
(事)池田圭佑
総務局東京事務所主査を兼務

主 幹 (事業調整)
(事)小林大志

主 査 (事業調整)
<兼>(技)森 真人

主 幹 (選手村に係る総合調
整)
<兼>(事)瀬戸雅紀

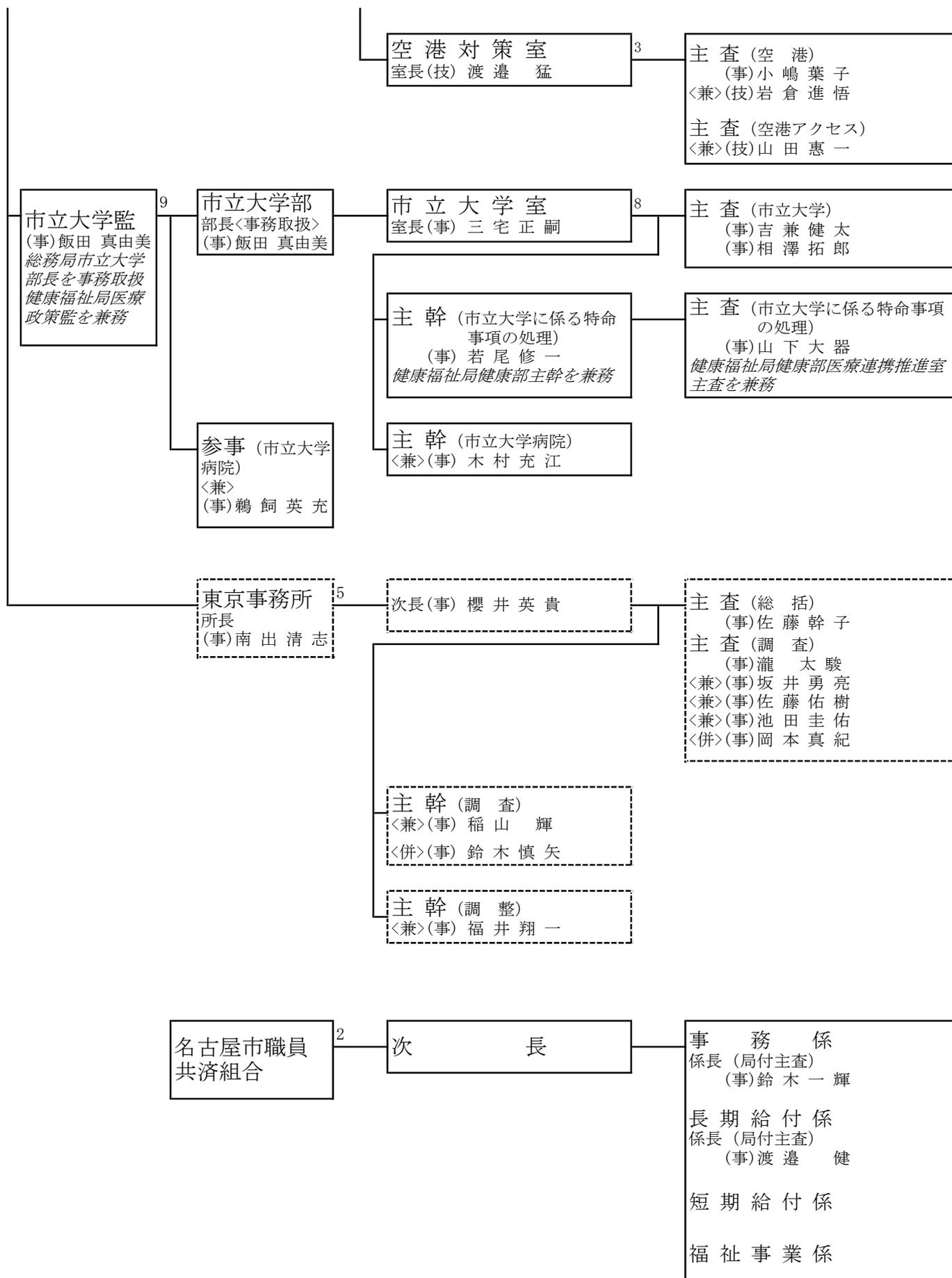
主 幹 (競技会場に係る連絡
調整)
<兼>(技)花木哲哉

主 幹 (瑞穂公園陸上競技場
の改築に係る連絡調
整)
<兼>(技)伊藤和嘉

主 幹 (アジア・アジアパラ
競技大会に係る企画
調整)
(事)笈 賢二
スポーツ市民局スポーツ推進
部主幹を兼務
健康福祉局障害福祉部主幹を
兼務

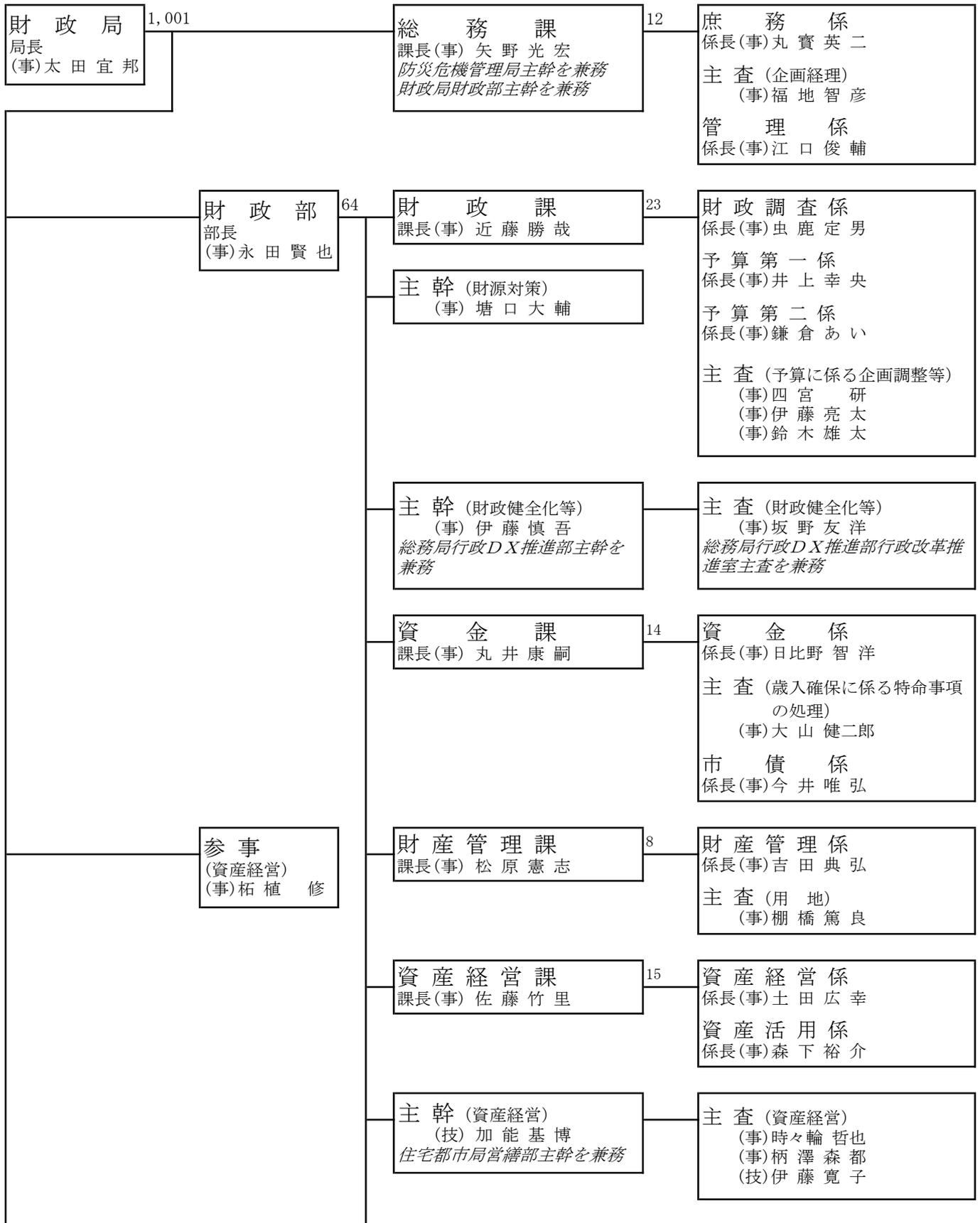
主 査 (アジア・アジアパラ競技
大会に係る企画調整)
(事)大原 駿一
スポーツ市民局スポーツ推進部ス
ポーツ戦略室主査を兼務
健康福祉局障害福祉部障害企画課
主査を兼務
(事)小西正洋
スポーツ市民局スポーツ推進部ス
ポーツ戦略室主査を兼務
健康福祉局障害福祉部障害企画課
主査を兼務

〈総務局〉

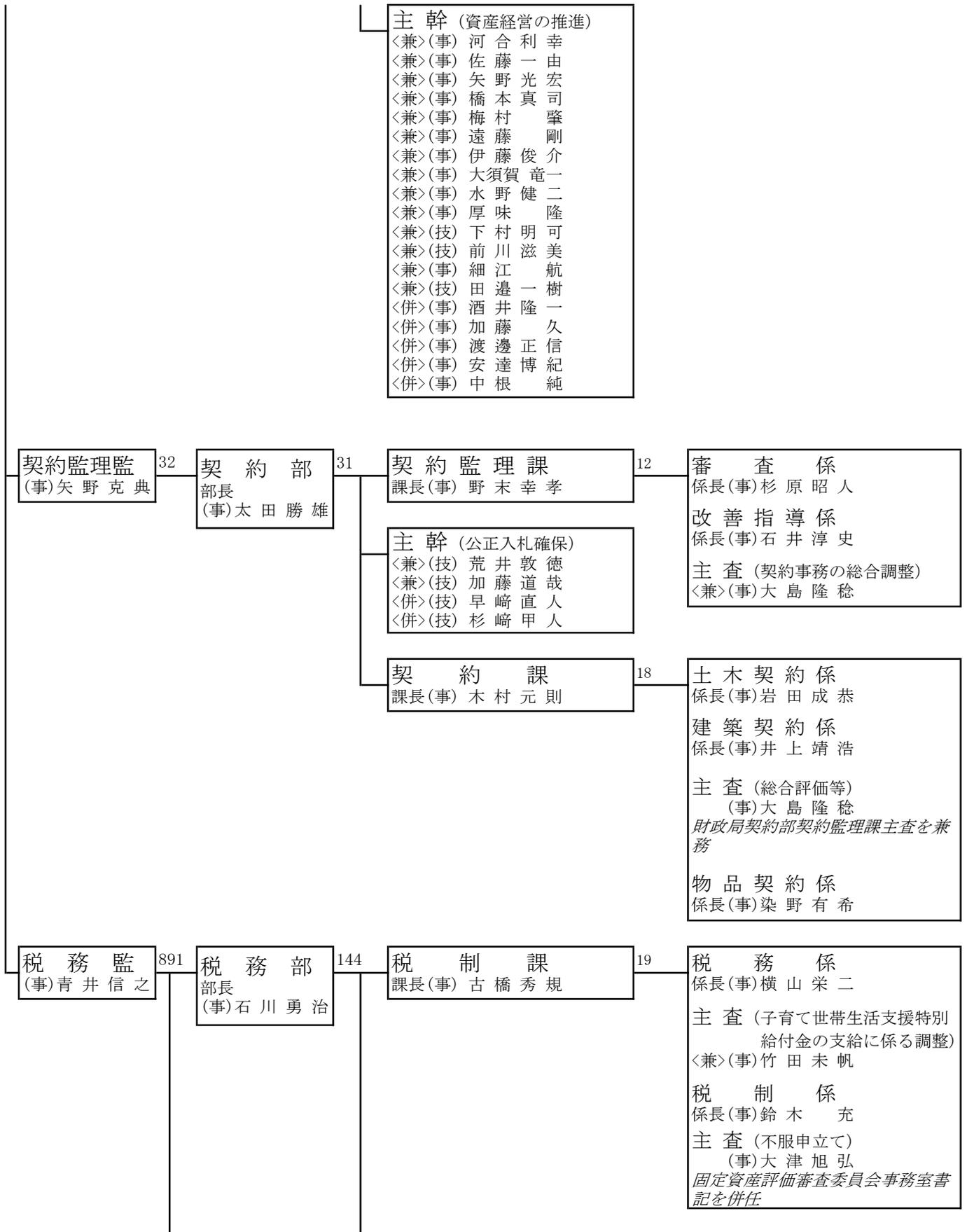


【分掌事務（総務局）】係・主査：143～146ページ、主幹：211～212ページ、公所等：221ページに掲載

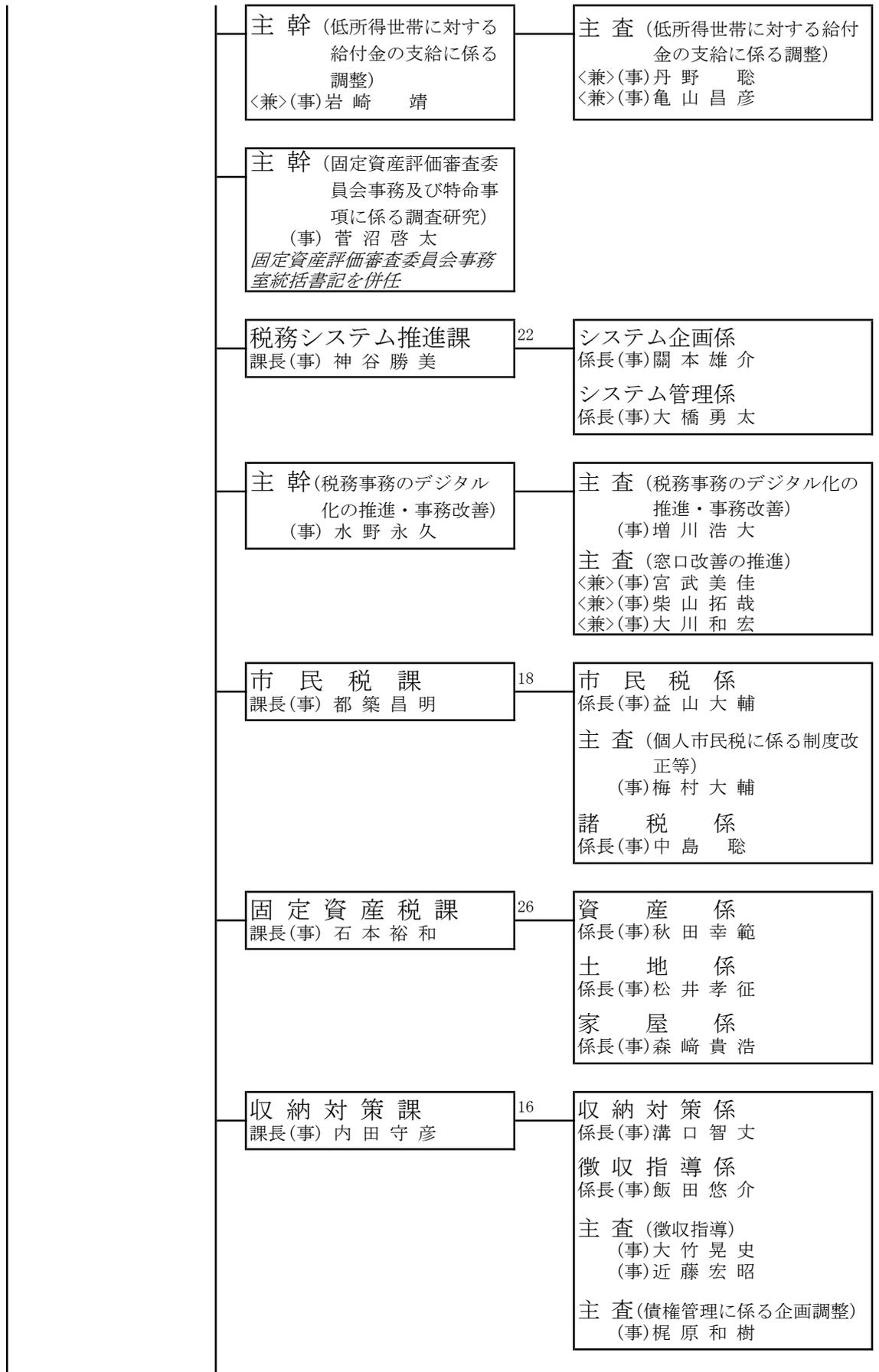
〈財 政 局〉



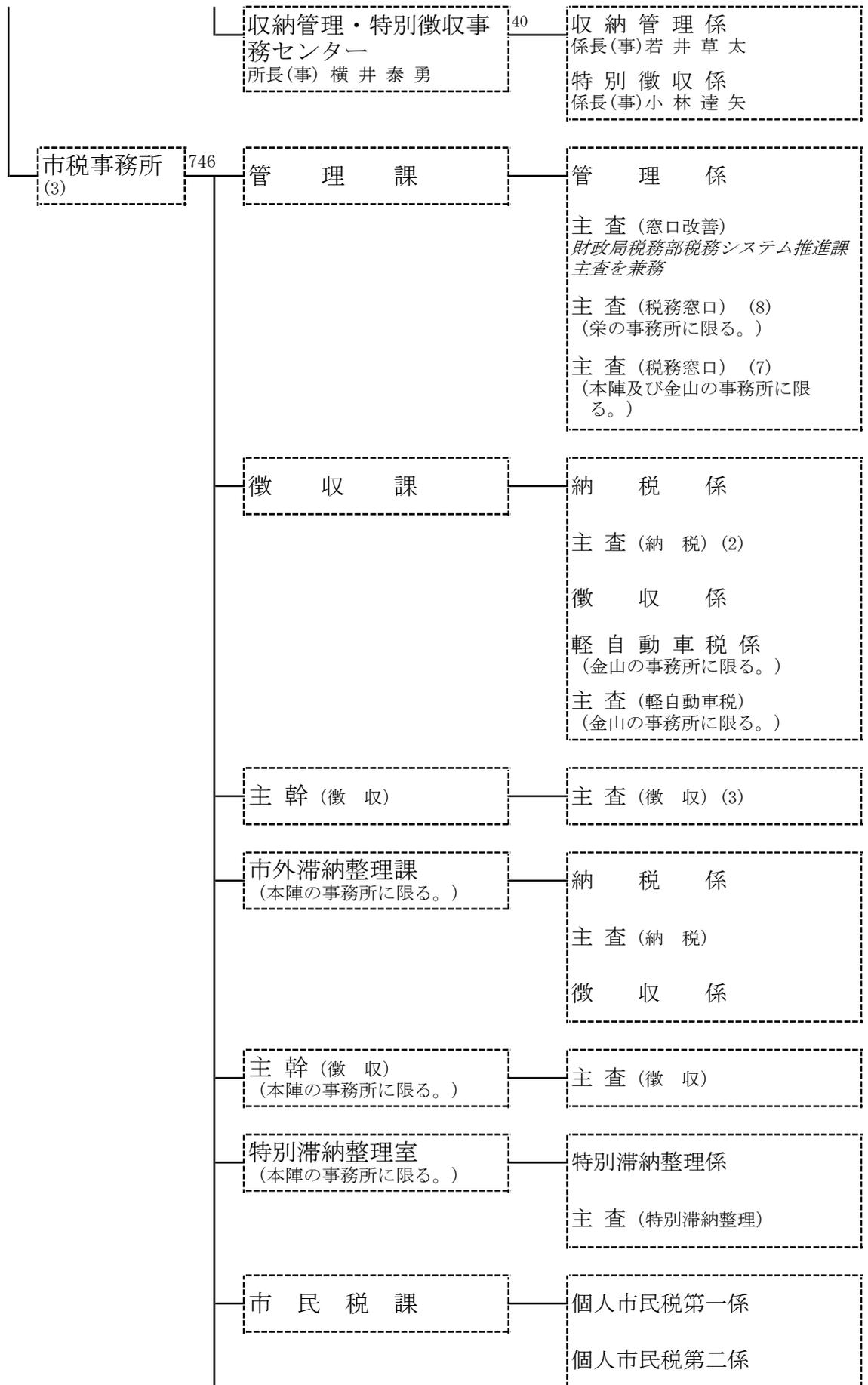
〈財政局〉



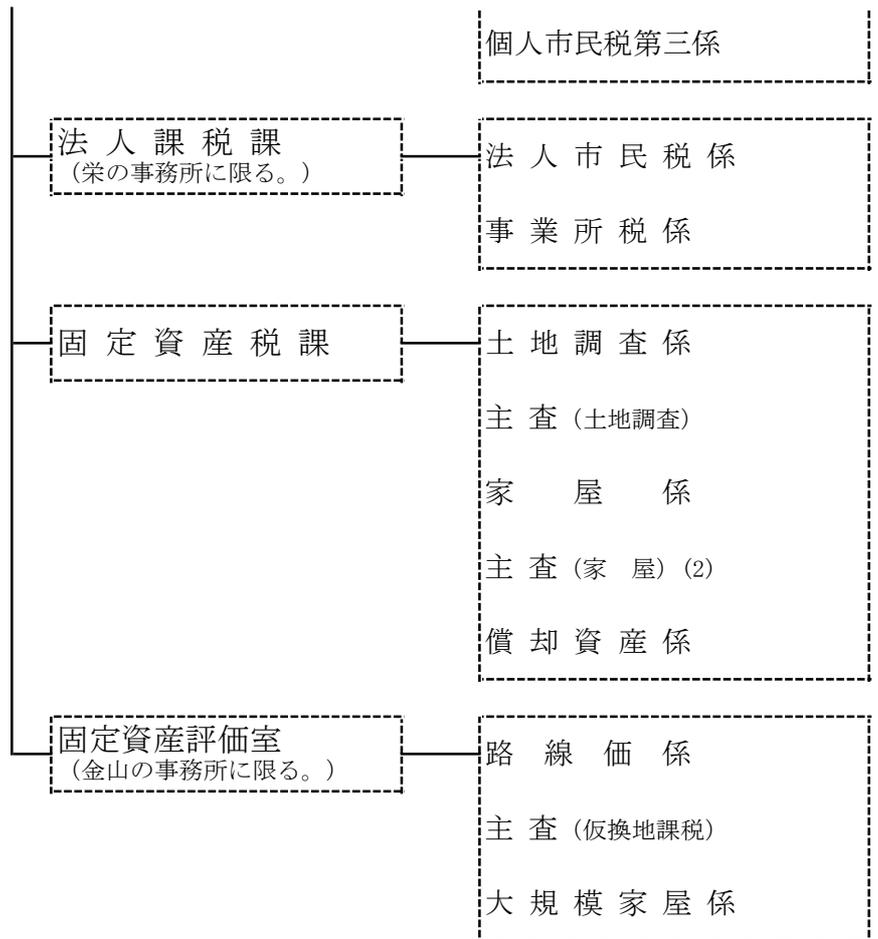
〈財 政 局〉



〈財 政 局〉



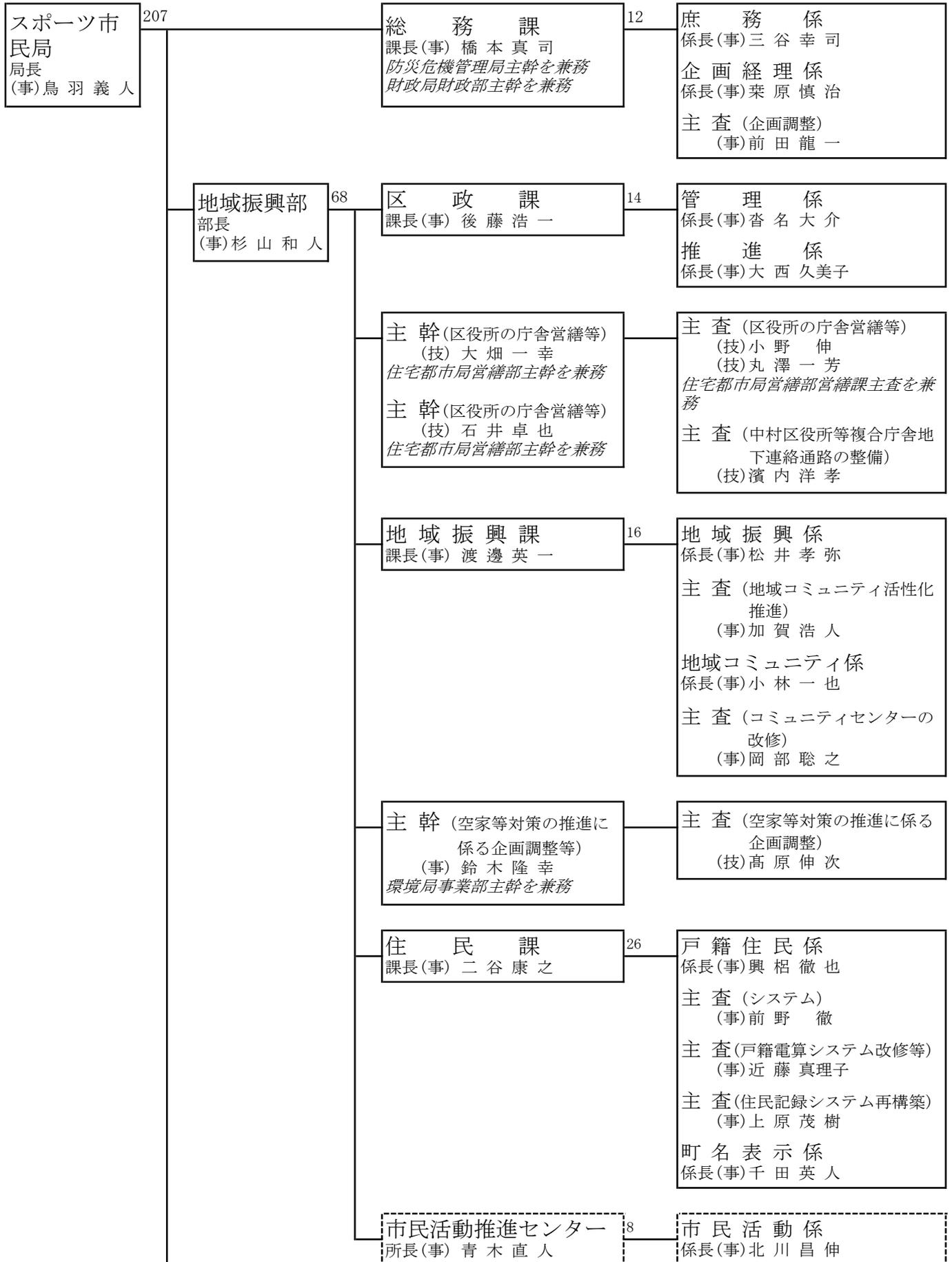
〈財政局〉



〈財政局〉

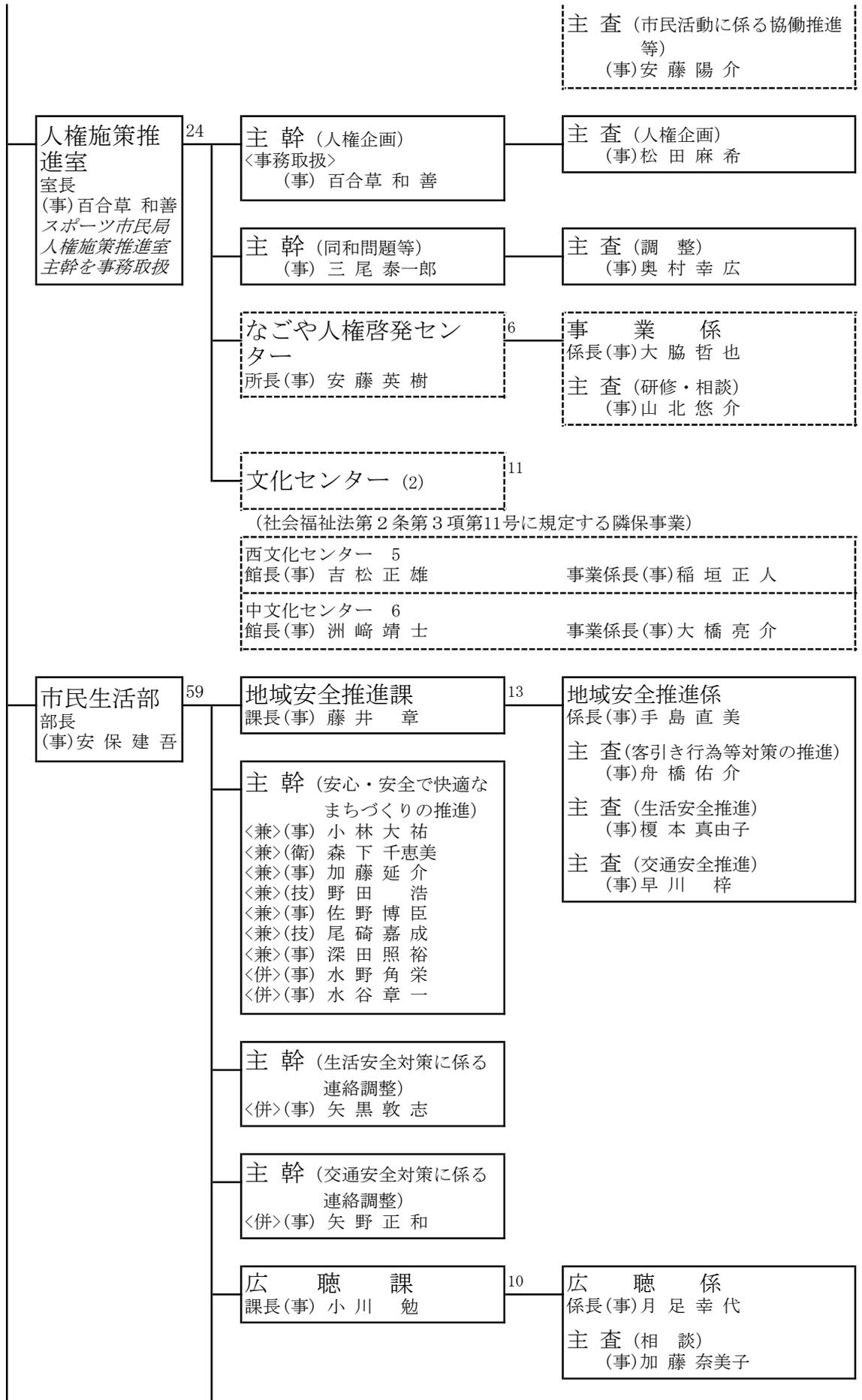
補職名	市税事務所名	栄市税事務所 (959-3300)	本陣市税事務所 (433-4003)	金山市税事務所 (324-9800)
所長		(事)黒柳延明 249	(事)川村輝威 244	(事)後藤仁美 253
管理課長		(事)佐野直之 26	(事)山田直毅 24	(事)長谷川葉子 24
管理係長		(事)久保英昭	(事)水野隼人	(事)加藤益枝
主査(窓口改善)		(事)宮武美佳	(事)柴山拓哉	(事)大川和宏
主査(税務窓口)		(事)小島健弘	(事)難波安通子	(事)上柳雅義
主査(税務窓口)		(事)岩永洋子	(事)鈴木智士	(事)寺澤秀司
主査(税務窓口)		(事)倉谷裕子	(事)山口浩美	(事)大原康男
主査(税務窓口)		(事)加藤滉貴	(事)金丸博	(事)近藤保
主査(税務窓口)		(事)木村勇貴	(事)増田圭太	(事)杉原巧哉
主査(税務窓口)		(事)原久美子	(事)榭谷元喜	(事)黒部香織
主査(税務窓口)		(事)梅村治	(事)相川詩織	(事)松永真一
主査(税務窓口)		(事)都築健司		
徴収課長		(事)伊藤和成 67	(事)木村仁 62	(事)田中英二 72
納税係長		(事)藤田亮	(事)西本秀周	(事)小林義弘
主査(納税)		(事)木村公嗣	(事)原田康二	(事)長谷川桃子
主査(納税)		(事)吉川晃奈	(事)大橋正悟	(事)加藤秀明
徴収係長		(事)有馬和良	(事)林裕介	(事)横井基宏
軽自動車税係長				(事)瀬田裕子
主査(軽自動車税)				(事)齊藤加恵子
主幹(徴収)		(事)服部文実	(事)酒向欣宏	(事)吉田俊久
主査(徴収)		(事)中井紘子	(事)安富徹	(事)右高昭彦
主査(徴収)		(事)高須宏二	(事)清野一貴	(事)牧野眞司
主査(徴収)		(事)椋田隆史	(事)酒井智弘	(事)佐藤真滋
市外滞納整理課長			(事)後藤圭介 33	
納税係長			(事)城野孝哉	
主査(納税)			(事)高橋さやか	
徴収係長			(事)藤田力	
主幹(徴収)			(事)柏田紀子	
主査(徴収)			(事)金神佳典	
特別滞納整理室長			(事)堀口英樹 14	
特別滞納整理係長			(事)鈴木正樹	
主査(特別滞納整理)			(事)宮田整	
市民税課長		(事)伊藤秀樹 56	(事)水野英宏 43	(事)渡部隆雄 50
個人市民税第一係長		(事)谷川由美子	(事)柳島慧爾	(事)安形恵
個人市民税第二係長		(事)西田京子	(事)太田憲臣	(事)水野幸太
個人市民税第三係長		(事)関谷大志	(事)吉田篤	(事)高橋泰徳
法人課税課長		(事)野崎元宏 28		
法人市民税係長		(事)上林具喜		
事業所税係長		(事)殿村知也		
固定資産税課長		(事)横川弘一 71	(事)近藤守雅 67	(事)鹿島宏治 72
土地調査係長		(事)新實誠司	(事)毛利久美子	(事)石川丈
主査(土地調査)		(事)前田和広	(事)鷹羽岳人	(事)服部奈緒
家屋係長		(事)大山宏之	(事)伊藤豪	(事)山田克
主査(家屋)		(事)田中康夫	(事)野澤昌俊	(事)綱島正人
主査(家屋)		(事)加藤力也	(事)細田朋弘	(事)山田英輝
償却資産係長		(事)堀脇達哉	(事)山本和弘	(事)安江幸司
固定資産評価室長				(事)木村真治 34
路線価係長				(事)加藤禎久
主査(仮換地課税)				(事)近藤広樹
大規模家屋係長				(事)二宮一夫

〈スポーツ市民局〉



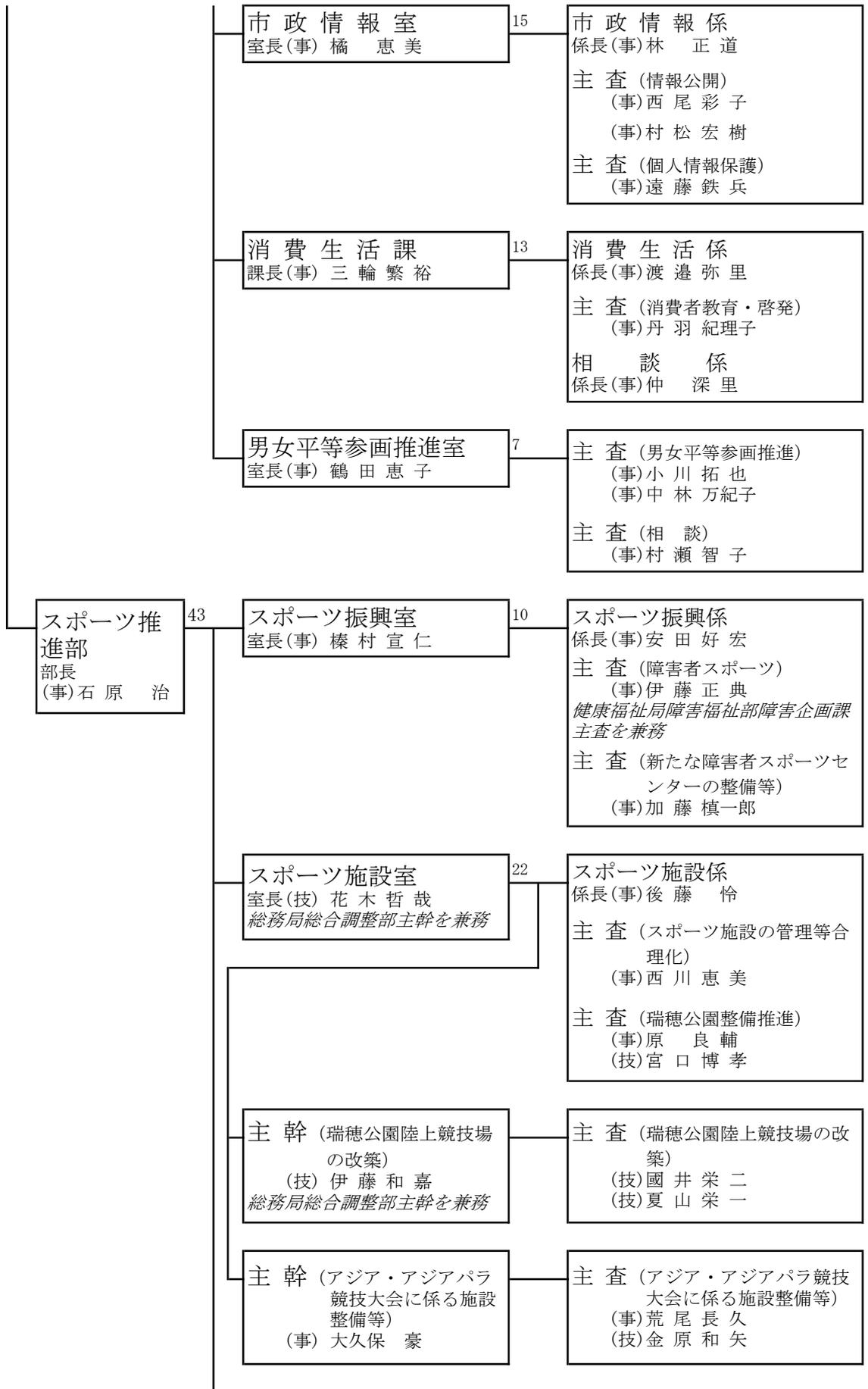
【分掌事務（スポーツ市民局）】係・主査：149～151ページ、主幹：212～213ページ、公所等：225ページに掲載

〈スポーツ市民局〉

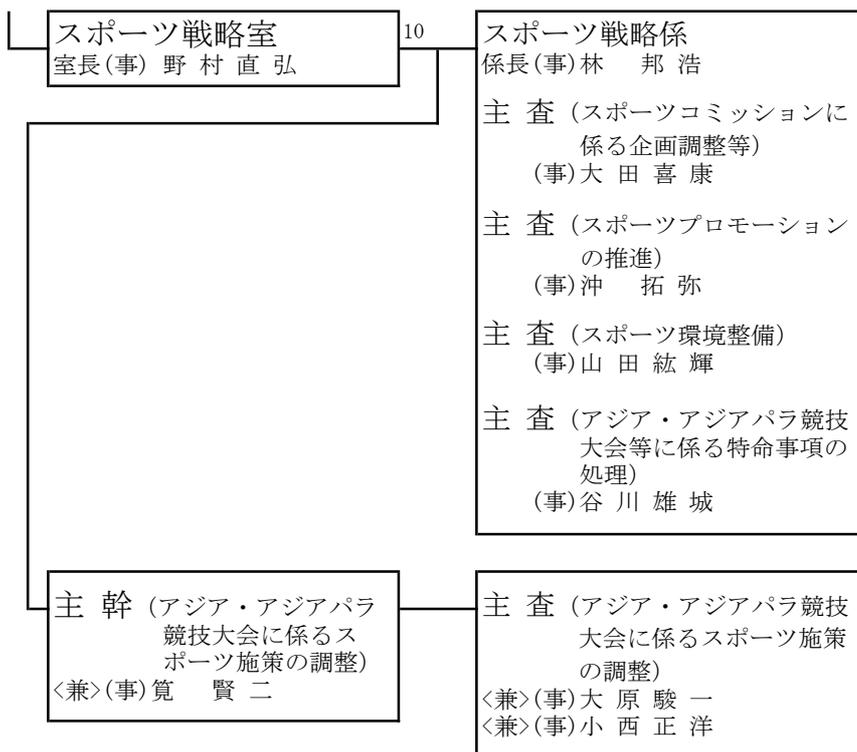


【分掌事務 (スポーツ市民局)】 係・主査：149～151ページ、主幹：212～213ページ、公所等：225ページに掲載

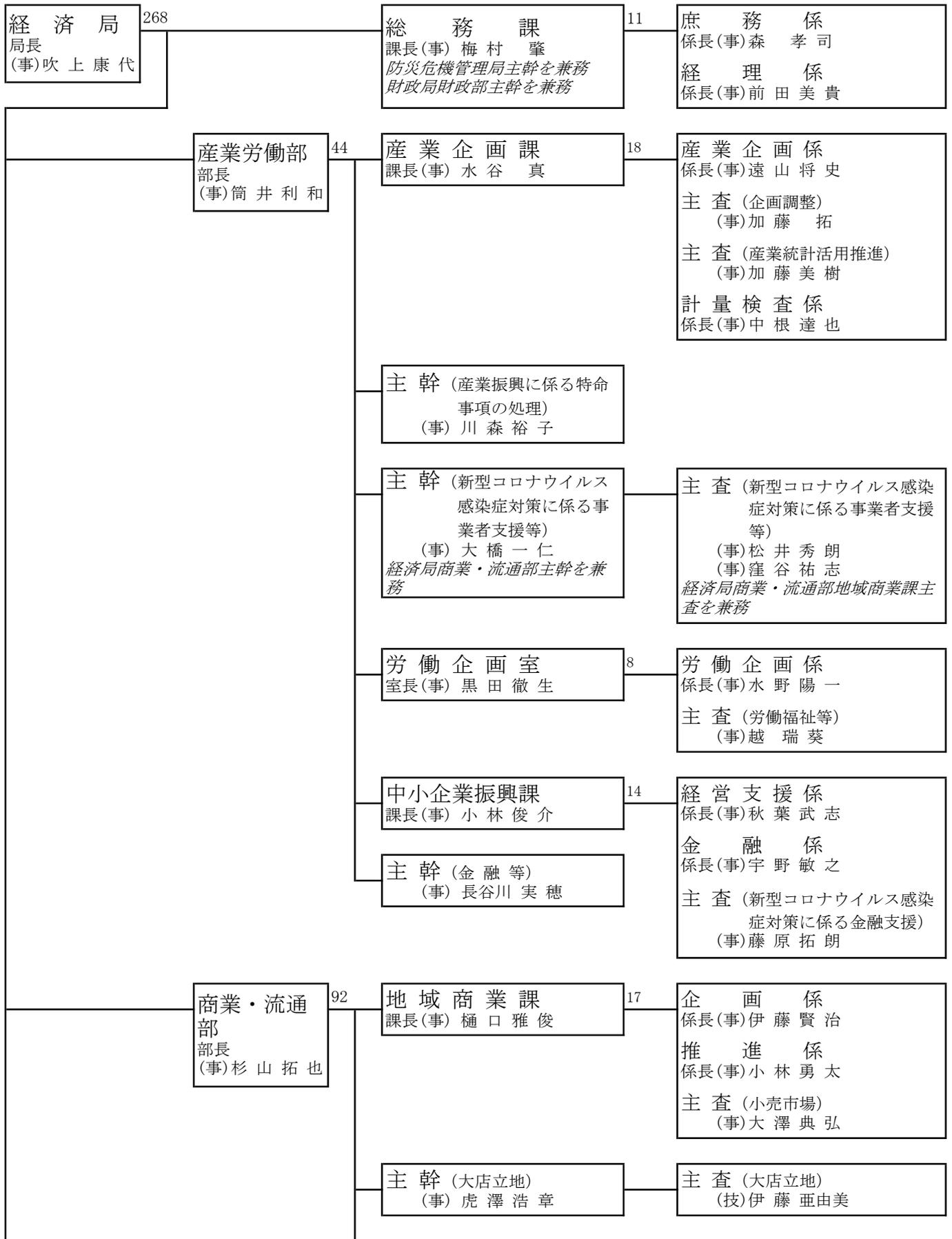
〈スポーツ市民局〉



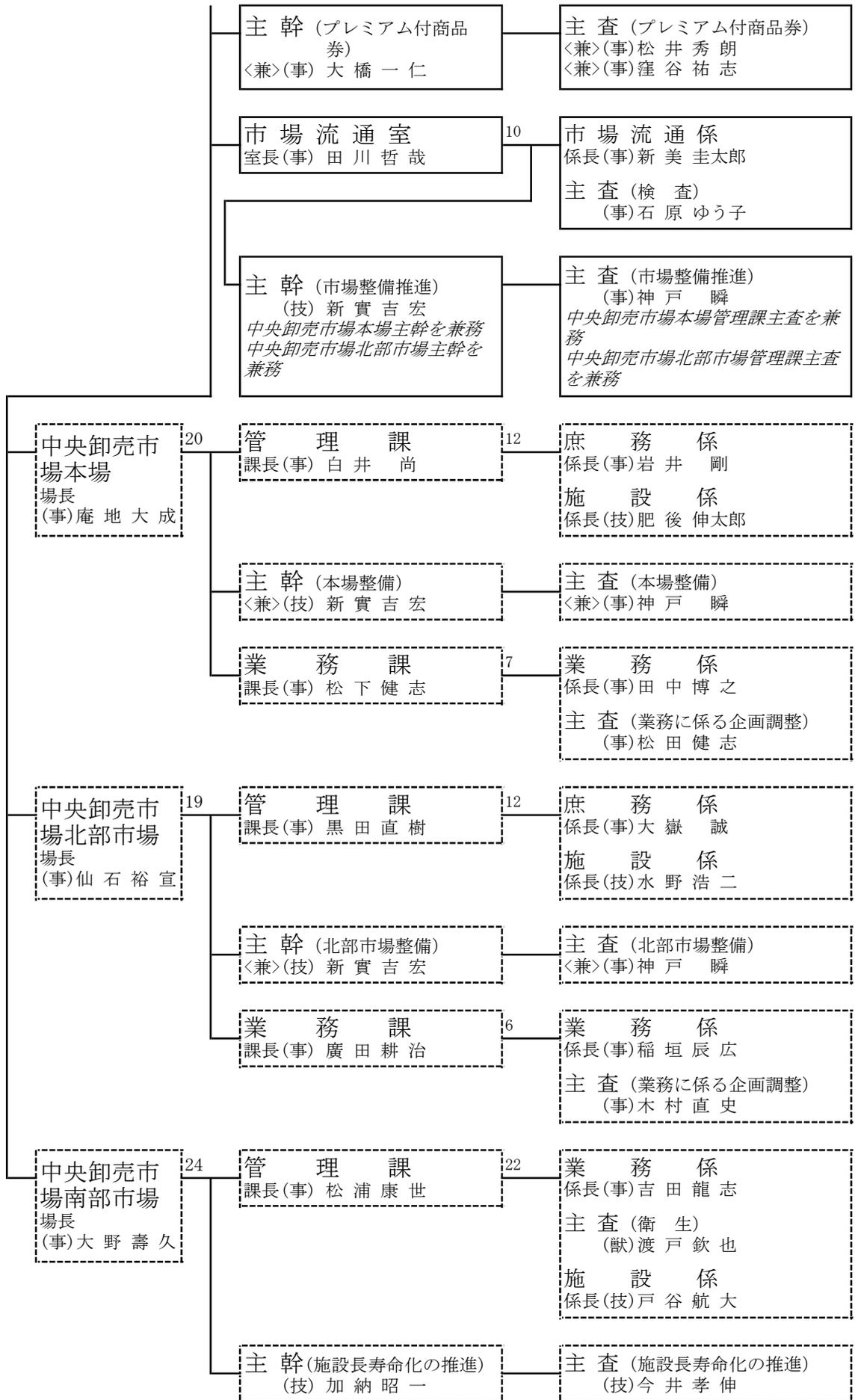
〈スポーツ市民局〉



〈経済局〉

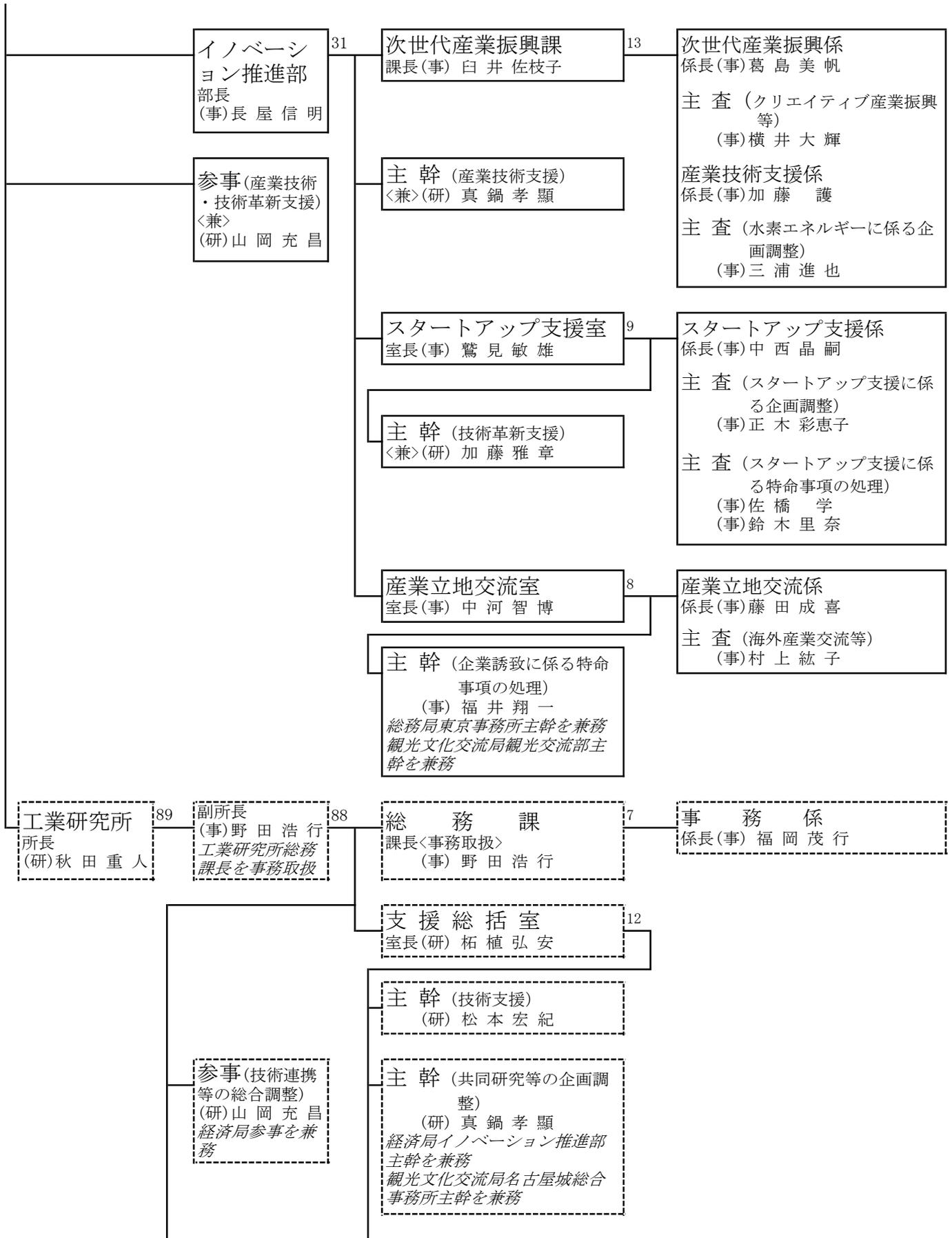


〈経済局〉



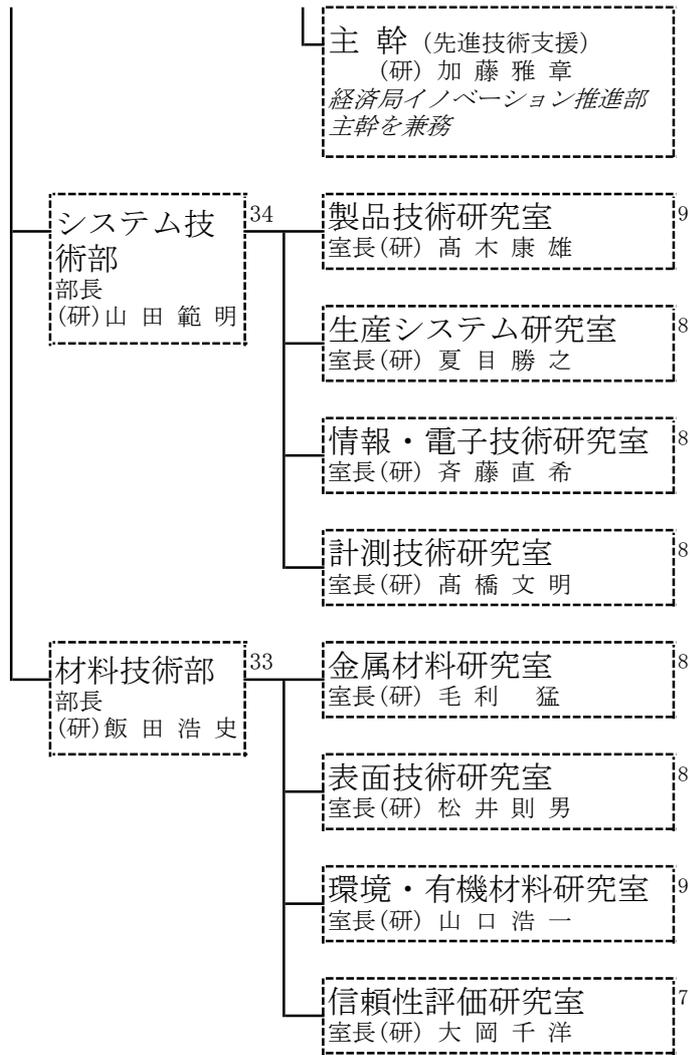
【分掌事務 (経済局)】 係・主査：152～153ページ、主幹：213ページ、公所等：225～227ページに掲載

〈経済局〉

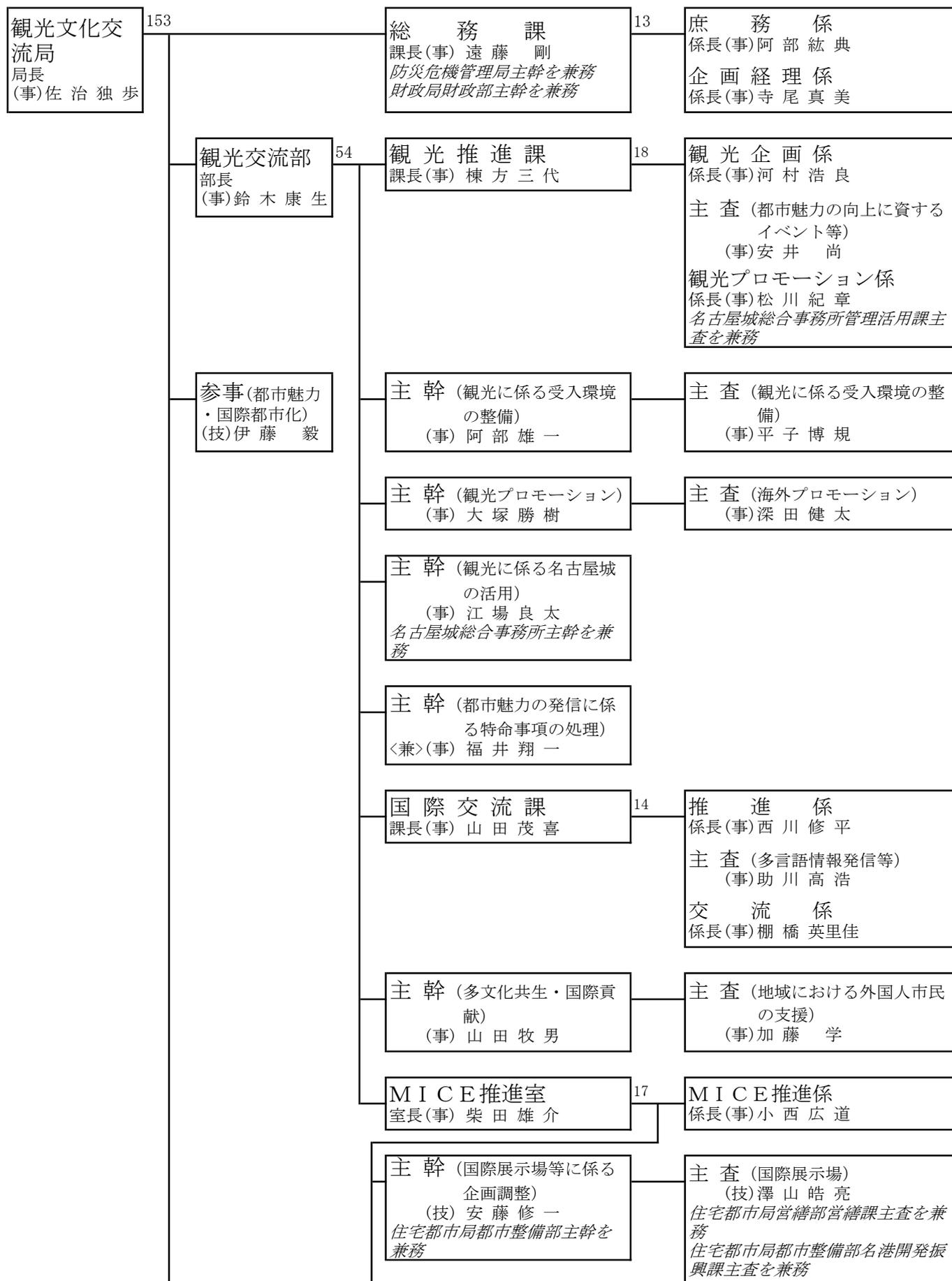


【分掌事務（経済局）】係・主査：152～153ページ、主幹：213ページ、公所等：225～227ページに掲載

〈経済局〉

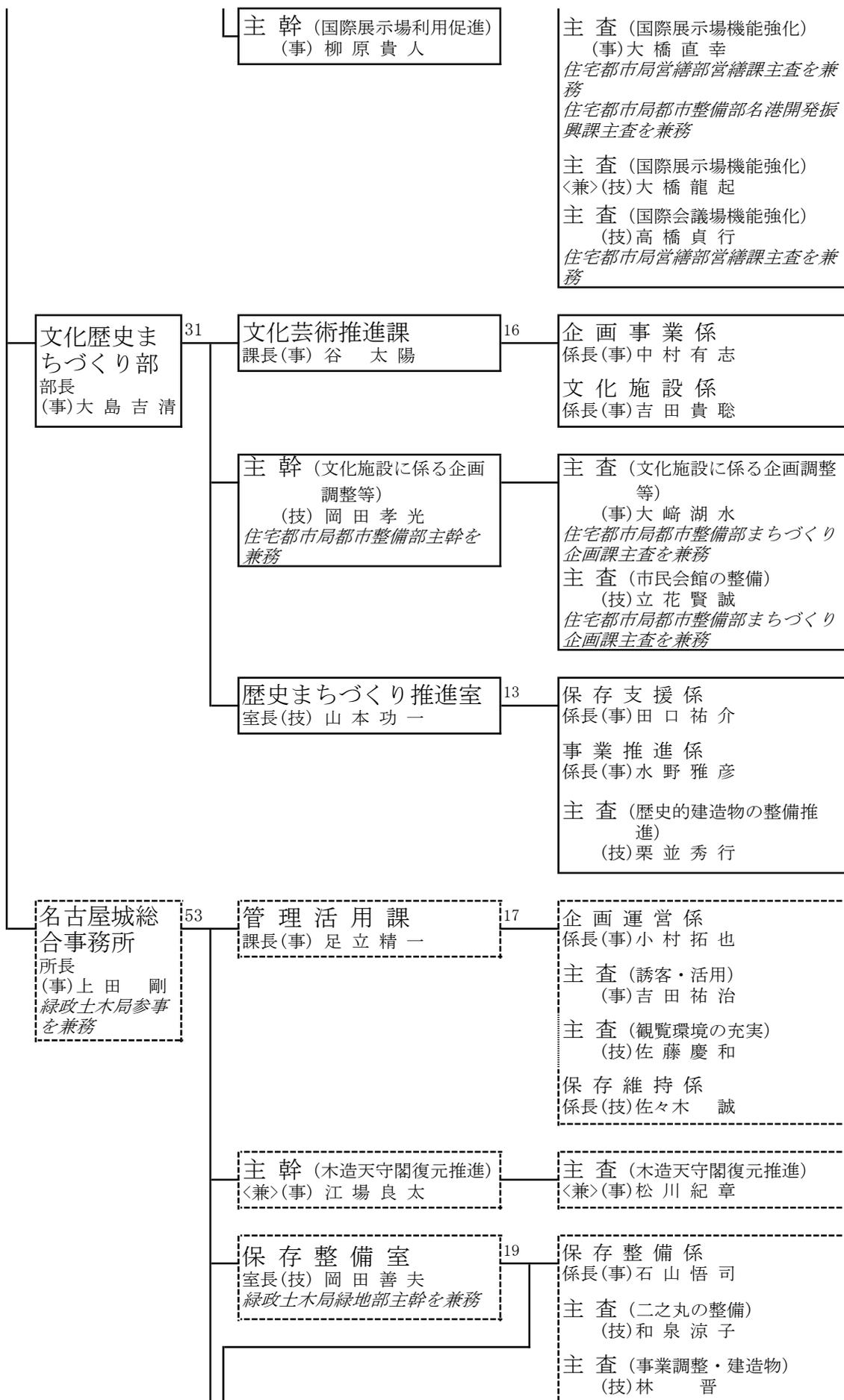


〈観光文化交流局〉



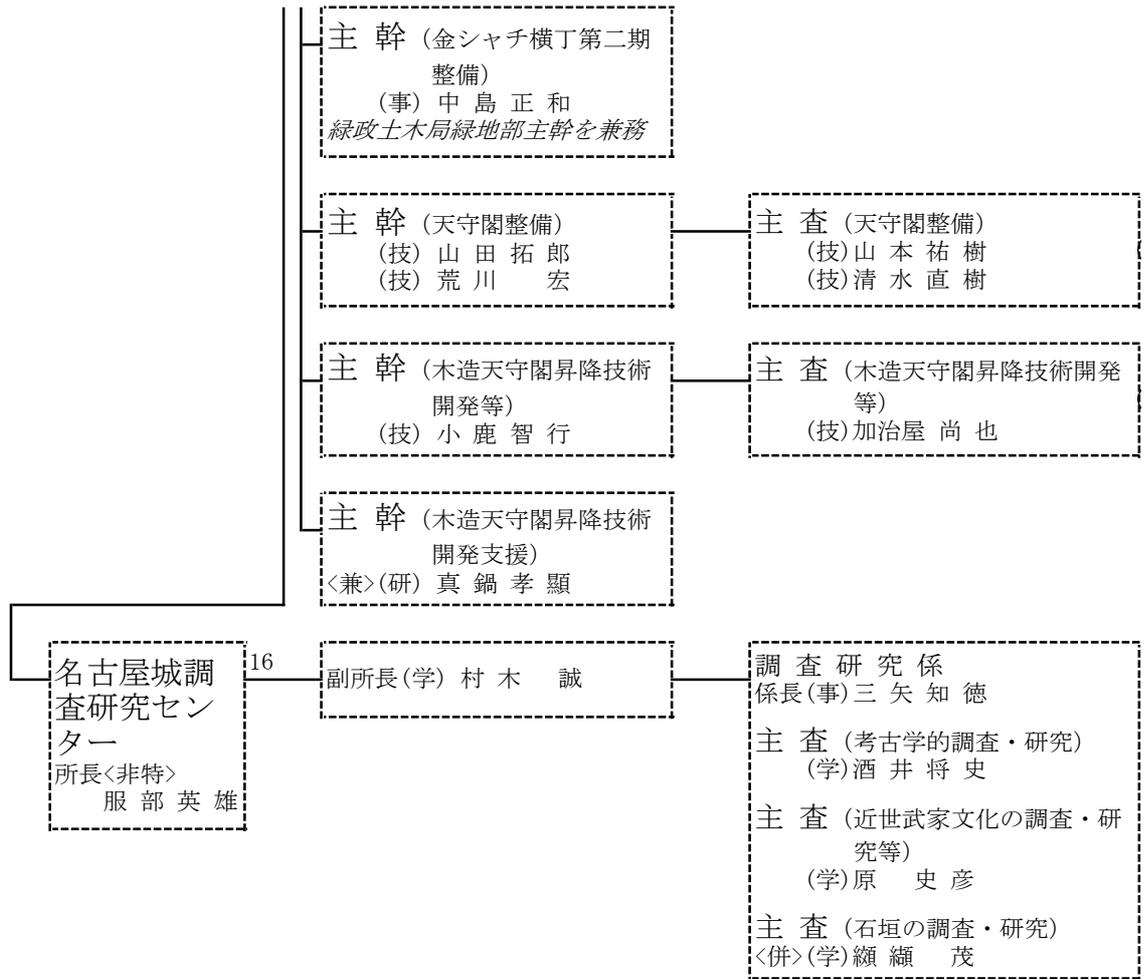
【分掌事務(観光文化交流局)】係・主査：154～155ページ、主幹：213ページ、公所等：227～228ページに掲載

〈観光文化交流局〉

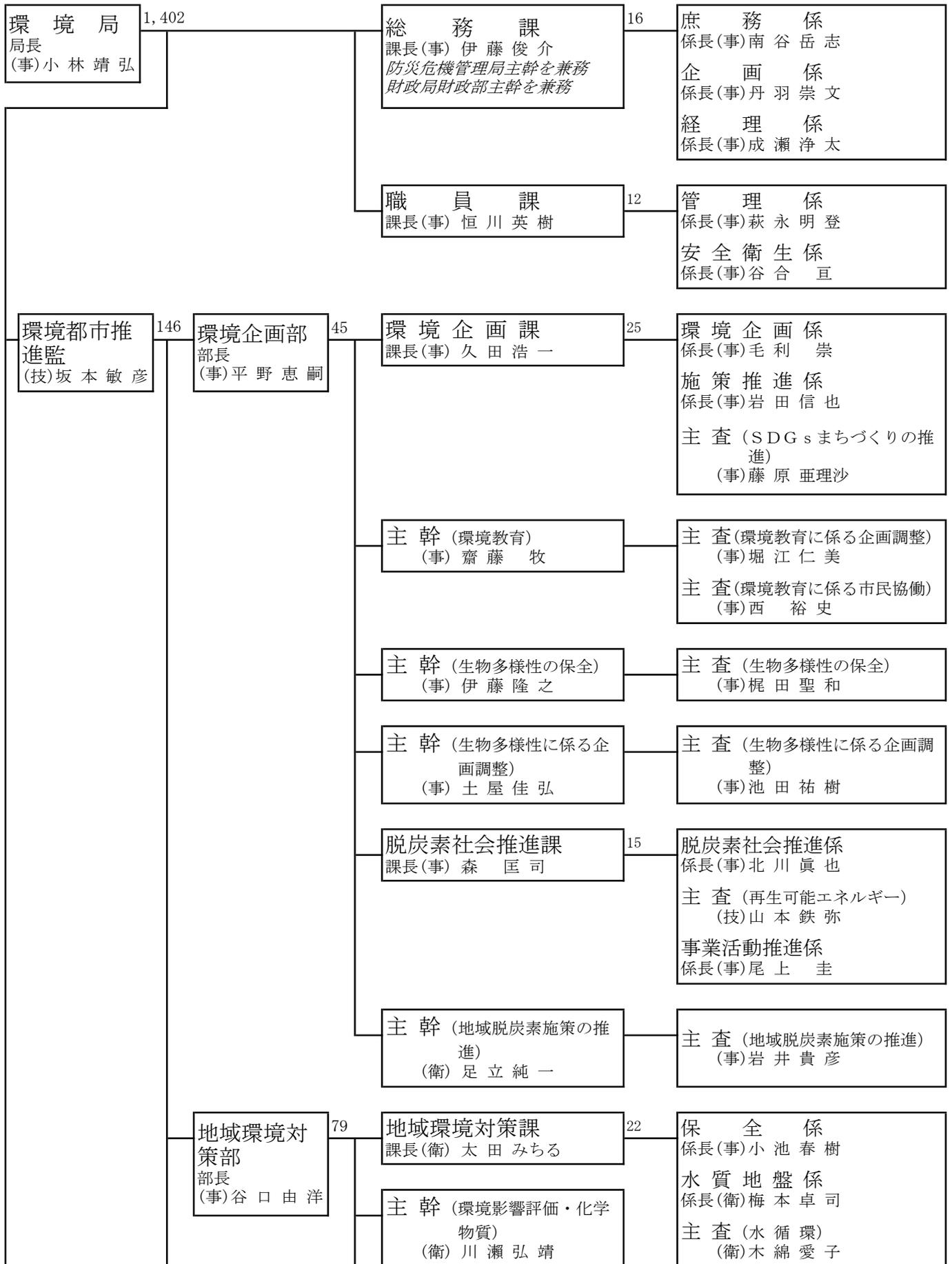


【分掌事務（観光文化交流局）】係・主査：154～155ページ、主幹：213ページ、公所等：227～228ページに掲載

〈観光文化交流局〉

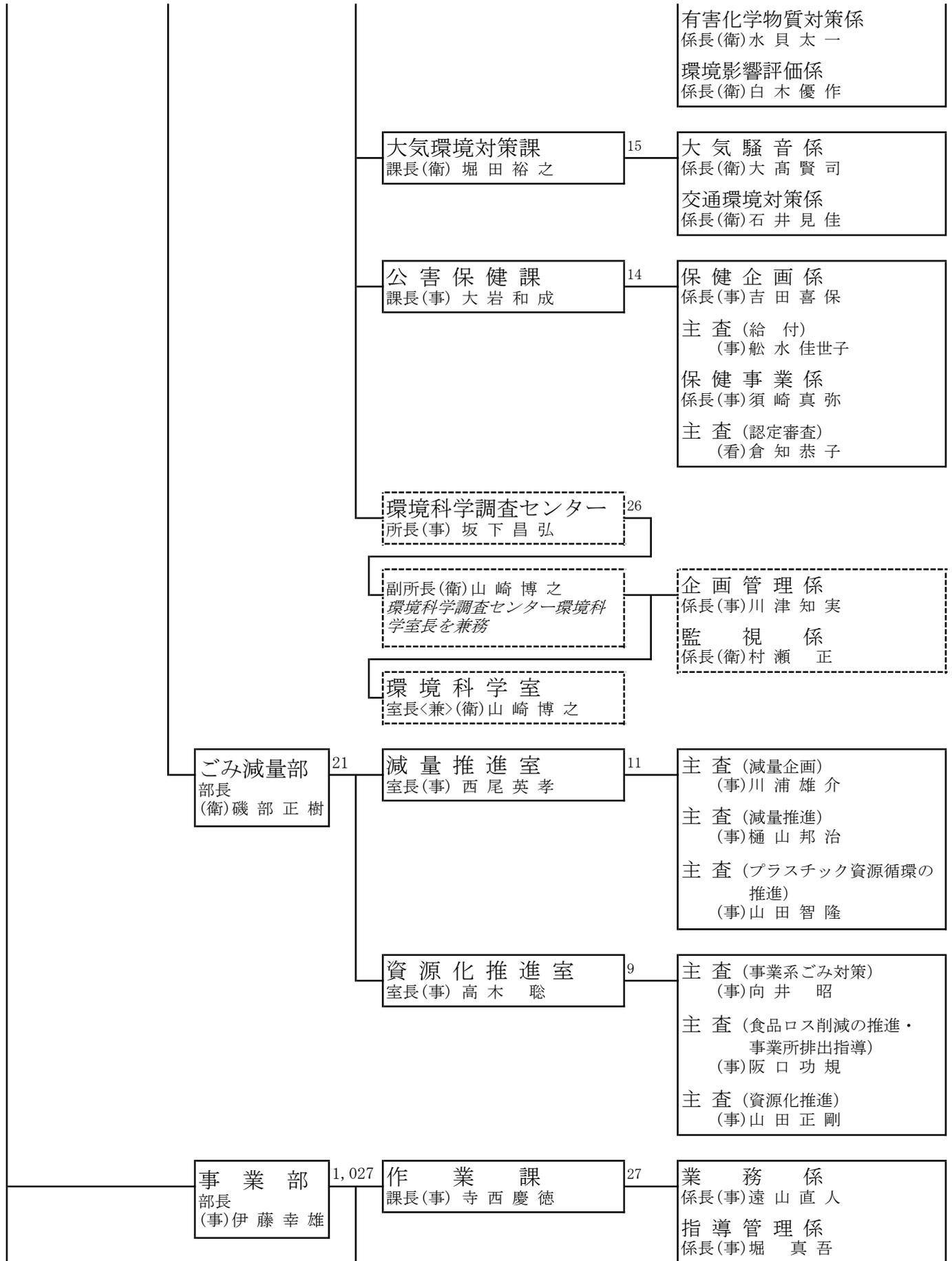


〈環境局〉



【分掌事務（環境局）】係・主査：155～158ページ、主幹：213～214ページ、公所等：228～229ページに掲載

〈環境局〉



【分掌事務（環境局）】係・主査：155～158ページ、主幹：213～214ページ、公所等：228～229ページに掲載

〈環境局〉

作業係
係長(事)山中幸一
処理係
係長(事)大西和博

主幹(路上禁煙・住居の不良堆積物対策の推進等)
(事)小林大祐
スポーツ市民局市民生活部主幹を兼務

主査(収集事業調整)
(事)宇多健一
主査(住居の不良堆積物対策の推進)
(事)柴敦
主査(路上禁煙)
(事)西原大輔

主幹(住居の不良堆積物対策の推進)
<兼>(事)鈴木隆幸
<兼>(事)玉井良司
<兼>(事)高木慶太
<兼>(衛)白橋秀明
<兼>(事)佐野博臣
<併>(事)山田尚功

廃棄物指導課
課長(事)河野友成

16
一般廃棄物指導係
係長(事)時信勇男
産業廃棄物審査係
係長(衛)米山良美
産業廃棄物指導係
係長(事)長谷川宏樹

環境事業所(16)
所長
区役所区政部主幹を兼務

982
事務係
指導管理係
作業係

一覧は35ページに掲載

施設部
部長
(事)作田宏幸

199
施設課
課長(事)喜多村正

16
事務係
係長(事)星野孝幸
施設係
係長(技)水谷堅
処分場係
係長(技)増岡法宏

主幹(処分場確保)
(事)香田洋伸

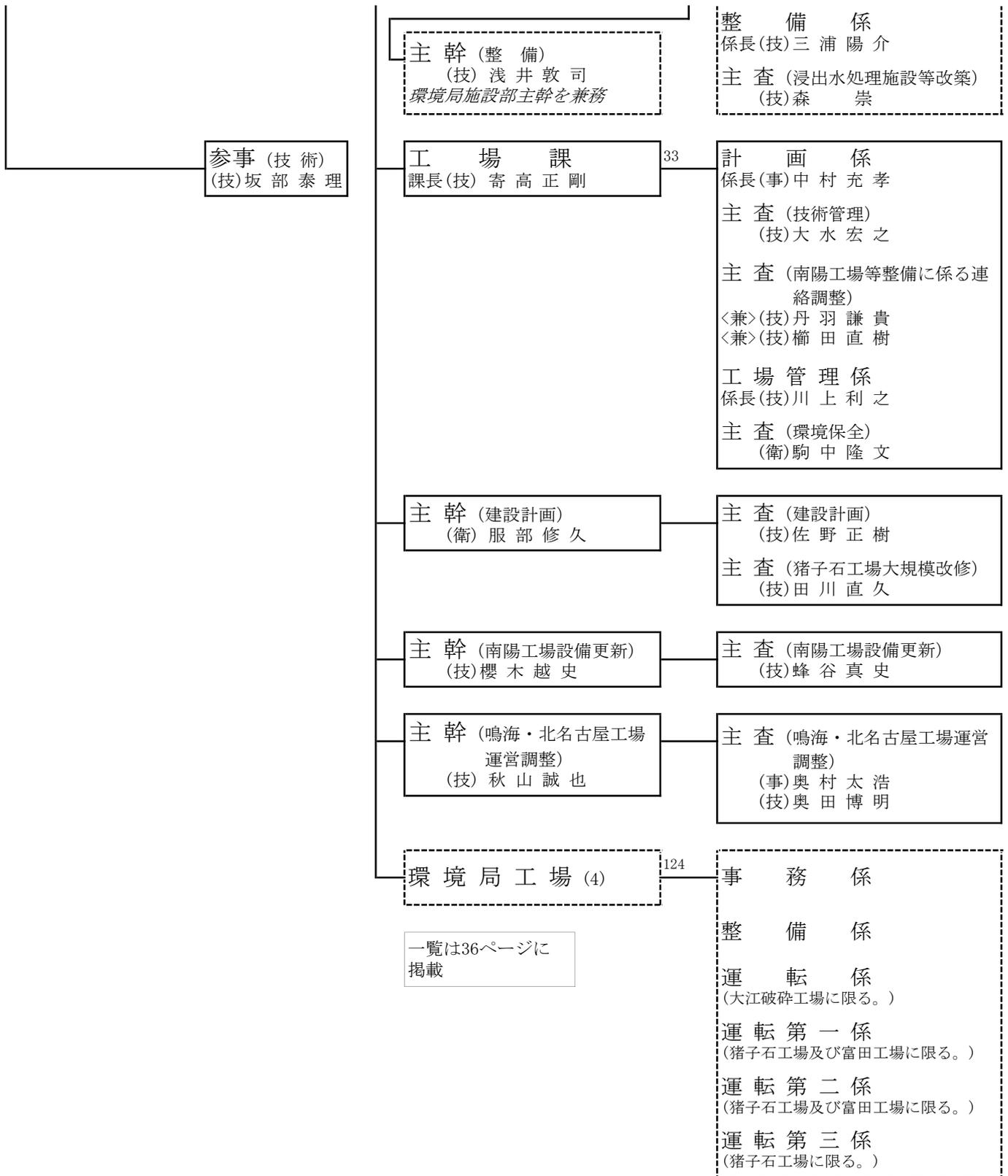
主査(処分場確保)
(事)川角雅裕

主幹(処分場建設)
<兼>(技)浅井敦司

処分場
場長(事)佐藤春信

21
業務係
係長(事)岡島勲

〈環境局〉



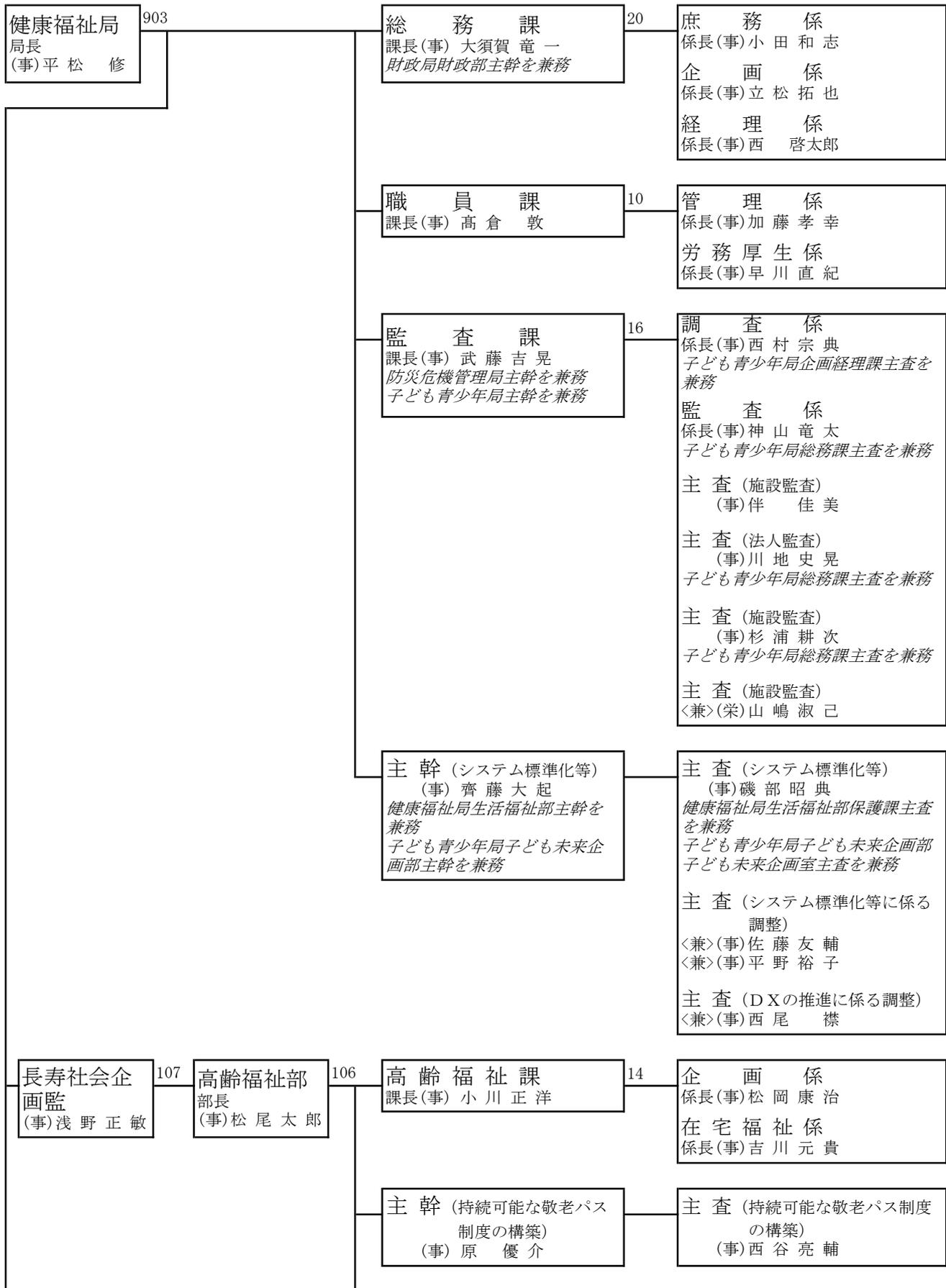
〈環境局〉

事業所名 補職名	千種環境事業所	東環境事業所	北環境事業所
所長 事務係長 指導管理係長 作業係長	(事)吉原純一 59 (事)立松徳之 (事)野倉圭輔 (事)後藤亮	(事)岡部克矢 40 (事)井野口浩 (清)田嶋誠 (清)上坂誠	(清)中村正 100 (事)祖父江彩 (事)中山惇 (事)橋村侑磨
事業所名 補職名	西環境事業所	中村環境事業所	中環境事業所
所長 事務係長 指導管理係長 作業係長	(清)若園勝司 62 (事)宇野直樹 (事)磯前進 (清)瀧本武	(事)谷川浩之 58 (事)花井健 (事)細井禎弘 (清)加藤英秋	(事)瀧川潤 39 (事)佐々木達朗 (事)高須雄大 (事)田村頼純
事業所名 補職名	昭和環境事業所	瑞穂環境事業所	熱田環境事業所
所長 事務係長 指導管理係長 作業係長	(事)奥村竜史 44 (事)杉浦正基 (事)塚本精蔵 (事)前田章	(技)中村晃 49 (事)水野静生 (事)田口和輝 (清)藤本達也	(事)舞弓公一 31 (事)内藤太郎 (清)高木慶一郎 (清)志村尚昭
事業所名 補職名	中川環境事業所	港環境事業所	南環境事業所
所長 事務係長 指導管理係長 作業係長	(事)服部豊 98 (事)河合幸樹 (事)早瀬義朗 (清)大野晃生	(事)宮部淳 71 (事)福井建太 (事)豊島将太 (清)弓場誠	(事)梅村強司 58 (事)鈴木正道 (事)湯川勝規 (清)平岡武史
事業所名 補職名	守山環境事業所	緑環境事業所	名東環境事業所
所長 事務係長 指導管理係長 作業係長	(事)山下俊二 70 (事)大岩嵩侑 (事)松井宏樹 (清)鈴木貴彦	(事)加藤友一 95 (事)江上智之 (事)富樫穰 (清)内藤総一郎	(事)堀内則正 51 (事)森篤史 (事)神野泰英 (事)長谷川圭佑
事業所名 補職名	天白環境事業所		
所長 事務係長 指導管理係長 作業係長	(事)長谷川広樹 57 (事)立澤真人 (事)木村好古 (清)大村哲仁		

〈環境局〉

工場名		猪 子 石 工 場	
補職名			
工 場 長	長	(技)杉 田 通 浩	46
事 務 係 長	長	(事)加 藤 圭	
整 備 係 長	長	(技)中 澤 幸 男	
運 転 第 一 係 長	長	(技)山 田 雅 哉	
運 転 第 二 係 長	長	(技)加 藤 真 人	
運 転 第 三 係 長	長	(技)宮 戸 勇	
工場名		富 田 工 場	
補職名			
工 場 長	長	(技)田 辺 聡	40
事 務 係 長	長	(事)崎 田 稔	
整 備 係 長	長	(技)大 島 祥 弘	
運 転 第 一 係 長	長	(技)鈴 木 正 裕	
運 転 第 二 係 長	長	(技)落 合 悠	
工場名		大 江 破 砕 工 場	
補職名			
工 場 長	長	(技)兼 重 隆	24
事 務 係 長	長	(事)鈴 木 晴 樹	
整 備 係 長	長	(技)高 瀬 孝 彦	
運 転 係 長	長	(技)杉 本 卓 也	
工場名		五 条 川 工 場	
補職名			
工 場 長	長	(衛)鈴 木 寛	14
事 務 係 長	長	(事)吉 田 絵 真	
整 備 係 長	長	(技)関 伸 哉	

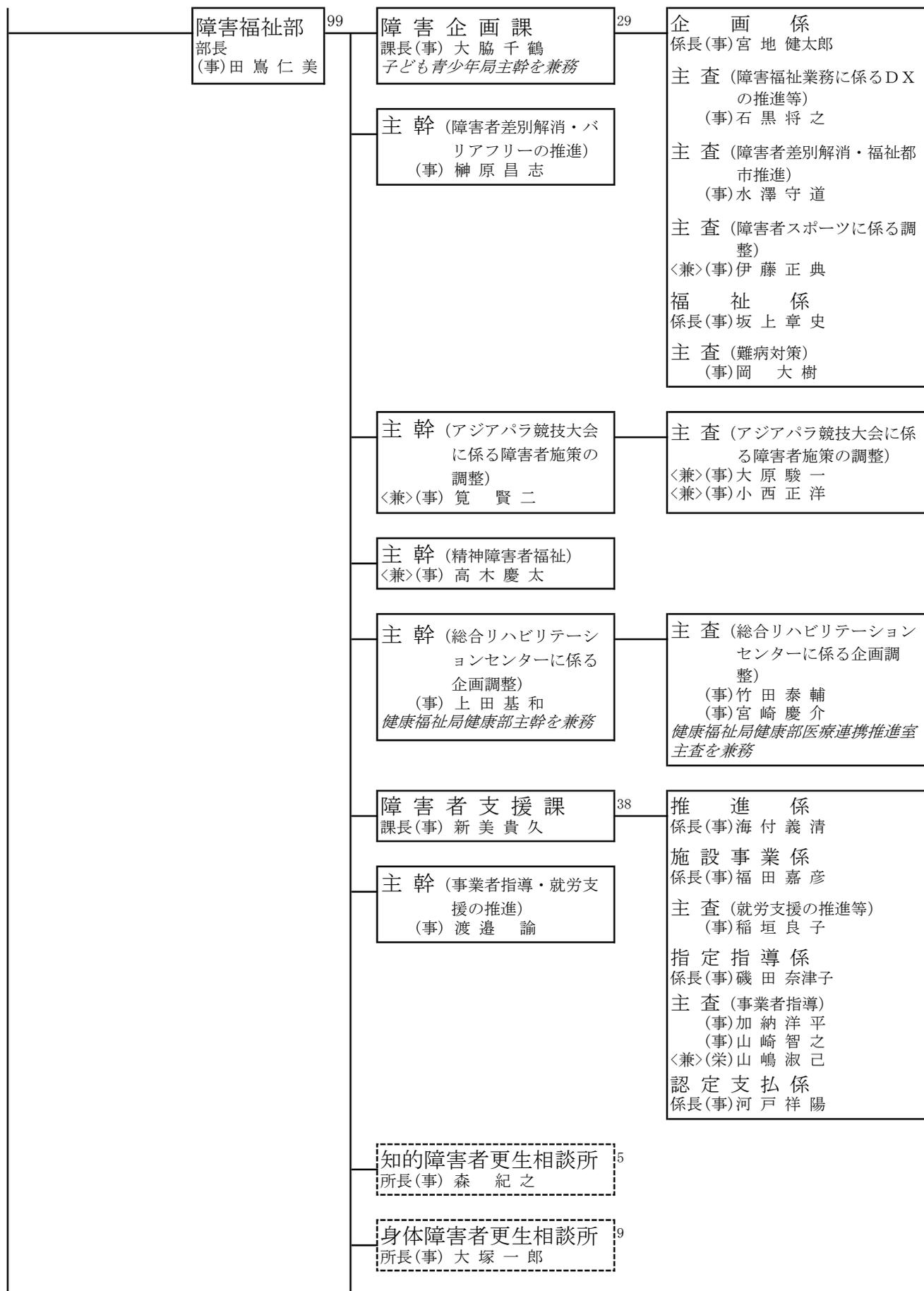
〈健康福祉局〉



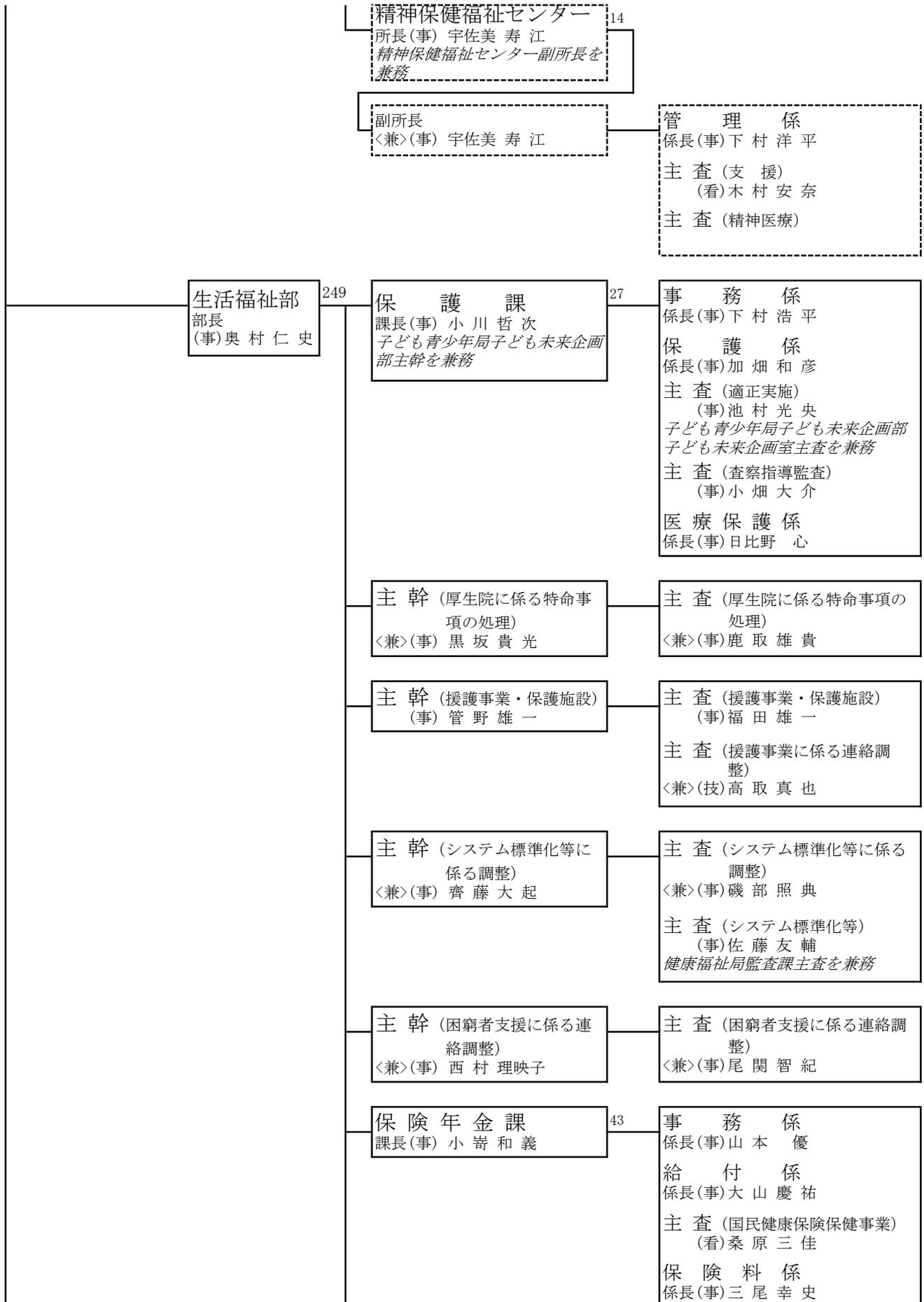
〈健康福祉局〉

<p>地域ケア推進課 課長(事)玉井良司 環境局事業部主幹を兼務</p>	19	<p>地域福祉係 係長(事)足立友典 地域支援係 係長(事)森 銀次郎 主査(いきいき支援センター・ 介護予防推進) (事)井上 貴広</p>
<p>主幹(包括的支援の推進に係る企画調整) (事)西村理映子 健康福祉局生活福祉部主幹を兼務</p>		<p>主査(包括的支援の推進に係る企画調整) (事)尾関智紀 健康福祉局生活福祉部保護課主査を兼務</p>
<p>主幹(低所得世帯に対する給付金) (事)岩崎 靖 財政局税務部主幹を兼務</p>		<p>主査(低所得世帯に対する給付金) (事)丹野 聡 (事)亀山昌彦 財政局税務部税制課主査を兼務</p>
<p>主幹(ひきこもり等支援) (事)佐藤真由美 健康福祉局健康部主幹を兼務</p>		<p>主査(ひきこもり等支援) (事)館山雄一 健康福祉局健康部健康増進課主査を兼務</p>
<p>介護保険課 課長(事)竹中詠子</p>	66	<p>推進係 係長(事)法月 傑 認定係 係長(事)伊奈俊樹 保険料係 係長(事)高木圭一郎 主査(システム標準化等) (事)野村陽介 施設指定係 係長(事)村越 幸 居宅指定係 係長(事)山本雅直 指導係 係長(事)佐藤智洋 主査(給付適正化の推進) (事)高橋 えりか</p>
<p>主幹(要介護認定) (事)牧之瀬 篤史</p>		
<p>主幹(厚生院に係る連絡調整) <兼>(事)黒坂貴光</p>		<p>主査(厚生院に係る連絡調整) <兼>(事)鹿取雄貴</p>
<p>主幹(事業者指定) (事)伊藤邦和</p>		
<p>主幹(事業者指導) (事)加藤純一</p>		<p>主査(事業者指導) (事)大竹 郁 主査(事業者指導) (栄)山嶋淑己 健康福祉局監査課主査を兼務 健康福祉局障害福祉部障害者支援課主査を兼務</p>

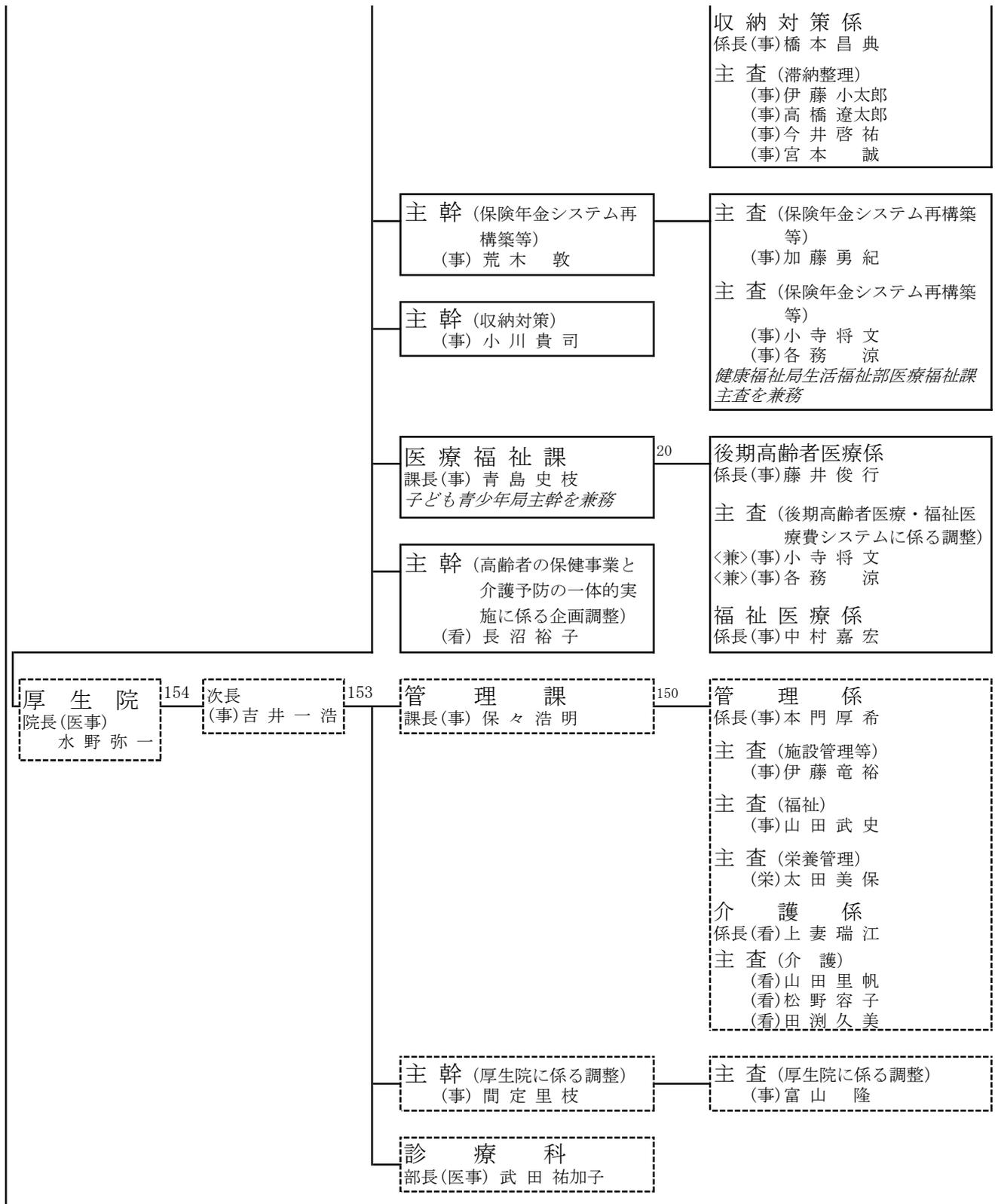
〈健康福祉局〉



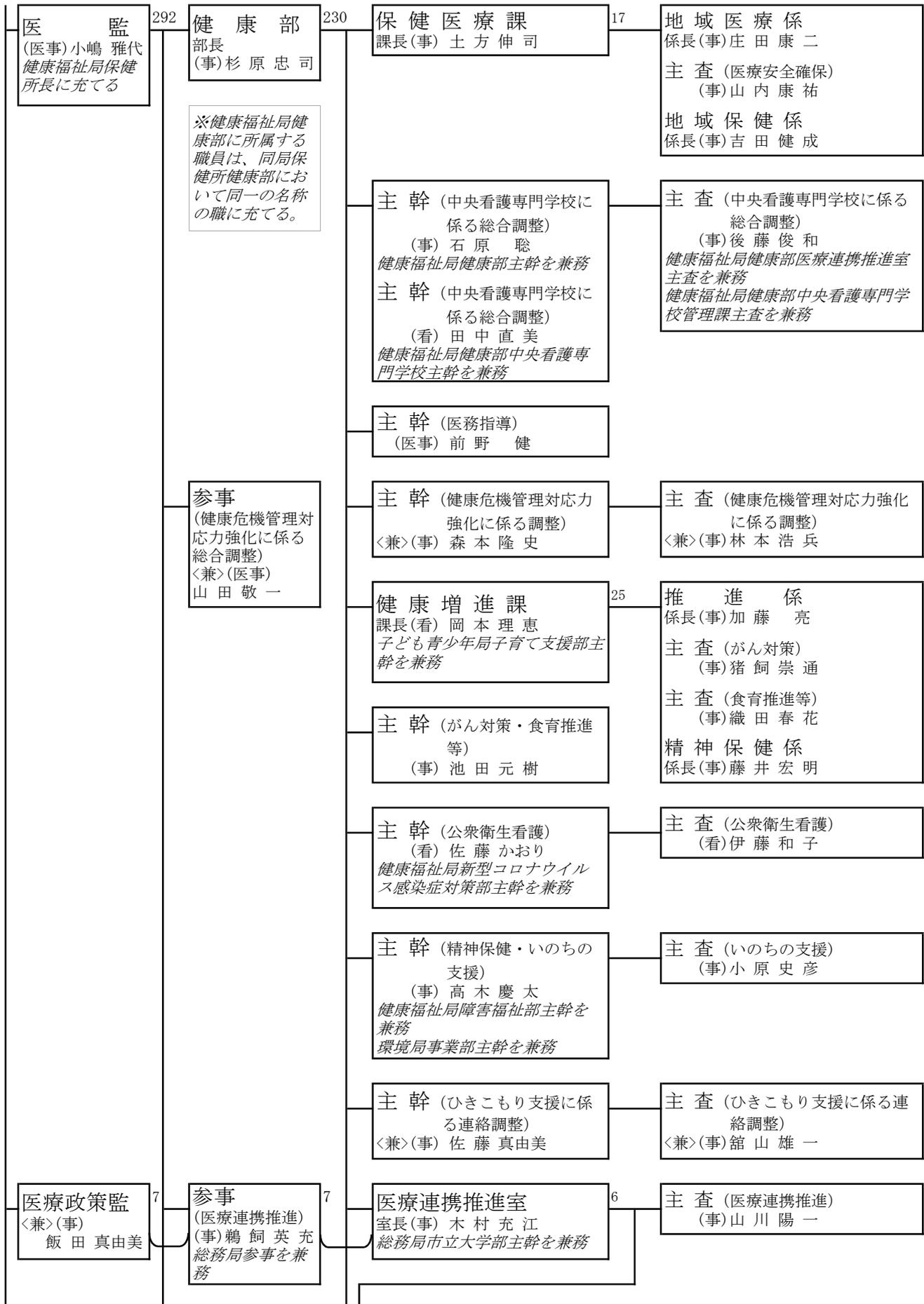
〈健康福祉局〉



〈健康福祉局〉

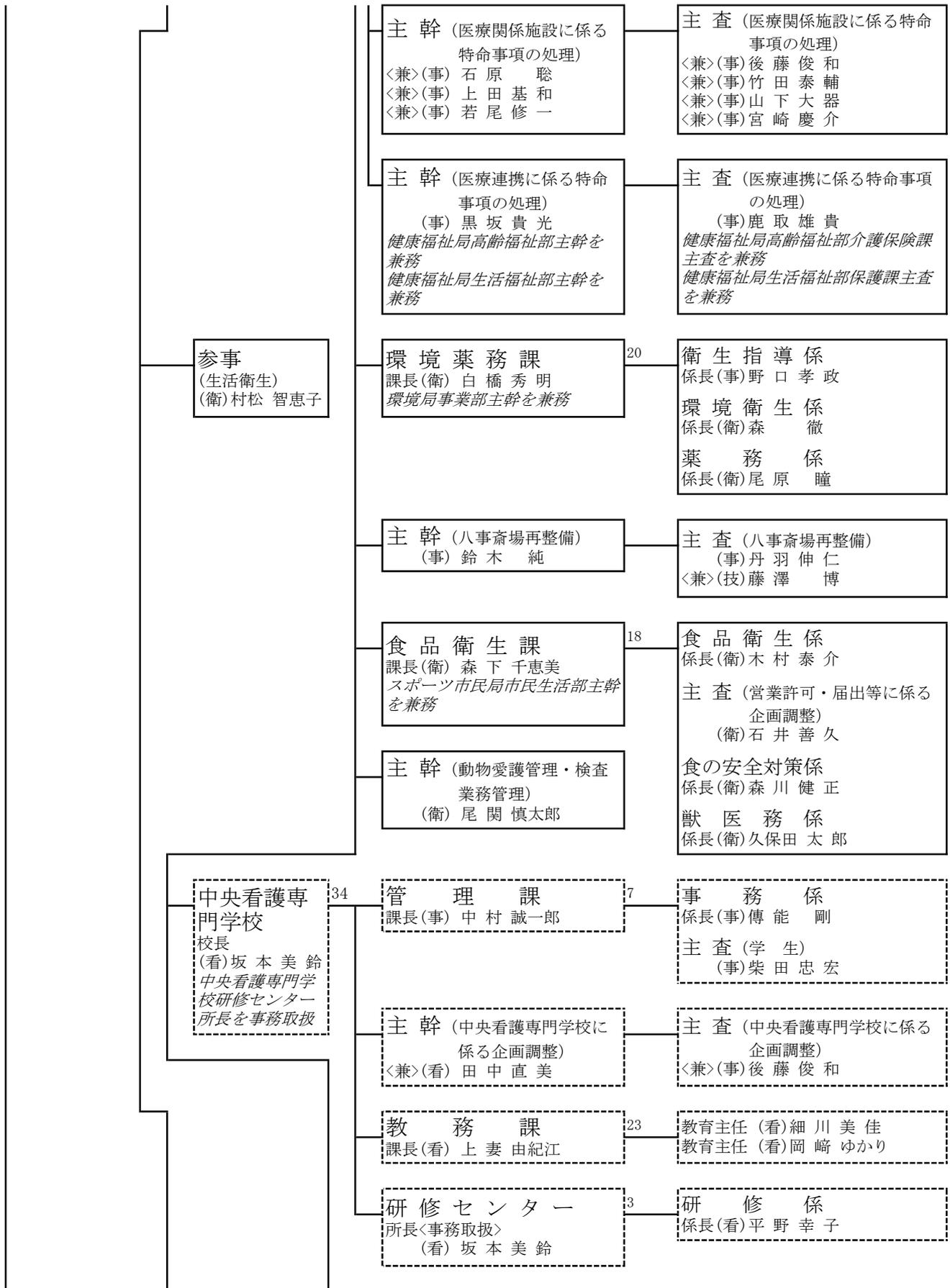


〈健康福祉局〉

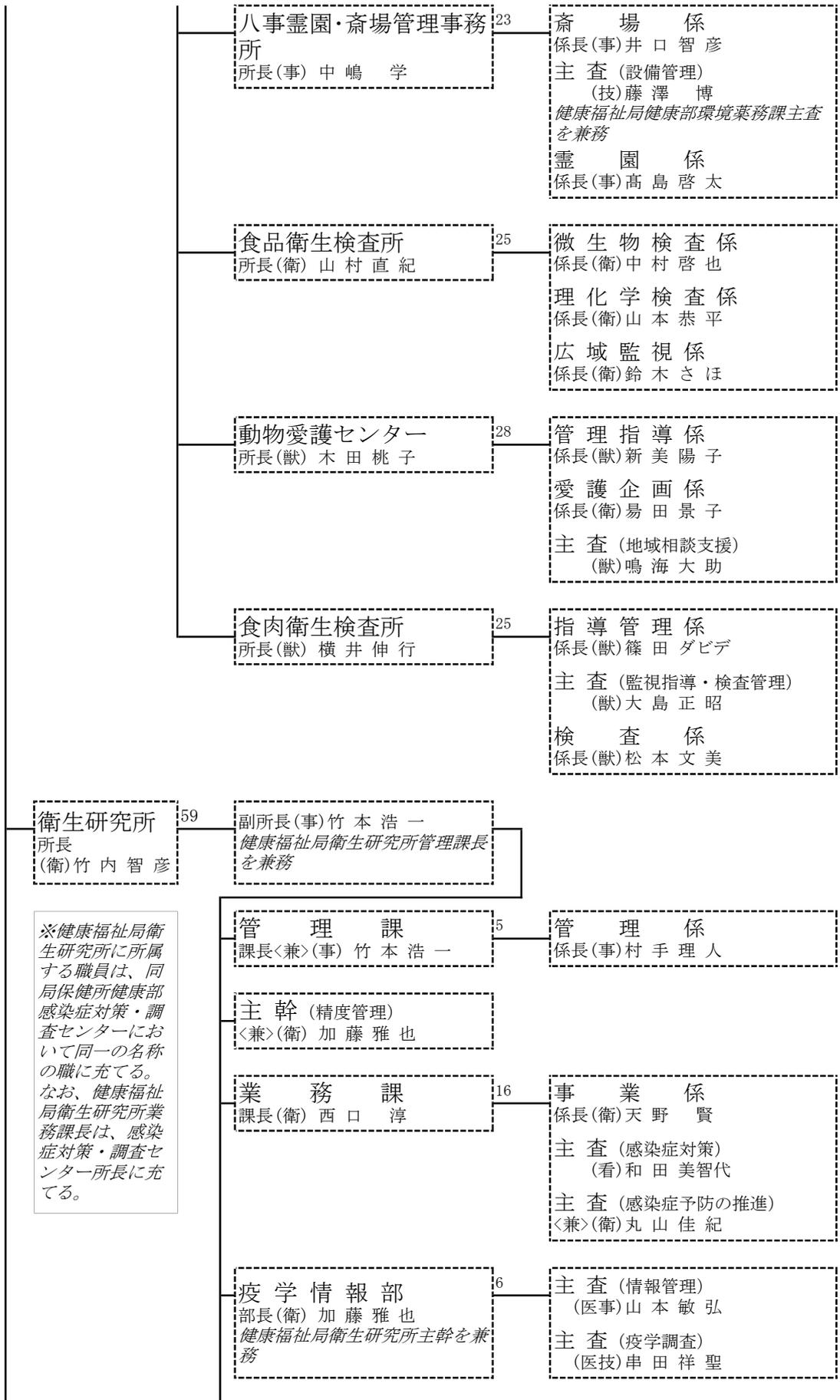


【分掌事務(健康福祉局)】係・主査：158～165ページ、主幹：214～216ページ、公所等：229～233ページに掲載

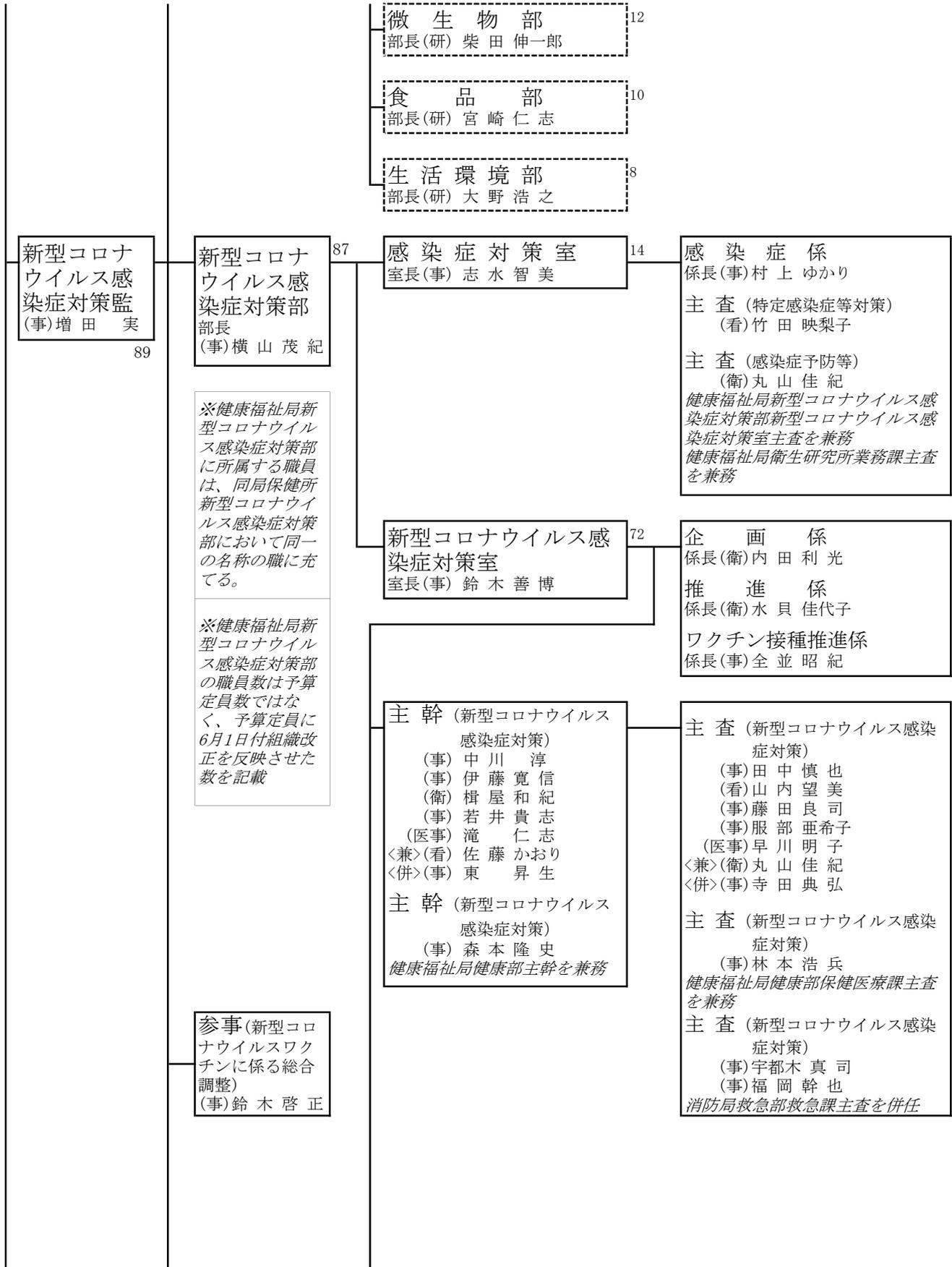
〈健康福祉局〉



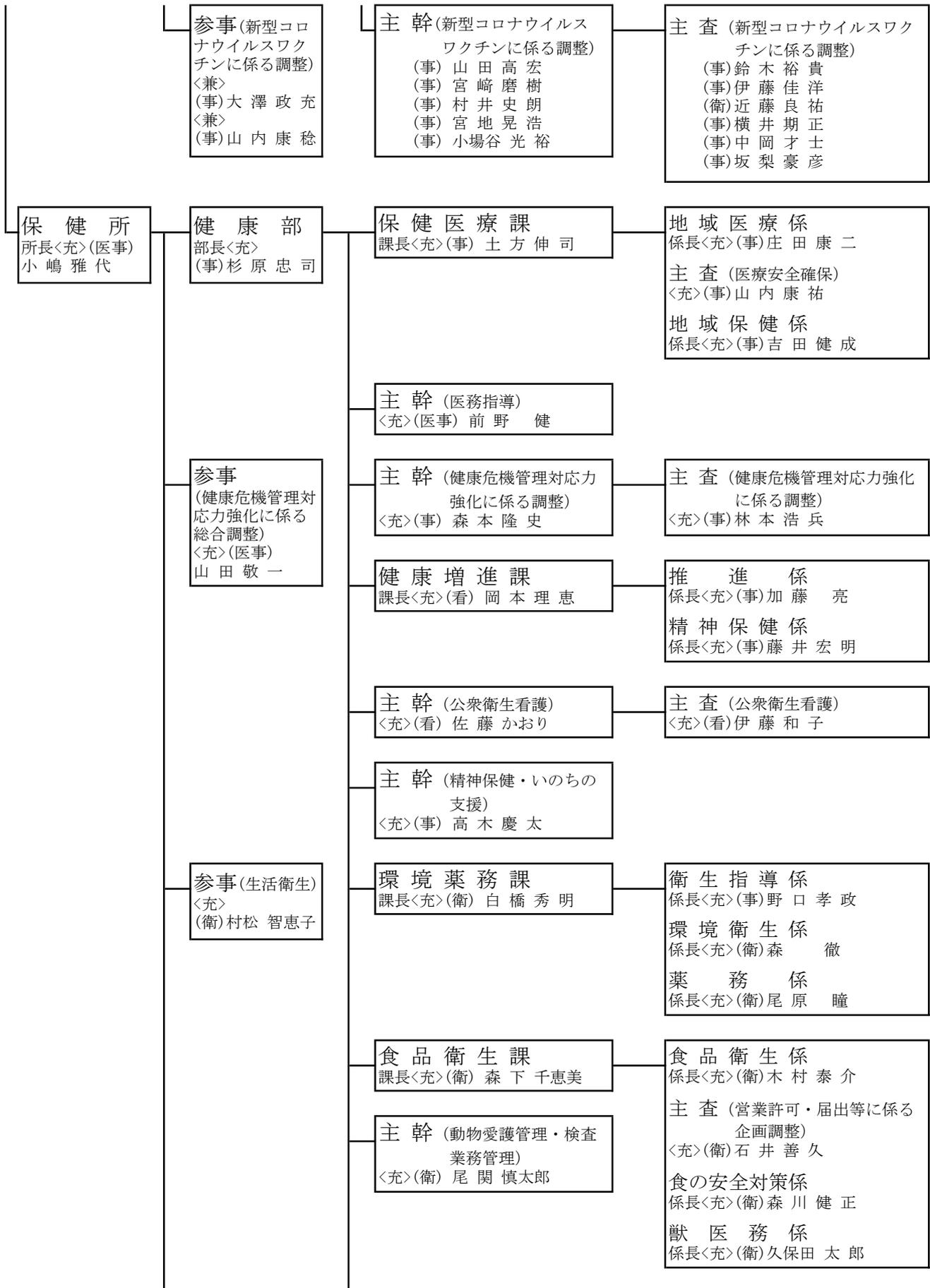
〈健康福祉局〉



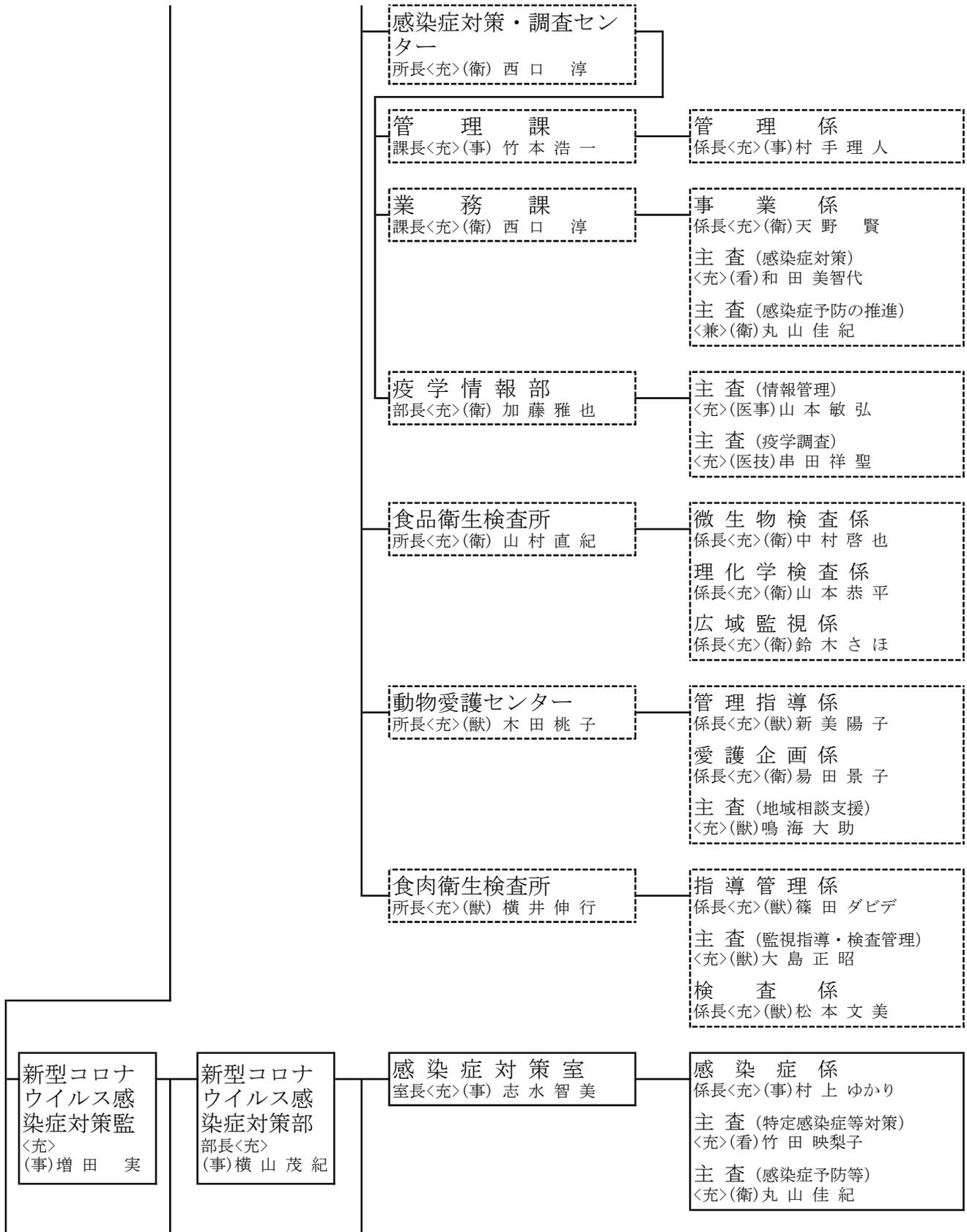
〈健康福祉局〉



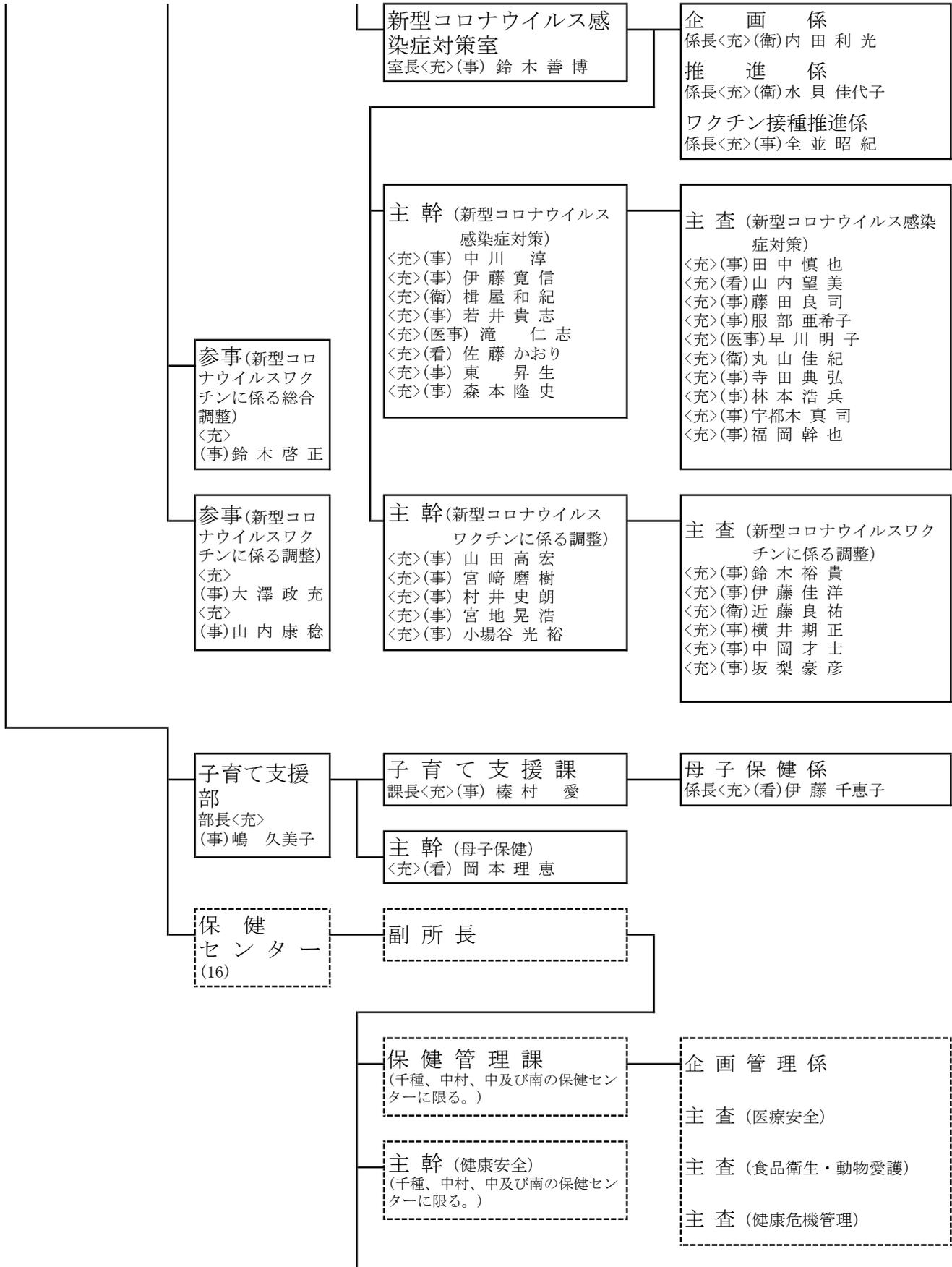
〈健康福祉局〉



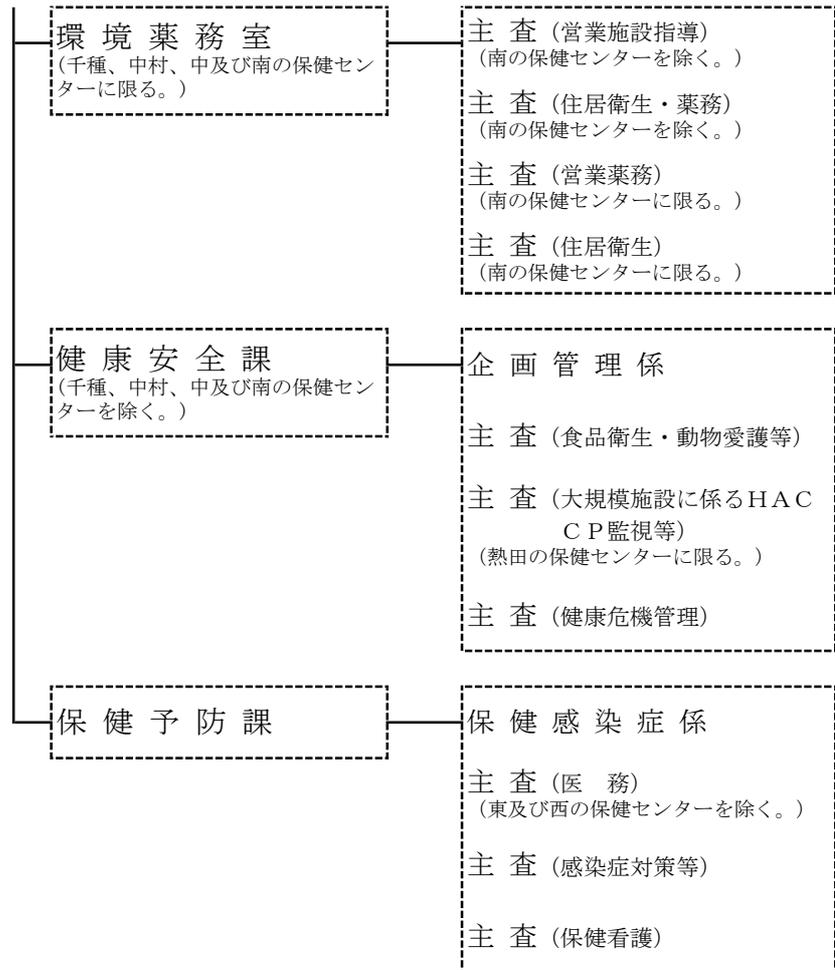
〈健康福祉局〉



〈健康福祉局〉



〈健康福祉局〉



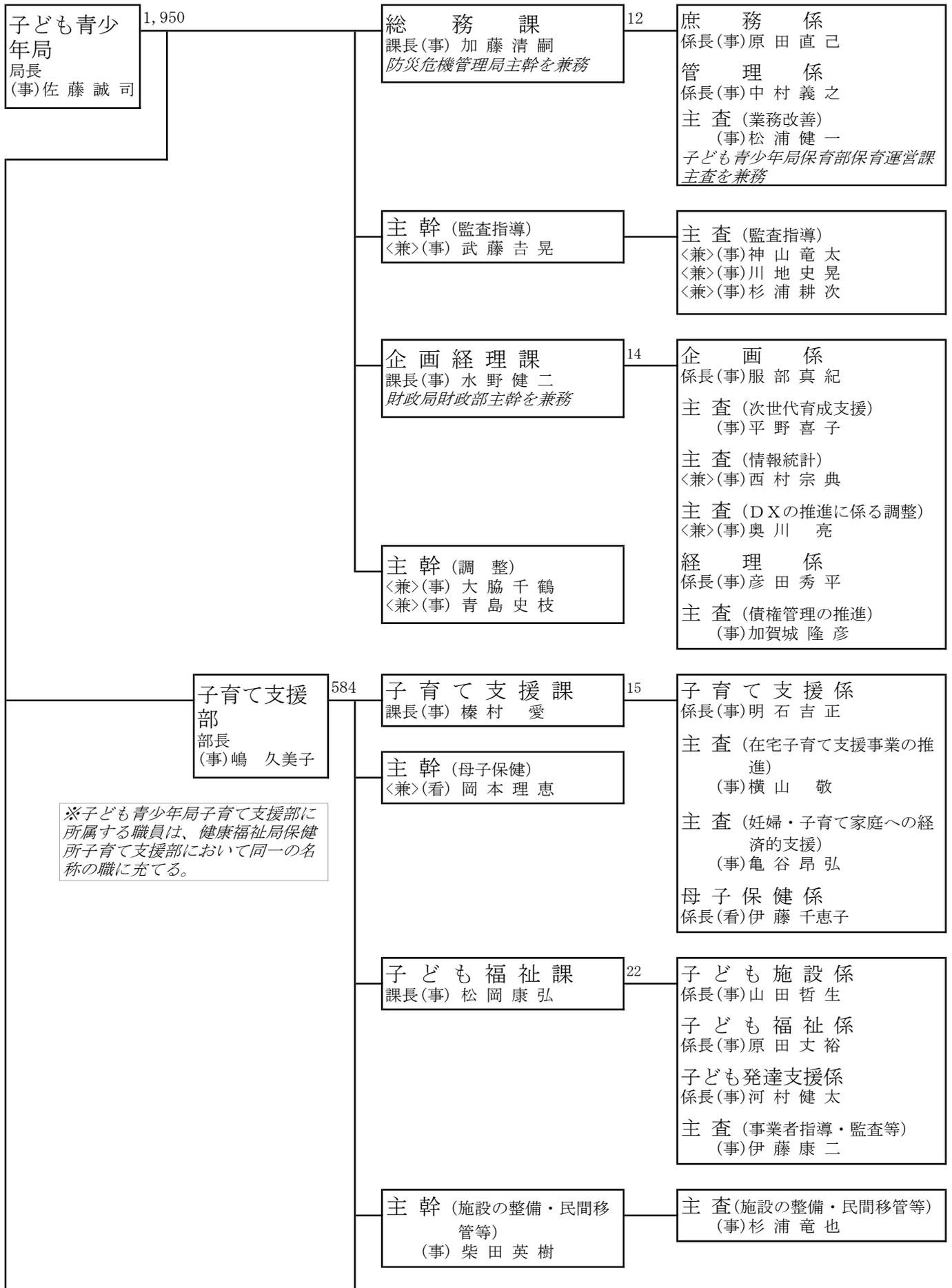
〈健康福祉局〉

センター名 補職名	千種保健センター	東保健センター	北保健センター	西保健センター
保健センター所長	Ⅱ<充>(医事)松本光弘	Ⅲ<充>(医事)野呂優樹	Ⅱ<充>(医事)金田誠一	Ⅲ<充>(医事)田邊裕
保健センター副所長	<充>(事)伊藤尚夫	<充>(衛)鵜飼真弓	<充>(衛)柘植洋茂	<充>(衛)水谷俊介
保健管理課長	<充>(事)伊藤尚夫	—————	—————	—————
健康安全課長	—————	<充>(衛)鵜飼真弓	<充>(衛)柘植洋茂	<充>(衛)水谷俊介
企画管理係長	<充>(事)鈴木一郎	<充>(事)鈴木博貴	<充>(事)橋本美枝子	<充>(事)尾崎貴弥
主査(医療安全)	<充>(医技)友田達伸	—————	—————	—————
主査(食品衛生・動物愛護)	<充>(衛)小島陽三	—————	—————	—————
主査(食品衛生・動物愛護等)	—————	<充>(衛)清水康輔	<充>(衛)志築和枝	<充>(衛)今西崇平
主査(大規模施設に係るHACCP監視等)	—————	—————	—————	—————
主査(健康危機管理)	<充>(事)内山達貴	<充>(事)国枝恵	<充>(看)柘植圭	<充>(医技)藤井由美
主幹(健康安全)	<充>(衛)内藤仁美	—————	—————	—————
環境薬務室長	<充>(衛)太田淳児	—————	—————	—————
主査(営業施設指導)	<充>(衛)稲泉亜希子	—————	—————	—————
主査(住居衛生・薬務)	<充>(衛)植原史裕	—————	—————	—————
主査(営業薬務)	—————	—————	—————	—————
主査(住居衛生)	—————	—————	—————	—————
保健予防課長	<充>(看)江崎道代	<充>(看)浅野佳代美	<充>(事)古田哲之	<充>(看)藤本美保
保健感染症係長	<充>(事)長谷部正仁	<充>(医技)岡本孝一	<充>(事)笹峯武志	<充>(事)黒川智子
主査(医務)	<充>(医事)松本光弘	—————	<充>(医事)加賀見大介	—————
主査(感染症対策等)	<充>(事)内山達貴	<充>(事)国枝恵	<充>(看)柘植圭	<充>(医技)藤井由美
主査(保健看護)	<充>(看)磯部多恵	<充>(看)平良陽子	<充>(看)伊神智代	<充>(看)水谷知子
センター名 補職名	中村保健センター	中保健センター	昭和保健センター	瑞穂保健センター
保健センター所長	Ⅱ<充>(医事)神谷美歩	Ⅱ<充>(医事)山田敬一	Ⅱ<充>(医事)葛島清隆	Ⅱ<充>(医事)安福小由里
保健センター副所長	<充>(事)近藤康喜	<充>(事)小林勝哉	<充>(衛)林圭子	<充>(衛)遠島春菜
保健管理課長	<充>(事)近藤康喜	<充>(事)小林勝哉	—————	—————
健康安全課長	—————	—————	<充>(衛)林圭子	<充>(衛)遠島春菜
企画管理係長	<充>(事)荒川恭光	<充>(事)永田勝俊	<充>(事)岩田悠佑	<充>(事)中田肇
主査(医療安全)	<充>(事)松井広樹	<充>(医技)櫻井貴裕	—————	—————
主査(食品衛生・動物愛護)	<充>(衛)山岸純二郎	<充>(衛)杉本太一朗	—————	—————
主査(食品衛生・動物愛護等)	—————	—————	<充>(衛)松村正植	<充>(衛)佐野直也
主査(大規模施設に係るHACCP監視等)	—————	—————	—————	—————
主査(健康危機管理)	<充>(事)藤井祐貴	<充>(事)築瀬義盛	<充>(事)目方雄太	<充>(医技)植村普学
主幹(健康安全)	<充>(衛)上田早穂	<充>(衛)森弥生	—————	—————
環境薬務室長	<充>(衛)浅井慶太	<充>(衛)長尾陽子	—————	—————
主査(営業施設指導)	<充>(衛)村田靖幸	<充>(衛)水野洋樹	—————	—————
主査(住居衛生・薬務)	<充>(衛)鈴木恭子	<充>(衛)加藤正典	—————	—————
主査(営業薬務)	—————	—————	—————	—————
主査(住居衛生)	—————	—————	—————	—————
保健予防課長	<充>(事)蜂矢裕之	<充>(看)藤原啓子	<充>(医技)岡部敬子	<充>(事)畑中恵巳子
保健感染症係長	<充>(事)山本修司	<充>(事)河合宏一郎	<充>(事)田中秀明	<充>(事)酒井英生
主査(医務)	<充>(医事)風間有美子	<充>(医事)山田敬一	<充>(医事)葛島清隆	<充>(医事)安福小由里
主査(感染症対策等)	<充>(事)藤井祐貴	<充>(事)築瀬義盛	<充>(事)目方雄太	<充>(医技)植村普学
主査(保健看護)	<充>(看)平松まゆみ	<充>(看)瀬古かおり	<充>(看)能島優子	<充>(看)加藤寿子

〈健康福祉局〉

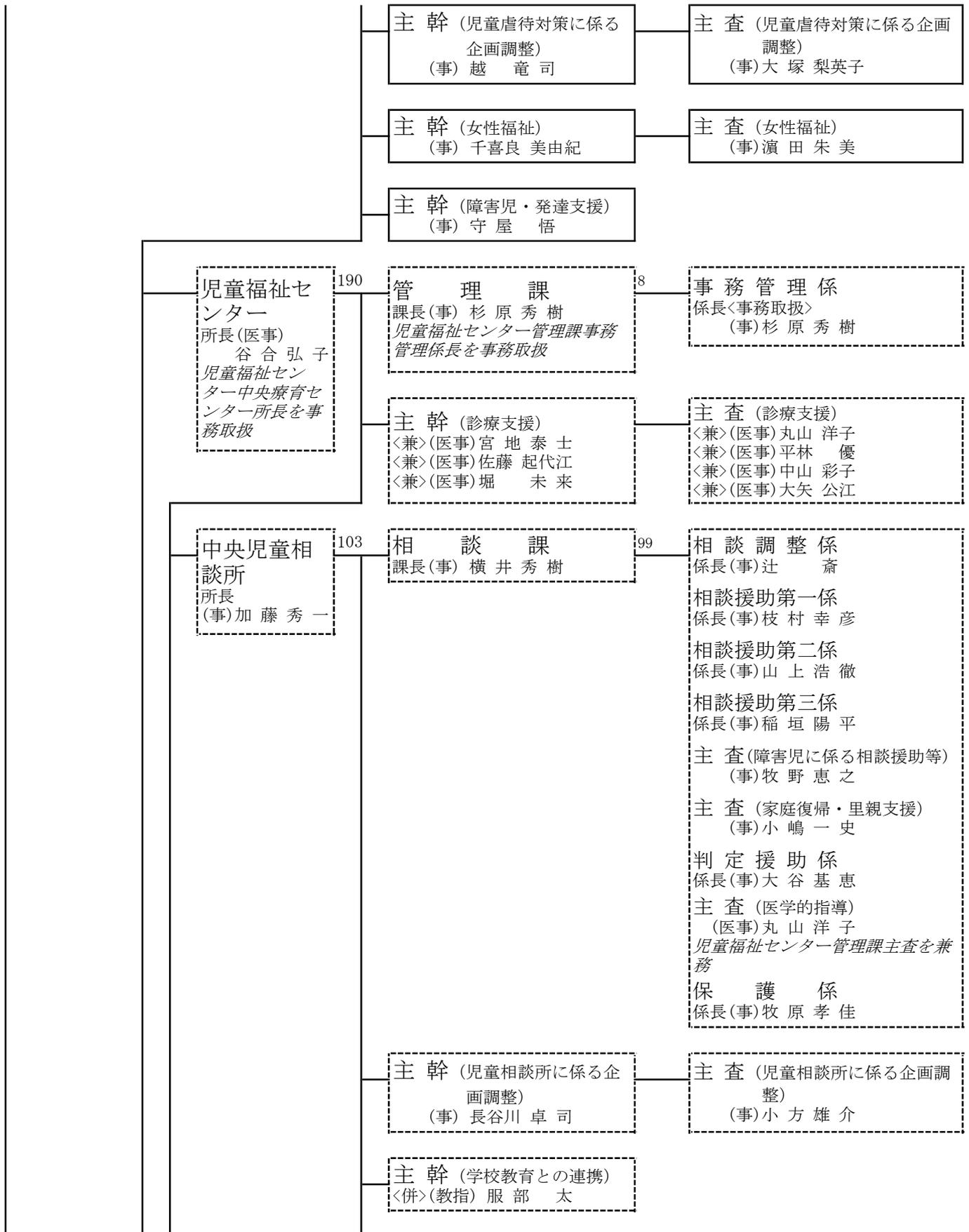
センター名 補職名	熱田保健センター	中川保健センター	港保健センター	南保健センター
保健センター所長	Ⅱ<充>(医事)夏田洋幹	Ⅱ<充>(医事)伊藤恭典	Ⅱ<充>(医事)片山幸	Ⅱ<充>(医事)五島明
保健センター副所長	<充>(衛)和出幸江	<充>(衛)滝川武	<充>(衛)久野江里子	<充>(事)土田太郎
保健管理課長	—————	—————	—————	<充>(事)土田太郎
健康安全課長	<充>(衛)和出幸江	<充>(衛)滝川武	<充>(衛)久野江里子	—————
企画管理係長	<充>(事)内田悟郎	<充>(事)前川雄一	<充>(事)松井康晴	<充>(事)高橋良法
主査(医療安全)	—————	—————	—————	<充>(事)清水博美
主査(食品衛生・動物愛護)	—————	—————	—————	<充>(衛)首代敏宏
主査(食品衛生・動物愛護等)	<充>(衛)加藤達也	<充>(衛)篠原亜理	<充>(衛)濱口恵里佳	—————
主査(大規模施設に係るHACCP監視等)	<充>(衛)安田智大	—————	—————	—————
主査(健康危機管理)	<充>(医技)良光裕	<充>(事)安室徹	<充>(医事)永田光映	<充>(看)三浦順子
主幹(健康安全)	—————	—————	—————	<充>(衛)岡崎淳子
環境薬務室長	—————	—————	—————	<充>(衛)嶋貫徹
主査(営業施設指導)	—————	—————	—————	—————
主査(住居衛生・薬務)	—————	—————	—————	—————
主査(営業薬務)	—————	—————	—————	<充>(衛)土井恵美子
主査(住居衛生)	—————	—————	—————	<充>(衛)坂口綾子
保健予防課長	<充>(事)吉田初	<充>(医技)石田恒雄	<充>(事)安原貴子	<充>(医技)五藤孝秋
保健感染症係長	<充>(栄)南孝子	<充>(医技)角田忠司	<充>(事)細越道代	<充>(事)牧野竣祐
主査(医務)	<充>(医事)夏田洋幹	<充>(医事)伊藤恭典	<充>(医事)片山幸	<充>(医事)五島明
主査(感染症対策等)	<充>(医技)良光裕	<充>(事)安室徹	<充>(医事)永田光映	<充>(看)三浦順子
主査(保健看護)	<充>(看)鈴木朋子	<充>(看)黒田あい	<充>(看)山田真由美	<充>(看)草田怜美
センター名 補職名	守山保健センター	緑保健センター	名東保健センター	天白保健センター
保健センター所長	Ⅱ<充>(医事)柏木雅宣	Ⅱ<充>(医事)大重頼三郎	Ⅱ<充>(医事)細野晃弘	Ⅱ<充>(医事)長谷部哲也
保健センター副所長	<充>(衛)林昌徳	<充>(衛)坂野英男	<充>(衛)伊藤範彦	<充>(衛)横井友香理
保健管理課長	—————	—————	—————	—————
健康安全課長	<充>(衛)林昌徳	<充>(衛)坂野英男	<充>(衛)伊藤範彦	<充>(衛)横井友香理
企画管理係長	<充>(事)横井邦彦	<充>(事)永井孝行	<充>(事)柴田博	<充>(事)柏原康孝
主査(医療安全)	—————	—————	—————	—————
主査(食品衛生・動物愛護)	—————	—————	—————	—————
主査(食品衛生・動物愛護等)	<充>(衛)筒井淳也	<充>(衛)中畑幸美	<充>(衛)原田広翔	<充>(衛)吉田尚生
主査(大規模施設に係るHACCP監視等)	—————	—————	—————	—————
主査(健康危機管理)	<充>(事)田中俊行	<充>(看)山中美奈	<充>(医技)岡田徳寿	<充>(医技)中野洋一
主幹(健康安全)	—————	—————	—————	—————
環境薬務室長	—————	—————	—————	—————
主査(営業施設指導)	—————	—————	—————	—————
主査(住居衛生・薬務)	—————	—————	—————	—————
主査(営業薬務)	—————	—————	—————	—————
主査(住居衛生)	—————	—————	—————	—————
保健予防課長	<充>(看)荒川緑	<充>(事)片岡拓也	<充>(医事)榊原康人	<充>(事)降矢雅昭
保健感染症係長	<充>(事)山本崇志	<充>(事)大澤康夫	<充>(医技)岡部康晴	<充>(衛)石黒誠
主査(医務)	<充>(医事)水谷亜以子	<充>(医事)村田乃理子	<充>(医事)細野晃弘	<充>(医事)長谷部哲也
主査(感染症対策等)	<充>(事)田中俊行	<充>(看)山中美奈	<充>(医技)岡田徳寿	<充>(医技)中野洋一
主査(保健看護)	<充>(看)竹内陽子	<充>(看)江本裕美子	<充>(看)西田真紀	<充>(看)井上知子

〈子ども青少年局〉

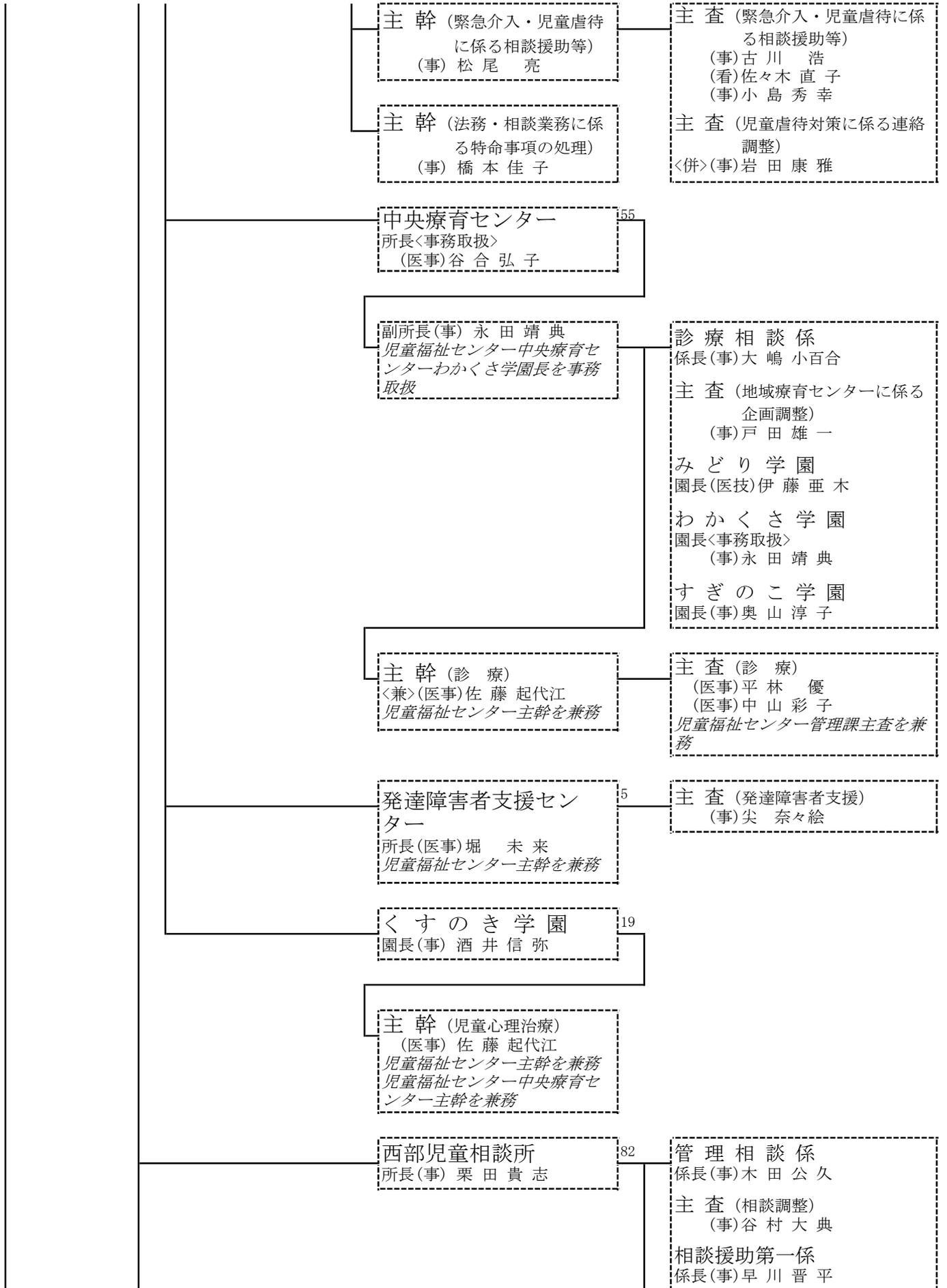


※子ども青少年局子育て支援部に所属する職員は、健康福祉局保健所子育て支援部において同一の名称の職に充てる。

〈子ども青少年局〉



〈子ども青少年局〉



【分掌事務 (子ども青少年局)】 係・主査：166～168ページ、主幹：216～217ページ、公所等：233～235ページに掲載

〈子ども青少年局〉

相談援助第二係
係長(事)大野勝幸
主査(家庭復帰・里親支援)
(事)小粥浩昭
判定援助係
係長(事)広瀬奈々子
保 護 係
係長(事)佐藤行

主 幹 (緊急介入・児童虐待
に係る相談援助等)
(事)佐竹未央

主 査 (緊急介入・児童虐待に係
る相談援助等)
(看)松岡まり子
(事)松井健持

主 幹 (法務・相談業務に係
る特命事項の処理)
(事)根ヶ山裕子

東部児童相談所
所長(事)橋本好司

71
管理相談係
係長(事)岩田義浩
主査(相談調整)
(事)岡本高行
相談援助第一係
係長(事)熊崎昌二
相談援助第二係
係長(事)奥谷淳志
主査(家庭復帰・里親支援)
(事)久保田圭一郎
判定援助係
係長(事)楠文枝
保 護 係
係長(保)片桐有可子

主 幹 (緊急介入・児童虐待
に係る相談援助等)
(事)松浦正泰

主 査 (緊急介入・児童虐待に係
る相談援助等)
(事)山田 享
(事)信田孝生

主 幹 (法務・相談業務に係
る特命事項の処理)
(事)佐々木暢也

ひばり荘
荘長(事)近藤徳弘

59
指 導 係
係長(事)鈴木健司
主 査 (里親委託等の推進)
(事)山中秀生

玉野川学園
園長(事)唐木宏和

20
副園長(事)小縣俊一

あけぼの学園
園長(事)奥村友之

83
指 導 第一係
係長(事)福重信一

〈子ども青少年局〉

指導第二係
 係長(事)鈴木雅也
 主査(知的障害児の医学的指導)
 (医事)大矢公江
 児童福祉センター管理課主査を兼務

37
 西部地域療育センター
 所長(医事)宮地泰士
 児童福祉センター主幹を兼務

副所長
 (事)三宅正記

診療相談係
 係長(事)永井久子
 通所支援係
 係長(事)柴田和徳

保育部
 部長
 (事)田中裕三

1,290
 保育企画室
 室長(事)生田啓一

33
 保育企画係
 係長(事)鶴間重行
 認可給付係
 係長(事)安藤幹也
 主査(教育・保育施設における
 多様な保育等の推進)
 (事)坪倉優
 主査(給付等)
 (事)津坂友樹
 主査(幼児教育・保育無償化等)
 (事)木村淳

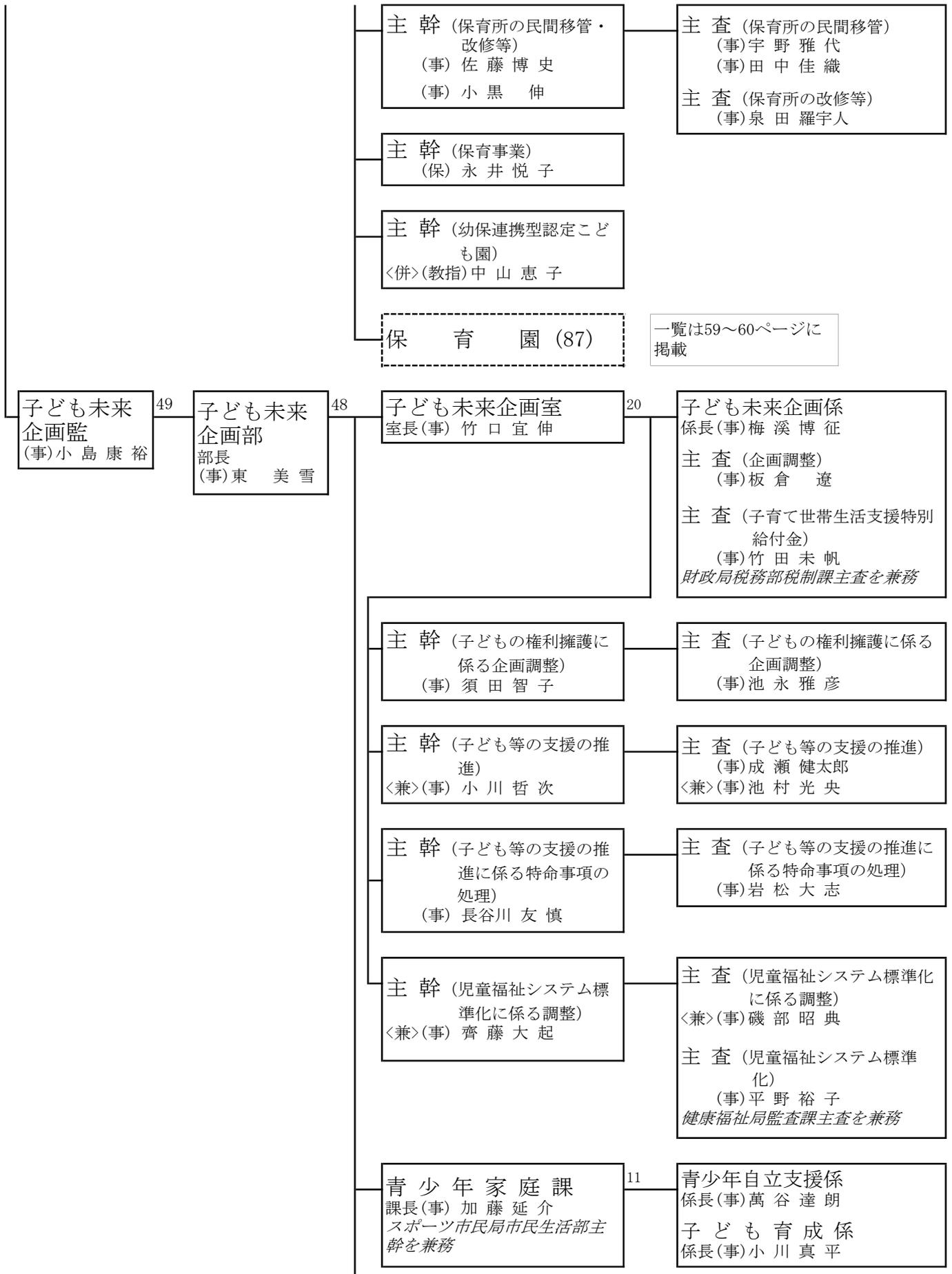
主幹(待機児童対策)
 (事)藤田憲之

主査(待機児童対策)
 (事)山田岳
 (事)三宅佑典
 (事)二宮翔平

36
 保育運営課
 課長(事)三田真弘

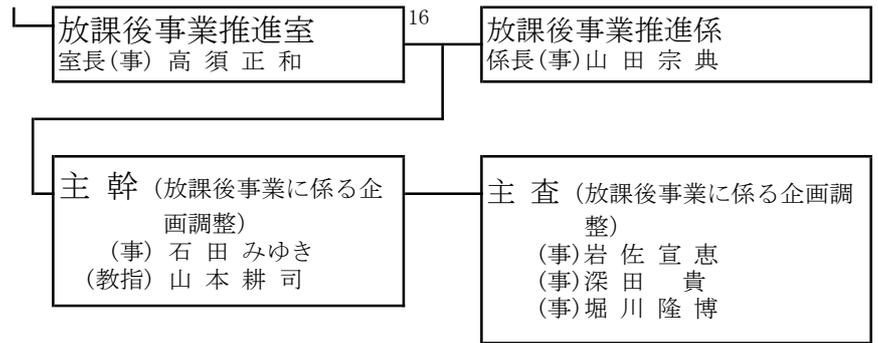
保育運営係
 係長(事)服部真理
 主査(医療的ケア児の支援)
 (看)藤崎祐子
 主査(保育事業に係る業務改善)
 <兼>(事)松浦健一
 保育管理係
 係長(事)永谷雄治
 保育指導係
 係長(事)神谷宜彦
 主査(指導監査等)
 (事)大野紀久子

〈子ども青少年局〉



一覧は59～60ページに
掲載

〈子ども青少年局〉



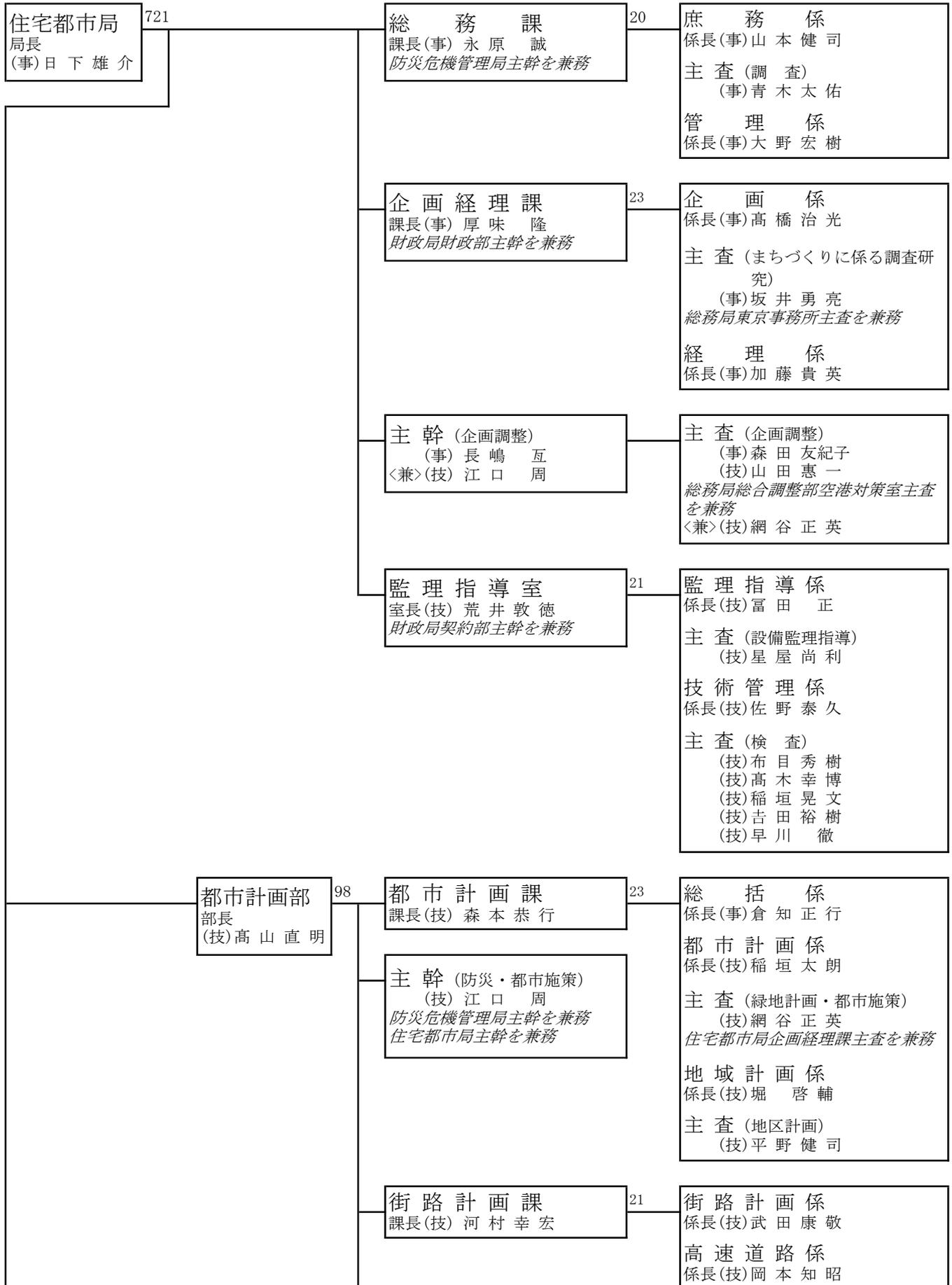
〈子ども青少年局〉

Ⅲ内山保育園(711-0995) 園長(保)古田 美津子 29 保育係長(保)丹羽 貴枝 主査(保育所等に係る企画調整) (保)小原 由紀子	Ⅲ軍水保育園(833-8733) 園長(保)野村 悦子 18 主査(保育所等に係る企画調整) (保)小林 由衣	Ⅲ牧野池保育園(703-2341) 園長(保)中村 祐美恵 22 主査(保育所等に係る企画調整) (保)肥後 一平	Ⅳ水草保育園(915-4640) 園長(保)佐賀野 泰子 11
Ⅲ星ヶ丘保育園(781-6275) 園長(保)福丸 恵子 18 主査(保育所等に係る企画調整) (保)林 美恵子	Ⅲ高蔵保育園(671-1393) 園長(保)相澤 京子 22 保育係長(保)松田 美沙 主査(保育所等に係る企画調整) (保)馬場 華代子	Ⅲ藤里保育園(776-0159) 園長(保)森 典子 17 主査(保育所等に係る企画調整) (保)吉野 秀和	Ⅳ大野保育園(914-2996) 園長(保)田中 幸恵 11
Ⅲ東保育園(935-1871) 園長(保)松田 由美 18 主査(保育所等に係る企画調整) (保)渦原 はるみ	Ⅲ正色保育園(301-8901) 園長(保)田中 千春 20 主査(保育所等に係る企画調整) (保)恒石 幸子	Ⅲ島田第一保育園(801-6255) 園長(保)山岡 真由実 23 主査(保育所等に係る企画調整) (保)楠瀬 亮	Ⅳ藤の宮保育園(551-6880) 園長(保)土屋 東子 12
Ⅲ北保育園(981-3856) 園長(保)温 優子 19 主査(保育所等に係る企画調整) (保)足立志 保	Ⅲ中島保育園(362-8207) 園長(保)森 直美 19 主査(保育所等に係る企画調整) (保)伊藤 淳二	Ⅲ平針原保育園(803-0144) 園長(保)豊永 水帆子 16 主査(保育所等に係る企画調整) (保)長坂 道子	Ⅳ野南保育園(503-4343) 園長(保)角田 若恵 10
Ⅲ上飯田保育園(915-1470) 園長(保)大住 有美子 26 主査(保育所等に係る企画調整) (保)稲垣 由紀子	Ⅲ港保育園(661-0549) 園長(保)野田 美保 21 主査(保育所等に係る企画調整) (保)池田 千春	Ⅳ東山保育園(781-2515) 園長(保)杉本 千恵 12	Ⅳ比良西保育園(502-7076) 園長(保)上村 登世子 11
Ⅲ上名古屋保育園(531-6544) 園長(保)宮田 律子 19 主査(保育所等に係る企画調整) (保)松本 ひと美	Ⅲ宝保育園(611-4754) 園長(保)佐々木 律子 22 主査(保育所等に係る企画調整) (保)松本 真季	Ⅳ宮根保育園(773-2823) 園長(保)吉田 早苗 12	Ⅳ平池保育園(451-8997) 園長(保)玉井 ひかり 11
Ⅲ荒輪井保育園(411-7200) 園長(保)大塚 久美子 22 主査(保育所等に係る企画調整) (保)小嶋 豊子	Ⅲ守山保育園(791-5311) 園長(保)宮口 雪枝 19 主査(保育所等に係る企画調整) (保)昆野 澄恵	Ⅳ都保育園(721-9934) 園長(保)喜多村 裕見子 12	Ⅳ森田保育園(481-2401) 園長(保)宝満 和紀 12
Ⅲ中保育園(321-1010) 園長(保)朝熊 智子 18 主査(保育所等に係る企画調整) (保)馬越 広美	Ⅲ大森保育園(798-0082) 園長(保)横江 万知代 20 主査(保育所等に係る企画調整) (保)矢野 祥子	Ⅳ春里保育園(762-3820) 園長(保)菅田 美保 12	Ⅳ烏森保育園(481-2377) 園長(保)山田 りか 12
Ⅲ白金保育園(881-3021) 園長(保)近藤 宮子 22 主査(保育所等に係る企画調整) (保)平山 江里	Ⅲ鳴子保育園(892-5010) 園長(保)吉川 由紀 18 主査(保育所等に係る企画調整) (保)柿元 奈美子	Ⅳ千代田橋保育園(723-2775) 園長(保)関谷 真佐美 11	Ⅳ大池保育園(251-3944) 園長(保)水谷 昌子 15
		Ⅳ砂田橋保育園(721-9932) 園長(保)近藤 美和 12	Ⅳ安田保育園(763-2135) 園長(保)矢澤 余誌子 12
		Ⅳ如意保育園(901-3856) 園長(保)米谷 淳子 12	Ⅳ直来保育園(881-4750) 園長(保)豊田 洋子 12
		Ⅳ名城保育園(981-4356) 園長(保)橋本 玲子 10	Ⅳ新開保育園(882-0991) 園長(保)山下 千佐枝 12
		Ⅳ尾上保育園(915-8520) 園長(保)梶田 恵美子 10	Ⅳ宮西保育園(682-6580) 園長(保)柴田 久雄 11
		Ⅳ西味鈍保育園(902-2444) 園長(保)三好 里香 12	Ⅳ神宮東保育園(882-9234) 園長(保)糟谷 三枝子 10
			Ⅳ富田第一保育園(431-6725) 園長(保)沼野 由花 11
			Ⅳ富田第二保育園(431-1493) 園長(保)佐藤 絵美 16
			Ⅳ十番保育園(652-3766) 園長(保)二宮 いづ美 12
			Ⅳ富田第三保育園(431-6615) 園長(保)矢野 治美 12

〈子ども青少年局〉

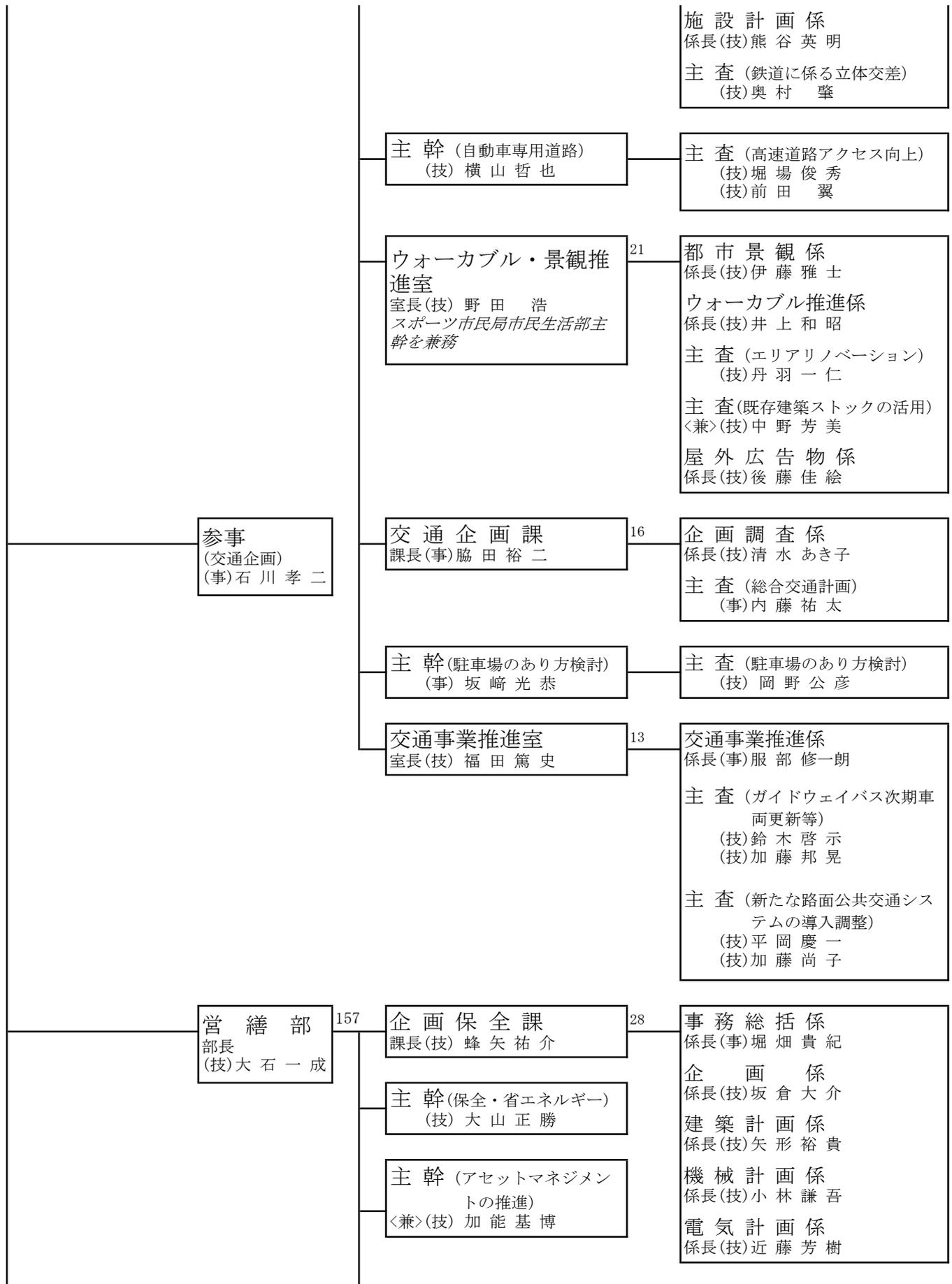
IV豊成保育園(362-8060) 園長(保)春木美和子 11	IV天子田保育園(773-3660) 園長(保)杉本直美 10	IV山根保育園(803-7148) 園長(保)都築明子 12
IV南陽第一保育園(301-8849) 園長(保)佐藤朋絵 10	IV森孝保育園(771-3100) 園長(保)半澤幸恵 11	
IV南陽第二保育園(301-7914) 園長(保)諸戸良 11	IV大高保育園(621-2569) 園長(保)大野貴子 11	
IV南陽第三保育園(301-8903) 園長(保)牛田雅也 10	IV東丘保育園(622-0502) 園長(保)小原博美 15	
IV港西保育園(381-1517) 園長(保)石垣仁美 11	IV片平保育園(892-3107) 園長(保)坂野育美 16	
IV九番保育園(653-6061) 園長(保)後藤勇一 10	IVはざま保育園(621-4300) 園長(保)鬼頭智子 11	
IV宝神保育園(383-0505) 園長(保)江上知英 10	IV黒石保育園(876-2488) 園長(保)佐々木智子 13	
IV当知保育園(383-4722) 園長(保)竹田千賀 10	IV森の里保育園(621-8255) 園長(保)小掠早余子 11	
IV丸池保育園(651-2261) 園長(保)田島貴代 10	IV旭出保育園(896-3050) 園長(保)尾曾明子 12	
IV神松保育園(611-7898) 園長(保)風間朋美 12	IVのりくら保育園(876-1640) 園長(保)景山祐子 16	
IV五条保育園(691-2255) 園長(保)新美よしえ 15	IV猪高保育園(701-0041) 園長(保)玉置由美 12	
IV本星崎保育園(822-8216) 園長(保)鹿野洋子 12	IV猪子石第一保育園(771-7884) 園長(保)三島美佳 16	
IV豊田保育園(691-5590) 園長(保)松田裕子 10	IV猪子石第二保育園(771-0337) 園長(保)谷口智恵子 11	
IV瀬古保育園(793-4525) 園長(保)三宅良枝 13	IV亀の井保育園(703-4380) 園長(保)太田裕子 12	
IV中志段味保育園(736-0467) 園長(保)武山喜代子 11	IVよもぎ保育園(774-5533) 園長(保)佐伯伊津子 11	
IV鳥羽見保育園(791-2279) 園長(保)谷田ひとみ 11	IV牧野原保育園(703-1177) 園長(保)鮎川美穂 11	
IV小幡保育園(792-0959) 園長(保)馬場佐知子 12	IV上ノ池保育園(801-9388) 園長(保)柴田綾弥 16	
IV本地保育園(772-4121) 園長(保)増子友香 13	IV一本松保育園(803-3158) 園長(保)松本紫織 12	

〈住宅都市局〉



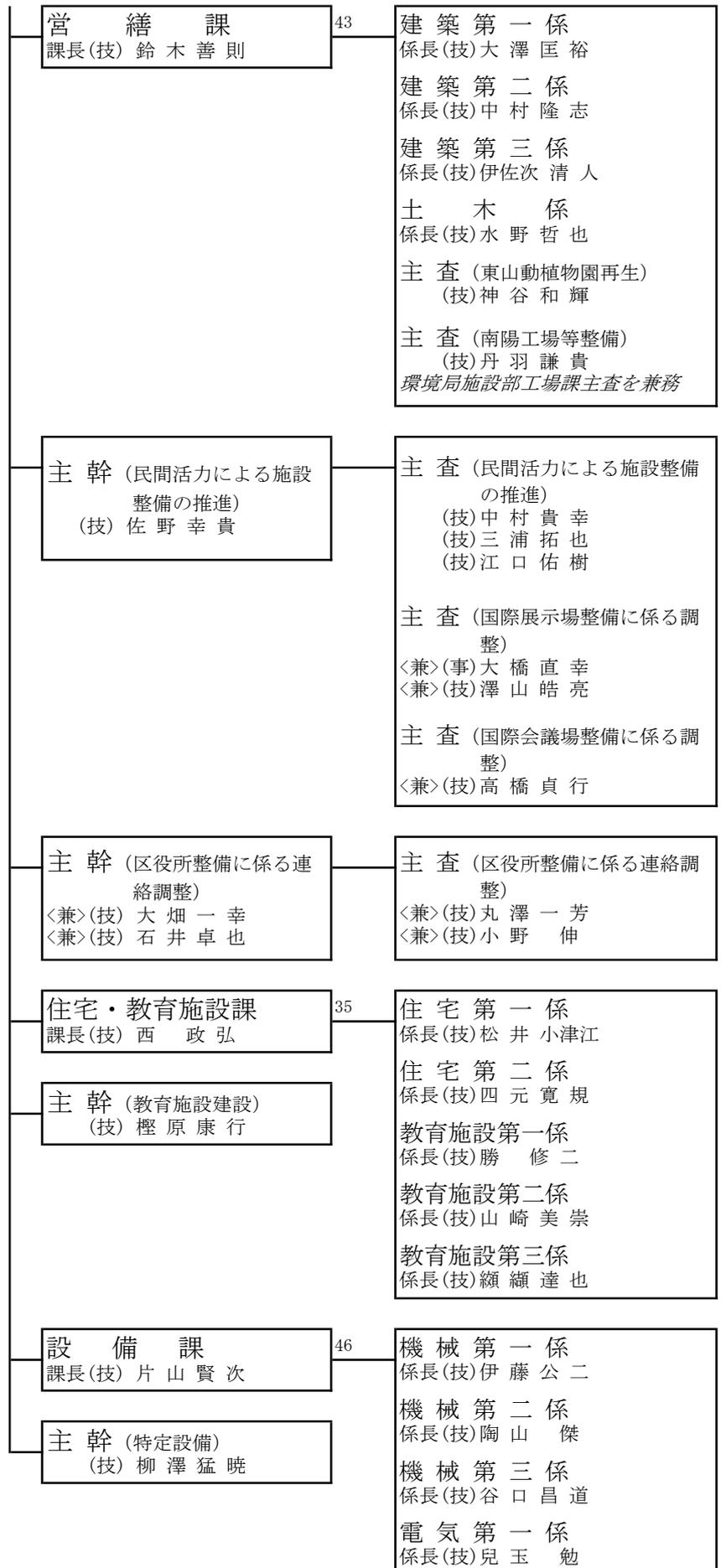
【分掌事務（住宅都市局）】係・主査：168～175ページ、主幹：217～218ページ、公所等：235ページに掲載

〈住宅都市局〉

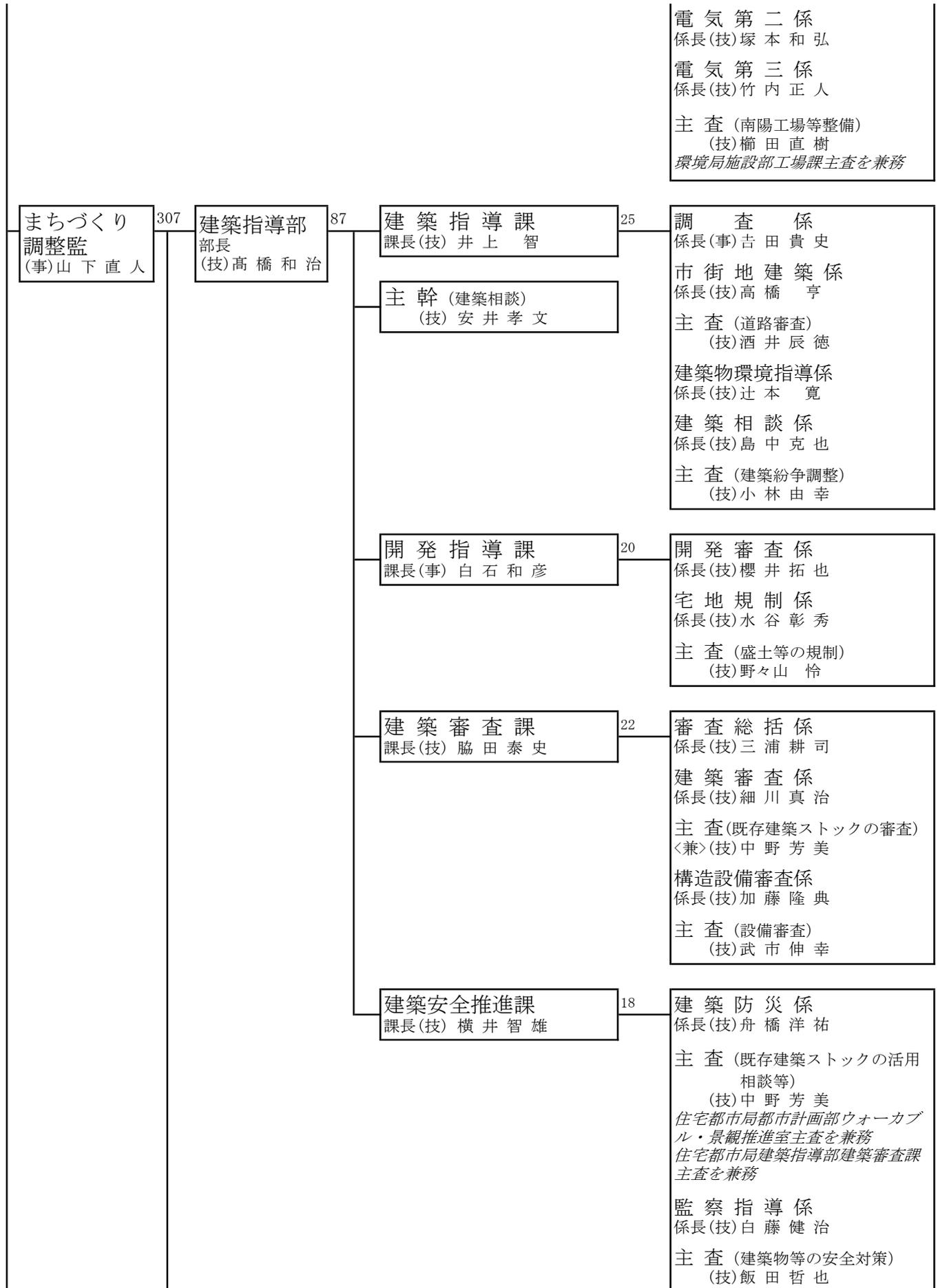


【分掌事務（住宅都市局）】係・主査：168～175ページ、主幹：217～218ページ、公所等：235ページに掲載

〈住宅都市局〉



〈住宅都市局〉



【分掌事務（住宅都市局）】係・主査：168～175ページ、主幹：217～218ページ、公所等：235ページに掲載

〈住宅都市局〉

住宅部
部長
(事)加藤高弘

61

住宅企画課
課長(事)松本直樹

15

企画係
係長(事)平松千宜
民間住宅係
係長(事)井上弘昭
主査(居住支援の促進等)
(事)笹岡 喬
主査(マンション管理適正化等)
(技)古立淑子

住宅整備課
課長(技)下村明可
財政局財政部主幹を兼務

18

住宅整備係
係長(事)奥宮僚祐
主査(市営住宅等のアセットマ
ネジメントの推進)
(事)岡田一輝
建替推進係
係長(事)石黒勝也
主査(特定団地建替推進)
(事)横井光宏

主幹(整備計画等)
(事)日比悟史

主査(整備計画・耐震対策)
(技)野場裕子
主査(民間活力による住宅整備)
(事)稲垣光彦

住宅管理課
課長(事)杉岡博之

24

管理係
係長(事)高橋基樹
施設活用係
係長(事)清水良浩
居住係
係長(事)藤井 健
主査(入居に係る企画調整)
(事)小室孝明

主幹(不適正居住対策)
(事)松本有一

主査(不適正居住対策)
(事)安井裕樹

主幹(改良住宅管理等)
(事)松田 徹

主査(改良住宅管理等)
(事)杉浦浩一郎

都市整備部
部長
(事)阿部将志

157

まちづくり企画課
課長(技)前川滋美
財政局財政部主幹を兼務

17

企画係
係長(事)植松幹夫
主査(金山まちづくり)
(技)山内孝太
(技)大野雄史
主査(堀川周辺)
(技)吉岡美保
緑政土木局河川部河川計画課主査を兼務
開発調整係
係長(技)加藤寛規

〈住宅都市局〉

主 査 (公有地開発に係る事業推進)
(技)坂 口 一 生
住宅都市局都市整備部アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用開発推進室主査を兼務
主 査 (港北まちづくり)
〈兼〉(技)濱 中 将 樹

主 幹 (金山まちづくりに係る連絡調整)
〈兼〉(技)岡 田 孝 光

主 査 (金山まちづくりに係る連絡調整)
〈兼〉(事)大 崎 湖 水
〈兼〉(技)立 花 賢 誠

名港開発振興課
課長(事)伊 藤 剛 史

18
企 画 係
係長(事)柴 田 弘
主 査 (中川運河)
(事)尾 造 克
主 査 (水辺環境の整備・水上交通)
(事)加 藤 慎 一
主 査 (中川運河周辺活性化)
(技)濱 中 将 樹
住宅都市局都市整備部まちづくり企画課主査を兼務

主 幹 (港関連事業等に係る特命事項の処理)
〈併〉(技)村 瀬 勝 博

主 査 (港関連事業等に係る特命事項の処理)
〈併〉(技)市 村 和 哉

主 幹 (金城ふ頭開発)
(事)林 俊 樹
〈兼〉(技)安 藤 修 一

主 査 (金城ふ頭開発)
(事)宮 嶋 宏 順
(技)富 樫 尚 寛
(技)大 橋 龍 起
観光文化交流局観光交流部MICE推進室主査を兼務
〈兼〉(事)大 橋 直 幸
〈兼〉(技)澤 山 皓 亮

耐震化支援室
室長(事)中 山 晶 恵

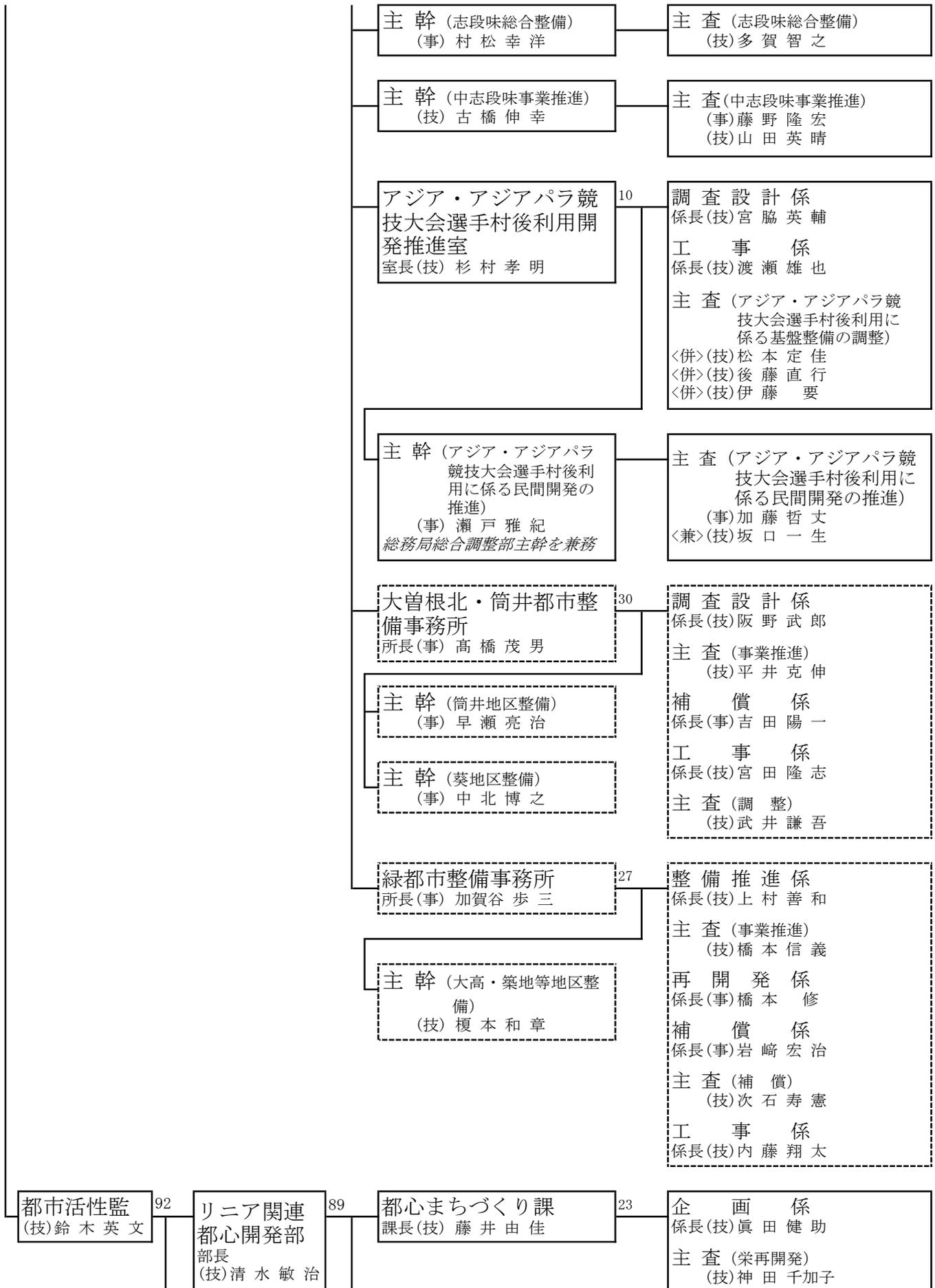
18
企 画 係
係長(事)山 内 和 明
建 築 物 耐 震 係
係長(技)服 部 聡
木造住宅耐震係
係長(技)若 松 も え

参事
(市街地整備)
(技)藤 原 正 行

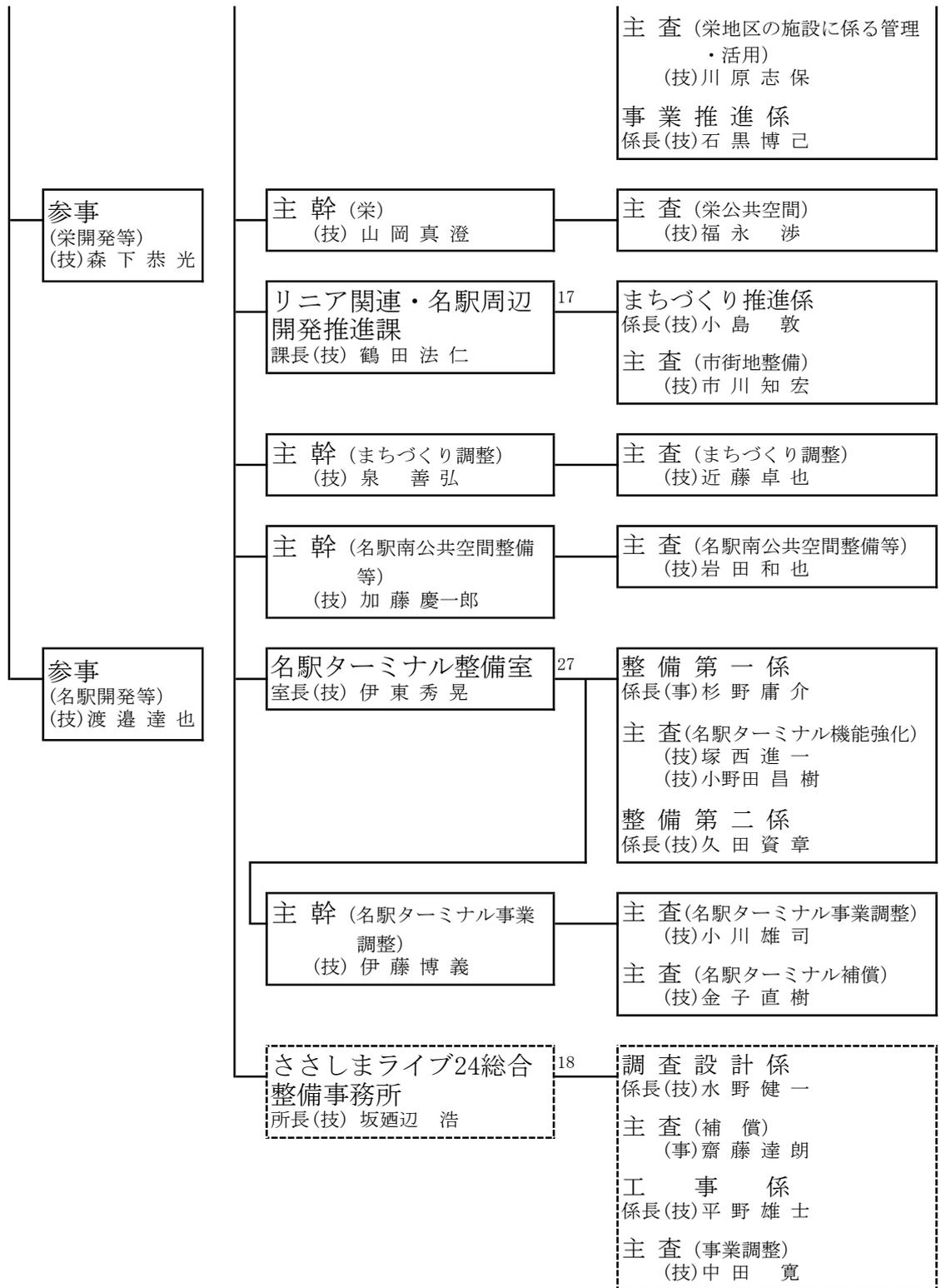
市街地整備課
課長(事)鈴 木 明 廣

33
総 括 係
係長(事)山 本 章 貴
区 画 整 理 係
係長(技)高 井 美 紀
主 査 (補償調整等)
(技)柘 植 正 司
志 段 味 推 進 係
係長(技)堀 内 俊 和

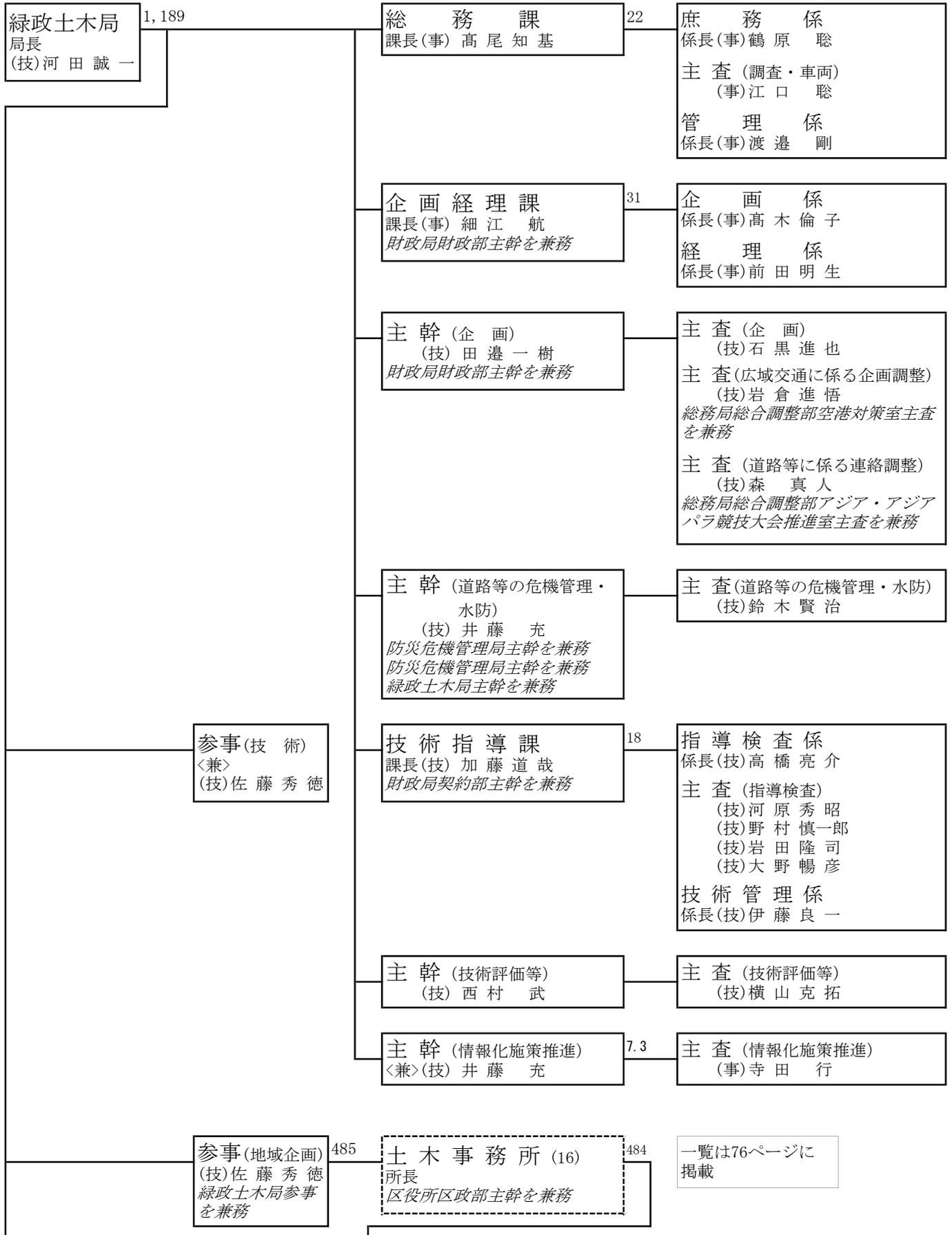
〈住宅都市局〉



〈住宅都市局〉

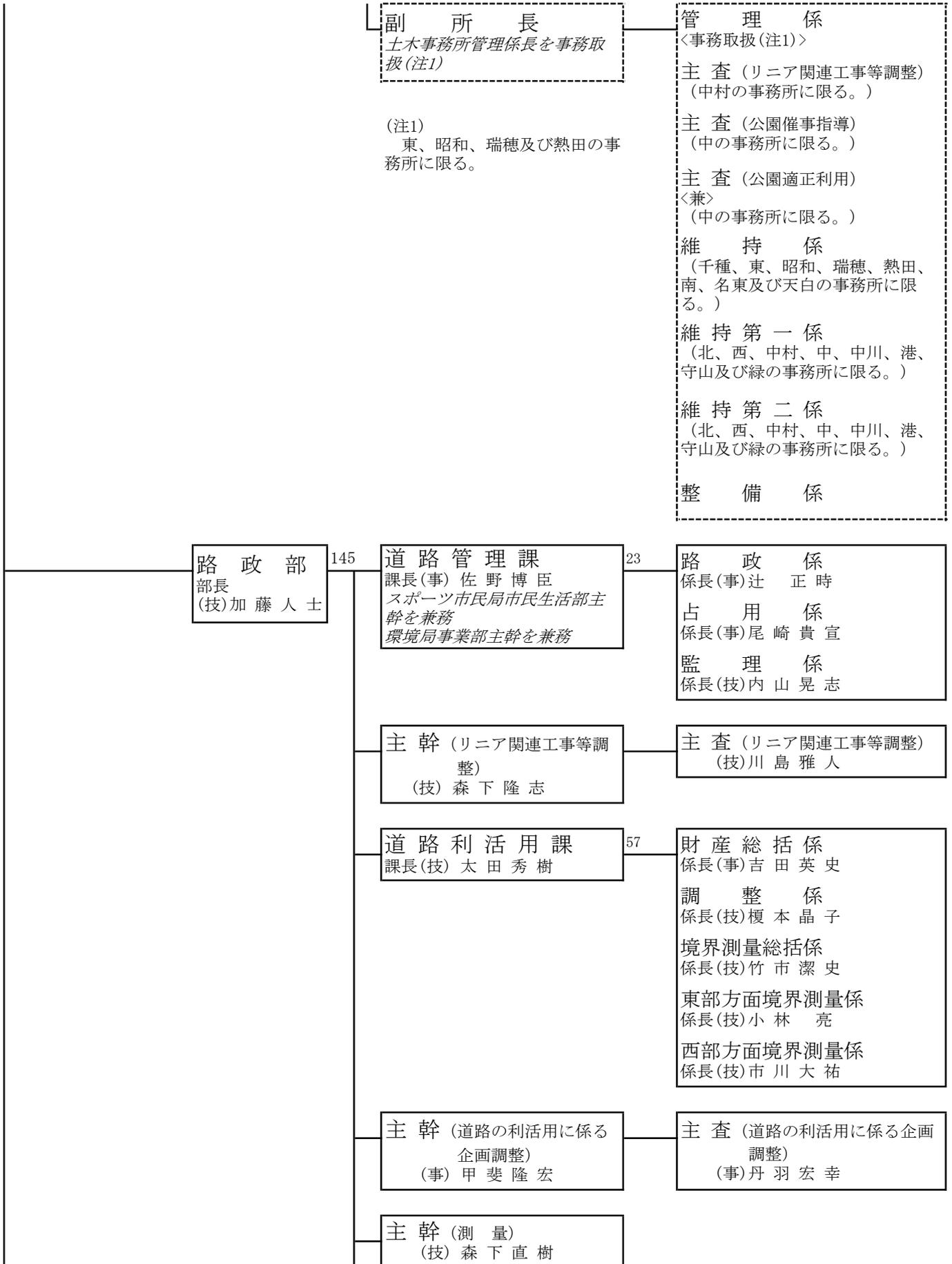


〈緑政土木局〉



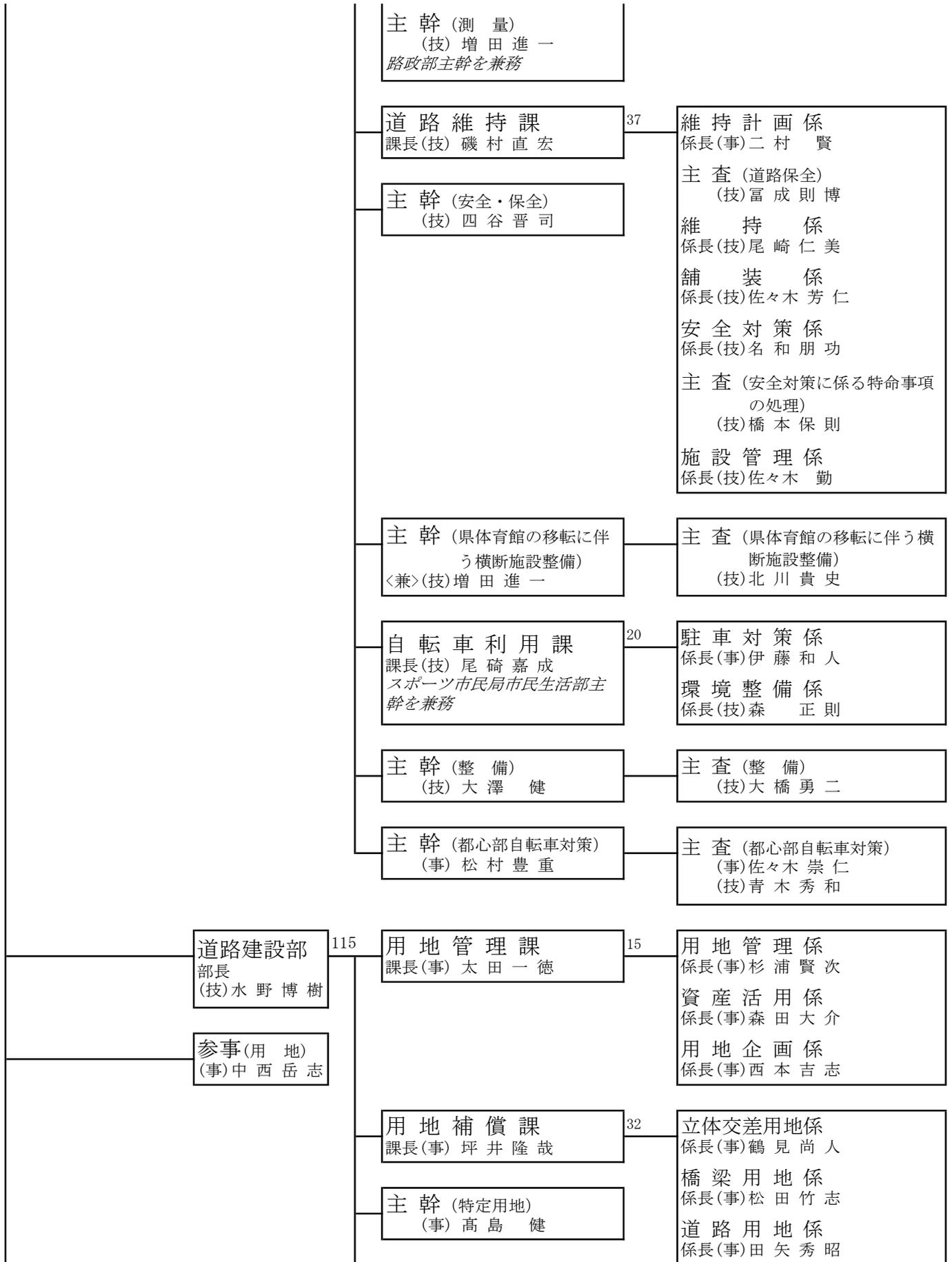
【分掌事務（緑政土木局）】係・主査：175～180ページ、主幹：218～219ページ、公所等：235～237ページに掲載

〈緑政土木局〉

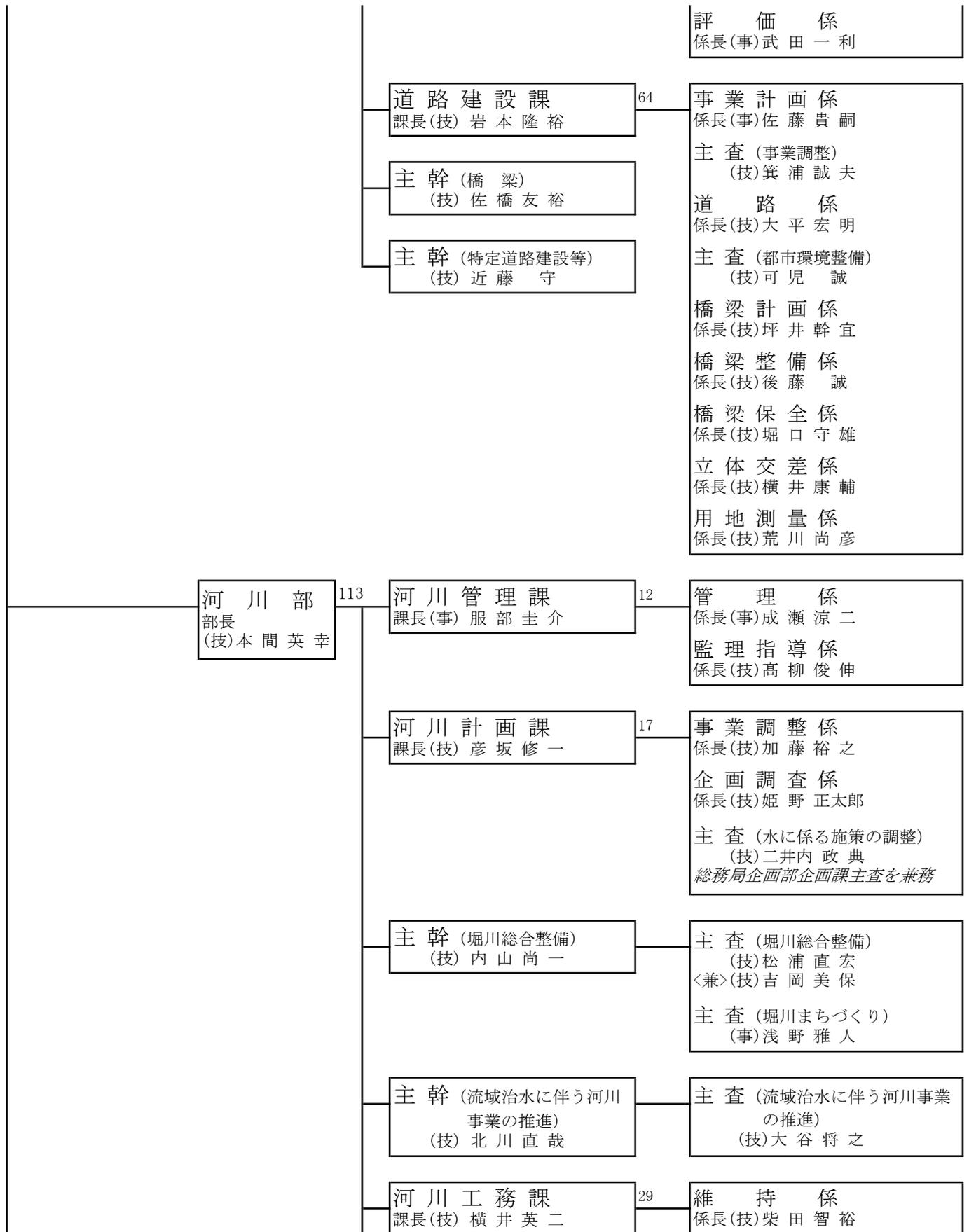


【分掌事務（緑政土木局）】係・主査：175～180ページ、主幹：218～219ページ、公所等：235～237ページに掲載

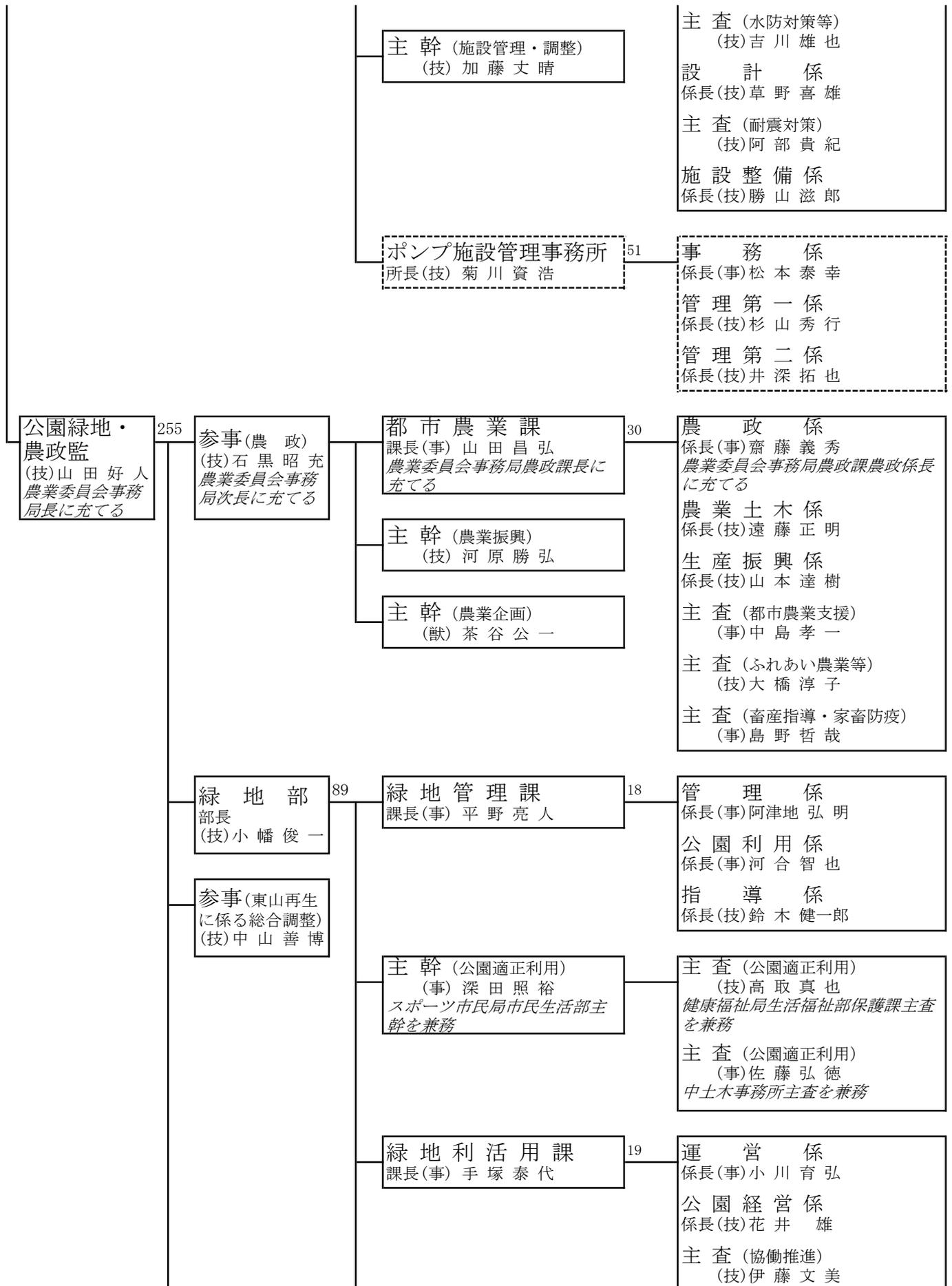
〈緑政土木局〉



〈緑政土木局〉

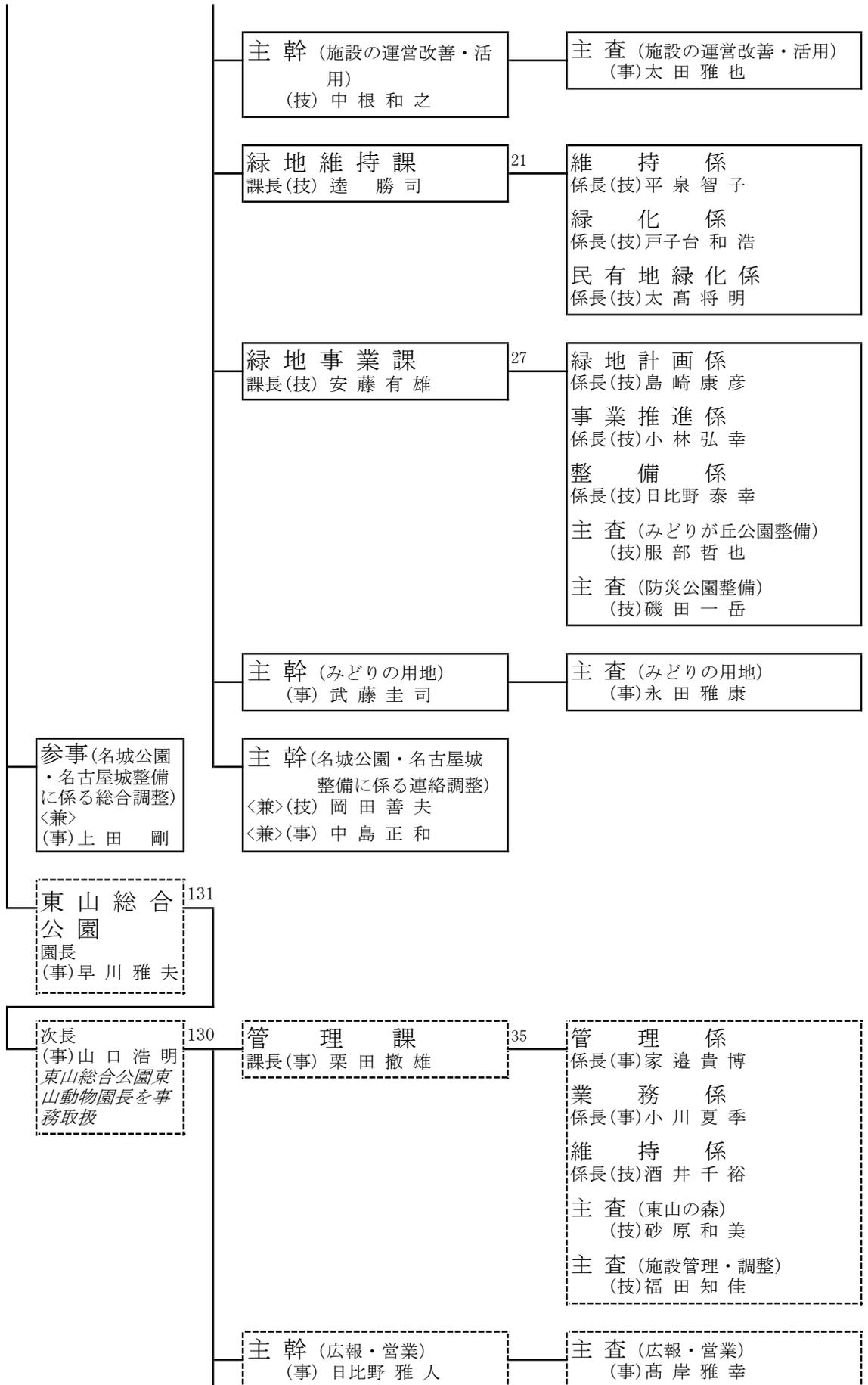


〈緑政土木局〉



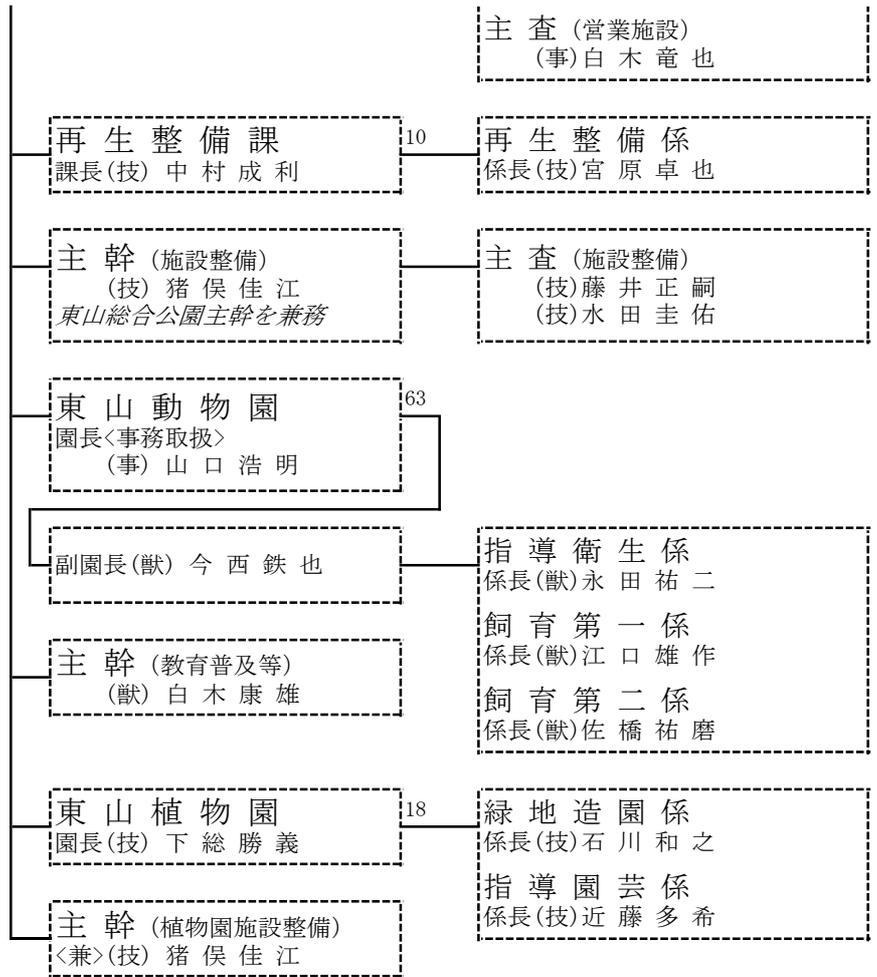
【分掌事務（緑政土木局）】係・主査：175～180ページ、主幹：218～219ページ、公所等：235～237ページに掲載

〈緑政土木局〉



【分掌事務 (緑政土木局)】 係・主査：175～180ページ、主幹：218～219ページ、公所等：235～237ページに掲載

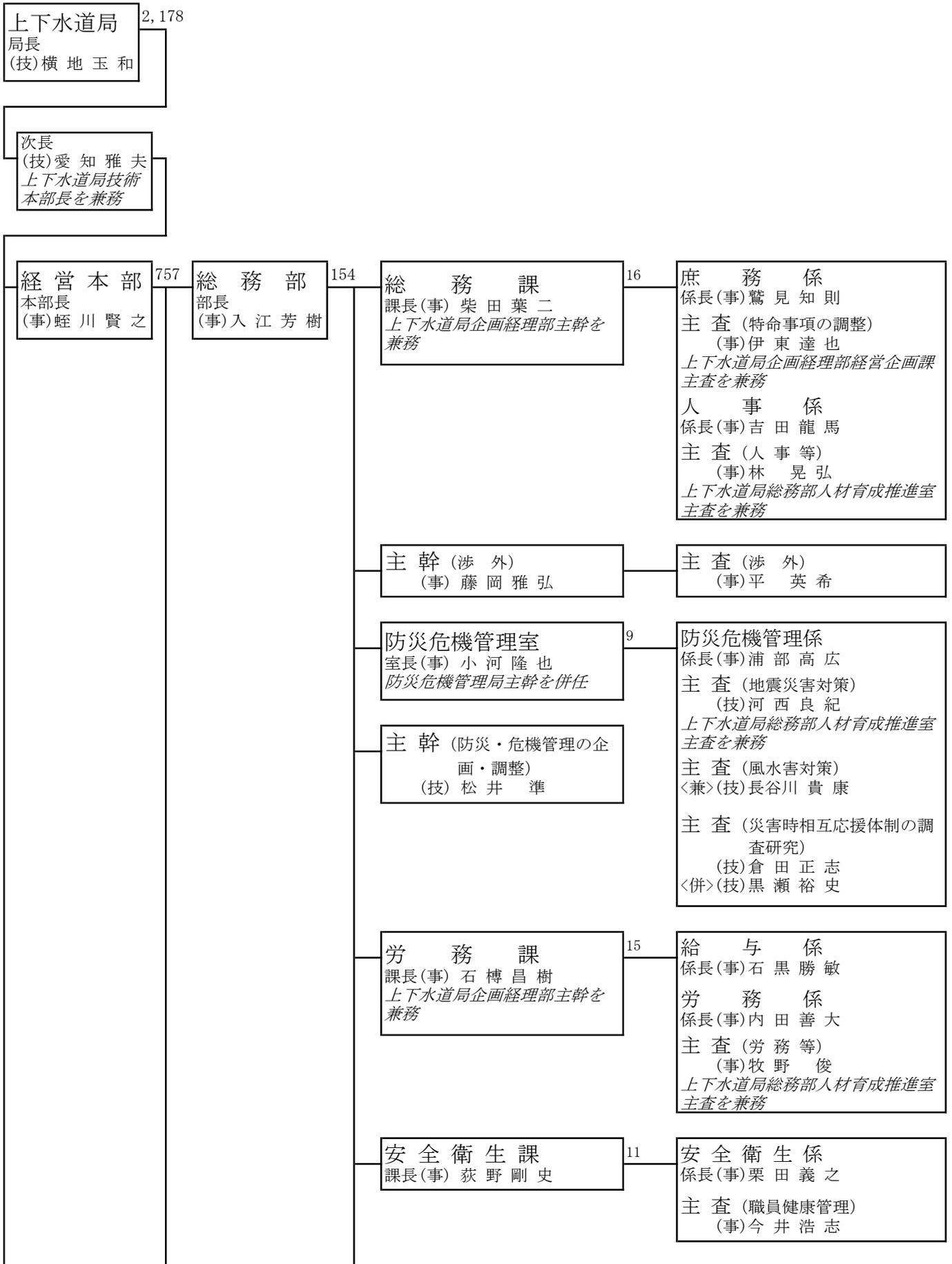
〈緑政土木局〉



〈緑政土木局〉

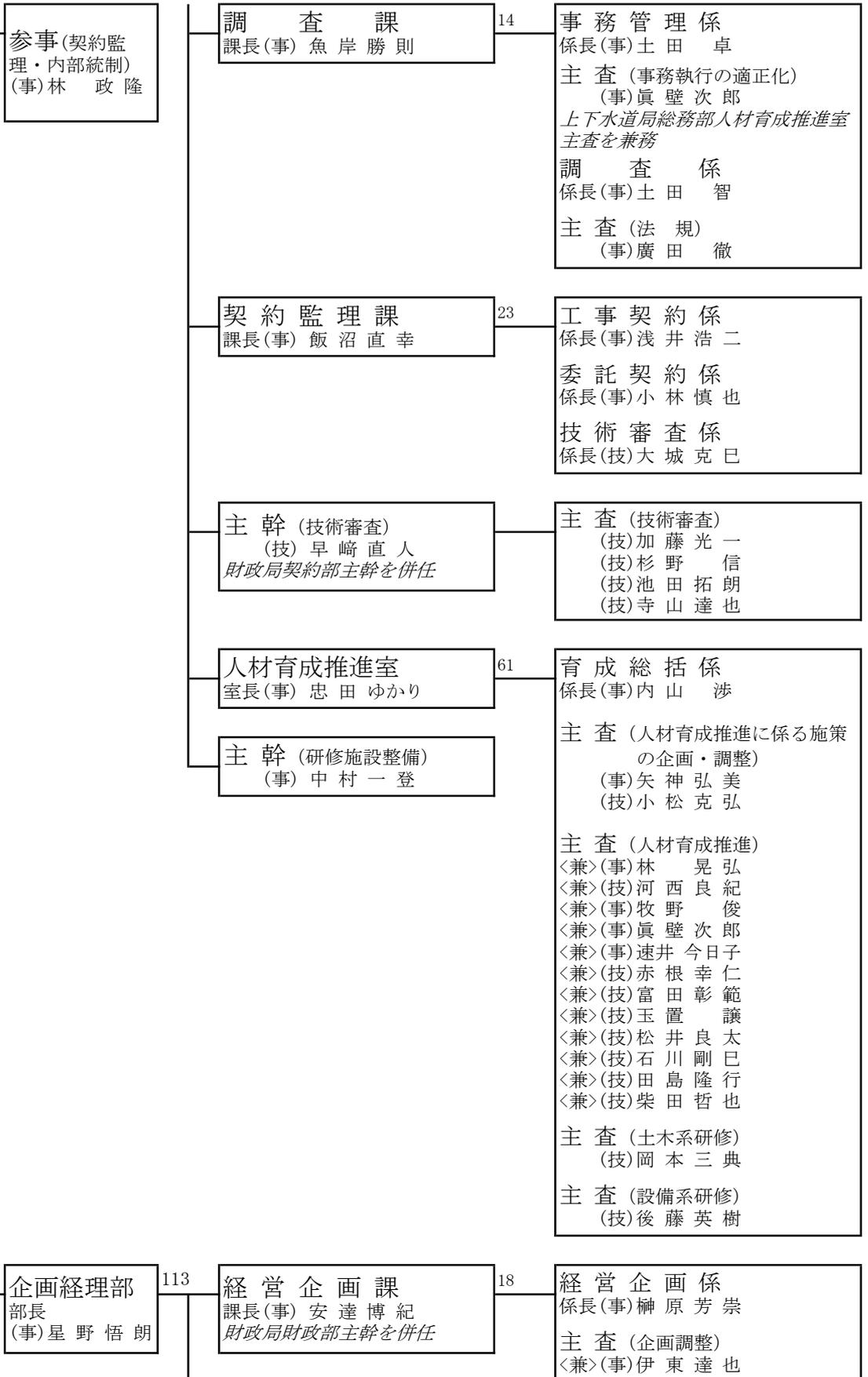
事務所名		千種土木事務所	東土木事務所	北土木事務所	西土木事務所
補職名					
所長	(技)山根英雄 30	(技)保田佳彦 25	(技)鈴木淳示 31	(技)箕浦慎治 32	
副所長	(技)清水恵子	(事)加藤清二	(技)太田幹夫	(事)村瀬伸一	
管理係長	(事)蒲浩幸	<事務取扱>	(事)和田勉	(事)鷺野和義	
維持係長	(技)山本裕治	(事)加藤清二	—————	—————	
維持第一係長	—————	(技)梅林司	(技)渡邊寿彦	(技)村野守	
維持第二係長	—————	—————	(技)近藤紀子	(技)倉田三恵子	
整備係長	(技)宮木毅	(技)林桂太郎	(技)水野真聡	(技)阪野俊樹	
事務所名		中村土木事務所	中土木事務所	昭和土木事務所	瑞穂土木事務所
補職名					
所長	(技)三宅弘高 33	(技)鈴木昌哉 31	(技)原田隆 25	(技)山田薫夫 25	
副所長	(事)岩田哲明	(事)松本吉史	(事)佐藤丈士	(事)小倉栄一	
管理係長	(事)今村嘉孝	(事)河村昌明	<事務取扱>	<事務取扱>	
主査(リニア関連 工事等調整)	(技)小川浩平 ①	—————	(事)佐藤丈士	(事)小倉栄一	
主査(公園催事指導)	—————	(事)中澤友宏	—————	—————	
主査(公園適正利用)	—————	<兼>(事)佐藤弘徳	—————	—————	
維持係長	—————	—————	(技)神谷直樹	(技)川原林浩	
維持第一係長	(技)後藤真利	(技)関貴之	—————	—————	
維持第二係長	(技)新美芳和	(技)金森智哉	—————	—————	
整備係長	(技)新井雅之	(技)三倉隆行	(技)小出貴文	(技)安藤彰記	
事務所名		熱田土木事務所	中川土木事務所	港土木事務所	南土木事務所
補職名					
所長	(技)幅明央 25	(技)安田秀明 36	(技)中野勝之 33	(技)鳥原正太郎 28	
副所長	(事)山中知子	(技)清水浩二	(事)丸山直美	(技)篠塚泰伸	
管理係長	<事務取扱>	(事)安田忠弘	(事)白井常雄	(事)佐野達也	
維持係長	(事)山中知子	—————	—————	(技)河合祐輔	
維持第一係長	(技)嶋田隆之	(技)尾関健二	(技)宮川健太	—————	
維持第二係長	—————	(技)高木彬	(技)高安正俊	—————	
整備係長	(技)木野村正弥	(技)下川貴幸	(技)篠田直季	(技)伊藤英太	
事務所名		守山土木事務所	緑土木事務所	名東土木事務所	天白土木事務所
補職名					
所長	(技)藤岡丈夫 33	(技)大山智 37	(技)鈴木裕治 29	(技)平野徹 31	
副所長	(事)大嶋重行	(技)中村直嗣	(技)松島理也	(技)石田正嗣	
管理係長	(事)原田拓史	(事)前田知宏	(事)高瀬秀太	(事)井上雄介	
維持係長	—————	—————	(技)木村好徳	(技)宇田祥治	
維持第一係長	(技)竹内崇剛	(技)増田真一	—————	—————	
維持第二係長	(技)森山博光	(技)井内大介	—————	—————	
整備係長	(技)加藤昌宏	(技)山田健介	(技)蒲野裕貴	(技)久田宗昌	

〈上下水道局〉



【分掌事務（上下水道局）】係：181～188ページ、公所等：237～239ページに掲載

〈上下水道局〉



〈上下水道局〉

参事(広報・連携推進・国際協力)
(事)小野田 都

主 査(連携推進・国際協力)
(技)西 邨 輝 真

技術調整係
係長(技)澤 山 朋 成

主 幹(経営改革推進)
(事)村 瀬 隆

主 査(経営改革推進)
(事)大 竹 裕 人

主 幹(経営改革)
<兼>(事)柴 田 葉 二
<兼>(事)石 樽 昌 樹
<兼>(事)服 部 元 樹
<兼>(事)原 口 慎 也
<兼>(事)齒 黒 彰
<兼>(技)川 添 勝 己
<兼>(技)河 合 克 敏
<兼>(技)高 倉 俊 夫
<兼>(技)田 中 考 二
<兼>(技)根 門 晋 治
<兼>(技)林 幹 雄
<兼>(技)小 塚 俊 秀
<兼>(技)隅 田 昌 孝

主 幹(技術調整・国際協力)
(技)堀 口 茂

主 査(国際協力)
(事)前 川 紗 恵 子

経 理 課
課長(事)服 部 元 樹
上下水道局企画経理部主幹を
兼務

37

水道経理係
係長(事)西 村 宏 久
主 査(水道決算)
(事)速 井 今 日 子
上下水道局総務部人材育成推進室
主査を兼務
下水道経理係
係長(事)武 藤 裕 志
主 査(下水道決算)
(事)松 原 勇 祐
主 査(財務会計システムの再構
築)
(事)岡 村 光 太 郎

主 幹(資金・財政計画)
(事)伊 藤 大 介

主 査(資金・財政計画)
(事)永 井 裕 章

広報サービス課
課長(事)野 口 知 愛

13

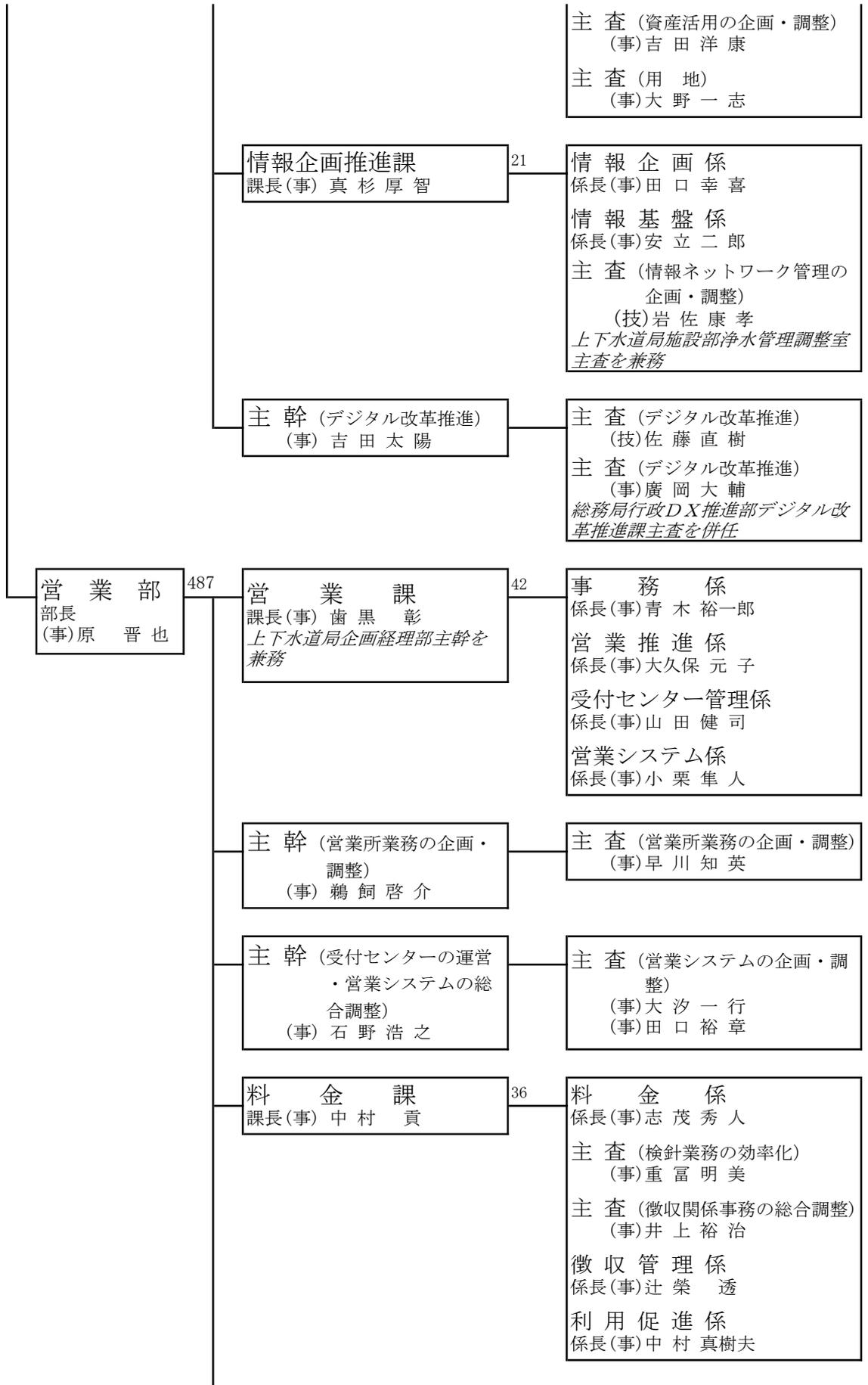
お客さまサービス係
係長(事)庄 司 学
広 報 係
係長(事)加 藤 裕 子
主 査(広報施策の企画・調整)
(事)森 百 子

資 産 活 用 課
課長(事)原 口 慎 也
上下水道局企画経理部主幹を
兼務

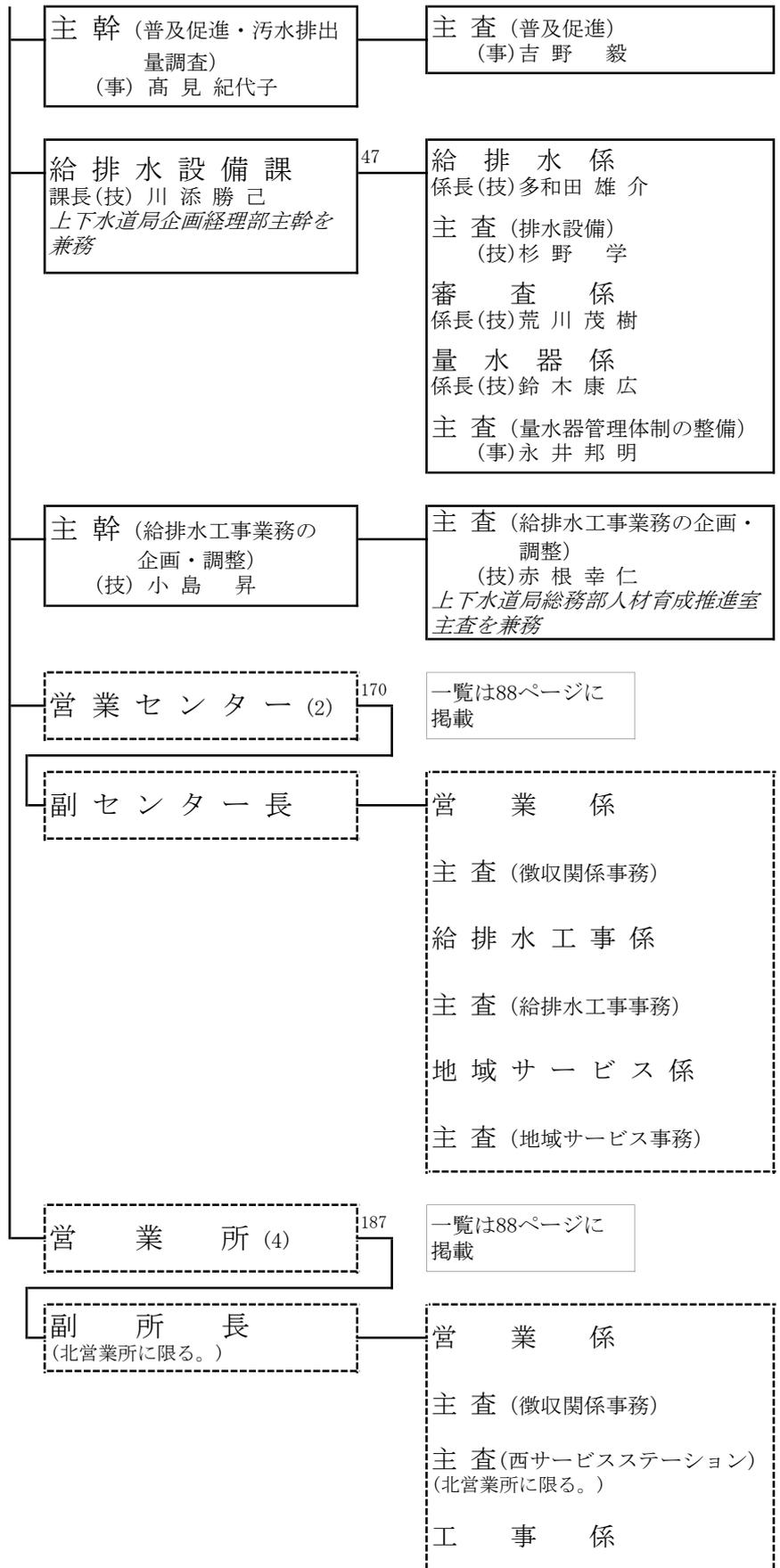
19

資 産 管 理 係
係長(事)大 澤 慶 也
活 用 推 進 係
係長(事)杉 光 真 紀

〈上下水道局〉

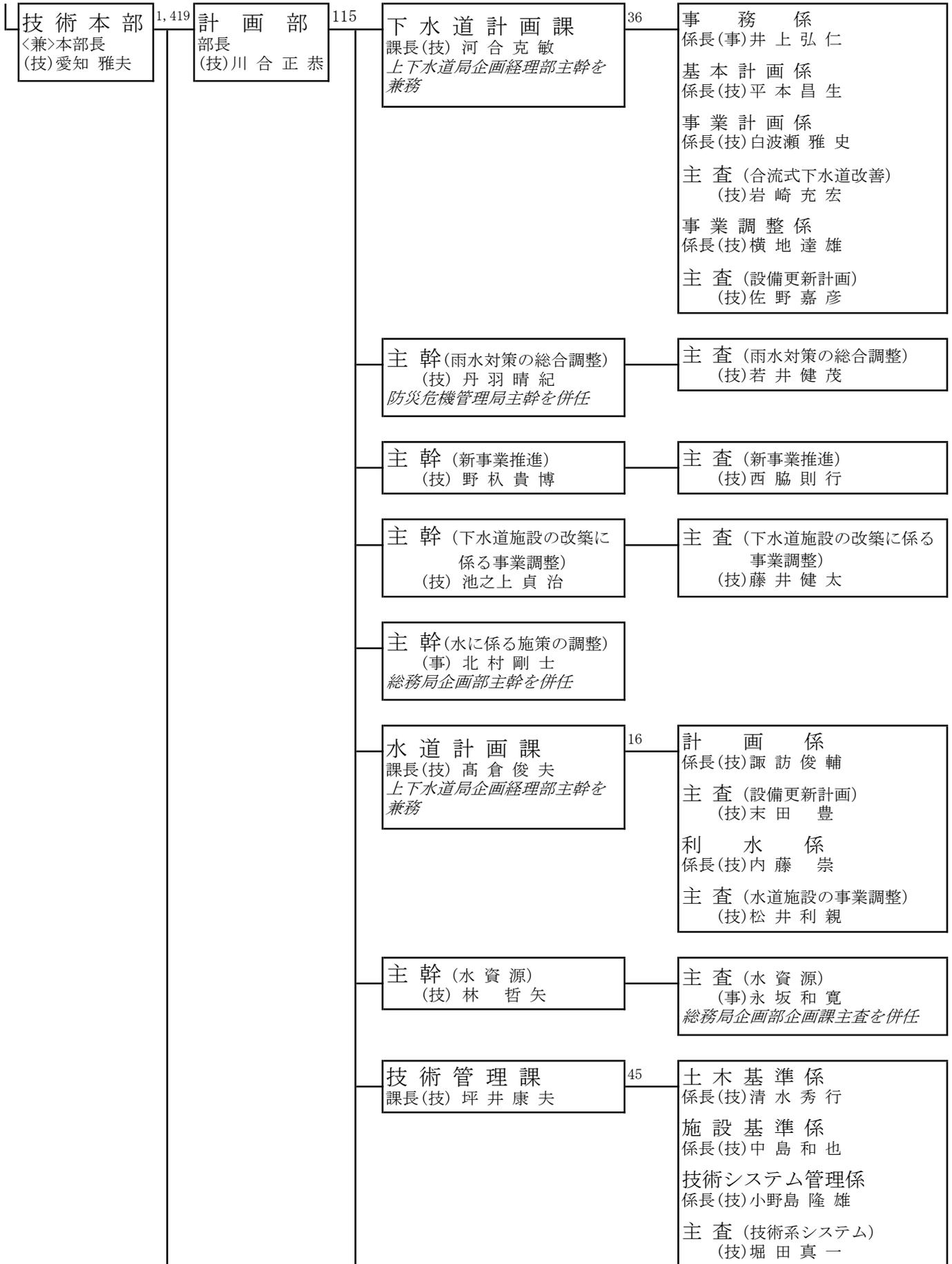


〈上下水道局〉

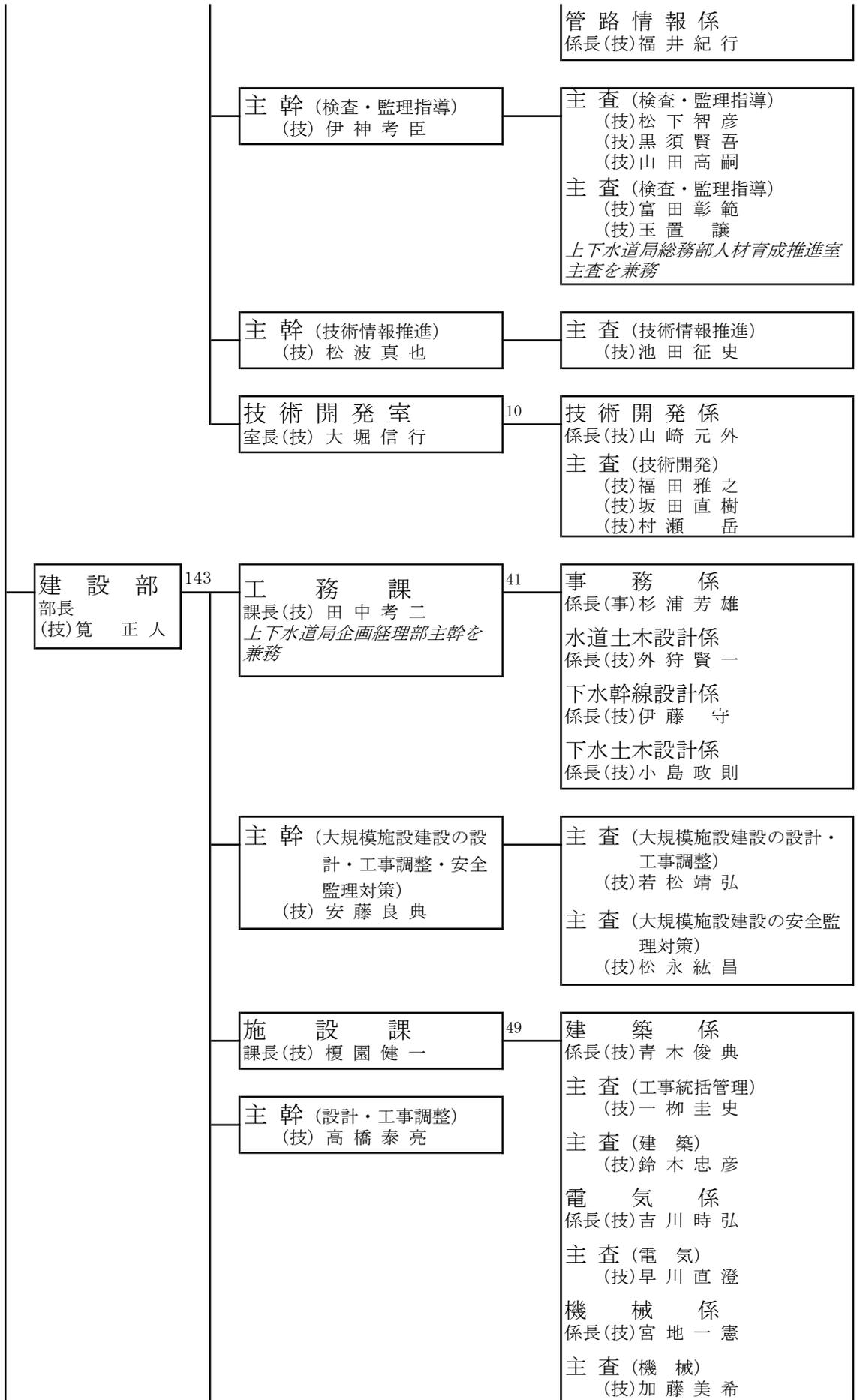


【分掌事務（上下水道局）】係：181～188ページ、公所等：237～239ページに掲載

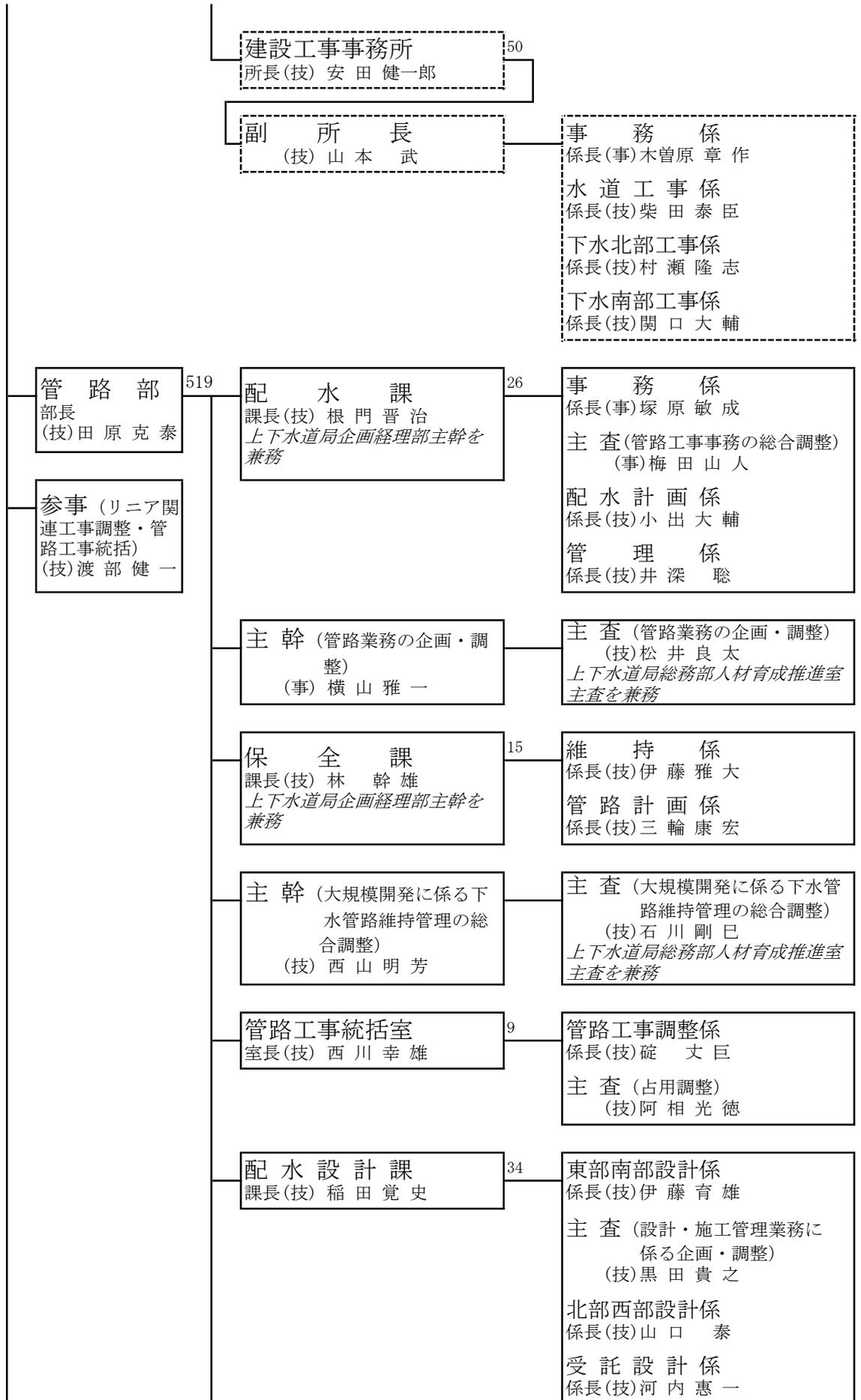
〈上下水道局〉



〈上下水道局〉

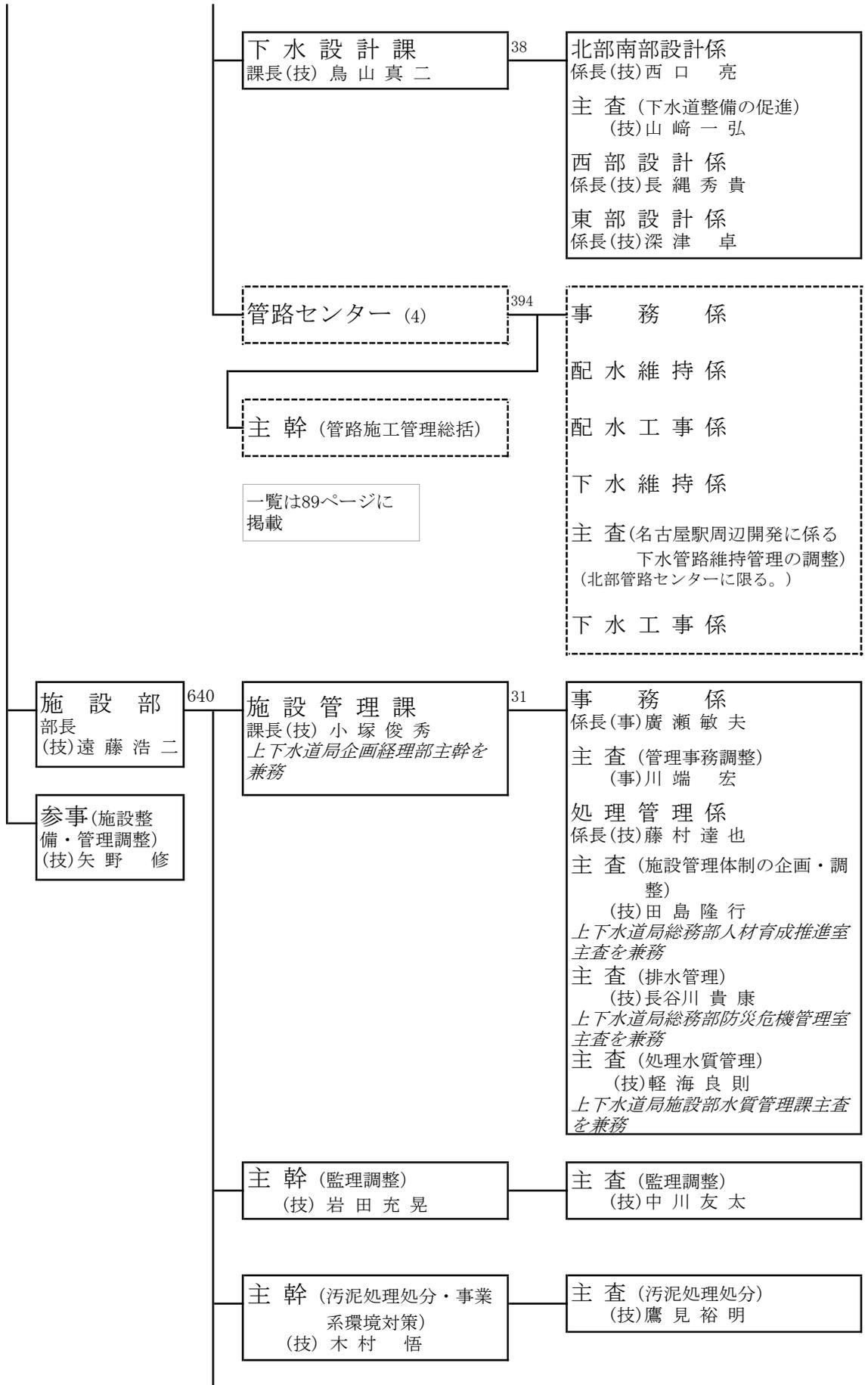


〈上下水道局〉



【分掌事務（上下水道局）】係：181～188ページ、公所等：237～239ページに掲載

〈上下水道局〉

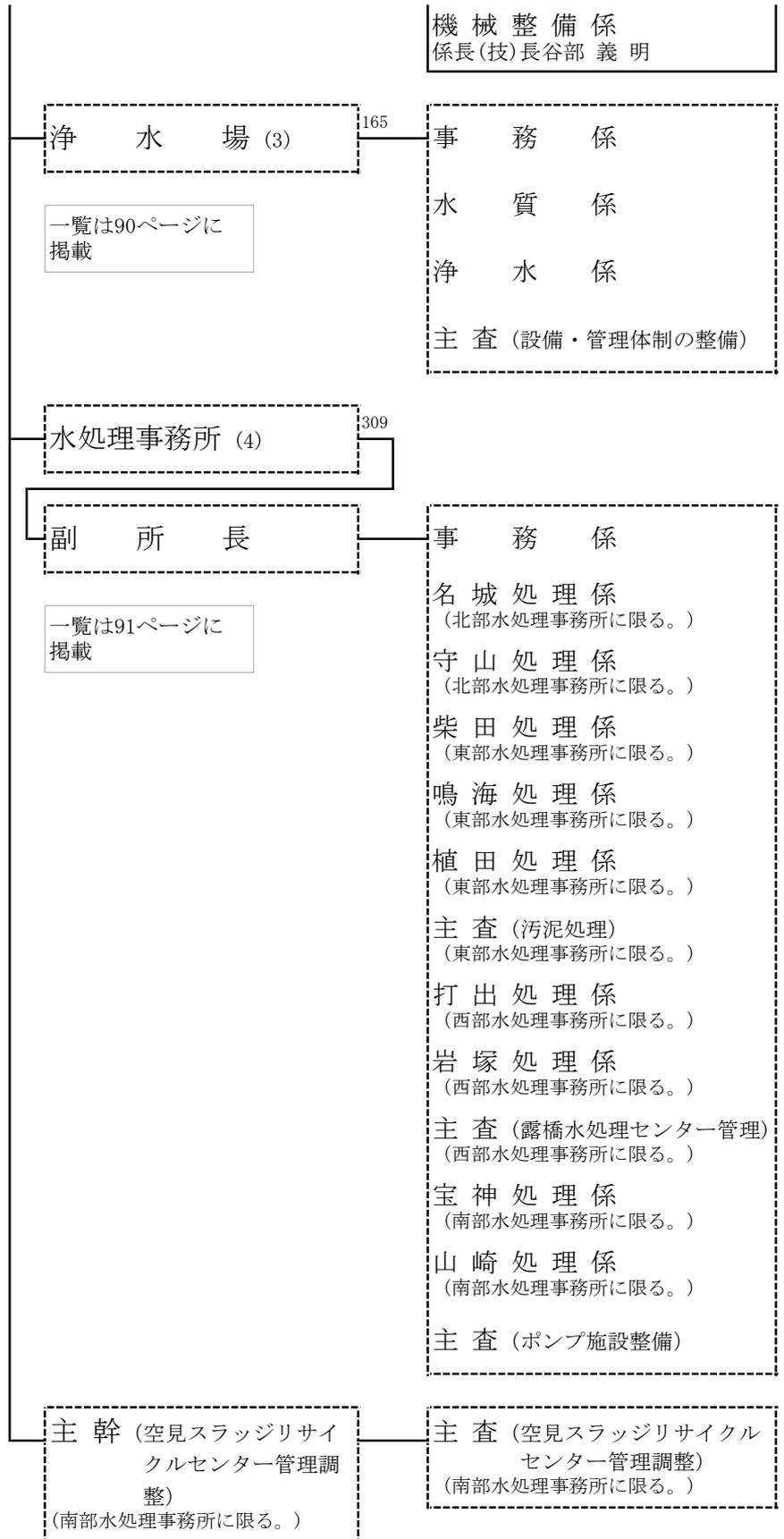


【分掌事務（上下水道局）】係：181～188ページ、公所等：237～239ページに掲載

〈上下水道局〉

<p>浄水管理調整室 室長(技) 隅田昌孝 上下水道局企画経理部主幹を 兼務</p>	12	<p>浄水管理係 係長(技)加藤大己 主査(施設管理体制の企画・調 整) (技)柴田哲也 上下水道局総務部人材育成推進室 主査を兼務 主査(制御系システムセキュリ テイ対策) <兼>(技)岩佐康孝 主査(水道水質管理) (技)浅野勝広 上下水道局施設部水質管理課主査 を兼務</p>
<p>主幹(工業用水) (技)前川洋一郎</p>		<p>主査(工業用水) (技)平野義信</p>
<p>水質管理課 課長(技)坂口哲也</p>	39	<p>管理指導係 係長(技)水野将成 主査(工場排水指導) (技)滝本直啓 (技)永谷はるか 水道水質管理係 係長(技)戸田雄之 主査(水道水質調整) (技)中島大輔 処理水質管理係 係長(技)杉田哲昭 主査(処理水質調整) (技)和田義史 (技)市川太郎</p>
<p>主幹(水道水質の総合調整) (技)南知子子</p>		<p>主査(水道水質の総合調整) <兼>(技)浅野勝広</p>
<p>主幹(処理水質の総合調整) (技)水野芳之</p>		<p>主査(処理水質の総合調整) <兼>(技)軽海良則</p>
<p>施設整備課 課長(技)梅田明</p>	77	<p>整備計画係 係長(技)山路実成 主査(施設整備) (技)曾布川竜 設備保全係 係長(技)鳥飼正幸 主査(伝馬町水処理センター管 理) (技)原田英治 建築整備係 係長(技)高木明 電気整備係 係長(技)山北克好</p>
<p>主幹(設備保全管理の総合 調整) (技)山崎憲一</p>		

〈上下水道局〉



【分掌事務（上下水道局）】係：181～188ページ、公所等：237～239ページに掲載

〈上下水道局〉

補職名	営業所名	東部営業センター	西部営業センター
センター長		(事) 伊藤英彰 91	(技) 都築敦 79
副センター長		(事) 鈴木誠	(事) 福井康一
営業係長		(事) 上田康祐	(事) 森川智晃
主査(徴収関係事務)		(事) 田中潤	(事) 堀江裕子
主査(徴収関係事務)		(事) 津坂芳樹	(事) 松田裕太
給排水工事係長		(技) 濱本剛紀	(技) 岡島智斎
主査(給排水工事事務)		(技) 吉本正昭	(技) 若宮大輔
地域サービス係長		(技) 池野健太	(技) 吉田拓司
主査(地域サービス事務)		(事) 伊賀千夏	(事) 南田智貴

補職名	営業所名	北営業所	中村営業所	瑞穂営業所
所長		(事) 根崎徹志 55	(事) 牧俊広 44	(技) 天野勝文 53
副所長		(事) 辻下恵理子	—————	—————
営業係長		(事) 足立保之	(事) 林洋平	(事) 佐橋翠
主査(徴収関係事務)		(事) 渡邊佳代	(事) 佐曾利隼大	(事) 若原嵩
主査(徴収関係事務)		(事) 堀井美緒	—————	(事) 近藤健斗
主査(西サービスステーション)		<事務取扱>	—————	—————
工事係長		(事) 辻下恵理子 (技) 安原重人	(技) 梶原大輔	(技) 山田征宏
補職名	営業所名	緑営業所		
所長		(事) 井上明和 35		
営業係長		(事) 宮田丈夫		
主査(徴収関係事務)		(事) 佐竹翔子		
工事係長		(技) 木下和也		

〈上下水道局〉

事務所名		東部管路センター	北部管路センター	西部管路センター
補職名				
センター長		(技) 杉山泰彦 98	(技) 多和田力 101	(技) 平野芳茂 103
主幹(管路施工管理総括)		(技) 衣斐篤	(技) 藤田真彰	(技) 氷室敦
主幹(管路施工管理総括)		(技) 水谷哲久	(技) 加藤孝一	(技) 杉田功一
事務係長		(事) 栗田祐志	(事) 小泉龍弘	(事) 三輪明弘
配水維持係長		(技) 澤田耕一	(技) 肥田悠	(技) 小川将司
配水工事係長		(技) 藤原寛浩	(技) 稲熊良彦	(技) 森和典
下水維持係長		(技) 福岡文仁	(技) 荒木駿	(技) 久田陽史
主査(名古屋駅周辺開発に係る下水管路維持管理の調整)		—————	(技) 伊藤彰浩	—————
下水工事係長		(技) 山下裕介	(技) 長野芳樹	(技) 清水克祐
事務所名		南部管路センター		
補職名				
センター長		(技) 中村誓伺 92		
主幹(管路施工管理総括)		(技) 坂倉満		
主幹(管路施工管理総括)		(技) 春田大喜		
事務係長		(事) 前田政直		
配水維持係長		(技) 江原智子		
配水工事係長		(技) 廣瀬正憲		
下水維持係長		(技) 内田正伸		
下水工事係長		(技) 栗田堅則		

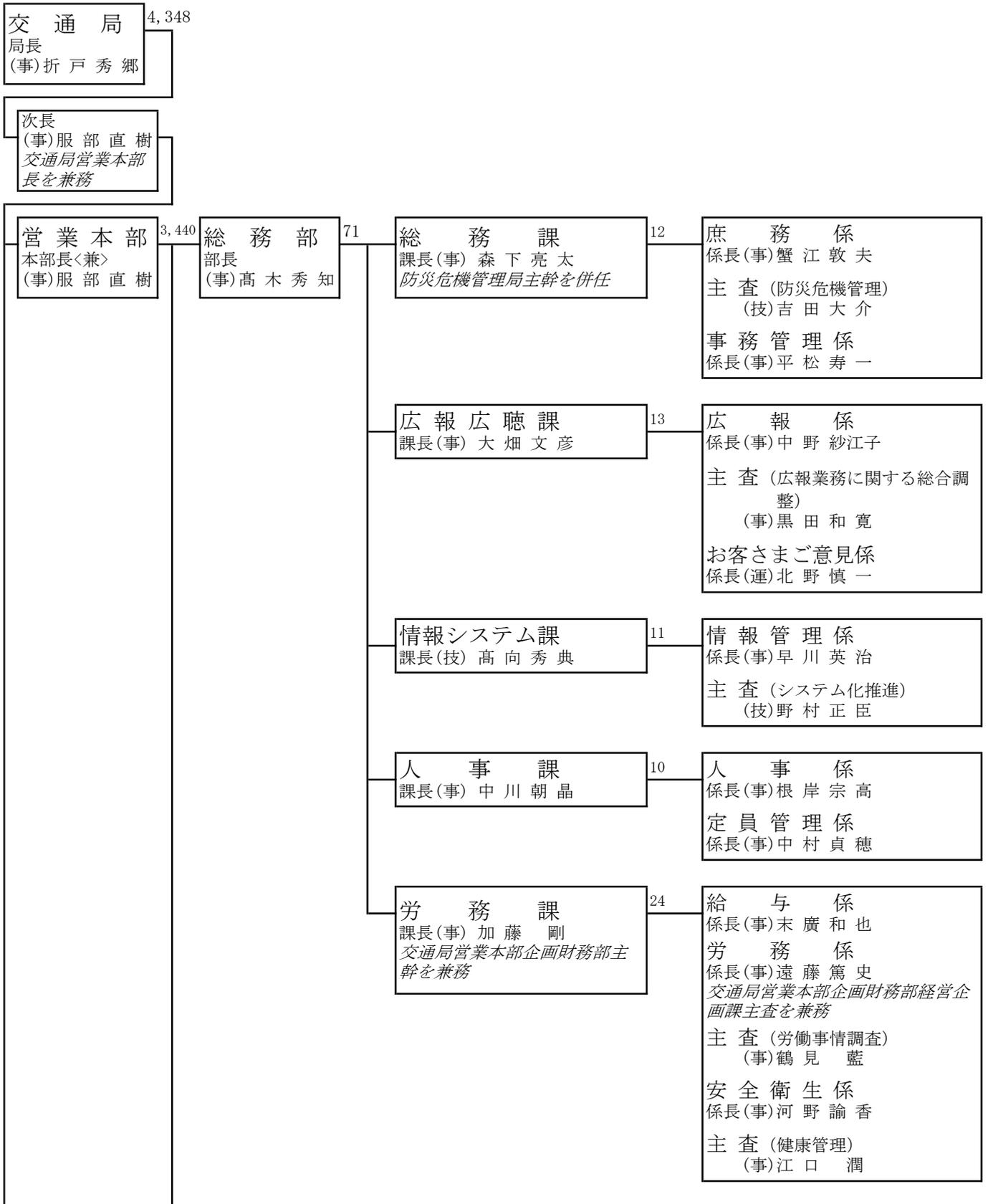
〈上下水道局〉

浄水場名		春日井浄水場	
補職名			
場	長	(技) 神谷隆行	51
事務係	長	(事) 江口賢司	
水質係	長	(技) 大谷恭靖	
浄水係	長	(技) 鈴木義仁	
主査 (設備・管理体制の整備)		(技) 吉村太輔	
浄水場名		鍋屋上野浄水場	
補職名			
場	長	(技) 池村康成	61
事務係	長	(事) 菅原拓也	
水質係	長	(技) 古川智幸	
浄水係	長	(技) 田中誠人	
主査 (設備・管理体制の整備)		(技) 棚橋征宏	
浄水場名		大治浄水場	
補職名			
場	長	(技) 伊藤彰彦	53
事務係	長	(事) 小林律也	
水質係	長	(技) 浅井健好	
浄水係	長	(技) 大西 貴	
主査 (設備・管理体制の整備)		(技) 長瀬拓廣	

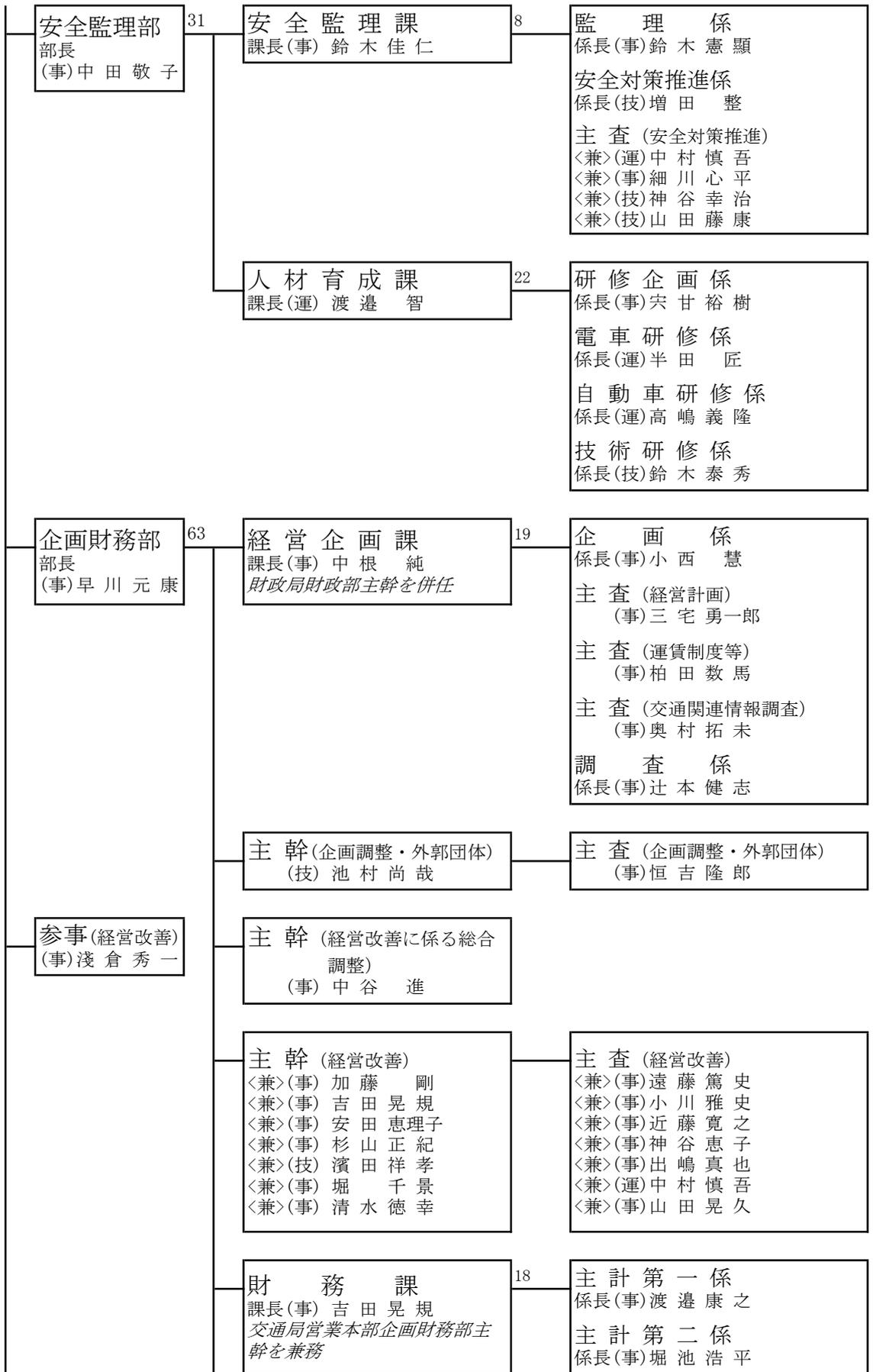
〈上下水道局〉

事務所名		北部水処理事務所	事務所名		東部水処理事務所
補職名			補職名		
所	長	(技) 園田 賢吾 64	所	長	(技) 小材 新一 79
副	所 長	(事) 関嶋 洋介	副	所 長	(技) 土居 忠幸
事	務 係 長	(事) 吉田 研二	事	務 係 長	(事) 森 聡
名	城 処 理 係 長	(技) 濱田 次彦	柴	田 処 理 係 長	(技) 上山 圭
守	山 処 理 係 長	(技) 向井 太志	鳴	海 処 理 係 長	(技) 赤尾 憲一
主	査 (ポンプ施設整備)	(技) 笠島 義希	植	田 処 理 係 長	(技) 佐藤 圭司
			主	査 (汚泥処理)	(技) 山田 裕士
			主	査 (ポンプ施設整備)	(技) 山田 英典
事務所名		西部水処理事務所	事務所名		南部水処理事務所
補職名			補職名		
所	長	(技) 谷口 信一 70	所	長	(技) 太田 宗由 96
副	所 長	(事) 辻本 章	副	所 長	(技) 埴 辰雄
事	務 係 長	(事) 佐藤 雄一郎	主	幹 (空見スラッジリサイク ルセンター管理調整)	〈兼〉(技) 太田 宗由
打	出 処 理 係 長	(技) 間宮 正樹	事	務 係 長	(事) 茗荷 良太
岩	塚 処 理 係 長	(技) 梶田 哲也	宝	神 処 理 係 長	(技) 吉野 博樹
主	査 (露橋水処理センター 管理)	(技) 寺田 隆彦	山	崎 処 理 係 長	(技) 中川 伸一
主	査 (ポンプ施設整備)	(技) 若松 宏和	主	査 (ポンプ施設整備)	(技) 大森 雄造
			主	査 (ポンプ施設整備)	(技) 河内 勇樹
			主	査 (空見スラッジリサイク ルセンター管理調整)	(技) 藤田 泰自

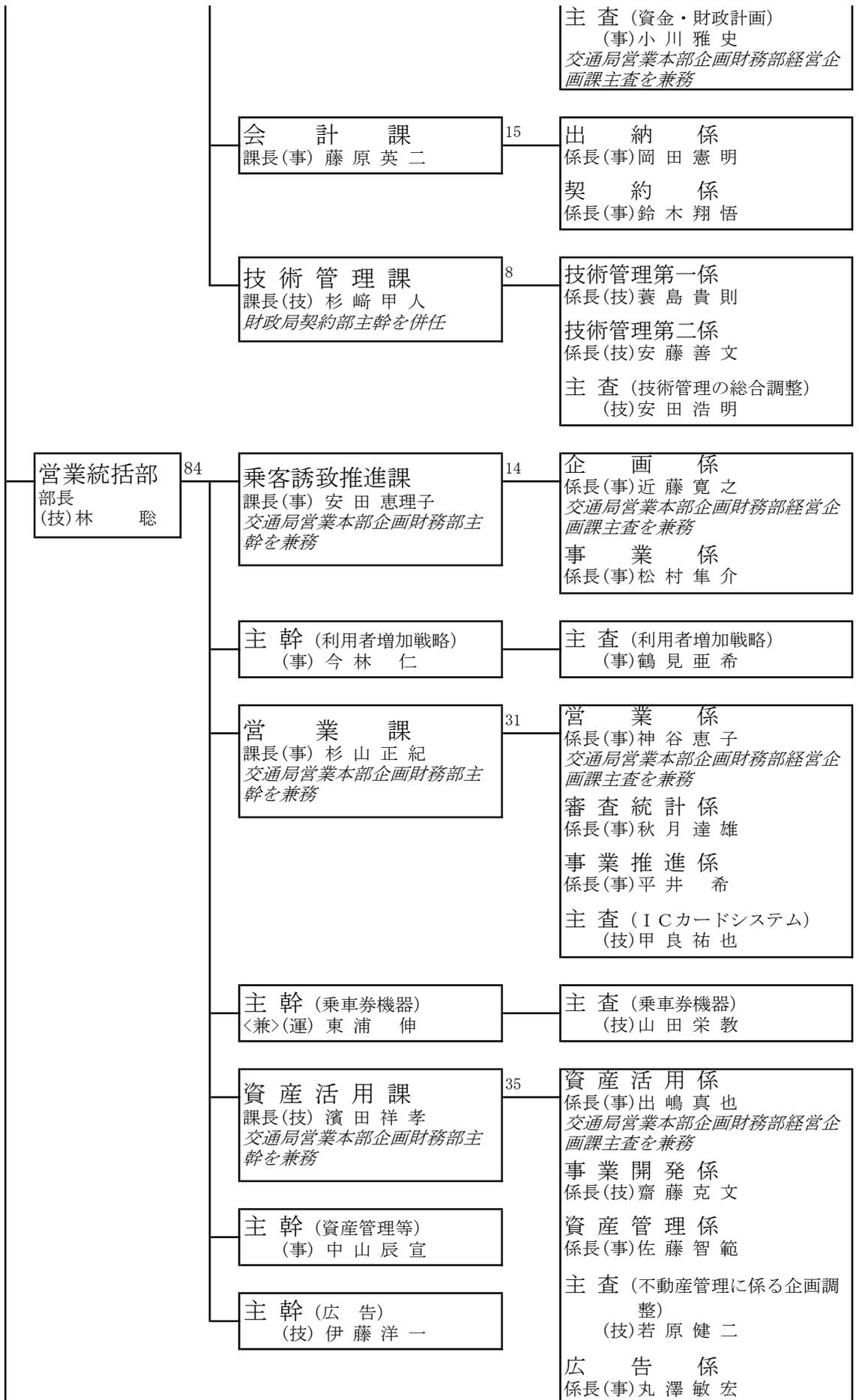
〈交通局〉



〈交通局〉



〈交通局〉



〈交通局〉

電車部
部長
(事)勝野泰成

1,733

運輸課
課長(事)安江秀剛

12

主査(媒体開発)
(技)諏訪正彦

管理係
係長(事)浅野祐貴
現業係
係長(事)加藤琢也
主査(地下鉄運輸業務に関する
総合調整)
(事)伊藤未奈

駅務課
課長(運)東浦伸
交通局営業本部営業統括部主
幹を兼務

20

計画係
係長(事)丹羽孝夫
指導係
係長(運)岡崎幸治
施設管理係
係長(技)松尾和明

主幹(施設管理)
(技)田中将彦

主査(施設管理)
(技)早水尚

電車運転課
課長(運)長村光恭
交通局営業本部電車部主幹を
兼務

15

計画係
係長(運)中村慎吾
交通局営業本部安全監理部安全監
理課主査を兼務
交通局営業本部企画財務部経営企
画課主査を兼務

主幹(運転管理)
<兼>(運)長村光恭

運転係
係長(運)市川祐介

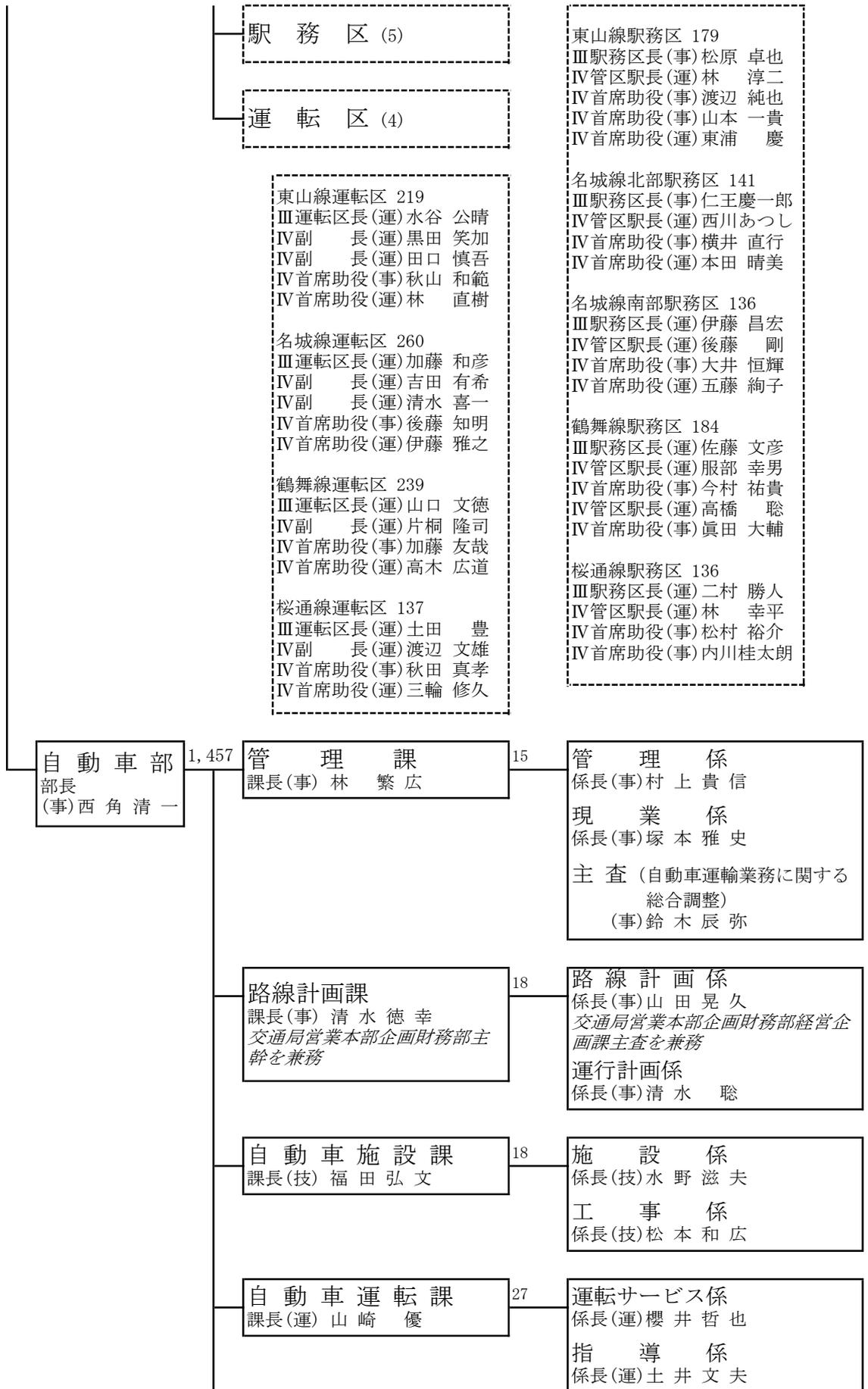
主幹(運行計画調整)
(事)堀千景
交通局営業本部企画財務部主
幹を兼務

運転指令室
室長(運)植松信泉

52

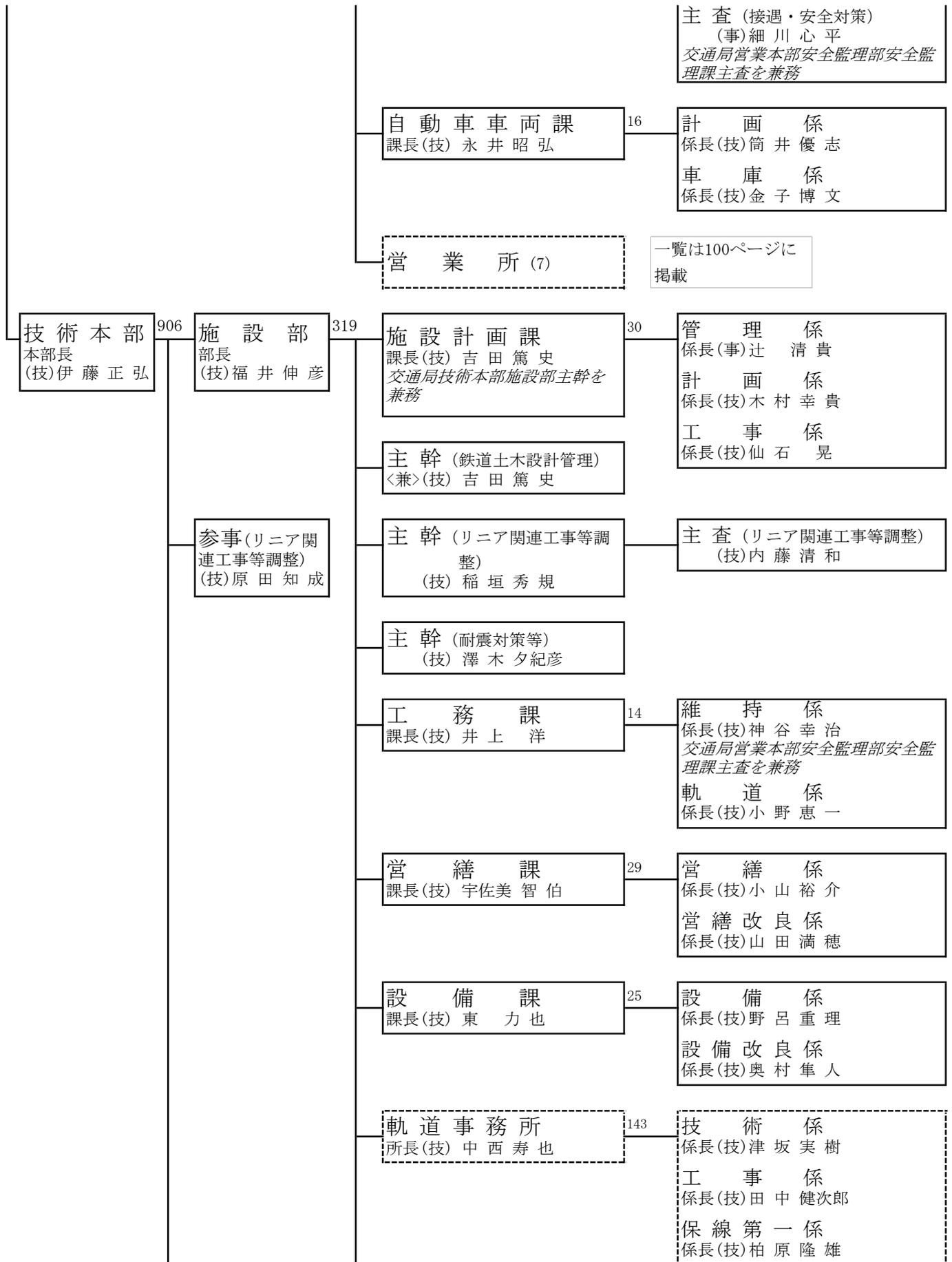
副長(運)岡田幸大

〈交通局〉



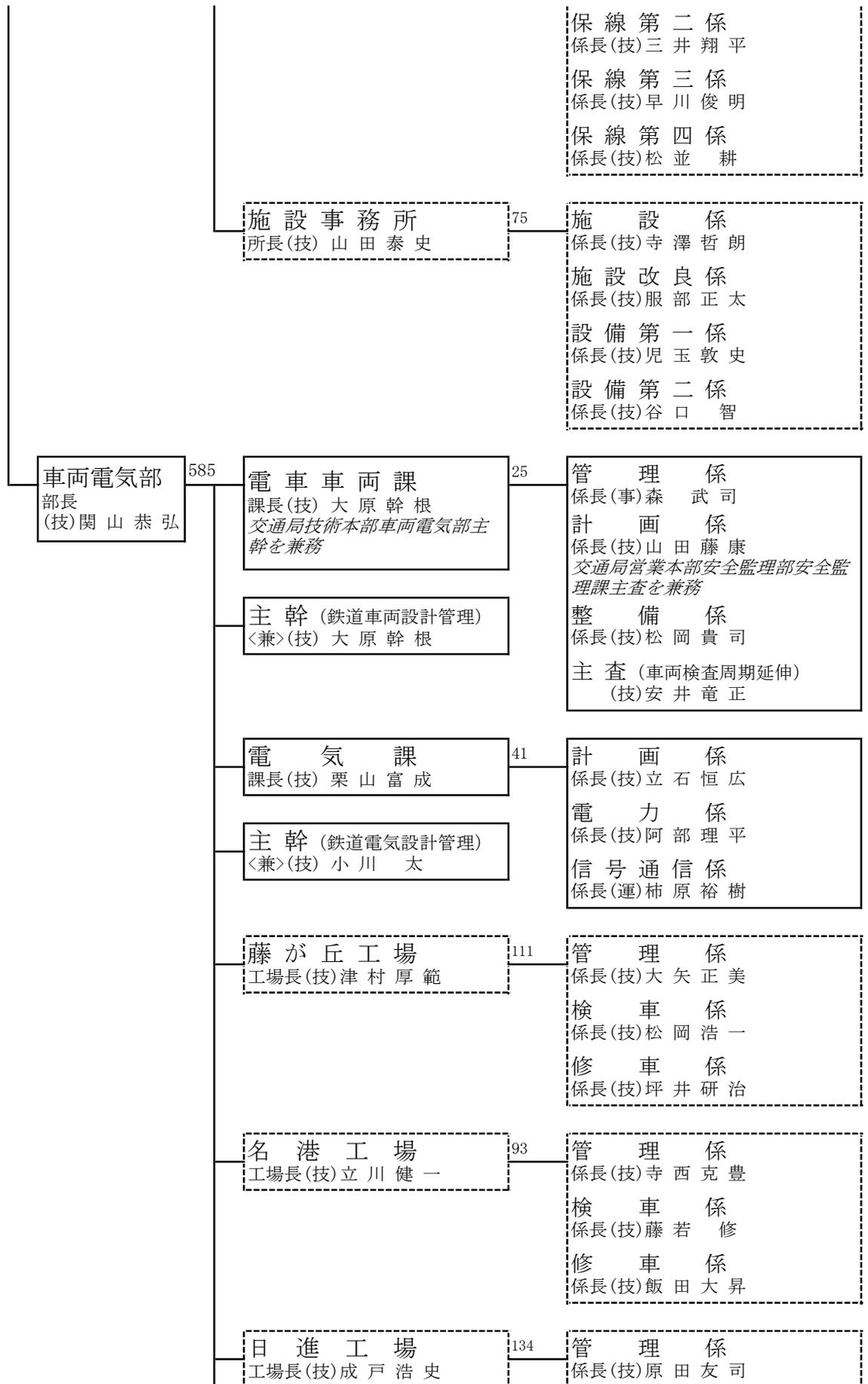
【分掌事務 (交通局)】 係：188～193ページ、公所：239～241ページに掲載

〈交通局〉



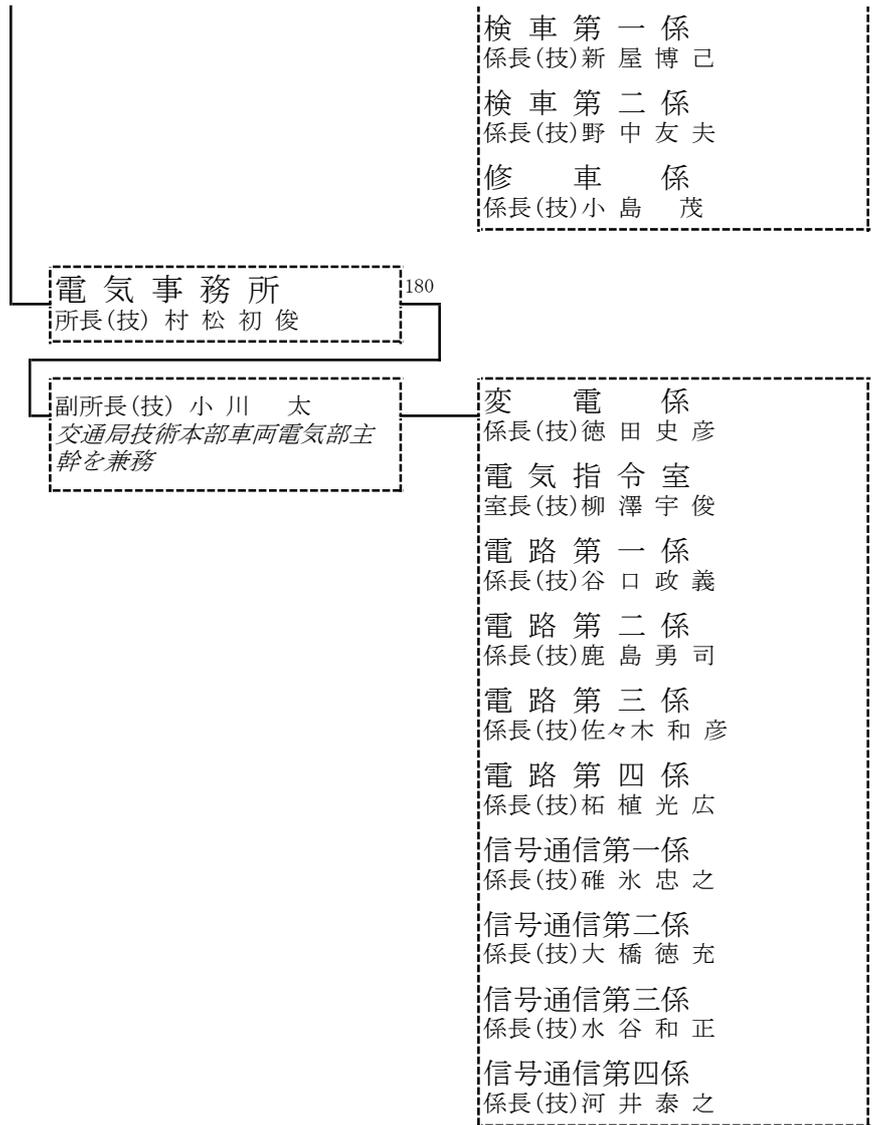
【分掌事務（交通局）】係：188～193ページ、公所：239～241ページに掲載

〈交通局〉



【分掌事務（交通局）】係：188～193ページ、公所：239～241ページに掲載

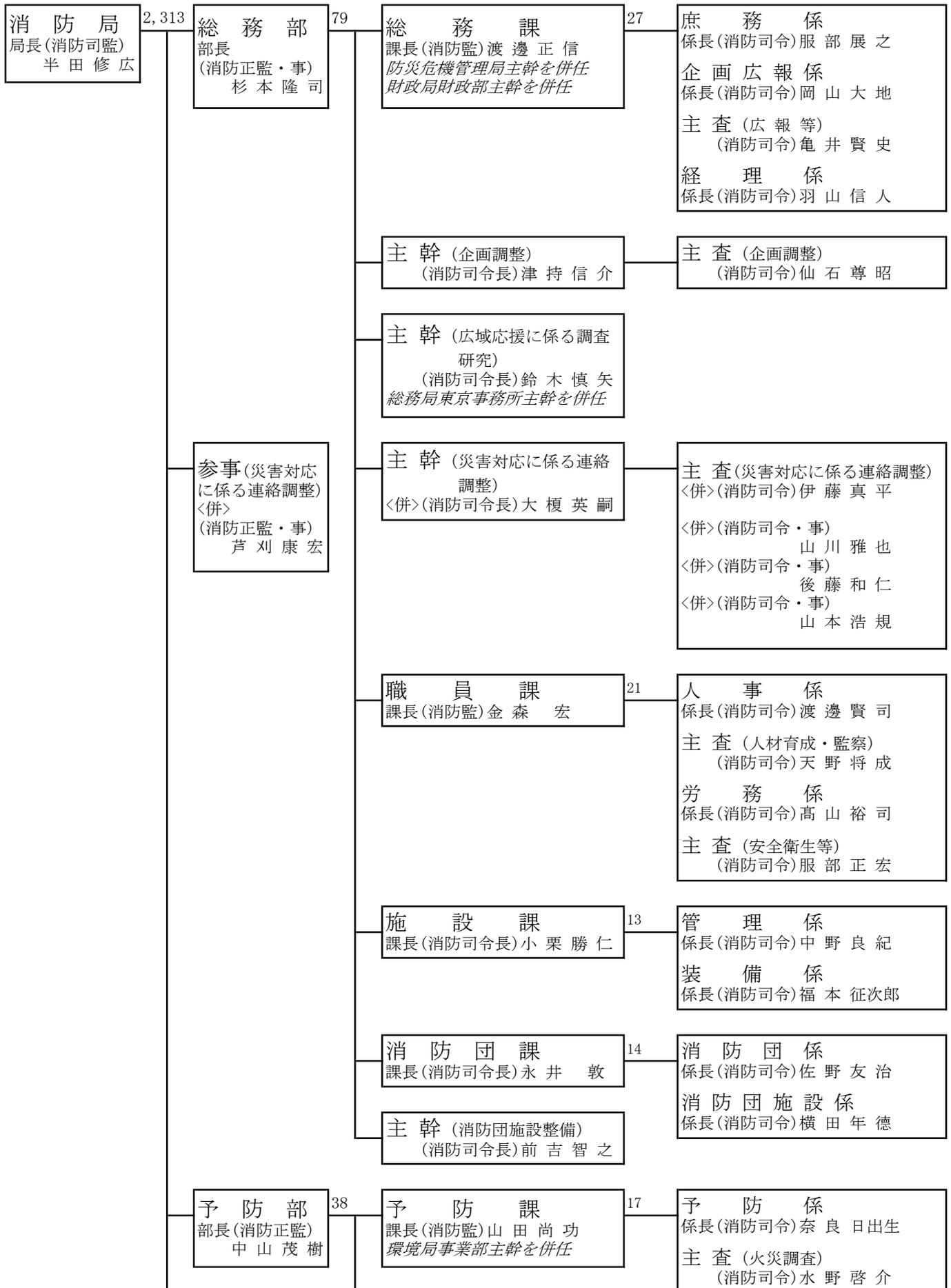
〈交通局〉



〈交通局〉

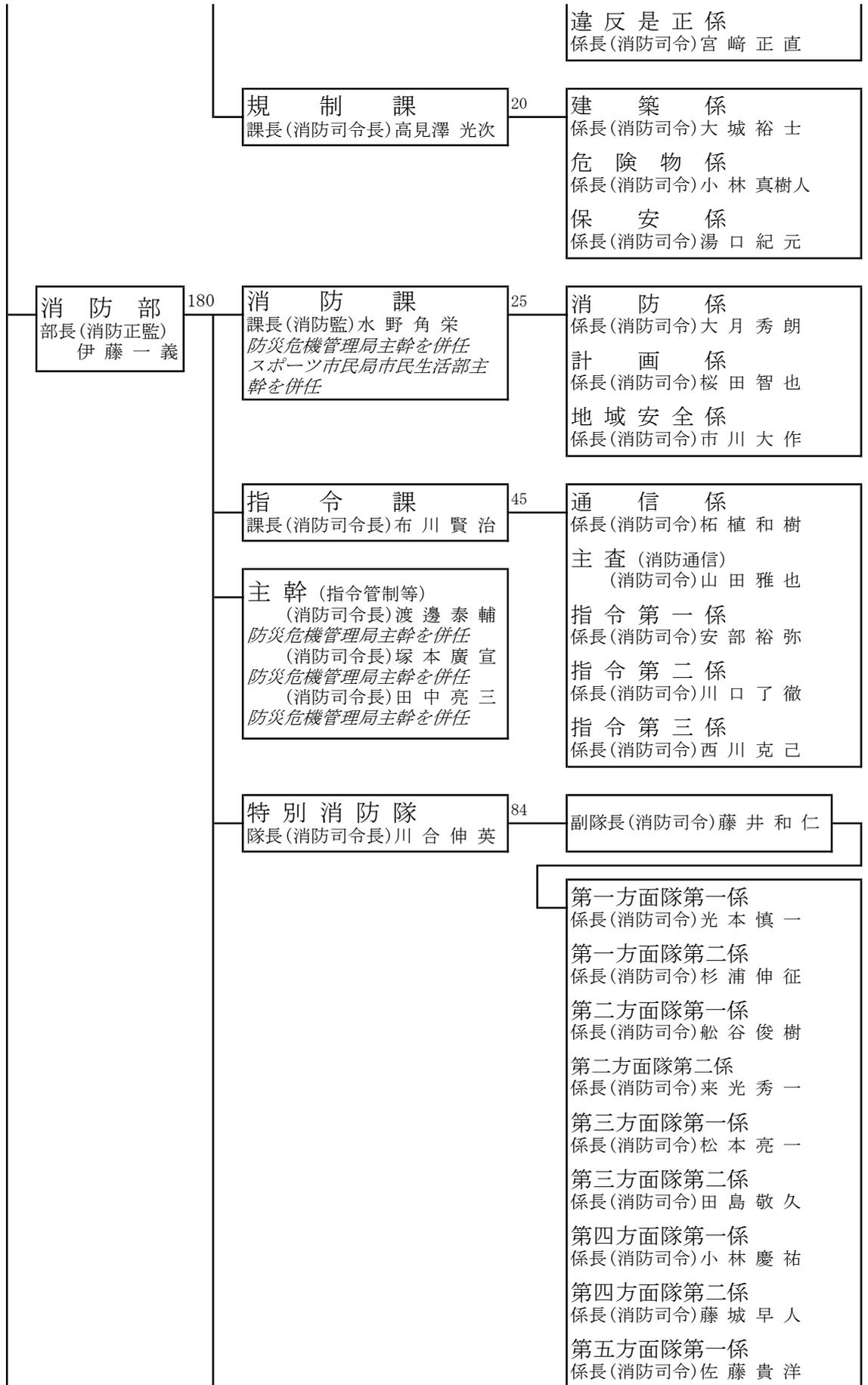
補職名	営業所名	如意営業所	中川営業所	稲西営業所
Ⅲ 所 長		(運) 野末竜雄 179	(事) 箕形 慎太郎 236	(運) 飯田寿夫 209
Ⅳ 副 所 長		(運) 荒川信彦	(運) 秋田誠司	(運) 大橋智裕
Ⅳ 首 席 助 役		(事) 小島一朗	(事) 山口俊勝	(事) 村山 慎太郎
整 備 係 長		(技) 伊藤正康	(技) 水野有爲人	(技) 瀧本泰樹
補職名	営業所名	鳴尾営業所	緑営業所	猪高営業所
Ⅲ 所 長		(事) 梅田智宏 242	(運) 平岩 学 199	(事) 菱田武彦 182
Ⅳ 副 所 長		(運) 原 直喜	(運) 豊島 憲	(運) 川原 巖
Ⅳ 首 席 助 役		(事) 加藤嘉之	(事) 長尾良一	(事) 伊奈雄紀
整 備 係 長		(技) 早川高弘	(技) 塚本佳典	(技) 高木幹仁
補職名	営業所名	御器所営業所		
Ⅲ 所 長		(事) 近田雅之 115		
Ⅳ 副 所 長		(運) 川畑孝明		
Ⅳ 首 席 助 役		〈兼〉(運) 川畑孝明		
整 備 係 長		(技) 袴田祥克		

〈消防局〉



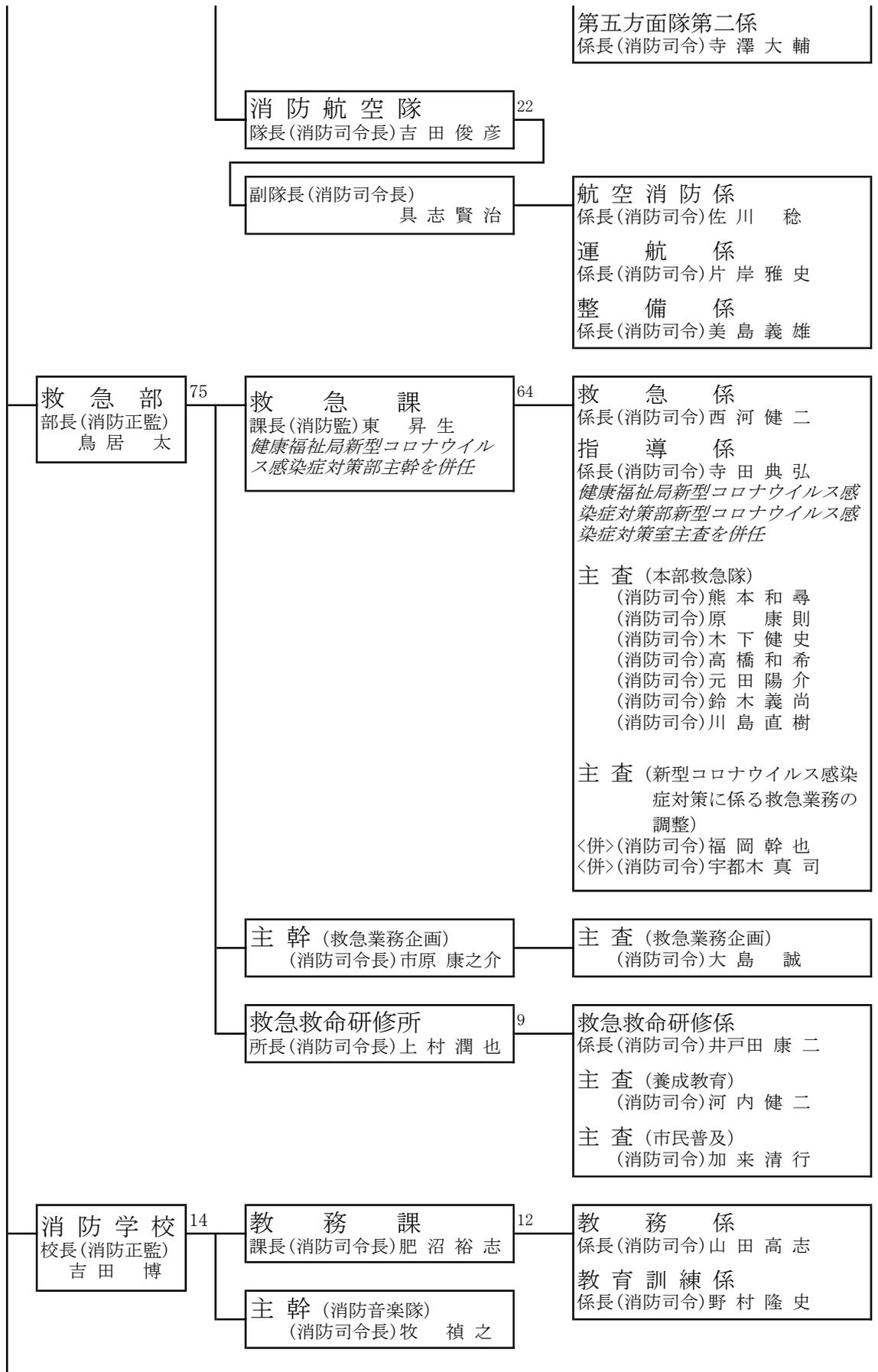
【分掌事務(消防局)】係・主査：193～197ページ、主幹：219ページ、公所等：241～243ページに掲載

〈消防局〉



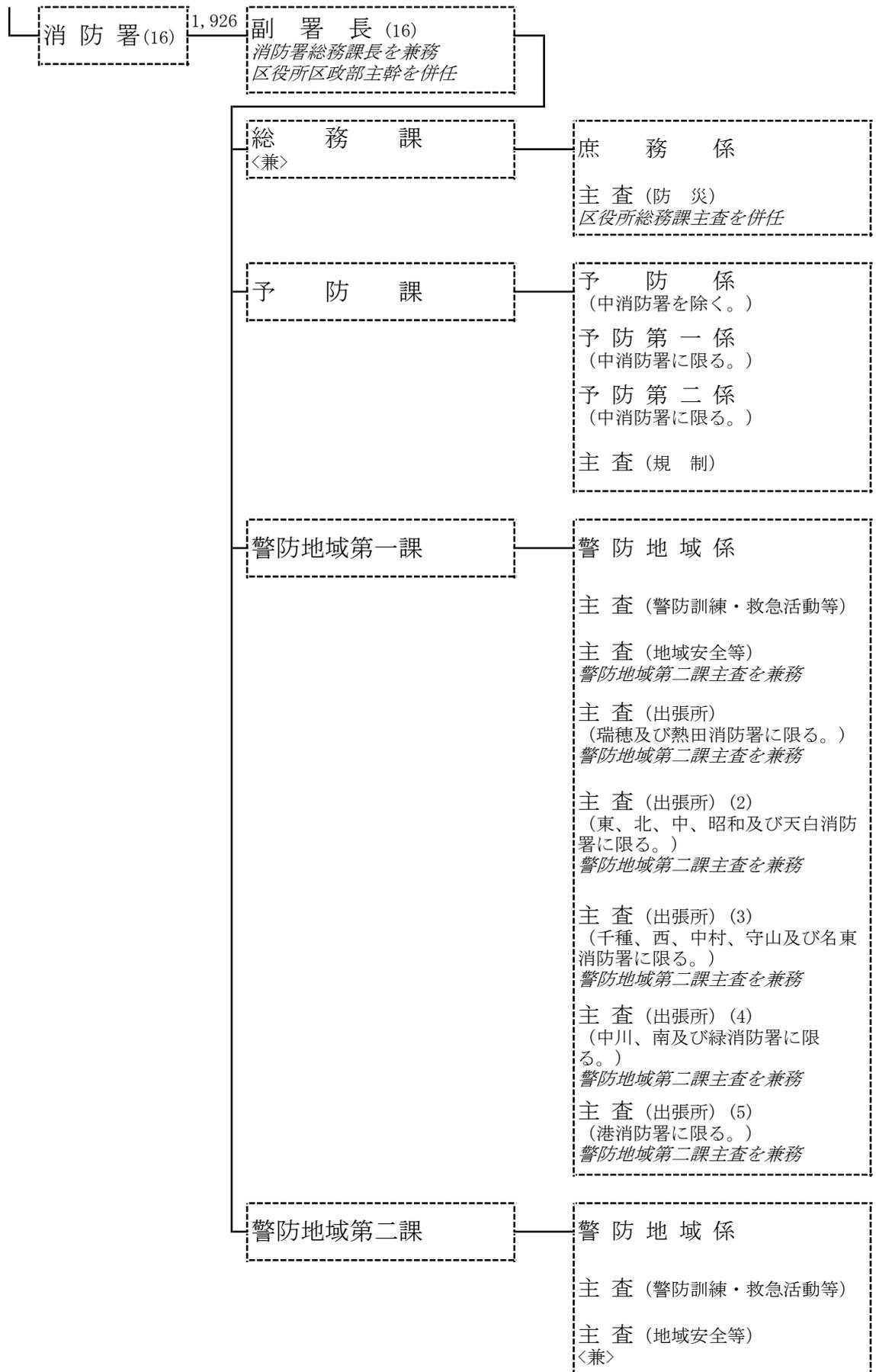
【分掌事務（消防局）】係・主査：193～197ページ、主幹：219ページ、公所等：241～243ページに掲載

〈消防局〉



【分掌事務（消防局）】係・主査：193～197ページ、主幹：219ページ、公所等：241～243ページに掲載

〈消防局〉



【分掌事務（消防局）】係・主査：193～197ページ、主幹：219ページ、公所等：241～243ページに掲載

〈消防局〉

主 査（出張所）
（瑞穂及び熱田消防署に限る。）
〈兼〉

主 査（出張所）（2）
（東、北、中、昭和及び天白消防署に限る。）
〈兼〉

主 査（出張所）（3）
（千種、西、中村、守山及び名東消防署に限る。）
〈兼〉

主 査（出張所）（4）
（中川、南及び緑消防署に限る。）
〈兼〉

主 査（出張所）（5）
（港消防署に限る。）
〈兼〉

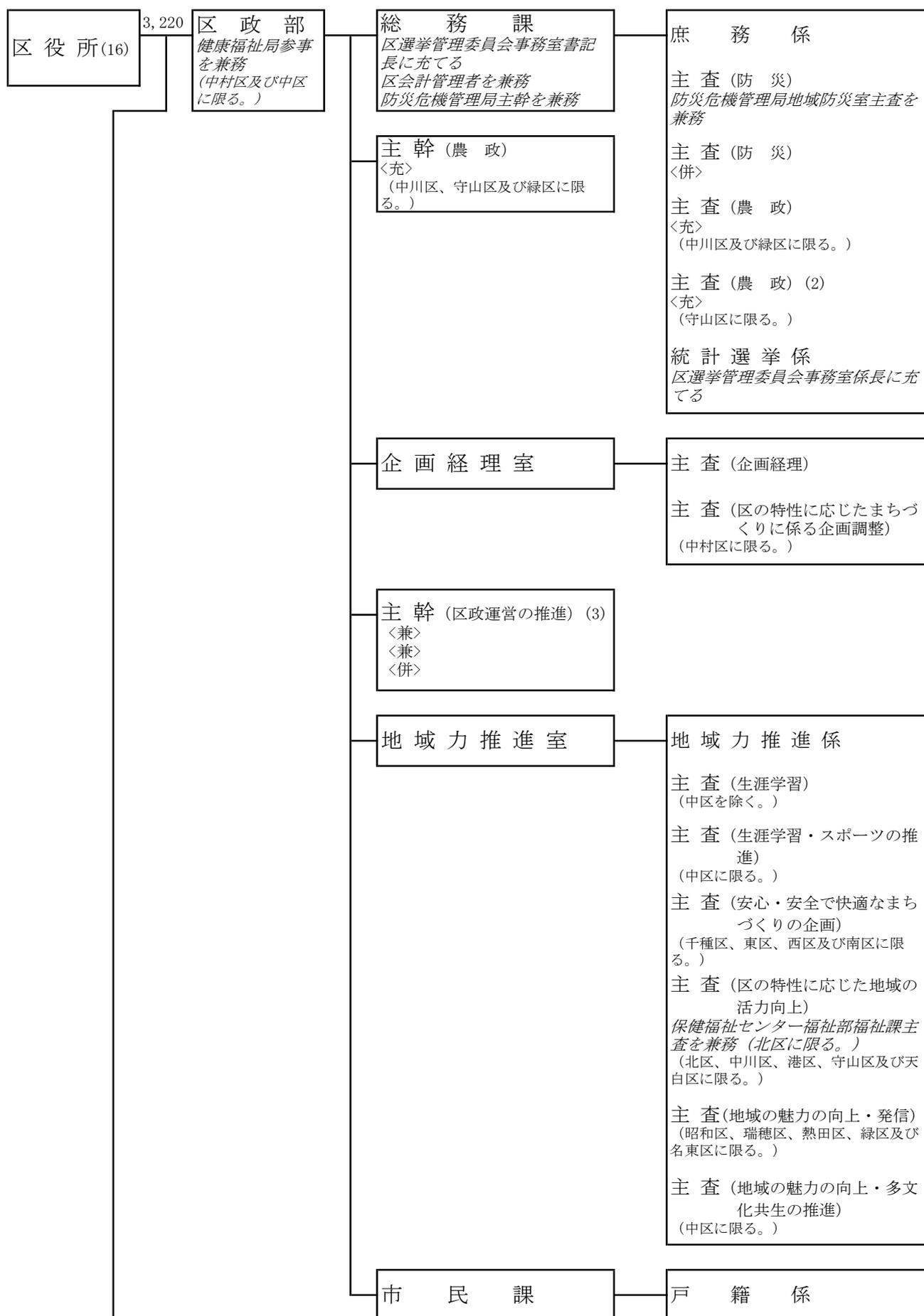
〈消防局〉

補職名	消防署名	千種消防署	東消防署	北消防署	西消防署
署長(消防監)		丹羽達夫 119	藤田英二 101	稲熊康裕 102	近藤清隆 119
副署長(消防司令長)		川村浩二	横田和明	池田泰浩	松下一哉
総務課長(消防司令長)	〈兼〉	川村浩二	〈兼〉横田和明	〈兼〉池田泰浩	〈兼〉松下一哉
庶務係長(消防司令)		久富孝之	安藤生浩	寺尾健	林正彦
主査(防災)(消防司令)		岩田基伸	水野裕子	井下雄	守口洋
予防課長(消防司令長)		緒川正行	山田将史	山内裕之	伊藤公一
予防係長(消防司令)		西博行	小出高裕	寛昌英	大井良介
予防第一係長(消防司令)		—————	—————	—————	—————
予防第二係長(消防司令)		—————	—————	—————	—————
主査(規制)(消防司令)		朝井健次	宮田孝次	峰時	森直人
警防地域第一課長(消防司令長)		神谷尚樹	鈴木康彦	大正晃嗣	畑中昇一
警防地域係長(消防司令)		小田康高	古田淳	木崎慶輔	齋藤謙一郎
主査(警防訓練・救急活動等)(消防司令)		山本英樹	森裕晃	大山晃正	安田幸吉
主査(地域安全等)(消防司令)		渡辺隆一	堀田晃史	伊藤大輔	加藤惠美子
主査(出張所)(消防司令)		山田真也	太田有哉	額額泰由	関戸哲也
主査(出張所)(消防司令)		岡部進	脇坂公章	田中直宏	蛭川宗健
主査(出張所)(消防司令)		平野桂一朗	—————	—————	中川剛
主査(出張所)(消防司令)		—————	—————	—————	—————
主査(出張所)(消防司令)		—————	—————	—————	—————
警防地域第二課長(消防司令長)		秋田正博	神野研二	入倉勝利	堺紳一
警防地域係長(消防司令)		吉田健司	梶川公洋	鈴木和敏	垣見尚広
主査(警防訓練・救急活動等)(消防司令)		太田裕紀	白神英伸	山崎仁文	伊藤和夫
主査(地域安全等)(消防司令)	〈兼〉	渡辺隆一	〈兼〉堀田晃史	〈兼〉伊藤大輔	〈兼〉加藤惠美子
主査(出張所)(消防司令)	〈兼〉	山田真也	〈兼〉太田有哉	〈兼〉額額泰由	〈兼〉関戸哲也
主査(出張所)(消防司令)	〈兼〉	岡部進	〈兼〉脇坂公章	〈兼〉田中直宏	〈兼〉蛭川宗健
主査(出張所)(消防司令)	〈兼〉	平野桂一朗	—————	—————	〈兼〉中川剛
主査(出張所)(消防司令)		—————	—————	—————	—————
主査(出張所)(消防司令)		—————	—————	—————	—————
補職名	消防署名	中村消防署	中消防署	昭和消防署	瑞穂消防署
署長(消防監)		佐藤圭治 130 (消防正監)	加藤雄三 122 (消防正監)	塩内学 102	渡邊一弘 86
副署長(消防司令長)		石原新一郎	内田学	青樹淳	原孝一
総務課長(消防司令長)	〈兼〉	石原新一郎	〈兼〉内田学	〈兼〉青樹淳	〈兼〉原孝一
庶務係長(消防司令)		長谷川尚美	後藤義文	佐藤佳尚	高橋隆一郎
主査(防災)(消防司令)		伊藤國浩	繁野彰宏	太田貴之	関谷健
予防課長(消防司令長)		石倉孝幸	笠原哲哉	浅井優邦	前田博文
予防係長(消防司令)		渡邊夏樹	—————	佐藤誠士	安田俊祐
予防第一係長(消防司令)		—————	小笠原茂	—————	—————
予防第二係長(消防司令)		—————	松岡佑佳	—————	—————
主査(規制)(消防司令)		乾英隆	住田雄二	柘植剛史	泊英功
警防地域第一課長(消防司令長)		島浦祐次	田中啓晃	国井和彦	本林祐二
警防地域係長(消防司令)		加藤丈晴	袖山雅人	宮川裕史	丹羽英之
主査(警防訓練・救急活動等)(消防司令)		福永雄一	青木賢一	宮西哲也	金子幸雄
主査(地域安全等)(消防司令)		正木英司	武井美奈子	楠本隆広	倉田泰靖
主査(出張所)(消防司令)		磯野歩	浅井生磨	鶴飼弘幸	原田光信
主査(出張所)(消防司令)		寺島新二	額額吉博	藤村正樹	—————
主査(出張所)(消防司令)		須甲直	—————	—————	—————
主査(出張所)(消防司令)		—————	—————	—————	—————
警防地域第二課長(消防司令長)		櫻井満	林雅雄	牛田幸男	酒向忠晴
警防地域係長(消防司令)		松岡悟	上石丸徹	石黒健一	大上信二
主査(警防訓練・救急活動等)(消防司令)		山下修由	杉下洋	谷口昌史	中川昇
主査(地域安全等)(消防司令)	〈兼〉	正木英司	〈兼〉武井美奈子	〈兼〉楠本隆広	〈兼〉倉田泰靖
主査(出張所)(消防司令)	〈兼〉	磯野歩	〈兼〉浅井生磨	〈兼〉鶴飼弘幸	〈兼〉原田光信
主査(出張所)(消防司令)	〈兼〉	寺島新二	〈兼〉額額吉博	〈兼〉藤村正樹	—————
主査(出張所)(消防司令)	〈兼〉	須甲直	—————	—————	—————
主査(出張所)(消防司令)		—————	—————	—————	—————

〈消防局〉

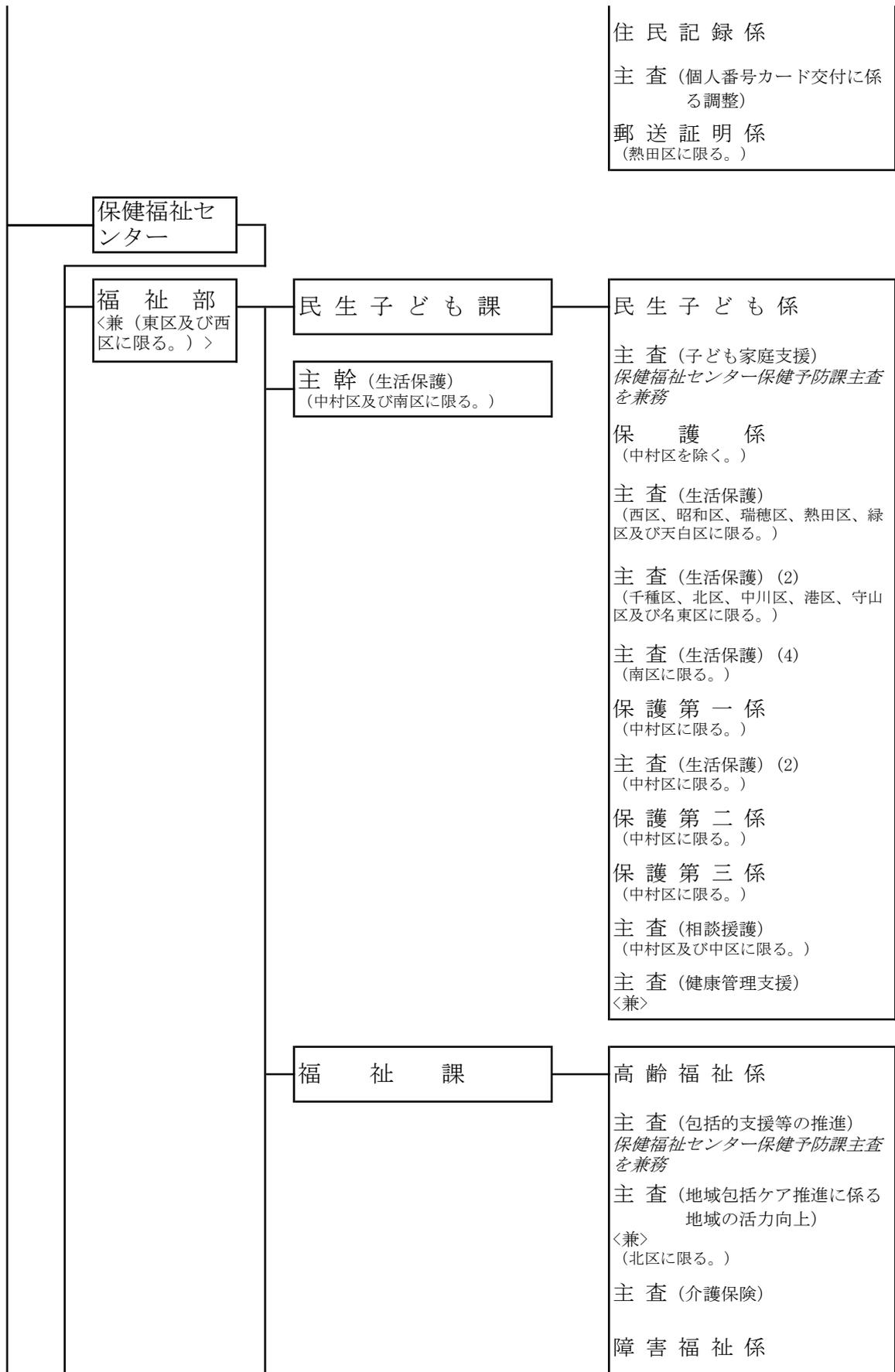
補職名	消防署名	熱田消防署	中川消防署	港消防署	南消防署
署長(消防監)		中村範康 85	加藤哲也 143	小林信之 183	新村満弘 132
副署長(消防司令長)		大照明徳	森澤学	森一宏	毛利宏
総務課長(消防司令長)	〈兼〉	大照明徳	〈兼〉森澤学	〈兼〉森一宏	〈兼〉毛利宏
庶務係長(消防司令)		横井清隆	波多野正人	種本肇	犬飼正樹
主査(防災)(消防司令)		水谷偉多生	後藤真一	安藤祥爾	馬場英輔
予防課長(消防司令長)		服部達哉	近藤新悟	種村和孝	稲垣真也
予防係長(消防司令)		小澤一郎	鶴飼圭一	植松孝	脇田憲人
予防第一係長(消防司令)		—————	—————	—————	—————
予防第二係長(消防司令)		—————	—————	—————	—————
主査(規制)(消防司令)		水谷武夫	伊藤計廣	梶原庸平	吉野公紀
警防地域第一課長(消防司令長)		近藤巧	和田泰暢	平田達	志水秀治
警防地域係長(消防司令)		小笠原浩	小林朋和	徳川淳礼	萩原淳氏
主査(警防訓練・救急活動等)(消防司令)		秋野裕介	近藤晋司	岡本弘行	村瀬悠
主査(地域安全等)(消防司令)		前田文耶	竹森健太	高橋篤史	山本淳貴
主査(出張所)(消防司令)		井川清司	岡部真治	阿知波宜久	盛良樹
主査(出張所)(消防司令)		—————	村瀬匡	山田基史	安井悟
主査(出張所)(消防司令)		—————	市村孝也	大村研介	起田実
主査(出張所)(消防司令)		—————	渡辺晋也	米本昌史	小林隼
主査(出張所)(消防司令)		—————	—————	林浩市	—————
警防地域第二課長(消防司令長)		服部哲也	田畑義治	志村巧	中瀬雅巳
警防地域係長(消防司令)		植野光司	榎田英治	荻野英樹	河部進
主査(警防訓練・救急活動等)(消防司令)		三輪崇	谷口大平	小原將嗣	青木大昂
主査(地域安全等)(消防司令)	〈兼〉	前田文耶	〈兼〉竹森健太	〈兼〉高橋篤史	〈兼〉山本淳貴
主査(出張所)(消防司令)	〈兼〉	井川清司	〈兼〉岡部真治	〈兼〉阿知波宜久	〈兼〉盛良樹
主査(出張所)(消防司令)		—————	〈兼〉村瀬匡	〈兼〉山田基史	〈兼〉安井悟
主査(出張所)(消防司令)		—————	〈兼〉市村孝也	〈兼〉大村研介	〈兼〉起田実
主査(出張所)(消防司令)		—————	〈兼〉渡辺晋也	〈兼〉米本昌史	〈兼〉小林隼
主査(出張所)(消防司令)		—————	—————	〈兼〉林浩市	—————
補職名	消防署名	守山消防署	緑消防署	名東消防署	天白消防署
署長(消防監)		森田聖二 126	堀井明 150	鈴木富晴 125	寺嶋春彦 101
副署長(消防司令長)		蟹江弘	山本孝	中條雅彦	魚住達也
総務課長(消防司令長)	〈兼〉	蟹江弘	〈兼〉山本孝	〈兼〉中條雅彦	〈兼〉魚住達也
庶務係長(消防司令)		加藤光昭	村居康英	服部俊輔	伊藤直樹
主査(防災)(消防司令)		佐伯崇洋	南出陽平	村上綾伸	森宰補
予防課長(消防司令長)		安井元啓	森島政彰	伊藤康仁	竹尾公一
予防係長(消防司令)		澤崎智洋	伊藤優	奥村典仁	高橋隼人
予防第一係長(消防司令)		—————	—————	—————	—————
予防第二係長(消防司令)		—————	—————	—————	—————
主査(規制)(消防司令)		浅田啓介	堀井孝典	角田昌寛	市川未来
警防地域第一課長(消防司令長)		井坂浩明	河田伸久	乾高章	立尾政善
警防地域係長(消防司令)		石原康雄	水野晴夫	竹原大平	齋藤勝行
主査(警防訓練・救急活動等)(消防司令)		藤村硬志	蟹江博昭	二宮嘉教	大島淳一
主査(地域安全等)(消防司令)		鈴木友和	中尾公昭	藤本洋孝	岡本健史
主査(出張所)(消防司令)		松林二朗	植松亮	市橋正康	平田健勇
主査(出張所)(消防司令)		村上芳美	吉田樹史	雨森孝志	安藤修平
主査(出張所)(消防司令)		阿南龍太郎	出口幸宏	安藤和樹	—————
主査(出張所)(消防司令)		—————	各務英男	—————	—————
警防地域第二課長(消防司令長)		小松守	松井潤一	鈴木真治	越口正隆
警防地域係長(消防司令)		森幹裕	犬塚義和	山田淳	宮川正嘉
主査(警防訓練・救急活動等)(消防司令)		磯村康太	野田耕正	小野誠	八木英和
主査(地域安全等)(消防司令)	〈兼〉	鈴木友和	〈兼〉中尾公昭	〈兼〉藤本洋孝	〈兼〉岡本健史
主査(出張所)(消防司令)	〈兼〉	松林二朗	〈兼〉植松亮	〈兼〉市橋正康	〈兼〉平田健勇
主査(出張所)(消防司令)	〈兼〉	村上芳美	〈兼〉吉田樹史	〈兼〉雨森孝志	〈兼〉安藤修平
主査(出張所)(消防司令)	〈兼〉	阿南龍太郎	〈兼〉出口幸宏	〈兼〉安藤和樹	—————
主査(出張所)(消防司令)		—————	〈兼〉各務英男	—————	—————

〈区役所〉

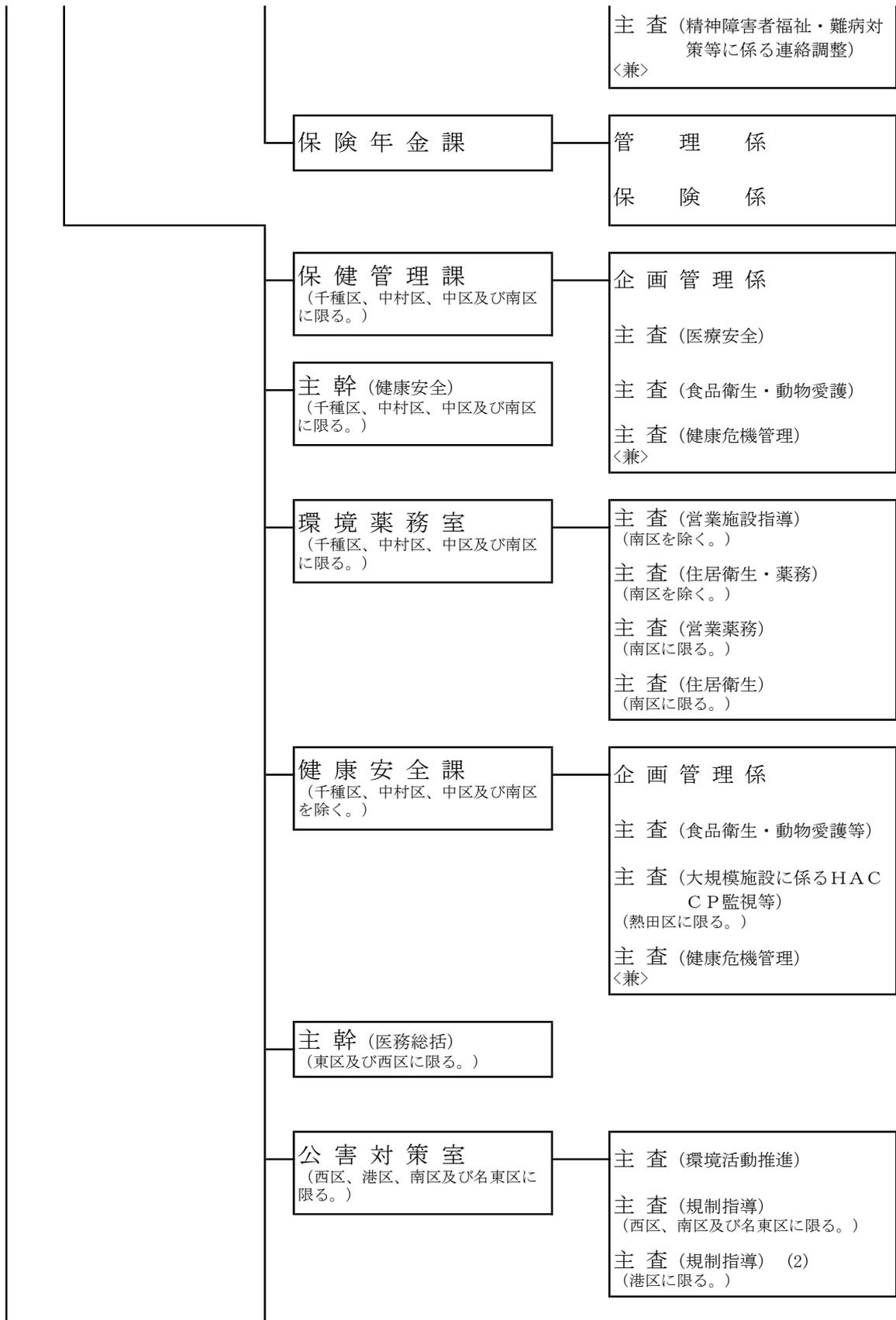


【分掌事務（区役所）】係・主査：197～202ページ、主幹：219ページ、公所等：243～245ページに掲載

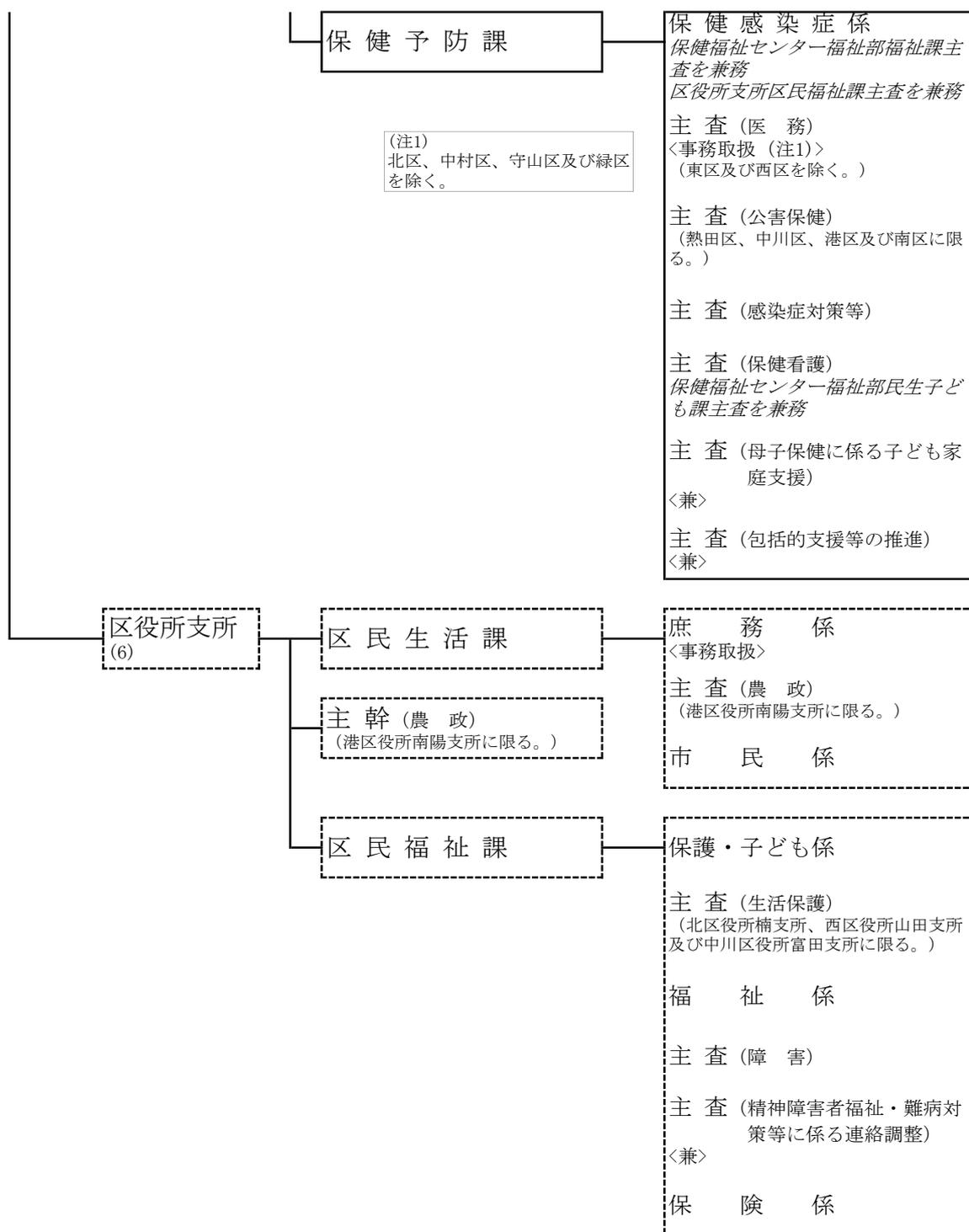
〈区 役 所〉



〈区役所〉



〈区役所〉



〈区役所〉

補職名	区役所名	千種区役所	東区役所	北区役所	西区役所
区長	(技)渥美靖秀 211	(事)高木俊孝 128	(事)五味澤陽平 230	(技)高岡豊彦 222	
区政部長	(事)渡邊一紀 62	(事)杉浦康嗣 47	(事)山田博文 56	(事)村井隆之 52	
総務課長	(事)野村雄洋 17	(事)山本亨 14	(事)横江正幸 16	(事)鈴木渉 16	
庶務係長	(事)藪下真利	(事)原篤嗣	(事)河野多加志	(事)角潤二	
主査(防災)	(事)西窪計一郎	(事)大石祐也	(事)村瀬貴則	(事)横井晃	
主査(防災)	<併>(事)岩田基伸	<併>(事)水野裕子	<併>(事)井下雄	<併>(事)守口洋	
主査(農政)	—	—	—	—	
主査(農政)	—	—	—	—	
主査(農政)	—	—	—	—	
主査(農政)	—	—	—	—	
主幹(農政)	(事)各務泰博	(事)久保田高広	(事)石部駿侑	(事)北口寛信	
企画経理室長	(事)石井健一 4	(事)成瀬陽子 4	(事)早川真史 4	(事)大久保直樹 4	
主査(企画経理)	(事)服部華帆	(事)今井裕紀	(事)笠原浩介	(事)八藤後友介	
主査(区の特性に応じたまちづくりに係る企画調整)	—	—	—	—	
主幹(区政運営の推進)	<兼>(事)吉原純一 <兼>(技)山根英雄 <併>(事)川村浩二	<兼>(事)岡部克矢 <兼>(技)保田佳彦 <併>(事)横田和明	<兼>(清)中村正示 <兼>(技)鈴木淳示 <併>(事)池田泰浩	<兼>(清)若園勝司 <兼>(技)箕浦慎治 <併>(事)松下一哉	
地域力推進室長	(事)三品優子 15	(事)逸見和矢 12	(事)稲垣基晴 14	(事)嶋田有香 15	
地域力推進係長	(事)須藤浩一	(事)櫻井佳奈	(事)大原伸晃	(事)神野晴行	
主査(生涯学習)	(事)浅野祐樹	(事)苅谷友宏	(事)服部卓夫	(事)原あゆみ	
主査(生涯学習・スポーツの推進)	—	—	—	—	
主査(安心・安全で快適なまちづくりの企画)	(事)大野純	(事)尾崎達郎	—	(事)上野高稔	
主査(区の特性に応じた地域の活力向上)	—	—	(事)三崎春彦	—	
主査(地域の魅力の向上・発信)	—	—	—	—	
主査(地域の魅力の向上・多文化共生の推進)	—	—	—	—	
市民課長	(事)緒方哲也 25	(事)青木敦紀 16	(事)鎌田幸樹 21	(事)水野勝巳 16	
戸籍係長	(事)小木俊樹	(事)赤木優介	(事)井上有登	(事)加藤裕介	
住民記録係長	(事)吉田昌央	(事)山本洋子	(事)宮島啓章	(事)村松弘章	
主査(個人番号カード交付に係る調整)	(事)鈴木志乃	(事)杉美智子	(事)千石修也	(事)松岡翔太郎	
郵送証明係長	—	—	—	—	
保健福祉センター所長	Ⅱ(医事)松本光弘 148	Ⅱ(事)村形由美子 80	Ⅱ(医事)金田誠一 132	Ⅱ(事)横森秀人 122	
福祉部長	(衛)北本美代子 90	<兼>(事)村形由美子 50	(事)伊神雅彦 94	<兼>(事)横森秀人 72	
民生子ども課長	(事)井戸千鶴 38	(事)坂手重樹 18	(事)日比野恵美 38	(事)高田政典 26	
民生子ども係長	(事)菅沼由起子	(事)平松文子	(事)平林幹	(事)菅原英剛	
主査(子ども家庭支援)	(事)平山貴世	(事)岩月友和	(事)中河明日香	(事)森本裕章	
保護係長	(事)永井太一	(事)山田陽一	(事)岩井豊	(事)服部宏一	
主査(生活保護)	(事)寺田瑞弥	—	(事)宮田一弘	(事)杉浦佑輔	
主査(生活保護)	(事)井上貴博	—	(事)横山友一	—	
主査(生活保護)	—	—	—	—	
主査(生活保護)	—	—	—	—	
主査(生活保護)	—	—	—	—	
主査(生活保護)	—	—	—	—	
主査(生活保護)	—	—	—	—	
主査(生活保護)	—	—	—	—	
主査(相談支援)	—	—	—	—	
主査(健康管理支援)	<兼>(看)磯部多恵	<兼>(看)平良陽子	<兼>(看)伊神智代	<兼>(看)水谷知子	
主幹(生活保護)	—	—	—	—	
福祉課長	(事)文山昭 26	(事)笠本友作 16	(事)坂井勝弘 28	(事)木全裕子 22	
高齢福祉係長	(事)大島昌	(事)田中秀司	(事)竹内真一	(事)田中利樹	
主査(包括的支援等の推進)	(事)稲田利徳	(事)土方真美	(事)岡崎真木子	(事)江場友香里	
主査(地域包括ケア推進に係る地域の活力向上)	—	—	<兼>(事)三崎春彦	—	
主査(介護保険)	(事)藤井隆夫	(事)山本陽子	(事)高瀬康弘	(事)安永早利	
障害福祉係長	(事)藤井果林	(事)長田洋一	(事)小嶋修	(事)橋本竜太	
主査(精神障害者福祉・難病対策に係る連絡調整)	<兼>(事)長谷部正仁	<兼>(医技)岡本孝一	<兼>(事)笹峯武志	<兼>(事)黒川智子	
保険年金課長	(事)鬼頭稔 25	(事)瀬見井隆 15	(事)数井宏充 27	(事)稲木千尋 23	
管理係長	(事)石黒一臣	(事)瀧上聡	(事)高田健吾	(事)井田幸信	
保険係長	(事)加藤久人	(事)松山伸広	(事)大山浩司	(事)日比野裕美	
保健管理課長	(事)伊藤尚夫 17	—	—	—	
健康安全課長	—	(衛)鶴飼真弓 10	(衛)柘植洋茂 10	(事)水谷俊介 10	
企画管理係長	(事)鈴木一郎	(事)鈴木博貴	(事)橋本美枝子	(事)尾崎貴弥	
主査(医療安全)	(医技)友田達伸	—	—	—	
主査(食品衛生・動物愛護)	(衛)小島陽三	—	—	—	
主査(食品衛生・動物愛護等)	—	(衛)清水康輔	(衛)志築和枝	(衛)今西崇平	
主査(大規模施設に係るHACCP監視等)	—	—	—	—	
主査(健康危機管理)	<兼>(技)内山達貴	<兼>(事)国枝恵	<兼>(看)柘植圭	<兼>(医技)藤井由美	
主幹(健康安全)	(衛)内藤仁美	—	—	—	
環境業務室長	(衛)太田淳児 13	—	—	—	
主査(営業施設指導)	(衛)稲泉亜希子	—	—	—	
主査(住居衛生・業務)	(衛)植原史裕	—	—	—	
主査(営業業務)	—	—	—	—	
主査(住居衛生)	—	—	—	—	
主幹(医務総括)	—	(医事)野呂優樹	—	(医事)田邊裕	
公害対策室長	—	—	—	(衛)瀬口洋治 14	
主査(環境活動推進)	—	—	—	(衛)林尊宏	
主査(規制指導)	—	—	—	(衛)荒川翔太	
主査(規制指導)	—	—	—	—	
保健予防課長	(看)江崎道代 27	(看)浅野佳代美 19	(事)古田哲之 27	(看)藤本美保 25	
保健感染症係長	(事)長谷部正仁	(医技)岡本孝一	(事)笹峯武志	(事)黒川智子	
主査(医務)	<事務取扱> (医事)松本光弘	—	(医事)加賀見大介	—	
主査(公害保健)	—	—	—	—	
主査(感染症対策等)	(技)内山達貴	(事)国枝恵	(看)柘植圭	(医技)藤井由美	
主査(保健看護)	(看)磯部多恵	(看)平良陽子	(看)伊神智代	(看)水谷知子	
主査(母子保健に係る子ども家庭支援)	<兼>(事)平山貴世	<兼>(事)岩月友和	<兼>(事)中河明日香	<兼>(事)森本裕章	
主査(包括的支援等の推進)	<兼>(事)稲田利徳	<兼>(事)土方真美	<兼>(事)岡崎真木子	<兼>(事)江場友香里	
支所	—	—	(別記) 41	(別記) 47	

〈区役所〉

補職名	区役所名	中 村 区 役 所	中 区 役 所	昭 和 区 役 所	瑞 穂 区 役 所
区 長	(事)津田典幸 246	(事)平田一之 184	(事)藤井昌也 150	(事)加藤和彦 149	
区 政 部 長	(事)大澤政充 59	(事)山内康稔 59	(事)福留浩二 51	(事)安原正明 51	
総 務 課 長	(事)青木常敏 16	(事)大畑篤也 17	(事)田宮由美 14	(事)河内英男 15	
庶 務 係 長	(事)窪 菌 友 浩	(事)森 紀 夫	(事)浅井和久	(事)廣瀬隆之	
主 査 (防 災)	(事)田中宏宗	(事)佐藤辰哉	(事)山本力也	(事)植田裕紀	
主 査 (防 災)	<併>(事)伊藤國浩	<併>(事)繁野彰宏	<併>(事)太田貴之	<併>(事)関谷 健	
主 査 (農 政)	—	—	—	—	
主 査 (農 政)	—	—	—	—	
主 統 計 運 挙 係 長	(事)岩田健司	(事)大橋寛明	(事)加藤卓磨	(事)竹原弘一	
主 幹 (農 政)	—	—	—	—	
企 画 経 理 室 長	(事)金井塚 文人 8	(事)古田 あゆみ 5	(事)可児成基 4	(事)黒田雄二 4	
主 査 (企 画 経 理)	(事)関野陽一	(事)野上大輝	(事)白井律子	(事)後藤美子	
主 査 (区 の 特 性 に 応 じ た ま ち づ くり に 係 る 企 画 調 整)	(事)赤尾育彦	—	—	—	
主 幹 (区 政 運 営 の 推 進)	<兼>(事)谷川浩之 <兼>(技)三宅弘高 <併>(事)石原新一朗	<兼>(事)瀧川 潤 <兼>(技)鈴木昌哉 <併>(事)内田 学	<兼>(事)奥村竜史 <兼>(技)原田 隆 <併>(事)青樹 淳	<兼>(技)中村 晃 <兼>(技)山田 薫 夫 <併>(事)原 孝一	
地 域 力 推 進 室 長	(事)三世時久 10	(事)只井 誠 12	(事)林 弘一 13	(事)川口秀保 13	
地 域 力 推 進 係 長	(事)早田澄哉	(事)宮崎琢磨	(事)杉浦哲也	(事)細江智裕	
主 査 (生 涯 学 習)	(事)鶴飼真助	—	(事)後藤昌己	(事)岡田将行	
主 査 (生 涯 学 習 ・ ス ポ ー ツ の 推 進)	—	(事)渡邊敦子	—	—	
主 査 (安 心 ・ 安 全 で 快 適 な ま ち づ くり の 企 画)	—	—	—	—	
主 査 (区 の 特 性 に 応 じ た 地 域 の 活 力 向 上)	—	—	—	—	
主 査 (地 域 の 魅 力 の 向 上 ・ 発 信)	—	—	(事)若松美貴	(事)宇佐美史隆	
主 査 (地 域 の 魅 力 の 向 上 ・ 多 文 化 共 生 の 推 進)	—	(事)熊倉千晴	—	—	
市 民 課 長	(事)浦山恵一 24	(事)松本美樹 24	(事)大澤しほ美 19	(事)山口曉久 18	
戸 籍 係 長	(事)那須野真人	(事)加藤道代	(事)服部 功	(事)野口良子	
住 民 記 録 係 長	(事)水野尊雄	(事)菅原慈子	(事)家本昌利	(事)留河 健	
主 査 (個 人 番 号 カ ー ド 交 付 に 係 る 調 整)	(事)久本健悟	(事)中田真治	(事)伊藤恵朗	(事)東 佳立	
郵 送 証 明 係 長	—	—	—	—	
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	II (医事)神谷美歩 186	II (医事)山田敬一 124	II (医事)葛島清隆 98	II (医事)安福小由里 97	
福 祉 部 長	(事)浅井令史 122	(事)大橋 浩 64	(事)宮澤信夫 66	(事)苗村 悟 66	
民 生 子 ども 課 長	(事)熊谷 進 69	(事)近藤芳徳 29	(事)高木優行 27	(事)古畑史郎 27	
民 生 子 ども 係 長	(事)梶村康人	(事)小林達弘	(事)稲野由美子	(事)古田和彦	
主 査 (子 ども 家 庭 支 援)	(事)原田悠生	(事)山下真以子	(事)山内博幸	(事)鶴飼洋一郎	
保 護 係 長	—	(事)川副洋平	(事)成田 齐	(事)木村泰之	
主 査 (生 活 保 護)	—	—	(事)安井 研太郎	(事)石黒佑一	
主 査 (生 活 保 護)	—	—	—	—	
主 査 (生 活 保 護)	—	—	—	—	
主 査 (生 活 保 護)	—	—	—	—	
保 護 第 一 係 長	(事)石黒悦 従	—	—	—	
主 査 (生 活 保 護)	(事)土本英孝	—	—	—	
主 査 (生 活 保 護)	(事)黒田洋佑	—	—	—	
保 護 第 二 係 長	(事)中西 慎	—	—	—	
主 査 (相 談 援 護)	(事)小川陽平	—	—	—	
保 護 第 三 係 長	(事)三國 修	—	—	—	
主 査 (健 康 管 理 支 援)	<兼>(看)平松まゆみ	(事)佐藤大介	—	—	
主 幹 (生 活 保 護)	(事)古山健太郎	<兼>(看)瀬古かおり	<兼>(看)能島優子	<兼>(看)加藤寿子	
福 祉 課 長	(事)伊藤千秋 27	(事)坂田美香 16	(事)米田善洋 21	(事)玉井重行 20	
高 齢 福 祉 係 長	(事)若山夏子	(事)鈴木 遥	(事)鶴飼圭太	(看)中谷真紀	
主 査 (包 括 的 支 援 等 の 推 進)	(看)鈴木 愛	(事)小島亜也奈	(事)山本るり	(事)吉野文明	
主 査 (地 域 包 括 ケ ア 推 進 に 係 る 地 域 の 活 力 向 上)	—	—	—	—	
主 査 (介 護 保 険)	(事)藤岡睦子	(事)野崎洋祐	(事)成田幸弘	(事)中山浩志	
障 害 福 祉 係 長	(事)池戸康祥	(事)和田裕太	(事)井上祥一	(事)水島陽介	
主 査 (精 神 障 害 者 福 祉 ・ 難 病 対 策 等 に 係 る 連 絡 調 整)	<兼>(事)山本修司	<兼>(事)河合宏一郎	<兼>(事)田中秀明	<兼>(事)酒井英生	
保 險 年 金 課 長	(事)安藤 宏 25	(事)島田洋寿 18	(事)足立 充 18	(事)内藤良成 18	
管 理 係 長	(事)古谷耕二	(事)松金拓哉	(事)岩田敏弘	(事)足立 恵一	
保 險 係 長	(事)内山健太郎	(事)澤村 良	(事)唐木惇伍	(事)橋本明子	
保 健 管 理 課 長	(事)近藤康喜 18	(事)小林勝哉 17	—	—	
健 康 安 全 課 長	—	—	(衛)林 圭子 10	(衛)遠島春菜 10	
企 画 管 理 係 長	(事)荒川 恭光	(事)永田勝俊	(事)岩田悠佑	(事)中田 肇	
主 査 (医 療 安 全)	(事)松井広樹	(医技)櫻井貴裕	—	—	
主 査 (食 品 衛 生 ・ 動 物 愛 護)	(衛)山岸純二郎	(衛)杉本 太一郎	—	—	
主 査 (食 品 衛 生 ・ 動 物 愛 護 等)	—	—	(衛)松村正植	(衛)佐野直也	
主 査 (大 規 模 施 設 に 係 る HACCP 監 視 等)	—	—	—	—	
主 査 (健 康 危 機 管 理)	<兼>(事)藤井祐貴	<兼>(事)築瀬義盛	<兼>(事)目方雄太	<兼>(医技)植村普学	
主 幹 (健 康 安 全)	(衛)上田早穂	(衛)森 弥生	—	—	
環 境 業 務 室 長	(衛)浅井慶太 16	(衛)長尾陽子 18	—	—	
主 査 (営 業 施 設 指 導)	(衛)村田靖幸	(衛)水野洋樹	—	—	
主 査 (住 居 衛 生 ・ 業 務)	(衛)鈴木恭子	(衛)加藤正典	—	—	
主 査 (営 業 業 務)	—	—	—	—	
主 査 (住 居 衛 生)	—	—	—	—	
主 幹 (医 務 総 括)	—	—	—	—	
公 害 対 策 室 長	—	—	—	—	
主 査 (環 境 活 動 推 進)	—	—	—	—	
主 査 (規 制 指 導)	—	—	—	—	
主 査 (規 制 指 導)	—	—	—	—	
保 健 子 防 課 長	(事)蜂矢裕之 29	(看)藤原啓子 24	(医技)岡部敬子 21	(事)畑中恵巳子 20	
保 健 感 染 症 係 長	(事)山本修司	(事)河合宏一郎	(事)田中秀明	(事)酒井英生	
主 査 (医 務)	(医事)風間有美子	<事務取扱> (医事)山田 敬一	<事務取扱> (医事)葛島清隆	<事務取扱> (医事)安福 小由里	
主 査 (公 害 保 健)	—	—	—	—	
主 査 (感 染 症 対 策 等)	(事)藤井祐貴	(事)築瀬義盛	(事)目方雄太	(医技)植村普学	
主 査 (保 健 看 護)	(看)平松まゆみ	(看)瀬古かおり	(看)能島優子	(看)加藤寿子	
主 査 (母 子 保 健 に 係 る 子 ども 家 庭 支 援)	<兼>(事)原田悠生	<兼>(事)山下真以子	<兼>(事)山内博幸	<兼>(事)鶴飼洋一郎	
主 査 (包 括 的 支 援 等 の 推 進)	<兼>(看)鈴木 愛	<兼>(事)小島亜也奈	<兼>(事)山本るり	<兼>(看)吉野文明	
支 所	—	—	—	—	

〈区役所〉

補職名	区役所名	熱田区役所	中川区役所	港区役所	南区役所
区長		(事)宮澤百代 147	(事)久松克典 266	(事)成田英樹 237	(事)小杉政巳 243
区政部長		(事)辻耕司 57	(事)長谷川新樹 64	(事)長谷川博久 57	(事)山田英一 58
総務課長		(事)武田直樹 16	(事)早川直厚 21	(事)大原弘明 18	(事)三和僚平 16
庶務係長		(事)夫馬良太	(事)木村彰宏	(事)早川正志	(事)青木僚平
主査(防災)		(事)服部友哉	(事)平松翼	(事)原拓人	(事)堀金洋祐
主査(防災)		<併>(事)水谷偉多生	<併>(事)後藤真一	<併>(事)安藤祥爾	<併>(事)馬場英輔
主査(農政)		_____	<充>(事)織田桂一郎	_____	_____
主査(農政)		_____	_____	_____	_____
主査(農政)		(事)野末英吾	(事)入江彰彦	(事)鬼頭由弘	(事)横山祐一
主幹(農政)		_____	<充>(事)中村ユリ	_____	_____
企画経理室長		(事)中野毅 4	(事)渡邊智彦 4	(事)小河内雅行 4	(事)澤木敏恵 4
主査(企画経理)		(事)渡邊圭介	(事)野々山慶紀	(事)小嶋裕之	(事)小林駿
主査(区の特性に応じたまちづくりに係る企画調整)		_____	_____	_____	_____
主幹(区政運営の推進)		<兼>(事)舞弓公一 <兼>(技)幅明央 <併>(事)大照明典	<兼>(事)服部豊 <兼>(技)安田秀明 <併>(事)森澤学	<兼>(事)宮部淳 <兼>(技)中野勝之 <併>(事)森一宏	<兼>(事)梅村強司 <兼>(技)鳥原正太郎 <併>(事)毛利宏
地域力推進室長		(事)安藤美香 12	(事)鈴木まどか 16	(事)吉田尚司 15	(事)柴田朋宏 14
地域力推進係長		(事)三浦真江	(事)古地大祐	(事)大場章弘	(事)後藤祐樹
主査(生涯学習)		(事)濱野大智	(事)安藤千里	(事)服部有佑	(事)田中愛奈
主査(生涯学習・スポーツの推進)		_____	_____	_____	_____
主査(安心・安全で快適なまちづくりの企画)		_____	_____	_____	(事)丹羽貴裕
主査(区の特性に応じた地域の活力向上)		_____	(事)加納真里奈	(事)山岸篤司	_____
主査(地域の魅力の向上・発信)		(事)犬飼直樹	_____	_____	_____
主査(地域の魅力の向上・多文化共生の推進)		_____	_____	_____	_____
市民課長		(事)石塚直樹 24	(事)堀淳 22	(事)紀藤康一 19	(事)金森伸裕 23
戸籍係長		(事)栗井洋樹	(事)藤井和夫	(事)宇野恵子	(事)河合義大
住民記録係長		(事)宮田友美	(事)後藤由希考	(事)浅井尚	(事)川島正也
主査(個人番号カード交付に係る調整)		(事)土居司	(事)伊藤博隆	(事)竹尾直樹	(事)児玉和大
郵送証明係長		(事)田中俊介	_____	_____	_____
保健福祉センター所長	II	(医事)夏田洋幹 89	II(医事)伊藤恭典 146	II(医事)片山幸 145	II(医事)五島明 184
福祉部長		(事)鳥谷紀寿 53	(事)倉橋健治 99	(事)天野隆功 88	(事)井上真理子 112
民生子ども課長		(事)上野健 22	(事)藤井良和 43	(事)大野宏之 42	(事)森田邦彦 61
民生子ども係長		(事)古橋悟子	(事)野口千穂	(看)長井理恵子	(事)浅野紘志
主査(子ども家庭支援)		(事)荒川直樹	(事)酒井祐規	(事)牛田宏治	(事)山本達也
保護係長		(事)加藤三紀彦	(事)篠田昌弘	(事)河辺拓也	(事)後藤亮介
主査(生活保護)		(事)内田和宏	(事)大坪智裕	(事)吉田大毅	(事)大谷英司
主査(生活保護)		_____	(事)齋藤洋希	(事)北角幸一	(事)向田聡一郎
主査(生活保護)		_____	_____	_____	(事)川北孝平
主査(生活保護)		_____	_____	_____	(事)加藤祐樹
保護第一係長		_____	_____	_____	_____
主査(生活保護)		_____	_____	_____	_____
保護第三係長		_____	_____	_____	_____
主査(生活保護)		_____	_____	_____	_____
保護第三係長		_____	_____	_____	_____
主査(相談支援)		_____	_____	_____	_____
主査(健康管理支援)		<兼>(看)鈴木朋子	<兼>(看)黒田あい	<兼>(看)山田真由美	<兼>(看)草田怜美
主幹(生活保護)		_____	_____	_____	(事)舟橋宰
福祉課長		(事)菱田正実 16	(事)富安孝典 27	(事)杉藤由巳子 22	(事)金子慶一 25
高齢福祉係長		(事)近藤啓介	(事)濱上琢也	(事)原英統	(事)原久敦
主査(包括的支援等の推進)		(事)森智香子	(事)本田健二郎	(事)高遠悠大	(事)中野立己
主査(地域包括ケア推進に係る地域の活力向上)		_____	_____	_____	_____
主査(介護保険)		(事)説田和久	(事)大無田勝則	(看)大岡康子	(事)井口敬喜
障害福祉係長		(事)谷村阿優美	(事)高橋輝光	(事)島田敦	(事)山田裕司
主査(精神障害者福祉・難病対策に係る連絡調整)		<兼>(栄)南孝子	<兼>(医技)角田忠司	<兼>(事)細越道代	<兼>(事)牧野竣祐
保険年金課長		(事)筒井亜希子 15	(事)近藤真司 28	(事)水野清隆 23	(事)中村憲博 25
管理係長		(事)山田真須美	(事)小関浩司	(事)小幡晋司	(事)松村圭造
保険係長		(事)田中潤也	(事)横井紀幸	(事)服部圭介	(事)加藤暢之
保健管理課長		_____	_____	_____	(事)土田太郎 15
健康安全課長		(衛)和出幸江 16	(衛)滝川武 11	(衛)久野江里子 11	_____
企画管理係長		(事)内田悟郎	(事)前川雄一	(事)松井康晴	(事)高橋良法
主査(医療安全)		_____	_____	_____	(事)清水博美
主査(食品衛生・動物愛護)		_____	_____	_____	(衛)首代敏宏
主査(食品衛生・動物愛護等)		(衛)加藤達也	(衛)篠原亜理	(衛)濱口恵里佳	_____
主査(大規模施設に係るHACCP監視等)		(衛)安田智大	_____	_____	_____
主査(健康危機管理)		<兼>(医技)良光裕	<兼>(事)安室徹	<兼>(医事)永田光映	<兼>(看)三浦順子
主幹(健康安全)		_____	_____	_____	(衛)岡崎淳子
環境業務室長		_____	_____	_____	(衛)嶋貫徹 12
主査(営業施設指導)		_____	_____	_____	_____
主査(住居衛生・業務)		_____	_____	_____	_____
主査(営業業務)		_____	_____	_____	(衛)土井恵美子
主査(住居衛生)		_____	_____	_____	(衛)坂口綾子
主幹(医務総括)		_____	_____	_____	_____
公害対策室長		_____	_____	(衛)吉開真紀 14	(衛)菱井麻矢 12
主査(環境活動推進)		_____	_____	(衛)木下結香子	(衛)金岡慎太郎
主査(規制指導)		_____	_____	(衛)新川真澄	(衛)見屋井美樹
主査(規制指導)		_____	_____	(衛)大澤和也	_____
保健予防課長		(事)吉田初 19	(医技)石田恒雄 35	(事)安原貴子 31	(医技)五藤孝秋 32
保健感染症係長		<事>南孝子	(医技)角田忠司	(事)細越道代	(事)牧野竣祐
主査(医務)		<事務取扱>	<事務取扱>	<事務取扱>	<事務取扱>
主査(公保健)		(医事)夏田洋幹	(医事)伊藤恭典	(医事)片山幸	(医事)五島明
主査(感染症対策等)		(事)吉田雄城	(事)梅田昭夫	(事)吉澤章子	(事)島
主査(保健看護)		(医技)良光裕	(事)安室徹	(医事)永田光映	(看)三浦順子
主査(母子保健に係る子ども家庭支援)		(看)鈴木朋子	(看)黒田あい	(看)山田真由美	(看)草田怜美
主査(包括的支援等の推進)		<兼>(事)荒川直樹	<兼>(事)酒井祐規	<兼>(事)牛田宏治	<兼>(事)山本達也
支所		<兼>(事)森智香子	<兼>(事)本田健二郎	<兼>(事)高遠悠大	<兼>(事)中野立己
		_____	(別記) 55	(別記) 34	_____

〈区役所〉

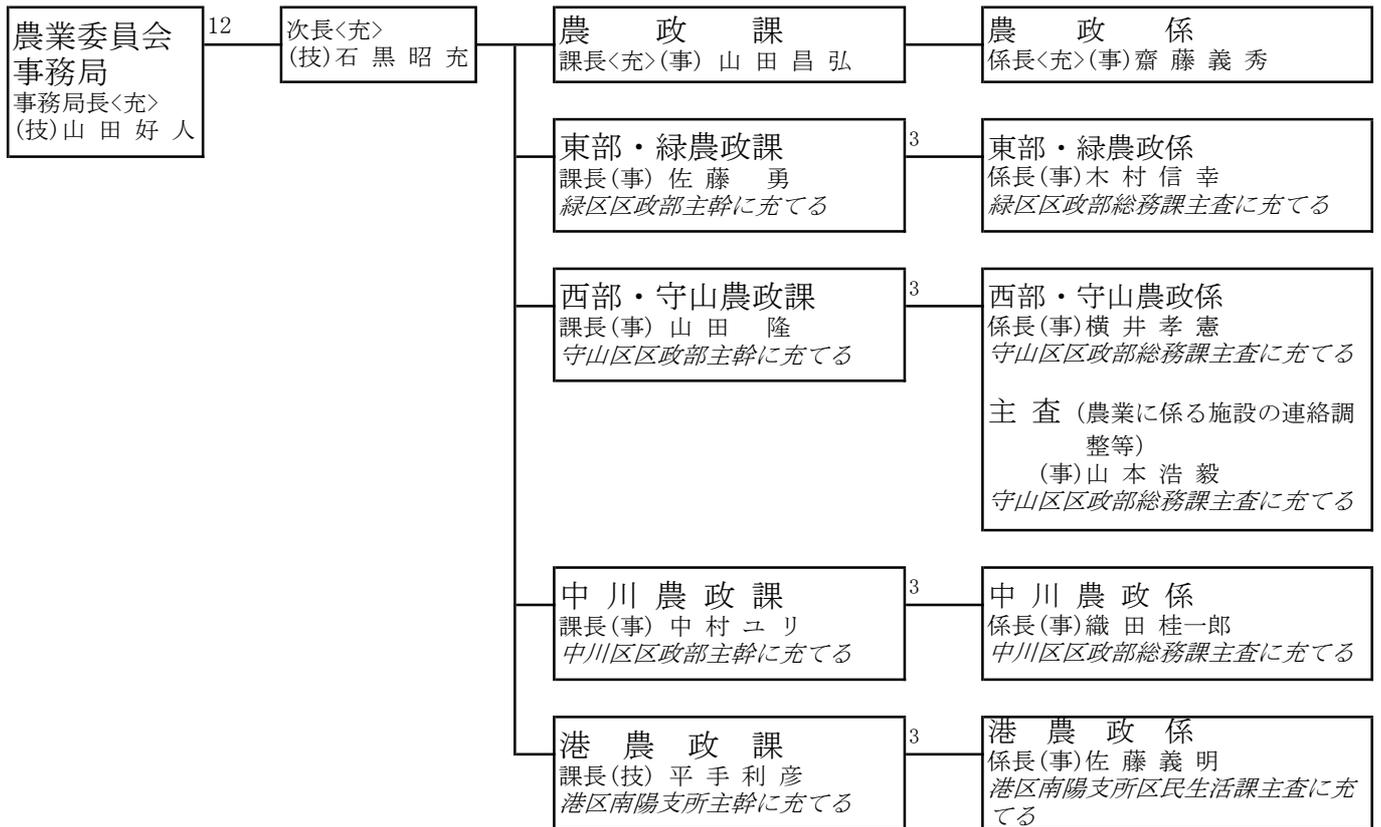
補職名	区役所名	守 山 区 役 所	緑 区 役 所	名 東 区 役 所	天 白 区 役 所
区	長	(事)児玉透 211	(技)長嶋利久 239	(事)杉浦 楠 189	(事)水野一裕 168
区 政 部	長	(事)鈴木竜也 59	(事)田畑信也 60	(事)新美君栄 59	(事)谷澤茂俊 56
総 務 課	長	(事)河合勝人 20	(事)飯沼義照 19	(事)倉 豊 16	(事)町田賢吾 15
庶 務 (防 災)	長	(事)長坂聡子	(事)河合大樹	(事)丸尾武司	(事)美馬輝久
主 査 (防 災)		(事)安江昂平	(事)権田琢哉	(事)伊藤彰久	(事)黒田丈博
主 査 (農 政)		<併>(事)佐伯崇洋	<併>(事)南出陽平	<併>(事)村上綾伸	<併>(事)森 幸補
主 査 (農 政)		<充>(事)横井孝憲	<充>(事)木村信幸	――	――
主 統 計 運 係	長	<充>(事)山本浩毅	――	――	――
主 幹 (農 政)		(事)服部総男	(事)金澤真一	(事)河合俊哉	(事)伊藤忠信
企 画 經 理 室	長	<充>(事)山田 隆	<充>(事)佐藤 勇	――	――
主 査 (企 画 經 理)		(事)坂本綾子 4	(事)花田彰紀 4	(事)山本佳亮 4	(事)北村仁志 4
主 査 (区 の 特 性 に 応 じ た ま ち つ く り に 係 る 企 画 調 整)		(事)橋 明子	(事)齊藤貴大	(事)宮武雄大	(事)山副裕美
主 幹 (区 政 運 営 の 推 進)		<兼>(事)山下俊二 <兼>(技)藤岡丈夫 <併>(事)蟹江弘	<兼>(事)加藤友一 <兼>(技)大山智孝 <併>(事)山本 孝	<兼>(事)堀内則正 <兼>(技)鈴木裕彦 <併>(事)中條雅彦	<兼>(事)長谷川 広樹 <兼>(技)平野 徹 <併>(事)魚住達也
地 域 力 推 進 室	長	(事)二村俊介 14	(事)山下博文 17	(事)間下武司 15	(事)木全重之 15
地 域 力 推 進 係	長	(事)伊藤耕輔	(事)一圓昌孝	(事)奥村 謙	(事)加賀山 暁
主 査 (生 涯 学 習)		(事)惠谷公亮	(事)加藤純平	(事)三浦久美子	(事)中野有美
主 査 (生 涯 学 習 ・ ス ポ ー ツ の 推 進)		――	――	――	――
主 査 (安 心 ・ 安 全 で 快 適 な ま ち つ く り の 企 画)		――	――	――	――
主 査 (区 の 特 性 に 応 じ た 地 域 の 活 力 向 上)		(事)星屋美紀	――	――	(事)滝田 総子
主 査 (地 域 の 魅 力 の 向 上 ・ 発 信)		――	(事)日比野 謙	(事)平野 綾子	――
主 査 (地 域 の 魅 力 の 向 上 ・ 多 文 化 共 生 の 推 進)		――	――	――	――
市 民 課	長	(事)伊藤葉子 20	(事)野村直美 19	(事)伊藤友理 23	(事)白木一朗 21
戸 籍 係	長	(事)平松 大	(事)藤田貴浩	(事)吉田和弘	(事)高橋正人
住 民 記 録 係	長	(事)谷阪拓馬	(事)浅井沙織	(事)後藤大輔	(事)塩谷信之
主 査 (個 人 番 号 カ ー ド 交 付 に 係 る 調 整)		(事)山本泰文	(事)豊住育子	(事)近藤亮平	(事)山田昌平
郵 送 証 明 係	長	――	――	――	――
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所	長	II(医事)柏木雅宣 123	II(医事)大重頼三郎 130	II(医事)細野晃弘 129	II(医事)長谷部 哲也 111
福 祉 部	長	(事)水谷 修 84	(事)高久和彦 82	(事)清水勇次 80	(事)加藤 嘉一 76
民 生 子 ども 課	長	(事)佐藤彰 37	(事)永田雅隆 31	(事)小川知克 36	(事)柳川克己 33
民 生 子 ども 係	長	(事)高木幸子	(事)三浦凡生	(事)鈴木義晴	(事)中村友昭
主 査 (子 ども 家 庭 支 援)		(事)田中淳一	(事)糠谷 進	(事)福島美帆	(事)勅使河原 徹
保 護 係	長	(事)伊藤宏康	(事)北川裕介	(事)土井 希	(事)神谷章宏
主 査 (生 活 保 護)		(事)齋田治樹	(事)渡邊勝利	(事)加藤俊雄	(事)澤里大悟
主 査 (生 活 保 護)		(事)岩間正祥	――	(事)木全 有由紀	――
主 査 (生 活 保 護)		――	――	――	――
主 査 (生 活 保 護)		――	――	――	――
保 護 第 一 係	長	――	――	――	――
主 査 (生 活 保 護)		――	――	――	――
保 護 第 二 係	長	――	――	――	――
主 査 (生 活 保 護)		――	――	――	――
保 護 第 三 係	長	――	――	――	――
主 査 (相 談 援 護)		――	――	――	――
主 査 (健 康 管 理 支 援)		<兼>(看)竹内陽子	<兼>(看)江本裕美子	<兼>(看)西田真紀	<兼>(看)井上知子
主 幹 (生 活 保 護)		――	――	――	――
福 祉 課	長	(事)尾村政昭 23	(事)内山伊智朗 25	(事)堀 隆之 23	(看)伊藤清美 23
高 齢 福 祉 係	長	(事)板橋伸幸	(事)長谷川 俊文	(事)谷地直哉	(事)小久保 憲太郎
主 査 (包 括 的 支 援 等 の 推 進)		(事)新美隼吾	(看)三浦 亜希子	(事)浅井佑太	(事)須藤 祐司
主 査 (地 域 包 括 ケ ア 推 進 に 係 る 地 域 の 活 力 向 上)		――	――	――	――
主 査 (介 護 保 険)		(事)村上拓造	(事)清水綾子	(事)水谷 榎	(事)村田直子
障 害 福 祉 係	長	(事)竹下 晃	(事)近藤絵里子	(事)中嶋悠二	(事)江崎智哉
主 査 (精 神 障 害 者 福 祉 ・ 難 病 対 策 等 に 係 る 連 絡 調 整)		<兼>(事)山本崇志	<兼>(事)大澤康夫	<兼>(医技)岡部康晴	<兼>(衛)石黒 誠
保 險 年 金 課	長	(事)谷口正芳 23	(事)桑原浩彰 25	(事)鈴木康司 21	(事)須藤喜巳 20
管 理 係	長	(事)山下孝則	(事)岩城道雄	(事)佐藤秀昭	(事)細川貴司
保 險 係	長	(事)富田昇吾	(事)北川 秀	(事)久田佳典	(事)明保 耕一郎
保 健 管 理 課	長	――	――	――	――
健 康 安 全 課	長	(衛)林 昌徳 9	(衛)坂野英男 10	(衛)伊藤範彦 10	(衛)横井友香理 10
企 画 管 理 係	長	(事)横井邦彦	(事)永井孝行	(事)柴田 博	(事)柏原康孝
主 査 (医 療 安 全)		――	――	――	――
主 査 (食 品 衛 生 ・ 動 物 愛 護)		――	――	――	――
主 査 (食 品 衛 生 ・ 動 物 愛 護 等)		(衛)筒井淳也	(衛)中畑幸美	(衛)原田広翔	(衛)吉田尚生
主 査 (大 規 模 施 設 に 係 る HACCP 監 視 等)		――	――	――	――
主 査 (健 康 危 機 管 理)		<兼>(事)田中俊行	<兼>(看)山中美奈	<兼>(医技)岡田徳寿	<兼>(医技)中野洋一
主 幹 (健 康 安 全)		――	――	――	――
環 境 業 務 室	長	――	――	――	――
主 査 (営 業 施 設 指 導)		――	――	――	――
主 査 (住 居 衛 生 ・ 業 務)		――	――	――	――
主 査 (営 業 業 務)		――	――	――	――
主 査 (住 居 衛 生)		――	――	――	――
主 幹 (医 務 総 括)		――	――	――	――
公 害 対 策 室	長	――	――	(衛)竹本和弘 12	――
主 査 (環 境 活 動 推 進)		――	――	(衛)武内昭夫	――
主 査 (規 制 指 導)		――	――	(衛)浅見 翔	――
主 査 (規 制 指 導)		――	――	――	――
保 健 子 防 課	長	(看)荒川 緑 29	(事)片岡拓也 37	(医事)榊原康人 26	(事)降矢雅昭 24
保 健 感 染 症 係	長	(事)山本崇志	(事)大澤康夫	(医技)岡部康晴	(衛)石黒 誠
主 査 (医 務)		(医事)水谷 亜以子	(医事)村田 乃理子	<事務取扱>	<事務取扱>
主 査 (公 害 保 健)		――	――	(医事)細野晃弘	(医事)長谷部 哲也
主 査 (感 染 症 対 策 等)		(事)田中俊行	(看)山中美奈	(医技)岡田徳寿	(医技)中野洋一
主 査 (保 健 看 護)		(看)竹内陽子	(看)江本裕美子	(看)西田真紀	(看)井上知子
主 査 (母 子 保 健 に 係 る 子 ども 家 庭 支 援)		<兼>(事)田中淳一	<兼>(事)糠谷 進	<兼>(事)福島美帆	<兼>(事)勅使河原 徹
主 査 (包 括 的 支 援 等 の 推 進)		<兼>(事)新美隼吾	<兼>(看)三浦 亜希子	<兼>(事)浅井佑太	<兼>(事)須藤 祐司
支 所		(別 記) 28	(別 記) 48	――	――

〈区役所〉

(別記)支所

区役所支所名	北 区 役 所 楠 支 所	西 区 役 所 山 田 支 所	中 川 区 役 所 富 田 支 所
補職名			
支 所 長	(事)榑原美德 41	(事)村松直樹 47	(事)近藤基弘 55
区 民 生 活 課 長	(事)加藤隆重 13	(事)千賀博通 15	(事)塩谷和久 16
庶 務 係 長	<事務取扱> (事)加藤隆重	<事務取扱> (事)千賀博通	<事務取扱> (事)塩谷和久
主 査 (農 政)	—	—	—
市 民 係 長	(事)岡田孝雄	(事)椽木英男	(事)万田祐輔
主 幹 (農 政)	—	—	—
区 民 福 祉 課 長	(事)舟橋敏子 27	(事)清水晃 31	(事)坂野徹 38
保 護 ・ 子 ど も 係 長	(事)鈴木優志	(事)生石顕也	(事)西松利幸
主 査 (生 活 保 護)	(事)宮坂知史	(事)谷 齐崇	(事)塩津 聡
福 祉 係 長	(事)竹田明弘	(事)榑 泰貴	(事)加藤正興
主 査 (障 害)	(事)水野博之	(事)安西 敦	(事)齊藤真子
主 査 (精 神 障 害 者 福 祉 ・ 難 病 対 策 等 に 係 る 連 絡 調 整)	<兼>(事)笹峯武志	<兼>(事)黒川智子	<兼>(医技)角田忠司
保 險 係 長	(事)植田義浩	(事)大川雄三	(事)柴田孝紀
区役所支所名	港 区 役 所 南 陽 支 所	守 山 区 役 所 志 段 味 支 所	緑 区 役 所 徳 重 支 所
補職名			
支 所 長	(事)加藤 実 34	(事)斉藤守弘 28	(事)山崎真悟 48
区 民 生 活 課 長	(事)奥野真美 15	(事)鶴田 智 8	(事)牧野真由美 17
庶 務 係 長	<事務取扱> (事)奥野真美	<事務取扱> (事)鶴田 智	<事務取扱> (事)牧野真由美
主 査 (農 政)	<充>(事)佐藤義明	—	—
市 民 係 長	(事)杉浦秀紀	(事)内山達雄	(事)常包泰樹
主 幹 (農 政)	<充>(技)平手利彦	—	—
区 民 福 祉 課 長	(事)松山徳仁 18	(事)大藪祐輔 19	(事)尾関仁紫 30
保 護 ・ 子 ど も 係 長	(事)高見直樹	(事)大澤勝利	(事)市野賢治
主 査 (生 活 保 護)	—	—	—
福 祉 係 長	(事)林 美 雄	(事)井口純一	(事)浅井康史
主 査 (障 害)	(事)舟橋正弘	(事)神戸隆全	(事)高瀬雅久
主 査 (精 神 障 害 者 福 祉 ・ 難 病 対 策 等 に 係 る 連 絡 調 整)	<兼>(事)細越道代	<兼>(事)山本崇志	<兼>(事)大澤康夫
保 險 係 長	(事)林 浩 司	(事)長尾昌徳	(事)水谷真大

〈農業委員会事務局〉



〈固定資産評価審査委員会事務局〉

固定資産評価審査委員
会事務局
統括書記〈併〉
(事)菅 沼 啓 太

書記 〈併〉
(事)大 津 旭 弘

〈選挙管理委員会事務局〉

選挙管理委
員会事務局
事務局長
(事)渡邊 豊

11

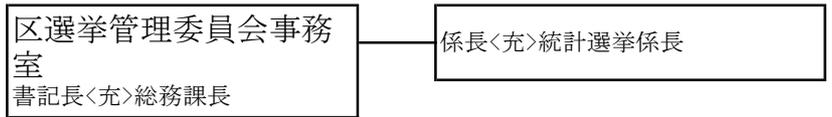
次長
(事)伊藤 公 司
防災危機管理局
参事を併任

庶 務 係
係長(事)春日 雅 史
主 査 (啓 発)
(事)土屋 扶 実
選 挙 係
係長(事)田 中 伸 幸
主 査 (企画調整)
(事)西野 誠

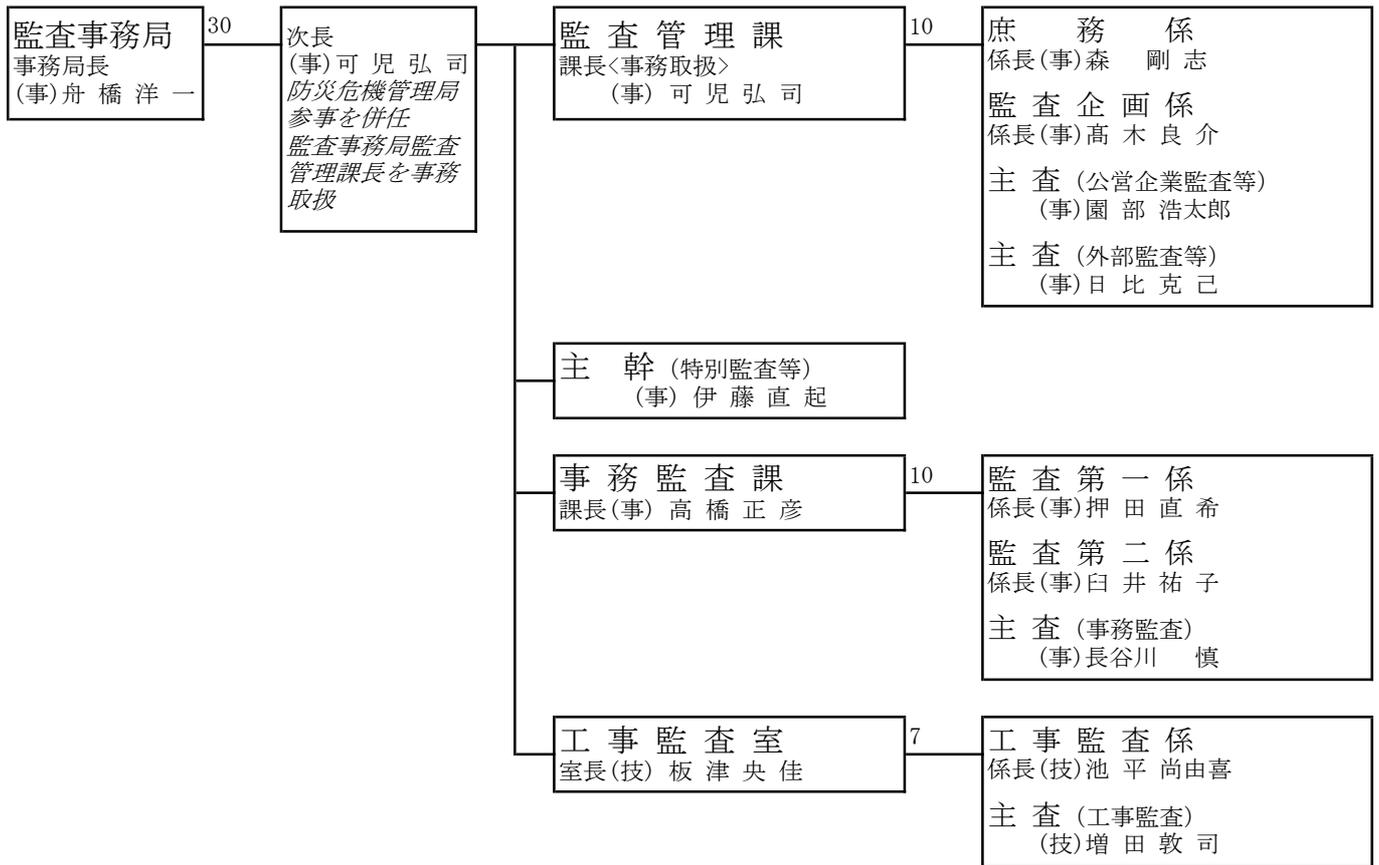
〈選挙管理委員会事務局〉

区選挙管理委員会事務局	職員数
千種区	7(1)
東区	6(1)
北区	7(1)
西区	7(1)
中村区	7(1)
中区	6(1)
昭和区	6(1)
瑞穂区	6(1)
熱田区	6(1)
中川区	7(0)
港区	7(1)
南区	7(1)
守山区	7(1)
緑区	7(1)
名東区	7(1)
天白区	6(1)

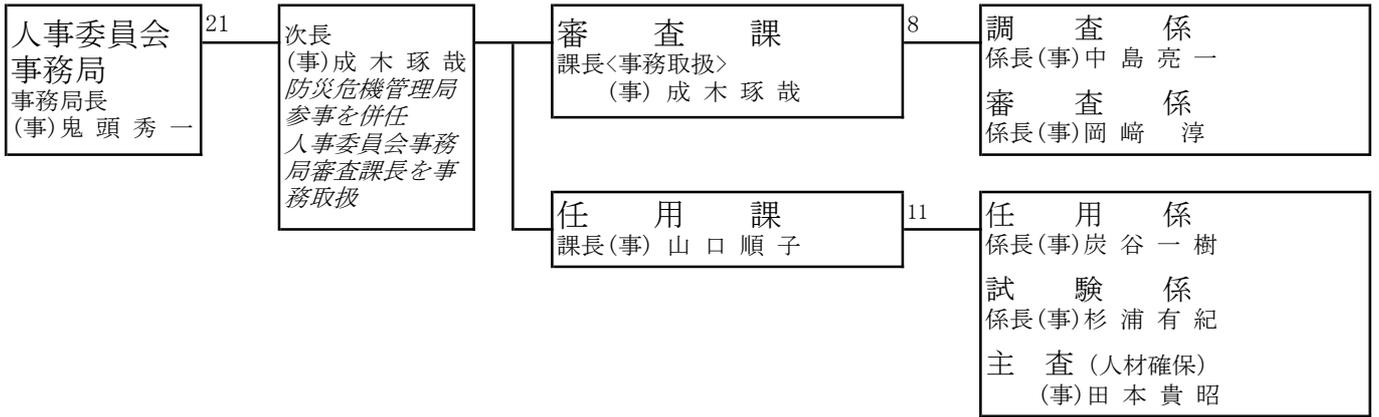
注 ()は、専任職員数の内書きである。



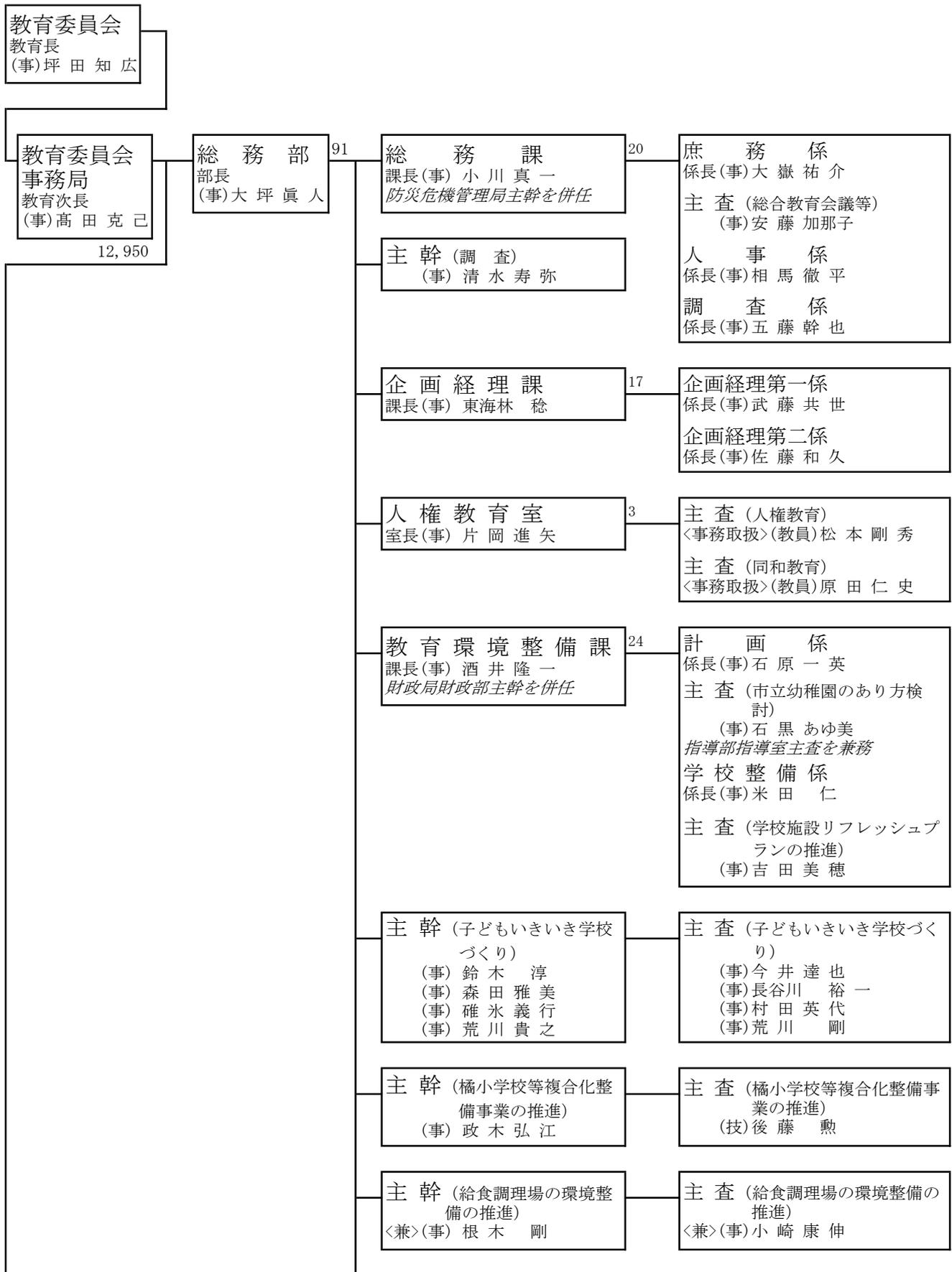
〈監査事務局〉



〈人事委員会事務局〉

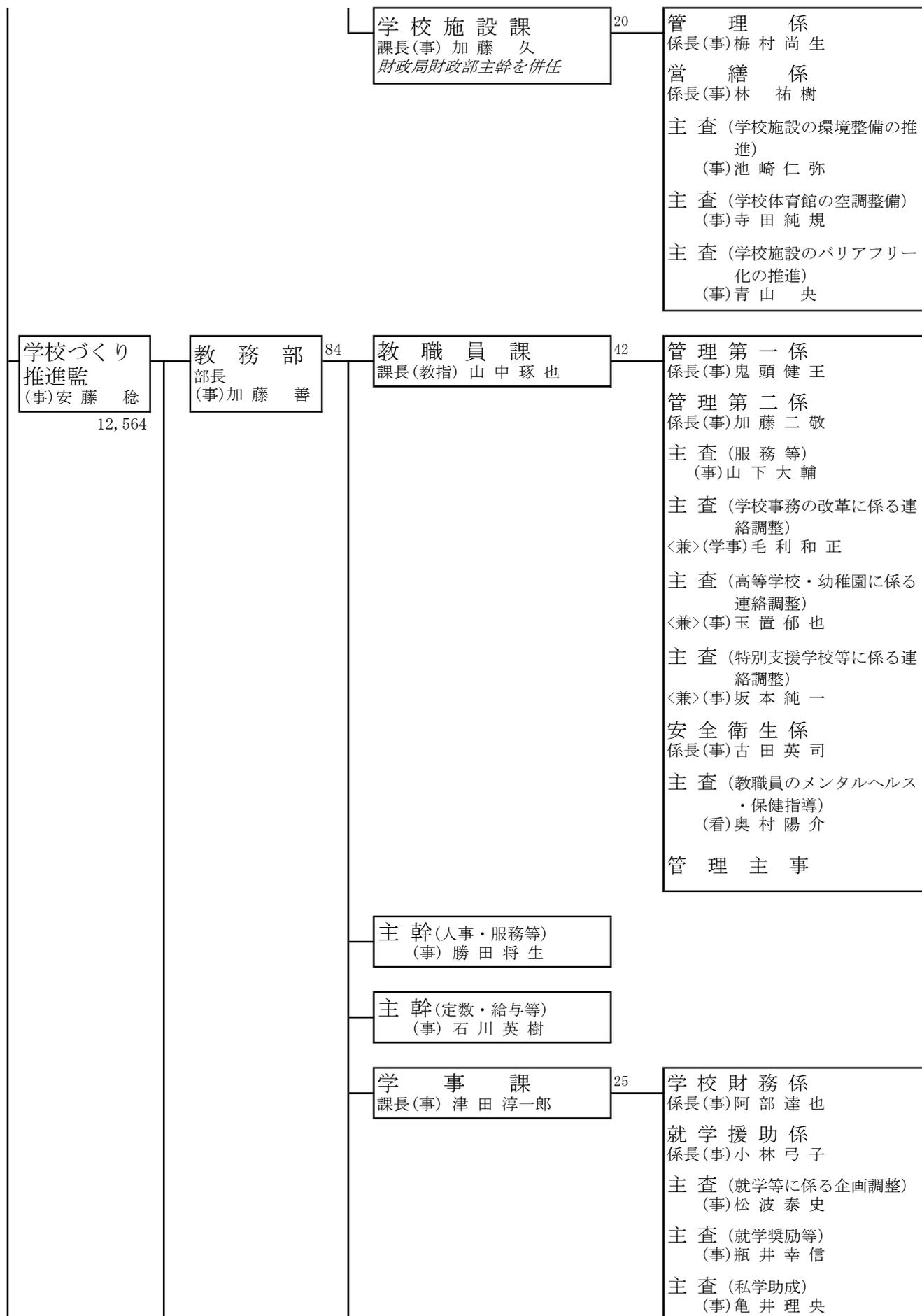


〈教育委員会事務局〉



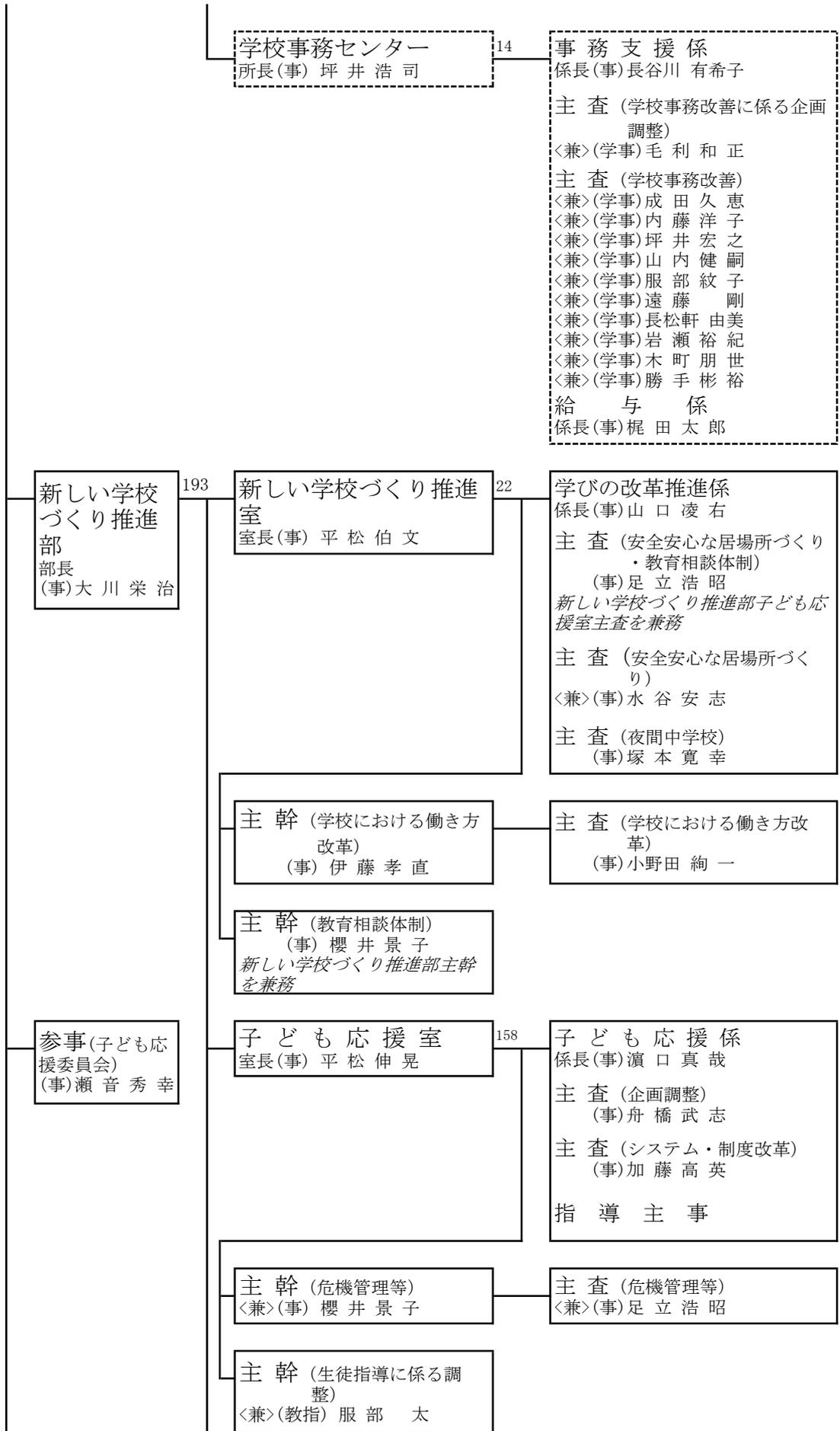
【分掌事務(教育委員会事務局)】係・主査：206～209ページ、主幹：219～220ページ、公所等：246～249ページに掲載

〈教育委員会事務局〉



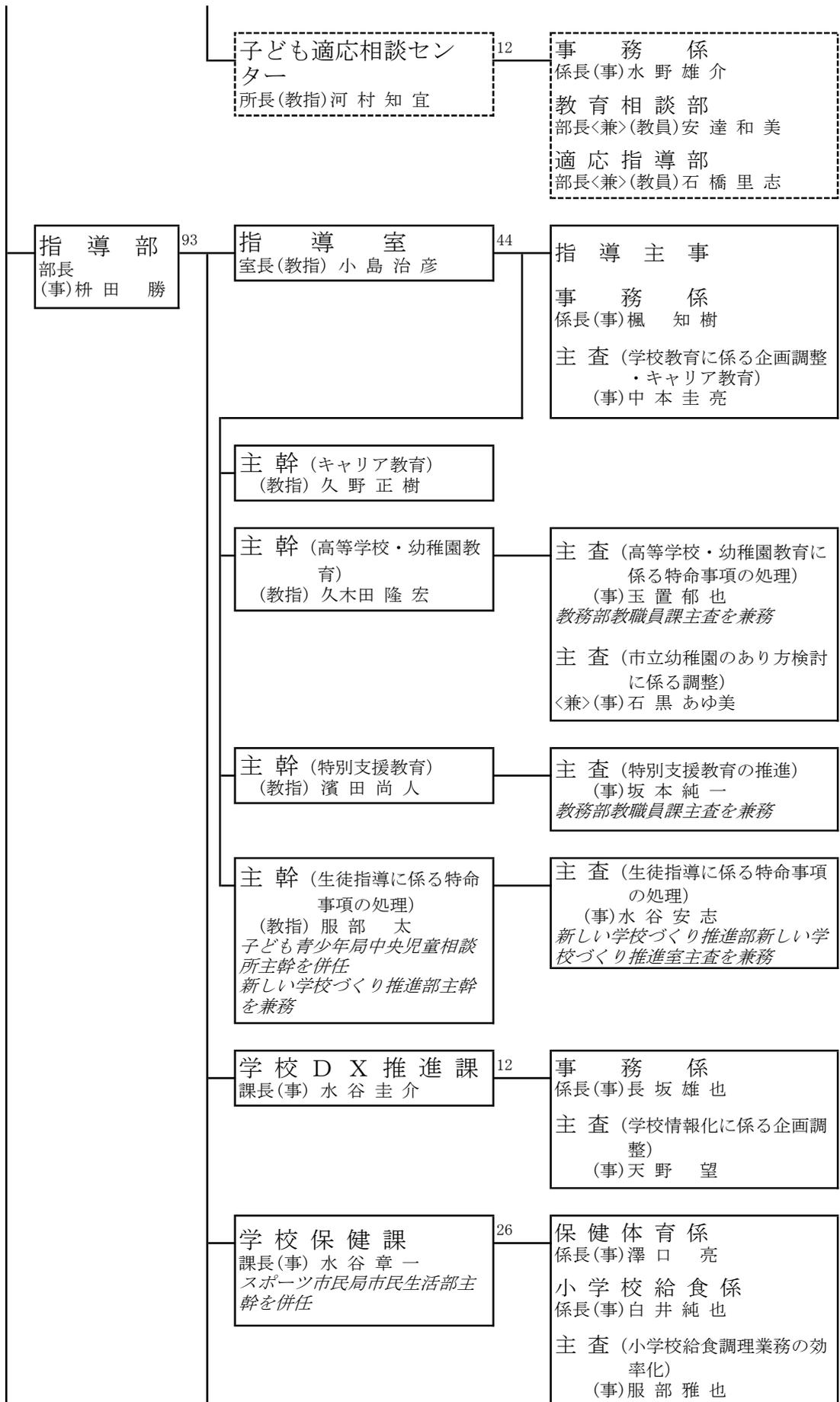
【分掌事務（教育委員会事務局）】係・主査：206～209ページ、主幹：219～220ページ、公所等：246～249ページに掲載

〈教育委員会事務局〉

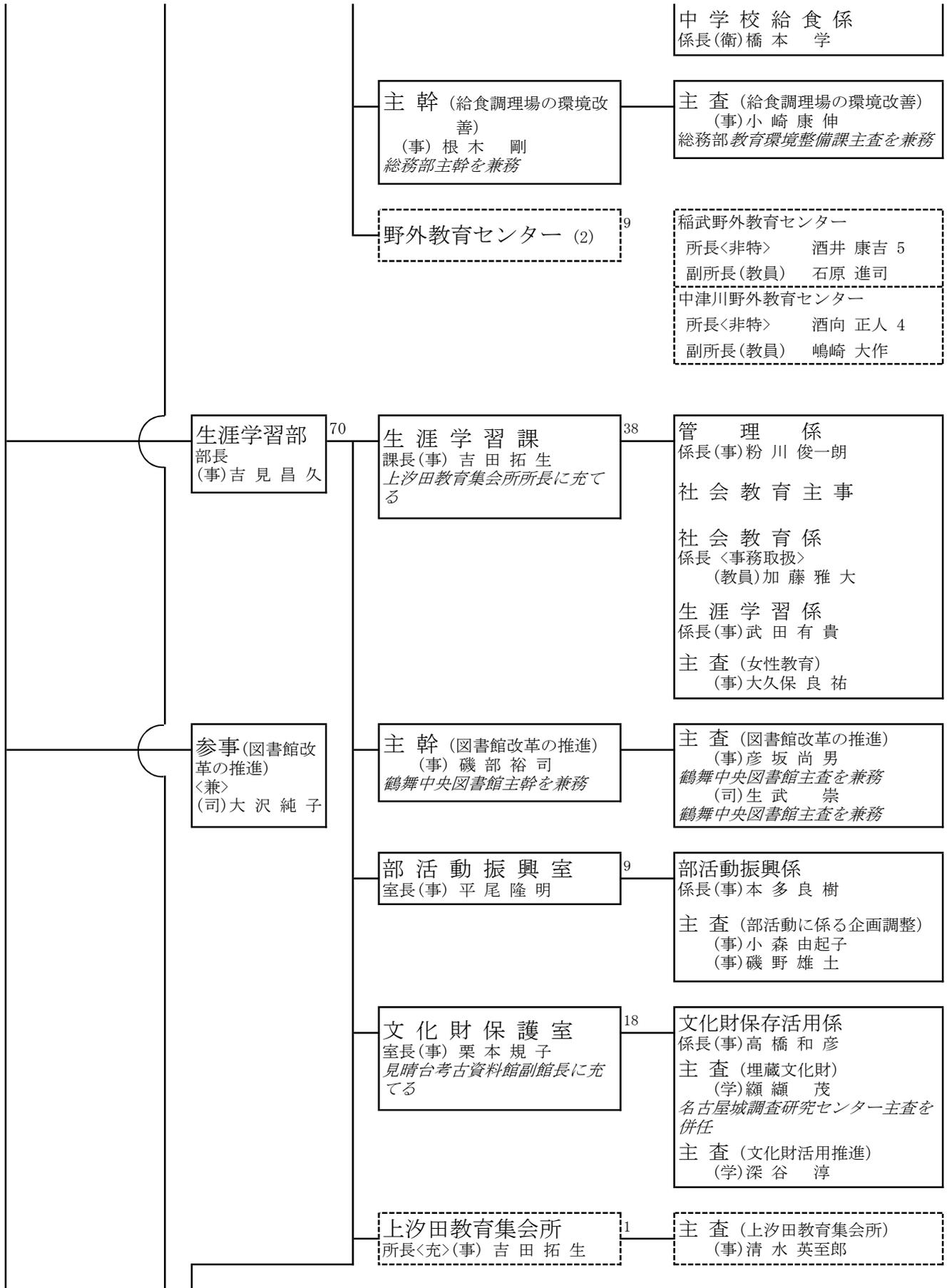


【分掌事務（教育委員会事務局）】 係・主査：206～209ページ、主幹：219～220ページ、公所等：246～249ページに掲載

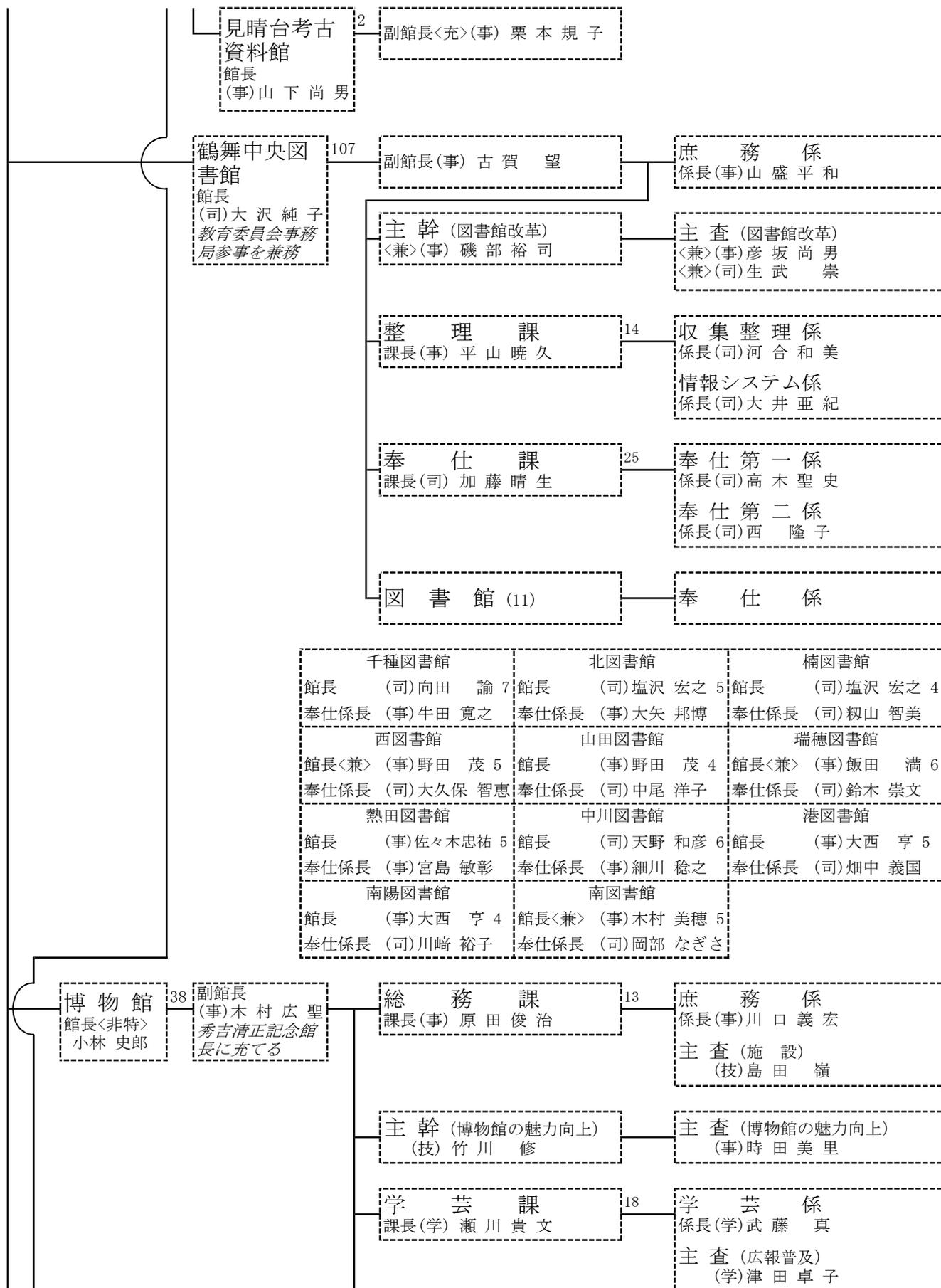
〈教育委員会事務局〉



〈教育委員会事務局〉

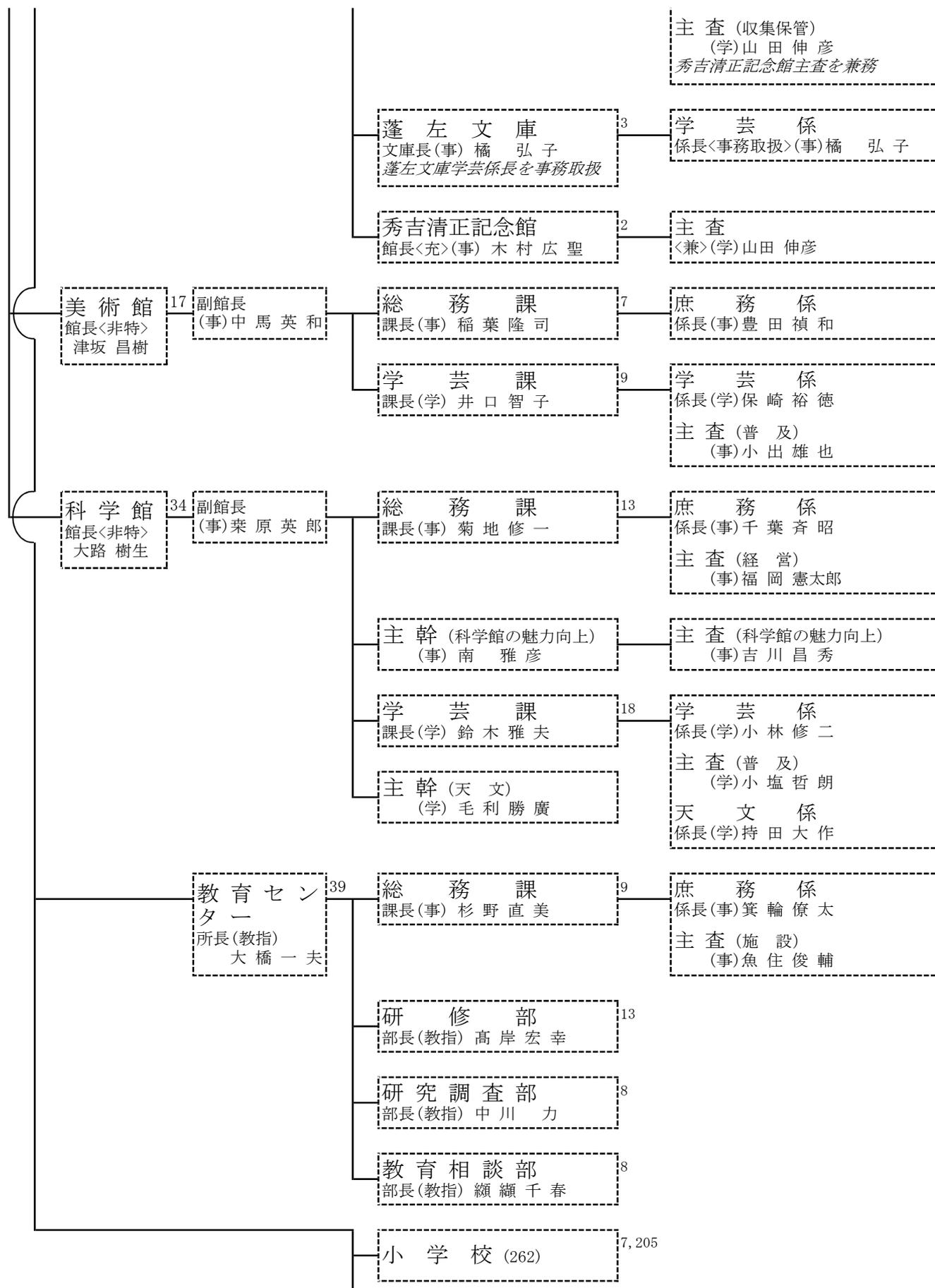


〈教育委員会事務局〉



【分掌事務 (教育委員会事務局)】 係・主査：206～209ページ、主幹：219～220ページ、公所等：246～249ページに掲載

〈教育委員会事務局〉

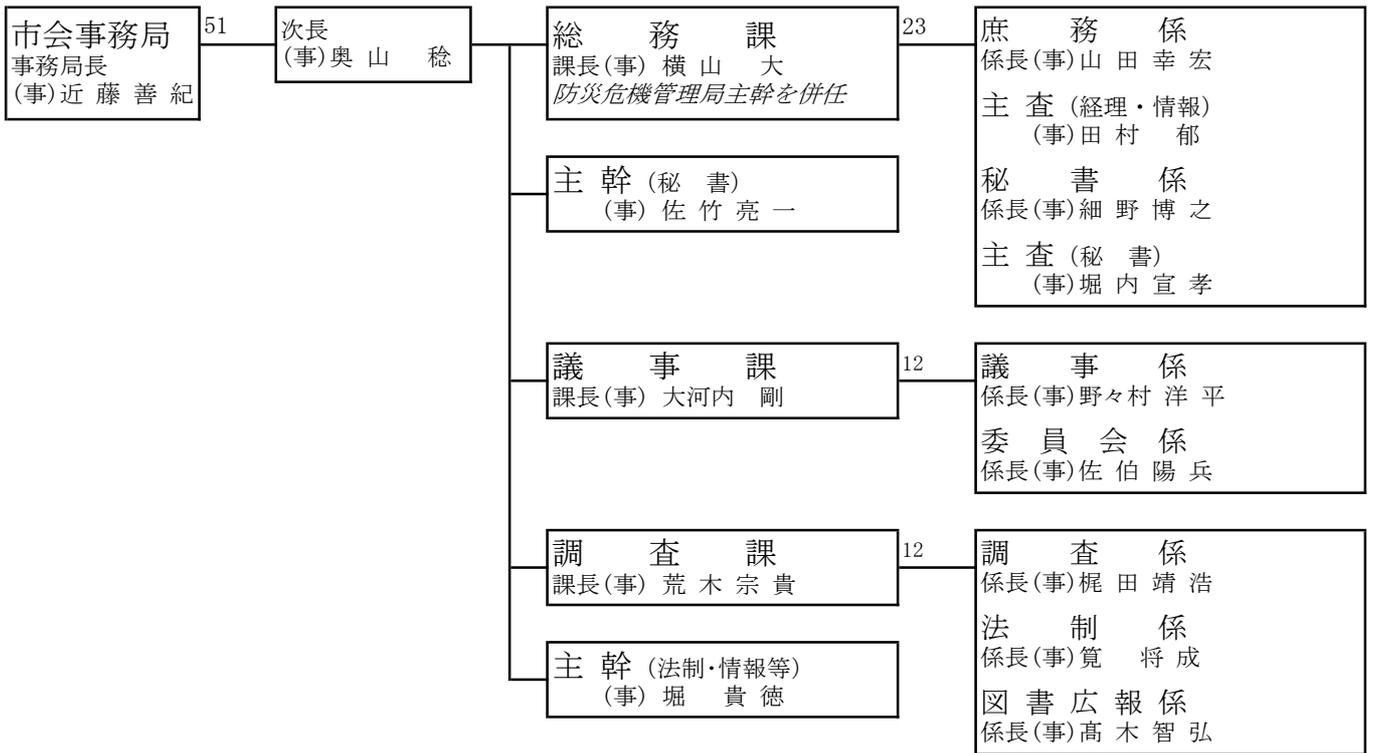


【分掌事務（教育委員会事務局）】 係・主査：206～209ページ、主幹：219～220ページ、公所等：246～249ページに掲載

〈教育委員会事務局〉

校 長 IV主査(学校事務改善)	笹島小学校 鈴木丈二 (学事)成田久恵	丸の内小学校 川北貴之 (学事)毛利和正	正木小学校 加賀幸一 (学事)内藤洋子
	高蔵小学校 阿部路代 (学事)坪井宏之	小幡小学校 村松和広 (学事)山内健嗣	
中 学 校 (112)			3,385
校 長 IV主査(学校事務改善)	若水中学校 小川裕 (学事)服部紋子	八王子中学校 原和輝 (学事)遠藤剛	浄心中学校 山田善申 (学事)長松軒由美
	北山中学校 庄司直美 (学事)岩瀬裕紀	汐路中学校 村山貞雄 (学事)木町朋世	桜田中学校 寺窪久勝 (学事)勝手彬裕
高 等 学 校 (14)			937
校 長 IV事務長	向陽高等学校 秋田直孝 (事)松永一則	菊里高等学校 水野基行 (事)榎山隆俊	桜台高等学校 内木泰志 (事)大崎誠
	北高等学校 舩越一裕 (事)朝日陽子	緑高等学校 瀬川堅司 (事)丹羽則和	富田高等学校 天神浩詞 (事)谷茂明
校 長 IV事務長	山田高等学校 押切浩光 (事)潮田智香	名東高等学校 伊藤正規 (事)山口隆由貴	西陵高等学校 出原竜彦 (事)伊藤誠悟
	名古屋商業高等学校 平柳忠信 (事)尾崎吉博	若宮商業高等学校 横江正明 (事)澤田明宏	工業高等学校 佐藤恒徳 (事)福井松夫
校 長 IV事務長 IV主査(学校事務)	工芸高等学校 鈴木彰芳 (事)森和雄	中央高等学校 山口大二 (事)加藤行孝 (事)山登正樹	
特別支援学校 (5)			524
校 長 IV事務長	西特別支援学校 小笠原仁 (学事)高木英之	南特別支援学校 山本伸吾 (学事)慶久正喜	守山特別支援学校 岡部啓 (学事)宇佐美吉勝
	天白特別支援学校 五藤伸二 (学事)海野信一		
幼 稚 園 (20)			129

〈市会事務局〉



【分掌事務（市会事務局）】係・主査：210ページ、主幹：220ページに掲載

派遣職員等役職者一覧

派遣等団体名称	所管局	補職名等	派遣先等団体職名	氏名
公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会 (951-2026)	総務局	局付参事	事務局次長	加知 智
		局付主幹	調整課長	坪井 一樹
		〃	競技会場第二課長	磯野 聡
		〃	会場整備課長	田中 大雄
		〃	計画第一課担当課長	松平 勉
公立大学法人名古屋市立大学 (853-8005)	総務局	局付参事	総務部長	郷西 康之
		〃	教育研究部長	東 智生
		〃	病院統括部長	児玉 英希
		〃	医学部附属病院病院管理部長	野口 浩正
		〃	東部医療センター病院管理部長	田中 雅隆
		〃	西部医療センター病院管理部長	真下 恭史
		局付主幹	総務部コンプライアンス推進室長兼監査室長	和久井 等
		〃	総務部人事課長	岡崎 俊
		〃	総務部労務課長	大橋 達哉
		〃	総務部企画推進課長	長谷川 渉
		〃	総務部広報室長	東 啓之
		〃	総務部財務課長	小松 一哉
		〃	施設企画部施設企画課長	上土井 崇之
		〃	教育研究部学術課長	駒田 武士
		〃	教育研究部学生課長	森川 英俊
		〃	教育研究部国際推進課長	南谷 健介
		〃	教育研究部教務企画室長	戸田 成一
		〃	医療人育成課長	南部 尚平
		〃	医療人育成課主幹（リハビリテーション学科設置に係る企画調整）	萩本 忍学
		〃	薬学部事務室事務長兼芸術工学部事務室事務長	坂本 学
		〃	山の畑事務室事務長	鶴飼 和昌
		〃	病院統括部統括企画室長	井上 誠
		〃	病院統括部総合リハビリセンター企画調整室長兼医療人育成課主幹（総合リハビリセンターに係る企画調整）	浅野 郁一
		〃	医学部附属病院病院管理部管理課長	上野 雄也
		〃	医学部附属病院病院管理部主幹（救急・災害医療機能強化）兼施設企画部施設企画課主幹（救急・災害医療機能強化）	徳永 智明
		〃	医学部附属病院病院管理部経営課長兼病院統括部主幹（市立大学病院群の調達に係る企画調整）	松井 健人
		〃	医学部附属病院病院管理部医事課長兼病院統括部主幹（市立大学病院群の情報システム・DX推進に係る企画調整）	八木 紀光
		〃	東部医療センター中央検査科技師長兼診療技術科技師長	宇佐見 剛
		〃	東部医療センター診療技術科主幹（栄養管理）	北村 勇
		〃	東部医療センター副看護部長	豊福 千夏
		〃	東部医療センター地域医療連携室主幹（地域医療連携）	丹羽 仁美
		〃	東部医療センター病院管理部管理課長	桂田 久子
		〃	東部医療センター病院管理部主幹（東部医療センター病院整備）兼施設企画部施設企画課主幹（東部医療センター病院整備）	平松 知巳
〃	東部医療センター病院管理部経営課長	渡邊 仁史		
〃	東部医療センター病院管理部医事課長	釜本 英樹		
			石原 禎人	

派遣等団体名称	所管局	補職名等	派遣先等団体職名	氏名
(公立大学法人名古屋市立大学)	(総務局)	局付主幹	西部医療センター中央検査科技師長兼診療技術科技師長	小川新介
		〃	西部医療センター副看護部長	熊谷千景
		〃	西部医療センター副看護部長	田島英子
		〃	西部医療センター副看護部長	加藤土博
		〃	西部医療センター地域医療連携室主幹(地域医療連携)	小谷純子
		〃	西部医療センター医療安全管理室主幹(医療安全)	高垣晃子
		〃	西部医療センター運営企画室長	阿部邦章
		〃	西部医療センター病院管理部管理課長	安井恒喜
		〃	西部医療センター病院管理部経営課長	織田和隆
		〃	みどり市民病院中央検査科主幹	森田康之
		〃	みどり市民病院副薬剤部長	笈幸雄
		〃	みどり市民病院病院管理部管理課長	牧田泰久
		〃	みどり市民病院病院管理部主幹(病院再整備)兼施設企画部施設企画課主幹(みどり市民病院再整備)	河合直樹
		〃	みどり市民病院病院管理部経営課長	服部真二
		〃	みらい光生病院副薬剤部長	中村康夫
		〃	みらい光生病院診療技術科技師長	井上達也
		〃	みらい光生病院副看護部長	立松久美子
		〃	みらい光生病院病院管理部管理課長	鈴木貴広
		〃	みらい光生病院病院管理部経営課長	住田武士
		局付主査	総務部総務課庶務係長	平野雅也
		〃	総務部コンプライアンス推進室主査(法規)兼監査室主査(監査等)	平野澤梓
		〃	総務部人事課人事係長	大竹秀幸
		〃	総務部労務課給与係長	加藤文崇
		〃	総務部労務課主査(給与等)	布施綾
		〃	総務部広報室広報係長	岩田朝美
		〃	総務部財務課経理係長	侍園純平
		〃	総務部財務課出納財産係長	山口泰宏
		〃	総務部財務課主査(中期計画等)	穂積泰介
		〃	施設企画部施設企画課施設企画係長	八木崇法
		〃	施設企画部施設企画課主査(滝子・田辺通キャンパス再編整備)	矢野裕吾
		〃	施設企画部施設企画課主査(滝子・田辺通キャンパス再編整備)	丹羽智是
		〃	教育研究部学術課産学官地域連携係長	吉川恭兵
		〃	教育研究部学術情報室主査(情報システム)	嶋崎圭一
		〃	教育研究部学生課入試係長	嶋田智成
		〃	医学研究推進課臨床研究管理係長	嶋野佳代
		〃	山の畑事務室経済学部学務係長	富野龍太
		〃	病院統括部統括企画室企画係長	山形祐二
		〃	病院統括部総合リハビリセンター企画調整室主査(総合リハビリセンターに係る企画調整)兼医療人育成課主査(総合リハビリセンターに係る企画調整)	東渕将成
		〃	医学部附属病院診療技術部放射線技術科主査(RI検査)	宮地重徳
		〃	医学部附属病院病院管理部管理課庶務係長	奥村周悟
		〃	医学部附属病院病院管理部管理課主査(救急・災害医療機能強化)兼施設企画部施設企画課主査(救急・災害医療機能強化)	山田洋平

派遣等団体名称	所管局	補職名等	派遣先等団体職名	氏名
(公立大学法人名古屋市立大学)	(総務局)	局付主査	医学部附属病院病院管理部管理課主査 (救急・災害医療機能強化)兼施設企画部施設企画課主査(救急・災害医療機能強化)	長谷川 公 旦
		〃	医学部附属病院病院管理部管理課主査 (救急・災害医療機能強化)兼施設企画部施設企画課主査(救急・災害医療機能強化)	足 立 達 法
		〃	医学部附属病院病院管理部経営課経営係長兼総務部広報室主査(広報)	西 岡 誠
		〃	医学部附属病院病院管理部医事課情報システム係長	入 江 尚 宏
		〃	東部医療センター中央検査科係長	高 橋 豊 茂
		〃	東部医療センター中央検査科主査	櫻 井 裕 之
		〃	東部医療センター薬剤部主査(薬務)	増 田 賢 一
		〃	東部医療センター薬剤部主査(病棟・DI)	丹 村 貴 之
		〃	東部医療センター診療技術科栄養管理係長	高 橋 里 江
		〃	東部医療センター看護師長	小久保 富樹子
		〃	東部医療センター看護師長	滝 川 佐 友 里
		〃	東部医療センター看護師長	永 田 香 世
		〃	東部医療センター看護師長	吉 住 拓 郎
		〃	東部医療センター看護師長	猪 飼 美 由 紀
		〃	東部医療センター看護師長	山 田 幸 弘
		〃	東部医療センター看護師長	前 川 好
		〃	東部医療センター看護師長	高 木 秀 一
		〃	東部医療センター看護師長	浅 野 智 恵
		〃	東部医療センター看護師長	井 村 晴 美
		〃	東部医療センター看護師長	須 貝 浩 子
		〃	東部医療センター看護師長	平 愛
		〃	東部医療センター看護師長	時 田 美 穂
		〃	東部医療センター看護師長	社 本 奈 美
		〃	東部医療センター看護師長	林 華 世
		〃	東部医療センター看護部主査(放射線・内視鏡検査)	渡 辺 基 方
		〃	東部医療センター地域医療連携室主査(診療連携)	鳴 神 美 紀
		〃	東部医療センター地域医療連携室主査(退院支援)	後 藤 直 美
		〃	東部医療センター医療安全管理室主査(医療安全)	平 下 充 正
		〃	東部医療センター病院管理部管理課庶務係長	齊 藤 謙 次
		〃	東部医療センター病院管理部管理課施設管理係長	石 橋 元 基
〃	東部医療センター病院管理部管理課主査(東部医療センター病院整備)兼施設企画部施設企画課主査(東部医療センター病院整備)	落 合 邦 彦		
〃	東部医療センター病院管理部経営課経営係長	萩 野 琢 哉		
〃	東部医療センター病院管理部経営課主査(企画広報)兼総務部広報室主査(広報)	長 尾 直 美		
〃	東部医療センター病院管理部医事課医事係長	田之頭 貴 博		
〃	東部医療センター病院管理部医事課情報システム係長兼情報管理室主査(病院情報システム等)	山 内 寿 喜		

派遣等団体名称	所管局	補職名等	派遣先等団体職名	氏名
(公立大学法人名古屋市立大学)	(総務局)	局付主査	西部医療センター中央検査科係長	久野久則
		〃	西部医療センター中央検査科主査(生理検査)	小田真由美
		〃	西部医療センター中央放射線部画像技術係長	吉川知孝
		〃	西部医療センター中央放射線部治療・核医学技術係長	石原友繁
		〃	西部医療センター薬剤部主査(薬務)	杉山龍治
		〃	西部医療センター薬剤部主査(調剤)	久田宜範
		〃	西部医療センター診療技術科栄養管理係長	北野貴子
		〃	西部医療センター助産師長	関澤香
		〃	西部医療センター看護師長	高倉直美
		〃	西部医療センター看護師長	福井佳子
		〃	西部医療センター看護師長	小出真由美
		〃	西部医療センター看護師長	久保ゆかり
		〃	西部医療センター看護師長	犬童さやか
		〃	西部医療センター看護師長	中野みさ
		〃	西部医療センター看護師長	岩越忍
		〃	西部医療センター看護師長	小林真衣
		〃	西部医療センター看護師長	立木育己
		〃	西部医療センター看護師長	柴山美樹
		〃	西部医療センター看護師長	梅村加奈子
		〃	西部医療センター看護師長	亀尾雅子
		〃	西部医療センター看護師長	河合真紀
		〃	西部医療センター看護師長	岡田千華
		〃	西部医療センター看護部主査(薬物療法等)	原友紀
		〃	西部医療センター看護部専門の看護係長	今枝裕子
		〃	西部医療センター地域医療連携室主査(診療連携)	杉浦妙子
		〃	西部医療センター地域医療連携室主査(相談・退院支援)	佐藤紫帆
		〃	西部医療センター医療安全管理室主査(医療安全)	首代みどり
		〃	西部医療センター医療安全管理室主査(医療安全)	藤本千春
		〃	西部医療センター運営企画室主査(運営・企画)	立花広明
		〃	西部医療センター病院管理部管理課庶務係長	岩本洋
		〃	西部医療センター病院管理部管理課施設管理係長	片山博彰
		〃	西部医療センター病院管理部経営課経営係長	服部岳理
		〃	西部医療センター病院管理部経営課主査(企画広報)兼総務部広報室主査(広報)	都筑美智子
		〃	西部医療センター病院管理部医事課医事係長	山田祐嗣
〃	西部医療センター病院管理部医事課情報システム係長兼情報管理室主査(病院情報システム等)	山田将志		
〃	みどり市民病院診療技術科臨床工学係長	森野暁大		
〃	みどり市民病院診療技術科リハビリテーション技術係長	高岡真司		
〃	みどり市民病院感染制御室主査(感染対策)	工藤正治		
〃	みどり市民病院地域医療連携室主査(統括)	尾上恵子		

派遣等団体名称	所管局	補職名等	派遣先等団体職名	氏名
(公立大学法人名古屋市立大学)	(総務局)	局付主査	みどり市民病院地域医療連携室主査(退院支援)	木下 ユキエ
		〃	みどり市民病院病院管理部管理課庶務係長	廣田 将道
		〃	みどり市民病院病院管理部管理課主査(病院再整備)兼施設企画部施設企画課主査(みどり市民病院再整備)	神野 清光
		〃	みらい光生病院診療技術科検査係長	都築 旭
		〃	みらい光生病院診療技術科作業療法係長	飯田 尚子
		〃	みらい光生病院診療技術科機能訓練係長	林 賢一
		〃	みらい光生病院診療技術科栄養管理係長	布施 晶子
		〃	みらい光生病院薬剤部主査(薬剤)	加藤 樹理江
		〃	みらい光生病院看護師長	瀬木 あゆみ
		〃	みらい光生病院看護師長	浅間 英恵
		〃	みらい光生病院看護師長	古川 美帆
		〃	みらい光生病院看護師長	安井 かおり
		〃	みらい光生病院看護師長	小野 恵
		〃	みらい光生病院病院管理部管理課庶務係長兼総務部広報室主査(広報)	大口 正雄
中部国際空港株式会社 (0569-38-7777)	総務局	局付主幹	地域共生部地域連携グループ担当課長	高田 浩司
		〃	地域共生部事業調整グループ担当課長兼経営企画部経営企画グループ担当課長	上杉 洋道
		局付主査	営業推進本部航空営業部東アジアグループマネージャー	今原 亮
	空港運用本部 (0569-38-7921)	消防局	局付主幹	空港運用本部総合安全推進室(同本部保安警備グループ)担当課長
局付主査			空港運用本部空港運用部保安警備グループ(同本部総合安全推進室)マネージャー	浅井 達也
名古屋市職員共済組合 (972-2156)	総務局	局付参事	事務局長	渡邊 英之
		局付主幹	次長	鈴木 幸代
		局付主査	短期給付係長	太田 和孝
		〃	福祉事業係長	柘植 康甫
名古屋競輪組合 (411-0013)	財政局	局付理事	事務局長	原 誠
		局付主幹	総務部長	田中 将喜
		〃	参事(事業)	清水 晃雄
		局付主査	総務課長	加藤 俊宏
		〃	経営企画課長	近藤 紀彰
		〃	施設課長	柏木 秀夫
		〃	事業部主幹(事業)	名原 良明
		〃	事業部主幹(事業)	竹内 規恵
公益財団法人名古屋産業振興公社 (735-2115)	経済局	局付参事	専務理事兼事務局長	野嶋 清
		局付主幹	総務部長	中神 勇樹
		〃	研究推進部長	八木 橋信
		〃	産学連携・プラズマ産業応用担当部長	野々部 恵美子
		局付主査	総務部総務課長	永田 昇平
		〃	営業企画部ファッション産業振興課長	堀内 一葉
		〃	新事業支援センター創業支援施設課長	神谷 尚
		〃	研究推進部主幹(サイエンスパーク連携推進)	山本 雅人
株式会社国際デザインセンター (265-2100)	経済局	局付主幹	総務部長	宮原 務
公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー (201-5733)	観光文化交流局	局付主幹	総務部長	小嶋 昭弘
		〃	観光部長	竹上 史朗
		局付主査	総務部総務グループ長	森 幸江
公益財団法人名古屋市文化振興事業団 (249-9390)	観光文化交流局	局付主幹	文化振興部長	永井 祐司
		局付主査	文化振興部総務課長	深尾 英司
		〃	文化振興部経理課長	安達 陽平

派遣等団体名称	所管局	補職名等	派遣先等団体職名	氏名
公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社 (0264-48-2111)	観光文化交流局	局付主幹	総務課長	宮村昌史
公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団 (322-2774)	観光文化交流局	局付参事	事務局長兼総務部長	伊藤厚樹
一般財団法人自治体国際化協会	観光文化交流局	局付主幹	シドニー事務所次長	小泉さよ子
社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 (835-3811)	健康福祉局	局付参事	附属病院副院長	成田ひとみ
		局付主幹	附属病院第1脳神経内科部長	稲垣亜紀
愛知県後期高齢者医療広域連合 (955-1227)	健康福祉局	局付主幹	事務局次長	榊原圭介
		局付主査	総務課庶務グループリーダー	宮川清文
		〃	管理課資格グループリーダー	鈴木貴博
		〃	給付課給付第一グループリーダー	古田友輝
		〃	給付課給付第二グループリーダー	安藤章
公益財団法人名古屋まちづくり公社 (222-2311)	住宅都市局	局付理事	理事長	馬淵幸男
		局付参事	総務部参事(企画)	中村雅記
		〃	区画整理部長	丹羽克昭
		〃	志段味開発部長	水谷讓
		〃	名古屋都市センター事業部長	堀江弘和
		局付主幹	総務部総務課長	加藤久喜
		〃	区画整理部区画整理課長兼区画整理部主幹(茶屋新田事業運営指導等)	白木祐次
		〃	志段味開発部主幹(事業運営指導管理等)	阿部孝行
		〃	志段味開発部主幹(事業運営指導管理等)	宮川俊裕
		〃	名古屋都市センター企画課長	三輪琢也
		〃	名古屋都市センター調査課長	渡辺伸二
		局付主査	総務部総務課庶務係長	佐田喜啓
		〃	総務部総務課経理係長兼出納係長	梶田宗裕
		〃	総務部経営企画室経営企画係長	花村佳佑
		〃	総務部経営企画室主査(金山まちづくり)	中北千景
		〃	区画整理部区画整理課主査(茶屋新田事業運営指導等)	星博之
		〃	区画整理部区画整理課主査(茶屋新田事業運営指導等)	深尾剛司
		〃	区画整理部区画整理課主査(茶屋新田事業運営指導等)	阪本浩一
		〃	志段味開発部事業管理課管理係長兼志段味開発部事業管理課主査(事業運営指導等)	伊藤太一
		〃	志段味開発部事業管理課主査(事業運営指導等)	秋田燎汰
		〃	志段味開発部事業管理課主査(事業運営指導等)	奥屋智康
		〃	志段味開発部事業管理課主査(事業経営管理等)	内田博也
		〃	名古屋都市センター企画課主査(事業運営等)	山本拓
		〃	名古屋都市センター調査課研究主査	田賀雅宏
		〃	名古屋都市センター調査課研究主査	横山文彦
		〃	名古屋都市センター調査課主査(まちづくり支援)	森一将
		名古屋高速道路公社 (919-5400)	住宅都市局	局付参事
〃	都心アクセス事業部長			小島章徳
局付主幹	総務部総務課主幹(人事)			稲垣亮二
〃	経営企画部企画課主幹(企画・調整)			越野章
〃	経営企画部調査課長			祖父江直人
〃	都心アクセス事業部事業第一課主幹(用地)	松本直樹		

派遣等団体名称	所管局	補職名等	派遣先等団体職名	氏名
(名古屋高速道路公社)	(住宅都市局)	局付主幹	メンテナンス事業部保全企画課主幹(システム高度化)	前 誠 司
		局付主査	都心アクセス事業部事業第一課主任専門員兼主査(事業)	高 橋 勇 紀
		〃	都心アクセス事業部事業第一課主任専門員兼主査(用地)	吉 田 良
		〃	都心アクセス事業部事業第二課主任専門員兼主査(建築)	佐 藤 知 尚
		〃	都心アクセス事業部事業第二課主査(事業)	南 部 雄 一 郎
名古屋市住宅供給公社 (523-3857)	住宅都市局	局付理事	理事長	寺 澤 雅 代
		局付参事	総務部長	坂 野 之 信
		局付主幹	総務部総務課長	佐 藤 史 朗
		〃	管理部管理課長	原 誠 司
		局付主査	総務部総務課庶務係長	山 路 祥 仁
		〃	総務部総務課経理係長	山 本 裕 貴
〃	管理部管理課募集係長	黒 宮 翔 太		
独立行政法人都市再生機構 (968-3333)	住宅都市局	局付主幹	中部支社都市再生業務部事業企画課主幹	後 藤 千 絵
	緑政土木局	局付主査	中部支社都市再生業務部緑環境課主査	小 栗 大 樹
栄公園振興株式会社 (951-7101)	住宅都市局	局付参事	取締役兼総務部長	小 池 高 徳
		局付主査	総務部総務課課長補佐(総務)	中 西 高 之
名古屋ガイドウェイバス株式会社 (758-5620)	住宅都市局	局付主幹	総務部総務課長	林 史 彦
		局付主査	総務部総務課庶務係長	松 野 圭 悟
名古屋臨海高速鉄道株式会社 (383-0954)	住宅都市局	局付参事	常務取締役兼総務部長	西 村 浩 幸
		局付主幹	総務部総務課長	山 田 和 光
		〃	運輸技術部運輸課長	森 雅 彦
		〃	運輸技術部技術課長兼運輸技術部担当課長	山 田 和 之
		局付主査	総務部総務課庶務係長	谷 直 哉
		〃	総務部総務課人事係長	山 本 祥 史
〃	総務部総務課経理係長	中 川 優 哉		
名古屋港管理組合 (661-4111)	住宅都市局	局付参事	総務部参事(県市政策調整)	奥 谷 伸 幸
		局付主幹	企画調整室担当課長(政策推進)	奥 村 善
公益財団法人なごや建設事業サービス財団 (265-1165)	緑政土木局	局付理事	代表理事	木 村 俊 幸
		局付参事	事務局長	山 盛 康
		局付主幹	総務部長	廣 田 修
		局付主査	総務課長	梅 村 友 子
一般財団法人道路管理センター (962-3677)	緑政土木局	局付主幹	名古屋支部総務企画課長	山 中 健 司
公益社団法人日本下水道協会 (03-6206-0260)	上下水道局	局付主幹	企画部企画課長	平 野 貴 康
地方共同法人日本下水道事業団 東海総合事務所 (702-3811)	上下水道局	局付部長	東海総合事務所長	小 堀 憲 司
		局付主幹	東海総合事務所施工管理課主幹	永 田 俊 範
		局付主査	東海総合事務所施工管理課専門役	長 谷 川 貴 大
		〃	東海総合事務所施工管理課	藤 井 拓 己
		〃	東海総合事務所プロジェクトマネジメント室プロジェクトマネジャー	大 津 亮 太
		〃	東海総合事務所プロジェクトマネジメント室プロジェクトマネジャー	澤 木 洋 一
東日本設計センター (03-3818-1448)	上下水道局	〃	東日本設計センター電気設計課副参事	中 森 真 彦
		〃	〃	〃
名古屋上下水道総合サービス株式会社 (681-6210)	上下水道局	局付主幹	総務部長	堀 和 之
		〃	管路部長	峰 野 成 人
		〃	施設管理部長	石 神 浩 治
		局付主査	経理課長	木 谷 彰 洋
		〃	営業推進部主幹(新事業)	坂 口 稔
		〃	営業推進部主幹(新事業)	佐 藤 健 太
		〃	施設管理部設備二課長	日 高 幸 一
		〃	施設管理部主幹(富田ポンプ所担当)	田 島 健 太 郎

派遣等団体名称	所管局	補職名等	派遣先等団体職名	氏名
(名古屋上下水道総合サービス株式会社) 施設管理部設備四課 (619-7035)	(上下水道局)	局付主査	施設管理部設備四課長	芝谷昭彦
株式会社名古屋交通開発機構 (761-2221)	交通局	局付主幹	総務部長	土屋清
		局付主査	総務課長	尾村智恵子
		〃	経理課長	田口和仁
		〃	施設部担当課長	榊原充輝
一般財団法人救急振興財団 (042-675-9931)	消防局	局付主査	東京研修所総務部総務課課長補佐	池谷辰仁
		〃		藤森隆将
愛知県(0561-53-2015)	消防局	局付主幹	愛知県消防学校教務課総括専門員	清水吉櫻
公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 (614-7501)	教育委員会 事務局	局付理事	常務理事兼事務局長	福田豊
		局付主幹	総務課長	池俣賢二郎
		〃	学校開放課長	鈴木昌泰
		〃	学校給食課長	小汐智美
		局付主査	総務課庶務係長	岩見宏明
〃		総務課経理係長	掛下和輝	

係の分掌事務・主査の分担事項

会計室

出納課

庶務係

- (1) 室内の人事、文書及び予算決算に関すること。
- (2) 室内重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。
- (3) 室事務事業の事務改善の総括及び行政評価の実施に関すること。
- (4) 源泉徴収所得税及び特別徴収に係る個人の住民税の払出手続に関すること。
- (5) 指定金融機関等に関すること（他係の主管に属するものを除く。）。
- (6) 歳計現金及び歳入歳出外現金の保管に関すること。
- (7) 基金に属する現金並びに公有財産、基金及び歳入歳出外現金等に属する有価証券の出納保管に関すること。
- (8) 室内他課係の主管に属しないこと。

改善指導係

- (1) 会計事務の総括に関すること。
- (2) 会計制度に係る企画、調査研究及び調整に関すること。
- (3) 財務会計総合システムの運用及び管理に関すること。
- (4) 決算に関する書類の作成及び取りまとめに関すること。
- (5) 会計事務に係る区会計管理者との連絡調整及び指導に関すること。
- (6) 出納員及び前渡金受領者の検査及び指導に関すること。
- (7) 指定金融機関等及び歳入の徴収又は収納の事務の受託者の検査に関すること。
- (8) 委託を受けた各種団体の出納員及び前渡金受領者の検査及び指導に関すること。
- (9) 室長の指定する会計に関する事務に関すること。

主査（検査・指導）

- (1) 会計事務に係る区会計管理者との連絡調整及び指導に関すること。
- (2) 出納員及び前渡金受領者の検査及び指導に関すること。
- (3) 指定金融機関等及び歳入の徴収又は収納の事務の受託者の検査に関すること。
- (4) 委託を受けた各種団体の出納員及び前渡金受領者の検査及び指導に関すること。
- (5) 室長の指定する会計に関する事務に関すること。

出納係

- (1) 出納に係る指定金融機関等に関すること。
- (2) 歳入の徴収又は収納の委託の事前合議に関すること。
- (3) 歳入関係帳票の記録管理等及び収入証拠書の整理に関すること。
- (4) 現金（基金に属する現金を除く。）の出納に関すること。
- (5) 支払済に係る歳出関係帳票の記録管理等及び支払証拠書の整理に関すること。
- (6) 口座振替の登録に関すること。
- (7) 歳入歳出外現金に係る事前協議に関すること。
- (8) 歳入歳出外現金の受払の記録管理に関すること。
- (9) 重要物品出納管理簿等の整理に関すること。
- (10) その他物品会計に関すること。

- (11) 現金出納員及び物品出納員に関すること（改善指導係の主管に属するものを除く。）。
- (12) 委託を受けた各種団体の出納に関すること。

審査課

審査第一係

審査第二係

- (1) 室長の指定する局室区及び委託を受けた各種団体の支出負担行為の事前合議に関すること。
- (2) 室長の指定する局室区及び委託を受けた各種団体の支出命令、振替命令、還付命令及び更正命令の審査、精算の確認並びに戻入通知の受理に関すること。
- (3) 室長の指定する局室区及び委託を受けた各種団体の歳入歳出外現金及び基金に属する現金に係る払出通知の審査に関すること。
- (4) 室長の指定する局室に配置する審査出納員に関すること（出納課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 他係の主管に属しないこと（審査第一係に限る。）。

主査（審査）

- (1) 室長の指定する局室区の支出負担行為の事前合議に関すること。
- (2) 室長の指定する局室区の支出命令、振替命令、還付命令及び更正命令の審査、精算の確認並びに戻入通知の受理に関すること。
- (3) 室長の指定する局室区の歳入歳出外現金及び基金に属する現金に係る払出通知の審査に関すること。
- (4) 室長の指定する局室に配置する審査出納員に関すること（出納課の主管に属するものを除く。）。

防災危機管理局

総務課

庶務係

- (1) 局内の人事、文書及び公印の管守に関する事。
- (2) 局内事務事業の連絡調整に関する事。
- (3) 局内他室係の主管に属しない事。

経理係

- (1) 局内の予算決算に関する事。
- (2) 局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関する事。
- (3) 局内事務事業の事務改善の総括及び行政評価の実施に関する事。
- (4) 局内事務事業に係る広報の総括に関する事。

危機管理企画室

企画係

- (1) 危機管理に係る企画及び総合調整に関する事。
- (2) 国民保護に係る企画及び総合調整に関する事。
- (3) 災害救助に係る総合調整に関する事。
- (4) 危機管理関係機関及び団体との連絡調整に関する事。
- (5) 危機管理に係る調査研究に関する事。
- (6) 防災会議に関する事。
- (7) 国土強靱化地域計画に関する事。
- (8) 地域強靱化に係る人材育成の推進に関する事。
- (9) 地域防災計画に関する事。
- (10) その他災害対策に係る計画に関する事。
- (11) 防災拠点の整備に係る調整に関する事。
- (12) その他市有施設等の整備（危機管理に係るものに限る。）に係る総合調整に関する事。

主査（地域強靱化に係る人材育成等）

- (1) 地域強靱化に係る人材育成の推進に関する事。
- (2) 被災者支援に係る企画及び調整に関する事。
- (3) 局長の指定する危機管理に係る企画及び総合調整に関する事。

主査（風水害対策）

- (1) 風水害対策に係る企画及び総合調整に関する事。
- (2) 地域防災計画に関する事（風水害対策に係るものに限る。）。
- (3) その他風水害対策に係る計画に関する事。

想定最大規模災害対策推進室

主査（想定最大規模災害対策推進）(2)

- (1) 想定し得る最大規模の災害対策の推進に係る企画及び総合調整に関する事。
- (2) 想定し得る最大規模の災害対策の推進に係る関係機関及び団体との連絡調整に関する事。
- (3) 想定し得る最大規模の災害に係る調査研究に関する事。
- (4) 想定し得る最大規模の災害に対する防災意識の普及啓発に関する事。

危機対策室

危機対策係

- (1) 危機発生時の対応に係る企画及び総合調整に関する事。
- (2) 危機管理態勢の確立に関する事。
- (3) 災害対策本部等の運営の総括に関する事。
- (4) 防災訓練に関する事。
- (5) 災害対策に係る都市相互間の災害救援に関する事。

- (6) 災害救助地区本部に関する事。
- (7) 水防法及び災害対策基本法等に基づく災害補償に関する事。
- (8) 危機発生時の対応に係る関係機関及び団体との連携の推進に関する事。
- (9) 危機発生時の対応に係る人材育成の総合的な推進に関する事。
- (10) 危機管理に係る近隣市町村等との連携の推進に関する事。
- (11) その他広域にわたる危機管理に関する企画及び総合調整に関する事。
- (12) 東日本大震災の被災地支援等に関する事。
- (13) 危機管理に係る情報発信に関する事。
- (14) 危機管理に係る情報処理システムの企画、開発及び調整に関する事。
- (15) 防災通信の企画、運用及び統制に関する事。
- (16) 防災通信施設の整備及び保守管理並びに技術指導に関する事。
- (17) 職員及び市民の危機管理意識の普及啓発に関する事。
- (18) 港防災センターに関する事。

主査（情報・啓発）(2)

- (1) 危機管理に係る情報発信に関する事。
- (2) 危機管理に係る情報処理システムの企画、開発及び調整に関する事。
- (3) 防災通信の企画、運用及び統制に関する事。
- (4) 防災通信施設の整備及び保守管理並びに技術指導に関する事。
- (5) 職員及び市民の危機管理意識の普及啓発に関する事。
- (6) 港防災センターに関する事。

主査（新型コロナウイルス感染症対策等に係る総合調整・広報）

- (1) 局長の指定する危機発生時の対応に係る企画及び総合調整に関する事。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る総合調整に関する事。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る広報に関する事。
- (4) 局長の指定する危機発生時の対応に係る関係機関及び団体との連携の推進に関する事。

主査（広域連携）

- (1) 危機管理に係る近隣市町村等との連携の推進に関する事。
- (2) その他広域にわたる危機管理に関する企画及び総合調整に関する事。
- (3) 災害対策に係る都市相互間の災害救援に関する事。
- (4) 東日本大震災の被災地支援等に関する事。

地域防災室

地域防災係

- (1) 地域防災に係る企画及び総合調整に関する事。
- (2) 地域防災に係る関係機関及び団体との連絡調整に関する事。
- (3) 地域防災に係る住民の支援に関する事。
- (4) 災害救助の備蓄物資に関する事。
- (5) 災害救助地区本部の運営に関する事。
- (6) 災害対策委員に関する事。

主査（住民支援）(2)

- (1) 地域防災に係る住民の支援に関する事。
- 主査（要配慮者対策）

(1) 要配慮者対策に係る個別避難計画の作成の推進
に關すること。

主査（災害対策に係る地域活動の推進）(16)

(1) 災害対策に係る地域活動の推進に關すること。

市長室

秘書課

庶務係

- (1) 室内の人事、文書及び予算決算に關すること。
- (2) 室内重要事項の企画、調査及び総合調整に關すること。
- (3) 室事務事業の事務改善の総括及び行政評価の実施に關すること。
- (4) 庁用乗用車の管理に關すること。
- (5) 市政功勞者に關すること。
- (6) 室内他課係の主管に屬しないこと。

秘書係

- (1) 皇室に關すること。
- (2) 儀式及び交際に關すること。
- (3) 市長及び副市長の秘書に關すること。
- (4) 名譽市民、ほう賞及び表彰に關すること。
- (5) その他秘書に關すること。

主査（秘書）(4)

- (1) 市長及び副市長の秘書に關すること。
- (2) ほう賞及び表彰に關すること。

主査（秘書事務に係る特命事項の処理）

- (1) 秘書事務に係る特命事項の処理に關すること。

広報課

企画係

- (1) 広報事務に係る企画調整に關すること。
- (2) 他係の主管に屬しないこと。

広報係

- (1) 出版物による広報に關すること。
- (2) テレビ、ラジオ及び映像による広報に關すること。

報道係

- (1) 報道事務及び報道機関との連絡調整に關すること。
- (2) 市長の記者会見に關すること。

総務局

総務課

庶務係

- (1) 局内の人事、文書及び公印の管守に関する事。
- (2) 局内事務事業の連絡調整に関する事。
- (3) 議会に関する事。
- (4) 監査委員、人事委員会及び選挙管理委員会との連絡に関する事。
- (5) 東京事務所に関する事。
- (6) 特別職報酬等審議会に関する事（給与課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 局内他部課室公所係の主管に属しない事。

経理係

- (1) 局内の予算決算に関する事。
- (2) 局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関する事。
- (3) 局内事務事業の事務改善の総括及び行政評価の実施に関する事。
- (4) 局内事務事業に係る広報の総括に関する事。
- (5) 局所管財産の管理の調整に関する事。

管理係

- (1) 市庁舎の管理に関する事。
- (2) 庁中の取締に関する事。
- (3) 庁用電話に関する事。

行政DX推進部

行政改革推進室

行政改革推進係

- (1) 行財政改革の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 事務事業及び公の施設の見直しの推進に関する事。
- (3) 外郭団体の指導調整の総括に関する事。
- (4) 行政評価の企画及び総括に関する事。
- (5) 部内他課公所係の主管に属しない事。

主査（行政改革）

- (1) 行政改革に係る基本的事項の企画及び立案に関する事。

組織定員係

- (1) 行政組織に関する事。
- (2) 職員の定員管理に関する事。
- (3) 局長の指定する行政改革に係る特命事項の処理に関する事。

法制課

文書係

- (1) 文書の收受及び発送並びに行政文書の保存に関する事。
- (2) 文書の形式審査並びに行政文書事務の指導及び改善に関する事。
- (3) 市印、市役所印、市長印及び副市長印の管守に関する事。
- (4) 公告式及び庁中令達に関する事。
- (5) 市公報に関する事。
- (6) 市政資料館に関する事。
- (7) 他係公所の主管に属しない事。

法規係

- (1) 法制度の調査研究に関する事。
- (2) 条例、議案、規則、規程類その他の法規文書の審査に関する事。
- (3) 訴訟、調停等の総括に関する事。
- (4) 行政不服審査会に関する事。
- (5) 不服申立てに関する事務の調整に関する事。

- (6) 行政手続に関する事務の調整に関する事。
- (7) 職員の損害賠償責任に関する事。
- (8) 例規類集の編集に関する事。

主査（法規）

- (1) 局長の指定する局室区に係る法規文書の審査に関する事。
- (2) 局長の指定する訴訟、調停等の総括に関する事。

主査（行政不服審査）

- (1) 行政不服審査会に関する事。
- (2) 局長の指定する不服申立てに関する事務の調整に関する事。
- (3) 局長の指定する行政手続に関する事務の調整に関する事。

デジタル改革推進課

デジタル改革推進係

- (1) 情報化施策の総合的な企画及び推進に関する事。
- (2) DXの推進に関する事。
- (3) 事務の電算化の調査並びに事務の電算化に伴う事務改善の推進及び企画に関する事。
- (4) 番号制度に係る連絡調整に関する事。
- (5) 格差のない情報化の推進に関する事。
- (6) 他係の主管に属しない事。

主査（DXの推進）(6)

- (1) 局長の指定するDXの推進に関する事。
- (2) 局長の指定する情報化施策の総合的な企画及び推進に関する事。

主査（システム標準化）

- (1) 情報システムの標準化に向けた調整に関する事。
- (2) 局長の指定する情報化施策の総合的な企画及び推進に関する事。

主査（デジタル改革に係る特命事項の処理）

- (1) 局長の指定するデジタル改革に係る特命事項の処理に関する事。

情報基盤係

- (1) 行政情報ネットワークの活用による情報の総合化及び高度利用の調査研究に関する事。
- (2) 行政情報ネットワークの利用計画、技術普及及び維持管理に関する事。
- (3) 基盤システムの運用、管理及び調整に関する事。
- (4) 電子情報の保護及び管理の総括に関する事。

主査（電子情報の保護対策）

- (1) 電子情報の保護及び管理に関する研修に関する事。
- (2) 局長の指定する電子情報の保護対策に関する事。

主査（次期情報基盤の整備）

- (1) 行政情報ネットワークの利用計画、技術普及及び維持管理に関する事。
- (2) 次期行政情報ネットワークの整備に関する事。
- (3) 局長の指定する次期情報基盤の整備に関する事。

職員部

人事課

調査係

- (1) 人事制度の調査研究に関する事。
- (2) 職員の進退（人事係の主管に属するものを除

- く。)、服務、賞罰その他身分に関すること。
- (3) 職員の採用計画に関すること。
- (4) 中高年職員の能力開発に関すること（人材育成係の主管に属するものを除く。）。
- (5) 部内他課室係の主管に属しないこと。
主査（定年延長に係る調整）
- (1) 職員の定年延長に係る調整に関すること。
主査（職員情報システムの再構築・人事事務改善）(2)
- (1) 職員情報システムの再構築に関すること（給与課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 人事事務の改善に係る企画及び調整に関すること。
主査（服務）
- (1) 局長の指定する職員の服務に関すること。
- (2) 局長の指定する職員の服務に係る連絡調整に関すること。
人事係
- (1) 局長の指定する職員の進退に関すること。
- (2) 職員の選考、考課及び適性観察に関すること。
- (3) 職員の配置に関すること。
- (4) その他職員の人事に関すること。
主査（人事等）
- (1) 局長の指定する職員の配置に関すること。
- (2) 局長の指定する職員の選考、考課及び適性観察に関すること。
- (3) 局長の指定する中高年職員の能力開発に関すること。
- (4) 局長の指定する職員の進退、服務、賞罰その他身分に関すること。
主査（人事制度等に係る特命事項の処理）
- (1) 局長の指定する人事制度等に係る特命事項の処理に関すること。
人材育成係
- (1) 人材育成の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 職員の研修その他の能力開発に関すること。
- (3) 市民サービス改善及び業務改善に関すること。

コンプライアンス推進室
推進係

- (1) 内部統制の総括に関すること。
- (2) 職員の倫理の保持の総括に関すること。
- (3) 職員の公正な職務の執行の確保の総括に関すること。
- (4) 職員の服務に関すること。
- (5) 職員倫理審査会に関すること。
- (6) 行政監理委員会に関すること。
- (7) 監理主幹及び監理主査に関すること。
主査（監察等）
- (1) 局長の指定する事務及び服務の監察に関すること。
- (2) 内部統制の推進に関すること。
- (3) 局長の指定する職員の倫理の保持の総括に関すること。
- (4) 局長の指定する職員の公正な職務の執行の確保の総括に関すること。
- (5) 局長の指定する職員の服務規律の確保に関すること。

給与課
給与係

- (1) 職員給与の計算及び管理に関すること。

- (2) 職員の給与及び人事統計に関すること。
- (3) 被服貸与その他職員の給付に関すること。
- (4) 職員の児童手当の計算及び管理に関すること。
- (5) 他係の主管に属しないこと。
主査（職員情報システムの再構築・給与事務改善）(2)

- (1) 職員情報システムの再構築に関すること（人事課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 給与事務の改善に係る企画及び調整に関すること。

労政係

- (1) 人事給与制度の調査及び計画に関すること。
- (2) 人事給与に関する条例、規則及び規程の制定改廃に関すること。
- (3) 職員団体に関すること。
- (4) 特別職報酬等審議会の審議事項に係る調査及び資料作成に関すること。
- (5) 非常勤の職員に係る制度の総括に関すること。

安全衛生課

安全衛生係

- (1) 職員の安全管理に関すること。
- (2) 職員の衛生管理に関すること。
- (3) 安全衛生委員会に関すること。
- (4) 職員傷病審議会に関すること。
- (5) 他係の主管に属しないこと。

主査（メンタルヘルス・保健指導）

- (1) 職員の心の健康保持増進に関すること。
- (2) 職員の健康管理及び保健指導に係る企画及び調整に関すること。

福利厚生係

- (1) 職員の福利厚生制度に関すること。
- (2) 名古屋市職員互助会及び名古屋市職員共済組合に関すること。
- (3) 職員の公務災害補償等に関すること。
- (4) 地方公務員災害補償基金名古屋支部に関すること。

企画部

企画課

企画係

- (1) 基本構想、基本計画及び実施計画に関すること。
- (2) 国土計画に係る連絡調整に関すること。
- (3) 中部圏開発整備に関すること。
- (4) 東海各県との連絡調整に関すること。
- (5) 局長の指定する事項に係る企画及び連絡調整に関すること。
- (6) 部内他課室係の主管に属しないこと。

主査（企画）(2)

- (1) 基本構想、基本計画及び実施計画に関すること。
- (2) 局長の指定する事項に係る企画及び連絡調整に関すること。

調査係

- (1) 局長の指定する重要事項の調査研究及び企画に関すること。
- (2) SDGsの推進に係る調整に関すること。
- (3) 水に係る施策の調整に関すること。
- (4) 局長の指定する事項に係る企画及び連絡調整に関すること。

主査（企画・水に係る施策の調整）(2)

- (1) 局長の指定する東海各県との連絡調整に関すること。

- (2) 局長の指定するSDGsの推進に係る調整に関すること。
- (3) 局長の指定する水に係る施策の調整に関すること。
- (4) 局長の指定する事項に係る企画及び連絡調整に関すること。

大都市・広域行政推進室

主査（大都市・広域行政推進）

- (1) 指定都市市長会及び全国市長会に関すること。
- (2) 大都市制度の調査研究に関すること。
- (3) 地方分権の推進に係る調整に関すること。
- (4) 廃置分合に関すること。
- (5) 大都市・広域行政推進室の庶務及び経理に関すること。

主査（広域連携推進）

- (1) 近隣市町村との連携の推進に関すること。
- (2) 局長の指定する大都市及び広域行政の推進に係る特命事項の処理に関すること。

統計課

統計調査係

- (1) 国勢調査の実施に関すること。
- (2) 労働、住宅及び学校の統計の調査に関すること。
- (3) 事業所の統計の調査その他産業の統計の調査に関すること。
- (4) 生計費の統計の調査に関すること。
- (5) 統計調査事務の連絡調整に関すること。
- (6) 他局室課の主管に属しない各種統計に関すること。
- (7) 他係の主管に属しないこと。

解析活用係

- (1) 国勢調査の解析に関すること。
- (2) 人口動向調査に関すること。
- (3) 労働、住宅及び学校の統計の解析に関すること。
- (4) 事業所の統計の解析その他産業の統計の解析に関すること。
- (5) 生計費の統計の解析に関すること。
- (6) 市民経済計算に関すること。
- (7) その他各種統計情報の総合的解析に関すること。
- (8) 統計情報の利活用の推進に関すること。
- (9) 統計情報の収集及び整備並びに統計刊行物の編集及び発行に関すること。

総合調整部

総合調整室

調整係

- (1) 重要事項の総合調整に関すること。
- (2) 特命に係るプロジェクトの推進及び調整に関すること。
- (3) その他特命事項の処理に関すること。
- (4) 部内他室の主管に属しないこと。

主査（調整）

- (1) 局長の指定する重要事項の総合調整に関すること。
- (2) 局長の指定する特命に係るプロジェクトの推進及び調整に関すること。
- (3) 局長の指定するその他特命事項の処理に関すること。

主査（公民連携推進に係る企画調整）(2)

- (1) 公民連携の推進に係る企画及び調整に関すること。

- (2) その他特命事項の処理に関すること。

主査（大学連携等）

- (1) 大学等と連携した政策の推進に関すること。
- (2) その他特命事項の処理に関すること。

アジア・アジアパラ競技大会推進室

推進係

- (1) アジア・アジアパラ競技大会の推進に係る総合調整に関すること。
- (2) アジア・アジアパラ競技大会の広報に関すること。
- (3) アジア・アジアパラ競技大会の計画等に関すること。
- (4) アジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係る企画及び総合調整に関すること。
- (5) アジア・アジアパラ競技大会の選手村に係る総合調整に関すること。
- (6) 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会に関すること。
- (7) その他アジア・アジアパラ競技大会に関すること。

主査（広報・事業調整）

- (1) アジア・アジアパラ競技大会の広報に関すること。
- (2) アジア・アジアパラ競技大会の計画等に関すること。

主査（事業調整）

- (1) アジア・アジアパラ競技大会の開催都市業務に関すること。
- (2) アジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係る企画及び総合調整に関すること。
- (3) アジア・アジアパラ競技大会の選手村に係る総合調整に関すること。

主査（アジア・アジアパラ競技大会に係る連絡調整）(14)

- (1) アジア・アジアパラ競技大会に係る連絡調整に関すること。
- (2) アジア・アジアパラ競技大会に係る事業の推進に関すること。

主査（アジア・アジアパラ競技大会の推進に係る特命事項の処理）

- (1) 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の推進に係る特命事項の処理に関すること。

主査（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整）(2)

- (1) 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の推進に係る総合調整に関すること。
- (2) 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の広報に関すること。
- (3) 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の計画等に関すること。
- (4) 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係る企画及び総合調整に関すること。
- (5) 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の選手村に係る総合調整に関すること。

空港対策室

主査（空港）(2)

- (1) 中部国際空港、名古屋飛行場その他空港（以下空港対策室の項において「中部国際空港等」という。）に関すること。
- (2) その他中部国際空港等に係る特命事項の処理に

関すること。

主査（空港アクセス）

- (1) 中部国際空港等のアクセスの検討に関すること。
- (2) その他中部国際空港等のアクセスの検討に係る特命事項の処理に関すること。

市立大学部

市立大学室

主査（市立大学）(2)

- (1) 公立大学法人名古屋市立大学に関すること。
- (2) 名古屋市公立大学法人評価委員会に関すること。
- (3) 市立大学室の庶務及び経理に関すること。

主査（市立大学に係る特命事項の処理）

- (1) 市立大学に係る特命事項の処理に関すること。

財政局

総務課

庶務係

- (1) 局内の文書及び公印の管守に関すること。
- (2) 局内事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 局内の予算決算に関すること。
- (4) 局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。
- (5) 局内事務事業の事務改善の総括及び行政評価の実施に関すること。
- (6) 局内事務事業に係る広報の総括に関すること。
- (7) 局所管財産の管理の調整に関すること。
- (8) 局内他部課公所係の主管に属しないこと。

主査（企画経理）

- (1) 局内の予算決算に関すること。
- (2) 局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。
- (3) 局内事務事業の事務改善の総括及び行政評価の実施に関すること。
- (4) 局内事務事業に係る広報の総括に関すること。
- (5) 局所管財産の管理の調整に関すること。
- (6) その他局長の指定する特命事項の処理に関すること。

管理係

- (1) 局内の人事、給与及び労務の調整管理に関すること。
- (2) 局内職員の福利厚生及び保健衛生に関すること。

財政部

財政課

財政調査係

- (1) 財政計画及び財政調査に関すること。
- (2) 地方交付税及び交通安全対策特別交付金に関すること。
- (3) 上下水道局及び交通局の予算に関すること。
- (4) 部内他課係の主管に属しないこと。

予算第一係

- (1) 予算の総括に関すること。
- (2) 歳入予算及び決算の説明に関すること。
- (3) 局長の指定する局室の予算に関すること。

予算第二係

- (1) 予算編成方法の改善に関すること。
- (2) 財政事情及び公営企業の業務状況の公表に関すること。
- (3) 局長の指定する局室の予算に関すること。

主査（予算に係る企画調整等）(3)

- (1) 局長の指定する予算に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 外郭団体の財務運営の調整に関すること。

主査（財政健全化等）

- (1) 財政健全化の推進に関すること。
- (2) 予算編成方法の改善に係る企画及び調整に関すること。

資金課

資金係

- (1) 資金計画に関すること。
- (2) 現金の一時借入れ及び各会計間の運用に関すること。
- (3) 当せん金付証券の発売に関すること。
- (4) 基金（名古屋市土地基金及び名古屋市美術品等取得基金を除く。）の管理に関すること。

- (5) 歳入の確保に係る特命事項の処理に関する事
- (6) 競輪及び地方競馬に関する事
- (7) 名古屋競輪組合及び愛知県競馬組合に関する事
- (8) 他係の主管に属しない事

主査（歳入確保に係る特命事項の処理）

- (1) 歳入の確保に係る特命事項の処理に関する事
- 市債係
- (1) 市債の借入れ及び償還に関する事
- (2) 起債事業の調査に関する事

財産管理課

財産管理係

- (1) 公有財産の総括に関する事
- (2) 公有財産台帳の整備に関する事
- (3) 公有財産の総合評価に関する事
- (4) 固定資産台帳の整備に係る連絡調整に関する事
- (5) 普通財産（他局の主管に属するものを除く。）の管理及び処分に関する事
- (6) 市有地の売払い及び貸付けに係る入札事務に関する事
- (7) 不動産及びその附属物件の取得及び利用に係る連絡調整に関する事
- (8) 不動産及びその附属物件の取得（環境局、住宅都市局及び緑政土木局の主管に属するものを除く。）に関する事
- (9) 土地収用（環境局、住宅都市局及び緑政土木局の主管に属するものを除く。）に関する事
- (10) 公共用地の先行取得に係る連絡調整に関する事
- (11) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買いの事務（環境局、住宅都市局及び緑政土木局が行う買取り事務を除く。）に関する事
- (12) 名古屋市土地基金の管理に関する事
- (13) 財産の損害保険に関する事
- (14) 公有財産価額審議会に関する事

主査（用地）

- (1) 公有財産台帳の整備に関する事
- (2) 固定資産台帳の整備に係る連絡調整に関する事
- (3) 市有地の売払い及び貸付けに係る入札事務に関する事
- (4) 不動産及びその附属物件の取得及び利用に係る連絡調整に関する事
- (5) 不動産及びその附属物件の取得（環境局、住宅都市局及び緑政土木局の主管に属するものを除く。）に関する事
- (6) 土地収用（環境局、住宅都市局及び緑政土木局の主管に属するものを除く。）に関する事
- (7) 公共用地の先行取得に係る連絡調整に関する事
- (8) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買いの事務（環境局、住宅都市局及び緑政土木局が行う買取り事務を除く。）に関する事
- (9) 名古屋市土地基金の管理に関する事

資産経営課

資産経営係

- (1) アセットマネジメントの推進に係る企画及び総合調整に関する事
- (2) アセットマネジメントの推進に係る技術上の調

査及び指導に関する事

- (3) 市設建築物再編整備事業の推進に関する事
- (4) 公有財産事務に係る指導及び改善に関する事
- (5) 局長の指定する資産経営の推進に関する事
- (6) 他係の主管に属しない事

主査（資産経営）(3)

- (1) アセットマネジメントの推進に係る企画及び総合調整に関する事
- (2) 市設建築物再編整備事業の推進に関する事
- (3) 局長の指定する資産経営の推進に関する事
- 資産活用係
- (1) 保有資産の有効活用に係る企画及び調整に関する事
- (2) 公有財産の活用における民間事業者等との連携に係る調整に関する事
- (3) 公有財産の調査に関する事
- (4) 公有財産運用協議会に関する事
- (5) 局長の指定する資産経営の推進に関する事

契約部

契約監理課

審査係

- (1) 競争入札参加資格の審査に関する事
- (2) 指名停止措置に関する事
- (3) 電子調達システムの運用及び管理に関する事
- (4) 部内他課係の主管に属しない事

改善指導係

- (1) 契約事務に係る指導及び調整に関する事
- (2) 契約関係諸規程の制定改廃に関する事
- (3) 契約事務改善の企画及び調整に関する事
- (4) 契約事務の調査及び研究に関する事
- (5) 入札監視等委員会に関する事
- (6) 入札状況の常時監視に関する事
- (7) 公正入札調査委員会に関する事

主査（契約事務の総合調整）

- (1) 契約事務の総合調整に関する事
- (2) 電子調達システム及び工事契約管理システムの改善に関する事

契約課

土木契約係

- (1) 一般土木工事等工事の請負の契約に関する事
- (2) 公園、道路等の維持管理等業務の委託の契約に関する事
- (3) 他係の主管に属しない事

建築契約係

- (1) 建築工事等工事の請負の契約に関する事
- (2) 測量、建築設計等業務の委託の契約に関する事

主査（総合評価等）

- (1) 総合評価落札方式による入札の実施に係る企画及び調整に関する事
- (2) 総合評価委員に関する事
- (3) 工事契約管理システムの運用及び管理に関する事
- (4) 局長の指定する工事契約に係る調査に関する事

物品契約係

- (1) 物品の調達に関する事
- (2) 不用物品の売払いに関する事
- (3) 用品制度の管理及び運営に関する事
- (4) 建築物の清掃及び警備業務の委託の契約に関する事

ること。

税務部

税制課

税務係

- (1) 税務行政の運営の基本的事項の企画立案及び総合調整に関すること。
- (2) 納税思想の普及に関すること。
- (3) 税務に係る研修の総合的な企画及び実施に関すること。
- (4) 部に属する職員の服務及び証票に関すること。
- (5) 徴税費の予算及び決算の手續に関すること。
- (6) 市税事務所の運営に係る企画及び連絡調整その他市税事務所に関すること。
- (7) 市税事務所内の人事、給与及び労務の連絡調整に関すること。
- (8) 市税事務所内職員の福利厚生及び保健衛生の連絡調整に関すること。
- (9) 収納管理・特別徴収事務センターに関すること。
- (10) 納税貯蓄組合に関すること。
- (11) 低所得世帯に対する給付金の支給に係る調整に関すること。
- (12) 子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る調整に関すること。
- (13) 市税事務所及び部内他課公所係の主管に属しないこと。

主査（低所得世帯に対する給付金の支給に係る調整） (2)

- (1) 低所得世帯に対する給付金の支給に係る調整に関すること。
- 主査（子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る調整）

- (1) 子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る調整に関すること。

税制係

- (1) 税制の調査研究に関すること。
- (2) 市税及び税外収入に係る延滞金に係る条例、規則及び規程の制定改廃及び解釈に関すること。
- (3) 税収入の見積り及びその決算に関する調査並びに税務統計に関すること。
- (4) 地方譲与税及び交付金（交通安全対策特別交付金を除く。）に関すること。
- (5) 固定資産評価審査委員会に関すること。
- (6) 市税（個人の県民税を含み、軽自動車税の環境性能割を除く。以下財政局の項において同じ。）に係る審査請求その他の不服申立て及び犯則事件に関すること。
- (7) 税務事務運営の適正化のための監察及び指導に関すること。

主査（不服申立て）

- (1) 固定資産評価審査委員会に関すること。
- (2) 市税に係る審査請求その他の不服申立て及び犯則事件に関すること。
- (3) 税務事務運営の適正化のための監察及び指導に関すること。

税務システム推進課

システム企画係

- (1) 税務事務のデジタル化の推進に係る企画、調査研究及び調整に関すること。
- (2) 税務事務の改善に係る企画及び調整に関すること。

- (3) 税務窓口の運営に係る調整に関すること。

- (4) 他係の主管に属しないこと。

主査（税務事務のデジタル化の推進・事務改善）

- (1) 税務事務のデジタル化の推進に係る特命事項の処理に関すること。

- (2) 税務事務のデジタル化の推進に伴う事務の改善に係る企画及び調整に関すること。

主査（窓口改善の推進） (3)

- (1) 税務窓口の事務の改善に係る企画及び調整に関すること。

システム管理係

- (1) 税務総合情報システムの運用及び管理に関すること。

- (2) 地方税共同機構との連絡調整に関すること。

市民税課

市民税係

- (1) 個人の市民税（個人の県民税を含む。次項において同じ。）の賦課事務の企画及び指導に関すること。

- (2) 個人の市民税の課税標準の基礎的調査及び資料の収集整理に関すること。

- (3) 他係の主管に属しないこと。

主査（個人市民税に係る制度改正等）

- (1) 個人の市民税の制度改正に係るシステム改修等の企画及び調整に関すること。

諸税係

- (1) 法人の市民税、軽自動車税の種別割及び事業所税の賦課事務の企画及び指導に関すること。

- (2) 法人の市民税、軽自動車税の種別割及び事業所税の課税標準の基礎的調査及び資料の収集整理に関すること。

- (3) 軽自動車税の環境性能割に関すること。

- (4) 市たばこ税の賦課に関すること。

固定資産税課

資産係

- (1) 固定資産税及び都市計画税の賦課事務の企画及び指導に関すること。

- (2) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。

- (3) 償却資産の評価要領並びに評価事務の企画及び指導に関すること。

- (4) 特定償却資産の調査及び評価に関すること。

- (5) 他係の主管に属しないこと。

土地係

- (1) 固定資産の評価基準に関すること。

- (2) 土地の評価要領並びに評価事務の企画及び指導に関すること。

- (3) 特定土地の調査及び評価に関すること。

- (4) 固定資産税の評価事務の連絡調整に関すること。

- (5) 固定資産評価員及び固定資産評価補助員に関すること。

- (6) 特別土地保有税の賦課事務の企画及び指導に関すること。

家屋係

- (1) 家屋の評価要領並びに評価事務の企画及び指導に関すること。

- (2) 特定家屋の調査及び評価に関すること。

収納対策課

収納対策係

- (1) 市税の収納対策に係る総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 市税徴収状況の調査、審査及び集計に関すること。
- (3) 他系の主管に属しないこと。
徴収指導係
- (1) 市税の徴収事務に係る企画及び指導並びに改善に関すること。
- (2) 市の債権管理に係る企画及び連絡調整に関すること。
主査（徴収指導）(2)
- (1) 市税の徴収事務に係る企画及び指導並びに改善に関すること。
主査（債権管理に係る企画調整）
- (1) 市の債権管理に係る企画及び連絡調整に関すること。

スポーツ市民局

総務課

庶務係

- (1) 局内の人事、文書及び公印の管守に関すること。
- (2) 局内事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 局内他部課室公所係の主管に属しないこと。

企画経理係

- (1) 局内の予算決算に関すること。
- (2) 局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。
- (3) 局内事務事業の事務改善の総括及び行政評価の実施に関すること。
- (4) 局内事務事業に係る広報の総括に関すること。
- (5) 業務委託等の契約に関すること。
- (6) 局所管財産の管理の調整に関すること。

主査（企画調整）

- (1) 局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。
- (2) 局内事務事業に係る広報の総括に関すること。
- (3) その他局長の指定する特命事項の処理に関すること。

地域振興部

区政課

管理係

- (1) 区長会に関すること。
- (2) 市区の区域及び境界変更に関すること。
- (3) 区政運営の総括に関すること。
- (4) 区役所の組織及び定員の調整に関すること。
- (5) 区役所費の予算及び決算の手續に関すること。
- (6) 区役所職員の諸給与に係る支出命令等に関すること。
- (7) 区役所及び区役所支所の庁舎営繕に関すること。
- (8) 市区の連絡調整に関すること（局内他部課室公所係の主管に属するものを除く。）。
- (9) 通達員に関すること。
- (10) 自動車臨時運行許可事務の調整に関すること。
- (11) 自衛官募集事務の調整に関すること。
- (12) 部内他課公所係の主管に属しないこと。

主査（区役所の庁舎営繕等）(2)

- (1) 局長の指定する区役所及び区役所支所の庁舎営繕等に係る企画及び調整に関すること。
主査（中村区役所等複合庁舎地下連絡通路の整備）
- (1) 中村区役所等複合庁舎に係る地下連絡通路の整備に関すること。

推進係

- (1) 区役所改革の企画及び総合調整に関すること。

地域振興課

地域振興係

- (1) 地域振興の企画及び調査研究に関すること。
- (2) 地域振興に係る市区の連絡調整に関すること。
- (3) 地域コミュニティ活性化推進に係る企画及び調整に関すること。
- (4) 区政協力委員に関すること。
- (5) 地区会館に関すること。
- (6) 他系の主管に属しないこと。

主査（地域コミュニティ活性化推進）

- (1) 地域コミュニティ活性化推進に係る企画及び調整に関すること。

地域コミュニティ係

- (1) コミュニティ施策の推進に関すること。
- (2) 空家等対策の推進に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法による措置等に関すること。
- (4) 町を美しくする運動に関すること。
- (5) 市民活動推進センターに関すること。
- (6) コミュニティセンター等に関すること。

主査（空家等対策の推進に係る企画調整）

- (1) 空家等対策の推進に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法による措置等に関すること。

主査（コミュニティセンターの改修）

- (1) コミュニティセンターの改修に関すること。

住民課

戸籍住民係

- (1) 戸籍及び住民基本台帳事務の調整に関すること。
- (2) 個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付事務の調整に関すること。
- (3) 電子証明書の提供事務の調整に関すること。
- (4) 中長期在留者又は特別永住者に係る住居地の届出、特別永住許可及び特別永住者証明書の交付事務の調整に関すること。
- (5) 印鑑の登録及び証明事務の調整に関すること。
- (6) 戸籍電算システムに関すること。
- (7) 住民記録システムに関すること。
- (8) 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。
- (9) 諸証明その他の区役所事務の調整に関すること。
- (10) 他係の主管に属しないこと。

主査（システム）

- (1) 戸籍電算システムに関すること。
- (2) 住民記録システムに関すること。
- (3) 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。
- (4) その他局長の指定するシステム等に係る企画及び調整に関すること。

主査（戸籍電算システム改修等）

- (1) 局長の指定する戸籍電算システム改修等の企画及び調整に関すること。

主査（住民記録システム再構築）

- (1) 住民記録システムの再構築に関すること。
- (2) 住民記録システムの再構築に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 局長の指定するシステムの標準化に関すること。

町名表示係

- (1) 町名町界及び住居表示制度に関すること。
- (2) 町名、町界審議会に関すること。

人権施策推進室

主査（人権企画）

- (1) 人権施策の推進に係る総合的企画及び調査研究に関すること。
- (2) 人権施策の推進に係る総合調整に関すること。
- (3) 人権擁護委員に関すること。
- (4) なごや人権啓発センターに関すること。
- (5) 人権施策推進室の庶務及び経理に関すること。

主査（調整）

- (1) 同和問題の解決に向けた施策の総合調整に関すること。

- (2) 同和問題の解決に向けた施策の推進に関すること。
- (3) 犯罪被害者等支援に関すること。
- (4) 局長の指定する人権施策の推進に係る総合調整に関すること。
- (5) 文化センターに関すること。

市民生活部

地域安全推進課

地域安全推進係

- (1) 安心・安全で快適なまちづくりの推進に係る企画及び調査並びに連絡調整に関すること。
- (2) 客引き行為等対策の推進に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 生活安全対策及び交通安全対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (4) 生活安全及び交通安全に係る啓発及び運動に関すること。
- (5) 暴力団の排除の推進に関すること。
- (6) 交通安全計画の策定及び改定に関すること。
- (7) 違法駐車対策の推進に関すること。
- (8) 交通指導員に関すること。
- (9) 交通安全対策会議に関すること。
- (10) 再犯防止の推進に係る企画及び調整に関すること。
- (11) 部内他課室係の主管に属しないこと。

主査（客引き行為等対策の推進）

- (1) 客引き行為等対策の推進に係る企画及び調整に関すること。

主査（生活安全推進）

- (1) 局長の指定する生活安全対策の総合的な企画及び調整に関すること。

主査（交通安全推進）

- (1) 局長の指定する交通安全対策の総合的な企画及び調整に関すること。

広聴課

広聴係

- (1) 広聴の企画及び調査研究に関すること。
- (2) 広聴に係る市区等の連絡調整に関すること。
- (3) 市民相談に関すること。
- (4) コールセンターに関すること。
- (5) 調査広聴に関すること。
- (6) 集会広聴に関すること。
- (7) 庁内案内及び庁内放送に関すること。

主査（相談）

- (1) 局長の指定する広聴の企画及び調査研究に関すること。
- (2) 局長の指定する市民相談に関すること。
- (3) 局長の指定するコールセンターに関すること。
- (4) 局長の指定する調査広聴に関すること。
- (5) その他局長の指定する広聴に関すること。

市政情報室

市政情報係

- (1) 提供資料の収集及び整備に関すること。
- (2) 情報公開及び個人情報保護に係る連絡調整に関すること。
- (3) 情報公開及び個人情報開示等に係る審査請求に関すること。
- (4) 情報公開審査会及び個人情報保護審議会に関すること。

(5) 市民情報センターに関すること。

主査（情報公開）(2)

(1) 情報公開に係る局長の指定する調整に関すること。

主査（個人情報保護）

(1) 個人情報保護に係る局長の指定する調整に関すること。

消費生活課

消費生活係

(1) 消費生活に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 消費生活の安定及び向上に関すること。

(3) 物価の安定に関すること。

(4) 消費者団体に関すること。

(5) 消費生活の向上のための指導及び啓発に関すること。

(6) 消費生活に係る情報及び資料の収集及び提供に関すること。

(7) 消費生活審議会に関すること。

(8) 消費生活センターに関すること。

(9) 他係の主管に属しないこと。

主査（消費者教育・啓発）

(1) 消費生活の向上のための教育及び啓発に関すること。

(2) 消費生活に係る情報及び資料の収集及び提供に関すること。

相談係

(1) 消費生活の相談及び苦情処理に関すること。

(2) 相談及び苦情に係る事業者の指導に関すること。

(3) 消費生活用品等の品質に係る試験、研究及び指導に関すること。

男女平等参画推進室

主査（男女平等参画推進）(2)

(1) 男女平等参画推進室の分掌事務に関すること。

主査（相談）

(1) 女性の自立支援のための相談、助言及び事業の実施に関すること。

スポーツ推進部

スポーツ振興室

スポーツ振興係

(1) スポーツの普及及び振興に関すること。

(2) 市民スポーツ及びレクリエーションの指導及び奨励に関すること。

(3) 中学校施設のスポーツ開放に関すること。

(4) スポーツ推進審議会に関すること。

(5) 体育関係団体及びレクリエーション関係団体に関すること。

(6) スポーツ推進委員に関すること。

(7) 障害者スポーツセンターに関すること。

(8) 障害者スポーツセンター運営審議会に関すること。

(9) 部内他室の主管に属しないこと。

主査（障害者スポーツ）

(1) 局長の指定する障害者スポーツの普及及び振興に関すること。

(2) 局長の指定する障害者スポーツセンターに関すること。

(3) 障害者スポーツセンター運営審議会に関すること。

主査（新たな障害者スポーツセンターの整備等）

(1) 新たな障害者スポーツセンターの整備に関すること。

(2) 局長の指定する障害者スポーツの普及及び振興に関すること。

スポーツ施設室

スポーツ施設係

(1) 体育館その他のスポーツ施設に関すること。

(2) 体育館その他のスポーツ施設の調査並びに整備の計画及び実施に関すること。

(3) 体育館その他のスポーツ施設の管理等に係る合理化に関すること。

(4) 瑞穂公園の整備及び管理に関すること。

(5) 瑞穂公園陸上競技場の改築に関すること。

主査（スポーツ施設の管理等合理化）

(1) 体育館その他のスポーツ施設の調査並びに整備の計画及び実施に関すること。

(2) 体育館その他のスポーツ施設の管理等に係る合理化に関すること。

主査（瑞穂公園整備推進）(2)

(1) 瑞穂公園の整備推進に関すること。

主査（瑞穂公園陸上競技場の改築）(2)

(1) 瑞穂公園陸上競技場の改築に関すること。

(2) 瑞穂公園の整備に係る特命事項の処理に関すること。

主査（アジア・アジアパラ競技大会に係る施設整備等）(2)

(1) アジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係るスポーツ施設の整備に関すること。

(2) スポーツ施設に係る特命事項の処理に関すること。

スポーツ戦略室

スポーツ戦略係

(1) スポーツ戦略の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) スポーツを活かした都市ブランドの向上に関すること。

(3) スポーツコミッションに係る企画、調整等に関すること。

(4) スポーツプロモーションの推進に関すること。

(5) 大規模スポーツイベントの誘致及び開催に関すること。

主査（スポーツコミッションに係る企画調整等）

(1) スポーツコミッションに係る企画、調整等に関すること。

主査（スポーツプロモーションの推進）

(1) スポーツプロモーションの推進に関すること。

主査（スポーツ環境整備）

(1) スポーツ環境の整備に関すること。

主査（アジア・アジアパラ競技大会等に係る特命事項の処理）

(1) アジア・アジアパラ競技大会等に係る特命事項の処理に関すること。

主査（アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整）(2)

(1) アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整に関すること。

経済局

総務課

庶務係

- (1) 局内の人事、文書及び公印の管守に関する事。
- (2) 局内事務事業の連絡調整に関する事。
- (3) 局内他部課室公所係の主管に属しない事。

経理係

- (1) 局内の予算決算に関する事。
- (2) 局内事務事業の事務改善の総括及び行政評価の実施に関する事。
- (3) 業務委託等の契約に関する事。
- (4) 局所管財産の管理の調整に関する事。
- (5) 局長の指定する局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関する事。

産業労働部

産業企画課

産業企画係

- (1) 局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関する事。
- (2) 局内事務事業に係る広報の総括に関する事。
- (3) 局の主管に属する外郭団体の総括に関する事。
- (4) 産業経済に係る施策の総合的な企画及び調整に関する事。
- (5) 市内中小企業の実態調査その他産業の調査研究に関する事。
- (6) 中小企業振興会館に関する事。
- (7) 公益財団法人名古屋産業振興公社に関する事。
- (8) 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等に関する事。
- (9) 部内他課室係の主管に属しない事。

主査（企画調整）

- (1) 局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関する事。
- (2) 局内事務事業に係る広報の総括に関する事。
- (3) 局の主管に属する外郭団体の総括に関する事。

主査（産業統計活用推進）

- (1) 産業の統計の活用による産業経済に係る施策の企画及び調整に関する事。
- (2) 産業の統計の調査及び解析（総務局の主管に属するものを除く。）に関する事。

主査（新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等）(2)

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等に関する事。

計量検査係

- (1) 計量の指導及び計量思想の普及に関する事。
- (2) 計量の立入検査及びこれに伴う指導に関する事。
- (3) 適正計量管理事業所に関する事。
- (4) 特定計量器の定期検査に関する事。
- (5) 定期検査に代わる計量士による検査に関する事。
- (6) その他計量に関する事。

労働企画室

労働企画係

- (1) 就労支援に係る施策の総合的な企画及び調整に関する事。
- (2) 産業人材の育成及び確保に係る施策の企画及び調整に関する事。
- (3) 就労支援に係る事業及び労働福祉事業に関する

事。

- (4) 労働関係の官公庁及び諸団体との連絡に関する事。
- (5) 労働関係資料の収集整備に関する事。

主査（労働福祉等）

- (1) 労働福祉事業に関する事。
- (2) 労働関係の諸団体との連絡に関する事。
- (3) 局長の指定する労働に関連する事業に係る企画及び調整に関する事。

中小企業振興課

経営支援係

- (1) 中小企業の振興に係る施策の企画、調整及び推進に関する事（金融係の主管に属するものを除く。）。
- (2) 中小企業の経営相談に関する事。
- (3) 中小企業に係る情報の提供に関する事。
- (4) 中小企業の経営改善の推進に関する事。
- (5) 創業支援に関する事。
- (6) 中小企業団体等に関する事。
- (7) 公益財団法人名古屋市中小企業共済会に関する事。
- (8) 他係の主管に属しない事。

金融係

- (1) 中小企業に対する資金の融資に関する事。
- (2) 中小企業金融の相談に関する事。
- (3) 局長の指定する中小企業の振興に係る施策の企画、調整及び推進に関する事。
- (4) 名古屋市信用保証協会及び公益財団法人名古屋市小規模事業金融公社に関する事。

主査（新型コロナウイルス感染症対策に係る金融支援）

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る金融支援に関する事。

商業・流通部

地域商業課

企画係

- (1) 地域商業の活性化に係る施策の企画及び調整に関する事。
- (2) 商店街関係団体等に関する事。
- (3) 大規模小売店舗の立地に関する事。
- (4) 大規模小売店舗立地審議会に関する事。
- (5) 部内他室公所係の主管に属しない事。

主査（大店立地）

- (1) 大規模小売店舗の立地に関する事。
- (2) 大規模小売店舗立地審議会に関する事。

主査（プレミアム付商品券）(2)

- (1) プレミアム付商品券に関する事。

推進係

- (1) 商店街の振興に関する事。
- (2) 商業地整備の推進に関する事。
- (3) 小売市場の振興に関する事。
- (4) 小売市場関係団体等に関する事。
- (5) 公設小売市場の施設管理及び指導に関する事。

主査（小売市場）

- (1) 小売市場の振興に関する事。
- (2) 小売市場関係団体等に関する事。
- (3) 公設小売市場の施設管理及び指導に関する事。

市場流通室

市場流通係

- (1) 中央卸売市場の総合調整に関すること。
- (2) 中央卸売市場に係る条例、規則及び諸規程に関すること。
- (3) 中央卸売市場に係る市場取扱品の価格及び取引高の調査の取りまとめ並びに月報、年報等の作成に関すること。
- (4) 生鮮食料品等の流通に関すること。
- (5) 中央卸売市場の卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に係る業務及び財務の検査に関すること。
- (6) 局長の指定する卸売市場に係る調整に関すること。
- (7) 中央卸売市場の整備の推進に関すること。

主査（検査）

- (1) 中央卸売市場の卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に係る業務及び財務の検査に関すること。
- (1) 局長の指定する中央卸売市場の整備の推進に関すること。

イノベーション推進部

次世代産業振興課

次世代産業振興係

- (1) 次世代産業の振興及び調査研究に関すること。
- (2) クリエイティブ産業の振興に関すること。
- (3) 産業デザインの振興に関すること。
- (4) イノベーションの創出に係る事業の企画及び調整に関すること。
- (5) 部内他室係の主管に属しないこと。

主査（クリエイティブ産業振興等）

- (1) クリエイティブ産業の振興に関すること。
- (2) 産業デザインの振興に関すること。
- (3) 局長の指定するイノベーションの創出に係る事業の企画及び調整に関すること。

産業技術支援係

- (1) 水素エネルギーに係る企画及び調整に関すること。
- (2) 産学官連携による研究開発の推進に関すること。
- (3) 産業財産権に関すること。
- (4) サイエンスパークの事業推進に係る企画及び調整に関すること。
- (5) サイエンスパークの用地及び施設に関すること。
- (6) 工業研究所に関すること。

主査（水素エネルギーに係る企画調整）

- (1) 水素エネルギーに係る企画及び調整に関すること。

スタートアップ支援室

スタートアップ支援係

- (1) スタートアップの振興に関すること。
- (2) スタートアップその他企業の先進技術の活用に係る支援に関すること。
- (3) スタートアップ支援機関等との連携に関すること。

主査（スタートアップ支援に係る企画調整）

- (1) スタートアップの支援に係る企画及び調整に関すること。

主査（スタートアップ支援に係る特命事項の処理）(2)

- (1) スタートアップの支援に係る特命事項の処理に関すること。

産業立地交流室

産業立地交流係

- (1) 産業立地の促進に関すること。
- (2) 企業誘致の推進に関すること。
- (3) 産業交流の促進に関すること。
- (4) 海外の経済情報の収集に関すること。

主査（海外産業交流等）

- (1) 海外に係る産業交流の促進に関すること。
- (2) 海外の経済情報の収集に関すること。
- (3) 局長の指定する企業誘致の推進に関すること。

観光文化交流局

総務課

庶務係

- (1) 局内の人事、文書及び公印の管守に関する事。
- (2) 局内事務事業の連絡調整に関する事。
- (3) 局内他部課室公所係の主管に属しない事。

企画経理係

- (1) 局内の予算決算に関する事。
- (2) 局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関する事。
- (3) 局内事務事業の事務改善の総括及び行政評価の実施に関する事。
- (4) 局内事務事業に係る広報の総括に関する事。
- (5) 業務委託等の契約に関する事。
- (6) 局の主管に属する外郭団体の総括に関する事。
- (7) 局所管財産の管理の調整に関する事。

観光交流部

観光推進課

観光企画係

- (1) 観光の推進及び都市魅力の向上に係る施策の総合的な企画及び調整に関する事（部内他課室係の主管に属するものを除く。）。
- (2) 観光の振興に関する事。
- (3) 観光施設に関する事。
- (4) 名古屋城総合事務所に関する事。
- (5) 公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローに関する事。
- (6) 部内他課室係の主管に属しない事。

主査（都市魅力の向上に資するイベント等）

- (1) 都市魅力の向上に資するイベント等の総合的な企画、調整及び実施に関する事。

主査（観光に係る受入環境の整備）

- (1) 観光に係る受入環境の整備等に関する事（国際交流課の主管に属するものを除く。）。

観光プロモーション係

- (1) 観光客の誘致に係るプロモーションに関する事。

主査（海外プロモーション）

- (1) 海外からの観光客の誘致に係るプロモーションに関する事。

国際交流課

推進係

- (1) 国際都市化の推進に係る総合的な企画及び調整に関する事。
- (2) 多文化共生社会の形成に係る施策の総合的な企画及び調整に関する事。
- (3) 多言語による情報発信の推進に関する事。
- (4) 外国人留学生に関する事。
- (5) 公館の管理運営に関する事。
- (6) 名古屋国際センターに関する事。
- (7) 公益財団法人名古屋国際センターに関する事。
- (8) 他係の主管に属しない事。

主査（多言語情報発信等）

- (1) 多言語による情報発信の推進に関する事。
- (2) 局長の指定する国際交流に係る事項の企画及び調整に関する事。

主査（地域における外国人市民の支援）

- (1) 地域における外国人市民の支援に関する事。

交流係

- (1) 姉妹友好都市提携に関する事。

- (2) 姉妹友好都市との交流事業その他国際交流事業に関する事。

- (3) 都市交流推進団体に関する事。

- (4) 外国諸都市、外国諸機関及び関係団体との情報交換及び連絡交渉に関する事。

- (5) 外国文書の作成及び翻訳並びに通訳に関する事。

MICE推進室

MICE推進係

- (1) 企業等の会議、企業等の行う報奨及び研修旅行、コンベンション、見本市及び展示会、イベントその他の国内外の交流を促進するビジネスイベント等の誘致及び調整に関する事。
- (2) 国際展示場及び国際会議場に関する事。

主査（国際展示場）

- (1) 国際展示場に関する事。

主査（国際展示場機能強化）(2)

- (1) 局長の指定する国際展示場の機能の強化に関する事。

主査（国際会議場機能強化）

- (1) 国際会議場に関する事。
- (2) その他局長の指定する国際会議場の機能の強化に関する事。

文化歴史まちづくり部

文化芸術推進課

企画事業係

- (1) 文化行政に係る施策の総合的な企画及び調整に関する事。
- (2) 市民文化の振興に関する事。
- (3) 文化事業の実施に関する事。
- (4) 文化活動の助成に関する事。
- (5) 公益財団法人名古屋市文化振興事業団に関する事。
- (6) 公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団に関する事。
- (7) 部内他室係の主管に属しない事。

文化施設係

- (1) 文化小劇場その他文化施設の整備に関する事。
- (2) 公会堂、市民会館、芸術創造センター、青少年文化センター、文化小劇場、演劇練習館、音楽プラザ、市民ギャラリー、短歌会館、東山荘、名古屋能楽堂及び市民休暇村に関する事。
- (3) 公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社に関する事。

主査（文化施設に係る企画調整等）

- (1) 局長の指定する文化施設に係る企画及び調整に関する事。
 - (2) 局長の指定する文化施設の整備に関する事。
- ##### 主査（市民会館の整備）
- (1) 市民会館の整備に関する事。

歴史まちづくり推進室

保存支援係

- (1) 歴史的建造物の保存活用の調査及び企画に関する事。
- (2) 歴史的建造物の保存活用のための相談、登録、支援等に関する事。
- (3) 町並み保存に関する事。
- (4) 文化のみちに関する事。
- (5) 景観重要建造物及び都市景観重要建築物等の指

定及び助成に関すること。

(6) 他係の主管に属しないこと。

事業推進係

- (1) 歴史的建造物の保存活用の事業に関すること。
- (2) 歴史的建造物の修復、整備等に関すること。
- (3) 歴史的な資産を活用したまちづくり及び都市魅力の向上に係る施策の推進に関すること。
- (4) 伝統的建造物群保存地区に関すること。
主査（歴史的建造物の整備推進）
- (1) 歴史的建造物の修復、整備等に関すること。

環境局

総務課

庶務係

- (1) 局内の文書及び公印の管守に関すること。
- (2) 局内事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 局関係諸規程に関すること。
- (4) 局内他部課室公所係の主管に属しないこと。

企画係

- (1) 局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。
- (2) 局事務事業の事務改善の総括及び行政評価の実施に関すること。
- (3) 局事務事業に係る広報の総括に関すること。

経理係

- (1) 局内の予算決算に関すること。
- (2) 業務委託等の契約に関すること。

職員課

管理係

- (1) 局内の人事、給与及び労務の調整管理に関すること。
- (2) 他係の主管に属しないこと。

安全衛生係

- (1) 局内職員の安全管理及び衛生管理に関すること。
- (2) 局内職員の福利厚生に関すること。

環境企画部

環境企画課

環境企画係

- (1) 環境保全に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 環境に係る総合的調査並びに情報の収集、整備及び提供に関すること。
- (3) 環境保全に係る教育及び学習に係る企画及び調整に関すること。
- (4) 環境保全に係る団体等との連絡調整に関すること。
- (5) 環境保全業務に係る保健福祉センターとの連絡調整に関すること。
- (6) 環境保全に係る国際的な連携に関すること。
- (7) 環境審議会及び地域環境審議会に関すること。
- (8) なごや環境大学の推進に関すること。
- (9) 環境学習センターの運営に関すること。
- (10) 部内他課係の主管に属しないこと。

主査（環境教育に係る企画調整）

- (1) 環境保全に係る教育及び学習に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 環境学習センターの運営に関すること。

主査（環境教育に係る市民協働）

- (1) 環境保全に係る団体等との連絡調整に関すること。
- (2) なごや環境大学の推進に関すること。

施策推進係

- (1) 環境基本計画並びに水の環復活2050なごや戦略、低炭素都市2050なごや戦略及び生物多様性2050なごや戦略の推進に関すること。
- (2) 環境保全に係る活動の推進に関すること。
- (3) 生物多様性に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (4) 生物多様性なごや戦略実行計画の推進に関すること。
- (5) 生物多様性の保全に係る団体等との連絡調整に

関すること。

- (6) 生物多様性の保全に係る生態系の調査に関する
こと。
- (7) 生物多様性の主流化の推進に関する
こと。
- (8) 外来生物の対策に係る企画及び調整に関する
こと。
- (9) なごや生物多様性センターの運営に関する
こと。
主査（SDGsまちづくりの推進）
- (1) SDGsを通じた持続可能なまちづくりの推進に
関すること。
主査（生物多様性の保全）
- (1) 生物多様性の保全に係る団体等との連絡調整に
関すること。
- (2) 生物多様性の保全に係る生態系の調査に関する
こと。
- (3) なごや生物多様性センターの運営に関する
こと。
主査（生物多様性に係る企画調整）
- (1) 生物多様性に係る施策の企画及び総合調整に
関すること。
- (2) 生物多様性なごや戦略実行計画の推進に関する
こと。
- (3) 生物多様性の主流化の推進に関する
こと。
- (4) 生物多様性に係る国内外の地方公共団体等との
連携の推進に関する
こと。
- (5) 外来生物の対策に係る企画及び調整に関する
こと。

脱炭素社会推進課

脱炭素社会推進係

- (1) 脱炭素社会の実現に向けた施策の企画及び総合
調整に関する
こと。
- (2) 低炭素都市なごや戦略実行計画の推進に関する
こと。
- (3) 脱炭素社会の実現に向けた市民活動の推進に
関すること。
- (4) 脱炭素社会の実現に向けたエネルギー対策の企
画及び調整に関する
こと。
- (5) 再生可能エネルギー等の利用の促進に関する
こと。
- (6) 地域脱炭素施策の推進に関する
こと。
- (7) 他係の主管に属しない
こと。
主査（再生可能エネルギー）
- (1) 脱炭素社会の実現に向けたエネルギー対策の企
画及び調整に関する
こと。
- (2) 再生可能エネルギー等の利用の促進に関する
こと。
主査（地域脱炭素施策の推進）
- (1) 地域脱炭素施策の推進に関する
こと。
事業活動推進係
- (1) 脱炭素社会の実現に向けた事業活動の促進に
関すること。
- (2) 脱炭素社会の実現に向けたエネルギー対策の指
導に関する
こと。
- (3) 環境行動計画に関する
こと。
- (4) 市の事務所等に係るエネルギーの総合的な管理
に関する
こと。

地域環境対策部

地域環境対策課

保全係

- (1) 公害の防止その他の環境対策の企画及び総合調
整に関する
こと。

- (2) 環境科学調査センターに関する
こと。
- (3) 部内他課公所係の主管に属しない
こと。

水質地盤係

- (1) 水質汚濁（地下水汚染を除く。）、地盤沈下等
の防止に関する
こと。
- (2) 環境保全上健全な水循環の確保に関する
こと。
主査（水循環）
- (1) 環境保全上健全な水循環の確保に関する
こと。
有害化学物質対策係
- (1) 化学物質の適正管理及び排出抑制に関する
こと。
- (2) 土壌汚染及び地下水汚染の防止に関する
こと。
- (3) ダイオキシン類等有害化学物質による環境汚染
の防止に関する
こと。
環境影響評価係
- (1) 環境影響評価制度の実施に関する
こと。
- (2) 環境影響評価審査会に関する
こと。
- (3) 特定工場における公害防止組織並びに公害防止
協定及び環境保全協定に関する
こと。
- (4) 公害の苦情処理等に係る統計に関する
こと。

大気環境対策課

大気騒音係

- (1) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭（交通機関によ
るものを除く。）の防止に関する
こと。
- (2) 環境保全・省エネルギー設備資金の融資に関す
る
こと。
- (3) 他係の主管に属しない
こと。
交通環境対策係
- (1) 交通機関による大気汚染、騒音、振動、悪臭等
の防止に関する
こと。
- (2) 低公害車及び低燃費車の普及促進に関する
こと。
- (3) 環境に配慮した自動車利用に関する
こと。

公害保健課

保健企画係

- (1) 公害保健対策に関する施策の企画に関する
こと。
- (2) 公害に係る健康被害の調査に関する
こと。
- (3) 医療機関等との契約に関する
こと。
- (4) 公害に係る医療費等の支払に関する
こと。
- (5) 他係の主管に属しない
こと。
主査（給付）

- (1) 公害に係る医療費等の支払に関する
こと。

保健事業係

- (1) 環境保健事業及び公害保健福祉事業の実施に
関
すること。
- (2) 公害に係る健康被害者の認定に関する
こと。
- (3) 局長の指定する公害に係る健康被害の調査に
関
すること。
- (4) 公害健康被害認定審査会に関する
こと。
主査（認定審査）
- (1) 公害に係る健康被害者の認定審査に関する
こと。
- (2) 局長の指定する公害に係る健康被害の調査に
関
すること。
- (3) 局長の指定する環境保健事業及び公害保健福祉
事業の実施に関する
こと。
- (4) 公害健康被害認定審査会に関する
こと。

ごみ減量部

減量推進室

主査（減量企画）

- (1) ごみ処理の基本計画に関する
こと。
- (2) ごみの発生抑制及び循環的利用の企画及び調
査

研究に関すること。

- (3) 減量推進室の庶務及び経理に関すること。
- (4) 部内他室の主管に属しないこと。
主査（減量推進）
- (1) ごみの発生抑制及び循環的利用の推進に関すること。
- (2) 自主的な資源化活動に対する支援に関すること。
主査（プラスチック資源循環の推進）
- (1) プラスチック資源循環の推進に係る企画及び調整に関すること。

資源化推進室

主査（事業系ごみ対策）

- (1) 事業系ごみの減量及び資源化の促進に関すること。
- (2) 事業系ごみの適正処理指導に関すること（作業課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 事業用大規模建築物の所有者等に対するごみの資源化及び適正処理指導に関すること。
- (4) 前号の事務に係る環境事業所との連絡調整に関すること。
- (5) 事業者環境推進員に関すること（脱炭素社会推進課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 資源化推進室の庶務及び経理に関すること。
主査（食品ロス削減の推進・事業所排出指導）
- (1) 食品ロスの削減に関すること。
- (2) 中小事業所に対するごみの排出指導に関すること（作業課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 中小事業所のごみの減量及び資源化の促進に関すること。

主査（資源化推進）

- (1) 分別収集計画に関すること。
- (2) 容器包装の資源化に関すること。
- (3) 資源化の拡大に係る企画及び調査に関すること。

事業部

作業課

業務係

- (1) 廃棄物処理手数料等の徴収に関すること。
- (2) 収集等に係る事業の調整に関すること。
- (3) ごみの散乱防止に関すること。
- (4) 路上禁煙に関すること。
- (5) 住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る対策の推進に関すること。
- (6) 保健環境委員に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
- (7) 環境事業所に関すること。
- (8) 部内他課公所係の主管に属しないこと。

主査（収集事業調整）

- (1) 局長の指定する収集等に係る事業の調整に関すること。
主査（住居の不良堆積物対策の推進）
- (1) 住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る対策の推進に関すること。

指導管理係

- (1) ごみ及び資源の分別その他の適正排出の指導に関すること（資源化推進室の主管に属するものを除く。）。
- (2) 作業用自動車の管理の総括に関すること。
- (3) 作業用自動車の運転事故の賠償に関すること。
主査（路上禁煙）
- (1) 路上禁煙に係る事業の推進に関すること。

- (2) ごみの散乱防止に関すること。
- (3) ごみの不法投棄の防止に関すること。

作業係

- (1) ごみ等の収集作業計画に関すること。
- (2) ごみ等の収集及び運搬に係る作業の指導に関すること。
- (3) 大掃除に関すること。

処理係

- (1) ごみ等の処理及び処分の計画に関すること。
- (2) ごみ等の処理及び処分に係る作業の指導に関すること。
- (3) し尿の収集作業計画に関すること。
- (4) し尿の収集、運搬及び処理に係る作業の指導に関すること。
- (5) し尿浄化槽汚泥の処理に関すること。

廃棄物指導課

一般廃棄物指導係

- (1) 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- (2) 一般廃棄物再生利用個別指定業の指定に関すること。
- (3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録に関すること。
- (4) 他係の主管に属しないこと。

産業廃棄物審査係

- (1) 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可等に関すること。
- (2) 産業廃棄物再生利用個別指定業の指定に関すること。
- (3) 廃棄物の処理施設（浄化槽を除く。）に係る許可及び届出に関すること。
- (4) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可に関すること。

産業廃棄物指導係

- (1) 産業廃棄物排出事業者の指導監督に関すること。
- (2) 廃棄物の処理施設（浄化槽を除く。）に係る指導監督に関すること。
- (3) 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の指導監督に関すること。
- (4) 有害使用済機器の保管及び処分に係る指導監督に関すること。
- (5) 産業廃棄物の調査に関すること。
- (6) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく指導及び助言に関すること。
- (7) PCB廃棄物処理に係る連絡調整に関すること。

施設部

施設課

事務係

- (1) 局所管施設の財産管理に関すること。
- (2) 処分場の確保及び局事業用地の取得に関すること。
- (3) 処分場に関すること（処分場係の主管に属するものを除く。）。
- (4) 部内他課公所係の主管に属しないこと。
主査（処分場確保）
- (1) 処分場の確保及び局事業用地の取得に関すること。

施設係

- (1) 局所管施設（ごみ中間処理施設及び処分場を除く。）の建設及び営繕に関すること。

- (2) 工事の設計及び施工に関すること。
- (3) 工用材料の検査及び管理に関すること。

処分場係

- (1) 処分場の建設及び整備の総括に関すること。
- (2) 処分場の建設計画に関すること。
- (3) 処分場の建設工事及び整備工事（処分場整備係の主管に属するものを除く。）の設計及び施工に関すること。
- (4) 埋立処分技術に関すること。

工場課

計画係

- (1) ごみ中間処理施設の建設計画及び建設推進に関すること。
- (2) ごみ中間処理技術の調査及び研究に関すること。
- (3) ごみの資源化技術（有効利用に係る中間処理技術を含む。）の調査研究に関すること。
- (4) 他係の主管に属しないこと。

主査（技術管理）

- (1) ごみ中間処理技術の調査及び研究に関すること。
- (2) ごみの資源化技術（有効利用に係る中間処理技術を含む。）の調査研究に関すること。

主査（建設計画）

- (1) ごみ中間処理施設の建設計画及び建設推進に関すること。

主査（猪子石工場大規模改修）

- (1) 猪子石工場の処理施設に係る大規模改修に関すること。

主査（南陽工場設備更新）

- (1) 南陽工場の処理施設に係る設備の更新に関すること。

主査（南陽工場等整備に係る連絡調整）(2)

- (1) 南陽工場等の整備に係る連絡調整に関すること。

工場管理係

- (1) ごみ中間処理施設の設備の保全及び整備の総括に関すること。
- (2) ごみ中間処理施設の建設及び改修工事の設計及び施工に関すること。
- (3) 環境局工場の運転計画の調整に関すること。
- (4) 清掃施設の環境保全対策に関すること。
- (5) 処分場に係る浸出液処理施設の建設及び保守に関すること。
- (6) 環境局工場に関すること。

主査（環境保全）

- (1) 清掃施設の環境保全対策に関すること。

主査（鳴海・北名古屋工場運営調整）(2)

- (1) 鳴海工場及び北名古屋工場の運営に係る調整に関すること。

健康福祉局

総務課

庶務係

- (1) 局内の文書及び公印の管守に関すること。
- (2) 局内事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 局関係諸規程に関すること。
- (4) 局内他部課室公所係の主管に属しないこと。

企画係

- (1) 局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。
- (2) 局内事務事業の事務改善の総括及び行政評価の実施に関すること。
- (3) 局内事務事業に係る広報の総括に関すること。
- (4) 局の主管に属する外郭団体の総括に関すること。
- (5) 社会福祉事務所に係る市区の連絡調整に関すること（局内他部課係及び子ども青少年局の主管に属するものを除く。）。

経理係

- (1) 局内の予算決算に関すること。
- (2) 局所管財産の管理の調整に関すること。

職員課

管理係

- (1) 局内の人事及び給与の調整管理に関すること。
- (2) 他係の主管に属しないこと。

労務厚生係

- (1) 局内職員の労務の調整管理に関すること。
- (2) 局内職員の福利厚生及び保健衛生に関すること。

監査課

調査係

- (1) 社会福祉法人、社会福祉施設及び介護保険施設の指導監査に係る調査に関すること。
 - (2) 厚生統計調査（人口動態統計及び保健統計を除く。）及び局所管事業の調査統計に関すること。
 - (3) 局所管の災害対策に係る調整に関すること。
 - (4) 災害救助法に係る費用の精算に関すること。
 - (5) 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関すること。
 - (6) 被災者生活再建支援法に関すること。
 - (7) 社会福祉審議会に関すること。
 - (8) 社会福祉士及び介護福祉士に関すること。
 - (9) 福祉総合情報システムの開発及び運用に関すること（子ども青少年局の主管に属するものを除く。）。
 - (10) 局内電算システムの企画及び調整に関すること。
 - (11) 他係の主管に属しないこと。
- 主査（システム標準化等）
- (1) 福祉総合情報システムの標準化に関すること（生活保護システム及び児童福祉システムに係る調整事務を除く。）。
 - (2) 福祉総合情報システムの運用及び管理に関すること（生活保護システム及び児童福祉システムに係る調整事務を除く。）。
- 主査（システム標準化等に係る調整）(2)
- (1) 福祉総合情報システムの標準化に伴う生活保護システム及び児童福祉システムに係る調整に関すること。
 - (2) 福祉総合情報システムの運用及び管理に伴う生活保護システム及び児童福祉システムに係る調整に関すること。

主査（DXの推進に係る調整）

- (1) DXの推進に係る調整に関する事

監査係

- (1) 社会福祉法人の指導監査に関する事。
(2) 社会福祉施設及び介護保険施設の指導監査に関する事。
(3) 社会福祉連携推進法人に係る認定、認可及び指導監査に関する事。

主査（法人監査）

- (1) 局長の指定する社会福祉法人等の指導監査に関する事。

主査（施設監査）(3)

- (1) 局長の指定する社会福祉施設及び介護保険施設等の指導監査に関する事。

高齢福祉部

高齢福祉課

企画係

- (1) 高齢者施策の企画及び総合調整に関する事。
(2) 高齢者施策に係る計画の総括に関する事。
(3) 高齢者の社会参加及び生きがい対策に関する事。
(4) 福祉会館及び老人いきいきの家に関する事。
(5) 休養温泉ホームに関する事。
(6) 鯉城学園に関する事。
(7) 部内他課係の主管に属しない事。

在宅福祉係

- (1) 高齢者の福祉に関する事（企画係の主管に属するものを除く。）。
(2) 高齢者の就業機会の開発に関する事。
(3) 高齢者就業支援センターに関する事。
(4) 公益社団法人名古屋シルバー人材センターに関する事。

主査（持続可能な敬老パス制度の構築）

- (1) 持続可能な敬老パス制度の構築に関する事。

地域ケア推進課

地域福祉係

- (1) 地域福祉に関する事。
(2) 包括的支援の推進に係る企画及び調整に関する事。
(3) 生活困窮者に対する自立の支援に関する事。
(4) 低所得世帯に対する給付金に関する事。
(5) ひきこもり等の支援に関する事。
(6) 民生委員及び児童委員に関する事。
(7) 民生委員推薦会に関する事。
(8) 総合社会福祉会館に関する事。
(9) 社会福祉法人名古屋社会福祉協議会に関する事。
(10) 他係の主管に属しない事。

主査（包括的支援の推進に係る企画調整）

- (1) 包括的支援の推進に係る企画及び調整に関する事。

- (2) 生活困窮者に対する自立の支援に関する事。

主査（低所得世帯に対する給付金）(2)

- (1) 低所得世帯に対する給付金に関する事。

主査（ひきこもり等支援）

- (1) ひきこもり等の支援に関する事。

地域支援係

- (1) 地域包括ケアの推進に係る企画及び総合調整に関する事。
(2) 認知症施策に係る企画及び総合調整に関する事。

と。

- (3) 成年後見制度に関する事。

- (4) 高齢者虐待の防止に関する事。

- (5) 介護予防に関する事（局内他部課公所係の主管に属するものを除く。）。

- (6) 地域包括支援センターに関する事。

主査（いきいき支援センター・介護予防推進）

- (1) 地域包括支援センターに関する事。

- (2) 介護予防に関する事（局内他部課公所係の主管に属するものを除く。）。

介護保険課

推進係

- (1) 介護保険に係る予算決算の事務に関する事。

- (2) 介護保険の趣旨普及に関する事。

- (3) 介護保険事業計画に関する事。

- (4) 市立の老人ホームに関する事。

- (5) 他係の主管に属しない事。

主査（厚生院に係る連絡調整）

- (1) 厚生院に係る連絡調整に関する事（保護課及び医療連携推進室の主管に属するものを除く。）。

認定係

- (1) 要介護認定等に関する事。

- (2) 介護認定審査会に関する事。

- (3) 要介護認定等に係る訪問調査の委託に関する事。

- (4) 主治の医師に対する意見書料の支払に関する事。

- (5) 介護保険システムに係る調整（要介護認定に係るものに限り。）に関する事。

保険料係

- (1) 介護保険料の保険料率の算定その他賦課基準に関する事。

- (2) 特別徴収の介護保険料に係る特別徴収義務者への通知及び過誤納金の還付に関する事。

- (3) 介護保険の被保険者資格、被保険者証及び保険料に係る調査統計及び事務調整に関する事。

- (4) 介護保険料の徴収に関する企画及び指導に関する事。

- (5) 介護保険システムに係る調整（他係の主管に属するものを除く。）に関する事。

主査（システム標準化等）

- (1) 介護保険システムの標準化に関する事。

- (2) 局長の指定する介護保険システムに係る企画及び連絡調整に関する事。

施設指定係

- (1) 高齢者に係る福祉施設の設置の計画及び手続に関する事。

- (2) 高齢者に係る福祉施設の認可及び運営に関する事。

- (3) 介護保険施設の指定又は許可に関する事。

- (4) 介護保険法により指定する事業者（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限り。）の指定に関する事。

- (5) 有料老人ホームの届出に関する事。

居宅指定係

- (1) 介護保険法により指定する事業者（指定介護予

防支援事業者を除く。)の指定に関する事(施設指定係の主管に属するものを除く。)

(2) 指定特別給付事業者の指定に関する事。

指導係

(1) 介護保険の保険給付に係る調査統計及び事務調整に関する事。

(2) 介護保険の保険給付、第1号事業支給費並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成費に係る介護保険法により指定する事業者、介護保険施設及び指定特別給付事業者への支払に関する事。

(3) 住宅改修支援事業費の支給に係る調整に関する事。

(4) 高齢者に係る福祉施設の運営に関する事。

(5) 介護保険法により指定する事業者(指定介護予防支援事業者を除く。)、介護保険施設及び介護支援専門員の指導監督に関する事。

(6) 特定福祉用具の販売及び住宅改修を行う者並びに指定特別給付事業者に対する検査及び指導助言に関する事。

(7) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。

(8) 有料老人ホームの指導監督に関する事。

(9) 介護保険システムに係る調整(介護保険の保険給付に係るものに限る。)に関する事。

主査(事業者指導)(2)

(1) 高齢者に係る福祉施設の運営に関する事。

(2) 介護保険法により指定する事業者(指定介護予防支援事業者を除く。)、介護保険施設及び介護支援専門員の指導監督に関する事。

(3) 特定福祉用具の販売及び住宅改修を行う者並びに指定特別給付事業者に対する検査及び指導助言に関する事。

(4) 有料老人ホームの指導監督に関する事。

主査(給付適正化の推進)

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の企画及び調整に関する事。

(2) 介護保険の保険給付、第1号事業支給費並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成費に係る介護保険法により指定する事業者、介護保険施設及び指定特別給付事業者への支払の適正管理に関する事。

(3) 住宅改修支援事業費の支給の適正管理に関する事。

(4) 介護給付適正化事業の推進に関する事。

(5) 介護保険システムに係る調整(介護保険の保険給付に係るものに限る。)に関する事。

障害福祉部

障害企画課

企画係

(1) 障害者施策の企画及び総合調整に関する事。

(2) 障害者基本計画及び障害福祉計画に関する事。

(3) 身体障害者手帳、愛護手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関する事。

(4) 障害者に対する理解の促進に関する事。

(5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する事。

(6) 福祉都市環境整備に関する事。

(7) 自立支援医療(育成医療を除く。)を担当する医療機関の指定に関する事。

(8) 障害児福祉手当及び特別障害者手当に関する事。

と。

(9) 特別児童扶養手当に関する事。

(10) 心身障害者扶養共済事業に関する事。

(11) 障害者施策推進協議会に関する事。

(12) 障害者スポーツに係る障害者施策の調整に関する事。

(13) アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整に関する事。

(14) 知的障害者更生相談所に関する事。

(15) 身体障害者更生相談所に関する事。

(16) 精神保健福祉センターに関する事。

(17) 部内他課公所係の主管に属しないこと。

主査(障害福祉業務に係るDXの推進等)

(1) 障害福祉業務に係るDXの推進等に関する事。

主査(障害者差別解消・福祉都市推進)

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する事。

(2) 福祉都市環境整備に関する事。

主査(障害者スポーツに係る調整)

(1) 障害者スポーツに係る障害者施策の調整に関する事。

主査(アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整)(2)

(1) アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整に関する事。

福祉係

(1) 障害者の福祉に関する事。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による補装具費等の支給に関する事。

(3) 難病対策に関する事。

(4) 戦傷病者の更生援護に関する事。

(5) 遺族、引揚者、未帰還者等の援護に関する事。

(6) 総合リハビリテーションセンターに関する事。

(7) 社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団に関する事。

主査(難病対策)

(1) 難病対策に関する事。

主査(総合リハビリテーションセンターに係る企画調整)(2)

(1) 総合リハビリテーションセンターに係る企画及び調整に関する事。

障害者支援課

推進係

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービスに係る事務事業の総括に関する事。

(2) 障害者の就労支援に関する事。

(3) 他係の主管に属しないこと。

施設事業係

(1) 障害者に係る施設の設置の計画及び手続に関する事。

(2) 障害者に係る施設の運営に関する事。

(3) 作業所型地域活動支援事業に係る補助金に関する事。

(4) 重症心身障害児者施設に関する事。

主査(就労支援の推進等)

(1) 障害者の就労支援に関する事。

(2) 障害者に係る施設の運営に関する事。

指定指導係

(1) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援

施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定並びに指定障害児相談支援事業者の指定に関すること。

- (2) 地域生活支援事業（障害企画課の主管に属するものを除く。以下障害者支援課の項において同じ。）に係る事業者の登録に関すること。
- (3) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指導監督に関すること。
- (4) 地域生活支援事業に係る事業者の指導監督に関すること。

主査（事業者指導）(3)

- (1) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指導監督に関すること。
- (2) 地域生活支援事業に係る事業者の指導監督に関すること。

認定支払係

- (1) 障害支援区分の認定等に係る企画、指導及び訪問調査の委託等に関すること。
- (2) 障害支援区分認定等審査会に関すること。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による給付に係る指定事業者等及び指定相談支援事業者への支払に関すること（障害企画課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 地域生活支援事業に係る事業者への支払に関すること（施設事業係の主管に属するものを除く。）。

生活福祉部

保護課

事務係

- (1) 保護施設の認可及び運営に関すること。
- (2) 住居のない者の援護に関すること。
- (3) 厚生院に関すること。
- (4) 無料低額宿泊所に係る届出及び指導監督に関すること。
- (5) 日常生活支援住居施設の認定に関すること。
- (6) 生活保護システムの標準化に関すること。
- (7) DXの推進（保護課の主管に属するものに限る。）に関すること。
- (8) 部内他課公所係の主管に属しないこと。

主査（厚生院に係る特命事項の処理）

- (1) 厚生院に係る特命事項の処理に関すること。

主査（援護事業・保護施設）

- (1) 住居のない者の援護に関すること。
- (2) 保護施設の運営に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 無料低額宿泊所に係る届出及び指導監督に関すること。
- (4) 日常生活支援住居施設の認定に関すること。

主査（援護事業に係る連絡調整）

- (1) 局長の指定する住居のない者の援護に係る連絡調整に関すること。

主査（システム標準化等に係る調整）

- (1) 生活保護システムの標準化に係る調整に関すること。
- (2) 生活保護システムの標準化に伴う福祉総合情報システムに係る調整に関すること。

主査（システム標準化等）

- (1) 生活保護システムの標準化に関すること。
- (2) DXの推進（保護課の主管に属するものに限る。）に関すること。

保護係

- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 査察指導に関すること。
- (3) 被保護者の更生指導に関すること。
- (4) 中国残留邦人等に対する支援給付に関すること。
- (5) 生活保護世帯から大学等へ進学した学生への応援金の支給に関すること。

主査（適正実施）

- (1) 生活保護の適正実施の推進に関すること。
- (2) 自立支援プログラムの推進に関すること。

主査（査察指導監査）

- (1) 生活保護に係る事務の監査に関すること。
- (2) 局長の指定する査察指導に関すること。

主査（困窮者支援に係る連絡調整）

- (1) 生活困窮者に対する自立の支援に係る連絡調整に関すること（地域ケア推進課の主管に属するものを除く。）。

医療保護係

- (1) 医療扶助及び介護扶助に関すること。
- (2) 診療報酬及び介護の報酬に係る審査及び決定に関すること。
- (3) 医療機関及び介護機関の指定に関すること。
- (4) 指定医療機関及び指定介護機関の立入検査に関すること。
- (5) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

保険年金課

事務係

- (1) 国民健康保険及び国民年金に係る予算決算の手続に関すること。
- (2) 国民健康保険及び国民年金の趣旨普及に関すること。
- (3) 国民健康保険事業の運営に関する協議会に関すること。
- (4) 国民年金及び年金生活者支援給付金に関する調査統計及び事務調整に関すること。
- (5) 国民健康保険及び国民年金システムに係る調整に関すること。
- (6) 保険年金システムの再構築に関すること。
- (7) 他係の主管に属しないこと。

主査（保険年金システム再構築等）(3)

- (1) 保険年金システムの再構築に関すること。
- (2) 国民健康保険及び国民年金システムに係る調整に関すること。

給付係

- (1) 国民健康保険の給付に関する調査統計及び事務調整に関すること。
- (2) 診療報酬請求書に関すること。
- (3) 国民健康保険の保健事業の計画及び実施に関すること。

主査（国民健康保険保健事業）

- (1) 国民健康保険の保健事業の計画及び実施に関すること。

保険料係

- (1) 国民健康保険の保険料賦課基準に関すること。
- (2) 国民健康保険の被保険者資格、被保険者証及び保険料賦課に係る調査統計及び事務調整に関すること。

収納対策係

- (1) 国民健康保険の保険料の収納に係る調査統計及び事務調整に関すること。
- (2) 国民健康保険の保険料徴収に係る企画及び指導

に關すること。

- (3) 国民健康保険の保険料に係る局長の指定する徴収事務の推進に關すること。

主査（滞納整理）(4)

- (1) 国民健康保険の保険料徴収に係る企画及び指導に關すること。
(2) 国民健康保険の保険料に係る局長の指定する徴収事務の推進に關すること。

医療福祉課

後期高齢者医療係

- (1) 後期高齢者医療に係る総合的な企画及び調整並びに趣旨普及に關すること。
(2) 後期高齢者医療保険料の徴収に關する総合調整に關すること。
(3) 特別徴収の後期高齢者医療保険料に係る特別徴収義務者への通知及び過誤納金の還付に關すること。
(4) 後期高齢者医療に係る申請及び届出の受付並びに被保険者証の引渡し及び返還の受付に係る事務の調整に關すること。
(5) 後期高齢者医療システムに係る調整に關すること。
(6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る企画及び調整に關すること。
(7) 他係の主管に屬しないこと。

主査（後期高齢者医療・福祉医療費システムに係る調整）(2)

- (1) 後期高齢者医療及び福祉医療費システムに係る調整に關すること。

福祉医療係

- (1) 障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費（以下医療福祉課の項において「障害者医療費等」という。）の助成事業の実施に係る企画及び趣旨普及に關すること（子ども青少年局の主管に屬するものを除く。）。
(2) 障害者医療費等の助成対象者の資格及び医療証に係る事務の調整に關すること。
(3) 障害者医療費等の医療担当者等への支払に關すること。
(4) 障害者医療費等の助成対象者への支払事務の調整に關すること。
(5) 障害者医療費等の助成に關する返還金の請求事務に關すること。
(6) 福祉医療費システムに係る調整に關すること。

健康部

保健医療課

地域医療係

- (1) 救急医療その他地域医療に關すること。
(2) 医師、看護師その他医療関係職員の充足対策に關すること。
(3) 公衆衛生修学資金及び看護修学資金に關すること。
(4) 陽子線がん治療施設の広域的な利用の促進等に關すること。
(5) 保健師、助産師及び看護師関係諸団体に關すること。
(6) 中央看護専門学校に關すること。
(7) 局長の指定する厚生統計調査（人口動態統計及び保健統計に限る。）に係る企画及び調整に關すること。

- (8) 部内他課室公所係の主管に屬しないこと。

主査（医療安全確保）

- (1) 局長の指定する安全な医療体制の確保に關すること。

主査（中央看護専門学校に係る総合調整）

- (1) 中央看護専門学校に係る総合調整に關すること。
主査（健康危機管理対応力強化に係る調整）

- (1) 局長の指定する健康危機管理対応力の強化に係る調整に關すること。

地域保健係

- (1) 保健センター施設等の整備に係る調整に關すること。
(2) 保健環境委員に關すること。
(3) 公衆衛生情報に關すること。
(4) 衛生研究所に關すること。

健康増進課

推進係

- (1) 健康の増進の推進に關すること（他係の主管に屬するものを除く。）。
(2) 食育の推進に係る企画及び総合調整に關すること。
(3) 成人保健対策の企画及び調整に關すること。
(4) 成人保健対策に係る事業の施行に關すること。
(5) 局長の指定する公衆衛生看護に關すること。
(6) 健康づくり事業に關すること。
(7) がん対策の企画及び総合調整に關すること。
(8) クオリティライフ21城北の連絡調整に關すること。
(9) 一般財団法人名古屋市療養サービス事業団に關すること。
(10) 局長の指定する食品表示に關すること。
(11) 他係の主管に屬しないこと。

主査（がん対策）

- (1) がん対策の企画及び総合調整に關すること。
主査（食育推進等）

- (1) 食育の推進に係る企画及び総合調整に關すること。
(2) 局長の指定する健康づくり事業に關すること。
(3) クオリティライフ21城北の連絡調整に關すること。

主査（公衆衛生看護）

- (1) 局長の指定する公衆衛生看護に關すること。
精神保健係

- (1) 局長の指定する精神保健に關すること。
(2) 自殺対策に關すること。
(3) ひきこもり支援に係る連絡調整に關すること（地域ケア推進課の主管に屬するものを除く。）。
(4) 精神保健福祉審議会に關すること。

主査（いのちの支援）

- (1) 自殺対策に關すること。
主査（ひきこもり支援に係る連絡調整）
(1) ひきこもり支援に係る連絡調整に關すること（地域ケア推進課の主管に屬するものを除く。）。

医療連携推進室

主査（医療連携推進）

- (1) 医療連携の推進に關すること。
(2) 医療連携推進室の庶務及び経理に關すること。
主査（医療関係施設に係る特命事項の処理）
(4)
(1) 医療関係施設に係る特命事項の処理に關すること。

と。

主査（医療連携に係る特命事項の処理）

- (1) 医療連携に係る特命事項の処理に関する事

環境薬務課

衛生指導係

- (1) 斎場の整備に関する事。
(2) 局長の指定する住宅宿泊事業に関する事。
(3) 生活衛生関係諸団体に関する事。
(4) 八事霊園・斎場管理事務所に関する事。
(5) 第二斎場及び南陽交流プラザに関する事。
(6) 他係の主管に属しない事。

主査（八事斎場再整備）(2)

- (1) 八事斎場の再整備に関する事。

環境衛生係

- (1) 局長の指定する環境衛生に関する事。

薬務係

- (1) 献血の推進に関する事。

食品衛生課

食品衛生係

- (1) 食品衛生関係諸団体に関する事。
(2) 他係の主管に属しない事。

主査（営業許可・届出等に係る企画調整）

- (1) 局長の指定する営業許可及び営業届出制度等に係る企画及び調整に関する事。

食の安全対策係

- (1) 局長の指定する食品表示に関する事。
(2) 食品衛生検査所に関する事。

獣医務係

- (1) 食鳥肉等の衛生に関する事。
(2) と畜場に関する事。
(3) 動物の愛護に関する事。
(4) 動物愛護センター及び食肉衛生検査所に関する事。

新型コロナウイルス感染症対策部

感染症対策室

感染症係

- (1) 予防接種（法令に定めるものを除く。）に関する事。
(2) 部内他室の主管に属しない事。

主査（特定感染症等対策）

- (1) 局長の指定する特定感染症等の対策に関する事。

主査（感染症予防等）

- (1) 局長の指定する感染症予防等に関する事。

新型コロナウイルス感染症対策室

企画係

- (1) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に係る企画及び調整に関する事。
(2) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に係る調査に関する事。
(3) 他係の主管に属しない事。

推進係

- (1) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策の推進に関する事。

主査（新型コロナウイルス感染症対策）(10)

- (1) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に関する事。

ワクチン接種推進係

- (1) 局長の指定する新型コロナウイルスワクチンに

係る調整に関する事。

主査（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）(6)

- (1) 局長の指定する新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関する事。

保健所

健康部

保健医療課

地域医療係

- (1) 保健所に係る文書及び公印の管守に関する事（他部課並びに保健センター、感染症対策・調査センター及び動物愛護センターの主管に属するものを除く。）
(2) 健康危機管理に係る総合的な企画及び調整に関する事。
(3) 病院、診療所及び助産所に係る事務の企画及び調整に関する事。
(4) 衛生検査所に係る事務の企画及び調整に関する事。
(5) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の施術所に係る事務の企画及び調整に関する事。
(6) 歯科技工所に係る事務の企画及び調整に関する事。
(7) 厚生統計調査（人口動態統計及び保健統計に限る。）に係る企画及び調整に関する事。
(8) 他部課並びに保健センター、感染症対策・調査センター及び動物愛護センターの主管に属しない事。

主査（医療安全確保）

- (1) 医療に係る市民相談に関する事。
(2) 安全な医療体制の確保に係る企画及び調整に関する事。

地域保健係

- (1) 保健センターとの連絡調整に関する事。
(2) 地域保健に係る総合的な企画及び調整に関する事。
(3) 地域保健に関する情報の運用及び管理に係る企画及び調整に関する事。
(4) 地域保健に関する思想の普及及び向上に係る企画及び調整に関する事。
(5) 地域保健に関する広報活動に係る企画及び調整に関する事。
(6) 放射線業務の連絡調整に関する事。
(7) 保健所運営協議会に関する事。
(8) 衛生教育に係る企画及び調整に関する事。
主査（健康危機管理対応力強化に係る調整）
(1) 健康危機管理対応力の強化に係る調整に関する事。

健康増進課

推進係

- (1) 保健所長の指定する健康の増進に関する事。
(2) 歯科口腔保健に係る企画及び調整に関する事。
(3) 受動喫煙対策に係る立入検査及び指導等に関する事。
(4) 保健師の業務に係る企画及び調整に関する事。
(5) 難病患者の保健に係る企画及び調整に関する事。
(6) 医療社会事業に係る企画及び調整に関する事。
(7) 食品表示法による食品表示に関する事（食品

衛生検査所、食肉衛生検査所、保健管理課、健康安全課及び保健予防課の主管に属するものを除く。)

- (8) 他係の主管に属しないこと。
- 精神保健係
- (1) 精神保健に係る企画及び調整に関すること。
- 主査（公衆衛生看護）
- (1) 保健師の業務に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 難病患者の保健に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 医療社会事業に係る企画及び調整に関すること。

環境業務課
衛生指導係

- (1) 公衆浴場、興行場、旅館、理容所、美容所及びクリーニング所に係る事務の企画及び調整に関すること。
- (2) 住宅宿泊事業に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 温泉の利用に係る企画及び調整に関すること。
- (4) 他係の主管に属しないこと。

環境衛生係

- (1) ねずみ及び昆虫等の防除に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 井水、上下水道、プール等の環境の衛生指導に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 浄化槽に係る企画及び調整に関すること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に係る企画及び調整に関すること。
- (5) 墓地、納骨堂及び火葬場に係る企画及び調整等に関すること。

薬務係

- (1) 有害物質を含有する家庭用品の規制に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 薬局及び医薬品の販売業に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 医療機器の販売業及び貸与業に係る企画及び調整に関すること。
- (4) 毒物及び劇物の販売業に係る企画及び調整に関すること。
- (5) 特定毒物研究者及び業務上取扱者に関すること。

食品衛生課

食品衛生係

- (1) 食品衛生に係る企画及び調整に関すること（他係の主管に属するものを除く。)
- (2) 食中毒に係る総括に関すること。
- (3) 食品衛生に係る苦情処理の総括に関すること。
- (4) 総合衛生管理製造過程制度の総括に関すること。
- (5) 他係の主管に属しないこと。

主査（営業許可・届出等に係る企画調整）

- (1) 営業許可及び営業届出制度等に係る企画及び調整に関すること。

食の安全対策係

- (1) 食の安全・安心に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 食品表示に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 食に係る事件及び事故の総括に関すること。
- (4) 食の安全確保のための輸入食品、化学物質等の検査に係る企画及び調整に関すること。
- (5) 食品の収去等に係る業務管理に関すること。

獣医務係

- (1) 乳肉及び水産食品の衛生に係る企画及び調整に

関すること。

- (2) 狂犬病予防に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 化製場等の衛生に係る企画及び調整に関すること。
- (4) 人獣共通感染症に係る企画及び調整に関すること。
- (5) 動物の管理に係る企画及び調整に関すること。

感染症対策・調査センター
管理課

管理係

- (1) 感染症対策・調査センターに係る文書の收受、発送及び公印の管守並びに物品等の管理に関すること。
- (2) 感染症対策・調査センター内他部課の主管に属しないこと。

業務課

事業係

- (1) 感染症対策に係る調査、検体搬送等に関すること。
- (2) 感染症の病原体に汚染された場所、物件等の消毒に関すること。
- (3) 浸水時の消毒等の実施に関すること。
- (4) ねずみ族、昆虫等の駆除、調査及び指導に関すること。

主査（感染症対策）

- (1) 感染症患者の移送等に関すること。

主査（感染症予防の推進）

- (1) 感染症予防の推進に関すること。
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除及び指導に関すること。

疫学情報部

主査（情報管理）

- (1) 保健所長の指定する疫学情報の管理に関すること。

主査（疫学調査）

- (1) 感染症、食中毒等に係る疫学調査に関すること。

食品衛生検査所

微生物検査係

理化学検査係

- (1) 中央卸売市場本場における食品衛生及び食品表示法による食品表示に関すること。

広域監視係

- (1) 食品販売施設における食品衛生に関すること。
- (2) 食品取扱施設における食品表示法による食品表示に関すること。
- (3) 輸入食品及び市外で製造された食品等のうち市長が別に定めるものに係る食品衛生に関すること。
- (4) 食の安全・安心の学習及び情報の提供に関すること。

動物愛護センター

管理指導係

- (1) 動物愛護センターに係る文書の收受、発送及び公印の管守並びに物品等の管理に関すること。
- (2) 動物愛護センターに係る手数料等の徴収に関すること。
- (3) 第1種動物取扱業の登録、第2種動物取扱業の届出等に関すること。
- (4) 動物取扱責任者の研修に関すること。

- (5) 特定動物の飼養又は保管の許可に関する事。
- (6) 化製場等に対する立入検査及び指導等に関する事（保健センターの主管に属するものを除く。）。
- (7) 動物愛護センター内他係の主管に属しない事。

愛護企画係

- (1) 犬及び猫の引取りに関する事。
- (2) 負傷動物等に関する事。
- (3) 放し飼いを禁止する旨の措置命令等に関する事。
- (4) 抑留犬及び引取り犬、引取り猫等の譲渡及び処分に関する事。
- (5) その他動物の管理に関する事。
- (6) 犬の捕獲及び抑留並びに引取り犬、引取り猫等の収容に関する事。
- (7) 抑留犬の返還、登録及び予防注射に関する事。
- (8) その他狂犬病予防に関する事。
- (9) 人獣共通感染症に関する事（保健センターの主管に属するものを除く。）。

主査（地域相談支援）

- (1) 動物の管理に係る地域における相談及び支援に関する事。

食肉衛生検査所

指導管理係

- (1) と畜場及び中央卸売市場南部市場における食品衛生に関する事。
- (2) 中央卸売市場南部市場における食品表示法による食品表示に関する事。

主査（監視指導・検査管理）

- (1) と畜場及び中央卸売市場南部市場における食品衛生の監視及び指導に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 中央卸売市場南部市場における食品表示法による食品表示に係る相談に関する事。

検査係

- (1) 中央卸売市場南部市場における移入肉等の検査に関する事。
- (2) 食鳥肉等の衛生に関する事。

新型コロナウイルス感染症対策部

感染症対策室

感染症係

- (1) 感染症の予防及び医療に係る企画及び調整に関する事（新型コロナウイルス感染症対策室の主管に属するものを除く。）。
- (2) 感染症予防協議会及び感染症診査協議会に関する事。
- (3) 予防接種（法令で定めるものに限る。）に係る企画及び調整に関する事（新型コロナウイルス感染症対策室の主管に属するものを除く。）。
- (4) 試験検査業務の連絡調整に関する事。
- (5) 部内他室の主管に属しない事。

主査（特定感染症等対策）

- (1) 特定感染症等の対策に関する事。

主査（感染症予防等）

- (1) 保健所長の指定する感染症予防等に関する事。

企画係

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る調査に関する事。

- (3) 他係の主管に属しない事。

推進係

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の推進に関する事。

ワクチン接種推進係

- (1) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関する事。

主査（新型コロナウイルス感染症対策）(10)

- (1) 保健所長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に関する事。

主査（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）(6)

- (1) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関する事。

子育て支援部

子育て支援課

母子保健係

- (1) 身体障害児の療育指導等に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 栄養の改善指導に係る企画及び調整に関する事。

子ども青少年局

総務課

庶務係

- (1) 局内の文書及び公印の管守に関する事。
- (2) 局内事務事業の連絡調整に関する事。
- (3) 局関係諸規程に関する事。
- (4) 社会福祉法人及び児童福祉施設の指導監査に関する事。
- (5) 局内他部課室公所係の主管に属しない事。

主査（監査指導）(3)

- (1) 社会福祉法人及び児童福祉施設の指導監査に関する事。
- (2) 局長の指定する監査に関する事。

管理係

- (1) 局内の人事、給与及び労務の調整管理に関する事。
- (2) 局内職員の福利厚生及び保健衛生に関する事。
- (3) 局長の指定する業務の改善に関する事。

主査（業務改善）

- (1) 局長の指定する業務の改善に関する事。

企画経理課

企画係

- (1) 次世代育成支援施策に係る調査研究、企画及び調整に関する事。
- (2) 次世代育成支援に係る計画の総括に関する事。
- (3) 局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関する事。
- (4) 局事務事業の事務改善の総括及び行政評価の実施に関する事。
- (5) 局事務事業に係る広報の総括に関する事。
- (6) 局所管事業に係る厚生統計調査及び調査統計に関する事。
- (7) 局所管事業に係る福祉総合情報システムの開発及び運用に関する事。
- (8) 局内電算システムの企画及び調整に関する事。
- (9) 他係の主管に属しない事。

主査（次世代育成支援）

- (1) 次世代育成支援に係る計画の総括に関する事。
- (2) 局長の指定する局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関する事。

主査（情報統計）

- (1) 局所管事業に係る厚生統計調査及び調査統計に関する事。
- (2) 局所管事業に係る福祉総合情報システムの開発及び運用に関する事。
- (3) 局内電算システムの企画及び調整に関する事。

主査（DXの推進に係る調整）

- (1) DXの推進に係る調整に関する事。

経理係

- (1) 局内の予算決算に関する事。
- (2) 局所管財産の管理の調整に関する事。

主査（債権管理の推進）

- (1) 局の主管する債権の管理及び回収に係る企画及び指導に関する事。

子育て支援部

子育て支援課

子育て支援係

- (1) 子育て支援事業に関する事。
- (2) 地域の子育て支援ネットワークに関する事。
- (3) 児童委員に関する事。

- (4) 子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の助成の企画及び調整に関する事。

- (5) 子ども・子育て支援センターに関する事。

- (6) 部内他課公所係の主管に属しない事。

主査（在宅子育て支援事業の推進）

- (1) 局長の指定する在宅子育て支援事業の推進に関する事。

- (2) 子ども・子育て支援センターに関する事。

主査（妊婦・子育て家庭への経済的支援）

- (1) 妊婦・子育て家庭への経済的支援に関する事。

母子保健係

- (1) 母子保健に関する事。
- (2) 自立支援医療（育成医療に限る。）その他母子に係る医療給付に関する事。
- (3) 母子保健システムに関する事。

子ども福祉課

子ども施設係

- (1) 市立の児童福祉施設の整備及び運営に関する事。

- (2) 児童福祉センター、西部児童相談所及び東部児童相談所に関する事。

- (3) 他係の主管に属しない事。

主査（施設の整備・民間移管等）

- (1) 市立の児童福祉施設等の整備に関する事。
- (2) 局長の指定する市立の児童福祉施設等の民間移管等に関する事。
- (3) 部の所管する施設に係る連絡調整に関する事。

子ども福祉係

- (1) 児童福祉施設の設置の計画及び手続に関する事（子ども発達支援係の主管に属するものを除く。）。

- (2) 児童福祉施設及び婦人保護施設の認可等及び運営に関する事（子ども発達支援係の主管に属するものを除く。）。

- (3) 要保護児童の援護に関する事（子ども発達支援係の主管に属するものを除く。）。

- (4) 児童虐待の予防及び防止に係る企画及び総合調整に関する事。

- (5) 児童虐待の予防に係る区役所及び関係機関等との連絡調整に関する事。

- (6) その他児童虐待対策に関する事（局内他部課室公所係の主管に属するものを除く。）。

- (7) 配偶者等からの暴力の被害者その他の女性の自立支援に係る相談及び指導の総括並びに企画に関する事。

- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による相談、指導その他の援助に関する事。

主査（児童虐待対策に係る企画調整）

- (1) 児童虐待の予防及び防止に係る企画及び総合調整に関する事。

- (2) 児童虐待の予防に係る区役所及び関係機関等との連絡調整に関する事。

主査（女性福祉）

- (1) 配偶者等からの暴力の被害者その他の女性の自立支援に係る相談及び指導の総括並びに企画に関する事。

- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による相談、指導その他の援助に関する事。

子ども発達支援係

- (1) 障害児の療育等に関すること。
- (2) 障害児に係る施設の設置の計画及び手続に関すること。
- (3) 障害児に係る施設の認可及び運営に関すること。
- (4) 指定障害児通所支援事業者の指定及び運営に関すること。
- (5) 指定障害児相談支援事業者の指定に係る審査及び運営に関すること。
- (6) 地域療育センターに関すること。
主査（事業者指導・監査等）
- (1) 指定障害児通所支援事業者の指定及び運営に関すること。
- (2) 指定障害児相談支援事業者の指定に係る審査及び運営に関すること。

保育部

保育企画室

保育企画係

- (1) 保育施策に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 保育所（市立の保育所を除く。）、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等の整備の計画及び手続に関すること。
- (3) 待機児童対策に関すること。
- (4) 保育士養成施設に関すること。
- (5) 部内他課公所係の主管に属しないこと。

主査（待機児童対策）(3)

- (1) 局長の指定する待機児童対策に関すること。
認可給付係
- (1) 子ども・子育て支援新制度に関すること（保育企画係の主管に属するものを除く。）。)
- (2) 保育所、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等の設置及び開始の認可並びに休止及び廃止の承認に関すること。
- (3) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関すること。
- (4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。
- (5) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに施設等利用給付認定保護者への支払に関すること。
- (6) 特定保育所における保育を行うことに関する保育費用の徴収に関する企画及び指導に関すること。
- (7) 保育所（市立の保育所を除く。）、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る滞納処分に関すること。
- (8) 保育事業の指導及び保育事業に係る補助金に関すること。

主査（教育・保育施設における多様な保育等の推進）

- (1) 教育・保育施設における多様な保育等の推進に関すること。
主査（給付等）
- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者への支払に関すること。
- (2) 保育事業に係る補助金に関すること。
主査（幼児教育・保育無償化等）
- (1) 特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。
- (2) 施設等利用給付認定保護者への支払に関すること。

保育運営課

保育運営係

- (1) 市立の保育所の運営に関すること（保育管理係の主管に属するものを除く。）。)
- (2) 市立の保育所の民間移管に関すること。
- (3) 市立の保育所の改修等に関すること。
- (4) 障害児保育指導委員会に関すること。
- (5) 医療的ケア児の支援に関すること。
- (6) 他係の主管に属しないこと。

主査（医療的ケア児の支援）

- (1) 医療的ケア児の支援に関すること。
- (2) 局長の指定する市立の保育所の運営に関すること。

主査（保育事業に係る業務改善）

- (1) 保育事業に係る業務改善に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設（市立の特定教育・保育施設を除く。）及び特定地域型保育事業者の指導監査並びに認可外保育施設等の指導監督に係る業務改善に関すること。

主査（保育所の民間移管）(2)

- (1) 局長の指定する市立の保育所の民間移管に関すること。

主査（保育所の改修等）

- (1) 局長の指定する市立の保育所の改修等に関すること。

保育管理係

- (1) 市立の保育所の職員の人事、給与、福利厚生及び保健衛生の手続並びに労務に関すること。

保育指導係

- (1) 特定教育・保育施設（市立の特定教育・保育施設を除く。）及び特定地域型保育事業者の指導監査並びに認可外保育施設等の指導監督に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設等の保育等の指導に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設等の給食に係る調理及び栄養の指導に関すること。
- (4) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設等の職員等の研修に関すること。
主査（指導監査等）

- (1) 局長の指定する特定教育・保育施設（市立の特定教育・保育施設を除く。）及び特定地域型保育事業者の指導監査並びに認可外保育施設等の指導監督に関すること。

子ども未来企画部

子ども未来企画室

子ども未来企画係

- (1) 子ども及び親の支援の推進に係る施策の総合的な企画、調整及び実施に関すること。
- (2) ひとり親家庭等の福祉に関すること。
- (3) 児童手当（名古屋市職員に係るものを除く。）に関すること。
- (4) 子育て世帯生活支援特別給付金に関すること。
- (5) 児童扶養手当に関すること。
- (6) ひとり親家庭手当に関すること。
- (7) 愛知県遺児手当に係る事務の連絡調整に関すること。
- (8) 児童福祉システムの標準化に関すること。
- (9) 部内他課室公所係の主管に属しないこと。

主査（企画調整）

- (1) 局長の指定する子ども及び親の支援の推進に関すること。

主査（子どもの権利擁護に係る企画調整）

- (1) 子どもの権利擁護に係る企画及び調整に関すること（局内他部課室公所係の主管に属するものを除く。）。

主査（子ども等の支援の推進）(2)

- (1) 局長の指定する子ども等の支援の推進に関すること。

主査（子ども等の支援の推進に係る特命事項の処理）

- (1) 局長の指定する子ども等の支援の推進に係る特命事項の処理に関すること。

主査（児童福祉システム標準化に係る調整）

- (1) 児童福祉システムの標準化に係る調整に関すること。

主査（児童福祉システム標準化）

- (1) 児童福祉システムの標準化に関すること。

主査（子育て世帯生活支援特別給付金）

- (1) 子育て世帯生活支援特別給付金に関すること。

青少年家庭課

青少年自立支援係

- (1) 青少年教育に関すること。
(2) 青少年の社会参画の推進に関すること。
(3) 青少年交流プラザに関すること。
(4) その他青少年の自立支援に関すること。
(5) 他係の主管に属しないこと。

子ども育成係

- (1) 青少年の保護育成の推進に関すること。
(2) 児童の健全育成に関すること。
(3) 児童厚生施設に関すること。
(4) その他青少年の育成に関すること。

放課後事業推進室

放課後事業推進係

- (1) 放課後施策の企画及び調整に関すること。
(2) 放課後事業に係る待機児童対策に関すること。
(3) トワイライトルームに関すること。
(4) トワイライトスクールに関すること。
(5) 留守家庭児童健全育成事業に関すること。

主査（放課後事業に係る企画調整）(3)

- (1) 局長の指定する放課後施策の企画及び調整に関すること。
(2) 局長の指定する放課後事業に係る待機児童対策に関すること。
(3) トワイライトルームに関すること。
(4) 留守家庭児童健全育成事業に関すること。

住宅都市局

総務課

庶務係

- (1) 局内の文書及び公印の管守に関すること。
(2) 局内事務事業の連絡調整に関すること。
(3) 局関係諸規程に関すること。
(4) 局所管の事務事業（復興土地区画整理事業を除く。）に係る審査請求の処理及び訴訟資料の取りまとめ（復興土地区画整理事業に係る換地処分後の残存事務（主査（調査）の項において「復興事業残存事務」という。）及び市営住宅に係るものを除く。）に関すること。
(5) 業務委託等の契約に関すること。
(6) 局内他部課室公所係の主管に属しないこと。

主査（調査）

- (1) 局関係諸規程に関すること。
(2) 局所管の事務事業（復興土地区画整理事業を除く。）に係る審査請求の処理及び訴訟資料の取りまとめ（復興事業残存事務及び市営住宅に係るものを除く。）に関すること。
(3) 業務委託等の契約に関すること。

管理係

- (1) 局内の人事、給与及び労務の調整管理に関すること。
(2) 局内職員の福利厚生及び保健衛生に関すること。

企画経理課

企画係

- (1) 局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。
(2) 局事務事業の事務改善の総括及び行政評価の実施に関すること。
(3) 局事務事業に係る広報の総括に関すること。
(4) 局の主管に属する外郭団体の総括に関すること。
(5) 公益財団法人名古屋まちづくり公社に関すること。
(6) 他係の主管に属しないこと。

主査（まちづくりに係る調査研究）

- (1) まちづくりに係る調査研究に関すること。

主査（企画調整）(3)

- (1) 局長の特命による事務事業の企画、調査及び総合調整に関すること。
(2) 局事務事業に係る広報の総括に関すること。

経理係

- (1) 局内の予算決算に関すること。
(2) 局に属する補助金の申請等に関すること。
(3) 局所管財産の管理の調整に関すること。

監理指導室

監理指導係

- (1) 設計及び工事に係る総括的監理及び審査指導に関すること。
(2) 設計及び工事に係る契約事務の監理指導に関すること。
(3) 工事に係るコスト管理に関すること。
(4) 他係の主管に属しないこと。

主査（設備監理指導）

- (1) 設計及び工事に係る総括的監理及び審査指導に関すること（設備に係るものに限る。）。
(2) 設計及び工事に係る契約事務の監理指導に関すること（設備に係るものに限る。）。
(3) 工事に係るコスト管理に関すること（設備に係るものに限る。）。

るものに限る。)

技術管理係

- (1) 工事に係る技術上の調査、指導及び統計に関すること。
- (2) 工事に係る技術上の処理基準及び積算基準に関すること。
- (3) 設計、調査等の委託及び工事に係る電算システムの管理に関すること。

主査(検査)(5)

- (1) 局長の指定する設計、調査等の委託及び工事に係る検査に関すること。

都市計画部

都市計画課

総括係

- (1) 都市計画の手続(都市計画の決定又は変更の手続並びに都市計画についての協議及び意見の申出等をいう。以下都市計画課及び街路計画課の項において同じ。)に関すること。
- (2) 都市計画事業予定地に係る指定、相手方の申出の受付、公告及び関係権利者に対する周知措置に関すること。
- (3) 都市計画審議会に関すること。
- (4) 名古屋都市センター事業に関すること。
- (5) 部内他課室係の主管に属しないこと。

都市計画係

- (1) 都市計画の総合的な企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 市街地開発事業に係る都市計画の手続に関すること。
- (3) 公園、緑地、墓園等の公共空地並びに風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域及び生産緑地地区に係る都市計画の手続に関すること。
- (4) 下水道、運河等に係る都市計画の手続に関すること。
- (5) 居住誘導区域外等の区域内における建築等の届出等に関すること。
- (6) 市街地復興計画及び都市防災に関すること。
- (7) 地域冷暖房施設の整備促進に関すること。
- (8) 都市計画基本図に関すること。
- (9) 公有地等の利用計画の調整に関すること。

主査(緑地計画・都市施策)

- (1) 緑地計画に係る企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 公園、緑地、墓園等の公共空地並びに風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域及び生産緑地地区に係る都市計画の手続に関すること。
- (3) 長期都市施策に係る企画、調査及び調整に関すること。

地域計画係

- (1) 区域区分及び地域地区に係る都市計画の手続に関すること(部内他課係の主管に属するものを除く。)
- (2) 地区計画等に係る都市計画の手続に関すること。
- (3) 建築物の建築を伴う都市施設に係る都市計画の手続に関すること。
- (4) 地区計画等の区域内における建築行為等の届出等に関すること。
- (5) 遊休土地転換利用促進地区に関すること。
- (6) 都市計画の基礎調査に関すること。

主査(地区計画)

- (1) 地区計画等に関すること。

- (2) 遊休土地転換利用促進地区に関すること。

街路計画課

街路計画係

- (1) 街路等に係る都市計画の手続及び企画調整に関すること。
- (2) 他係の主管に属しないこと。

高速道路係

- (1) 自動車専用道路整備に係る連絡調整に関すること。
- (2) 名古屋環状2号線に係る連絡調整に関すること。
- (3) 名古屋高速道路に係る都市計画の手続及び連絡調整に関すること。
- (4) 名古屋高速道路に係る公示、同意等に関すること。
- (5) 名古屋高速道路公社に関すること。

主査(高速道路アクセス向上)(2)

- (1) 名古屋高速道路の出入口等の新設及び改良等に関すること。

施設計画係

- (1) 自動車ターミナル及び駅前広場等に係る都市計画の手続並びに企画及び調整に関すること。
- (2) 駐車場に係る都市計画の手続に関すること。
- (3) 鉄軌道等に係る都市計画の手続並びに企画及び調整に関すること。
- (4) 鉄軌道等と道路との立体交差の企画及び調整に関すること。

主査(鉄道に係る立体交差)

- (1) 局長の指定する鉄道に係る立体交差に関すること。

ウォークアブル・景観推進室

都市景観係

- (1) 都市景観基本計画に関すること。
- (2) 景観計画及び都市景観形成地区に関すること。
- (3) 都市景観の整備に関する調査、企画及び事業に関すること。
- (4) 都市景観に関する知識の普及及び市民意識の高揚に関すること。
- (5) 広告・景観審議会に関すること。
- (6) 他係の主管に属しないこと。

ウォークアブル推進係

- (1) 地域のまちづくりに係る調査、企画及び調整に関すること。
- (2) 地域のまちづくりに係る相談及び支援に関すること。
- (3) 沿道等の滞在快適性向上に関すること。

主査(エリアリノベーション)

- (1) 局長の指定する地区のエリアリノベーションに関すること。

主査(既存建築ストックの活用)

- (1) 局長の指定する地区の既存建築物の保全及び活用における用途変更の調整に関すること。

屋外広告物係

- (1) 屋外広告物規制に関すること。
- (2) 屋外広告物の許可及び手数料徴収に関すること。
- (3) その他屋外広告物に関すること。

交通企画課

企画調査係

- (1) 総合交通に係る調査及び企画に関すること。
- (2) 総合交通に係る計画に関すること。

- (3) 街路網の調査及び企画に関すること。
- (4) 自動車交通量の将来推計に関すること。
- (5) 広域交通に係る連絡調整に関すること。
- (6) 総合駅の整備に係る連絡調整に関すること。
- (7) 駐車場の企画、設置及び管理運営に関すること。
- (8) 路外駐車場の監督に関すること。
- (9) 建築物の駐車施設の附置の特例に関すること。
- (10) 駐車施策に係る企画及び調整に関すること。
- (11) 市が出資する第3セクターが経営する鉄軌道事業に係る企画及び経営の管理に関すること。

- (12) 交通問題調査会に関すること。

主査（総合交通計画）

- (1) 総合交通に係る計画に関すること。
- (2) 広域交通に係る連絡調整に関すること。
- (3) 総合駅の整備に係る連絡調整に関すること。
- (4) 市が出資する第3セクターが経営する鉄軌道事業に係る企画及び経営の管理に関すること。
- (5) 交通問題調査会に関すること。

主査（駐車場のあり方検討）

- (1) 駐車場の企画、設置及び管理運営に関すること。
- (2) 路外駐車場の監督に関すること。
- (3) 建築物の駐車施設の附置の特例に関すること。

交通事業推進室

交通事業推進係

- (1) 名古屋ガイドウェイバス株式会社が経営する軌道事業に係る企画及び経営の管理に関すること。
- (2) 新たな路面公共交通システムの導入に関すること。

主査（ガイドウェイバス次期車両更新等）(2)

- (1) ガイドウェイバスの次期車両更新等に関すること。

主査（新たな路面公共交通システムの導入調整）(2)

- (1) 新たな路面公共交通システムの導入の調整に関すること。

営繕部

企画保全課

事務総括係

- (1) 市設建築物等（市営住宅及び定住促進住宅並びにこれらに関連する施設（以下住宅都市局の項において「市営住宅等」という。）を除く。）の工事に係る事務の処理その他部内他課の事務手続に関すること。
- (2) 部内他課係の主管に属しないこと。

企画係

- (1) 営繕施策に係る調査研究、企画及び調整に関すること。
- (2) 市設建築物等の保全の推進に係る調査研究、企画及び調整に関すること（機械、給排水、衛生及びガスの設備（以下営繕部の項において「機械設備等」という。）並びに電気設備に係るものを除く。）。
- (3) 市設建築物等の耐震対策に係る調査及び実施計画に関すること（機械設備等及び電気設備に係るものを除く。）。
- (4) 市設建築物等の省エネルギー対策に関すること（機械設備等及び電気設備に係るものを除く。）。

建築計画係

- (1) 市設建築物等の調査、設計及び施工の計画及び調整に関すること（機械設備等及び電気設備に係るものを除く。）。

るものを除く。）。

機械計画係

- (1) 市設建築物等の機械設備等に係る調査、設計及び施工の計画及び調整に関すること。
- (2) 市設建築物等の機械設備等の保全の推進に係る調査研究、企画及び調整に関すること。
- (3) 市設建築物等の機械設備等に係る耐震対策に係る調査及び実施計画に関すること。
- (4) 市設建築物等の機械設備等に係る省エネルギー対策に関すること。

電気計画係

- (1) 市設建築物等の電気設備に係る調査、設計及び施工の計画及び調整に関すること。
- (2) 市設建築物等の電気設備の保全の推進に係る調査研究、企画及び調整に関すること。
- (3) 市設建築物等の電気設備に係る耐震対策に係る調査及び実施計画に関すること。
- (4) 市設建築物等の電気設備に係る省エネルギー対策に関すること。

営繕課

建築第一係

建築第二係

建築第三係

- (1) 局長の指定する市設建築物等の調査、設計及び施工に関すること。
- (2) 局長の指定する市設建築物等の取りこわし工事の調査、設計及び施工に関すること。
- (3) 東山動植物園の再生に関すること（建築第二係に限る。）。
- (4) 南陽工場等の整備に関すること（建築第三係に限る。）。
- (5) 民間の活力を活用した市設建築物等の整備の推進に関すること（建築第一係に限る。）。
- (6) 他係の主管に属しないこと（建築第一係に限る。）。

土木係

- (1) 市設建築物等の用地の調査、測量及び土木工事にに関すること。

主査（東山動植物園再生）

- (1) 東山動植物園の再生に関すること。

主査（南陽工場等整備）

- (1) 南陽工場等の整備に関すること。

主査（民間活力による施設整備の推進）(3)

- (1) 民間の活力を活用した市設建築物等の整備の推進に関すること。

主査（国際展示場整備に係る調整）(2)

- (1) 国際展示場の整備に係る調査、設計及び施工の調整に関すること。

主査（国際会議場整備に係る調整）

- (1) 国際会議場の整備に係る調査、設計及び施工の調整に関すること。

主査（区役所整備に係る連絡調整）(2)

- (1) 区役所の整備に係る連絡調整に関すること。

住宅・教育施設課

住宅第一係

住宅第二係

- (1) 市営住宅等の建築計画及び工事に係る技術上の処理基準に関すること（住宅第一係に限る。）。
- (2) 局長の指定する市営住宅等の調査、設計及び施工に関すること。

- (3) 局長の指定する市営住宅等の取りこわし工事の調査、設計及び施工に関する事。
 - (4) 他係の主管に属しないこと（住宅第一係に限る。）。
- 教育施設第一係
教育施設第二係
教育施設第三係
- (1) 局長の指定する教育施設の調査、設計及び施工に関する事。
 - (2) 局長の指定する教育施設の取りこわし工事の調査、設計及び施工に関する事。

設備課

- 機械第一係
- 機械第二係
- 機械第三係

- (1) 局長の指定する市設建築物等の機械設備等に係る調査、設計及び施工に関する事。
 - (2) 市庁舎の機械設備等の保全に関する事（機械第一係に限る。）。
 - (3) 他係の主管に属しないこと（機械第一係に限る。）。
- 電気第一係
電気第二係
電気第三係
- (1) 局長の指定する市設建築物等の電気設備に係る調査、設計及び施工に関する事。
 - (2) 市庁舎の電気設備の保全に関する事（電気第一係に限る。）。
- 主査（南陽工場等整備）
- (1) 南陽工場等の整備に関する事。

建築指導部

- 建築指導課
- 調査係

- (1) 建築基準法その他関係法規の調査及び諸規程の制定改廃に関する事。
 - (2) 建築審査会及び公開による意見の聴取に関する事。
 - (3) 建築統計及び報告に関する事。
 - (4) 部内他課係の主管に属しないこと。
- 市街地建築係
- (1) 建築基準法上の許可、認定及び報告に関する事。
 - (2) 建築協定に関する事。
 - (3) 総合設計制度に関する事。
 - (4) 建築基準法に係る地区計画制度に関する事。
 - (5) 臨海部防災区域に関する事。
 - (6) 建築基準法上の道路に係る指定及び許可等に関する事。
 - (7) 建築基準行政実施のための連絡調整に関する事。
- 主査（道路審査）
- (1) 建築基準法上の道路に係る指定及び許可等に関する事。
- 建築物環境指導係
- (1) 建築物の環境配慮等の促進に係る届出及び認定等に関する事。
 - (2) 建築工事に係る分別解体等の届出及び指導に関する事。
- 建築相談係
- (1) 中高層建築物及び共同住宅型集合建築物等の建

築に係る相談、指導及び調整に関する事。

- (2) 建築についての一般相談に関する事。
 - (3) 建築紛争に係る相談、指導及び調整に関する事。
 - (4) 建築紛争調停委員会に関する事。
- 主査（建築紛争調整）
- (1) 建築紛争に係る相談、指導及び調整に関する事。
 - (2) 建築紛争調停委員会に関する事。

開発指導課

- 開発審査係

- (1) 開発行為の規制その他の都市計画制限及びこれに伴う許可申請手数料等の徴収に関する事。
 - (2) 都市計画事業地内における建築行為等の制限（市街地開発事業地内に係るものを除く。）に関する事。
 - (3) 開発登録簿の作成、閲覧等に関する事。
 - (4) 租税特別措置法による優良宅地の認定に関する事。
 - (5) 開発審査会に関する事。
 - (6) 他係の主管に属しないこと。
- 宅地規制係
- (1) 宅地造成等の規制等に関する事。
- 主査（盛土等の規制）
- (1) 局長の指定する宅地造成等の規制等に関する事。

建築審査課

- 審査総括係

- (1) 建築確認申請書等の受付及び確認済証等の交付に関する事。
 - (2) 建築基準法による検査に係る申請書の受付及び検査済証等の交付に関する事。
 - (3) 建築確認手数料及び検査手数料等の徴収に関する事。
 - (4) 租税特別措置法による優良住宅等の認定に関する事。
 - (5) 建築情報システムに関する事。
 - (6) 建築計画概要書等の閲覧に関する事。
 - (7) 建築物に係る台帳の記載事項の証明に関する事。
 - (8) 建築基準法上の指定確認検査機関に関する事。
 - (9) 他係の主管に属しないこと。
- 建築審査係
- (1) 建築確認申請書等の審査及び検査に関する事。
 - (2) 福祉都市環境整備に係る建築の相談、指導及び連絡調整に関する事。
 - (3) 建築基準法による仮設建築物の建築の許可に関する事。
 - (4) 建築基準法による仮使用の認定に関する事。
 - (5) 愛知県建築基準条例による認定（建築物の敷地と道路との関係及び地下街に関する制限の緩和に係る認定を除く。）に関する事。
 - (6) 建築基準法による工事中における安全上の措置等に関する計画の届出に関する事。
 - (7) 建築基準法による確認及び検査に係る調査及び調整に関する事。
- 主査（既存建築ストックの審査）
- (1) 既存建築物の保全及び活用における用途変更に係る建築確認申請書等の審査及び検査に関する事。

構造設備審査係

- (1) 建築物及び工作物の構造耐力の審査及び検査に関すること。
- (2) 建築設備及び遊戯施設の審査、検査及び定期報告等に関すること。
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による検査に関すること。

主査（設備審査）

- (1) 建築設備及び遊戯施設の審査、検査及び定期報告等に関すること。
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による検査に関すること。

建築安全推進課

建築防災係

- (1) 建築基準法上の定期報告に関すること。
- (2) 建築基準法による全体計画の認定に関すること。
- (3) 愛知県建築基準条例による認定（地下街に関する制限の緩和に係るものに限る。）に関すること。
- (4) 建築物の防災指導に関すること。
- (5) 建築物の防災対策（建築指導課の主管に属するものを除く。）の調査及び企画に関すること。
- (6) 既存建築物の保全及び活用における用途変更に係る企画、調整及び相談に関すること。
- (7) 民間建築物の吹付けアスベスト対策助成に関すること。
- (8) 土砂災害特別警戒区域内の建築物の土砂災害対策改修費等助成に関すること。
- (9) 他係の主管に属しないこと。

主査（既存建築ストックの活用相談等）

- (1) 建築基準法による全体計画の認定に関すること。
- (2) 既存建築物の保全及び活用における用途変更に係る企画、調整及び相談に関すること。

監察指導係

- (1) 違反建築物の監察及び指導に関すること。
- (2) 違反建築物の措置に関すること。
- (3) 保安上危険な建築物等の安全対策に関すること。
- (4) 工事現場の危害の防止措置に関すること。
- (5) 違反建築物に係る関係機関との連絡調整に関すること。

主査（建築物等の安全対策）

- (1) 保安上危険な建築物等の安全対策に関すること。
- (2) 違反建築物に係る関係機関との連絡調整に関すること。

住宅部

住宅企画課

企画係

- (1) 住宅事情の調査及び住宅事業の総合企画に関すること。
- (2) 住生活基本計画に関すること。
- (3) 環境に配慮した住宅の整備推進に関すること。
- (4) 住まいの窓口における相談及び情報提供等に関すること。
- (5) 名古屋市住宅供給公社に関すること（住宅整備課及び住宅管理課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 部内他課係の主管に属しないこと。

民間住宅係

- (1) 特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅等に関すること。
- (2) サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録及び監督に関すること。

- (3) 地域住宅計画等に関すること。
- (4) 居住支援の促進に関すること。
- (5) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び監督等に関すること。
- (6) 分譲マンションの管理の支援等に関すること。
- (7) 都心共同住宅供給事業の助成及び指導に関すること（市街地整備課の主管に属するものを除く。）。
- (8) その他民間住宅の助成に関すること。

主査（居住支援の促進等）

- (1) 居住支援の促進に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び監督等に関すること。

主査（マンション管理適正化等）

- (1) 局長の指定する分譲マンションの管理の支援並びに助言及び指導等に関すること。
- (2) 局長の指定する分譲マンションの管理状況の届出及び管理計画の認定に関すること。
- (3) 局長の指定する分譲マンションの再生の円滑化に関すること。

住宅整備課

住宅整備係

- (1) 市営住宅等の建設及び整備に係る局長の指定する手続等に関すること。
- (2) 市営住宅等のアセットマネジメントに関すること。
- (3) 市営住宅等の整備計画に関すること。
- (4) 千種台ふれあいタウンの整備に関すること。
- (5) 市営住宅等のアセットマネジメントに係る名古屋市住宅供給公社との連絡調整に関すること。
- (6) 他係の主管に属しないこと。

主査（市営住宅等のアセットマネジメントの推進）

- (1) 市営住宅等のアセットマネジメントに関すること。
- (2) 市営住宅等のアセットマネジメントに係る名古屋市住宅供給公社との連絡調整に関すること。

主査（整備計画・耐震対策）

- (1) 市営住宅等の整備計画に関すること。
- (2) 名城地区の住宅の整備計画に関すること。
- (3) 市営住宅の耐震対策に関すること。

主査（民間活力による住宅整備）

- (1) 民間の活力を活用した市営住宅の整備に関すること。

建替推進係

- (1) 市営住宅の建替えに関すること。
主査（特定団地建替推進）
(1) 局長の指定する市営住宅の建替えの推進に関すること。

住宅管理課

管理係

- (1) 市営住宅等の管理の総括に関すること（施設活用係の主管に属するものを除く。）。
- (2) 市営住宅等の家賃、使用料等の決定及び変更に関すること。
- (3) 市営住宅等の管理に係る名古屋市住宅供給公社との連絡調整に関すること。
- (4) 他係の主管に属しないこと。

施設活用係

- (1) 市営住宅等の敷地及び附帯施設の管理に関すること。

(2) 市営住宅等に係る財産の有効活用に関すること。

居住係

- (1) 市営住宅等の入居及び退去に関すること。
- (2) 市営住宅等の募集企画に関すること。
- (3) 市営住宅等の活用計画に関すること。
- (4) 市営住宅等に係る収入に関すること。
- (5) 市営住宅の入居者の収入の調査及び認定に関すること。
- (6) 市営住宅の収入超過者及び高額所得者の認定に関すること。
- (7) 市営住宅の高額所得者に対する明渡指導に関すること。
- (8) 市営住宅等の家賃、使用料等の支払の指導に関すること。
- (9) 市営住宅等における不適正居住及び迷惑行為の監察及び是正指導に関すること。
- (10) 市営住宅等に係る訴訟、和解等に関すること。
- (11) 市営住宅等に係る強制執行に関すること。
- (12) 住宅地区改良事業に関すること。

主査（入居に係る企画調整）

- (1) 市営住宅等の入居及び退去に関すること。
 - (2) 市営住宅等の募集企画に関すること。
- 主査（不適正居住対策）
- (1) 市営住宅等における不適正居住及び迷惑行為の監察及び是正指導に関すること。
 - (2) 市営住宅等に係る訴訟、和解等に関すること。
 - (3) 市営住宅等に係る強制執行に関すること。

主査（改良住宅管理等）

- (1) 改良住宅の管理に関すること。
- (2) 住宅地区改良事業に関すること。

都市整備部

まちづくり企画課

企画係

- (1) 市街地の開発及び整備に係る調査及び企画に関すること（局内他部課室公所係の主管に属するものを除く。）。
- (2) 部内他課室公所係の主管に属しないこと。

主査（金山まちづくり）(2)

- (1) 金山地区の開発及び整備に係る調査、企画及び調整に関すること。

主査（堀川周辺）

- (1) 堀川周辺のまちづくりに係る調査、企画及び調整に関すること。

開発調整係

- (1) 市街地の開発及び整備に係る相談及び調整に関すること（局内他部課室公所係の主管に属するものを除く。）。
- (2) 都市計画区域内の土地についての調査及び資料の収集並びに情報の提供に関すること。
- (3) 国土利用計画法に基づく申請及び届出の受理に関すること。
- (4) 国土利用計画法に基づく遊休土地に係る措置に関すること。
- (5) 土地利用審査会に関すること。
- (6) その他国土利用計画法に関すること。

主査（公有地開発に係る事業推進）

- (1) 局長の指定する公有地を活用した市街地の開発及び整備に係る調整に関すること。
- 主査（港北まちづくり）
- (1) 港北まちづくりに係る調査、企画及び調整に関すること。

主査（金山まちづくりに係る連絡調整）(2)

- (1) 金山地区のまちづくりに係る連絡調整に関すること。

名港開発振興課

企画係

- (1) 港及びその周辺地区における総合的な施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 港及びその周辺地区における開発及び整備の推進に関すること。
- (3) 名古屋港管理組合への貸付財産に関すること。
- (4) 名古屋港管理組合の負担金に関すること。
- (5) 名古屋港管理組合との連絡調整に関すること。

主査（中川運河）

- (1) 中川運河に係る企画及び調整に関すること。

主査（水辺環境の整備・水上交通）

- (1) 中川運河に係る開発及び整備の推進に関すること。
- (2) 水上の交通手段の導入に係る企画及び調整に関すること。

主査（中川運河周辺活性化）

- (1) 中川運河周辺活性化プロジェクトに係る調査及び調整に関すること。

主査（港関連事業等に係る特命事項の処理）

- (1) 港関連事業等に係る特命事項の処理に関すること。
- (2) 港湾区域内の公有水面の埋立てに係る意見に関すること。

主査（金城ふ頭開発）(5)

- (1) 金城ふ頭地区の開発に関すること。

耐震化支援室

企画係

- (1) 建築物の耐震対策に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (2) 建築物の耐震対策に係る相談及び啓発に関すること。
- (3) 建築物耐震改修促進計画に関すること。
- (4) 他係の主管に属しないこと。

建築物耐震係

- (1) 耐震診断義務付け対象建築物等の耐震化の推進に関すること。
- (2) 非木造住宅に係る耐震化の推進に関すること。
- (3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律による認定に関すること。

木造住宅耐震係

- (1) 木造住宅に係る耐震化の推進に関すること。
- (2) 民間ブロック塀等撤去助成に関すること。
- (3) 地域における耐震対策に係る活動に対する支援に関すること。

市街地整備課

総括係

- (1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業、住環境整備事業、市街地住宅整備事業その他これらに類する事業（以下市街地整備課の項において「土地区画整理事業等」という。）に係る連絡調整に関すること（他係の主管に属するものを除く。）。
- (2) 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の制限に関すること。
- (3) 土地区画整理促進区域内における建築行為等の制限に関すること。

- (4) 密集市街地の防災対策に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (5) 密集市街地における助成に関すること。
- (6) 大曽根北・筒井都市整備事務所及び緑都市整備事務所に関すること。
- (7) 他係の主管に属しないこと。

区画整理係

- (1) 土地区画整理事業の認可に関すること（他係の主管に属するものを除く。）。
- (2) 土地区画整理事業の指導監督に関すること（他係の主管に属するものを除く。）。
- (3) 土地区画整理事業等の推進及び調整に関すること（他係の主管に属するものを除く。）。
- (4) 復興土地区画整理事業に関すること。
- (5) 流通業務地区内における規制に関すること。
- (6) 土地区画整理事業等による施設の維持管理に関すること。

主査（補償調整等）

- (1) 土地区画整理事業等に係る補償基準等に関すること。
- (2) 局内の用地対策連絡協議会に関すること。
- (3) 市街地再開発事業の推進及び調整に関すること（他係の主管に属するものを除く。）。
- (4) 復興土地区画整理事業に関すること。
- (5) 流通業務地区内における規制に関すること。
- (6) 土地区画整理事業等による施設の維持管理に関すること。

志段味推進係

- (1) 志段味地区における開発及び整備に係る事業の調査、企画及び実施に関すること。
- (2) 志段味地区における特定土地区画整理事業の認可及び指導監督に関すること。

主査（志段味総合整備）

- (1) 志段味地区における局長の指定する開発及び整備に係る事業の調査、企画及び実施に関すること。
- (2) 志段味地区における局長の指定する特定土地区画整理事業の指導監督に関すること。

主査（中志段味事業推進）(2)

- (1) 中志段味地区における事業の推進に関すること。

アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用開発推進室

調査設計係

- (1) アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用に係る基盤整備の調査、設計及び測量に関すること。
- (2) 換地及び清算に関すること。
- (3) アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用に係る基盤整備に伴う土地及び建物の登記に関すること。
- (4) アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用に係る基盤整備の施行地区内における建築行為等の許可に係る意見に関すること。
- (5) アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用に係る民間開発の推進に関すること。
- (6) 他係の主管に属しないこと。

主査（アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用に係る民間開発の推進）(2)

- (1) アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用に係る民間開発の推進に関すること。

工事係

- (1) アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用に係る基盤整備の工事の施行等に関すること。

主査（アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用に係る基盤整備の調整）(3)

- (1) アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用に係る基盤整備の調整に関すること。

リニア関連都心開発部

都心まちづくり課

企画係

- (1) 都心部のまちづくりに係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 都心部における民間再開発等に係る調整に関すること。
- (3) 民間施行の市街地再開発事業等の認可及び指導監督に関すること。
- (4) 民間再開発等に係る助成に関すること。
- (5) 栄バスターミナル、久屋大通公園（北部園地・中央園地並びに市長の定める公園施設及び管理許可施設に限る。）、ナディアパーク等の管理に関すること。

- (6) 部内他課室公所係の主管に属しないこと。

主査（栄再開発）

- (1) 民間の活力を活用した栄地区の活性化に係る再開発事業の推進及び調整に関すること。

主査（栄地区の施設に係る管理・活用）

- (1) 栄バスターミナル、久屋大通公園（北部園地・中央園地並びに市長の定める公園施設及び管理許可施設に限る。）等の管理に関すること。

事業推進係

- (1) 栄地区における開発の事業推進に関すること。
- (2) 栄地区における地域の構成員との連携及び魅力の発信に関すること。

主査（栄公共空間）

- (1) 栄地区における公共空間の整備に係る事業の推進及び調整に関すること。

リニア関連・名駅周辺開発推進課

まちづくり推進係

- (1) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区のまちづくりに係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。
- (2) リニア中央新幹線の整備に係る調整に関すること。
- (3) 名古屋駅周辺地区における開発及び整備の事業推進に関すること。
- (4) 名古屋駅周辺地区（特定都市再生緊急整備地域に限る。）における民間再開発等に係る調整に関すること。
- (5) ささしまライブ24総合整備事務所に関すること。

主査（まちづくり調整）

- (1) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区（駅建設地周辺を除く。）の開発及び整備に関すること。
- (2) 局長の指定する名古屋駅周辺地区のまちづくりに係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。

主査（市街地整備）

- (1) リニア中央新幹線の開業に向けた駅建設地周辺の開発及び整備に関すること。

主査（名駅南公共空間整備等）

- (1) 名古屋駅周辺における公共空間の整備に関すること。
- (2) 名駅南地区における民間再開発等に係る調整に関すること。

名駅ターミナル整備室

整備第一係

- (1) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化に係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。

- (2) 他係の主管に属しないこと。

主査（名駅ターミナル機能強化）(2)

- (1) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化に係る計画策定等に関すること。

整備第二係

- (1) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化に係る総合的な事業の施行に関すること。

主査（名駅ターミナル事業調整）

- (1) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化の事業に係る調整及び工事に関すること。

主査（名駅ターミナル補償）

- (1) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化の事業に係る補償に関すること。

緑政土木局

総務課

庶務係

- (1) 局内の文書及び公印の管守に関すること。
- (2) 局内事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 局関係規程に関すること。
- (4) 業務委託等の契約に関すること。
- (5) 局所管車両の管理の総括に関すること。
- (6) 局所管車両の運転事故の賠償の総括に関すること。
- (7) 局内他部課公所係の主管に属しないこと。

主査（調査・車両）

- (1) 局関係規程に関すること。
- (2) 業務委託等の契約に関すること。
- (3) 局所管車両の管理の総括に関すること。
- (4) 局所管車両の運転事故の賠償の総括に関すること。

管理係

- (1) 局内の人事、給与及び労務の調整管理に関すること。
- (2) 局内職員の福利厚生及び保健衛生に関すること。

企画経理課

企画係

- (1) 局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。
- (2) 道路、河川、公園等の総合的な整備に係る調査及び企画に関すること。
- (3) 局資産の有効活用に係る企画調整に関すること。
- (4) 局の事業に係る防災及び道路等の危機管理の総括に関すること。
- (5) その他局長の特命による事務事業に関すること。
- (6) 局事務事業の事務改善の総括及び行政評価の実施に関すること。
- (7) 局事務事業に係る広報の総括に関すること。
- (8) 局の主管に属する外郭団体に関すること。
- (9) 土木事務所に関すること。
- (10) 他係の主管に属しないこと。

主査（企画）

- (1) 道路、河川、公園等の総合的な整備に係る調査及び企画に関すること。
- (2) 局長の指定する土木事務所に係る局内重要事項の総合調整に関すること。
- (3) 局資産の有効活用に係る企画調整に関すること。
- (4) その他局長の特命による事務事業に関すること。

主査（道路等の危機管理・水防）

- (1) 局の事業に係る防災及び道路等の危機管理の総括に関すること。
- (2) その他局長の特命による事務事業に関すること。

主査（広域交通に係る企画調整）

- (1) 広域交通に係る企画及び調整に関すること。

主査（道路等に係る連絡調整）

- (1) 道路等に係る連絡調整に関すること。

経理係

- (1) 局内の予算決算に関すること。
- (2) 局に属する補助金の申請等に関すること。

技術指導課

指導検査係

- (1) 局長の指定する工事等の検査に関すること。
- (2) 工事に係る技術上の調査及び指導に関すること。
- (3) 局所管事業に係る事務電算化に関すること。

- (4) 建設副産物処理対策に関すること。
- (5) 建設コスト縮減対策に関すること。
- (6) 局所管事業に係る総合評価落札方式に関すること。
- (7) 他係の主管に属しないこと。

主査（指導検査）(4)

- (1) 局長の指定する工事等の検査に関すること。
- (2) 局長の指定する工事に係る技術上の調査及び指導に関すること。

主査（技術評価等）

- (1) 局所管事業に係る総合評価落札方式の技術的な審査に関すること。
- (2) 局長の指定する工事等の検査に関すること。
- (3) 局長の指定する工事に係る技術上の調査及び指導に関すること。

技術管理係

- (1) 工事に係る技術上の処理基準に関すること。
- (2) 工所用材料に係る調査及び指導に関すること。
- (3) 局所管事業に係る情報化施策の企画及び推進に関すること。

主査（情報化施策推進）

- (1) 局所管事業に係る情報化施策の企画及び推進に関すること。

路政部

道路管理課

路政係

- (1) 道路関係規程の実施細目に関すること。
- (2) 道路に関する訴訟資料の取りまとめに関すること。
- (3) 道路に関する損害賠償に関すること。
- (4) 道路愛護に係る知識の普及に関すること。
- (5) 部内他課係の主管に属しないこと。

占用係

- (1) 道路の占用許可及び道路に関する工事の承認の事務手続に関すること。
- (2) 道路の占用料その他道路に係る収入金の徴収に関すること。

監理係

- (1) 道路の監察及び監理に係る総合的な企画及び調整並びに局長の指定する道路の監察及び監理に関すること。
- (2) 道路に関する監督処分等の調整及び局長の指定する道路に関する監督処分に関すること。
- (3) 道路の不法占用の実態調査、処理計画及び処理に関すること。
- (4) 道路占用許可に伴う技術上の調査及び指導に関すること。
- (5) 道路に関する工事及び占用工事の調整に関すること。
- (6) 放置自動車対策に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (7) 特殊車両の通行許可に関すること。

主査（リニア関連工事等調整）

- (1) 局長の指定する道路に関する工事及び占用工事の調整に関すること。
- (2) 局長の指定する道路の監察及び監理に関すること。
- (3) 局長の指定する道路に関する監督処分に関すること。

道路利活用課

財産総括係

- (1) 道路の認定、変更及び廃止の事務手続に関すること。
- (2) 道路台帳の調製に関すること。
- (3) 道路統計に関すること。
- (4) 道路情報の管理に関すること。
- (5) 道路関係の財産台帳の整備に関すること。
- (6) 他係の主管に属しないこと。

調整係

- (1) 道路の利活用に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 道路に関する住民協働に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 道路の認定、変更及び廃止に伴う技術上の調査及び指導に関すること。
- (4) 他道路管理者その他関係機関等との道路に係る協定及び連絡調整に関すること。

主査（道路の利活用に係る企画調整）

- (1) 局長の指定する道路の利活用に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 局長の指定する道路に関する住民協働に係る企画及び調整に関すること。

境界測量総括係

東部方面境界測量係

西部方面境界測量係

- (1) 道路、河川、公園等の境界測量の調整事務に関すること（境界測量総括係に限る。）。
- (2) 道路、河川、公園等の境界確認の事務手続及び実施に関すること。
- (3) 道路台帳、河川台帳、都市公園台帳等の調製のための測量に関すること。
- (4) 測量標に関すること。
- (5) 国土調査法に基づく地籍調査に関すること。

道路維持課

維持計画係

- (1) 課の事務事業に係る事務手続に関すること。
 - (2) 道路及び道路の附属物の維持修繕に係る計画に関すること。
 - (3) 道路の保全に関すること。
 - (4) 他係の主管に属しないこと。
- 主査（道路保全）
- (1) 道路及び道路の附属物の維持修繕に係る計画に関すること。
 - (2) 道路の啓開に係る計画に関すること。
 - (3) 道路の維持管理に係る手法の検討に関すること。
 - (4) その他道路の保全に関すること。

維持係

- (1) 道路及び道路の附属物の維持修繕に関すること（施設管理係の主管に属するものを除く。）。
- (2) 道路の清掃に関すること。
- (3) 道路の災害復旧に関すること。
- (4) 道路等の直営補修作業に係る指導及び調整に関すること。

舗装係

- (1) 道路の舗装工事及び受託に係る道路の舗装工事に関すること。
- (2) 道路掘削跡復旧に関すること。

安全対策係

- (1) 交通安全施設等整備事業実施計画の立案に関すること。
- (2) 交通安全施設の新設及び改良の工事に関すること（施設管理係の主管に属するものを除く。）。

(3) 道路の環境整備（緑道にあっては、路政部所管の土木施設の基盤整備に限る。）に関する事（自転車利用課の主管に属するものを除く。）。

主査（安全対策に係る特命事項の処理）

- (1) 局長の指定する道路の安全対策に関する事。
- 施設管理係
- (1) 局長の指定する道路及び道路の附属物の維持修繕に関する事。
- (2) 局長の指定する交通安全施設の新設及び改良の工事に関する事。
- (3) 土木事務所の庁舎の保全及び営繕に関する事。
- 主査（県体育館の移転に伴う横断施設整備）
- (1) 県体育館の移転に伴う横断施設の新設及び改良の工事に関する事。

自転車利用課

駐車対策係

- (1) 自転車利用に係る企画調整に関する事。
- (2) 放置自転車対策に関する事。
- (3) 道路附属物自動車駐車場の管理に関する事。
- (4) 他係の主管に属しない事。

環境整備係

- (1) 自転車駐車場の維持修繕に関する事。
- (2) 道路附属物自動車駐車場の維持修繕に関する事。
- (3) 自転車通行空間の整備に関する事。

主査（整備）

- (1) 自転車駐車場の整備に関する事。
- (2) 自転車通行空間の整備に関する事。
- (3) 自転車駐車場の有料化の推進に関する事。

主査（都心部自転車対策）(2)

- (1) 都心部の自転車対策に係る企画調整に関する事。
- (2) コミュニティサイクルに係る企画調整に関する事。

道路建設部

用地管理課

用地管理係

- (1) 未登記土地の調査及び処理に関する事。
- (2) 寄附、売払い、交換等に係る登記に関する事。
- (3) 部内他課係の主管に属しない事。

資産活用係

- (1) 局所管の代替地等の有効活用に関する事。
- (2) 局所管の用地取得に伴う代替地のあつせんその他の生活再建措置に関する事。
- (3) 局長の指定する局所管未利用土地の管理及び処分に関する事。
- (4) 局所管事業の用地の取得に伴う土地の調査及び評価に関する事。

用地企画係

- (1) 局所管の用地取得に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 事業収束に係る用地取得の調整に関する事。
- (3) 土地収用に関する事。
- (4) 損失補償基準の確立のための調整に関する事。
- (5) 工事の施行に伴う補償の調整に関する事。
- (6) 局長の指定する用地取得に係る検査に関する事。
- (7) 国等の用地対策連絡協議会に関する事。

用地補償課

立体交差用地係

- (1) 道路の立体交差に係る事業用地その他局用地の取得及び補償に関する事。
- (2) 道路の立体交差に係る事業その他局所管事業の工事の施行に伴う補償に関する事。
- (3) 他係の主管に属しない事。

橋梁用地係

- (1) 橋りょう及び河川に係る事業用地の取得及び補償に関する事。
- (2) 橋りょう及び河川に係る事業の工事の施行に伴う補償に関する事。

道路用地係

- (1) 道路事業用地及び街路事業用地の取得及び補償に関する事。
- (2) 道路事業及び街路事業の工事の施行に伴う補償に関する事。

評価係

- (1) 局所管事業の用地の取得に伴う建物等の調査及び評価に関する事（緑地事業課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 局所管事業の工事の施行に伴う補償の調査及び評価に関する事（緑地事業課の主管に属するものを除く。）。

道路建設課

事業計画係

- (1) 課の事務事業に係る事務手続に関する事。
- (2) 道路の新設及び改良の工事（道路建設課の主管に属する工事に限る。次号において同じ。）に係る事業計画の策定に関する事。
- (3) 道路の新設及び改良の工事に係る事業執行の総括に関する事。
- (4) 道路及び道路に関連する施設の調査及び企画に関する事。
- (5) 他係の主管に属しない事。

主査（事業調整）

- (1) 道路の新設及び改良の工事（道路建設課の主管に属する工事に限る。次号において同じ。）に係る事業計画の策定に関する事。
- (2) 道路の新設及び改良の工事に係る事業執行の総括に関する事。
- (3) 道路及び道路に関連する施設の調査及び企画に関する事。

道路係

- (1) 道路の新設及び改良の工事（他係の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 電線類の地中化に関する事。

主査（都市環境整備）

- (1) 電線類の地中化に関する事。
- (2) 環境に配慮した道路の整備に関する事。
- (3) 局長の指定する道路の新設及び改良の工事に関する事。
- (4) 局長の指定する受託工事に関する事。

橋梁計画係

- (1) 橋りょうの工事に係る事業計画の策定に関する事。
- (2) 橋りょうの工事に係る事業執行の総括に関する事。
- (3) 橋りょう及び橋りょうに関連する施設の調査及び企画に関する事。

橋梁整備係

- (1) 橋りょうの新設及び改良の工事に関する事

(橋梁計画係の主管に属するものを除く。)

橋梁保全係

- (1) 橋りょうの維持修繕に関する事(橋梁計画係の主管に属するものを除く。)

立体交差係

- (1) 道路の立体交差の新設及び改良の工事に関する事。

用地測量係

- (1) 市有地(住宅都市局の主管に属するものを除く。)及び局事業用地の測量に関する事。
- (2) 一般土木事業に伴う測量に関する事。

河川部

河川管理課

管理係

- (1) 河川、水路等関係規程の実施細目に関する事。
- (2) 河川、水路等の設置、変更及び廃止の事務手続に関する事。
- (3) 河川、水路等の財産台帳の整備に関する事。
- (4) 河川、水路台帳等の調製に関する事。
- (5) 河川、水路等に係る訴訟資料の取りまとめに関する事。
- (6) 河川、水路等に係る損害賠償に関する事。
- (7) 河川愛護に係る知識の普及に関する事。
- (8) 河川、水路等の占用及び使用の許可並びに河川、水路等に関する工事の承認の事務手続に関する事。
- (9) 河川、水路等の占用料及び使用料その他河川、水路等に係る収入金の徴収に関する事。
- (10) 特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可及び保全調整池の指定の事務手続に関する事。
- (11) 公有水面埋立法に基づく許可の事務手続に関する事。
- (12) 採石法に基づく認可の事務手続に関する事。
- (13) 砂利採取法に基づく認可の事務手続に関する事。
- (14) 河川、水路等の利活用に係る企画及び調整に関する事。
- (15) 部内他課公所係の主管に属しない事。

監理指導係

- (1) 河川、水路等の監察及び監理に係る総合的な企画及び調整に関する事。
- (2) 河川、水路等に係る監督処分に関する事。
- (3) 河川、水路等の不法占用の実態調査、処理計画及び処理に関する事。
- (4) 河川、水路等の占用及び使用の許可に伴う技術上の調査及び指導に関する事。
- (5) 河川、水路等の設置、変更及び廃止に伴う技術上の調査及び指導に関する事。
- (6) 特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可及び保全調整池の指定に伴う技術上の調査及び指導に関する事。
- (7) 公有水面埋立法に基づく許可に伴う技術上の調査及び指導に関する事。
- (8) 採石法に基づく認可に伴う技術上の調査及び指導に関する事。
- (9) 砂利採取法に基づく認可に伴う技術上の調査及び指導に関する事。
- (10) 市街化区域内の農業用の水路等の改良及び管理に係る連絡調整に関する事。
- (11) 土取り、埋立て等の行為の指導に関する事。
- (12) 土砂災害警戒区域等の指定に係る連絡調整に

関すること。

河川計画課

事業調整係

- (1) 河川、水路等に係る他河川管理者その他関係機関等との連絡調整に関する事。
- (2) 特定構造物改築事業等に係る連絡調整に関する事。
- (3) 流域水害対策計画の策定及びこれに伴う措置に関する事。
- (4) 他係の主管に属しない事。

企画調査係

- (1) 治水事業の基本計画に関する事。
- (2) 河川、水路等の浄化及び環境整備に係る基本計画に関する事。
- (3) 河川、水路等の水辺空間の利用促進及び市民の意識の高揚に関する事。
主査(水に係る施策の調整)
- (1) 水に係る施策の調整に関する事。
主査(流域治水に伴う河川事業の推進)
- (1) 流域治水に伴う河川事業の企画及び調整に関する事。
主査(堀川総合整備)(2)
- (1) 堀川総合整備に係る調査及び企画に関する事。
主査(堀川まちづくり)
- (1) 堀川まちづくりに係る構想の推進に関する事。

河川工務課

維持係

- (1) 河川、水路等(市街化調整区域内の農業用の水路等を除く。以下河川工務課の項において同じ。)の維持修繕に関する事。
- (2) 水路等の新設及び改良の工事の計画及び設計に関する事。
- (3) 水防計画並びに水防施設等の設置及び管理に関する事。
- (4) ポンプ施設からの排水の管理に関する事。
- (5) 浸水想定区域等に係る連絡調整に関する事(河川に係るものに限る。)
- (6) 局所管施設の災害復旧の連絡調整に関する事。
- (7) 他係の主管に属しない事。
主査(水防対策等)
- (1) 水防計画に係る調査及び企画に関する事。
- (2) 水防施設等の設置及び管理に関する事。
- (3) 浸水想定区域等に係る連絡調整に関する事(河川に係るものに限る。)

設計係

- (1) 河川の新設及び改良の工事の計画及び設計に関する事。
- (2) 河川に係る都市計画事業の認可申請に関する事。

主査(耐震対策)

- (1) 河川の耐震対策に係る工事の計画及び設計に関する事。
- (2) 河川の耐震対策に係る工事に関連する関係機関との連絡調整に関する事。

施設整備係

- (1) 局長の指定する水路等の新設及び改良の工事の計画及び設計に関する事。
- (2) 水路等に係る都市計画事業の認可申請に関する事。
- (3) 河川、水路等の浄化及び環境整備(河川部所管

施設に係る緑道の整備を含む。)に係る事業の実施に関する事。

- (4) ポンプ施設管理事務所に関する事。

都市農業課

農政係

- (1) 農業委員会に関する事。
- (2) 農業協同組合に関する事。
- (3) 農地に関する事。
- (4) 農業振興地域の整備に関する事。
- (5) その他農地振興に関する事。
- (6) 生産緑地に関する事。
- (7) 地域計画及び農地の利用の集積に関する事。
- (8) その他農畜産業に関する事。
- (9) 他係の主管に属しない事。

農業土木係

- (1) 農業振興地域内の農業基盤整備に関する事。
- (2) 市街化調整区域内の農業用施設の維持管理に関する事。
- (3) 市街化調整区域内の農業用施設の災害復旧に関する事。
- (4) 土地改良事業に関する事。
- (5) 農業土木関係団体等に関する事。

生産振興係

- (1) 都市農業の振興に関する事。
- (2) 農産物の生産計画、増産奨励及び生産指導に関する事。
- (3) 農業経営の改善に関する事。
- (4) 米穀の生産調整に関する事。
- (5) 農業経営基盤強化の促進に関する事。
- (6) 地産地消の推進に関する事。
- (7) 農業用水の水質及び農用地の土質に関する事。
- (8) 市民が農業に親しむ機会の増進に関する事。
- (9) 市民農園に関する事。
- (10) 有害鳥獣の捕獲等の許可に関する事。
- (11) 野鳥の保護に関する事。
- (12) 森林の保護に関する事。
- (13) 林業及び水産業に関する事。
- (14) 畜産技術の研究及び指導に関する事。
- (15) 家畜の生産奨励及び生産指導に関する事。
- (16) 家畜(愛玩用動物を除く。)の防疫に関する事。
- (17) 農業センターに関する事。
- (18) 東谷山フルーツパーク及び農業文化園に関する事。
- (19) 野鳥観察館に関する事。

主査(都市農業支援)

- (1) 局長の指定する都市農業の振興に関する事。
- (2) 農業センターに関する事。

主査(ふれあい農業等)

- (1) 市民が農業に親しむ機会の増進に関する事。
- (2) 市民農園に関する事。
- (3) 東谷山フルーツパーク及び農業文化園に関する事。

主査(畜産指導・家畜防疫)

- (1) 畜産技術の研究及び指導に関する事。
- (2) 家畜の生産奨励及び生産指導に関する事。
- (3) 家畜(愛玩用動物を除く。)の防疫に関する事。

緑地部

緑地管理課

管理係

- (1) 公園の占用及び使用の許可並びに許可に伴う収入金の徴収に関する事。
- (2) 公園に係る監督処分に関する事。
- (3) 公園に係る事故の賠償に関する事。
- (4) 公園の財産台帳の整備に関する事。
- (5) 東山総合公園に関する事。
- (6) 部内他課係の主管に属しない事。

公園利用係

- (1) 公園利用の調整に関する事。
- (2) 有料公園施設の管理に関する事。

指導係

- (1) 公園の設置、変更及び廃止並びに設置すべき区域の決定に関する事。
- (2) 公園の管理引継ぎに伴う技術上の指導に関する事。
- (3) 公園の占用及び使用の許可に伴う技術上の指導に関する事。
- (4) 都市公園台帳の調製に関する事。
- (5) 公園の監察に関する事。
- (6) 土地区画整理事業等に係る街路樹及び街園の整備の技術上の指導に関する事。

主査(公園適正利用)(2)

- (1) 住居のない者に対する公園の適正な利用の指導に関する事。

緑地利活用課

運営係

- (1) 課の事務事業に係る事務手続に関する事。
- (2) 鶴舞公園の公園施設(市長の定めるものに限る。)、名城公園の公園施設(市長の定めるものに限る。)、中村公園の公園施設(市長の定めるものに限る。)、久屋大通公園久屋大通庭園、荒子川公園の公園施設(市長の定めるものに限る。)、庄内緑地の公園施設(市長の定めるものに限る。)、白鳥公園の公園施設(市長の定めるものに限る。)、日光川公園の公園施設、戸田川緑地の公園施設(市長の定めるものに限る。)、徳川園の公園施設(市長の定めるものに限る。)、緑化センター及びみどりが丘公園に関する事。
- (3) 緑化に関する知識の普及及び市民の意識の高揚に関する事。
- (4) 緑と花の景観地域に関する事。
- (5) 緑地協定及び緑と花の協定に関する事。
- (6) 他係の主管に属しない事。

主査(施設の運営改善・活用)

- (1) 鶴舞公園の公園施設(市長の定めるものに限る。)、名城公園の公園施設(市長の定めるものに限る。)、中村公園の公園施設(市長の定めるものに限る。)、久屋大通公園久屋大通庭園、荒子川公園の公園施設(市長の定めるものに限る。)、庄内緑地の公園施設(市長の定めるものに限る。)、白鳥公園の公園施設(市長の定めるものに限る。)、日光川公園の公園施設、戸田川緑地の公園施設(市長の定めるものに限る。)、徳川園の公園施設(市長の定めるものに限る。)、緑化センター及びみどりが丘公園に関する事。
- (2) 局長の指定する公園及び緑地の運営の改善及び活用に関する事。

公園経営係

- (1) 公園及び緑地の利活用に係る企画及び調整に関する事。

- (2) 公園及び緑地に係る市民等との協働の推進に関すること。

主査（協働推進）

- (1) 公園及び緑地に係る市民等との協働の推進に関すること。

緑地維持課

維持係

- (1) 公園及び緑地の維持修繕に関すること。
(2) 公園及び緑地の直営補修作業に係る指導及び調整に関すること。
(3) 他係の主管に属しないこと。

緑化係

- (1) 街路樹及び街園の新設及び改良の工事並びに維持修繕に関すること。
(2) 公共建築物等の緑化工事に関すること。

民有地緑化係

- (1) 緑化率の規制に係る指導、審査及び監察に関すること。
(2) 建築行為等に係る緑化の評価及び認定に関すること。
(3) 建築行為に係る緑化の普及啓発等に関すること。
(4) 公共施設等及び開発行為等に係る緑化の指導に関すること。
(5) 特別緑地保全地区に係る調査及び調整に関すること。
(6) 特別緑地保全地区における行為の制限に関すること。
(7) 風致地区内における行為の制限に関すること。
(8) 市民緑地の設置に関すること。
(9) 保存樹等の調査及び調整に関すること。

緑地事業課

緑地計画係

- (1) 緑のまちづくり施策に係る企画、調査及び調整に関すること。
(2) 緑の基本計画に関すること。
(3) 公園及び緑地に係る都市計画事業の認可申請に関すること。
(4) 東山動植物園の再生に係る連絡調整に関すること。
(5) 緑の審議会に関すること。
(6) 他係の主管に属しないこと。

事業推進係

- (1) 公園及び緑地の事業推進に関すること。
(2) 公園事業（農畜産業関係事業を含む。以下緑地事業課の項において同じ。）用地の取得及び補償に関すること。
(3) 公園事業用地の取得に伴う建物等の調査及び評価に関すること。
(4) 公園事業の工事の施行に伴う補償並びに補償の調査及び評価に関すること。
(5) 特別緑地保全地区内の土地の買取り等に関すること。

主査（みどりの用地）

- (1) 公園事業用地の取得及び補償に関すること。
(2) 公園事業用地の取得に伴う建物等の調査及び評価に関すること。
(3) 公園事業の工事の施行に伴う補償並びに補償の調査及び評価に関すること。
(4) 特別緑地保全地区内の土地の買取り等に関すること。

- (5) 局長の指定する公園及び緑地の事業推進に関すること。

整備係

- (1) 公園及び緑地の新設及び改良の工事に関すること。
(2) 緑道の整備に関すること。

主査（みどりが丘公園整備）

- (1) みどりが丘公園の建設事業に関すること。
(2) みどりが丘公園の整備に係る調査、企画及び連絡調整に関すること。

主査（防災公園整備）

- (1) 局長の指定する大規模な防災公園の整備に関すること。

上下水道局

経営本部

総務部

総務課

庶務係

- (1) 市議会に関すること。
- (2) 儀式及び交際に関すること。
- (3) 関係団体に関すること。
- (4) 防災及び危機管理についての関係団体との連絡調整等に関すること。
- (5) 乗用自動車（他の部に所属するものを除く。）の運行に関すること。
- (6) 職員寮に関すること。
- (7) 本部内及び部内の事務の連絡調整に関すること。
- (8) 部内の安全管理（車両運転に係るものを含む。総務部安全衛生課安全衛生係の項を除き、以下同じ。）及び衛生管理に関すること。
- (9) 所属資産の維持管理に関すること。
- (10) 他本部及び本部内他部課（室を含む。以下同じ。）公所係の主管に属しないこと。

人事係

- (1) 局内の人事に関すること。
- (2) 職員の選考及び考課に関すること。

防災危機管理室

防災危機管理係

- (1) 防災及び危機管理業務の企画調整に関すること。
- (2) 防災及び危機管理についての連絡調整等に関すること。ただし、経営本部総務部総務課庶務係第4号に規定するものを除く。
- (3) 災害時における相互応援体制についての調査研究に関すること。
- (4) 所属資産の維持管理に関すること。

労務課

給与係

- (1) 給与の支払いに関すること。
- (2) 職員の児童手当の支払いに関すること。
- (3) 職員の共済組合に関すること。ただし、経営本部総務部安全衛生課の主管に属するものを除く。
- (4) 健康保険、雇用保険及び厚生年金保険に関すること。
- (5) 所属資産の維持管理に関すること。
- (6) 課内他係の主管に属しないこと。

労務係

- (1) 職員の労働条件及び団体交渉に関すること。
- (2) 労働協約及び苦情処理に関すること。
- (3) 労働事情の調査及び統計に関すること。
- (4) 旅費に関すること。ただし、予算執行に係るものを除く。

安全衛生課

安全衛生係

- (1) 局の安全管理及び衛生管理に関すること。
- (2) 車両の安全運転管理に関すること。
- (3) 安全衛生教育に関すること。
- (4) 職員の公務災害補償に関すること。
- (5) 職員の職務遂行上の交通事故の処理に関すること。
- (6) 職員の福利厚生に関すること。
- (7) 職員の互助会に関すること。
- (8) 局の厚生事業に関すること。

- (9) 所属資産の維持管理に関すること。

調査課

事務管理係

- (1) 文書に関すること。ただし、調査係第4号に規定するものを除く。
- (2) 公印に関すること。
- (3) 監査（工事監査を除く。）に関すること。
- (4) 内部統制に関すること。
- (5) 所属資産の維持管理に関すること。
- (6) 課内他係の主管に属しないこと。

調査係

- (1) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (2) 法令に関すること。
- (3) 訴訟、調停等に関すること。
- (4) 文書の審査に関すること。

契約監理課

工事契約係

- (1) 工事及び製造（以下「工事等」という。）の請負契約に関すること（技術審査係の項に規定するものを除く。）。
- (2) 所属資産の維持管理に関すること。
- (3) 課内他係の主管に属しないこと。

委託契約係

- (1) 委託契約に関すること（技術審査係の項に規定するものを除く。）。ただし、局長が別に定めるものについては、課又は公所において分掌する。
- (2) 物品の調達及び賃貸借の契約に関すること。ただし、局長が別に定めるものについては、課又は公所において分掌する。
- (3) 不用品の売却契約に関すること。
- (4) その他契約に関すること。ただし、工事契約係第1号並びに第1号ただし書及び第2号ただし書に規定するものを除く。

技術審査係

- (1) 工事等の請負契約及び委託契約（以下「請負契約等」という。）に関する入札の参加資格の技術的な審査に関すること。
- (2) 請負契約等に関する入札の技術資料の審査に関すること。
- (3) その他技術審査に関すること。

人材育成推進室

育成総括係

- (1) 職員としての資質及び能力の向上に係る施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 研修計画の策定及び研修実施上の総括に関すること。
- (3) 研修（他課公所が自ら実施するものを除く。）の実施に関すること。
- (4) 局事業に係る知識及び技術の共有環境の整備に関すること。
- (5) 局事業に係る新技術の採用に伴う知識及び技術の習得に関すること。
- (6) 外部からの研修員の受入れ（経営本部企画経理部経営企画課技術調整係第8号に規定するものを除く。）に関すること。
- (7) 所属資産の維持管理に関すること。

企画経理部

経営企画課

経営企画係

- (1) 部内の事務の連絡調整に関すること。
- (2) 部内の安全管理及び衛生管理に関すること。
- (3) 局内重要事項の総合調整に関すること。
- (4) 複数の局室区にわたる重要事項の連絡調整に関すること。
- (5) 事業経営に関する事項の企画及び調査に関すること。
- (6) アセットマネジメントの総合調整に関すること。
- (7) 地域との連携推進に関する事項の企画調整に関すること。
- (8) 流域連携事業の企画調整に関すること。
- (9) 経営改革の推進に関すること。
- (10) 事務改善に関すること。
- (11) 組織及び職員の定数に関すること。
- (12) 名古屋上下水道総合サービス株式会社に関すること。
- (13) 広域化の推進に関すること。
- (14) 所属資産の維持管理に関すること。
- (15) 部内他課公所係の主管に属しないこと。

技術調整係

- (1) 局内重要事項の総合調整（技術に係るものに限る。）に関すること。
- (2) 複数の局室区にわたる重要事項の連絡調整（技術に係るものに限る。）に関すること。
- (3) 事業経営に関する事項の企画及び調査（技術に係るものに限る。）に関すること。
- (4) アセットマネジメントの総合調整（技術に係るものに限る。）に関すること。
- (5) 環境活動の推進に関すること。
- (6) 地域との連携推進に関する事項の企画調整（技術に係るものに限る。）に関すること。
- (7) 流域連携事業の企画調整に関すること。
- (8) 国際協力業務の企画調整に関すること。
- (9) 経営改革の推進（技術に係るものに限る。）に関すること。
- (10) 組織及び職員の定数（技術に係るものに限る。）に関すること。
- (11) 広域化の推進（技術に係るものに限る。）に関すること。

経理課

水道経理係

- (1) 水道事業会計及び工業用水道事業会計（以下「水道事業会計等」という。）の予算及び決算に関すること。
- (2) 水道事業会計等の財政計画及び資金計画に関すること。
- (3) 水道事業及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）に係る計理状況の報告に関すること。
- (4) 水道事業会計等の企業債に関すること。
- (5) 水道事業等に係る補助金の請求及び受入れに関すること。
- (6) 水道事業会計の基金に関すること。
- (7) 水道事業会計等及び下水道事業会計（以下「上下水道事業会計」という。）に係る金銭の出納に関すること。
- (8) 上下水道事業会計に係る資金運用及び一時借入金に関すること。
- (9) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (10) 上下水道事業会計に係る有価証券の取得、処分

及び保管に関すること。

- (11) 上下水道事業会計に係る債権管理の総括に関すること。
 - (12) 所属資産の維持管理に関すること。
 - (13) 課内他係の主管に属しないこと。
- ### 下水道経理係
- (1) 下水道事業会計の予算及び決算に関すること。
 - (2) 下水道事業会計の財政計画及び資金計画に関すること。
 - (3) 下水道事業に係る計理状況の報告に関すること。
 - (4) 下水道事業会計の企業債に関すること。
 - (5) 下水道事業に係る補助金の請求及び受入れに関すること。
 - (6) 財務会計システムの運用及び開発に関すること。

広報サービス課

お客さまサービス係

- (1) お客さまサービス向上施策の企画及び立案に関すること。
- (2) お客さまサービス向上施策の実施の総括に関すること。
- (3) 広聴の総括に関すること。
- (4) 所属資産の維持管理に関すること。
- (5) 課内他係の主管に属しないこと。

広報係

- (1) 広報の総括に関すること。
- (2) 報道機関等との連絡調整による広報に関すること。
- (3) 図書刊行物その他による広報に関すること。
- (4) 催事等による広報に関すること。

資産活用課

資産管理係

- (1) 固定資産及び物品の総括に関すること。
- (2) 事務用固定資産及び工事用固定資産の取得及び処分に関すること。
- (3) 局事業に係る固定資産台帳に関すること。
- (4) 車両、被服及び電話設備（賃借に関するものに限る。）に関すること。
- (5) 所属資産の維持管理に関すること。
- (6) 課内他係の主管に属しないこと。

活用推進係

- (1) 不動産等（土地及び建物並びにこれらに固着するものをいう。以下同じ。）の有効活用に関すること。
- (2) 不動産等の取得、管理及び処分に関すること。
- (3) 不動産等の賃借に関すること。
- (4) 附帯事業に関すること。

情報企画推進課

情報企画係

- (1) 情報化施策の企画、推進及び総合調整に関すること。
- (2) 情報システムに係る業務の調整並びに情報システムの開発及び導入時等における各種審査に関すること。
- (3) 電子情報の保護対策の企画調整及びこれに付随する監査等に関すること。
- (4) 情報化推進に係る研修に関すること（個別業務システムに係る研修の実施に関するものを除く。）。
- (5) 所属資産の維持管理に関すること。
- (6) 課内他係の主管に属しないこと。

情報基盤係

- (1) 情報ネットワーク（専用ネットワークを除く。）及びサーバ統合環境等の情報基盤に係る企画、管理及び運用に関する事。
- (2) 所管する情報システムの管理及び運用に関する事。
- (3) 所管する電子計算機の管理及び運用に関する事。
- (4) データセンターの保守及び運用の管理に関する事。
- (5) 電話設備に関する事（賃借に関する事を除く。）。

営業部

営業課

事務係

- (1) 部内の事務の連絡調整に関する事。
- (2) 部内の安全管理及び衛生管理に関する事。
- (3) 工事費の精算に関する事。
- (4) 給水装置関係書類及び排水設備関係書類（局長が別に定めるものに限る。）の受付及び処理に関する事。
- (5) 給水装置工事に伴う配水管受託工事の工事費に関する事。
- (6) 愛知県下水道協会試験等運営委員会の運営等に関する事。ただし、経営本部営業部給排水設備課給排水係第6号に規定するものを除く。
- (7) 指定給水装置工事業業者、指定排水設備工事店等に関する事。ただし、経営本部営業部給排水設備課給排水係第7号に規定するものを除く。
- (8) 量水器及び給水用品の調達に関する事。
- (9) 所属資産、経営本部営業部料金課所属資産及び経営本部営業部給排水設備課所属資産の維持管理に関する事。
- (10) 部内他課公所係の主管に属しないこと。

営業推進係

- (1) 営業事務の企画及び立案に関する事。
- (2) 営業事務の総合調整及び指導に関する事。
- (3) 営業事務の統計及び分析に関する事。

受付センター管理係

- (1) 受付センターの運営管理に関する事。
- (2) 受付センターに係る連絡調整に関する事。
- (3) 受付センター業務の企画及び立案に関する事。

営業システム係

- (1) 営業事務総合管理システム等の管理及び開発に関する事。
- (2) 営業事務総合管理システム等に係る研修の実施に関する事。
- (3) 営業事務総合管理システム等で利用する電子計算機の管理及び運用に関する事。
- (4) 営業事務総合管理システム等で利用する電子計算機の帳票及びデータファイルの管理に関する事。

料金課

料金係

- (1) 水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の調定及び収計に関する事。
- (2) 営業事務総合管理システムの事務処理に関する事。
- (3) 水道料金等の減免に関する事。ただし、経営本部営業部営業センター営業係第2号及び経営本部

営業部営業所営業係第2号に規定するものを除く。

- (4) 水道料金等の徴収関係事務の総括に関する事。
- (5) 水道使用水量の計量業務及び下水道に排除された汚水の排出量の計測業務の総括に関する事。
- (6) 集合住宅等に係る業務の総括に関する事。
- (7) 水道使用水量の検針業務及び水道料金等の徴収業務等の委託管理の総括に関する事。
- (8) 課内他係の主管に属しないこと。

徴収管理係

- (1) 水道料金等の徴収（局長が別に定めるものに限る。）に関する事。
- (2) 水道料金等に係る未納金の処理及び欠損処分の手続に関する事。
- (3) 水道料金等、手数料、弁償金等の債権の管理及び放棄に関する事。
- (4) 水道料金等の収納における口座振替等の申込みの処理に関する事。
- (5) 破産その他の倒産手続に係る水道料金等の債権の届出等に関する事。

利用促進係

- (1) 下水道の利用促進の企画及び実施の総合調整に関する事。
- (2) 水洗便所の普及、浄化槽の廃止等下水道の利用促進に関する事。
- (3) 名古屋市下水道条例（昭和22年名古屋市条例第35号。以下「下水道条例」という。）第16条第1項に規定する使用者の調査及び確認に関する事。
- (4) 下水道条例第17条第1項第2号又は第2項の規定による汚水排出量の認定に関する事。
- (5) 下水道条例第19条第1項に規定する計測のための装置の設置及び管理に関する事。
- (6) 水洗便所改造補助金及び浄化槽廃止工事補助金の交付手続に関する事。
- (7) 水洗便所改造資金及び浄化槽廃止工事資金の貸付け及び償還に関する事。

給排水設備課

給排水係

- (1) 給水装置及び給水用具等並びに排水設備の企画、調査及び施策の立案に関する事。
- (2) 直接工事費及び関連工事費の徴収基準に関する事。
- (3) 上下水道取付管の技術基準に関する事。ただし、技術本部計画部技術管理課土木基準係第5号に規定するものを除く。
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条第1項及び第2項に規定する開発行為についての協議及び同意に関する事。
- (5) 経営本部営業部営業センター及び営業所の上下水道工事に関する指導及び連絡調整に関する事。
- (6) 愛知県下水道協会試験等運営委員会に係る技術的事項の企画等に関する事。
- (7) 指定給水装置工事業業者、指定排水設備工事店等に係る技術的事項の指導等に関する事。
- (8) 貯水槽水道等の管理の指導に関する事。
- (9) 課内他係の主管に属しないこと。

審査係

- (1) 給水装置工事（経営本部営業部営業課事務係で受付けた書類に係るものに限る。）の設計審査に関する事。
- (2) 排水設備工事（経営本部営業部営業課事務係で受付けた書類に係るものに限る。）の設計審査及び

検査に関すること。

- (3) 下水道取付管工事の設計及び検査(局長が別に定めるものに限る。)に関すること。
 - (4) 給水装置工事に伴う配水管受託工事の設計に関すること。
 - (5) 分水契約、受水契約及び未給水区域に関すること。
 - (6) 関連工事費の積算に関すること。
 - (7) 下水道の供用開始等の公示に関すること。
 - (8) 排水設備調書の整理及び保管に関すること。
- 量水器係
- (1) 量水器に関する調査及び企画に関すること。
 - (2) 量水器の試験、検査及び修繕に関すること。
 - (3) 量水器の管理に関すること。
 - (4) 局事業に係る器具の制作、改良及び修理に関すること。
 - (5) 給水用品の受入れ及び庫出管理に関すること。

技術本部

計画部

下水道計画課

事務係

- (1) 本部内及び部内の事務の連絡調整に関すること。
- (2) 部内の安全管理及び衛生管理に関すること。
- (3) 工事関係事務に関すること。
- (4) 下水道建設工事の実施計画(以下下水道計画課において「実施計画」という。)に関する他部との事務上の調整に関すること。
- (5) 補助事業(水道事業及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)に係るものに限る。)の申請及び報告に関すること。
- (6) 水道事業に係る部の業務の統計に関すること。
- (7) 部内の所属資産の維持管理に関すること。
- (8) 本部内他部課公所係の主管に属しないこと。

基本計画係

- (1) 下水道事業の長期計画に関すること。
- (2) 下水道事業の基本計画その他の関連計画に関すること。
- (3) 下水道事業の計画に関する資料の収集及び管理に関すること。

事業計画係

- (1) 下水道の拡張計画及び改良計画(以下「拡張計画等」という。)に関すること。
- (2) 拡張計画等に関する関係機関等との調整並びに他部及び部内他課との技術上の調整に関すること。

事業調整係

- (1) 実施計画に関すること。
- (2) 実施計画に関する他事業者との協議並びに他部及び部内他課との技術上の調整に関すること。
- (3) 名古屋市雨水流出抑制推進会議に関すること。

水道計画課

計画係

- (1) 水道事業等の長期計画の策定に関すること。
- (2) 水道事業等の計画に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 水道施設の整備計画の策定に関すること。
- (4) 水道建設工事の実施に関する技術上の調整に関すること。
- (5) 課内他係の主管に属しないこと。

利水係

- (1) 水道事業等の水源の調査及び研究に関すること。
- (2) 水道事業等の水源開発施設に関すること。

- (3) 水道事業等の利水調整に関すること。
- (4) 水道施設の事業調整に関すること。
- (5) 水道技術管理者の職務に係る局内調整に関すること。

技術管理課

土木基準係

- (1) 局事業に係る管路及び土木構造物に係る工事(以下「上下水道土木工事」という。)の設計積算の基準に関すること。
- (2) 上下水道土木工事の監査に関すること。
- (3) 上下水道土木工事(局長が別に定める工事に限る。)の検査に関すること。
- (4) 上下水道土木工事の検査及び成績評定の総括に関すること。
- (5) 上下水道土木工事に係る施工技術の調査及び研究に関すること。
- (6) 上下水道土木工事に係る資機材の企画調整、検査及び改良に関すること。
- (7) 上下水道土木工事に係る設計の技術審査に関すること。
- (8) 上下水道土木工事の設計及び工事監理に係る技術向上の施策の企画調整に関すること。
- (9) 課内他係の主管に属しないこと。

施設基準係

- (1) 局事業に係る建築物、機械設備及び電気設備に係る工事(以下「上下水道施設工事」という。)の設計積算の基準に関すること。
- (2) 上下水道施設工事の監査に関すること。
- (3) 上下水道施設工事(局長が別に定める工事に限る。)の検査に関すること。
- (4) 上下水道施設工事の検査及び成績評定の総括に関すること。
- (5) 上下水道施設工事に係る施工技術の調査及び研究に関すること。
- (6) 上下水道施設工事に係る資機材の企画調整、検査及び改良に関すること。
- (7) 上下水道施設工事に係る設計の技術審査に関すること。
- (8) 上下水道施設工事の設計及び工事監理に係る技術向上の施策の企画調整に関すること。

技術システム管理係

- (1) 技術情報システムに係る業務の企画調整に関すること。
- (2) 設計積算システム及び施設総合管理システムの管理及び開発(設計積算システムの設計積算の基準に関する部分を除く。)に関すること。
- (3) 設計積算システム及び施設総合管理システムに係る研修の実施に関すること。
- (4) 設計積算システム及び施設総合管理システムで利用する電子計算機の管理及び運用に関すること。
- (5) 設計積算システム及び施設総合管理システムで利用する電子計算機の帳票及びデータファイルの管理に関すること。
- (6) 局事業に係る施設又は設備(以下「施設等」という。)(管路に係るもの以外のものをいい、庁舎等専ら事務所の用に供されている建物及びこれに附属する設備を除く。)のストックマネジメントの技術的な支援に関すること。
- (7) 上下水道土木工事及び上下水道施設工事(いずれも局長が別に定める工事に限る。)の検査に関すること。

管路情報係

- (1) 配水管等施設の図面等の調製及び管理に関すること。
- (2) 下水道台帳の調製及び管理に関すること。
- (3) 上下水道マッピングシステムの管理及び開発に関すること。
- (4) 上下水道マッピングシステムに係る研修の実施に関すること。
- (5) 上下水道マッピングシステムで利用する電子計算機の管理及び運用に関すること。
- (6) 上下水道マッピングシステムで利用する電子計算機の帳票及びデータファイルの管理に関すること。
- (7) 上下水道マッピングシステムに係るデータベースの利活用を推進するための技術的な支援に関すること。
- (8) 局事業に係る施設等（管路に係るものに限る。）のストックマネジメントの技術的な支援に関すること。
- (9) 上下水道土木工事（局長が別に定める工事に限る。）の検査に関すること。

技術開発室

技術開発係

- (1) 局事業に係る高度技術の調査、研究、開発及び改善等に関すること。
- (2) 局事業の浄水場並びに水処理センター、ポンプ所及び汚泥処理場（以下「水処理センター等」という。）に係る環境活動の推進に関すること。
- (3) 局事業の浄水処理及び下水処理に係る高度技術の調査、研究、開発及び改善等に関すること。
- (4) 局事業の浄水処理及び下水処理に伴い発生する資源・エネルギー等の有効利用に係る高度技術の調査、研究、開発及び改善等に関すること。
- (5) 局事業に係る新事業（技術開発に係るものに限る。）の推進及び普及啓発に関すること。
- (6) 局事業に係る技術的な支援に関すること。

建設部

工務課

事務係

- (1) 部内の事務の連絡調整に関すること。
- (2) 部内の安全管理及び衛生管理に関すること。
- (3) 部の業務の統計に関すること。
- (4) 工事関係事務に関すること。
- (5) 所属資産及び技術本部建設部施設課所属資産の維持管理に関すること。
- (6) 部内他課公所係の主管に属しないこと。

水道土木設計係

- (1) 水道基幹施設等の新設、増設及び改造工事の設計に関すること。
- ##### 下水幹線設計係
- (1) 下水道事業に係る管渠及び附属施設等（以下「下水管等」という。）の拡張工事及び改良工事（大規模工事に係るものに限る。）の設計及び検査に関すること。ただし、技術本部計画部技術管理課土木基準係第3号、技術システム管理係第7号及び管路情報係第9号に規定するものを除く。

下水土木設計係

- (1) 水処理センター等の土木構造物等の新設、増設及び改造工事の設計及び検査に関すること。ただし、技術本部計画部技術管理課土木基準係第3号、技

術システム管理係第7号及び管路情報係第9号に規定するものを除く。

施設課

建築係

- (1) 上下水道事業用建築物の新築、増築及び改築工事の調査、設計、施行及び検査に関すること。ただし、技術本部計画部技術管理課施設基準係第3号及び技術システム管理係第7号に規定するものを除く。
- (2) 課内他係の主管に属しないこと。

電気係

- (1) 上下水道事業用電気設備（研修用設備に係るものを除く。以下同じ。）の新設、増設及び改造工事（設備系改良等工事という。）の調査、設計及び検査に関すること。ただし、技術本部計画部技術管理課施設基準係第3号及び技術システム管理係第7号に規定するものを除く。
- (2) 上下水道事業用電気設備の新設、増設及び改造工事（浄水施設における浄水機能、配水施設における配水機能、処理施設における下水若しくは汚泥の処理機能又はポンプ施設における排水機能の全面的な停止（以下「機能の全面停止」という。）を伴うものに限る。）の施行に関すること。

機械係

- (1) 上下水道事業用機械設備（研修用設備に係るものを除く。以下同じ。）の新設、増設及び改造工事（設備系改良等工事を除く。）の調査、設計及び検査に関すること。ただし、技術本部計画部技術管理課施設基準係第3号及び技術システム管理係第7号に規定するものを除く。
- (2) 上下水道事業用機械設備の新設、増設及び改造工事（機能の全面停止を伴うものに限る。）の施行に関すること。

管路部

配水課

事務係

- (1) 部内の事務の連絡調整に関すること。
- (2) 部内の安全管理及び衛生管理に関すること。
- (3) 工事関係事務に関すること。
- (4) 工事費の精算に関すること。
- (5) 名古屋市上下水道局配水管施工士に関すること。
- (6) 所属資産、技術本部管路部保全課所属資産、技術本部管路部管路工事統括室所属資産、技術本部管路部配水設計課所属資産及び技術本部管路部下水設計課所属資産の維持管理に関すること。
- (7) 部内他課公所係の主管に属しないこと。

配水計画係

- (1) 配水管及び道路取付管（以下「配水管等」という。）の調査、研究及び計画に関すること。
- (2) 配水ブロックの整備に関すること。
- (3) 配水管等の地震対策に関すること。
- (4) 配水管等のストックマネジメントの総括に関すること。

管理係

- (1) 配水管等の管理の総括に関すること。
- (2) 配水管等の維持工事及び維持作業の実施計画の策定及び設計に関すること。
- (3) 配水管等の破裂等突発事故発生時の連絡調整及び修理工事の設計に関すること。

- (4) 工業用水道事業に係る配水管、連絡管、量水器その他附属設備の維持管理の調整に関する事。
- (5) 管路センター（下水部門を除く。）の体制に係る企画調整に関する事。
- (6) 管路業務の効率化に係る企画調整に関する事。

保全課

維持係

- (1) 下水管等の管理の総括に関する事。
- (2) 下水管等の維持工事及び維持作業の年間実施計画の策定に関する事。
- (3) 下水管等の維持工事（局長が別に定める維持工事を除く。）に係る設計及び検査に関する事。ただし、技術本部計画部技術管理課土木基準係第3号、技術システム管理係第7号及び管路情報係第9号に規定するものを除く。
- (4) 課内他係の主管に属しない事。

管路計画係

- (1) 下水管等の調査及び改築の実実施計画（ストックマネジメントに係るものを含む。）に関する事。
- (2) 下水管等の維持作業に係る設計及び検査に関する事。ただし、技術本部計画部技術管理課土木基準係第3号、技術システム管理係第7号及び管路情報係第9号に規定するものを除く。

管路工事統括室

管路工事調整係

- (1) 管路工事の施工管理に係る総合調整に関する事。
- (2) 管路工事が起因となった事故対応の総括及び調整に関する事。
- (3) 管路工事の事故防止に係る他部及び部内他課公所との連絡調整に関する事。
- (4) 管路工事の施工管理の改善に係る他部及び部内他課公所との調整に関する事。
- (5) 管路工事の施工管理に係る研修及び事故防止に係る講習会に関する事。
- (6) 水道工事及び下水道工事の道路占用調整に関する事。
- (7) 水道工事及び下水道工事の道路占用に関連する事項の連絡調整に関する事。
- (8) 建設発生土の有効利用に関する関係部局との協議及びそれに伴う局内調整に関する事。

配水設計課

東部南部設計係

- (1) 千種区、東区、中区、昭和区、瑞穂区、守山区、緑区、名東区及び天白区（以下東部南部設計係において「所管区域」という。）において施行する配水管及び配水施設の新設、改良、維持及び復旧工事の設計に関する事。
- (2) 所管区域における送水管布設工事の設計（水道建設工事に係るものを除く。）に関する事。
- (3) 設計業務の効率化推進における企画調整に関する事。
- (4) 管路センター（下水部門を除く。）の施工管理に係る企画調整に関する事。
- (5) 課内他係の主管に属しない事。

北部西部設計係

- (1) 北区、西区、中村区、熱田区、中川区、港区及び南区並びに本市水道の本市の区域外における給水区域（以下北部西部設計係において「所管区域」という。）において施行する配水管及び配水施設の新設、改良、維持及び復旧工事の設計に関する事。

という。）において施行する配水管及び配水施設の新設、改良、維持及び復旧工事の設計に関する事。

- (2) 所管区域における送水管布設工事の設計（水道建設工事に係るものを除く。）に関する事。
- (3) 設計業務の効率化推進における企画調整に関する事。
- (4) 管路センター（下水部門を除く。）の施工管理に係る企画調整に関する事。

受託設計係

- (1) 配水管受託工事の設計に関する事。ただし、経営本部営業部給排水設備課審査係第4号に規定するものを除く。
- (2) 都市計画事業に伴う配水管工事の設計に関する事。
- (3) 単価契約方式によって契約が締結される配水管移設等工事及び道路掘削跡復旧工事の設計に関する事。
- (4) 設計業務の効率化推進における企画調整に関する事。
- (5) 管路センター（下水部門を除く。）の施工管理に係る企画調整に関する事。

下水設計課

北部南部設計係

- (1) 北区、西区、中村区、昭和区、瑞穂区、緑区及び天白区（以下北部南部設計係において「所管区域」という。）における下水管等の拡張工事及び改良工事（大規模工事に係るものを除く。）、維持工事（局長が別に定めるものに限る。）並びに受託工事等の設計に関する事。
- (2) 所管区域における下水道取付管工事（局長が別に定めるものに限る。）の設計に関する事。
- (3) 下水管等の工事及び下水道取付管工事（局長が別に定めるものに限る。）の検査に関する事。ただし、技術本部計画部技術管理課土木基準係第3号、技術システム管理係第7号及び管路情報係第9号に規定するものを除く。
- (4) 課内他係の主管に属さない事。

西部設計係

- (1) 熱田区、中川区、港区及び南区（以下西部設計係において「所管区域」という。）における下水管等の拡張工事及び改良工事（大規模工事に係るものを除く。）、維持工事（局長が別に定めるものに限る。）並びに受託工事等の設計に関する事。
- (2) 所管区域における下水道取付管工事（局長が別に定めるものに限る。）の設計に関する事。
- (3) 都市改造事業、都市整備事業及び市街地開発事業の施行に伴い布設する下水管等の設計に関する事。
- (4) 下水管等の工事及び下水道取付管工事（局長が別に定めるものに限る。）の検査に関する事。ただし、技術本部計画部技術管理課土木基準係第3号、技術システム管理係第7号及び管路情報係第9号に規定するものを除く。

東部設計係

- (1) 千種区、東区、中区、守山区及び名東区（以下東部設計係において「所管区域」という。）における下水管等の拡張工事及び改良工事（大規模工事に係るものを除く。）、維持工事（局長が別に定めるものに限る。）並びに受託工事等の設計に関する事。

- (2) 所管区域における下水道取付管工事（局長が別に定めるものに限る。）の設計に関する事。
- (3) 下水管等の工事及び下水道取付管工事（局長が別に定めるものに限る。）の検査に関する事。ただし、技術本部計画部技術管理課土木基準係第3号、技術システム管理係第7号及び管路情報係第9号に規定するものを除く。

施設部

施設管理課
事務係

- (1) 部内の事務の連絡調整に関する事。
- (2) 部内の安全管理及び衛生管理に関する事。
- (3) 部の業務の統計に関する事。
- (4) 工事関係事務に関する事。
- (5) 工業用水の供給契約に関する事。
- (6) 工業用水道使用水量の計量及び認定に関する事。
- (7) 工業用水道料金等の調定、徴収及び収計に関する事。
- (8) 所属資産及び技術本部施設部浄水管理調整室所属資産の維持管理に関する事。
- (9) 補助事業（工業用水道事業に係るものに限る。）の申請、報告及び精算に関する事。
- (10) 部内他課公所係の主管に属しない事。

処理管理係

- (1) 水処理センター等の管理の総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 水処理センター等の水質管理に係る総合的な企画調整に関する事。
- (3) 下水道事業における水質に係る関係機関との連絡調整に関する事。
- (4) 水処理センター等の環境対策に関する事。
- (5) 汚泥輸送管の維持管理に関する事。
- (6) 下水汚泥等の処分に関する事。
- (7) 鳴海改良土センターの運営（局長が別に定めるものを除く。）に関する事。
- (8) 宝神リサイクルセンターの運営に関する事。

浄水管理調整室

浄水管理係

- (1) 浄水場の管理の総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 浄水場の水質管理に係る総合的な企画調整に関する事。
- (3) 水道事業等における水質に係る関係機関との連絡調整に関する事。
- (4) 浄水場の環境対策に関する事。
- (5) 浄水の技術的調査に関する事。
- (6) 取水及び浄水に係る統計資料の作成に関する事。
- (7) 浄水汚泥等の処分に関する事。
- (8) 工業用水道の調査及び企画に関する事。
- (9) 工業用水道の拡張、改造及び復旧工事の設計並びに施行（工業用水道事業に係る配水管工事の施行を除く。）に関する事。

水質管理課

管理指導係

- (1) 局事業における水質管理の総括に関する事。
- (2) 局事業における水質管理に係る総合的な企画調整の総括に関する事。
- (3) 局事業における水質に係る関係機関との連絡調

整の総括に関する事。

- (4) 局事業における水質情報の管理の総括に関する事。
- (5) 局事業における水質試験の精度の管理の総括に関する事。
- (6) 工場排水その他の悪質下水の排除の規制に関する事。
- (7) 悪質下水の排除の規制に関する届出の受理に関する事。
- (8) 特定施設及び除害施設の設置等の指導監督に関する事。
- (9) 汚水の濃度の算定及びこれに伴う使用料の増徴額の算出に関する事。
- (10) 工場排水その他の悪質下水の分析及び試験の管理及び総括に関する事。
- (11) 所属資産の維持管理に関する事。
- (12) 課内他係の主管に属しない事。

水道水質管理係

- (1) 水道事業等における水質管理に関する事。
- (2) 水道事業等における水質試験に関する事。
- (3) 水道事業等における水質の向上のための調査、研究及び技術的指導に関する事。
- (4) 水道事業等における水質情報の管理に関する事。
- (5) 水道事業等における水質試験の精度の管理に関する事。

処理水質管理係

- (1) 下水道事業における水質管理に関する事。
- (2) 下水道事業における水質試験に関する事。
- (3) 下水の処理水質及び下水汚泥の処理の改善に関する調査、研究及び技術的指導に関する事。
- (4) 下水道事業における水質情報の管理に関する事。
- (5) 下水道事業における水質試験の精度の管理に関する事。
- (6) 工場排水その他の悪質下水の分析及び試験の実施（他機関に委託して実施するものを除く。）に関する事。

施設整備課

整備計画係

- (1) 浄水場及び水処理センター等の施設等の整備の総括に関する事（当該施設等の改良補修計画の策定を含む。）
- (2) 浄水場及び水処理センター等の施設等の改造工事（設備系改良等工事（小規模な設備系改良等工事を除く。）に限る。）及び維持工事（小規模な維持工事を除く。）の検査に関する事。ただし、技術本部計画部技術管理課土木基準係第3号、施設基準係第3号、技術システム管理係第7号及び管路情報係第9号に規定するものを除く。
- (3) 浄水場及び水処理センター等の施設等の改造工事（施設系改良等工事に限る。）の調査、設計及び施行に関する事。
- (4) 浄水場及び水処理センター等における土木構造物及び建築物の保全（ストックマネジメントに係るものを含む。）の総括に関する事。
- (5) 汚泥輸送管の改良等工事の設計及び検査に関する事。ただし、技術本部計画部技術管理課土木基準係第3号、技術システム管理係第7号及び管路情報係第9号に規定するものを除く。
- (6) 所属資産の維持管理に関する事。

- (7) 浄水場及び水処理センター等の新設、増設、改造及び維持工事の施工管理に係る手引き、研修等に関すること。
- (8) 課内他係の主管に属さないこと。
- 設備保全係
- (1) 浄水場及び水処理センター等における上下水道事業用電気設備及び上下水道事業用機械設備の保全（ストックマネジメントに係るものを含む。）の総括及び支援に関すること。
- (2) 伝馬町水処理センター、熱田水処理センター及び熱田ポンプ所（以下「伝馬町水処理センター等」という。）の下水の排除及び処理並びに下水汚泥等の処理に関すること。
- (3) 伝馬町水処理センター等の施設等の改造工事（小規模な設備系改良等工事に限る。第5号において同じ。）及び維持工事の設計に関すること。
- (4) 伝馬町水処理センター等の施設等の改造工事（設備系改良等工事並びに機能の全面停止を伴わない上下水道事業用電気設備及び上下水道事業用機械設備の新設、増設及び改造工事に限る。）及び維持工事の施行に関すること。
- (5) 伝馬町水処理センター等の施設等の改造工事及び維持工事（小規模な維持工事に限る。）の検査に関すること。
- 建築整備係
- (1) 浄水場及び水処理センター等の建築物の改造工事（設備系改良等工事に限る。）の調査、設計及び施行に関すること。
- 電気整備係
- (1) 浄水場及び水処理センター等の電気設備の改造工事（設備系改良等工事（小規模な設備系改良等工事を除く。）に限る。）の調査、設計及び施行に関すること。
- 機械整備係
- (1) 浄水場及び水処理センター等の機械設備の改造工事（設備系改良等工事（小規模な設備系改良等工事を除く。）に限る。）の調査、設計及び施行に関すること。

交通局

営業本部

総務部

総務課

庶務係

- (1) 市会に関すること。
- (2) 秘書に関すること。
- (3) 渉外事項の処理に関すること。
- (4) 外客の案内接遇に関すること。
- (5) 職務乗車券の発行に関すること。
- (6) 乗用自動車の管理に関すること。
- (7) 防災及び危機管理の総括に関すること。
- (8) 部の庶務に関すること。
- (9) 他部課室係に属しないこと。
- 事務管理係
- (1) 諸規程類の制定、改廃、解釈及び例規の編さんに関すること。
- (2) 業務の改善及び能率増進に関すること。
- (3) 行政評価に係る企画及び総括に関すること。
- (4) 事務事業の監査に関すること。
- (5) 市会議案に関すること。
- (6) 契約書案その他の法規文書の審査に関すること。
- (7) 訴訟、調停等に関すること。
- (8) 公印の管守に関すること。
- (9) 文書の受発、集配、保存及び管理に関すること。
- (10) 情報公開の総括に関すること。
- (11) 組織及び事務分掌に関すること。

広報広聴課

広報係

- (1) 広報事務の総括に関すること。
- (2) 局事業の紹介に関すること。
- (3) 図書刊行物及び電子媒体による広報に関すること。
- (4) 報道機関との連絡その他広報に関すること。
- (5) 課内他係に属しないこと。
- お客さまご意見係
- (1) お客さまのご意見の調査及び総合調整に関すること。
- (2) テレホンセンターの管理運営に関すること。
- (3) その他広聴に関すること。

情報システム課

情報管理係

- (1) 事務の電算化の企画、指導及び連絡調整に関すること。
- (2) 電算処理システムの開発及び運用に関すること。
- (3) O A化の企画及び推進に関すること。
- (4) 電子情報の保護及び管理の総括に関すること。

人事課

人事係

- (1) 職員の進退、賞罰、その他身分取扱い並びに表彰に関すること。
- (2) 職員の出張命令に関すること。
- (3) 職務乗車証及び身分証の発行に関すること。
- (4) 人事統計資料の整備に関すること。
- (5) その他人事に関すること。
- (6) 課内他係に属しないこと。

定員管理係

- (1) 職員の定数管理に関すること。
- (2) 現業職員の募集に関すること。

- (3) その他定員管理に関すること。

労務課
給与係

- (1) 給与計算事務に関すること。
(2) 給与統計資料の整備に関すること。
(3) 名古屋市職員共済組合の事務の連絡に関すること。
(4) 社会保険に関すること。
(5) 交通局職員互助会に関すること。
(6) 職員の福利、厚生に関すること。
(7) 課内他係に属しないこと。

労務係

- (1) 労働組合に関すること。
(2) 職員の労働条件に関すること。
(3) 労働事情の調査に関すること。
(4) 労働統計の総括に関すること。
(5) 事業の経営の基本計画に基づく業務の見直しに関すること。
(6) その他職員の労務管理の連絡調整に関すること。

安全衛生係

- (1) 職員及び施設の安全管理に関すること。
(2) 職員の保健衛生に関すること。
(3) 職員の公傷病に関すること。

安全監理部
安全監理課
監理係

- (1) 職員の倫理の保持に係る企画、指導及び連絡調整に関すること。
(2) 職員の公正な職務の執行の確保の総括に関すること。
(3) 事務及びサービスの監察に関すること。
(4) その他コンプライアンスの推進に関すること。
(5) 部の庶務に関すること。
(6) 部内他係に属しないこと。

安全対策推進係

- (1) 輸送の安全の確保に係る企画、指導及び連絡調整に関すること。
(2) 輸送の安全の確保に係る監査計画の策定及び監査の実施に関すること。
(3) 輸送の安全の確保に係る調査及び研究に関すること。

人材育成課
研修企画係

- (1) 職員の教養、資質向上及び能力開発に関すること。
(2) 職員の研修（課内他係の主管に属するものを除く。）に関すること。
(3) 研修所の管理運営に関すること。
(4) 課内他係に属しないこと。

電車研修係

- (1) 電車現業職員の研修に関すること。
(2) 電車現業職員の再教育及び追指導に関すること。
(3) 電車現業職員の養成に関すること。

自動車研修係

- (1) 自動車現業職員の研修に関すること。
(2) 自動車現業職員の再教育及び追指導に関すること。
(3) 自動車現業職員の養成に関すること。

技術研修係

- (1) 技術職員（電車現業職員及び自動車現業職員を除く。）の研修に関すること。
(2) 前号に定める職員の技術習得に関すること。
(3) 第1号に定める職員の安全管理教育に関すること。

企画財務部
経営企画課
企画係

- (1) 事業の経営の基本計画に関すること。
(2) 重要な事業計画の総合調整に関すること。
(3) 運賃、料金に関すること。
(4) 業務の進行管理に関すること。
(5) 交通網整備に関する各種協議機関との連絡に関すること。
(6) 出資団体その他関係団体に関すること。
(7) その他重要事項の企画及び総合調整に関すること。
(8) 部の収支予算の整理に関すること。
(9) 部内の連絡調整に関すること。
(10) 部の庶務に関すること。
(11) 部内他係に属しないこと。

調査係

- (1) 事業経営の資料収集、統計、調査及び分析に関すること。
(2) 事業経営の改善に係る総合調整に関すること。
(3) 都市交通の調査及び研究に関すること。

財務課
主計第一係

- (1) 資本勘定に係る予算の見積書及び附属書類の作成に関すること。
(2) 資本勘定に係る予算の配当及び執行の審査に関すること。
(3) 企業債に関すること。
(4) 財政計画に関すること。
(5) 資金計画及び資金調達に関すること。
(6) 事業用資産の保険契約に関すること。
(7) 固定資産台帳の管理に関すること。
(8) その他財務に関すること。
(9) 課内他係に属しないこと。

主計第二係

- (1) 損益勘定に係る予算の見積書及び附属書類の作成に関すること。
(2) 財務諸表その他決算書及び業務状況報告書の作成に関すること。
(3) 損益勘定に係る予算の配当及び執行の審査に関すること。
(4) 原価計算及び経営分析に関すること。

会計課
出納係

- (1) 現金、預金、有価証券及び担保証券の出納に関すること。
(2) 資金の運用に関すること。
(3) 出納取扱金融機関に関すること。
(4) 支払準備金の総括に関すること。
(5) 収支承認書の審査に関すること。
(6) 金銭収支証拠書類の整理に関すること。
(7) 委託された各種団体の会計に関すること。
(8) その他会計に関すること。
(9) 課内他係に属しないこと。

契約係

- (1) 物件の買入れ等の契約に関する事。
- (2) 工事その他の請負の契約に関する事。
- (3) 物件の借入れの契約並びにその他の契約に関する事。
- (4) 競争入札参加者の資格審査に関する事。
- (5) 物資の需給、管理の総合調整に関する事。
- (6) 契約の検査事務の総括及び収支手続に関する事。
- (7) 契約に伴う保証金及び違約金の収支手続に関する事。

技術管理課

技術管理第一係

- (1) 土木工事及び建築工事の検査（他部課室係の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 工事の設計及び積算基準の総括に関する事。
- (3) 工事に係る技術的事項の総括管理及び指導に関する事。
- (4) 建設コストの管理及び縮減に関する事。
- (5) 建設副産物の対策に関する事。
- (6) 課内他係に属しない事。

技術管理第二係

- (1) 電気工事及び設備工事の検査（他部課室係の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 工事に係る技術的事項の調査及び研究に関する事。
- (3) 工事に係る技術的事項の情報化及び電子化に関する事。

営業統括部

乗客誘致推進課

企画係

- (1) 利用促進施策の企画及び総括に関する事。
- (2) 利用促進のための刊行物に関する事。
- (3) 乗車券の販売促進に関する事。
- (4) マーケティングに関する事。
- (5) その他乗客誘致に関する事。
- (6) 部の収支予算の整理に関する事。
- (7) 部内の連絡調整に関する事。
- (8) 部の庶務に関する事。
- (9) 部内他課係に属しない事。

事業係

- (1) タイアップ企画乗車券等に関する事。
- (2) イベント及びキャンペーンの企画及び実施に関する事。
- (3) 企画商品等に関する事。
- (4) 市営交通資料センター及び市電・地下鉄保存館の管理運営に関する事。

営業課

営業係

- (1) 乗車券の出納、保管及び発行並びに乗車料金の収納及び保管に関する事。
- (2) 乗車券の発行事務の総括に関する事。
- (3) 乗車券の委託発行に関する事。
- (4) 企画乗車券（乗客誘致推進課事業係の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (5) 乗車券の様式に関する事。
- (6) 利用案内のための刊行物に関する事。
- (7) 遺留品の取扱いに関する事。
- (8) 課内他係に属しない事。

審査統計係

- (1) 乗車料収入の審査及び調定に関する事。
- (2) 乗車人員及び乗車料収入データの収集、管理に関する事。

事業推進係

- (1) ICカードシステムに関する事。
- (2) マナカ電子マネー事業及びこれに関連する事項に関する事。
- (3) 乗車券機器等の開発及び維持管理に関する事。

資産活用課

資産活用係

- (1) 局資産の総括に関する事。
- (2) 局資産の有効活用の企画及び実施に関する事。
- (3) 建物の維持管理（他部課室係の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (4) 土地の処分の企画に関する事。
- (5) 課内他係に属しない事。

事業開発係

- (1) 附帯事業（他部課室係の主管に属するものを除く。）の企画及び実施に関する事。

資産管理係

- (1) 土地建物の取得（地上権の設定を含む。）及び借入れに関する事。
- (2) 土地建物の取得に伴う損失補償に関する事。
- (3) 土地建物の管理（他部課室係の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (4) 土地建物の貸付け及び使用許可（他部課室係の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (5) 土地建物の処分（地上権の設定を含む。）（資産活用係の主管に属するものを除く。）に関する事。

広告係

- (1) 有料広告事業の企画及び実施に関する事。
- (2) 有料広告物の掲出審査に関する事。
- (3) 広告料金に関する事。
- (4) その他広告の取扱いに関する事。

電車部

運輸課

管理係

- (1) 部の経営計画の立案及び調整に関する事。
- (2) 部の現業部門の人事調整に関する事。
- (3) 部の収支予算の整理に関する事。
- (4) 部内の連絡調整に関する事。
- (5) 部の庶務に関する事。
- (6) 部内他課室係に属しない事。

現業係

- (1) 部の現業部門の事務の総括に関する事。
- (2) 部の現業部門の服務に関する事。
- (3) 他の鉄道機関との運輸調整の総括に関する事。
- (4) 乗客の誘致及び宣伝に関する事。
- (5) その他部の現業部門に関する事（部内他課室係の主管に属するものを除く。）。

駅務課

計画係

- (1) 駅業務の計画に関する事。
- (2) 駅の案内表示に関する事。
- (3) 料金及び乗車券機器等の使用方法の案内表示に関する事。
- (4) 課内他係に属しない事。

指導係

- (1) 駅務現業職員の業務指導に関する事。
- (2) 乗客の接遇に関する事。
- (3) 高速電車の営業事故の調査及び防止対策に関する事。
- (4) 高速電車の運輸統計に関する事。
- (5) 駅務区の事務の連絡調整に関する事。

施設管理係

- (1) 駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の整備計画及び維持管理に関する事。
- (2) 駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の整備に係る連絡調整に関する事。

電車運転課

計画係

- (1) 高速電車の運行計画に関する事。
- (2) 高速電車の運転保安施設の計画に関する事。
- (3) 高速電車の運転及び営業事故の審査及び損害賠償に関する事。
- (4) 関係法規による申請、報告及び届出等に関する事。
- (5) 課内他係に属しない事。

運転係

- (1) 高速電車の運転取扱いに関する事。
- (2) 高速電車の運転業務計画に関する事。
- (3) 高速電車の臨時運行に関する事。
- (4) 運転現業職員の業務指導に関する事。
- (5) 高速電車の運転事故の調査及び防止対策に関する事。
- (6) 乗客の案内及び接遇に関する事。
- (7) 運転区の事務の連絡調整に関する事。

運転指令室

- (1) 高速電車の運転指令に関する事。
- (2) 列車の集中制御に関する事。
- (3) 高速電車の運行状況等の情報提供に関する事。
- (4) その他高速電車の運転整理に関する事。

自動車部

管理課

管理係

- (1) 部の経営計画の立案及び調整に関する事。
- (2) 部の現業部門の人事調整に関する事。
- (3) 部の収支予算の整理に関する事。
- (4) 部内の連絡調整に関する事。
- (5) 部の庶務に関する事。
- (6) 部内他課係に属しない事。

現業係

- (1) 部の現業部門の事務の総括に関する事。
- (2) 部の現業部門の服務に関する事。
- (3) 精算業務に関する事。
- (4) 乗車券の取扱いに関する事。
- (5) 貸切料金の設定、届出等に関する事。
- (6) その他部の現業部門に関する事（部内他課係の主管に属するものを除く。）。

路線計画課

路線計画係

- (1) 自動車路線の新設、変更及び廃止に関する事。
- (2) 自動車の運輸統計に関する事。
- (3) 課内他係に属しない事。

運行計画係

- (1) 自動車路線のダイヤの設定に関する事。

- (2) 自動車の運行状況の資料収集に関する事。

自動車施設課

施設係

- (1) 自動車事業施設の整備計画、建設改良及び維持管理（工事係の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 自動車停留所標識の整備に関する事。
- (3) 課内他係に属しない事。

工事係

- (1) 自動車事業用地（自動車事業に併用している高速鉄道事業用地を含む。）の整備及び舗装に関する事。
- (2) 自動車事業施設の整備による道路の改修及び復旧に関する事。
- (3) 広告付き上屋に関する事。

自動車運転課

運転サービス係

- (1) 乗客案内に関する事。
- (2) 乗客の接遇に関する事。
- (3) 乗客の誘致及び宣伝に関する事。
- (4) 自動車の運転、配車及び保安に関する事。
- (5) 自動車乗務員の運行サービスに係る指導に関する事。
- (6) 自動車の臨時運行に関する事。
- (7) 貸切自動車の運転及び配車並びに特殊取扱いに関する事。
- (8) 自動車の走行環境改善の要望及び調整に関する事。
- (9) 自動車の走行環境の対策に関する事。
- (10) 違法駐停車等の対策に関する事。
- (11) 自動車停留所標識の保守管理に関する事。
- (12) 運行総合情報システムに関する事。
- (13) 課内他係に属しない事。

指導係

- (1) 自動車乗務員の業務指導（運転サービス係の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 自動車乗務員の安全運転に係る指導に関する事。
- (3) 自動車の運転事故の調査に関する事。
- (4) 自動車の運転事故の審査に関する事。
- (5) 自動車の運転事故の損害賠償に関する事。
- (6) 自動車の運転事故に伴う保険金支払請求等に関する事。
- (7) 自動車の運転事故の防止対策に関する事。
- (8) 自動車の事故統計に関する事。

自動車車両課

計画係

- (1) 自動車車両の新造、改造計画に関する事。
- (2) 自動車車両の車庫施設及び設備の新設、改造計画並びに維持管理計画に関する事。
- (3) 自動車の車両台帳に関する事。
- (4) 関係法規による申請、報告及び届出等に関する事。
- (5) 自動車損害賠償保障法による責任保険契約の締結に関する事。
- (6) 自動車車両の整備業務の企画調整に関する事。
- (7) 自動車車両の整備用資材の需給計画に関する事。
- (8) 各種統計に関する事。

- (9) 課内他係に属しないこと。
車庫係
- (1) 自動車車両の保守業務の連絡調整に関する事。
 - (2) 自動車車両の整備の実施計画に関する事。
 - (3) 自動車車両の整備用資材の運用に関する事。
 - (4) 自動車車両の整備作業標準の決定に関する事。
 - (5) その他自動車車庫に関する事。

技術本部

施設部

施設計画課

管理係

- (1) 部の経営計画の立案及び調整に関する事。
- (2) 部の現業部門の人事調整及び服務に関する事。
- (3) 部の収支予算の整理に関する事。
- (4) 部内の連絡調整に関する事。
- (5) 部の庶務に関する事。
- (6) 部内他係に属しないこと。

計画係

- (1) 事業の基本計画に基づく高速度鉄道建設路線の総合計画及び総合調整に関する事。
- (2) 高速度鉄道に関する都市計画に必要な調査及び届出等に関する事。
- (3) 高速度鉄道建設に必要な調査及び資料の収集に関する事。
- (4) 高速度鉄道構築物と建築施設との接続に係る総合調整に関する事。
- (5) 鉄道事業法に基づく認定鉄道事業者制度に係る連絡調整に関する事。
- (6) 鉄道土木設計管理に関する事。
- (7) 駅のエレベーターの整備計画に関する事。
- (8) 高速度鉄道構築物及び関連施設の土木工事施行に伴う損失補償に関する事。
- (9) 高速度鉄道構築物の耐震補強工事施行に伴う渉外に関する事。
- (10) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅施設整備に係る総合計画及び総合調整に関する事。
- (11) 関係法規による申請、報告及び届出等に関する事。

工事係

- (1) 躯体変更を伴う高速度鉄道構築物及び関連施設の改良計画及び施行に関する事。
- (2) 高速度鉄道構築物の耐震補強工事計画及び施行に関する事。
- (3) 駅のエレベーターの設置に係る土木工事施行に関する事。
- (4) 関係法規による申請、報告及び届出等に関する事。

工務課

維持係

- (1) 軌道用資材の需給計画に関する事。
- (2) 軌道の保線業務の計画に関する事。
- (3) 高速度鉄道構築物及び関連施設の維持管理（躯体変更を伴わない改良を含む。）に関する事。
- (4) 高速度鉄道構築物に接続又は接近する工事の審査に関する事。
- (5) 関係法規による申請、報告及び届出等に関する事。
- (6) 軌道事務所の事務の連絡調整に関する事。
- (7) 課内他係に属しないこと。

軌道係

- (1) 軌道の建設、改良計画及び施行に関する事。
- (2) 関係法規による申請、報告及び届出等に関する事。
- (3) 鉄道台帳に関する事。

営繕課

営繕係

- (1) 事業用施設（高速度鉄道事業に係るものを除く。）及び関連施設の建設、改良計画（他部課室係の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。
- (2) 建築施設及び関連施設の保守業務の総合調整に関する事。
- (3) 営繕用資材の需給計画に関する事。
- (4) 関係法規による申請、報告及び届出等に関する事。
- (5) 施設事務所の事務の連絡調整に関する事。
- (6) 課内他係に属しないこと。

営繕改良係

- (1) 高速度鉄道事業の建築施設及び関連施設の改良計画（他部課室係の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。
- (2) 関係法規による申請、報告及び届出等に関する事。

設備課

設備係

- (1) 事業用施設（高速度鉄道事業に係るものを除く。）及び関連施設の付帯設備の建設、改良計画（他部課室係の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。
- (2) 建築施設及び関連施設の付帯設備の保守業務の総合調整に関する事。
- (3) 施設の付帯設備の営繕用資材の需給計画に関する事。
- (4) 関係法規による申請、報告及び届出等に関する事。
- (5) 課内他係に属しないこと。

設備改良係

- (1) 高速度鉄道事業の建築施設及び関連施設の付帯設備の改良計画（他部課室係の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。
- (2) 関係法規による申請、報告及び届出等に関する事。

車両電気部

電車車両課

管理係

- (1) 部の経営計画の立案及び調整に関する事。
- (2) 部の現業部門の人事調整及び服務に関する事。
- (3) 部の収支予算の整理に関する事。
- (4) 部内の連絡調整に関する事。
- (5) 部の庶務に関する事。
- (6) 部内他係に属しないこと。

計画係

- (1) 高速電車車両の新造、改造計画に関する事。
- (2) 高速電車の工場、車庫施設及び設備の新設、改造計画に関する事。
- (3) 鉄道車両設計管理に関する事。
- (4) 関係法規による申請、報告及び届出等に関する事。
- (5) 高速電車の車両台帳に関する事。

整備係

- (1) 高速電車車両の保守業務の企画調整に関する事
- (2) 高速電車車両の整備及び検修設備の維持管理計画に関する事
- (3) 高速電車車両の整備用資材の需給計画及び運用に関する事
- (4) 藤が丘工場、名港工場及び日進工場の事務の連絡調整に関する事
- (5) 上飯田線に使用する電車車両の検査、修理及び保守、管理に関する事

電気課 計画係

- (1) 事業用施設の電線路及び電気設備（以下「電路設備」という。）の建設、改良計画及び施行に関する事（電力係の主管に属するものを除く。）
- (2) 電気用資材の需給計画に関する事
- (3) 関係法規による申請、報告及び届出等に関する事
- (4) 電気事務所の事務の連絡調整に関する事
- (5) 課内他係に属しない事

電力係

- (1) 高速電車の電路設備、信号設備、通信設備及び変電所の総合計画に関する事
- (2) 高速電車の電路設備の建設並びに高速電車の電線路の改良計画及び施行に関する事
- (3) 変電所の建設、改良計画及び施行に関する事
- (4) 電力の需要計画に関する事
- (5) 鉄道電気設計管理に関する事
- (6) 関係法規による申請、報告及び届出等に関する事

信号通信係

- (1) 信号設備及び通信設備の建設、改良計画及び施行に関する事
- (2) 関係法規による申請、報告及び届出等に関する事

消防局

総務部

総務課

庶務係

- (1) 文書の收受及び発送並びに行政文書の保存に関する事
- (2) 公印の管守に関する事
- (3) 国及び県の各関係機関並びに他都市消防との連絡に関する事
- (4) 諸会議に関する事
- (5) 渉外事務に関する事
- (6) 秘書に関する事
- (7) 局内事務の連絡に関する事
- (8) 他部課学校係の主管に属しない事

主査（災害対応に係る連絡調整）

- (1) 災害対応に係る連絡調整に関する事

企画広報係

- (1) 組織制度及び組織運営に係る企画調整に関する事
- (2) 局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関する事
- (3) 消防に関する都市等級及び消防力に関する事
- (4) 消防関係条例、規則、訓令、例規及び告示の成案審査並びに制定手続等に関する事
- (5) 消防広報の総括に関する事
- (6) 消防機関誌に関する事
- (7) 公務証票に関する事
- (8) 消防法規類集の編集に関する事
- (9) 消防統計の編集に関する事
- (10) 事務改善の総括に関する事
- (11) 名古屋市民火災共済生活協同組合との連絡に関する事

主査（企画調整）

- (1) 消防局長の指定する局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関する事

主査（広報等）

- (1) 消防広報の総括に関する事
- (2) 広報に係る企業等との連携の企画及び調整に関する事
- (3) 消防機関誌に関する事
- (4) 個人情報開示及び情報公開に関する事
- (5) その他特命事項の処理に関する事

経理係

- (1) 消防予算及び決算に関する事
- (2) 物品の購入、委託等の契約に関する事
- (3) 諸経理に関する事

職員課

人事係

- (1) 職員の進退、服務、賞罰その他身分に関する事
- (2) 職員の選考、考課、適性観察及び人事記録に関する事
- (3) 職員の配置に関する事
- (4) 消防職員宿舎に関する事
- (5) 人材育成に係る調査研究に関する事
- (6) 職員の教養の総括に関する事
- (7) 他係の主管に属しない事

主査（人材育成・監察）

- (1) 人材育成に係る調査研究に関する事
- (2) 消防局長の指定する事務及び服務の監察に関する事
- (3) 消防局長の指定する職員の服務規律の確保に関する事

労務係

- (1) 職員の給与及び労務の調整管理に関する事。
- (2) 消防職員委員会に関する事。
- (3) 職員の安全管理及び衛生管理に関する事。
- (4) 安全衛生委員会に関する事。
- (5) 職員の災害補償に関する事。
- (6) 職員の福利厚生に関する事。
- (7) 職員共済組合及び互助会に関する事。

主査（安全衛生等）

- (1) 職員の安全管理及び衛生管理に関する事。
- (2) 安全衛生委員会に関する事。
- (3) 職員の災害補償に関する事。
- (4) 職員の福利厚生に関する事。
- (5) 職員共済組合及び互助会に関する事。

施設課

管理係

- (1) 消防庁舎及び施設の建設計画に関する事。
- (2) 消防庁舎及び施設の営繕に関する事。
- (3) その他所管公有財産の管理に関する事。
- (4) 職員の被服に関する事。
- (5) 他係の主管に属しない事。

装備係

- (1) 消防装備基本計画に関する事。
- (2) 消防機械器具の管理及び整備に関する事。
- (3) 消防機械器具の技術指導に関する事。
- (4) 消防機械器具の燃料に関する事。
- (5) 消防機械器具の研究改善及び設計製作に関する事。
- (6) 整備統計に関する事。
- (7) 自動車等の運転事故の賠償に関する事。

消防団課

消防団係

- (1) 消防団の統制及び運用に関する事。
- (2) 消防団員の教養に関する事。
- (3) 消防団の事務経理に関する事。
- (4) 名古屋市消防団連合会との連絡調整に関する事。
- (5) 消防団員等の災害補償に関する事(防災危機管理局の主管に属するものを除く。)
- (6) 他係の主管に属しない事。

消防団施設係

- (1) 消防団施設及び消防団機械器具の整備計画に関する事。
- (2) 消防団施設の営繕に関する事。
- (3) 消防団員の被服に関する事。
- (4) 消防団機械器具の管理及び整備に関する事。
- (5) 消防団機械器具の技術指導に関する事。
- (6) 消防団機械器具の研究改善及び設計製作に関する事。
- (7) 消防団車両の運転事故の賠償に関する事。

予防部

予防課

予防係

- (1) 防火対策その他の火災予防の企画及び調整に関する事。
- (2) 防火管理業務基準及び防災管理業務基準の策定に関する事。
- (3) 防火管理者及び防災管理者の講習及び資格管理に関する事。
- (4) 防火管理上必要な火気使用の規制及び屋外の火災予防措置に関する事。

- (5) 自衛消防組織の育成指導に関する事。
- (6) 防火管理者及び防災管理者等の育成指導に関する事。
- (7) 防火管理研修センターに関する事。
- (8) 火災警報に関する事。
- (9) 火災の調査に関する事。
- (10) 鑑識に関する事。
- (11) 災害の分析及び記録に関する事。
- (12) 災害統計（救急統計を除く。）に関する事。
- (13) 防火指導に関する事。（違反是正係の主管に属するものを除く。）
- (14) 火災予防の広報に関する事。
- (15) 火災予防の市民相談に関する事。
- (16) 児童及び生徒の防火教育に関する事。
- (17) 部内他課係の主管に属しない事。

主査（火災調査）

- (1) 火災の調査に関する事。
 - (2) 調査業務基準の策定に関する事。
 - (3) 調査技術の研究及び指導に関する事。
 - (4) 鑑識に関する事。
 - (5) 災害の分析及び記録に関する事。
 - (6) 災害統計（救急統計を除く。）に関する事。
- ### 違反是正係
- (1) 査察基準の策定及び査察技術の指導に関する事。
 - (2) 特別査察の実施に関する事。
 - (3) 消防用設備等及び特殊消防用設備等の維持管理の指導に関する事。
 - (4) 火災予防の法令違反の処理の実施及び支援に関する事。
 - (5) 火災予防の法令違反の処理に係る関係機関との調整に関する事。
 - (6) 火災予防の法令違反の是正に係る調査研究に関する事。
 - (7) 火災予防の法令違反に係る公表制度に関する事。
 - (8) 防火対象物及び防災管理対象物の定期点検に関する事。
 - (9) 防災規制に関する事。

規制課

建築係

- (1) 建築確認及び許可の同意に関する事。
- (2) 建築物等の防火安全基準の策定及び防災指導に関する事。
- (3) 消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置の指導及び検査に関する事。
- (4) 電気設備等の設置に関する事。
- (5) 消防設備士等の育成指導に関する事。
- (6) 消防用設備等、特殊消防用設備等、消防の用に供する機械器具等の研究及び指導に関する事。
- (7) 他係の主管に属しない事。

危険物係

- (1) 危険物の規制及び指導に関する事。
- (2) 危険物製造所等の許認可及び検査に関する事。
- (3) 危険物取扱者及び危険物保安監督者等の育成指導に関する事。
- (4) 少量危険物及び指定可燃物等の規制及び指導に関する事。
- (5) 危険物等及び危険物等の災害の調査研究に関する事。
- (6) 石油コンビナート等特別防災区域の防災対策の推進に関する事。
- (7) 自衛防災組織及び石油コンビナート等特別防災

区域協議会の育成指導に関すること。

- (8) 石油コンビナート等災害防止法に係る国、県その他の関係機関との連絡調整に関すること。
- (9) 核燃料物質、放射性同位元素及び毒劇物等の防災指導に関すること。
保安係
- (1) 火薬類の規制及び指導に関すること。
- (2) 火薬類の製造営業等の許認可及び検査に関すること。
- (3) 火薬類及び火薬類の災害の調査研究に関すること。
- (4) 高圧ガスの規制及び検査に関すること。
- (5) 高圧ガスの製造等の許可及び検査に関すること。
- (6) 高圧ガス及び高圧ガスの災害の調査研究に関すること。
- (7) 液化石油ガスの規制及び指導に関すること。
- (8) 液化石油ガスの販売事業に係る登録等に関すること。
- (9) 液化石油ガスの保安機関等の認定及び許可に関すること。
- (10) 液化石油ガスの貯蔵施設等の許可及び検査に関すること。
- (11) 液化石油ガス及び液化石油ガスの災害の調査研究に関すること。

消防部

消防課

消防係

- (1) 非常警備に関すること。
- (2) 災害に係る警防技術の研究並びに訓練及び指導に関すること（特別消防隊の主管に属するものを除く。）。
- (3) 警防計画に関すること。
- (4) 現場指揮活動に関すること。
- (5) 消防部隊と消防団との連携に関すること。
- (6) 部内他課隊係の主管に属しないこと。

計画係

- (1) 警防対策の企画及び調整に関すること。
- (2) 消防部隊の災害出動計画に関すること。
- (3) 災害に係る消防の応援に関すること。
- (4) 消防水利に関すること。

地域安全係

- (1) 地域の防災指導に関すること。
- (2) 地域の防災対策の企画及び調整に関すること（防災危機管理局の主管に属するものを除く。）。
- (3) 災害に係る自助の促進の企画及び調整に関すること。
- (4) 防災安心まちづくり運動、自主防災組織その他の地域の自主防災に関すること。
- (5) 市民生活の安全確保に関すること。
- (6) 高齢者その他の災害時要援護者の防災指導に関すること。

指令課

通信係

- (1) 消防防災に係る情報処理システム（防災危機管理局の主管に属するものを除く。以下「システム」という。）の企画、開発及び調整に関すること。
- (2) システムの運営管理及び技術指導に関すること。
- (3) システムに係るプログラムの作成及び維持に関すること。
- (4) システムに係るデータの管理及び保護の総括に関すること。
- (5) 電子計算機器の運用管理に関すること。

- (6) 消防通信の企画に関すること。
- (7) 指令業務の企画及び調査に関すること。
- (8) 災害通報システムの普及に関すること。
- (9) 消防に係る通信施設及び設備の整備及び保守管理並びに技術指導に関すること。
- (10) 他係の主管に属しないこと。

主査（消防通信）

- (1) 消防通信の企画に関すること。
- (2) 指令業務の企画及び調査に関すること。
- (3) 災害通報システムの普及に関すること。
- (4) 消防通信設備の整備及び保守管理並びに技術指導に関すること。
指令第一係
指令第二係
指令第三係
- (1) 消防通信の運用及び統制に関すること。
- (2) 災害対応に係る初動対応に関すること。
- (3) 災害応急対策に係る指示の伝達に関すること。
- (4) 災害通報の受理に関すること。
- (5) 消防部隊の出動計画に基づく出動命令に関すること。
- (6) 出動消防部隊に関する情報収集及び指示の伝達に関すること。
- (7) 救急管制に関すること。
- (8) 応急手当の口頭指導に関すること。
- (9) 気象情報、地震情報、水防警報その他災害情報の収集伝達に関すること。
- (10) 防災関係機関との通信連絡に関すること。
- (11) 災害情報等の広報及び提供に関すること。
- (12) 防災通信の運用に関すること（休日等における初動対応に限る。）。
- (13) 指令業務に係る記録及び統計に関すること。

特別消防隊

第一方面隊第一係

第一方面隊第二係

- (1) 水難に係る警防業務の企画及び調査に関すること。
- (2) 水難に係る警防業務及び消防局長の指定する災害の警防業務の実施に関すること。
- (3) 水難に係る警防技術の訓練及び指導に関すること。
- (4) 消防局長の指定する災害防御の特殊技術の研究及び訓練に関すること。
- (5) 他係の主管に属しないこと（第一方面隊第一係に限る。）。

第二方面隊第一係

第二方面隊第二係

- (1) 地下における災害（以下「地下災害」という。）に係る警防業務の企画及び調査に関すること。
- (2) 地下災害に係る警防業務及び消防局長の指定する災害の警防業務の実施に関すること。
- (3) 地下災害に係る警防技術の訓練及び指導に関すること。
- (4) 消防局長の指定する災害防御の特殊技術の研究及び訓練に関すること。

第三方面隊第一係

第三方面隊第二係

- (1) 高層建築物その他の高所における災害（以下「高所災害」という。）に係る警防業務の企画及び調査に関すること。
- (2) 高所災害に係る警防業務及び消防局長の指定する災害の警防業務の実施に関すること。
- (3) 高所災害に係る警防技術の訓練及び指導に関すること。

- ること。
- (4) 消防局長の指定する災害防御の特殊技術の研究及び訓練に関すること。

第四方面隊第一係
第四方面隊第二係

- (1) 鉄道、航空機その他の交通機関に係る災害（以下「交通機関災害」という。）に係る警防業務の企画及び調査に関すること。
- (2) 交通機関災害に係る警防業務及び消防局長の指定する災害の警防業務の実施に関すること。
- (3) 交通機関災害に係る警防技術の訓練及び指導に関すること。
- (4) 消防局長の指定する災害防御の特殊技術の研究及び訓練に関すること。
- 第五方面隊第一係
第五方面隊第二係
- (1) 毒劇物その他の化学薬品及び放射性物質による災害並びに石油コンビナート等特別防災区域における災害（以下「化学・石油コンビナート災害」という。）に係る警防業務の企画及び調査に関すること。
- (2) 化学・石油コンビナート災害に係る警防業務及び消防局長の指定する災害の警防業務の実施に関すること。
- (3) 化学・石油コンビナート災害に係る警防技術の訓練及び指導に関すること。
- (4) 水上消防に関すること。
- (5) 消防艇及び指揮艇の管理及び整備に関すること。
- (6) 消防局長の指定する災害防御の特殊技術の研究及び訓練に関すること。

消防航空隊

航空消防係

- (1) 航空業務計画（航空機の運航及び整備に係るものを除く。）に関すること。
- (2) 航空機の運用に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 航空消防に関する消防業務及び訓練の実施に関すること。
- (4) 航空消防に関する特殊技術及び装備の研究に関すること。
- (5) 他係の主管に属しないこと。

運航係

- (1) 航空業務計画（航空機の運航に係るものに限る。）に関すること。
- (2) 航空機の運航に関すること。
- (3) 航空機の運航に関する特殊技術の研究及び訓練に関すること。

整備係

- (1) 航空業務計画（航空機の整備に係るものに限る。）に関すること。
- (2) 航空機の整備に関すること。
- (3) 航空機及び航空機の整備用資機材の管理に関すること。

救急部

救急課

救急係

- (1) 救急業務の企画及び調整に関すること。
- (2) 救急隊の運用基準に関すること。
- (3) 救急救命士に関すること（救急救命研修所の主管に属するものを除く。）。
- (4) 救急隊員の資格に関すること。
- (5) 救急用装備資器材に関すること。
- (6) 救急統計に関すること。

- (7) 医療機関その他救急関係機関との連絡に関すること。

- (8) 救急広報に関すること。
- (9) 部内他所係の主管に属しないこと。
主査（救急業務企画）

- (1) 救急業務の企画及び調整に関すること。
- (2) 救急隊の運用基準に関すること。

指導係

- (1) 救急訓練及び救急技術に関すること。
- (2) メディカルコントロールに関すること。
- (3) 大規模救急事故対策に関すること。
- (4) 救急隊員の感染防止に関すること。
- (5) 救急医療との連携に関すること。
- (6) 愛知県救急業務高度化推進協議会との連絡調整に関すること。
- (7) 消防局長の指定する救急業務に関すること。
主査（本部救急隊）(7)
- (1) 消防局長の指定する救急業務に関すること。
- (2) 救急技術の研究並びに訓練及び指導に関すること。

主査（新型コロナウイルス感染症対策に係る救急業務の調整）(2)

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る救急業務の調整に関すること。

救急救命研修所

救急救命研修係

- (1) 救急救命士の教育に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 救急救命士の養成に関すること。
- (3) 救急救命士の研修に関すること。
- (4) 応急手当の普及啓発に関すること。
- (5) 応急手当研修センターに関すること。
- (6) 研修所の庶務及び経理に関すること。

主査（養成教育）

- (1) 救急救命士の教育に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 救急救命士の養成に関すること。
- (3) 救急救命士の研修に関すること。
主査（市民普及）
- (1) 応急手当の普及啓発に関すること。
- (2) 応急手当研修センターに関すること。

消防学校

教務課

教務係

- (1) 教育訓練の基準に関すること。
- (2) 職員の接遇研修その他研修の指導に関すること。
- (3) 消防学校長の指定する初任及び現任教育の計画並びに実施に関すること。
- (4) 消防学校施設の管理に関すること。
- (5) 消防団員の教育訓練に関すること。
- (6) 防災教育に関すること。
- (7) 消防音楽隊による防火思想の普及高揚に関すること。
- (8) カラーガード隊に関すること。
- (9) 学校内他係の主管に属しないこと。
- (10) 教務に係る愛知県消防学校との調整に関すること。

教育訓練係

- (1) 初任及び現任教育の計画並びに実施に関すること。
- (2) 新任消防吏員の身分に関すること。
- (3) 消防学校施設において行う職員の教育訓練の指

導等に関すること。

- (4) 教育訓練に係る愛知県消防学校との調整に関すること。

区役所

区政部

総務課

庶務係

- (1) 公印（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印、出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印、社会福祉事務所長印、障害福祉事務専用区長印並びに公害対策事務専用市長印を除く。）の管守に関すること。
- (2) 職員の進退、服務、賞罰、給与その他身分に関すること。
- (3) 文書に関すること。
- (4) 庁舎（保健センターに係るものを除く。）の管理及び取締に関すること。
- (5) 区役所支所に関すること。
- (6) 道路運送車両法による自動車の臨時運行の許可に関すること。
- (7) 住居表示に関すること。
- (8) 市営住宅入居申込みの相談に関すること。
- (9) 災害対策及び災害救助の連絡に関すること。
- (10) 地域の防災対策の推進に係る企画並びに区内各種機関及び団体との調整に関すること。
- (11) 防災行政用無線に関すること。
- (12) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関すること。
- (13) 被災者生活再建支援金の支給に関すること。
- (14) 区内各種機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (15) 通達員に関すること。
- (16) 現金及び有価証券並びに物品の出納保管並びに記録管理に関すること。
- (17) 支出負担行為の事前合議に関すること。
- (18) 支出命令の審査に関すること。
- (19) 還付命令の審査に関すること。
- (20) 指定金融機関の派出所に関すること。
- (21) 決算に係る出納の整理に関すること。
- (22) 会計事務の連絡調整に関すること。
- (23) 農業委員会に関すること。
- (24) 国有農地売渡対価及び使用料徴収に関すること。
- (25) 墓地、埋葬等に関する法律による引取者のない死体の埋葬又は火葬に関すること。
- (26) 保健福祉センター及び他課室係の主管に属しないこと。

主査（防災）(2)

- (1) 地域の防災対策の推進に係る企画並びに区内各種機関及び団体との調整に関すること。
- (2) その他区長の指定する防災に関すること。

主査（農政）（中川区及び緑区に限る。）

- (1) 農業委員会に関すること。
- (2) 国有農地売渡対価及び使用料徴収に関すること。

主査（農政）(2)（守山区に限る。）

- (1) 農業委員会に関すること。
- (2) 国有農地売渡対価及び使用料徴収に関すること。

統計選挙係

- (1) 人口統計に関すること。
- (2) 商工業統計に関すること。
- (3) 農林統計に関すること。
- (4) その他統計に関すること。
- (5) 選挙管理委員会に関すること。
- (6) 選挙に関する学校施設の使用及び公営の実施に関すること。

企画経理室

主査（企画経理）

- (1) 区政運営の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 区民会議及び区政推進会議に関すること。
- (3) 予算の執行に関すること。
- (4) 物品の購入、委託等の総合調整に関すること。
- (5) 区所管財産の管理の調整に関すること。
- (6) 寄附金の募集及び受納に関すること。
- (7) 区長の指定する区政運営に係る特命事項の処理に関すること。

主査（区の特性に応じたまちづくりに係る企画調整）（中村区に限る。）

- (1) 地域住民等と連携した主として区の特性に応じたまちづくりに係る企画及び調整に関すること。
- (2) 広報に関すること。

地域力推進室

地域力推進係

- (1) 地域住民等と連携した地域の活力の向上に資する取組みの推進に関すること。
- (2) 地域活動の振興並びに地域活動に係る地域組織の援助及び育成に関すること。
- (3) 安心・安全で快適なまちづくりに関すること。
- (4) 区政協力委員に関すること。
- (5) 都市美化、交通安全対策及び生活安全対策に関すること。
- (6) 人権尊重のまちづくりに関すること。
- (7) 広報、広聴及び市民相談に関すること。
- (8) 空家等対策の推進に係る情報の収集及び連絡調整に関すること。
- (9) 空家等対策の推進に関する特別措置法による助言及び指導に関すること。
- (10) 住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る区対策会議の運営に関すること。
- (11) 犯罪被害者等の支援に係る情報の提供等及び連絡調整に関すること。
- (12) 市政情報の提供に関すること。
- (13) 地縁による団体の認可並びに印鑑の登録及び証明等に関すること。
- (14) 自衛官の募集に関すること。
- (15) 社会教育に関すること。
- (16) 市民文化及び体育の向上に関すること。
- (17) 青少年の保護育成の推進に関すること。
- (18) 社会教育関係諸団体及び文化体育団体に関すること。
- (19) 貯蓄増強に関すること。
- (20) コミュニティセンター等に関すること。
- (21) 生涯学習センターに関すること。

主査（生涯学習）（中区を除く。）

- (1) 社会教育に関すること。
- (2) 市民文化及び体育の向上に関すること。
- (3) 青少年の保護育成の推進に関すること。
- (4) 社会教育関係諸団体及び文化体育団体に関すること。

- (5) 貯蓄増強に関すること。
 - (6) 生涯学習センターに関すること。
- 主査（生涯学習・スポーツの推進）（中区に限る。）

- (1) 社会教育に関すること。
- (2) 市民文化及び体育の向上に関すること。
- (3) 地域住民等と連携した主としてスポーツの推進による地域の活力の向上に資する取組みの推進に関すること。
- (4) 青少年の保護育成の推進に関すること。
- (5) 社会教育関係諸団体及び文化体育団体に関すること。
- (6) 貯蓄増強に関すること。
- (7) 生涯学習センターに関すること。

主査（安心・安全で快適なまちづくりの企画）（千種区、東区、西区及び南区に限る。）

- (1) 安心・安全で快適なまちづくりの推進に係る企画及び調査並びに連絡調整に関すること。
- (2) 区安心・安全で快適なまちづくり協議会及び安心・安全・快適まちづくり活動補助金に係る企画調整に関すること。
- (3) 安心・安全で快適なまちづくりに関する相談、要望等の処理に係る連絡調整に関すること。
- (4) 区長の指定する地域住民等と連携した地域の活力の向上に資する取組みの推進に関すること。
- (5) 男女平等参画推進事業に関すること。
- (6) 人権尊重のまちづくり事業に関すること。
- (7) 広報及び広聴集会に関すること。

主査（区の特性に応じた地域の活力向上）（北区、中川区、港区、守山区及び天白区に限る。）

- (1) 地域住民等と連携した主として区の特性に応じた地域の活力の向上に資する取組みの推進に関すること。
- (2) 男女平等参画推進事業に関すること。
- (3) 人権尊重のまちづくり事業に関すること。
- (4) 広報及び広聴集会に関すること。

主査（地域の魅力の向上・発信）（昭和区、瑞穂区、熱田区、緑区及び名東区に限る。）

- (1) 地域住民等と連携した主として魅力の向上・発信による地域の活力の向上に資する取組みの推進に関すること。
- (2) 男女平等参画推進事業に関すること。
- (3) 人権尊重のまちづくり事業に関すること。
- (4) 広報及び広聴集会に関すること。

主査（地域の魅力の向上・多文化共生の推進）（中区に限る。）

- (1) 地域住民等と連携した主として魅力の向上及び多文化共生の推進による地域の活力の向上に資する取組みの推進に関すること。
- (2) 男女平等参画推進事業に関すること。
- (3) 人権尊重のまちづくり事業に関すること。
- (4) 広報及び広聴集会に関すること。

市民課

戸籍係

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印並びに出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の

国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区长印の管守に関する事。

- (2) 戸籍法、墓地、埋葬等に関する法律及び死産の届出に関する規程に基づく届出及び申請の受付に関する事。
- (3) 前号の届出又は申請に基づく謄抄本、証明書及び許可証の作成及び交付に関する事。
- (4) 身分に係る証明の申請の受付並びに証明書の作成及び交付に関する事。
- (5) 課所管事務に係る届出及び申請の受付その他の窓口事務に関する事。
- (6) 戸籍及び戸籍の附票の記録並びにこれらに伴う通知に関する事。
- (7) 前号の台帳等及びこれらに係る帳票の整理に関する事。
- (8) 既決犯罪通知その他身分に関する通知の処理に関する事。
- (9) 人口動態統計その他統計の資料の作成及び報告に関する事。
- (10) 他係の主管に属しない事。

住民記録係

- (1) 住民基本台帳法及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく届出及び申請の受付に関する事。
- (2) 前号の届出又は申請に基づく写し及び証明書の作成及び交付に関する事。
- (3) 個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付に関する事。
- (4) 中长期在留者又は特別永住者に係る住居地の届出、特別永住許可及び特別永住者証明書の交付に関する事。
- (5) 課所管事務に係る諸証明の申請の受付並びに証明書の作成及び交付に関する事（戸籍係の主管に属するものを除く。）。
- (6) 印鑑の登録及び証明に関する事。
- (7) 課所管事務に係る届出及び申請の受付その他の窓口事務に関する事。
- (8) 住民基本台帳及び学齢簿の記録並びにこれらに伴う通知に関する事。
- (9) 前号の台帳等及びこれらに係る帳票の整理に関する事。
- (10) 住民基本台帳法に基づく実態調査に関する事。
- (11) 住民としての地位に係る情報の連絡及び収集に関する事。
- (12) 住民記録情報の管理に関する事。
- (13) 公簿の閲覧に関する事。
- (14) 児童生徒等の住所変更に関する届出の通知に関する事。
- (15) 栄サービスセンターに関する事（中区に限る。）。

主査（個人番号カード交付に係る調整）

- (1) 個人番号カードの交付に係る調整に関する事。
- (2) 区長の指定する個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付に関する事。
- (3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく届出及び申請の受付に関する事。

郵送証明係（熱田区に限る。）

- (1) 郵送請求に係る証明書交付センターに関する事。

保健福祉センター

福祉部

民生子ども課

民生子ども係

- (1) 社会福祉事務所長印の管守に関する事。
- (2) 統計及び諸報告に関する事。
- (3) 民生委員及び児童委員に関する事。
- (4) 災害援護資金の貸付け及び償還に関する事。
- (5) 児童及びひとり親家庭等の福祉に関する事（福祉課及び保険年金課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関する事。
- (7) 子ども・子育て支援法による利用者負担額等の決定に関する事。
- (8) 特定保育所における保育を行うことに係る利用者負担額等の決定に関する事。
- (9) 特定保育所における保育を行うことに係る利用者負担額等の徴収に関する事。
- (10) 児童福祉法による助産施設及び母子生活支援施設への入所の承諾又は解除に関する事。
- (11) 児童福祉法による保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用についての調整等に関する事。
- (12) 児童虐待防止に関する事（児童福祉センター、西部児童相談所及び東部児童相談所の主管に属するものを除く。）。
- (13) 配偶者等からの暴力の被害者その他の女性の自立支援に係る相談及び指導に関する事。
- (14) 地域の子育て支援ネットワークに関する事。
- (15) 児童手当の認定、改定、支給の制限及び支払の差止め並びに届出等の受理（名古屋市職員並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び障害児入所施設等の設置者に係るものを除く。）に関する事。
- (16) 児童扶養手当の認定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関する事。
- (17) 子ども会、留守家庭児童健全育成事業、児童遊園地等に関する事。
- (18) 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け及び償還に関する事。
- (19) ひとり親家庭手当の支給決定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関する事。
- (20) 生活保護法による費用の返還及び徴収に関する事。
- (21) 部内他課係の主管に属しない事。

主査（子ども家庭支援）

- (1) 児童虐待防止に関する事（児童福祉センター、西部児童相談所及び東部児童相談所の主管に属するものを除く。）。
- (2) 地域の子育て支援ネットワークに関する事。
- (3) その他区長の指定する子ども及び家庭に係る支援に関する事。

保護係（中村区を除く。）

- (1) 生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関する事。
- (2) 要保護者の更生指導に関する事。
- (3) 生活保護法の医療券及び介護券の交付に関する事。

主査（生活保護）（西区、昭和区、瑞穂区、熱田区、緑区及び天白区に限る。）

- (1) 区長の指定する区域（以下民生子ども課の項において「指定区域」という。）内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関する事
 - (2) 指定区域内の要保護者の更生指導に関する事。
 - 主査（生活保護）(2)（千種区、北区、中川区、港区、守山区及び名東区に限る。）
 - (1) 指定区域内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関する事。
 - (2) 指定区域内の要保護者の更生指導に関する事。
 - 主査（生活保護）(4)（南区に限る。）
 - (1) 指定区域内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関する事。
 - (2) 指定区域内の要保護者の更生指導に関する事。
 - 保護第一係（中村区に限る。）
 - (1) 指定区域内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関する事。
 - (2) 指定区域内の要保護者の更生指導に関する事。
 - (3) 生活保護法の医療券及び介護券の交付に関する事。
 - 主査（生活保護）(2)（中村区に限る。）
 - (1) 指定区域内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関する事。
 - (2) 指定区域内の要保護者の更生指導に関する事。
 - 保護第二係（中村区に限る。）
 - (1) 係所管区域（中村区のうち、保護第一係及び保護第三係の所管区域以外の区域をいう。以下保護第二係の項において同じ。）内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関する事。
 - (2) 係所管区域内の要保護者の更生指導に関する事。
 - 保護第三係（中村区に限る。）
 - (1) 係所管区域（中村区のうち、保護第一係及び保護第二係の所管区域以外の区域をいう。以下保護第三係の項において同じ。）内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関する事。
 - (2) 係所管区域内の要保護者の更生指導に関する事。
 - 主査（相談援護）（中村区及び中区に限る。）
 - (1) 区内の住居のない者に係る相談及び援護に関する事。
 - (2) 区内の関係機関との連絡調整に関する事。
 - 主査（健康管理支援）
 - (1) 要保護者の健康管理に係る支援に関する事。
- 福祉課
- 高齢福祉係
- (1) 老人福祉法による措置の開始、変更、停止又は廃止に関する事。
 - (2) 敬老事業その他高齢者の福祉に関する事。
 - (3) 地域包括ケアの推進に関する事。
 - (4) 要介護認定等の申請の相談及び受付に関する事。
 - (5) 介護認定審査会の審査部会に関する事。
 - (6) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に関する事。
 - (7) 介護保険被保険者資格の得喪その他に係る届出の受付及び審査並びに受給資格証明書に関する事。
 - (8) 介護保険の被保険者証の交付及び回収に関する事。
 - (9) 介護保険料の賦課に関する事。
 - (10) 介護保険料の徴収に関する事。
 - (11) 介護保険料の督促及び滞納処分に関する事。
 - (12) 受託に係る介護保険料の徴収に関する事。
 - (13) 介護保険の保険給付、第1号事業支給費並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成費（介護保険法により指定する事業者、介護保険施設及び指定特別給付事業者への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関する事。
 - (14) 住宅改修支援事業費の支給に関する事。
 - (15) 介護保険の不正不当利得金の徴収に関する事。
 - (16) その他介護保険実施のための事務に関する事。
 - (17) 成年後見制度の利用支援に関する事。
 - (18) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事。
 - (19) 引揚者、未帰還者留守家族等の援護に関する事。
 - (20) 他係の主管に属しないこと。
 - 主査（包括的支援等の推進）
 - (1) 包括的支援の推進に関する事。
 - (2) 地域包括ケアの推進に関する事。
 - 主査（地域包括ケア推進に係る地域の活力向上）（北区に限る。）
 - (1) 地域包括ケアに係る地域住民等と連携した地域の活力の向上に資する取組みの推進に関する事。
 - 主査（介護保険）
 - (1) 要介護認定等の申請の相談及び受付に関する事。
 - (2) 介護認定審査会の審査部会に関する事。
 - (3) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に関する事。
 - (4) 介護保険被保険者資格の得喪その他に係る届出の受付及び審査並びに受給資格証明書に関する事。
 - (5) 介護保険の被保険者証の交付及び回収に関する事。
 - (6) 介護保険料の賦課に関する事。
 - (7) 介護保険料の徴収に関する事。
 - (8) 介護保険料の督促及び滞納処分に関する事。
 - (9) 受託に係る介護保険料の徴収に関する事。
 - 障害福祉係
 - (1) 障害福祉事務専用区長印の管守に関する事。
 - (2) 障害者及び障害児の福祉に関する事。
 - (3) 成年後見制度の利用支援に関する事（高齢福祉係の主管に属するものを除く。）。
 - (4) 難病対策に関する事。
 - (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び自立支援医療費の支給認定に関する事。
 - (6) 障害支援区分認定等審査会の審査部会に関する事。
 - (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関する事。
 - (8) その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事務に関する事。
 - (9) 小児慢性特定疾病医療の実施のための事務に関する事。

(10) 児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定及び障害児入所給付費の入所給付決定に関すること。

(11) 児童福祉法による障害児通所給付費等、障害児入所給付費及びこれらに関連する給付費等の支給（指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者及び指定発達支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること。

(12) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条による福祉手当を含む。）の認定、支給の制限及び届出等の受理に関すること。

(13) 心身障害者扶養共済事業に係る掛金の徴収及び減免、年金、弔慰金及び地位の喪失に伴う返還金の支払、届出の受理その他書類の経由に関すること。

(14) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること（高齢福祉系の主管に属するものを除く。）。

(15) 引揚者、未帰還者留守家族等の援護に関すること（高齢福祉系の主管に属するものを除く。）。

主査（精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整）

(1) 精神障害者福祉及び難病対策等に係る連絡調整に関すること。

保険年金課 管理係

(1) 国民健康保険料の徴収に関すること。
(2) 国民健康保険一部負担金及び不正不当利得金の徴収（減免及び猶予を除く。）に関すること。

(3) 国民健康保険料の督促及び滞納処分に関すること。

(4) 受託に係る国民健康保険料及び国民健康保険一部負担金の徴収に関すること。

(5) 国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金の申請、請求及び諸届出の受付及び審査に関すること。

(6) 他係の主管に属しないこと。

保険係

(1) 国民健康保険被保険者資格の得喪その他に係る届出の受付及び審査に関すること。

(2) 国民健康保険の被保険者証（被保険者資格証明書を含む。）の交付及び回収に関すること。

(3) 国民健康保険の療養費その他の金銭給付の申請の受付及び支払に関すること。

(4) 国民健康保険料の賦課に関すること。

(5) その他国民健康保険の実施のための事務（管理係の主管に属するものを除く。）に関すること。

(6) 後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。

(7) 後期高齢者医療保険料の督促及び滞納処分に関すること。

(8) 後期高齢者医療被保険者資格の得喪その他に係る申請及び届出の受付に関すること。

(9) 後期高齢者医療の被保険者証（被保険者資格証明書を含む。）の引渡し及び返還の受付に関すること。

(10) その他後期高齢者医療の実施のための事務に関すること。

(11) 障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び子ども

も医療費（以下保険系の項において「障害者医療費等」という。）の助成対象者の資格の取得その他に係る届出の受付、審査及び認定並びに資格の確認に関すること。

(12) 障害者医療費等の医療証の交付及び回収に関すること。

(13) 障害者医療費等の支給申請の受付及び支払に関すること。

保健管理課

企画管理係

(1) 保健福祉センター（福祉部を除く。）に係る文書及び公印（公害対策事務専用市長印を除く。）の管守並びに物品等の管理に関すること。

(2) 保健センターに係る庁舎の管理に関すること。

(3) 保健環境委員及び区保健環境委員会に関すること。

(4) 衛生諸団体に関すること。

(5) 区長の指定する健康危機管理に関すること。

(6) 区長の指定する医療の安全に関すること。

(7) 区長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。

(8) 動物の愛護に関すること。

(9) 保健福祉センター（福祉部を除く。）内他課室係の主管に属しないこと。

主査（医療安全）

(1) 区長の指定する医療の安全に関すること。

主査（食品衛生・動物愛護）

(1) 動物の愛護に関すること。

主査（健康危機管理）

(1) 区長の指定する健康危機管理に関すること。

環境薬務室

主査（営業施設指導）（南区を除く。）

(1) 区長の指定する営業施設の指導に関すること。

主査（住居衛生・薬務）（南区を除く。）

(1) 献血の推進に関すること。

(2) 区長の指定する住居の衛生に関すること。

主査（営業薬務）（南区に限る。）

(1) 区長の指定する営業施設の指導に関すること。

(2) 献血の推進に関すること。

主査（住居衛生）（南区に限る。）

(1) 区長の指定する住居の衛生に関すること。

健康安全課

企画管理係

(1) 保健福祉センター（福祉部を除く。）に係る文書及び公印（公害対策事務専用市長印を除く。）の管守並びに物品等の管理に関すること。

(2) 保健センターに係る庁舎の管理に関すること。

(3) 保健環境委員及び区保健環境委員会に関すること。

(4) 衛生諸団体に関すること。

(5) 区長の指定する健康危機管理に関すること。

(6) 区長の指定する医療の安全に関すること。

(7) 区長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。

(8) 動物の愛護に関すること。

(9) 保健福祉センター（福祉部を除く。）内他課室係の主管に属しないこと。

主査（食品衛生・動物愛護等）

(1) 動物の愛護に関すること。

主査（大規模施設に係るHACCP監視等）（熱田区に限る。）

- (1) 区長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。

主査（健康危機管理）

- (1) 区長の指定する健康危機管理に関すること。

公害対策室

主査（環境活動推進）

- (1) 地域環境審議会の運営に関すること。
- (2) 調査請求の処理に関すること。
- (3) 地域における環境教育の推進に関すること。
- (4) 保健福祉センター所長の指定する公害の苦情処理等に関すること。

主査（規制指導）（西区、南区及び名東区に限る。）

- (1) 公害対策事務専用市長印の管守に関すること。
- (2) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止（悪臭の防止に係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関すること。
- (3) 特定工場における公害防止組織並びに公害防止協定及び環境保全協定に関すること。
- (4) 公害発生状況の巡回監視に関すること。
- (5) 保健福祉センター所長の指定する公害の苦情処理等に関すること。

主査（規制指導）(2)（港区に限る。）

- (1) 公害対策事務専用市長印の管守に関すること。
- (2) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止（悪臭の防止に係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関すること。
- (3) 特定工場における公害防止組織並びに公害防止協定及び環境保全協定に関すること。
- (4) 公害発生状況の巡回監視に関すること。
- (5) 保健福祉センター所長の指定する公害の苦情処理等に関すること。

保健予防課

保健感染症係

- (1) 母子保健に関すること。
- (2) 療育等の医療給付に関すること。
- (3) 予防接種（法令に定めるものを除く。）に関すること。
- (4) 公害保健に関すること。
- (5) 成人保健及び健康づくり事業に関すること。
- (6) 地域包括ケアの推進に関すること。
- (7) 介護予防に関すること。
- (8) 助産師及び看護師の業務に関すること。
- (9) 区内保健師、助産師及び看護師関係諸団体に関すること。
- (10) 子育て総合相談窓口に関すること。

主査（医務）（東区及び西区を除く。）

- (1) 区長の指定する医務に関すること。

主査（公害保健）（熱田区、中川区、港区及び南区に限る。）

- (1) 保健感染症係の分掌事務中第4号に掲げること。

主査（感染症対策等）

- (1) 保健感染症係の分掌事務中第3号、第5号及び第7号に掲げること。

主査（保健看護）

- (1) 保健感染症係の分掌事務中第8号から第10号ま

でに掲げること。

主査（母子保健に係る子ども家庭支援）

- (1) 母子保健に係る子ども家庭支援に関すること。

主査（包括的支援等の推進）

- (1) 包括的支援の推進に関すること。
- (2) 地域包括ケアの推進に関すること。

農業委員会事務局

農政課

農政係

- (1) 委員会の総会に関すること。
- (2) 農業委員及び推進委員に関すること。
- (3) 委員会の文書及び公印の管理に関すること。
- (4) 委員会の諸規程に関すること。
- (5) 委員会の権限に属する事項のうち委員会の許可に係るもの及び委員会の証明等のうち委員会の審議を要するものの事務に関すること（受付及び交付を除く。）。
- (6) 農地等の利用の最適化の推進に関すること。
- (7) 農地バンクに関すること。
- (8) 国有農地の管理の統括に関すること。
- (9) 遊休農地に関する措置の統括に関すること。
- (10) 農地の賃借料情報の提供等の統括に関すること。
- (11) 農地台帳の整備等の統括に関すること。
- (12) 農業者年金に係る事務に関すること。
- (13) 一般社団法人愛知県農業会議との連絡調整等に関すること。
- (14) 事務局の他課係の主管に属しないこと。

地区農政課の係

- (1) 委員会の権限に属する事項のうち委員会への届出等の受理に係るもの及び委員会の証明等のうち台帳等に記載された事実等を証明するものに関すること。
- (2) 委員会の権限に属する事項に係る農業委員及び推進委員による現地確認に関すること。
- (3) 委員会への許可申請等の受付及び許可等に係る文書の交付に関すること。
- (4) 農地等の利用の最適化の推進に関すること。
- (5) 地区協議会に関すること。
- (6) 農地バンクに関すること。
- (7) 国有農地の管理に関すること（統括を除く。）。
- (8) 遊休農地に関する措置に関すること（統括を除く。）。
- (9) 農地の賃借料情報の提供等に関すること（統括を除く。）。
- (10) 農地台帳の整備等に関すること（統括を除く。）。
- (11) 農業者年金の個別推進に関すること。

主査（農業に係る施設の連絡調整等）

- (1) 農業に係る施設の連絡調整等に関すること。

固定資産評価審査委員会事務局

書記

- (1) 委員会の事務に関すること。

選挙管理委員会事務局

庶務係

- (1) 委員会の会議及び委員に関すること。
- (2) 文書の收受、発送及び管理並びに公印の管守に関すること。
- (3) 事務局職員の人事、給与、福利厚生及び保健衛生に関すること。
- (4) 事務局の予算、決算その他経理に関すること。
- (5) 選挙啓発事業の企画及び実施に関すること。
- (6) 選挙に係る広報及び普及に関すること。
- (7) 選挙啓発に係る調査及び統計に関すること。
- (8) 明るい選挙名古屋市推進協議会に関すること。
- (9) 他係の主管に属しないこと。

主査（啓発）

- (1) 選挙啓発事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 選挙に係る広報及び普及に関すること。
- (3) 選挙啓発に係る調査及び統計に関すること。
- (4) 明るい選挙名古屋市推進協議会に関すること。

選挙係

- (1) 選挙事務及び選挙以外の投票事務の管理執行及び指導に関すること。
- (2) 直接請求事務に関すること。
- (3) 選挙制度の調査研究及び研修に関すること。
- (4) 選挙及び選挙以外の投票等の記録に関すること。

主査（企画調整）

- (1) 事務局長の指定する選挙事務及び選挙以外の投票事務の企画、調査及び調整に関すること。

監査事務局

監査管理課

庶務係

- (1) 監査委員に関すること。
- (2) 局の人事に関すること。
- (3) 局の予算及び決算並びに会計経理に関すること。
- (4) 文書の收受、発送及び公印の管守に関すること。
- (5) 局内事務の連絡調整に関すること。
- (6) 局内他課室係の主管に属しないこと。

監査企画係

- (1) 監査計画及び監査の総括事務に関すること。
- (2) 住民監査請求に基づく監査に関すること。
- (3) 公営企業会計に係る事務事業の監査に関すること。
- (4) 公営企業会計の決算審査に関すること。
- (5) 例月出納検査(公営企業会計に係るものに限る。)に関すること。
- (6) 財政援助団体等監査に関すること。
- (7) 特定のテーマを定めて実施する監査に関すること。
- (8) 外部監査に関すること。
- (9) 実査当日に通知して実施する監査に関すること。
- (10) 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査に関すること。

- (11) 内部統制評価報告書審査に関すること。

主査（公営企業監査等）

- (1) 公営企業会計に係る事務事業の監査に関すること。
- (2) 公営企業会計の決算審査に関すること。
- (3) 例月出納検査(公営企業会計に係るものに限る。)に関すること。
- (4) 財政援助団体等監査に関すること。
- (5) 特定のテーマを定めて実施する監査に関すること。
- (6) 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査に関すること。

主査（外部監査等）

- (1) 外部監査に関すること。
 - (2) 実査当日に通知して実施する監査に関すること。
 - (3) 内部統制評価報告書審査に関すること。
- #### 主幹（特別監査等）
- (1) 住民監査請求に基づく監査に関すること。
 - (2) 財政援助団体等監査に関すること。
 - (3) 外部監査に関すること。
 - (4) 実査当日に通知して実施する監査に関すること。
 - (5) 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査に関すること。
 - (6) 内部統制評価報告書審査に関すること。

事務監査課

監査第一係

監査第二係

- (1) 一般会計及び特別会計に係る事務事業の監査に関すること。
- (2) 一般会計及び特別会計の決算審査に関すること。
- (3) 基金運用状況審査に関すること。
- (4) 例月出納検査(公営企業会計に係るものを除く。)に関すること。
- (5) 他係の主管に属しないこと(監査第一係に限る。)

主査（事務監査）

- (1) 事務局長の指定する一般会計及び特別会計に係る事務事業の監査に関すること。

- (2) 事務局長の指定する一般会計及び特別会計の決算審査に関すること。

工事監査室

工事監査係

主査（工事監査）

- (1) 各種工事の施行の監査に関すること。

人事委員会事務局

審査課

調査係

- (1) 人事委員会の委員及び会議に関すること。
- (2) 事務局の人事及び予算決算に関すること。
- (3) 文書の收受及び発送並びに公印の管守に関すること。
- (4) 給与に関する報告及び勧告に関すること。
- (5) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (6) 厚生福利制度に関すること。
- (7) 給与支払の監理に関すること。
- (8) 職員団体の登録等に関すること。
- (9) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関すること。
- (10) 他課係の主管に属しないこと。

審査係

- (1) 勤務条件に関する措置の要求に関すること。
- (2) 不利益処分についての審査請求に関すること。
- (3) 職員からの苦情の申出及び相談に関すること。
- (4) 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- (5) 退職管理に関すること。

任用課

任用係

- (1) 任用制度及び人事記録に関すること。
- (2) 昇任選考に関すること。
- (3) 係長以上の段階の転任試験等に関すること。
- (4) 人事評価に関すること。
- (5) 研修に関すること。
- (6) 他係の主管に属しないこと。

試験係

- (1) 採用試験及び採用選考に関すること。
- (2) 転任試験等（他係の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 採用候補者名簿に関すること。
- (4) 条件付採用期間の延長に関すること。
- (5) 臨時的任用に関すること。

主査（人材確保）

- (1) 人材確保に関すること。

教育委員会

総務部

総務課

庶務係

- (1) 教育委員会の会議並びに教育長及び委員に関すること。
- (2) 総合教育会議の運営に関すること。
- (3) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (4) 表彰に関すること。
- (5) 秘書に関すること。
- (6) 文書及び公印に関すること。
- (7) 他の部課室及び他の係の主管に属しないこと。

主査（総合教育会議等）

- (1) 総合教育会議の運営に関すること。
- (2) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (3) その他教育長の指定する教育委員会制度に関すること。

人事係

- (1) 事務局及び学校その他の教育機関の職員（教職員（校長（園長を含む。）、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手、学校事務職員、学校栄養職員、業務士（学校に勤務する者に限る。以下同じ。）及び調理員をいう。以下同じ。）を除く。以下「職員」という。）の人事、給与及び労務の調整管理に関すること。
- (2) 職員の福利厚生及び保健衛生に関すること。

調査係

- (1) 条例、教育委員会規則その他の規程の制定及び改廃に関すること。
- (2) 教育制度及び教育関係法規の調査研究に関すること。
- (3) 訴訟、調停等に関すること。
- (4) 情報公開及び個人情報保護に係る総合調整に関すること。

企画経理課

企画経理第一係

- (1) 重要事項の企画及び調整に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等並びに事務改善の総括及び行政評価の実施に関すること。
- (3) 事務事業に係る広報の総括に関すること。
- (4) 教育行政に関する相談窓口に関すること。
- (5) 教育に係る調査統計に関すること。
- (6) 教育関係の監査に関すること。
- (7) 外郭団体の総括に関すること。
- (8) 教育振興基本計画に関すること。
- (9) 教育委員会事務局指定管理者選定委員会に関すること。
- (10) 決算の総括に関すること。
- (11) 教育長の指定する予算及び決算に関すること。
- (12) 他の係の主管に属しないこと。

企画経理第二係

- (1) 予算の総括に関すること。
- (2) 教育長の指定する予算及び決算に関すること。
- (3) 契約事務に係る総合調整に関すること。
- (4) 予算執行の総合調整に関すること。
- (5) 教育長の指定する重要事項の企画及び調整に関すること。

人権教育室

主査（人権教育）

- (1) 人権教育に関する諸施策の総合的な企画及び連絡調整に関すること。

主査（同和教育）

- (1) 同和教育に関する諸施策の総合的な企画及び連絡調整に関すること。

教育環境整備課

計画係

- (1) 学校教育における子どもの学習環境及び施設のあり方に係る総合的な計画の立案に関すること（他の部課室の主管に属することを除く。）。
- (2) 学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関すること。
- (3) 学校の設置及び廃止の事務手続に関すること。
- (4) 小学校及び中学校の通学区域の設定、廃止及び変更に関すること。
- (5) 用地（借地を除く。）の取得に係る総合調整に関すること。
- (6) 教育施設に関するアセットマネジメントに関すること（他の部の主管に属することを除く。）。
- (7) 教育資産の有効活用に関すること。
- (8) 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関すること。
- (9) 子どもいきいき学校づくり推進審議会に関すること。
- (10) 他の係の主管に属しないこと。

主査（市立幼稚園のあり方検討）

- (1) 幼児教育に係る教育施設のあり方に関すること。

学校整備係

- (1) 学校教育に関する施設の建設、保全及び改築の計画及び実施に関すること。

主査（学校施設リフレッシュプランの推進）

- (1) 学校施設リフレッシュプランの推進に関すること。

主査（子どもいきいき学校づくり）(4)

- (1) 小学校、中学校及び特別支援学校の配置、統合及び廃止に係る調整に関すること。
- (2) 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関すること。
- (3) 子どもいきいき学校づくり推進審議会に関すること。

主査（橘小学校等複合化整備事業の推進）

- (1) 橘小学校等複合化整備事業の推進に関すること。

主査（給食調理場の環境整備の推進）

- (1) 給食調理場の環境整備の推進に関すること。

学校施設課

管理係

- (1) 教育財産及び普通財産の総括管理に関すること。
- (2) 公有財産台帳の整備に関すること。
- (3) 学校用地の管理及び借地に関すること。
- (4) 学校施設の管理に関すること。
- (5) 学校施設の目的外使用に関すること。
- (6) 選挙公営による学校施設の使用に関すること。
- (7) 他の係の主管に属しないこと。

営繕係

- (1) 学校施設の維持修繕に関すること。
- (2) 学校施設の環境整備（他の課の主管に属することを除く。）に関すること。

主査（学校施設の環境整備の推進）

- (1) 学校施設の環境整備（他の課の主管に属することを除く。）に関する事。
 - 主査（学校体育館の空調整備）
- (1) 学校の体育館の空調設備の整備に関する事。
 - 主査（学校施設のバリアフリー化の推進）
- (1) 学校施設のバリアフリー化の推進に関する事。

教務部

教職員課

管理第一係

- (1) 業務士及び調理員の人事に関する事。
- (2) 業務士及び調理員の服務及び内部統制に関する事。
- (3) 業務士及び調理員の組織する職員団体に関する事。
- (4) 教職員の人事記録に関する事。
- (5) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に関する事。
- (6) 教職員に関する人事・服務制度の調査研究に関する事。
- (7) 学校運営等に係る支援に関する事（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。
- (8) 他の課及び他の係の主管に属しない事。

管理第二係

- (1) 学校事務職員及び学校栄養職員の人事に関する事。
- (2) 学校事務職員及び学校栄養職員の服務及び内部統制に関する事。
- (3) 学校事務職員の組織する職員団体に関する事。
- (4) 教職員の定数・配置に関する事。
- (5) 教職員の給料（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第4条に規定するものをいう。）の決定及び勤務条件（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）に関する事。
- (6) 教職員に関する定数・給与制度の調査研究に関する事。
- (7) 学校事務（他の課の主管に属することを除く。）の改革推進に関する事。
- (8) 学校事務センターに関する事（学事課の主管に属することを除く。）。

主査（服務等）

- (1) 教職員の服務及び内部統制に関する事。
- (2) 教職員に関する人事・服務制度の調査研究に関する事。
- (3) 学校運営等に係る支援に関する事（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。

主査（学校事務の改革に係る連絡調整）

- (1) 学校事務（他の課の主管に属することを除く。）の改革推進に係る連絡調整に関する事。

主査（高等学校・幼稚園に係る連絡調整）

- (1) 特別支援学校等に係る連絡調整に関する事。

安全衛生係

- (1) 教職員の安全管理及び衛生管理に関する事。
- (2) 教職員の公務災害補償に関する事。
- (3) 教職員の福利厚生に関する事。

主査（教職員のメンタルヘルス・保健指導）

- (1) 教職員（業務士及び調理員を除く。次号において同じ。）の心の健康保持増進に関する事。

- (2) 教職員の健康管理及び保健指導に係る企画及び調整に関する事。

管理主事

- (1) 教職員（学校事務職員、学校栄養職員、業務士及び調理員を除く。第2号、第3号及び第7号において同じ。）の人事に関する事。
- (2) 教職員の服務及び内部統制に関する事。
- (3) 教職員の組織する職員団体に関する事。
- (4) 学校運営等に係る支援に関する事（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。
- (5) 学校の組織編制に関する事。
- (6) 教育職員免許法に関する事。
- (7) 教職員の定数・配置に関する事。
- (8) 教職員に関する制度の調査研究に関する事。
- (9) 校（園）長会に関する事。

学事課

学校財務係

- (1) 学校事務の指導及び事務引継に関する事。
- (2) 学校運営費の管理に関する事。
- (3) 学校運営費に係る学校事務の審査改善に関する事。
- (4) 学校事務に係る事務局内事務の連絡調整に関する事。
- (5) 教材及び教具その他の設備の整備（他の部の主管に属することを除く。）に関する事。
- (6) 学校用品の調達及び配分に関する事。
- (7) 学校物品の管理及び補修に関する事。
- (8) 学校事務センターに関する事（学事課の主管に属することに限る。）。
- (9) 他の係の主管に属しない事。

就学援助係

- (1) 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童、生徒及び幼児の入学、転学及び退学の事務手続に関する事。
- (2) 就学援助及び就学奨励に関する事。
- (3) 私立学校に関する事。
- (4) 学生割引証に関する事。

主査（就学等に係る企画調整）

- (1) 教育長の指定する学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童、生徒及び幼児の入学、転学及び退学の事務手続に関する事。

- (2) 教育長の指定する就学援助に関する事。

主査（就学奨励等）

- (1) 教育長の指定する就学援助及び就学奨励に関する事。

主査（私学助成）

- (1) 私立学校に関する事。

新しい学校づくり推進部

新しい学校づくり推進室

学びの改革推進係

- (1) 学校教育の指導に係る企画及び調整に関する事。

- (2) 新たな教育制度の調査研究に関する事。

- (3) 安全安心な居場所づくりに関する事。

- (4) 子ども適応相談センターに関する事。

- (5) 夜間中学校に関する事。

- (6) 他の室及び他の係の主管に属しない事。

主査（安全安心な居場所づくり・教育相談体制）

- (1) 安全安心な居場所づくりに関する事。

(2) 児童生徒の支援体制の調査研究に係る特命事項の処理に関すること。

主査（安全安心な居場所づくり）

(1) 安全安心な居場所づくりに関すること。

主査（学校における働き方改革）

(1) 学校における働き方改革に係る総合調整に関すること。

主査（夜間中学校）

(1) 夜間中学校に関すること。

子ども応援室

子ども応援係

(1) 子ども応援委員会制度の実施に関すること。

(2) 子ども応援委員会制度に係る企画及び調整に関すること。

(3) 子ども応援委員会制度に係る関係機関及び団体との連携の推進に関すること。

(4) 相談等対応に係る情報処理システムに関すること。

(5) 総合援助職、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールセクレタリー及びスクールポリスの人事及び労務の連絡調整（他の部室の主管に属するものを除く。）に関すること。

(6) 児童生徒の支援体制の調査研究（他の部室の主管に属するものを除く。）に関すること。

主査（企画調整）

(1) 子ども応援委員会制度に係る企画及び調整に関すること。

主査（システム・制度改革）

(1) 相談等対応に係る情報処理システムに関すること。

(2) 子ども応援委員会制度に係る改革に関すること。

主査（危機管理等）

(1) 児童生徒の支援に係る連絡調整に関すること。

指導主事

(1) 児童生徒の生物、心理及び社会面からの支援に関すること。

(2) 子ども応援委員会制度に係る関係機関及び団体との連携に関すること。

(3) 総合援助職、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールセクレタリー及びスクールポリスの間の連携協力の総括に関すること（主任指導主事に限る。）。

(4) 重大事態発生時における児童生徒の支援組織の運営に関すること（主任指導主事に限る。）。

指導部

指導室

指導主事

(1) 学校教育の指導に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。

事務係

(1) 学校教育の指導に係る企画及び連絡調整に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。

(2) 教育指導に関する資料の作成、刊行に関すること。

(3) 教科書採択及び教科書センターに関すること。

(4) 教科書の無償給付に関すること。

(5) 研究指定校及び研究集会等に関すること。

(6) 教育展覧会その他の教育行事に関すること。

(7) 学校諸行事の届出に関すること。

(8) 学校の学期及び休業日に関すること。

(9) 産業教育審議会及びいじめ対策検討会議に関すること。

(10) 教育センター及び野外教育センターに関すること。

(11) 学校教育の指導に伴う庶務に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。

(12) 他の課の主管に属しないこと。

主査（高等学校・幼稚園教育に係る特命事項の処理）

(1) 高等学校教育及び幼稚園教育に係る連絡調整及びその他の特命事項の処理に関すること。

主査（市立幼稚園のあり方検討に係る調整）

(1) 幼児教育に係る教育施設のあり方の調整に関すること。

主査（特別支援教育の推進）

(1) 特別支援教育の推進に関すること。

主査（学校教育に係る企画調整・キャリア教育）

(1) 学校教育の指導に係る企画及び連絡調整に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。

(2) キャリア教育の推進に関すること。

主査（生徒指導に係る特命事項の処理）

(1) 生徒指導に係る特命事項の処理に関すること。

学校DX推進課

事務係

(1) 学校における情報化施策の総合的な企画及び推進に関すること。

(2) 学校における情報化の専門的及び技術的な調査研究に関すること（他の部室の主管に属することを除く。）。

(3) 学校における情報化の推進に必要な情報の収集及び提供に関すること。

(4) 情報教育等に関する研修の企画に関すること（他の室の主管に属することを除く。）。

(5) 情報教育ネットワークの運用管理に関すること。

主査（学校情報化に係る企画調整）

(1) 学校情報化に係る企画及び連絡調整に関すること。

学校保健課

保健体育係

(1) 学校の保健及び安全に関する計画並びに環境衛生に関すること。

(2) 児童生徒及び幼児の健康診断並びに健康管理及び健康教育に関すること。

(3) 就学時の健康診断に関すること。

(4) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。

(5) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付事業に関すること。

(6) 保健関係団体に関すること。

(7) 学校体育の指導及び奨励に関すること（他の部の主管に属することを除く。）。

(8) 学校体育行事の計画及び実施に関すること（他の部の主管に属することを除く。）。

(9) 学校体育施設及び用具に関すること。

(10) 他の係の主管に属しないこと。

小学校給食係

(1) 学校給食（中学校（鳴海中学校を除く。）にお

ける給食（以下「中学校スクールランチ」という。）を除く。以下同じ。）の運営及び学校給食の物資の管理に関する事。

- (2) 学校給食の衛生管理に関する事。
- (3) 学校給食に係る調理及び栄養の指導に関する事。
- (4) 学校給食に係る設備の整備に関する事。
- (5) 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会に関する事。
- (6) 給食関係団体に関する事。

主査（小学校給食調理業務の効率化）

- (1) 学校給食（中学校（鳴海中学校を除く。）における給食を除く。以下同じ。）の調理業務の効率化に係る施策の企画及び調整に関する事。
- (2) 学校給食の衛生管理に関する事。
- (3) 学校給食に係る設備の整備に関する事。

主査（給食調理場の環境改善）

- (1) 給食調理場の環境改善に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 給食調理場に係る特命事項の処理に関する事。

中学校給食係

- (1) 中学校スクールランチの運営及び中学校スクールランチの物資の管理に関する事。
- (2) 中学校スクールランチの衛生管理に関する事。
- (3) 中学校スクールランチに係る調理及び栄養の指導に関する事。
- (4) 中学校スクールランチに係る設備の整備に関する事。

生涯学習部

生涯学習課
管理係

- (1) 社会教育委員に関する事。
- (2) 生涯学習センター及び女性会館に係る総合調整に関する事。
- (3) 小学校施設の生涯学習開放に関する事。
- (4) 高等学校施設の学習開放に関する事。
- (5) 生涯学習に関する事業の連絡調整に関する事。
- (6) 図書館に関する事（他の係の主管に属することを除く。）。
- (7) 他の課室及び他の係の主管に属しない事。

主査（図書館改革の推進）

- (1) 図書館改革の推進に係る総合調整に関する事。

社会教育主事

- (1) 社会教育に関する事業の企画及び実施に係る専門的事項に関する事。

社会教育係

- (1) 生涯学習の推進に関する諸施策の企画及び調整に関する事。
- (2) 社会教育に関する諸施策の調査研究に関する事。
- (3) 成人教育に関する事。
- (4) 家庭教育の振興に関する事。
- (5) 女性教育に関する事。
- (6) 生涯学習センター及び女性会館における教育に関する事業の企画及び実施に係る専門的事項に関する事。
- (7) PTAに関する事。
- (8) 女性教育関係団体に関する事。
- (9) 視聴覚教育に関する事。

生涯学習係

- (1) 生涯学習に関する専門的な調査研究及び先導的

な学習の方法の開発に関する事。

- (2) 生涯学習の施策の推進に必要な情報の収集及び提供に関する事。
- (3) 生涯学習に関する各種の団体及び機関との連携協力に関する事。
- (4) 生涯学習センター（上汐田教育集会所を除く。）及び女性会館の事業に関する事。
- (5) 女性教育の事業に関する事。
- (6) 生涯学習センター及び女性会館の管理等に関する合理化に関する事。

主査（女性教育）

- (1) 女性教育に関する事。
- (2) 女性教育関係団体に関する事。
- (3) 女性会館に関する事。

部活動振興室

部活動振興係

- (1) 学校における部活動に関する事。
- (2) 部活動関係団体に関する事。
- (3) 部活動に関する行事の計画及び実施に関する事。

主査（部活動に係る企画調整）(2)

- (1) 学校における部活動に係る企画及び調整に関する事。

文化財保護室

文化財保存活用係

- (1) 文化財の保存及び継承並びに活用に関する事。
- (2) 埋蔵文化財の保護に関する事。
- (3) 文化財調査委員会に関する事。
- (4) 文化財関係団体に関する事。
- (5) 名古屋市美術品等取得基金の管理に関する事。
- (6) 志段味古墳群歴史の里に関する事。
- (7) 見晴台考古資料館、博物館、美術館及び科学館に関する事。
- (8) ユネスコ活動に関する事。
- (9) 芸術文化事業の奨励に関する事。

主査（埋蔵文化財）

- (1) 埋蔵文化財の保護に関する事。
- (2) 見晴台考古資料館に関する事。

主査（文化財活用推進）

- (1) 文化財の活用に関する事。

市会事務局

総務課

庶務係

- (1) 議員の身分及び議員報酬その他給与
- (2) 議員の資産等の公開
- (3) 政務活動費に係る収支報告書の閲覧等
- (4) 人事及び給与
- (5) 事務局の予算及び決算
- (6) 物品の購入及び出納
- (7) 議場その他の警備及び秩序の保持
- (8) 公印の保管並びに文書の収受、発送、編修及び保存
- (9) 事務協議会 ※
- [10] 各種接遇 ※
- (11) 他課系の主管に属しないこと。

[1] 政務活動費その他上司の定める経理に関する事務

[2] 課係所管事務に係る情報公開その他上司の定める情報に関する事務

秘書係

- [1] 正副議長の秘書
- (2) 儀式及び交際
- [3] 庁用乗用車の管理
- [4] 議員厚生会※
- (5) 議長会議
- [6] 祝弔辞等

主査（秘書）

- [1] 副議長の秘書
- [2] その他秘書係の事務のうち上司の定めるもの
- [3] 特命事項

議事課

議事係

- (1) 本会議、議会運営委員会、議員総会その他会議
- (2) 市会公報
- (3) 会議録及び決議録
- (4) 会議の結果報告
- (5) 市会先例集
- (6) その他議事
- (7) 他係の主管に属しないこと。

委員会係

- (1) 常任委員会及び特別委員会※
- (2) 委員の選任及び辞任
- (3) 公聴会

調査課

調査係

- (1) 意見書、決議等
- (2) 各種の情報及び資料の収集並びに整理※
- (3) 調査資料※
- (4) その他諸調査
- [5] 各種刊行物の発行（他係の主管に属するものを除く。）
- 6 他係の主管に属しないこと。

法制係

- (1) 議員提出議案（意見書、決議を除く。）
- (2) 議案の法制的検討
- (3) 各種規程の制定及び改廃
- [4] 市会関係例規集等
- (5) 請願及び陳情
- (6) 議決事件の処理経過の調査

- (7) 情報公開及び個人情報開示等に係る不服申立て
 - (8) その他諸調査
- #### 図書広報係
- (1) 市会図書室
 - (2) 市会広報紙等
 - (3) 市会史
 - (4) その他諸調査

(注)

- 1 係の分掌事務については、明文の定めはないが、現状の事務分担に即して整理した。
- 2 分掌事務中の[]は、課の分掌事務に明文の定めのない分担事務
- 3 ※は、他の課又は係でも分担処理しているもの

主幹の分担事項

会計室

主幹（会計事務に係る総合調整）

- (1) 会計事務に係る総合調整に関する事。

防災危機管理局

主幹（地域強靱化に係る人材育成等）

- (1) 地域強靱化に係る人材育成の推進に関する事（危機対策室の主管に属するものを除く。）
- (2) 被災者支援に係る企画及び調整に関する事。
- (3) 局長の指定する危機管理に係る企画及び総合調整に関する事。

主幹（危機管理に係る連絡調整）(31)

- (1) 危機管理に係る連絡調整に関する事。
- (2) 危機管理に係る施策の推進に関する事。

主幹（想定最大規模災害対策推進）(4)

- (1) 想定し得る最大規模の災害対策の推進に係る連絡調整に関する事。

主幹（危機対策に係る総合調整）

- (1) 局長の指定する災害対策本部等の運営の総括に関する事。
- (2) 局長の指定する防災訓練に関する事。
- (3) 危機発生時の対応に係る関係機関及び団体との連携の推進に関する事。
- (4) 危機発生時の対応に係る人材育成の総合的な推進に関する事。

主幹（新型コロナウイルス感染症対策等に係る総合調整・広報）

- (1) 局長の指定する危機発生時の対応に係る企画及び総合調整に関する事。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る総合調整に関する事。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る広報に関する事。
- (4) 局長の指定する危機発生時の対応に係る関係機関及び団体との連携の推進に関する事。

主幹（広域連携）

- (1) 危機管理に係る近隣市町村等との連携の推進に関する事。
- (2) その他広域にわたる危機管理に関する企画及び総合調整に関する事。
- (3) 東日本大震災の被災地支援等に関する事。

主幹（初動対応）(3)

- (1) 危機管理に係る初動対応に関する事。

市長室

主幹（秘書事務に係る特命事項の処理）

- (1) 秘書事務に係る特命事項の処理に関する事。

総務局

主幹（治安に係る特命事項の処理）(2)

- (1) 治安に係る特命事項の処理に関する事。

行政DX推進部

主幹（組織定員）

- (1) 局長の指定する行財政改革の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 局長の指定する事務事業及び公の施設の見直しの推進に関する事。
- (3) 局長の指定する外郭団体の指導調整の総括に関する事。
- (4) 局長の指定する行政評価の企画及び総括に関する事。
- (5) 局長の指定する行政組織に関する事。
- (6) 局長の指定する職員の定員管理に関する事。

主幹（行政改革）

- (1) 行政改革に係る基本的事項の企画及び立案に関する事。

主幹（DXの推進）

- (1) 局長の指定するDXの推進に関する事。
- (2) 局長の指定する情報化施策の総合的な企画及び推進に関する事。

職員部

主幹（人材確保・育成）

- (1) 人材の確保に関する事。
- (2) 局長の指定する人材育成の総合的な企画及び推進に関する事。
- (3) 局長の指定する職員の研修その他の能力開発に関する事。
- (4) 局長の指定する市民サービス改善及び業務改善に関する事。

主幹（メンタルヘルス・保健指導）

- (1) 職員の心の健康保持増進に関する事。
- (2) 職員の健康管理及び保健指導に係る企画及び調整に関する事。

企画部

主幹（企画・水に係る施策の調整）

- (1) 東海各県との連絡調整に関する事。
- (2) SDGsの推進に係る調整に関する事。
- (3) 水に係る施策の調整に関する事。
- (4) 局長の指定する事項に係る企画及び連絡調整に関する事。

主幹（指定都市間の連絡調整）

- (1) 指定都市市長会に係る連絡に関する事。
- (2) 指定都市市長会に係る特命事項の処理に関する事。

総合調整部

主幹（公民連携推進に係る企画調整）

- (1) 公民連携推進に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 大学等と連携した政策の推進に関する事。

主幹（事業調整）

- (1) アジア・アジアパラ競技大会の開催都市業務に関する事。
- (2) アジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係る企画及び総合調整に関する事。
- (3) アジア・アジアパラ競技大会の選手村に係る総合調整に関する事。

主幹（選手村に係る総合調整）

- (1) アジア・アジアパラ競技大会の選手村に係る総合調整に関する事。

主幹（競技会場に係る連絡調整）

- (1) アジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係る連絡調整に関する事。

主幹（瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整）

- (1) 瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整に関する事。

主幹（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整）

- (1) 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の推進に係る総合調整に関する事。
- (2) 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の広報に関する事。
- (3) 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の計画等に関する事。
- (4) 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係る企画及び総合調整に関する事。
- (5) 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の選手村に係る総合調整に関する事。

市立大学部

主幹（市立大学に係る特命事項の処理）

- (1) 市立大学に係る特命事項の処理に関する事。

主幹（市立大学病院）

- (1) 市立大学病院に係る企画及び調整に関する事。

財政局

財政部

主幹（財源対策）

- (1) 財源の確保対策に関する事。

主幹（財政健全化等）

- (1) 財政健全化の推進に関する事。
- (2) 予算編成方法の改善に関する事。

主幹（資産経営）

- (1) 局長の指定するアセットマネジメントの推進に関する事。
- (2) 局長の指定する公有財産の活用に関する事。

主幹（資産経営の推進）(19)

- (1) 資産経営に係る施策の推進に関する事。
- (2) 資産経営の推進に係る連絡調整に関する事。

契約部

主幹（公正入札確保）(4)

- (1) 公正な入札の確保に係る対策に関する事。

税務部

主幹（低所得世帯に対する給付金の支給に係る調整）

- (1) 低所得世帯に対する給付金の支給に係る調整に関する事。

主幹（固定資産評価審査委員会事務及び特命事項に係る調査研究）

- (1) 固定資産評価審査委員会に関する事。
- (2) 市税（個人の県民税を含み、軽自動車税の環境性能割を除く。）に係る審査請求その他不服申立て及び犯則事件に関する事。
- (3) 税務事務運営の適正化のための監察及び指導に関する事。

主幹（税務事務のデジタル化の推進・事務改善）

- (1) 税務事務のデジタル化の推進に係る特命事項の処理に関する事。
- (2) 税務事務の改善に係る企画及び調整に関する事。

スポーツ市民局

地域振興部

主幹（区役所の庁舎営繕等）(2)

- (1) 局長の指定する区役所及び区役所支所の庁舎営繕等に係る企画及び調整に関する事。

主幹（空家等対策の推進に係る企画調整等）

- (1) 空家等対策の推進に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法による措置等に関する事。
- (3) 町を美しくする運動に関する事。
- (4) 局長の指定する地域コミュニティ活性化推進に係る企画及び調整に関する事。

人権施策推進室

主幹（人権企画）

- (1) 人権施策の推進に係る総合的企画及び調査研究に関する事。
- (2) 人権施策の推進に係る総合調整に関する事。
- (3) 人権擁護委員に関する事。
- (4) なごや人権啓発センターに関する事。
- (5) 人権施策推進室の庶務及び経理に関する事。

主幹（同和問題等）

- (1) 同和問題の解決に向けた施策の総合調整に関する事。
- (2) 同和問題の解決に向けた施策の推進に関する事。
- (3) 犯罪被害者等支援に関する事。
- (4) 局長の指定する人権施策の推進に係る総合調整に関する事。
- (5) 文化センターに関する事。

市民生活部

主幹（安心・安全で快適なまちづくりの推進）(9)

- (1) 安心・安全で快適なまちづくりの推進に係る企画及び調査並びに連絡調整に関する事。

主幹（生活安全対策に係る連絡調整）

- (1) 生活安全対策の企画及び調査に関する事。
- (2) 生活安全対策に係る連絡調整その他特命事項に係る調整に関する事。

主幹（交通安全対策に係る連絡調整）

- (1) 交通安全計画の策定及び改定に関する事。

- (2) 交通安全運動に関すること。
- (3) 交通安全対策に係る連絡調整その他特命事項に係る調整に関すること。

スポーツ推進部

主幹（瑞穂公園陸上競技場の改築）

- (1) 瑞穂公園陸上競技場の改築に関すること。
- (2) 瑞穂公園の整備に係る特命事項の処理に関すること。

主幹（アジア・アジアパラ競技大会に係る施設整備等）

- (1) アジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係るスポーツ施設の整備に関すること。
- (2) スポーツ施設に係る特命事項の処理に関すること。

主幹（アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整）

- (1) アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整に関すること。

経済局

産業労働部

主幹（産業振興に係る特命事項の処理）

- (1) 産業振興に係る特命事項の処理に関すること。

主幹（新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等）

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等に関すること。
- (2) 前号に掲げる事項に係る経理に関すること。

主幹（金融等）

- (1) 中小企業に対する資金の融資に関すること。
- (2) 中小企業金融の相談に関すること。
- (3) 創業支援に関すること。
- (4) 局長の指定する中小企業の振興に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (5) 名古屋市信用保証協会及び公益財団法人名古屋小規模事業金融公社に関すること。

商業・流通部

主幹（大店立地）

- (1) 大規模小売店舗の立地に関すること。
- (2) 大規模小売店舗立地審議会に関すること。

主幹（プレミアム付商品券）

- (1) プレミアム付商品券に関すること。

主幹（市場整備推進）

- (1) 局長の指定する中央卸売市場の整備の推進に関すること。

イノベーション推進部

主幹（産業技術支援）

- (1) 局長の指定する次世代産業の振興及び調査研究に関すること。
- (2) 産学官連携による研究開発の推進に関すること。
- (3) サイエンスパークの事業推進に係る企画及び調整に関すること。

- (4) 工業研究所に関すること。

主幹（技術革新支援）

- (1) スタートアップその他企業の先進技術の活用に係る支援に関すること。
- (2) その他局長の指定するスタートアップの振興に関すること。

主幹（企業誘致に係る特命事項の処理）

- (1) 局長の指定する企業誘致の推進に関すること。

観光文化交流局

観光交流部

主幹（観光に係る受入環境の整備）

- (1) 観光に係る受入環境の整備等に関すること（国際交流課の主管に属するものを除く。）。

主幹（観光プロモーション）

- (1) 観光客の誘致に係るプロモーションに関すること。

主幹（観光に係る名古屋城の活用）

- (1) 観光に係る名古屋城の活用に関すること。

主幹（都市魅力の発信に係る特命事項の処理）

- (1) 局長の指定する観光の推進及び都市魅力の発信に関すること。

主幹（多文化共生・国際貢献）

- (1) 多文化共生社会の形成に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 外国人留学生に関すること。

主幹（国際展示場等に係る企画調整）

- (1) 国際展示場及び国際会議場に関すること。

主幹（国際展示場利用促進）

- (1) 見本市・展示会等の誘致及び開催支援に関すること。

文化歴史まちづくり部

主幹（文化施設に係る企画調整等）

- (1) 局長の指定する文化施設に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 局長の指定する文化施設の整備に関すること。

環境局

環境企画部

主幹（環境教育）

- (1) 環境保全に係る教育及び学習に係る企画及び調整に関すること。
- (2) なごや環境大学の推進に関すること。
- (3) 環境学習センターの運営に関すること。

主幹（生物多様性の保全）

- (1) 生物多様性の保全に係る施策の推進に関すること。
- (2) なごや生物多様性センターの運営に関すること。

主幹（生物多様性に係る企画調整）

- (1) 生物多様性に係る施策の企画及び総合調整に

関すること。

- (2) 生物多様性なごや戦略実行計画の推進に関すること。
- (3) 生物多様性の主流化の推進に関すること。
- (4) 生物多様性に係る国内外の地方公共団体等との連携の推進に関すること。
- (5) 外来生物の対策に係る企画及び調整に関すること。

主幹（地域脱炭素施策の推進）

- (1) 地域脱炭素施策の推進に関すること。

地域環境対策部

主幹（環境影響評価・化学物質）

- (1) 環境影響評価制度の実施に関すること。
- (2) 環境影響評価審査会に関すること。
- (3) 化学物質の適正管理及び排出抑制に関すること。
- (4) 土壌汚染及び地下水汚染の防止に関すること。
- (5) ダイオキシン類等有害化学物質による環境汚染の防止に関すること。

事業部

主幹（路上禁煙・住居の不良堆積物対策の推進等）

- (1) 路上禁煙に係る事業の調整及び推進に関すること。
- (2) 住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る対策の推進に関すること。
- (3) ごみの散乱防止に関すること。
- (4) 局長の指定する収集等に係る事業の調整に関すること。

主幹（住居の不良堆積物対策の推進）(6)

- (1) 住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る対策の推進に関すること。

施設部

主幹（処分場確保）

- (1) 処分場の確保及び局事業用地の取得に関すること。

主幹（処分場建設）

- (1) 処分場の建設計画に関すること。
- (2) 処分場の建設工事及び整備工事（処分場整備係の主管に属するものを除く。）の設計及び施工に関すること。
- (3) 埋立処分技術に関すること。

主幹（建設計画）

- (1) ごみ中間処理施設の建設計画及び建設推進の総括に関すること。

主幹（南陽工場設備更新）

- (1) 南陽工場の処理施設に係る設備の更新に関すること。

主幹（鳴海・北名古屋工場運営調整）

- (1) 鳴海工場及び北名古屋工場の運営に係る調整に関すること。

健康福祉局

主幹（システム標準化等）

- (1) 福祉総合情報システムの標準化に関すること。
- (2) DXの推進に係る調整に関すること。

高齢福祉部

主幹（持続可能な敬老パス制度の構築）

- (1) 持続可能な敬老パス制度の構築に関すること。

主幹（包括的支援の推進に係る企画調整）

- (1) 包括的支援の推進に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 生活困窮者に対する自立の支援に関すること。

主幹（低所得世帯に対する給付金）

- (1) 低所得世帯に対する給付金に関すること。
- (2) 前号に掲げる事項に係る経理に関すること。

主幹（ひきこもり等支援）

- (1) ひきこもり等の支援に関すること。

主幹（要介護認定）

- (1) 要介護認定等に関すること。
- (2) 介護認定審査会に関すること。
- (3) 要介護認定等に係る訪問調査の委託に関すること。
- (4) 主治の医師に対する意見書料の支払に関すること。

主幹（厚生院に係る連絡調整）

- (1) 厚生院に係る連絡調整に関すること（生活福祉部及び健康部の主管に属するものを除く。）。

主幹（事業者指定）

- (1) 高齢者に係る福祉施設の設置の計画、認可及び運営に関すること（高齢福祉課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 介護保険施設の指定又は許可に関すること。
- (3) 介護保険法により指定する事業者（指定介護予防支援事業者を除く。）の指定に関すること。
- (4) 指定特別給付事業者の指定に関すること。
- (5) 有料老人ホームの届出に関すること。

主幹（事業者指導）

- (1) 介護保険の保険給付に関すること。
- (2) 高齢者に係る福祉施設の運営に関すること（高齢福祉課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 介護保険法により指定する事業者（指定介護予防支援事業者を除く。）、介護保険施設及び介護支援専門員の指導監督に関すること。
- (4) 特定福祉用具の販売及び住宅改修を行う者並びに指定特別給付事業者に対する検査及び指導助言に関すること。
- (5) 有料老人ホームの指導監督に関すること。

障害福祉部

主幹（障害者差別解消・バリアフリーの推進）

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (2) バリアフリーの推進に関すること。

主幹（アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整）

- (1) アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整に関すること。

主幹（精神障害者福祉）

- (1) 精神障害者の福祉に関すること。

主幹（総合リハビリテーションセンターに係る企画調整）

- (1) 総合リハビリテーションセンターに係る企画及び調整に関すること。

主幹（事業者指導・就労支援の推進）

- (1) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指導監督に関すること。
(2) 障害者の就労支援に関すること。

生活福祉部

主幹（厚生院に係る特命事項の処理）

- (1) 厚生院に係る特命事項の処理に関すること。

主幹（援護事業・保護施設）

- (1) 住居のない者の援護に関すること。
(2) 保護施設の運営に係る企画及び調整に関すること。
(3) 無料低額宿泊所に係る届出及び指導監督に関すること。
(4) 日常生活支援住居施設の認定に関すること。

主幹（システム標準化等に係る調整）

- (1) 生活保護システムの標準化に関すること。
(2) DXの推進（保護課の主管に属するものに限る。）に関すること。

主幹（困窮者支援に係る連絡調整）

- (1) 生活困窮者に対する自立の支援に係る連絡調整に関すること（高齢福祉部の主管に属するものを除く。）。

主幹（保険年金システム再構築等）

- (1) 保険年金システムの再構築に関すること。
(2) 国民健康保険及び国民年金システムに係る調整に関すること。

主幹（収納対策）

- (1) 国民健康保険の保険料の収納に関すること。

主幹（高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る企画調整）

- (1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る企画及び調整に関すること。

健康部

主幹（中央看護専門学校に係る総合調整）(2)

- (1) 中央看護専門学校に係る総合調整に関すること。

主幹（医務指導）

- (1) 局長の指定する保健事業に係る医学的指導に関すること。
(2) 局長の指定する保健事業の総括に関すること。

主幹（健康危機管理対応力強化に係る調整）

- (1) 局長の指定する健康危機管理対応力の強化に係る調整に関すること。

主幹（がん対策・食育推進等）

- (1) がん対策の推進に係る企画及び総合調整に関すること。
(2) 食育の推進に係る企画及び総合調整に関すること。
(3) 局長の指定する健康づくり事業に関すること。

主幹（公衆衛生看護）

- (1) 局長の指定する公衆衛生看護に関すること。

主幹（精神保健・いのちの支援）

- (1) 局長の指定する精神保健に関すること。
(2) 自殺対策に関すること。
(3) 精神保健福祉審議会に関すること。

主幹（ひきこもり支援に係る連絡調整）

- (1) ひきこもり支援に係る連絡調整に関すること（高齢福祉部の主管に属するものを除く。）。

主幹（医療関係施設に係る特命事項の処理）(3)

- (1) 医療関係施設に係る特命事項の処理に関すること。

主幹（医療連携に係る特命事項の処理）

- (1) 医療連携に係る特命事項の処理に関すること。

主幹（八事斎場再整備）

- (1) 八事斎場の再整備に関すること。

主幹（動物愛護管理・検査業務管理）

- (1) 動物の愛護等に関すること。

新型コロナウイルス感染症対策部

主幹（新型コロナウイルス感染症対策）(8)

- (1) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に関すること。

主幹（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）(5)

- (1) 局長の指定する新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。

保健所

健康部

主幹（医務指導）

- (1) 保健事業に係る医学的指導に関すること。
(2) 保健所長の指定する保健事業の総括に関すること。
(3) 保健所長の指定する感染症対策に係る他局室及び関係機関との調整に関すること。
(4) 医療の安全確保に関すること。

主幹（健康危機管理対応力強化に係る調整）

- (1) 健康危機管理対応力の強化に係る調整に関すること。

主幹（公衆衛生看護）

- (1) 保健師の業務に係る企画及び調整に関するこ

- と。
- (2) 難病患者の保健に係る企画及び調整に関すること。
 - (3) 医療社会事業に係る企画及び調整に関すること。

主幹（精神保健・いのちの支援）

- (1) 保健所長の指定する精神保健に係る企画及び調整に関すること。

新型コロナウイルス感染症対策部

主幹（新型コロナウイルス感染症対策）(9)

- (1) 保健所長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に関すること。

主幹（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）(5)

- (1) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。

子育て支援部

主幹（母子保健）

- (1) 保健所長の指定する身体障害児の療育指導等に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 保健所長の指定する栄養の改善指導に係る企画及び調整に関すること。

子ども青少年局

主幹（監査指導）

- (1) 社会福祉法人及び児童福祉施設の指導監査に関すること。
- (2) 局長の指定する監査に関すること。

主幹（調整）(2)

- (1) 局長の指定する次世代育成支援に係る事業に関する企画及び調整に関すること。

子育て支援部

主幹（母子保健）

- (1) 母子保健等に係る企画及び調整に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。

主幹（施設の整備・民間移管等）

- (1) 市立の児童福祉施設等の整備に関すること。
- (2) 局長の指定する市立の児童福祉施設等の民間移管等に関すること。
- (3) 部の所管する施設に係る連絡調整に関すること。

主幹（児童虐待対策に係る企画調整）

- (1) 児童虐待の予防及び防止に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 児童虐待の予防に係る区役所及び関係機関等との連絡調整に関すること。

主幹（女性福祉）

- (1) 配偶者等からの暴力の被害者その他の女性の自立支援に係る相談及び指導の総括に関すること。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による相談、指導その他の援助に関すること。

- (3) 前2号に掲げる事項に係る経理に関すること。

主幹（障害児・発達支援）

- (1) 障害児の療育等に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
- (2) 障害児に係る施設の設置の計画及び手続に関すること。
- (3) 障害児に係る施設の認可及び運営に関すること。
- (4) 指定障害児通所支援事業者の指定及び運営に関すること。
- (5) 指定障害児相談支援事業者の指定に係る審査及び運営に関すること。
- (6) 地域療育センターに関すること。

保育部

主幹（待機児童対策）

- (1) 局長の指定する待機児童対策に関すること。

主幹（保育所の民間移管・改修等）(2)

- (1) 局長の指定する市立の保育所の民間移管に関すること。
- (2) 局長の指定する市立の保育所の改修等に関すること。

主幹（保育事業）

- (1) 保育事業の指導に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設の職員等の研修に関すること。
- (3) 認可外保育施設の指導に関すること。

主幹（幼保連携型認定こども園）

- (1) 認定こども園の指導に関すること。

子ども未来企画部

主幹（子どもの権利擁護に係る企画調整）

- (1) 子どもの権利擁護に係る企画及び調整に関すること（局内他部課室公所の主管に属するものを除く。）。
- (2) 前号に掲げる事項に係る経理に関すること。

主幹（子ども等の支援の推進）

- (1) 局長の指定する子ども等の支援の推進に関すること。

主幹（子ども等の支援の推進に係る特命事項の処理）

- (1) 局長の指定する子ども等の支援の推進に係る特命事項の処理に関すること。

主幹（児童福祉システム標準化に係る調整）

- (1) 児童福祉システムの標準化に係る調整に関すること。

主幹（放課後事業に係る企画調整）(2)

- (1) 局長の指定する放課後施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 局長の指定する放課後事業に係る待機児童対策に関すること。
- (3) トワイライトルームに関すること。
- (4) 留守家庭児童健全育成事業に関すること（青少年家庭課の主管に属するものを除く。）。

住宅都市局

主幹（企画調整）(2)

- (1) 局長の特命による事務事業の企画、調査及び総合調整に関すること。
- (2) 局事務事業に係る広報の総括に関すること。

都市計画部

主幹（防災・都市施策）

- (1) 市街地復興計画に関すること。
- (2) その他都市防災に関すること。
- (3) 長期都市施策に係る企画、調査及び調整に関すること。
- (4) 居住誘導区域外等の区域内における建築等の届出等に関すること。

主幹（自動車専用道路）

- (1) 自動車専用道路に関すること。
- (2) 名古屋高速道路に関すること。
- (3) 名古屋高速道路公社に関すること。

主幹（駐車場のあり方検討）

- (1) 駐車場の企画、設置及び管理運営に関すること。
- (2) 路外駐車場の監督に関すること。
- (3) 建築物の駐車施設の附置の特例に関すること。

営繕部

主幹（保全・省エネルギー）

- (1) 市設建築物等（市営住宅等を除く。）の保全の推進に係る調査研究、企画及び調整に関すること。
- (2) 市設建築物等（市営住宅等を除く。）の機械設備等及び電気設備の耐震対策に係る調査及び実施計画に関すること。
- (3) 市設建築物等の省エネルギー対策に関すること。

主幹（アセットマネジメントの推進）

- (1) アセットマネジメントの推進に関すること。

主幹（民間活力による施設整備の推進）

- (1) 民間の活力を活用した市設建築物等の整備の推進に関すること。

主幹（区役所整備に係る連絡調整）(2)

- (1) 区役所の整備に係る連絡調整に関すること。

主幹（教育施設建設）

- (1) 教育施設に係る調査、設計及び施工に関すること。

主幹（特定設備）

- (1) 局長の指定する市設建築物等の機械設備等及び電気設備に係る調査、設計及び施工に関すること（市営住宅等の修繕に関するものを除く。）。
- (2) 局長の指定する市庁舎の機械設備等及び電気設備の保全に関すること。

建築指導部

主幹（建築相談）

- (1) 中高層建築物及び共同住宅型集合建築物等の建築に係る相談、指導及び調整に関すること。
- (2) 建築に関する一般相談に関すること。

住宅部

主幹（整備計画等）

- (1) 市営住宅等の整備計画に関すること。
- (2) 名城地区の住宅の整備計画に関すること。
- (3) 市営住宅の耐震対策に関すること。
- (4) 民間の活力を活用した市営住宅の整備に関すること。

主幹（不適正居住対策）

- (1) 市営住宅等における不適正居住及び迷惑行為の監察及び是正指導に関すること。
- (2) 市営住宅等に係る訴訟、和解等に関すること。
- (3) 市営住宅等に係る強制執行に関すること。

主幹（改良住宅管理等）

- (1) 改良住宅の管理に関すること。
- (2) 住宅地区改良事業に関すること。

都市整備部

主幹（金山まちづくりに係る連絡調整）

- (1) 金山地区のまちづくりに係る連絡調整に関すること。

主幹（港関連事業等に係る特命事項の処理）

- (1) 港関連事業等に係る特命事項の処理に関すること。
- (2) 港湾区域内の公有水面の埋立てに係る意見に関すること。

主幹（金城ふ頭開発）(2)

- (1) 金城ふ頭地区の開発に関すること。

主幹（志段味総合整備）

- (1) 志段味地区における開発及び整備に係る事業の調査、企画及び実施に関すること。
- (2) 志段味地区における特定土地区画整理事業の認可及び指導監督に関すること。

主幹（中志段味事業推進）

- (1) 中志段味地区における事業の推進に関すること。

主幹（アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用に係る民間開発の推進）

- (1) アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用に係る民間開発の推進に関すること。

リニア関連都心開発部

主幹（栄）

- (1) 栄地区における開発の事業推進に関すること。

主幹（まちづくり調整）

- (1) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区（駅建設地周辺を除く。）の開発及び整備に関すること。
- (2) 局長の指定する名古屋駅周辺地区のまちづくりに係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。

主幹（名駅南公共空間整備等）

- (1) 名古屋駅周辺における公共空間の整備に関する

- ること。
- (2) 名駅南地区における民間再開発等に係る調整に関すること。

主幹（名駅ターミナル事業調整）

- (1) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化の事業に係る調整に関すること。
- (2) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化の事業に係る補償に関すること。

緑政土木局

主幹（企画）

- (1) 道路、河川、公園等の総合的な整備に係る調査及び企画に関すること。
- (2) 局長の指定する土木事務所に係る局内重要事項の総合調整に関すること。
- (3) 局資産の有効活用に係る企画及び調整に関すること。
- (4) その他局長の特命による事務事業に関すること。

主幹（道路等の危機管理・水防）

- (1) 局の事業に係る防災及び道路等の危機管理の総括に関すること。
- (2) その他局長の特命による事務事業に関すること。

主幹（技術評価等）

- (1) 局所管事業に係る総合評価落札方式の技術的な審査に関すること。
- (2) 局長の指定する大規模な工事等の検査に関すること。
- (3) 局長の指定する工事に係る技術上の調査及び指導に関すること。

主幹（情報化施策推進）

- (1) 局所管事業に係る情報化施策の企画及び推進に関すること。

路政部

主幹（リニア関連工事等調整）

- (1) 局長の指定する道路に関する工事及び占用工事の調整に関すること。
- (2) 局長の指定する道路の監察及び監理に関すること。
- (3) 局長の指定する道路に関する監督処分に関すること。

主幹（道路の利活用に係る企画調整）

- (1) 局長の指定する道路の利活用に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 局長の指定する道路に関する住民協働に係る企画及び調整に関すること。

主幹（測量）(2)

- (1) 局長の指定する区域に係る道路、河川、公園等の境界測量に関すること。
- (2) 局長の指定する区域に係る道路台帳、河川台帳、都市公園台帳等の調製のための測量に関すること。

- (3) 局長の指定する区域に係る測量標に関すること。
- (4) 局長の指定する区域に係る国土調査法に基づく地籍調査に関すること。

主幹（安全・保全）

- (1) 交通安全施設等整備事業実施計画の立案に関すること。
- (2) 交通安全施設の新設及び改良の工事に関すること。
- (3) 道路及び道路の附属物の維持修繕に係る計画に関すること。
- (4) 道路の保全に関すること。

主幹（県体育館の移転に伴う横断施設整備）

- (1) 県体育館の移転に伴う横断施設の新設及び改良の工事に関すること。

主幹（整備）

- (1) 自転車駐車場の整備に関すること。
- (2) 自転車通行空間の整備に関すること。
- (3) 自転車駐車場の有料化の推進に関すること。

主幹（都心部自転車対策）

- (1) 都心部の自転車対策に係る企画及び調整に関すること。
- (2) コミュニティサイクルに係る企画及び調整に関すること。

道路建設部

主幹（特定用地）

- (1) 局長の指定する道路事業用地及び街路事業用地の取得及び補償に関すること。
- (2) 局長の指定する道路事業及び街路事業の工事の施行に伴う補償に関すること。

主幹（橋梁）

- (1) 橋りょうの事業計画に関すること。
- (2) 橋りょうの新設及び改良の工事に関すること。
- (3) 橋りょうの維持修繕に関すること。

主幹（特定道路建設等）

- (1) 局長の指定する道路の立体交差の新設及び改良の工事に関すること。
- (2) 市有地（住宅都市局の主管に属するものを除く。）及び局事業用地の測量に関すること。

河川部

主幹（堀川総合整備）

- (1) 堀川総合整備に係る調査及び企画に関すること。
- (2) 堀川まちづくりに係る構想の推進に関すること。

主幹（流域治水に伴う河川事業の推進）

- (1) 流域治水に伴う河川事業の企画及び調整に関すること。

主幹（施設管理・調整）

- (1) ポンプ施設の管理に関すること。
- (2) 河川の維持管理に係る計画及び調整に関すること。

- (3) 河川の新設及び改良に係る連絡調整に関する
こと。

主幹（農業振興）

- (1) 局長の指定する農地振興に関する
こと。
(2) 第2条緑政土木局都市農業課の分掌事務中第6
号から第14号まで、第19号及び第20号に掲げる
こと。

主幹（農業企画）

- (1) 局長の指定する都市農業の振興に関する
こと。
(2) 第2条緑政土木局都市農業課の分掌事務中第
15号から第18号までに掲げる
こと。

緑地部

主幹（公園適正利用）

- (1) 住居のない者に対する公園の適正な利用の指
導に関する
こと。

主幹（施設の運営改善・活用）

- (1) 第2条緑政土木局緑地部緑地利活用課の分掌事
務中第3号に掲げる
こと。
(2) 局長の指定する公園及び緑地の運営の改善及
び活用に関する
こと。

主幹（みどりの用地）

- (1) 公園事業（農畜産業関係事業を含む。以下同
じ。）用地の取得及び補償に関する
こと。
(2) 公園事業用地の取得に伴う建物等の調査及び
評価に関する
こと。
(3) 公園事業の工事の施行に伴う補償並びに補償
の調査及び評価に関する
こと。
(4) 特別緑地保全地区内の土地の買取り等に関す
る
こと。
(5) 局長の指定する公園及び緑地の事業推進に関
する
こと。
(6) 公園及び緑地に係る都市計画事業の認可申請
に関する
こと。

主幹（名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整）
(2)

- (1) 名城公園及び名古屋城の整備に係る連絡調整
に関する
こと。

消防局

総務部

主幹（企画調整）

- (1) 局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関
する
こと。

主幹（広域応援に係る調査研究）

- (1) 広域応援に係る調査研究に関する
こと。

主幹（災害対応に係る連絡調整）

- (1) 災害対応に係る連絡調整に関する
こと。

主幹（消防団施設整備）

- (1) 消防団施設の管理に関する
こと。
(2) 消防団機械器具の整備保全に関する
こと。

消防部

主幹（指令管制等）(3)

- (1) 指令管制に関する
こと。
(2) 災害対応に係る初動対応に関する
こと。

救急部

主幹（救急業務企画）

- (1) 救急業務の企画及び調整に関する
こと。
(2) 救急隊の運用基準に関する
こと。

消防学校

主幹（消防音楽隊）

- (1) 消防音楽隊による防火思想の普及高揚に関
する
こと。
(2) カラーガード隊に関する
こと。

区役所

区政部

総務課

主幹（農政）

- (1) 農業委員会に関する
こと。
(2) 国有農地売渡対価及び使用料徴収に関する
こ
と。
(3) 前2号に掲げる事項に係る経理に関する
こ
と。

企画経理室

主幹（区政運営の推進）(3)

- (1) 区政運営の推進に係る企画、調査及び連絡調整
に関する
こと。

保健福祉センター

福祉部

民生子ども課

主幹（生活保護）（中村区及び南区に限る。）

- (1) 区長の指定する区域（以下主幹（生活保護）の
項において「指定区域」という。）内の生活保護
法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関
する
こと。
(2) 指定区域内の要保護者の更生指導に関する
こ
と。
(3) 指定区域内の生活保護法の医療券及び介護券
の交付に関する
こと。
(4) 指定区域内の生活保護法による費用の返還及
び徴収に関する
こと。

保健管理課

主幹（健康安全）（千種区、中村区、中区及び
南区に限る。）

- (1) 区長の指定する健康危機管理に関する
こ
と。
(2) 動物の愛護に関する
こ
と。

健康安全課

主幹（医務総括）（東区及び西区に限る。）

- (1) 区長の指定する医務の総括に関する
こ
と。

教育委員会事務局

総務部

主幹（調査）

- (1) 教育長の特命による重要事項の調査及び総合
調整に関する
こ
と。
(2) 総合教育会議の運営に関する
こ
と。
(3) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施
策の大綱の策定に関する
こ
と。
(4) 訴訟、調停等に関する
こ
と。
(5) 情報公開及び個人情報保護に係る総合調整に
関
する
こ
と。

関すること。

主幹（子どもいきいき学校づくり）(4)

- (1) 学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関すること。
- (2) 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関すること。
- (3) 子どもいきいき学校づくり推進審議会に関すること。

主幹（橘小学校等複合化整備事業の推進）

- (1) 橘小学校等複合化整備事業の推進に関すること。

主幹（給食調理場の環境整備の推進）

- (1) 給食調理場の環境整備の推進に関すること。

教務部

主幹（人事・サービス等）

- (1) 教育長の指定する教職員の人事に関すること。
- (2) 教職員のサービス及び内部統制に関すること。
- (3) 教職員に関する人事・サービス制度の調査研究に関すること。
- (4) 教職員の組織する職員団体に関すること。
- (5) 学校事務(学事課の主管に属することを除く。)の改革推進に関すること。

主幹（定数・給与等）

- (1) 教職員の定数・配置に関する教育施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 教職員の給与その他の勤務条件に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。
- (3) 教職員に関する定数・給与制度の調査研究に関すること。

新しい学校づくり推進部

主幹（学校における働き方改革）

- (1) 学校における働き方改革に係る総合調整に関すること。

主幹（教育相談体制）

- (1) 児童生徒の支援体制の調査研究に係る特命事項の処理に関すること。

主幹（危機管理等）

- (1) 児童生徒の支援に係る連絡調整に関すること。

主幹（生徒指導に係る調整）

- (1) 生徒指導の調整に係る特命事項の処理に関すること。

指導部

主幹（キャリア教育）

- (1) キャリア教育の推進に関すること。

主幹（高等学校・幼稚園教育）

- (1) 高等学校教育及び幼稚園教育の指導に関すること。
- (2) 高等学校教育及び幼稚園教育に係る連絡調整及びその他の特命事項の処理に関すること。

主幹（特別支援教育）

- (1) 特別支援教育の指導に関すること。

主幹（生徒指導に係る特命事項の処理）

- (1) 生徒指導に係る特命事項の処理に関すること。

主幹（給食調理場の環境改善）

- (1) 給食調理場の環境改善に係る企画及び調整に関すること。

生涯学習部

主幹（図書館改革の推進）

- (1) 図書館改革の推進に係る総合調整に関すること。

市会事務局

主幹（秘書）

- [1] 正副議長の秘書
- [2] 儀式及び交際
- [3] 庁用乗用車の管理
- [4] 議員厚生会※
- [5] 議長会議
- [6] 祝弔辞等
- [7] 特命事項

主幹[法制・情報等]

- (1) 議員提出議案[意見書、決議を除く。]
- (2) 議案の法制的検討
- (3) 各種規程の制定及び改廃
- [4] 市会関係例規集等
- (5) 請願及び陳情
- (6) 議決事件の処理経過の調査
- (7) 情報公開及び個人情報開示等に係る不服申立て
- (8) その他諸調査

(注)

- 1 市会事務局主幹の分掌事務については、明文の定めはないが、現状の事務分担に即して整理した。
- 2 分掌事務中の[]は、課の分掌事務に明文の定めのない分掌事務
- 3 ※は、他の課又は係でも分担処理しているもの

公所等の分掌事務

総務局

市政資料館 庶務係

- (1) 資料館の庶務に関すること。
- (2) 公文書等の収集、整理及び保存に関すること。
- (3) 公文書等の閲覧その他の利用に関すること。
- (4) 公文書等に係る調査研究に関すること。
- (5) 市政に係る資料の展示に関すること。
- (6) その他事業の実施に関すること。

東京事務所

主幹（調査）(2)

- (1) 局長の指定する諸団体との連絡に関すること。
- (2) 局長の指定する市政に関連のある情報及び資料の収集及び報告に関すること。

主幹（調整）

- (1) 局長の指定する事務所の所管事務の調整に関すること。

主査（総括）

- (1) 所長の指定する政府、政府諸機関及び国会並びに東京にある諸団体との連絡に関すること。
- (2) 所長の指定する市政に関連のある情報及び資料の収集及び報告に関すること。
- (3) 東京地方における市政の広報に関すること。
- (4) 所長の指定する東京地方の事項に係る特命に関すること。
- (5) 事務所の庶務及び経理に関すること。

主査（調査）(5)

- (1) 所長の指定する政府、政府諸機関及び国会並びに東京にある諸団体との連絡に関すること。
- (2) 所長の指定する市政に関連のある情報及び資料の収集及び報告に関すること。
- (3) 所長の指定する東京地方の事項に係る特命に関すること。

名古屋市職員共済組合

事務係

- (1) 組合会
- (2) 組合の事業計画の調整並びに組合の予算及び決算
- (3) 組合の諸規程、組合公報その他の文書及び公印
- (4) 人事及び給与
- (5) 余裕金の運用
- (6) 業務経理の事業計画及び執行（他係の主管に属するものを除く。）
- (7) 貯金経理の事業計画及び執行
- (8) 経過的長期預託金管理経理の事業計画及び執行
- (9) 他係の主管に属しないこと。

長期給付係

- (1) 厚生年金保険経理の事業計画及び執行（他係の主管に属するものを除く。）
- (2) 退職等年金経理の事業計画及び執行（他係の主管に属するものを除く。）
- (3) 経過的長期経理の事業計画及び執行（他係の主管に属するものを除く。）
- (4) 組合員原票の作成及び保管

短期給付係

- (1) 短期経理の事業計画及び執行
- (2) 組合員の資格の得喪
- (3) 被扶養者の認定

- (4) 掛金及び負担金（組合員の給与を算定の基礎とするものに限る。）の徴収
- (5) 国民年金第3号被保険者の届出代行
福祉事業係
- (1) 保健経理の事業計画及び執行（他係の主管に属するものを除く。）
- (2) 貸付経理の事業計画及び執行
- (3) 退職等年金預託金管理経理の事業計画及び執行

財政局

収納管理・特別徴収事務センター

収納管理係

- (1) 市税に係る徴収金及び国有資産等所在市町村交付金の収納整理に関すること。
- (2) 口座振替に関すること。
- (3) 市税に係る徴収金（還付加算金を含む。）の還付及び充当に関すること。
- (4) 督促状の発付の手續に関すること。
- (5) 他係の主管に属しないこと。

特別徴収係

- (1) 個人の市民税及び県民税（給与からの特別徴収の方法によって徴収するものに限る。）の賦課に関すること。

市税事務所

管理課

管理係

- (1) 公印の管守に関すること。
 - (2) 税務広報及び租税教育に関すること。
 - (3) 税務に関する証明の発行その他の窓口事務に関すること。
 - (4) 事務所（区役所及び区役所支所の税務窓口を含む。）の運営に係る企画及び連絡調整に関すること。
 - (5) 官公署からの照会（文書によるものに限る。）に関すること（本陣の事務所に限る。）
 - (6) 納税貯蓄組合に関すること。
 - (7) 市税に係る徴収金の収納に関すること。
 - (8) 税務職員の服務に関すること。
 - (9) 税務に係る研修の企画及び実施に関すること。
 - (10) 事務所（区役所及び区役所支所の税務窓口を含む。）内の文書に関すること。
 - (11) 徴税吏員証票その他の税務に係る証票に関すること。
 - (12) 庁舎の管理及び取締りに関すること。
 - (13) 予算及び決算の手續に関すること。
 - (14) 区役所及び区役所支所との連絡調整に関すること。
 - (15) 他課室の主管に属しないこと。
- ##### 主査（窓口改善）
- (1) 税務広報及び租税教育に関すること。
 - (2) 税務に関する証明の発行その他の窓口事務に関すること。
 - (3) 事務所（区役所及び区役所支所の税務窓口を含む。）の運営に係る企画及び連絡調整に関すること。
 - (4) 官公署からの照会（文書によるものに限る。）に関すること（本陣の事務所に限る。）
 - (5) 市税に係る徴収金の収納に関すること。
 - (6) 税務に係る研修の企画及び実施に関すること。
 - (7) 税務窓口のあり方の検討に関すること。

(8) 区役所及び区役所支所との連絡調整に関すること。

主査（税務窓口）(8)（栄の事務所に限る。）

(1) 区役所及び区役所支所の税務窓口において行う税務に関する証明（住宅用家屋証明を除く。）の発行その他の窓口事務に関すること。

(2) 市税に係る徴収金の収納に関すること。

(3) 区役所又は区役所支所との連絡調整に関すること。

主査（税務窓口）(7)（本陣及び金山の事務所に限る。）

(1) 区役所及び区役所支所の税務窓口において行う税務に関する証明（住宅用家屋証明（名東区役所の税務窓口にあつては、建築後使用されたことのある住宅用家屋に係るものを除く。）を除く。）の発行その他の窓口事務に関すること。

(2) 市税に係る徴収金の収納に関すること。

(3) 区役所又は区役所支所との連絡調整に関すること。

徴収課

納税係

(1) 市税に係る徴収金（徴収係及び軽自動車税係、市外滞納整理課並びに特別滞納整理室の主管に属するものを除く。次号及び第5号において同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること。

(2) 市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。

(3) 徴収の嘱託及び受託に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。

(4) 市税に係る徴収金（軽自動車税係及び市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）に係る督促状に関すること。

(5) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること。

(6) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

(7) 他係の主管に属しないこと。

主査（納税）(2)

(1) 市税に係る徴収金（徴収係及び軽自動車税係、市外滞納整理課並びに特別滞納整理室の主管に属するものを除く。次号及び第5号において同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること。

(2) 市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。

(3) 徴収の嘱託及び受託に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。

(4) 市税に係る徴収金（軽自動車税係及び市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）に係る督促状に関すること。

(5) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること。

(6) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

徴収係

(1) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。第4号及び第5号において同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。

(2) 差押財産の換価に関すること（市外滞納整理課及び特別滞納整理室の主管に属するものを除く。）。

(3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金（軽自動車税係、市外滞納整理課及

び特別滞納整理室の主管に属するものを除く。）

の管理に関すること。

(4) 市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。

(5) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。

(6) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

軽自動車税係

(1) 軽自動車税（種別割に限る。以下徴収課の項において同じ。）の調査及び賦課に関すること。

(2) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識及び臨時運行番号標の交付に関すること。

(3) 軽自動車税に係る徴収金の納税相談及び滞納整理に関すること。

(4) 軽自動車税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。

(5) 軽自動車税に係る徴収金に係る督促状に関すること。

(6) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った軽自動車税に係る徴収金の管理に関すること。

(7) 軽自動車税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること。

(8) 税務窓口において行う軽自動車税に関する相談その他の窓口事務に関すること。

(9) その他軽自動車税に関すること。

主査（軽自動車税）

(1) 軽自動車税に係る徴収金の納税相談及び滞納整理に関すること。

(2) 軽自動車税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。

(3) 軽自動車税に係る徴収金に係る督促状に関すること。

(4) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った軽自動車税に係る徴収金の管理に関すること。

(5) 軽自動車税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること。

(6) 税務窓口において行う軽自動車税に関する相談その他の窓口事務に関すること。

(7) その他軽自動車税に関すること。

主幹（徴収）

(1) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。第4号及び第5号において同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。

(2) 差押財産の換価に関すること（市外滞納整理課及び特別滞納整理室の主管に属するものを除く。）。

(3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金（軽自動車税係、市外滞納整理課及び特別滞納整理室の主管に属するものを除く。）の管理に関すること。

(4) 市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。

(5) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。

(6) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

主査（徴収）(3)

- (1) 市税に係る徴収金(所長の指定するものに限る。第4号及び第5号において同じ。)の納税相談及び滞納整理に関すること(市外滞納整理課の主管に属するものを除く。)
- (2) 差押財産の換価に関すること(市外滞納整理課及び特別滞納整理室の主管に属するものを除く。)
- (3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金(軽自動車税係、市外滞納整理課及び特別滞納整理室の主管に属するものを除く。)の管理に関すること。
- (4) 市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること(市外滞納整理課の主管に属するものを除く。)
- (5) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること(市外滞納整理課の主管に属するものを除く。)
- (6) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

市外滞納整理課
納税係

- (1) 市外の区域内に住所又は所在地を有する者に係る市税に係る徴収金(軽自動車税係及び特別滞納整理室の主管に属するものを除く。以下市外滞納整理課の項において「市税に係る徴収金」という。)の納税相談及び滞納整理に関すること(徴収係の主管に属するものを除く。)
- (2) 市税に係る徴収金(徴収係の主管に属するものを除く。)の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。
- (3) 市税に係る徴収金の徴収の嘱託及び受託に関すること。
- (4) 市税に係る徴収金に係る督促状に関すること。
- (5) 市税に係る徴収金(徴収係の主管に属するものを除く。)に係る滞納処分に関する罰則に関すること。
- (6) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。
- (7) 他係の主管に属しないこと。

主査(納税)

- (1) 市税に係る徴収金の納税相談及び滞納整理に関すること(徴収係の主管に属するものを除く。)
- (2) 市税に係る徴収金(徴収係の主管に属するものを除く。)の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。
- (3) 市税に係る徴収金の徴収の嘱託及び受託に関すること。
- (4) 市税に係る徴収金に係る督促状に関すること。
- (5) 市税に係る徴収金(徴収係の主管に属するものを除く。)に係る滞納処分に関する罰則に関すること。
- (6) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

徴収係

- (1) 市税に係る徴収金(所長の指定するものに限る。)の納税相談及び滞納整理に関すること。
- (2) 市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関すること。
- (3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金の管理に関すること。
- (4) 市税に係る徴収金(所長の指定するものに限る。)の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。

- (5) 市税に係る徴収金(所長の指定するものに限る。)に係る滞納処分に関する罰則に関すること。
- (6) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

主幹(徴収)

- (1) 市税に係る徴収金(所長の指定するものに限る。)の納税相談及び滞納整理に関すること。
- (2) 市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関すること。
- (3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金の管理に関すること。
- (4) 市税に係る徴収金(所長の指定するものに限る。)の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。
- (5) 市税に係る徴収金(所長の指定するものに限る。)に係る滞納処分に関する罰則に関すること。
- (6) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

主査(徴収)

- (1) 市税に係る徴収金(所長の指定するものに限る。)の納税相談及び滞納整理に関すること。
- (2) 市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関すること。
- (3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金の管理に関すること。
- (4) 市税に係る徴収金(所長の指定するものに限る。)の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。
- (5) 市税に係る徴収金(所長の指定するものに限る。)に係る滞納処分に関する罰則に関すること。
- (6) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

特別滞納整理室

特別滞納整理係

- (1) 市税に係る徴収金(税務監の指定するものに限る。以下特別滞納整理室の項において同じ。)の納税相談及び滞納整理に関すること。
- (2) 市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関すること。
- (3) 差押財産の換価の手続に関すること。
- (4) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金の管理に関すること。
- (5) 市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。
- (6) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること。
- (7) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

主査(特別滞納整理)

- (1) 市税に係る徴収金の納税相談及び滞納整理に関すること。
- (2) 市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関すること。
- (3) 差押財産の換価の手続に関すること。
- (4) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金の管理に関すること。
- (5) 市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。
- (6) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること。
- (7) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

市民税課

個人市民税第一係

個人市民税第二係

個人市民税第三係

- (1) 個人の市民税及び県民税の調査及び賦課（給与からの特別徴収の方法によって徴収するものを除く。）に関する事（所長の指定する区域内に賦課期日現在の住所を有する者に係るものに限る。）。
- (2) 個人の市民税及び県民税の調査及び賦課のための関係機関との連携協力に係る企画及び調整に関する事。
- (3) 個人の市民税及び県民税の犯則事件の調査に関する事（第1号に規定する者に係るものに限る。）。
- (4) 税務窓口において行う個人の市民税及び県民税に関する相談その他の窓口事務に関する事。
- (5) その他個人の市民税及び県民税に関する事（第1号に規定する者に係るものに限る。）。
- (6) 他係の主管に属しない事（個人市民税第一係に限る。）。

法人課税課

法人市民税係

- (1) 法人の市民税の調査及び賦課に関する事。
- (2) 法人の市民税の犯則事件の調査に関する事。
- (3) 税務窓口において行う法人の市民税に関する相談その他の窓口事務に関する事。
- (4) その他法人の市民税に関する事。
- (5) 他係の主管に属しない事。

事業所税係

- (1) 事業所税の調査及び賦課に関する事。
- (2) 事業所税の犯則事件の調査に関する事。
- (3) 税務窓口において行う事業所税に関する相談その他の窓口事務に関する事。
- (4) その他事業所税に関する事。

固定資産税課

土地調査係

- (1) 土地の調査及び評価に関する事（固定資産評価室の主管に属するものを除く。）。
- (2) 固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税の賦課に関する事。
- (3) 土地に係る固定資産税の犯則事件の調査に関する事。
- (4) 土地に係る不動産取得税の申告書の送付及び価格等の通知に関する事。
- (5) 税務窓口において行う土地に係る固定資産税及び都市計画税に関する相談その他の窓口事務に関する事。
- (6) その他土地に係る固定資産税及び都市計画税に関する事。
- (7) 特別土地保有税の連絡調整に関する事。
- (8) 他係の主管に属しない事。

主査（土地調査）

- (1) 土地の調査及び評価に関する事（固定資産評価室の主管に属するものを除く。）。
- (2) 固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税の賦課に関する事。
- (3) 土地に係る固定資産税の犯則事件の調査に関する事。
- (4) 税務窓口において行う土地に係る固定資産税及び都市計画税に関する相談その他の窓口事務に関する事。
- (5) その他土地に係る固定資産税及び都市計画税に

関すること。

- (6) 特別土地保有税の連絡調整に関する事。

家屋係

- (1) 家屋の調査及び評価に関する事（固定資産評価室の主管に属するものを除く。）。
- (2) 家屋に係る固定資産税の犯則事件の調査に関する事。
- (3) 家屋に係る不動産取得税の申告書の送付及び価格等の通知に関する事。
- (4) 税務窓口において行う家屋に係る固定資産税及び都市計画税に関する相談その他の窓口事務に関する事。
- (5) その他家屋に係る固定資産税及び都市計画税に関する事。

主査（家屋）(2)

- (1) 家屋の調査及び評価に関する事（固定資産評価室の主管に属するものを除く。）。
- (2) 家屋に係る固定資産税の犯則事件の調査に関する事。
- (3) 税務窓口において行う家屋に係る固定資産税及び都市計画税に関する相談その他の窓口事務に関する事。
- (4) その他家屋に係る固定資産税及び都市計画税に関する事。

償却資産係

- (1) 償却資産の調査及び評価に関する事。
- (2) 償却資産に係る固定資産税の賦課に関する事。
- (3) 償却資産に係る固定資産税の犯則事件の調査に関する事。
- (4) 税務窓口において行う償却資産に係る固定資産税に関する相談その他の窓口事務に関する事。
- (5) その他償却資産に係る固定資産税に関する事。

固定資産評価室

路線価係

- (1) 路線価及び標準宅地の評点数の付設に関する事。
- (2) 土地区画整理事業又は土地改良事業の施行に係る地域内の土地に対する仮換地課税の実施に関する事。
- (3) 特別土地保有税の賦課に関する事。
- (4) 税務窓口において行う土地に係る固定資産税及び都市計画税並びに特別土地保有税に関する相談その他の窓口事務に関する事。
- (5) 他係の主管に属しない事。

主査（仮換地課税）

- (1) 路線価及び標準宅地の評点数の付設に関する事。
- (2) 土地区画整理事業又は土地改良事業の施行に係る地域内の土地に対する仮換地課税の実施に関する事。
- (3) 特別土地保有税の賦課に関する事。
- (4) 税務窓口において行う土地に係る固定資産税及び都市計画税並びに特別土地保有税に関する相談その他の窓口事務に関する事。

大規模家屋係

- (1) 家屋（税務監の指定するものに限る。）の調査及び評価に関する事。
- (2) 税務窓口において行う家屋に係る固定資産税及び都市計画税に関する相談その他の窓口事務に関する事。

スポーツ市民局

市民活動推進センター

市民活動係

- (1) 特定非営利活動促進法による認証及び認定に関すること。
- (2) 特定非営利活動法人及び認定特定非営利活動法人等の監督に関すること。
- (3) その他特定非営利活動促進法による所轄庁の事務に関すること。
- (4) 名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例による特定非営利活動法人の指定に関すること。
- (5) 市民活動に係る協働の推進に関すること。
- (6) 市民活動の促進に係る企画及び調査研究に関すること。
- (7) 市民活動に係る情報の収集及び提供並びに相談に関すること。
- (8) 市民活動に係る講座等の実施に関すること。
- (9) 市民活動の促進に係る局室区との連絡調整に関すること。
- (10) その他市民活動の促進に関すること。
主査（市民活動に係る協働推進等）
- (1) 市民活動に係る協働の推進に関すること。
- (2) 市民活動の促進に係る企画及び調査研究に関すること。
- (3) 市民活動に係る情報の収集及び提供並びに相談に関すること。
- (4) 市民活動に係る講座等の実施に関すること。

なごや人権啓発センター

事業係

- (1) 人権に係る情報の収集及び提供並びに相談に関すること。
- (2) 人権に係る調査研究に関すること。
- (3) 人権啓発に係る事業の企画及び実施に関すること。
- (4) 人権に係る研修の企画及び実施に関すること。
- (5) 人権啓発に係る局室区との連絡調整に関すること。
- (6) その他人権啓発の推進に関すること。
主査（研修・相談）
- (1) 人権に係る相談に関すること。
- (2) 人権に係る研修の企画及び実施に関すること。

文化センター

（社会福祉法第2条第3項第11号に規定する隣保事業）

経済局

中央卸売市場本場

管理課

庶務係

- (1) 庶務及び経理に関すること。
- (2) 使用料の徴収に関すること。
- (3) 物品の管理に関すること。
- (4) 土地、建物その他施設の使用許可及びその取消しに関すること。
- (5) 関連事業者の業務の指導及び監督に関すること（商業・流通部市場流通室の主管に属する検査を除く。）。
- (6) 中央卸売市場本場の秩序及び清潔の保持に関すること。

ること。

- (7) 他課係の主管に属しないこと。

施設係

- (1) 土地、建物その他施設の維持、管理及び修繕に関すること。
- (2) 電気、機械その他設備の維持、管理及び修繕に関すること。
- (3) 建設工事の設計、施工及び監督その他建設技術に関すること。
- (4) 中央卸売市場本場の整備に関すること。
主幹（本場整備）
- (1) 中央卸売市場本場の整備に関すること。
主査（本場整備）
- (1) 中央卸売市場本場の整備に関すること。
業務課
- 業務係
- (1) 売買参加者の承認及びその取消しに関すること。
- (2) 卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に関すること（商業・流通部市場流通室の主管に属する検査を除く。）。
- (3) 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の指導に関すること。
- (4) 食の安全・安心及び品質管理に関すること。
- (5) 親しまれる市場づくりに関すること。
- (6) 生産者団体の指導及び連絡に関すること。
- (7) 市場取扱品の価格及び取引高の調査に関すること。
- (8) その他業務に関すること。
主査（業務に係る企画調整）

- (1) 卸売業者及び仲卸業者に対する指導及び監督に関すること（商業・流通部市場流通室の主管に属する検査を除く。）。
- (2) 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の指導に関すること。
- (3) 食の安全・安心及び品質管理に関すること。
- (4) 親しまれる市場づくりに関すること。
- (5) その他業務に係る企画調整に関すること。

中央卸売市場北部市場

管理課

庶務係

- (1) 庶務及び経理に関すること。
- (2) 使用料の徴収に関すること。
- (3) 物品の管理に関すること。
- (4) 土地、建物その他施設の使用許可及びその取消しに関すること。
- (5) 関連事業者の業務の指導及び監督に関すること（商業・流通部市場流通室の主管に属する検査を除く。）。
- (6) 中央卸売市場北部市場の秩序及び清潔の保持に関すること。
- (7) 他課係の主管に属しないこと。
施設係
- (1) 土地、建物その他施設の維持、管理及び修繕に関すること。
- (2) 電気、機械その他設備の維持、管理及び修繕に関すること。
- (3) 建設工事の設計、施工及び監督その他建設技術に関すること。
- (4) 中央卸売市場北部市場の整備に関すること。
主幹（北部市場整備）

- (1) 中央卸売市場北部市場の整備に関する事
主査（北部市場整備）
- (1) 中央卸売市場北部市場の整備に関する事
業務課
業務係
 - (1) 売買参加者の承認及びその取消しに関する事
 - (2) 卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に関する事（商業・流通部市場流通室の主管に属する検査を除く。）
 - (3) 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の指導に関する事
 - (4) 食の安全・安心及び品質管理に関する事
 - (5) 親しまれる市場づくりに関する事
 - (6) 生産者団体の指導及び連絡に関する事
 - (7) 市場取扱品の価格及び取引高の調査に関する事
 - (8) その他業務に関する事
主査（業務に係る企画調整）
 - (1) 卸売業者及び仲卸業者に対する指導及び監督に関する事（商業・流通部市場流通室の主管に属する検査を除く。）
 - (2) 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の指導に関する事
 - (3) 食の安全・安心及び品質管理に関する事
 - (4) 親しまれる市場づくりに関する事
 - (5) その他業務に係る企画調整に関する事

中央卸売市場南部市場
管理課

- 業務係
 - (1) 庶務及び経理に関する事
 - (2) 使用料の徴収に関する事
 - (3) 土地、建物その他施設の使用許可及びその取消しに関する事
 - (4) 売買参加者の承認及びその取消しに関する事
 - (5) 卸売業者その他の市場において売買取引を行う者（仲卸業者を除く。）に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に関する事（商業・流通部市場流通室の主管に属する検査を除く。）
 - (6) 生産者団体の指導及び連絡に関する事
 - (7) 市場取扱品の価格及び取引高の調査に関する事
 - (8) 関連事業者の業務の指導及び監督に関する事（商業・流通部市場流通室の主管に属する検査を除く。）
 - (9) 中央卸売市場南部市場及び南部と畜場の秩序及び清潔の保持に関する事
 - (10) 公益財団法人名古屋食肉公社に関する事
 - (11) 他係の主管に属しない事
主査（衛生）
 - (1) 中央卸売市場南部市場及び南部と畜場における衛生保持及び消毒体制に関する事
 - (2) 中央卸売市場南部市場及び南部と畜場の職員等に対する衛生に係る教育及び訓練に関する事
 - (3) 中央卸売市場南部市場及び南部と畜場におけるHACCPに沿った衛生管理に関する事
 - (4) 南部と畜場における家畜の感染症対策に関する事
 - (5) その他衛生に係る企画調整に関する事
施設係

- (1) 土地、建物その他施設の維持管理に関する事
- (2) その他中央卸売市場南部市場の施設の管理及び南部と畜場の管理に関する事
主幹（施設長寿命化の推進）
- (1) 土地、建物その他施設の長寿命化に係る事業の推進及び調整に関する事
主査（施設長寿命化の推進）
- (1) 土地、建物その他施設の長寿命化に係る事業の推進及び調整に関する事

工業研究所
総務課

- (1) 庶務及び経理に関する事
- (2) 研究所の運営及び管理に関する事
- (3) 試験研究機器その他の物品の管理に関する事
- (4) 各種依頼の受付に関する事
- (5) 使用料及び手数料の徴収に関する事
- (6) 他部室の主管に属しない事

支援総括室

- (1) 研究及び技術支援の総合的な企画及び実施の調整に関する事
- (2) 技術相談及び依頼試験等に係る企画及び調整に関する事
- (3) 技術の広報及び普及に関する事
- (4) 産業財産権の管理に関する事
- (5) 技術情報交流の企画及び実施に関する事
- (6) 技術情報の収集整備及び管理に関する事
- (7) 産業技術図書に関する事
- (8) 技術者の養成に関する事
- (9) 重点事業及び指定研究等の計画並びにそれらに係る各部間の調整に関する事
- (10) 国等の機関、団体等との技術連絡に関する事
- (11) その他工業技術（他部室の主管に属するものを除く。）に関する事

主幹（技術支援）

- (1) 産業財産権の管理に関する事
- (2) ものづくり基盤技術の維持及び向上に係る施策の企画及び調整に関する事
- (3) 企業等との研究に係る企画及び各部間の調整に関する事
- (4) 技術者の養成に係る企画及び調整に関する事
- (5) その他上司の特命による技術支援に関する事
参事（技術連携等の総合調整）
- (1) 国等の機関、団体等との共同研究及び研究交流に係る企画及び総合調整に関する事
- (2) 産業技術図書に係る企画及び調整に関する事
- (3) 先進技術の研究開発及び連携に係る企画及び総合調整に関する事
- (4) 研究開発、技術指導等に係る調整に関する事
主幹（共同研究等の企画調整）
- (1) 国等の機関、団体等との共同研究及び研究交流に係る企画及び調整に関する事
- (2) 産業技術図書に係る企画及び調整に関する事
- (3) その他上司の特命による研究開発、技術指導等に関する事
主幹（先進技術支援）
- (1) 先進技術の研究開発及び連携に係る企画及び調整に関する事
- (2) 先進技術に係る情報の収集整備及び管理に関する事
- (3) その他上司の特命による先進技術支援に関する事

システム技術部

製品技術研究室

- (1) 機械要素及び機械性能の試験、研究及び技術支援に関すること。
- (2) 工業製品及びその部材の長寿命化に係る試験、研究及び技術支援に関すること。
- (3) 部内他研究室の主管に属しないこと。

生産システム研究室

- (1) 機械設計及びシステム化技術の試験、研究及び技術支援に関すること。
- (2) 機械加工並びに塑性加工及びそのシミュレーション技術の試験、研究及び技術支援に関すること。
- (3) 熱設計の試験、研究及び技術支援に関すること。
- (4) 制御技術の試験、研究及び技術支援に関すること。

情報・電子技術研究室

- (1) ソフトウェア及び情報関連技術の試験、研究及び技術支援に関すること。
- (2) 電子機器及び電子回路技術の試験、研究及び技術支援に関すること。
- (3) 電子材料及び電子素子の試験、研究及び技術支援に関すること。
- (4) 電気特性及び磁気特性の評価に係る試験、研究及び技術支援に関すること。

計測技術研究室

- (1) 機械計測及び精密測定の試験、研究及び技術支援に関すること。
- (2) 音響の試験、研究及び技術支援に関すること。

材料技術部

金属材料研究室

- (1) 金属材料及び無機材料の試験、研究及び技術支援に関すること。
- (2) 金属加工及び金属利用技術の試験、研究及び技術支援に関すること。
- (3) 工業材料の分析に係る試験、研究及び技術支援に関すること（表面技術研究室の主管に属するものを除く。）。
- (4) 部内他研究室の主管に属しないこと。

表面技術研究室

- (1) 工業材料の表面処理技術に係る試験、研究及び技術支援に関すること。
- (2) 表面処理システムの試験、研究及び技術支援に関すること。

環境・有機材料研究室

- (1) 環境対応技術の試験、研究及び技術支援に関すること。
- (2) 省資源及びリサイクル技術の試験、研究及び技術支援に関すること。
- (3) 有機材料の試験、研究及び技術支援に関すること。
- (4) プラスチック材料の利用技術の試験、研究及び技術支援に関すること。

信頼性評価研究室

- (1) 信頼性評価に係る技術支援に関すること。
- (2) 信頼性向上に係る総合相談及び試験に関すること。
- (3) 技術分野を横断する技術相談及び依頼試験に係る部室間の調整並びに管理に関すること（支援総括室の主管に属するものを除く。）。

名古屋城総合事務所

管理活用課

企画運営係

- (1) 庶務及び経理に関すること。
- (2) 名古屋城（有料公園施設を含む。以下同じ。）における行為、名古屋城の占用及び使用の許可の事務手続に関すること。
- (3) 名古屋城内の案内及び警備に関すること。
- (4) 観覧券等の発売及び改札に関すること。
- (5) 使用料の徴収に関すること。
- (6) 物品の購入及び検査に関すること。
- (7) 名古屋城本丸御殿に関すること。
- (8) 名古屋城の運営のあり方の検討に関すること。
- (9) 一般財団法人名古屋城振興協会に関すること。
- (10) 行催事（植物に関するものを除く。）の企画及び運営に関すること。
- (11) 寄附の募集及び受納に関すること。
- (12) 広報及び宣伝に関すること。
- (13) 市民協働及び企業協賛に関すること。
- (14) 観覧者の誘致に関すること。
- (15) 名古屋城調査研究センター及び他室係の主管に属しないこと。

主査（誘客・活用）

- (1) 名古屋城の活用に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 観覧者の誘致に関すること。
- (3) 広報及び宣伝に関すること。
- (4) 市民協働及び企業協賛に関すること。
- (5) 寄附の募集及び受納（名古屋城天守閣木造復元に係るものを除く。）に関すること。

主査（観覧環境の充実）

- (1) 名古屋城の観覧環境の充実に関すること。
- 保存維持係
- (1) 文化財の保存（維持の措置に係るものに限る。）に関すること。
 - (2) 天守閣その他名古屋城内諸施設の維持管理に関すること。
 - (3) 植物管理及び緑化に関すること。
 - (4) 名古屋城内の環境の保持に関すること。
 - (5) 名古屋城における行為、名古屋城の占用及び使用に係る技術的処理に関すること。
 - (6) 植物に関する行催事の企画及び運営に関すること。

主幹（木造天守閣復元推進）

- (1) 名古屋城天守閣木造復元に係る事業の推進に関すること。
- (2) 名古屋城天守閣木造復元に係る寄附の募集及び受納に関すること。
- (3) 名古屋城の運営のあり方の検討に関すること。

主査（木造天守閣復元推進）

- (1) 名古屋城天守閣木造復元に係る事業の推進に関すること。
- (2) 名古屋城天守閣木造復元に係る寄附の募集及び受納に関すること。
- (3) 名古屋城の運営のあり方の検討に関すること。

保存整備室

保存整備係

- (1) 文化財の保存（維持の措置に係るものを除く。）に関すること。
- (2) 名古屋城の整備計画に関すること。
- (3) 名古屋城の整備に関すること。
- (4) 名古屋城旧本丸御殿障壁画の保存修理に関する

こと。

- (5) 名古屋城に関連する事業の調整等に関すること。
主査（二之丸の整備）
- (1) 名古屋城二之丸の整備に関すること。
主査（事業調整・建造物）
- (1) 局長の指定する名古屋城に関連する事業の調整等に関すること。
- (2) 名古屋城の建造物の整備に関すること。
主幹（金シャチ横丁第二期整備）
- (1) 金シャチ横丁の整備に関すること。
主幹（天守閣整備）(2)
- (1) 名古屋城天守閣の整備に関すること。
主査（天守閣整備）(2)
- (1) 名古屋城天守閣の整備に関すること。
主幹（木造天守閣昇降技術開発等）
- (1) 名古屋城木造天守閣に係る昇降の技術の開発に関すること。
- (2) 局長の指定する名古屋城天守閣の整備に関すること。
主査（木造天守閣昇降技術開発等）
- (1) 名古屋城木造天守閣に係る昇降の技術の開発に関すること。
- (2) 局長の指定する名古屋城天守閣の整備に関すること。
主幹（木造天守閣昇降技術開発支援）
- (1) 名古屋城木造天守閣に係る昇降の技術の開発支援に関すること。
名古屋城調査研究センター
調査研究係
- (1) 名古屋城の文化財に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 名古屋城の文化財に係る教育及び普及啓発に関すること。
- (3) 名古屋城の文化財に関する年報、調査及び研究の報告書等の作成に関すること。
- (4) 名古屋城資料の収集、保管、展示及び供用に関すること。
- (5) 名古屋城資料の保管、展示等に係る技術的研究に関すること。
- (6) 他の研究所等との連絡及び協力に関すること。
- (7) その他学芸事務に関すること。
主査（考古学的調査・研究）
- (1) 名古屋城に係る考古学的調査及び研究に関すること。
- (2) 前号に掲げる事項に係る関係機関との連絡及び協力に関すること。
主査（近世武家文化の調査・研究等）
- (1) 近世武家文化に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 局長の指定する名古屋城に関連する資料の収集、保管、展示及び供用に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項に係る関係機関との連絡及び協力に関すること。
主査（石垣の調査・研究）
- (1) 名古屋城の石垣の調査及び研究に係る企画、指導及び関係機関との連絡調整に関すること。

環境局

名古屋環境科学調査センター
企画管理係

- (1) 庶務及び経理に関すること。
- (2) センターの運営及び管理に関すること。

- (3) 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭並びに環境の保全（以下「大気の汚染等」という。）に係る調査研究の企画及び調整に関すること。
- (4) 大気の汚染等に係る調査研究の成果及びこれに関連する情報の広報及び普及に関すること。
- (5) 他室係の主管に属しないこと。
監視係
- (1) 常時監視システムによる常時監視並びに常時監視システムの運用及び管理に関すること。
環境科学室
- (1) 大気の汚染等に係る調査研究に関すること。
- (2) 大気の汚染等に係る測定及び試験検査に関すること。
- (3) 大気の汚染等の防止等に係る技術指導に関すること。

環境事業所
事務係

- (1) 所内の庶務に関すること。
- (2) 局その他関係公所との連絡に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理手数料の徴収に関すること。
- (4) 職員の安全、保健衛生及び研修に関すること。
- (5) 所属する廃棄物処理施設の管理に関すること。
- (6) 保健環境委員及び区保健環境委員会に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。)
- (7) 他係の主管に属しないこと。

指導管理係

- (1) 一般廃棄物の処理に関する指導（住居等の堆積物による不良な状態の解消に係るものを含む。）及び市民啓発に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量化及び資源化事業の実施に関すること。
- (3) 事業用大規模建築物の所有者等に対するごみの資源化及び適正処理指導に関すること。
- (4) 作業用自動車の運転及び管理並びに事故の処理に関すること。
- (5) ごみの散乱防止及び路上禁煙に関すること。
作業係
- (1) 一般廃棄物の収集作業に係る実施計画に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集及び運搬作業に関すること。
- (3) ごみの排出指導に関すること（他係の主管に属するものを除く。）。)
- (4) 公衆便所の清掃及び大掃除の実施に関すること。
- (5) その他清掃作業に関すること。

処分場

主幹（整備）

- (1) 処分場の整備工事（埋立処分場の終了の届出前のものに限る。）の設計及び施工に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) ごみ等の埋立処分（第二処分場に属するものに限る。）に関すること。
業務係
- (1) ごみ等の埋立処分（第二処分場に属するものを除く。）に関すること。
- (2) ごみの計量及び手数料の徴収に関すること。
- (3) 作業用自動車の運転及び管理並びに事故処理に関すること。
- (4) 他係の主管に属しないこと。
整備係

- (1) 処分場の整備工事（埋立処分の終了の届出前のものに限る。）の設計及び施工に関する事。
- (2) 施設の維持管理に関する事。
- (3) ごみ等の埋立処分（第二処分場に係るものに限る。）に関する事。

主査（浸出水処理施設等改築）

- (1) 浸出水処理施設等の改築工事の設計及び施工に関する事。

環境局工場

事務係

- (1) 工場の庶務に関する事。
- (2) ごみの搬入計画に関する事。
- (3) ごみの計量及び手数料の徴収に関する事。
- (4) 工場の施設（焼却設備及び破砕設備並びにこれらの附帯設備を除く。）の管理に関する事。
- (5) 他係の主管に属しない事。

整備係

- (1) 焼却設備（大江破砕工場を除く。）及び破砕設備（大江破砕工場に限る。）の運転計画に関する事。
- (2) 焼却設備（大江破砕工場を除く。）及び破砕設備（大江破砕工場に限る。）並びにその附帯設備の保全及び整備に関する事。
- (3) ごみの投入に関する事（大江破砕工場を除く。）。
- (4) 焼却灰（大江破砕工場を除く。）、破砕ごみ（大江破砕工場に限る。）及び汚でいの搬出に関する事。
- (5) 運転委託の監理に関する事（富田工場及び五条川工場に限る。）。

運転係

- (1) 破砕設備及び附帯設備の運転、点検、保守等に関する事。
- (2) ごみの投入に関する事。

運転第一係

運転第二係

運転第三係

- (1) 焼却設備及びその附帯設備の運転、点検、保守等に関する事。

健康福祉局

知的障害者更生相談所

- (1) 知的障害者に関する問題につき、家庭その他のからの相談に応ずる業務
- (2) 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれに付随して必要な指導を行う業務

身体障害者更生相談所

- (1) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所の業務及び身体障害者手帳の交付

精神保健福祉センター

管理係

- (1) センターの庶務及び経理に関する事。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及及び調査研究に関する事。
- (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものの実施に関する事。

- (4) 前号の事業に係る診療に関する事。
- (5) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する人材育成に関する事。
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものの実施に関する事。
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第1項に規定する支給要否決定を行うに当たっての意見の陳述に関する事。
- (8) 回復途上にある精神障害者の社会的自立を目標とする指導及び援助に関する事。
- (9) 前号の事業に係る診療に関する事。
- (10) 地域精神保健福祉の推進に係る支援に関する事。

- (11) 精神医療審査会に関する事。

主査（支援）

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものの実施に関する事。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する人材育成に関する事。
- (3) 回復途上にある精神障害者の社会的自立を目標とする指導及び援助に関する事。
- (4) 前号の事業に係る診療に関する事。
- (5) 地域精神保健福祉の推進に係る支援に関する事。

主査（精神医療）

- (1) センターの診療に関する事。

厚生院

管理課

管理係

- (1) 文書及び公印の管守に関する事。
- (2) 人事に関する事。
- (3) 経理に関する事。
- (4) 物品（食品材料を除く。）の購入、検収及び管理に関する事。
- (5) 施設の管理、営繕及び取締りに関する事。
- (6) 死亡者に関する事。
- (7) 特別養護老人ホームの入退所等に係る相談及び調整に関する事。
- (8) 入退所事務に関する事。
- (9) 入所者の生活相談及び生活指導に関する事。
- (10) 入所者の措置費、介護報酬等の請求手続に関する事。
- (11) 入所者（特別養護老人ホームに限る。）の介護サービス計画に関する事。
- (12) その他入所者に関する事（介護係の主管に属するものを除く。）。
- (13) 入所者の栄養管理に関する事。
- (14) 入所者の栄養指導及び栄養相談に関する事。
- (15) 入所者の食事の提供に関する事。
- (16) 食品材料の購入及び保管に関する事。
- (17) 栄養管理に係る機械器具その他の物品の保全に関する事。
- (18) その他栄養管理及び食事の提供に関する事。
- (19) 厚生院に係る調整に関する事。
- (20) 介護係の主管に属しない事。

主査（施設管理等）

- (1) 経理に関する事。
- (2) 物品（食品材料を除く。）の購入、検収及び管理に関する事。
- (3) 施設の管理、営繕及び取締りに関する事。

主査（福祉）

- (1) 特別養護老人ホームの入退所等に係る相談及び調整に関する事。
- (2) 入退所事務に関する事。
- (3) 入所者の生活相談及び生活指導に関する事。
- (4) 入所者の措置費、介護報酬等の請求手続に関する事。
- (5) 入所者（特別養護老人ホームに限る。）の介護サービス計画に関する事。
- (6) その他入所者に関する事（介護系の主管に属するものを除く。）。

主査（栄養管理）

- (1) 入所者の栄養管理に関する事。
- (2) 入所者の栄養指導及び栄養相談に関する事。
- (3) 入所者の食事の提供に関する事。
- (4) 食品材料の購入及び保管に関する事。
- (5) 栄養管理に係る機械器具その他の物品の保全に関する事。
- (6) その他栄養管理及び食事の提供に関する事。

主幹（厚生院に係る調整）

- (1) 厚生院に係る調整に関する事。

主査（厚生院に係る調整）

- (1) 厚生院に係る調整に関する事。

介護係

- (1) 入所者の療養上の世話、機能回復及び診療の介助に関する事。
- (2) 局長が指定する居室に入所する入所者の介護に関する事。

主査（介護）(3)

- (1) 局長が指定する居室に入所する入所者の療養上の世話、機能回復及び診療の介助に関する事。
- (2) 局長が指定する居室に入所する入所者の介護に関する事。

診療科

- (1) 入所者の診療及び健康管理に関する事。
- (2) 前号の診療用及び検査用の機械器具の整備保管に関する事。

中央看護専門学校

管理課

事務係

- (1) 学校の庶務に関する事。
- (2) 授業料、入学料その他の収入に関する事。
- (3) 庁舎及び物品等の管理に関する事。
- (4) 学生の募集、入学、休学、退学等に関する事。
- (5) 学生に関する諸証明に関する事。
- (6) 学籍簿その他学生に関する表簿の整理に関する事。
- (7) 学校の行事並びに学生の集会、課外活動、掲示及び刊行物に関する事。
- (8) 就職の指導及びあっせんに関する事。
- (9) 学校に係る企画及び調整に関する事。
- (10) 他課研修センターの主管に属しないこと。

主査（学生）

- (1) 学生の募集、入学、休学、退学等に関する事。
- (2) 学生に関する諸証明に関する事。
- (3) 学籍簿その他学生に関する表簿の整理に関する

こと。

- (4) 学校の行事並びに学生の集会、課外活動、掲示及び刊行物に関する事。

- (5) 就職の指導及びあっせんに関する事。
主幹（中央看護専門学校に係る企画調整）

- (1) 学校に係る企画及び調整に関する事。

主査（中央看護専門学校に係る企画調整）

- (1) 学校に係る企画及び調整に関する事。

教務課

- (1) 授業計画その他教務に関する事。
- (2) 学生の成績の評価に関する事。
- (3) 学生の規律及び賞罰に関する事。
- (4) 学生の生活指導及び福利厚生に関する事。
- (5) 図書収集選択に関する事。
- (6) 実習施設との連絡調整に関する事。

研修センター

研修係

- (1) 看護職員の研修及び相談に関する事。

八事霊園・斎場管理事務所

斎場係

- (1) 事務所の庶務及び経理に関する事。
- (2) 統計調査及び諸報告に関する事。
- (3) 斎場の運営に関する事。
- (4) 使用料及び手数料の徴収に関する事。
- (5) 土地、建物、附属設備及び物品の維持管理に関する事（他係の主管に属するものを除く。）。
- (6) 他係の主管に属しないこと。

主査（設備管理）

- (1) 斎場の火葬設備の管理に関する事。

霊園係

- (1) 市立霊園の運営に関する事。
- (2) 市立霊園の土地、建物及び物品並びに市有墓地の整備及び維持管理に関する事。

食品衛生検査所

微生物検査係

理化学検査係

- (1) 所長の指定する食品衛生及び食品表示に関する事。
- (2) 検査所の検査結果の精度管理に関する事。
- (3) 微生物検査に関する事（微生物検査係に限る。）。
- (4) 理化学検査に関する事（理化学検査係に限る。）。
- (5) 他係の主管に属しないこと（微生物検査係に限る。）。

広域監視係

- (1) 所長の指定する食品衛生及び食品表示に関する事。

動物愛護センター

管理指導係

- (1) 文書の収受、発送及び公印の管守に関する事。
- (2) 人事及び予算決算に関する事。
- (3) 庁舎及び物品等の管理に関する事。
- (4) 他係の主管に属しないこと。

愛護企画係

- (1) 動物の愛護及び適正な飼養に係る普及啓発に関する事。
- (2) その他動物の愛護に関する事。
主査（地域相談支援）

- (1) 動物の愛護に係る地域における相談及び支援に関すること。
- (2) 動物愛護推進員に関すること。

食肉衛生検査所
指導管理係

- (1) 文書の收受、発送及び公印の管守に関すること。
- (2) 人事及び予算経理に関すること。
- (3) 手数料の徴収に関すること。
- (4) と畜場及びその使用者の衛生保持の監視及び指導に関すること。

- (5) 所長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。

- (6) 他係の主管に属しないこと。
主査（監視指導・検査管理）

- (1) と畜場及びその使用者並びに食鳥処理場の衛生保持の監視及び指導に係る企画及び調整に関すること。

- (2) 所長の指定する食品衛生の監視及び指導に係る企画及び調整に関すること。

- (3) 所長の指定する食品表示に係る相談に関すること。

- (4) 肉、内臓等の精密検査の管理に関すること。
検査係

- (1) と畜場におけるとさつ又は解体の検査に関すること。

- (2) と畜場におけるとさつ又は解体の禁止並びに肉、内臓等の廃棄その他の措置命令に関すること。

- (3) 病畜隔離、と畜場の消毒その他の措置命令に関すること。

- (4) 肉、内臓等の精密検査に関すること。

- (5) 所長の指定する移入肉等の検査に関すること。

- (6) 所長の指定する食鳥肉等の衛生に関すること。

- (7) 人獣共通感染症の調査に関すること。

衛生研究所

管理課
管理係

- (1) 庶務及び経理に関すること。
- (2) 研究所の運営及び管理に関すること。
- (3) 各種試験検査及び調査研究の受付に関すること。
- (4) 他部課の主管に属しないこと。

主幹（精度管理）

- (1) 感染症の予防及び食品衛生に係る検査の業務管理（研究所の所管に係るものに限る。）に関すること。

業務課

事業係

- (1) ねずみ族、昆虫等の情報の普及啓発等に関すること。

主査（感染症対策）

- (1) 所長の指定する感染症対策に関すること。

主査（感染症予防の推進）

- (1) ねずみ族、昆虫等の情報の普及啓発等に関すること。

疫学情報部

- (1) 公衆衛生に係る情報の収集、解析及び提供に関すること。

- (2) 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査に関すること。

- (3) 感染症に係る調査研究に関すること。

- (4) 感染症の予防及び食品衛生に係る検査の業務管

理（研究所の所管に係るものに限る。）に関すること。

- (5) 保健所職員等の公衆衛生に係る研修指導に関すること。

- (6) 衛生研究所等疫学倫理審査委員会に関すること。
主査（情報管理）

- (1) 公衆衛生に係る情報の収集、解析及び提供に関すること。

- (2) 感染症の発生の状況及び動向に関すること。
主査（疫学調査）

- (1) 感染症に係る調査研究に関すること。
微生物部

- (1) 食品、水、土壌等の微生物学的試験検査及び調査研究に関すること。

- (2) 感染性病原体の微生物学的、免疫学的試験検査及び調査研究に関すること。

食品部

- (1) 食品、添加物の理化学的、生物学的試験検査及び調査研究に関すること。

- (2) 遺伝子組換え食品及びアレルギーに関する試験検査及び調査研究に関すること。

- (3) 薬品の試験検査及び調査研究に関すること。
生活環境部

- (1) 水質の試験検査及び調査研究に関すること。

- (2) 衛生動物の試験検査及び調査研究に関すること。

- (3) 家庭用品の試験検査及び調査研究に関すること。

- (4) 食品衛生法に係る器具、容器包装及び指定がん具の試験検査及び調査研究に関すること。

- (5) 室内環境の衛生学的調査及び試験研究に関すること。

- (6) 有害物質の人体に及ぼす影響に関する調査研究に関すること。

保健センター

保健管理課

企画管理係

- (1) 地域保健に係る企画及び調整に関すること。

- (2) 保健センターに係る文書及び公印（環境薬務事務専用市長印を除く。）の管守並びに物品等の管理に関すること。

- (3) 健康危機管理の総括に関すること。

- (4) 地域保健に関する情報の運用及び管理に関すること。

- (5) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。

- (6) 地域保健に関する広報活動に関すること。

- (7) 人口動態統計、保健統計及び地域分析に関すること。

- (8) 病院の検査指導に関すること。

- (9) 診療所及び助産所に関すること。

- (10) 衛生検査所に関すること。
- (11) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の施術所に関すること。

- (12) 歯科技工所に関すること。

- (13) 浸水時の消毒に関すること（感染症対策・調査センターの主管に属するものを除く。）。

- (14) 食品衛生営業の許可その他食品衛生に関すること。

- (15) 食品表示法による食品表示に関すること（健康増進課、食品衛生検査所、食肉衛生検査所及び保健予防課の主管に属するものを除く。）。

- (16) 狂犬病予防注射済票の交付等に関すること。

- (17) 化製場等からの報告の徴収等に関すること。
(18) 人獣共通感染症に係る調査に関すること。
(19) 動物の所有者からの報告の徴収等に関すること。
(20) 保健センター内他課室の主管に属しないこと。
主査（医療安全）
- (1) 企画管理係の分掌事務中第8号から第12号までに掲げること。
主査（食品衛生・動物愛護）
- (1) 企画管理係の分掌事務中第14号から第19号までに掲げること。
主査（健康危機管理）
- (1) 健康危機管理の総括に関すること。
主幹（健康安全）
- (1) 健康危機管理の総括に関すること。
(2) 食品衛生営業の許可その他食品衛生に関すること。
(3) 食品表示法による食品表示に関すること（健康増進課、食品衛生検査所、食肉衛生検査所及び保健予防課の主管に属するものを除く。）
(4) 狂犬病予防注射済票の交付等に関すること。
(5) 化製場等からの報告の徴収等に関すること。
(6) 人獣共通感染症に係る調査に関すること。
(7) 動物の所有者からの報告の徴収等に関すること。
環境薬務室
- 主査（営業施設指導）（南の保健センターを除く。）
- (1) 環境薬務事務専用市長印の管守に関すること。
(2) 公衆浴場、興行場、旅館、理容所、美容所及びクリーニング所に関すること。
(3) 住宅宿泊事業に関すること。
(4) 温泉の利用に関すること。
主査（住居衛生・薬務）（南の保健センターを除く。）
- (1) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
(2) 薬局及び医薬品の販売業に関すること。
(3) 医療機器の販売業及び貸与業に関すること。
(4) 毒物及び劇物の販売業に関すること。
(5) ねずみ及び昆虫等の防除（これに係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関すること。
(6) 井水、上下水道、プール等の環境の衛生指導に関すること。
(7) 消毒に関すること（感染症対策・調査センター及び保健管理課の主管に属するものを除く。）
(8) 浄化槽に関すること。
(9) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
(10) 墓地、納骨堂及び火葬場に関すること。
主査（営業薬務）（南の保健センターに限る。）
- (1) 環境薬務事務専用市長印の管守に関すること。
(2) 公衆浴場、興行場、旅館、理容所、美容所及びクリーニング所に関すること。
(3) 住宅宿泊事業に関すること。
(4) 温泉の利用に関すること。
(5) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
(6) 薬局及び医薬品の販売業に関すること。
(7) 医療機器の販売業及び貸与業に関すること。
(8) 毒物及び劇物の販売業に関すること。
主査（住居衛生）（南の保健センターに限る。）
- (1) ねずみ及び昆虫等の防除（これに係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関すること。
(2) 井水、上下水道、プール等の環境の衛生指導に関すること。
(3) 消毒に関すること（感染症対策・調査センター及び保健管理課の主管に属するものを除く。）
(4) 浄化槽に関すること。
(5) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
(6) 墓地、納骨堂及び火葬場に関すること。
健康安全課
- 企画管理係
- (1) 地域保健に係る企画及び調整に関すること。
(2) 保健センターに係る文書及び公印の管守並びに物品等の管理に関すること。
(3) 保健センター分室における業務の管理に関すること（北、西、中川、港、守山及び緑の保健センターに限る。）
(4) 健康危機管理の総括に関すること。
(5) 地域保健に関する情報の運用及び管理に関すること。
(6) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。
(7) 地域保健に関する広報活動に関すること。
(8) 人口動態統計、保健統計及び地域分析に関すること。
(9) 病院の検査指導に関すること。
(10) 診療所及び助産所に関すること。
(11) 衛生検査所に関すること。
(12) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の施術所に関すること。
(13) 歯科技工所に関すること。
(14) 食品衛生営業の許可その他食品衛生に関すること。
(15) 食品表示法による食品表示に関すること（健康増進課、食品衛生検査所、食肉衛生検査所及び保健予防課の主管に属するものを除く。）
(16) 狂犬病予防注射済票の交付等に関すること。
(17) 化製場等からの報告の徴収等に関すること。
(18) 人獣共通感染症に係る調査に関すること。
(19) 動物の所有者からの報告の徴収等に関すること。
(20) 公衆浴場、興行場、旅館、理容所、美容所及びクリーニング所に関すること。
(21) 住宅宿泊事業に関すること。
(22) 温泉の利用に関すること。
(23) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
(24) 薬局及び医薬品の販売業に関すること。
(25) 医療機器の販売業及び貸与業に関すること。
(26) 毒物及び劇物の販売業に関すること。
(27) ねずみ及び昆虫等の防除（これに係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関すること。
(28) 井水、上下水道、プール等の環境の衛生指導に関すること。
(29) 消毒に関すること（感染症対策・調査センターの主管に属するものを除く。）
(30) 浄化槽に関すること。
(31) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
(32) 墓地、納骨堂及び火葬場に関すること。
(33) 保健センター内他課の主管に属しないこと。

主査（食品衛生・動物愛護等）

- (1) 企画管理係の分掌事務中第14号から第19号までに掲げること。
- (2) 住居の衛生に係る相談等に関する事。
- (3) 改葬許可に関する事。

主査（大規模施設に係るHACCP監視等）（熱田の保健センターに限る。）

- (1) 大規模施設に係る食品衛生管理に関する事。
- (2) 食品衛生自主管理認定施設の認定審査に関する事。
- (3) 食品衛生及び食品表示法による食品表示に関する事項のうち、広域的又は専門的であるとして市長が指定した監視指導に係る事務に関する事。

主査（健康危機管理）

- (1) 健康危機管理の総括に関する事。
保健予防課
保健感染症係
- (1) 精神保健に関する事。
- (2) 身体障害児の療育指導等に関する事。
- (3) 歯科口腔保健に関する事。
- (4) 栄養の改善指導に関する事。
- (5) 保健所長の指定する食品表示法による食品表示に関する事。
- (6) 感染症の予防に関する事。
- (7) 感染症診査協議会結核部会に関する事（千種、中村、中及び南の保健センターに限る。）。
- (8) 結核患者等の医療費公費負担に関する事。
- (9) 予防接種（法令に定めるものに限る。）に関する事。
- (10) 医療社会事業に関する事。
- (11) 難病患者の保健に関する事。
- (12) 衛生上の試験及び検査に関する事。
- (13) レントゲン撮影に関する事（千種、中村、中及び南の保健センターに限る。）。
- (14) 保健師の業務に関する事。
- (15) 衛生教育に関する事。

主査（医務）（東及び西の保健センターを除く。）

- (1) 医務に関する事。
主査（感染症対策等）
- (1) 保健感染症係の分掌事務中第6号、第9号及び第12号に掲げること。
- (2) 保健感染症係の分掌事務中第7号及び第13号に掲げること（千種、中村、中及び南の保健センターに限る。）。
- (3) 結核患者の医療費公費負担に関する事。

主査（保健看護）

- (1) 保健感染症係の分掌事務中第14号及び第15号に掲げること。

子ども青少年局

児童福祉センター

管理課

事務管理係

- (1) センターの庶務及び経理に関する事（中央児童相談所相談課相談調整係の主管に属するものを除く。）。
- (2) センターの事務に係る調査、統計及び企画に関する事（中央児童相談所相談課相談調整係の主管に属するものを除く。）。
- (3) 診療報酬の請求手続に関する事。

- (4) センターの施設及び敷地の管理に関する事。
- (5) 入所者の給食に関する事。
- (6) 所長の指定する診療に係る支援及び指導に関する事。
- (7) 中央児童相談所、中央療育センター、発達障害者支援センター及び他学園の主管に属しないこと。主幹（診療支援）(4)

- (1) 所長の指定する診療に係る支援及び指導に関する事。
主査（診療支援）(4)

- (1) 所長の指定する診療に係る支援及び指導に関する事。

中央児童相談所

相談課

相談調整係

- (1) 中央児童相談所の庶務及び経理に関する事。
- (2) 中央児童相談所の事務に係る調査、統計及び企画に関する事。
- (3) 児童相談所に係る総合的な調査、統計及び企画に関する事。
- (4) 児童虐待の予防及び防止に係る研修の企画及び実施に関する事。
- (5) 児童の相談、通告、送致等の受付に関する事。
- (6) 相談業務に係る関係機関との連絡に関する事。
- (7) 同居児童の届出の受理に関する事。
- (8) 児童記録票及び関係書類の整理保管に関する事。

- (9) 他係の主管に属しないこと。

相談援助第一係

相談援助第二係

相談援助第三係

- (1) 係所管区域（中央児童相談所長が当該係の所管する区域として指定する区域をいう。）内の児童及び家族の調査及び指導に関する事（判定援助係の主管に属するものを除く。）。
- (2) 児童福祉施設への入所その他児童の措置に関する事（判定援助係の主管に属するものを除く。）。
- (3) 措置等に係る関係機関との連携に関する事（判定援助係の主管に属するものを除く。）。
- (4) 一時保護の決定に関する事（判定援助係の主管に属するものを除く。）。
- (5) 里親に関する事。
- (6) 児童の家庭療育の普及に関する事。
- (7) 児童の相談業務に係る関係機関との連絡に関する事。

主査（障害児に係る相談援助等）

- (1) 障害児の一時保護、措置等に係る連絡調整に関する事。
- (2) 中央児童相談所長の指定する障害児の相談業務に関する事。

主査（家庭復帰・里親支援）

- (1) 施設入所等児童の家庭生活への復帰に関する事。
- (2) 中央児童相談所長の指定する里親に対する支援に関する事。

判定援助係

- (1) 児童の心理学的判定に関する事（中央療育センター診療相談係の主管に属するものを除く。）。
- (2) 児童及び家族に対する心理学的指導及び治療に関する事（中央療育センター診療相談係の主管に属するものを除く。）。
- (3) 児童及び家族の調査及び指導に関する事。

- (4) 児童福祉施設への入所その他児童の措置に関すること。
- (5) 措置等に係る関係機関との連携に関すること。
- (6) 一時保護の決定に関すること。
- 主査（医学的指導）
- (1) 中央児童相談所長の指定する児童及び家族に対する医学的指導等に関すること。
- 保護係
- (1) 児童の一時保護に関すること。
- (2) 一時保護児童の生活観察及び生活指導に関すること。
- (3) 一時保護児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分に関すること。
- 主幹（児童相談所に係る企画調整）
- (1) 児童相談所に係る総合的な調査、統計及び企画に関すること。
- 主査（児童相談所に係る企画調整）
- (1) 児童相談所に係る総合的な調査、統計及び企画に関すること。
- 主幹（学校教育との連携）
- (1) 児童相談所に係る学校教育との連携に関すること。
- 主幹（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）
- (1) 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他中央児童相談所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。
- (2) 児童虐待の防止及び対策に関すること。
- (3) 中央児童相談所長の指定する相談業務に関すること。
- 主査（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）
- (3)
- (1) 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他中央児童相談所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。
- (2) 児童虐待の防止及び対策に関すること。
- (3) 中央児童相談所長の指定する相談業務に関すること。
- 主査（児童虐待対策に係る連絡調整）
- (1) 児童虐待の防止及び対策に係る連絡調整に関すること。
- (2) 児童の安全確認等に係る指導、助言その他の援助に関すること。
- 主幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理）
- (1) 相談業務に係る法務に関すること。
- (2) 中央児童相談所長の指定する相談業務に係る特命事項の処理に関すること。
- 中央療育センター
- 診療相談係
- (1) 児童に関する療育相談、看護及び指導に関すること。
- (2) 児童に対する医学的、心理学的及び社会的な検査及び判定に関すること。
- (3) 児童に対する療育に関する医療の提供に関すること。
- (4) 児童に関する療育訓練に関すること。
- (5) 愛護手帳の交付に係る判定に関すること。
- (6) 地域療育センターに係る総合的な調査、統計及び企画に関すること。
- (7) 地域療育センター間の連携の推進に関すること。
- 主査（地域療育センターに係る企画調整）
- (1) 地域療育センターに係る総合的な調査、統計及び企画に関すること。
- (2) 地域療育センター間の連携の推進に関すること。
- 主幹（診療）
- (1) 中央療育センターの診療に関すること。
- (2) 中央療育センター所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導に関すること。
- 主査（診療）(2)
- (1) 中央療育センターの診療に関すること。
- (2) 中央療育センター所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導に関すること。
- みどり学園
- (1) 主として知的障害のある児童の療育指導に関すること。
- わかくさ学園
- (1) 主として肢体不自由のある児童の療育指導に関すること。
- すぎのこ学園
- (1) 主として難聴児の療育指導に関すること。
- 発達障害者支援センター
- (1) 発達障害者の医学的指導に関すること。
- (2) 発達障害者の相談及び支援に関すること。
- (3) 発達障害者の支援に係る研修及び講習に関すること。
- (4) 発達障害者の理解及び支援に係る情報提供及び普及啓発に関すること。
- (5) 発達障害者の支援に係る関係機関との連携に関すること。
- 主査（発達障害者支援）
- (1) 発達障害者の相談及び支援に関すること。
- (2) 発達障害者の支援に係る研修及び講習に関すること。
- (3) 発達障害者の理解及び支援に係る情報提供及び普及啓発に関すること。
- (4) 発達障害者の支援に係る関係機関との連携に関すること。
- くすのき学園
- (1) 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童の治療及び家族の指導に関すること。
- (2) 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童の生活指導に関すること。
- 主幹（児童心理治療）
- (1) くすのき学園長の指定する児童に係る医学的治療及び指導に関すること。
- ひばり荘
- 指導係
- (1) 児童の養育及び養護に関すること。
- (2) 児童の里親委託等の推進に関すること。
- 主査（里親委託等の推進）
- (1) 児童の里親委託等の推進に関すること。
- (2) 局長の指定する児童の養育に関すること。
- あけぼの学園
- 指導第一係
- (1) 中軽度の知的障害児の養育指導に関すること。
- (2) 他係の主管に属しないこと。
- 指導第二係
- (1) 重度の知的障害児の養育指導に関すること。
- 主査（知的障害児の医学的指導）
- (1) 知的障害児の医学的指導に関すること。

西部地域療育センター

診療相談係

- (1) センターの庶務及び経理に関すること。
- (2) 児童に関する相談に関すること。
- (3) 児童に対する医学的、心理学的及び社会的な検査及び判定に関すること。
- (4) 児童に対する療育に関する医療の提供に関すること。
- (5) 他係の主管に属しないこと。

通所支援係

- (1) 児童に関する指導に関すること。
- (2) 児童に対する療育訓練に関すること。

住宅都市局

大曾根北・筒井都市整備事務所

調査設計係

- (1) 事業の調査、設計及び測量に関すること。
- (2) 換地及び清算に関すること。
- (3) 事業に伴う土地及び建物の登記に関すること。
- (4) 事業施行地区内における建築行為等の許可に係る意見に関すること。
- (5) 土地区画整理審議会及び評価員に関すること。
- (6) 他係の主管に属しないこと。

主査（事業推進）

- (1) 所長の指定する事業の推進に関すること。

補償係

- (1) 事業施行地区内の建築物等の調査及び評価に関すること。
- (2) 事業施行地区内の建築物等の移転除却及び補償に関すること。
- (3) 事業施行地区内の住環境整備事業の施行に関すること。

工事係

- (1) 事業に係る工事の施行等に関すること。

主査（調整）

- (1) 所長の指定する事業に係る工事の調整に関すること。

主幹（筒井地区整備）

- (1) 筒井土地区画整理事業及び筒井地区住環境整備事業の施行等に関すること。

主幹（葵地区整備）

- (1) 葵土地区画整理事業の施行等に関すること。

緑都市整備事務所

整備推進係

- (1) 事業の調査、設計及び測量に関すること（再開発係の主管に属するものを除く。）。
- (2) 換地及び清算に関すること（再開発係の主管に属するものを除く。）。
- (3) 事業に伴う土地及び建物の登記に関すること（再開発係の主管に属するものを除く。）。
- (4) 事業施行地区内における建築行為等の許可に係る意見に関すること。
- (5) 土地区画整理審議会及び評価員に関すること。
- (6) 他係の主管に属しないこと。

主査（事業推進）

- (1) 所長の指定する事業の推進に関すること。

再開発係

- (1) 鳴海駅前第2種市街地再開発事業の調査及び計画に関すること。
- (2) 鳴海駅前第2種市街地再開発事業に係る清算に関すること。

- (3) 鳴海駅前第2種市街地再開発事業に伴う土地及び建物の登記に関すること。

- (4) 有松駅前第1種市街地再開発事業に係る施設の管理に関すること。

- (5) 市街地再開発審査会に関すること。

補償係

- (1) 事業施行地区内の建築物等の調査及び評価に関すること。

- (2) 事業施行地区内の建築物等の移転除却及び補償に関すること。

主査（補償）

- (1) 所長の指定する事業施行地区内の建築物等の調査及び評価に関すること。

- (2) 所長の指定する事業施行地区内の建築物等の移転除却及び補償に関すること。

工事係

- (1) 事業に係る工事の施行等に関すること。

主幹（大高・築地等地區整備）

- (1) 大高駅前土地区画整理事業並びに大高町線、名古屋港線及び梅ノ木線のうち局長の指定する区間に係る街路事業の施行等に関すること。

ささしまライブ24総合整備事務所

調査設計係

- (1) ささしまライブ24の事業推進に関すること（工事係の主管に属するものを除く。）。

- (2) 他係の主管に属しないこと。

主査（補償）

- (1) ささしまライブ24の事業に係る補償に関すること。

工事係

- (1) ささしまライブ24の事業に係る工事の施行に関すること。

- (2) 施設等の維持管理に係る鉄道事業者等との調整に関すること。

主査（事業調整）

- (1) 所長の指定する街路事業等に係る調整に関すること。

- (2) ささしまライブ24における施設の管理、運営及び活用等に係る調整に関すること。

緑政土木局

土木事務所

管理係

- (1) 人事の事務手続、文書の收受及び発送並びに公印の管守に関すること。

- (2) 工事及び作業上の事務手続に関すること。

- (3) 道路、河川、公園等の新設、変更及び廃止の事務手続に関すること。

- (4) 道路、河川、公園等の占用及び使用に関すること。

- (5) 道路の占用料その他道路に係る収入金の徴収に関すること。

- (6) 道路、河川、公園等の監察及び監理並びにこれらに関する監督処分の事務的処理に関すること。

- (7) 道路に関する工事及び占用工事の調整に関すること。

- (8) 道路に関する工事の承認に関すること。

- (9) 自転車駐車対策の事務的処理に関すること。

- (10) 放置自動車対策に関すること。

- (11) 公園における行為許可及び公園施設の使用許

可並びに使用料徴収事務に関すること。

(12) その他所長の指定する特命事項の処理に関すること。

(13) 他係の主管に属しないこと。
主査（リニア関連工事等調整）（中村の事務所に限る。）

(1) 所長の指定する道路に関する工事及び占用工事の調整に関すること。

(2) 所長の指定する道路の監察及び監理に関すること。

(3) 所長の指定する道路に関する監督処分 of 事務的処理に関すること。

主査（公園催事指導）（中の事務所に限る。）

(1) 公園催事指導に関すること。

主査（公園適正利用）（中の事務所に限る。）

(1) 住居のない者に対する公園の適正な利用の指導に関すること。

維持係

維持第一係

維持第二係

(1) 道路、河川、公園等の新設、変更、廃止及び維持管理の技術的処理に関すること。

(2) 道路、河川、公園等の工事（小規模のものに限る。）の施行に関すること。

(3) 道路、河川、公園等の監察及び監理並びにこれらに関する監督処分 of 技術的処理に関すること。

(4) 道路、河川、公園等に係る愛護意識の高揚に関すること。

(5) 自転車駐車対策の技術的処理に関すること。

(6) 緑化に関する知識の普及及び市民の意識の高揚に関すること。

(7) 緑化の指導、助成、相談等の民間緑化に関すること。

(8) 特別緑地保全地区、保存樹、市民緑地その他の緑の保全に関すること。

(9) 土取り、埋立て等の行為の指導に関すること。

(10) その他所長の指定する特命事項の処理に関すること。

整備係

(1) 道路、河川、公園等の工事（小規模のものを除く。）の施行に関すること。

(2) 受託工事の施行に関すること。

(3) その他所長の指定する特命事項の処理に関すること。

ポンプ施設管理事務所

事務係

(1) 事務所の庶務及び経理に関すること。

(2) 工事及び作業上の事務手続に関すること。

(3) 排水ポンプの運転操作に係る研修に関すること。

(4) 他係の主管に属しないこと。

管理第一係

(1) 排水ポンプ及び遠隔操作水門の運転操作に関すること。

(2) その他ポンプ所及び遠隔操作水門の維持管理に関すること。

(3) ポンプ所及び遠隔操作水門の新設工事の施行に関すること。

管理第二係

(1) 局長の指定するポンプ所（以下「係所管のポンプ所」という。）の排水ポンプ及び頭首工の運転操作に関すること。

(2) その他係所管のポンプ所及び頭首工の維持管理に関すること。

(3) 係所管のポンプ所の新設工事の施行に関すること。

東山総合公園

管理課

管理係

(1) 総合公園の庶務及び経理に関すること。

(2) 財産管理並びに物品の取得及び処分に関すること。

(3) 東山公園及び平和公園（以下「公園」という。）における行為、公園の占用及び公園施設の使用の許可の事務手続に関すること。

(4) 東山公園展望塔に関すること。

(5) 公益財団法人東山公園協会に関すること。

(6) その他総合公園における事務手続及び連絡調整に関すること。

(7) 他課園係の主管に属しないこと。

業務係

(1) 観覧券の発売及び改札に関すること。

(2) 行催事の企画及び運営に関すること。

(3) 公園内の警備に関すること。

(4) 公園に係る広報及び宣伝に関すること。

(5) 公園利用者の誘致対策に関すること。

(6) 企業協賛に関すること。

(7) 営業施設に係る計画、調査及び調整に関すること。

維持係

(1) 公園及び公園施設（植物園を除く。）の維持管理に関すること。

(2) 公園の占用及び公園施設の使用上の技術的処理に関すること。

(3) 東山の森（動植物園を除く。）の整備推進に関すること。

(4) なごや東山の森づくりに係る市民協働に関すること。

主査（東山の森）

(1) 総合公園長の指定する公園及び公園施設の維持管理に関すること。

(2) 東山の森（動植物園を除く。）の整備推進に関すること。

(3) なごや東山の森づくりに係る市民協働に関すること。

主査（施設管理・調整）

(1) 東山公園の施設の維持管理及び調整に関すること。

(2) その他総合公園長の指定する総合公園の施設に係る特命事項の処理に関すること。

主幹（広報・営業）

(1) 公園に係る広報及び宣伝に関すること。

(2) 公園利用者の誘致対策に関すること。

(3) 企業協賛に関すること。

(4) 営業施設に係る計画、調査及び調整に関すること。

(5) 総合公園長の指定する総合公園の管理に係る特命事項の処理に関すること。

主査（広報・営業）

(1) 公園に係る広報及び宣伝に関すること。

(2) 公園利用者の誘致対策に関すること。

(3) 企業協賛に関すること。

(4) 総合公園長の指定する総合公園の管理に係る特

命事項の処理に関すること。

主査（営業施設）

- (1) 営業施設に係る計画、調査及び調整に関すること。

再生整備課

再生整備係

- (1) 動植物園の再生に係る建設計画に関すること。
- (2) 動植物園の再生に係る建設工事の設計及び施工に関すること。
- (3) 東山動植物園再生プランの推進に関すること。

主幹（施設整備）

- (1) 総合公園長の指定する動植物園の再生に係る建設計画に関すること。
- (2) 総合公園長の指定する動植物園の再生に係る建設工事の設計及び施工に関すること。

主査（施設整備）(2)

- (1) 総合公園長の指定する動植物園の再生に係る建設計画に関すること。
- (2) 総合公園長の指定する動植物園の再生に係る建設工事の設計及び施工に関すること。

東山動物園

指導衛生係

- (1) 動物に関する知識の普及啓発に関すること。
- (2) 動物に関する調査研究及び資料の収集に関すること。
- (3) 動物に関する知識の普及啓発に協力する諸団体に関すること。
- (4) 動物に関する飼育技術の普及指導に関すること。
- (5) 飼育動物の保健衛生、防疫及び医療に関すること。
- (6) 動物に関する教育活動の推進に関すること。
- (7) 動物の収集及び繁殖計画に関すること。
- (8) コアラの飼料確保に関すること。
- (9) 他係の主管に属しないこと。

飼育第一係

飼育第二係

- (1) 係所管区域（飼育第一係にあっては本園の区域及び子供動物園の区域を、飼育第二係にあっては北園の区域をいう。以下同じ。）内の動物の飼育管理に関すること（コアラの飼料確保に係るものを除く。）。
- (2) 係所管区域内の獣舎その他の動物飼育施設の管理保全に関すること。
- (3) 動物の飼育技術の調査研究に関すること。

主幹（教育普及等）

- (1) 動物に関する知識の普及啓発に関すること。
- (2) 動物に関する調査研究及び資料の収集に関すること。
- (3) 動物に関する知識の普及啓発に協力する諸団体に関すること。
- (4) 動物に関する教育活動の推進に関すること。

東山植物園

緑地造園係

- (1) 植物園の維持管理に関すること。
- (2) 植物園内の植物の栽培管理及び緑地の保全に関すること。
- (3) 他係の主管に属しないこと。

指導園芸係

- (1) 植物に関する知識及び栽培技術の普及指導に関すること。
- (2) 植物に関する調査研究及び資料の収集に関すること。

- (3) 温室その他特殊栽培施設による植物の栽培及び改良に関すること。

- (4) 温室その他の栽培施設（暖房の設備を含む。）の保全に関すること。

主幹（植物園施設整備）

- (1) 総合公園長の指定する植物園の再生に係る建設計画に関すること。
- (2) 総合公園長の指定する植物園の再生に係る建設工事の設計及び施工に関すること。

上下水道局

営業センター

営業係

- (1) 水道料金等、手数料、弁償金等の徴収及び収納に関すること。
- (2) 水道料金等の減免（局長が別に定めるものに限る。）に関すること。
- (3) 水道使用水量の計量及び認定に関すること。
- (4) 下水道に排除された汚水の計測及び認定に関すること。
- (5) 給水装置の使用状況の調査に関すること。
- (6) 水道の不正使用の取締りに関すること。
- (7) 給水の停止に関すること。
- (8) 給水装置関係書類及び排水設備関係書類の受付及び処理に関すること。ただし、経営本部営業部営業課事務係第4号に規定するものを除く。
- (9) 給水装置及び下水道取付管に関する工費（給水装置のうち道路の敷地に存する部分（以下「道路取付管」という。）の修繕に係るものを除く。）の収納に関すること。
- (10) 所属資産の維持管理に関すること。
- (11) 所内他係の主管に属しないこと。

給排水工事係

- (1) 給水装置工事の設計審査（経営本部営業部給排水設備課審査係第1号に規定するものを除く。）、施行及び検査に関すること。
- (2) 排水設備工事の設計審査に関すること。ただし、経営本部営業部給排水設備課審査係第2号に規定するものを除く。
- (3) 下水道取付管の設計及び施行（局長が別に定めるものを除く。）に関すること。
- (4) 給水装置工事の施行に伴う断水及び給水制限に関すること。

地域サービス係

- (1) 給水装置及び排水設備の維持管理に関すること。
- (2) 給水装置の修繕に関すること。ただし、道路取付管の修繕に係るものを除く。
- (3) 防災業務の実施及び災害時の応急給水業務等の統括に関すること。
- (4) その他地域サービス事務の企画及び実施に関すること。

営業所

営業係

- (1) 水道料金等、手数料、弁償金等の徴収及び収納に関すること。
- (2) 水道料金等の減免（局長が別に定めるものに限る。）に関すること。
- (3) 水道使用水量の計量及び認定に関すること。
- (4) 下水道に排除された汚水の計測及び認定に関すること。

- (5) 給水装置の使用状況の調査に関する事。
 - (6) 水道の不正使用の取締りに関する事。
 - (7) 給水の停止に関する事。
 - (8) 給水装置関係書類及び排水設備関係書類の受付及び処理に関する事。ただし、経営本部営業部営業課事務係第4号に規定するものを除く。
 - (9) 給水装置及び下水道取付管に関する工費（道路取付管の修繕に係るものを除く。）の収納に関する事。
 - (10) 所属資産の維持管理に関する事。
 - (11) サービスステーションとの連絡調整に関する事（北営業所に限る。）。
 - (12) 所内他係の主管に属しないこと。
- 工事係
- (1) 給水装置及び排水設備の維持管理に関する事。
 - (2) 給水装置工事の設計審査（経営本部営業部給排水設備課審査係第1号に規定するものを除く。）、施行、検査及び修繕に関する事。ただし、道路取付管の修繕に係るものを除く。
 - (3) 排水設備工事の設計審査に関する事。ただし、経営本部営業部給排水設備課審査係第2号に規定するものを除く。
 - (4) 下水道取付管の設計及び施行（局長が別に定めるものを除く。）に関する事。
 - (5) 給水装置工事の施行に伴う断水及び給水制限に関する事。

建設工事事務所
事務係

- (1) 工事関係事務に関する事。
- (2) 所属資産の維持管理に関する事。
- (3) 工事に起因する補償に関する事。
- (4) 福江ビルの建物管理に関する事。
- (5) 所内他係の主管に属しないこと。

水道工事係

- (1) 水道基幹施設等の新設、増設及び改造工事の施行に関する事。ただし、技術本部管路部管路センター配水工事係第2号に規定するものを除く。

下水北部工事係

- (1) 千種区、東区、北区、西区、中村区、中区、中川区、守山区及び名東区における下水道の拡張工事及び改良工事の施行に関する事。ただし、下水管等の拡張工事及び改良工事にあつては、大規模工事に係るものに限る。

下水南部工事係

- (1) 昭和区、瑞穂区、熱田区、港区、南区、緑区及び天白区における下水道の拡張工事及び改良工事の施行に関する事。ただし、下水管等の拡張工事及び改良工事にあつては、大規模工事に係るものに限る。

管路センター
事務係

- (1) 工事関係事務に関する事。
- (2) 工事費の精算に関する事。
- (3) 所属資産の維持管理に関する事。
- (4) 所内他係の主管に属しないこと。

配水維持係

- (1) 配水管（小口径の配水管並びに工業用水道事業に係る配水管及び連絡管を含む。以下配水維持係において同じ。）及び附属設備の維持管理並びに軽易な改良工事等に関する事。

- (2) 道路取付管の維持管理に関する事。
- (3) 配水管の水圧調整に関する事。
- (4) 漏水防止工事の施行に関する事。
- (5) 断水及び給水制限に関する事。ただし、経営本部営業部営業センター給排水工事係第4号及び営業所工事係第5号に規定するものを除く。

配水工事係

- (1) 配水管及び附属設備の新設、改良及び復旧工事の施行に関する事。
- (2) 水道建設工事のうち、給水区域（名古屋市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第58号）第3条第2項第1号に定める本市の市域内及び必要と認める周辺地域をいう。以下同じ。）における送水管の布設工事の施行に関する事。

下水維持係

- (1) 下水管等の維持工事、維持作業及び承認工事の施行に関する事。

下水工事係

- (1) 下水管等の拡張工事及び改良工事（大規模工事に係るものを除く。）の施行に関する事。
- (2) 下水道取付管工事の施行（局長が別に定めるものに限る。）に関する事。
- (3) 下水道取付管工事に係る直接工事費の徴収（局長が別に定めるものに限る。）に関する事。

浄水場

事務係

- (1) 工事関係事務に関する事。
- (2) 構内の取締りに関する事。
- (3) 所属資産の維持管理に関する事。
- (4) 所内他係の主管に属しないこと。

水質係

- (1) 原水、浄水等の水質試験及び浄水の処理に関する事。
- (2) 所管の浄水場の施設等（別に定める施設に限る。以下浄水係において同じ。）の取水、導水、浄水、送水及び配水作業に関する事。

浄水係

- (1) 所管の浄水場の施設等の取水、導水、浄水、送水及び配水作業に関する事。
- (2) 所管の浄水場の施設等の改造工事（小規模な設備系改良等工事に限る。第4号において同じ。）及び維持工事の設計に関する事。
- (3) 所管の浄水場の施設等の改造工事（設備系改良等工事並びに機能の全面停止を伴わない上下水道事業用電気設備及び上下水道事業用機械設備の新設、増設及び改造工事に限る。）及び維持工事の施行に関する事。
- (4) 所管の浄水場の施設等の改造工事及び維持工事（小規模な維持工事に限る。）の検査に関する事。
- (5) 配水ブロック情報管理システムの維持管理等に関する事（鍋屋上野浄水場に限る。）。

水処理事務所

事務係

- (1) 工事関係事務に関する事。
 - (2) 所属資産の維持管理に関する事。
 - (3) 所内他係の主管に属しないこと。
- 名城処理係、守山処理係、柴田処理係、鳴海処理係、植田処理係、打出処理係、岩塚処理係、

宝神処理係及び山崎処理係

- (1) 下水の排除及び処理並びに下水汚泥等の処理に関すること。
- (2) 所管の水処理センター等の施設等の改造工事（小規模な設備系改良等工事に限る。第4号において同じ。）及び維持工事の設計に関すること。
- (3) 所管の水処理センター等の施設等の改造工事（設備系改良等工事並びに機能の全面停止を伴わない上下水道事業用電気設備及び上下水道事業用機械設備の新設、増設及び改造工事に限る。）及び維持工事の施行に関すること。
- (4) 所管の水処理センター等の施設等の改造工事及び維持工事（小規模な維持工事に限る。）の検査に関すること。

交通局

駅務区

- (1) 乗客の輸送、案内及び誘致に関すること。
- (2) 所属職員の服務指導に関すること。
- (3) 駅構内及び営業路線上の保安並びに警備に関すること。
- (4) 乗車券の発行及び保管並びに乗車料金の収納及び保管に関すること。
- (5) 駅構内における運転事故及びその他の事故の応急処理並びに防止対策に関すること。
- (6) 高速電車の信号に関すること。
- (7) 駅付属業務の管理に関すること。
- (8) 所属職員の人事手続に関すること。
- (9) その他駅務に関すること。

運転区

- (1) 乗客の輸送、案内及び誘致に関すること。
- (2) 所属職員の服務指導に関すること。
- (3) 所属職員の人事手続に関すること。
- (4) 所属乗務員の運転指導に関すること。
- (5) 高速電車の運転事故の応急処理に関すること。
- (6) 遺留品の車内取扱に関すること。
- (7) その他運転に関すること。

営業所

- (1) 乗客の輸送、案内及び誘致に関すること。
- (2) 所属職員の服務指導に関すること。
- (3) 所属職員の労務管理に関すること。
- (4) 所属職員の人事手続に関すること。
- (5) 所属乗務員の運転指導に関すること。
- (6) 乗車券の発行及び保管並びに乗車料金の収納及び保管に関すること。
- (7) 所管運転系統内の運転調整に関すること。
- (8) 自動車の運転事故の応急処理に関すること。
- (9) 車内遺留品に関すること。
- (10) その他運輸に関すること。
- (11) 所属する車両の保守管理に関すること。
- (12) 所属する車両による運転障害の応急処理に関すること。

軌道事務所

技術係

- (1) 高速度鉄道軌道及び構築物の検査、検測に関すること。
- (2) 高速度鉄道軌道及び構築物関係の資材備品等の

統轄管理に関すること。

- (3) 高速度鉄道軌道及び構築物関係の障害対策及び総合調整に関すること。
- (4) 所属職員の人事及び公傷病の手続に関すること。
- (5) 作業用自動車の管理に関すること。
- (6) 安全管理に関すること。
- (7) 各種統計に関すること。
- (8) 他係に属しないこと。

工事係

- (1) 高速度鉄道軌道及びその付帯設備の改修計画及び施行に関すること。
- (2) 高速度鉄道構築物の改修計画及び施行に関すること。
- (3) 高速度鉄道事業用地（自動車部自動車施設課工事係の主管に属するものを除く。）の整備に関すること。
- (4) その他土木工事（他部課室公所係の主管に属するものを除く。）に関すること。

保線第一係

- (1) 第1号線に係る軌道及びその付帯設備の保修計画及び施行に関すること。
- (2) 前号に定める軌道及びその付帯設備の保守、管理に関すること。
- (3) 第1号線に係る高速度鉄道構築物の保修計画及び施行に関すること。
- (4) 前号に定める高速度鉄道構築物の保守、管理に関すること。
- (5) 前各号に定める高速度鉄道関係の資材備品等の管理に関すること。

保線第二係

- (1) 第2号線、第4号線及び上飯田線に係る軌道及びその付帯設備の保修計画及び施行に関すること。
- (2) 前号に定める軌道及びその付帯設備の保守、管理に関すること。
- (3) 第2号線、第4号線及び上飯田線に係る高速度鉄道構築物の保修計画及び施行に関すること。
- (4) 前号に定める高速度鉄道構築物の保守、管理に関すること。
- (5) 前各号に定める高速度鉄道関係の資材備品等の管理に関すること。

保線第三係

- (1) 第3号線に係る軌道及びその付帯設備の保修計画及び施行に関すること。
- (2) 前号に定める軌道及びその付帯設備の保守、管理に関すること。
- (3) 第3号線に係る高速度鉄道構築物の保修計画及び施行に関すること。
- (4) 前号に定める高速度鉄道構築物の保守、管理に関すること。
- (5) 前各号に定める高速度鉄道関係の資材備品等の管理に関すること。

保線第四係

- (1) 第6号線に係る軌道及びその付帯設備の保修計画及び施行に関すること。
- (2) 前号に定める軌道及びその付帯設備の保守、管理に関すること。
- (3) 第6号線に係る高速度鉄道構築物の保修計画及び施行に関すること。
- (4) 前号に定める高速度鉄道構築物の保守、管理に関すること。
- (5) 前各号に定める高速度鉄道関係の資材備品等の管理に関すること。

施設事務所

施設係

- (1) 建築施設及び関連施設（施設改良係の主管に属するものを除く。）の改良、保修計画及び施行に関すること。
- (2) 前号に定める建築施設及び関連施設の保守、管理に関すること。
- (3) 営繕用資材備品等の管理に関すること。
- (4) 所属職員の人事手続に関すること。
- (5) 作業用自動車の管理に関すること。
- (6) 他係に属しないこと。

施設改良係

- (1) 駅務区及び運転区に係る建築施設及び関連施設の改良、保修計画及び施行に関すること。
- (2) 前号に定める建築施設及び関連施設の保守、管理に関すること。

設備第一係

- (1) 高速鉄道事業に係る建築施設及び関連施設の付帯設備（給排水衛生設備、ガス設備及び消火設備等に限る。）の改良、保修計画及び施行に関すること。
- (2) 自動車運送事業に係る建築施設及び関連施設の付帯設備の保修計画及び施行に関すること。
- (3) 前2号に定める建築施設及び関連施設の付帯設備の保守、管理に関すること。

設備第二係

- (1) 高速鉄道事業に係る建築施設及び関連施設の付帯設備（設備第一係の主管に属するものを除く。）の改良、保修計画及び施行に関すること。
- (2) 前号に定める建築施設及び関連施設の付帯設備の保守、管理に関すること。

藤が丘工場

管理係

- (1) 工場所属職員の人事手続に関すること。
- (2) 工場の安全管理に関すること。
- (3) 各種統計に関すること。
- (4) 工場内の取締に関すること。
- (5) 工場所属職員の公傷病の手続に関すること。
- (6) 車両の整備計画に関すること。
- (7) 車両の整備用資材備品等の管理に関すること。
- (8) 作業用自動車の管理に関すること。
- (9) 工場内他係に属しないこと。

検車係

- (1) 車両の整備の実施計画に関すること。
- (2) 車両の月検査、列車検査その他の検査、修理及び保守、管理に関すること。
- (3) 車両の入換作業及び清掃に関すること。
- (4) 車両による運転障害の応急処理に関すること。

修車係

- (1) 車両の整備の実施計画に関すること。
- (2) 車両の全般検査、重要部検査その他の検査、修理及び保守、管理に関すること。

名港工場

管理係

- (1) 工場所属職員の人事手続に関すること。
- (2) 工場の安全管理に関すること。
- (3) 各種統計に関すること。
- (4) 工場内の取締に関すること。
- (5) 工場所属職員の公傷病の手続に関すること。
- (6) 車両の整備計画に関すること。

- (7) 車両の整備用資材備品等の管理に関すること。
- (8) 作業用自動車の管理に関すること。
- (9) 工場内他係に属しないこと。

検車係

- (1) 車両の整備の実施計画に関すること。
- (2) 車両の月検査、列車検査その他の検査、修理及び保守、管理に関すること。
- (3) 車両の入換作業及び清掃に関すること。
- (4) 車両による運転障害の応急処理に関すること。

修車係

- (1) 車両の整備の実施計画に関すること。
- (2) 車両の全般検査、重要部検査その他の検査、修理及び保守、管理に関すること。

日進工場

管理係

- (1) 工場所属職員の人事手続に関すること。
- (2) 工場の安全管理に関すること。
- (3) 各種統計に関すること。
- (4) 工場内の取締に関すること。
- (5) 工場所属職員の公傷病の手続に関すること。
- (6) 車両の整備計画に関すること。
- (7) 車両の整備用資材備品等の管理に関すること。
- (8) 作業用自動車の管理に関すること。
- (9) 工場内他係に属しないこと。

検車第一係

- (1) 車両の月検査、列車検査その他の検査、修理及び保守、管理に関すること（検車第二係の主管に属するものを除く。）。
- (2) 前号に定める検査、修理及び保守、管理に係る実施計画に関すること。
- (3) 第1号に定める検査、修理及び保守、管理に係る車両の入換作業及び清掃に関すること。
- (4) 第3号線に使用する車両による運転障害の応急処理に関すること。

検車第二係

- (1) 第6号線に使用する車両の列車検査その他の検査、修理及び保守、管理に関すること。
- (2) 前号に定める検査、修理及び保守、管理に係る実施計画に関すること。
- (3) 第1号に定める検査、修理及び保守、管理に係る車両の入換作業及び清掃に関すること。
- (4) 第6号線に使用する車両による運転障害の応急処理に関すること。

修車係

- (1) 車両の整備の実施計画に関すること。
- (2) 車両の全般検査、重要部検査その他の検査、修理及び保守、管理に関すること。

電気事務所

変電係

- (1) 変電所の保修計画に関すること。
- (2) 変電所の保守、管理に関すること。
- (3) 変電所の建設、改良及び保修工事の施行に関すること。
- (4) 変電所関係の資材備品等の管理に関すること。
- (5) 所属職員の人事手続に関すること。
- (6) 作業用自動車の管理に関すること。
- (7) 他係に属しないこと。

電気指令室

- (1) 高速電車の電力指令に関すること。
- (2) 変電所の受電及び配電に関すること。

- (3) 高速電車の変電所設備、電路設備、信号設備及び通信設備の障害対策、総合調整及び各種統計に関すること。

電路第一係

- (1) 第1号線に係る高速電車の電路設備の保修計画に関すること。
(2) 前号に定める高速電車の電路設備の保守、管理に関すること。
(3) 第1号に定める高速電車の電路設備の建設、改良及び保修工事の施行に関すること。
(4) その他関連する電路設備の保守、管理に関すること。
(5) 第1号に定める高速電車の電路設備関係の資材備品等の管理に関すること。

電路第二係

- (1) 第2号線、第4号線及び上飯田線に係る高速電車の電路設備の保修計画に関すること。
(2) 前号に定める高速電車の電路設備の保守、管理に関すること。
(3) 第1号に定める高速電車の電路設備の建設、改良及び保修工事の施行に関すること。
(4) その他関連する電路設備の保守、管理に関すること。
(5) 第1号に定める高速電車の電路設備関係の資材備品等の管理に関すること。

電路第三係

- (1) 第3号線に係る高速電車の電路設備並びに自動車運送事業に係る電路設備及び通信設備の保修計画に関すること。
(2) 前号に定める高速電車の電路設備並びに自動車運送事業に係る電路設備及び通信設備の保守、管理に関すること。
(3) 第1号に定める高速電車の電路設備並びに自動車運送事業に係る電路設備及び通信設備の建設、改良及び保修工事の施行に関すること。
(4) その他関連する電路設備及び通信設備の保守、管理に関すること。
(5) 第1号に定める高速電車の電路設備並びに自動車運送事業に係る電路設備及び通信設備関係の資材備品等の管理に関すること。

電路第四係

- (1) 第6号線に係る高速電車の電路設備の保修計画に関すること。
(2) 前号に定める高速電車の電路設備の保守、管理に関すること。
(3) 第1号に定める高速電車の電路設備の建設、改良及び保修工事の施行に関すること。
(4) その他関連する電路設備の保守、管理に関すること。
(5) 第1号に定める高速電車の電路設備関係の資材備品等の管理に関すること。

信号通信第一係

- (1) 第1号線に係る高速電車の信号設備及び通信設備の保修計画に関すること。
(2) 前号に定める高速電車の信号設備及び通信設備の保守、管理に関すること。
(3) 第1号に定める高速電車の信号設備及び通信設備の建設、改良及び保修工事の施行に関すること。
(4) その他関連する信号設備及び通信設備の保守、管理に関すること。
(5) 第1号に定める高速電車の信号設備及び通信設備関係の資材備品等の管理に関すること。

信号通信第二係

- (1) 第2号線、第4号線及び上飯田線に係る高速電車の信号設備及び通信設備の保修計画に関すること。
(2) 前号に定める高速電車の信号設備及び通信設備の保守、管理に関すること。
(3) 第1号に定める高速電車の信号設備及び通信設備の建設、改良及び保修工事の施行に関すること。
(4) その他関連する信号設備及び通信設備の保守、管理に関すること。
(5) 第1号に定める高速電車の信号設備及び通信設備関係の資材備品等の管理に関すること。

信号通信第三係

- (1) 第3号線に係る高速電車の信号設備及び通信設備の保修計画に関すること。
(2) 前号に定める高速電車の信号設備及び通信設備の保守、管理に関すること。
(3) 第1号に定める高速電車の信号設備及び通信設備の建設、改良及び保修工事の施行に関すること。
(4) その他関連する信号設備及び通信設備の保守、管理に関すること。
(5) 第1号に定める高速電車の信号設備及び通信設備関係の資材備品等の管理に関すること。

信号通信第四係

- (1) 第6号線に係る高速電車の信号設備及び通信設備の保修計画に関すること。
(2) 前号に定める高速電車の信号設備及び通信設備の保守、管理に関すること。
(3) 第1号に定める高速電車の信号設備及び通信設備の建設、改良及び保修工事の施行に関すること。
(4) その他関連する信号設備及び通信設備の保守、管理に関すること。
(5) 第1号に定める高速電車の信号設備及び通信設備関係の資材備品等の管理に関すること。

消防局

消防署

総務課

庶務係

- (1) 署内の人事に関すること。
(2) 署内事務の連絡調整に関すること。
(3) 署員の退職、分限、懲戒及び表彰に関すること。
(4) 署員の服務に関すること。
(5) 署員の教養に関すること。
(6) 公印の管守に関すること。
(7) 例規、行政文書に関すること。
(8) 予算及び経理に関すること。
(9) 公務による傷病の認定手続及び補償事務に関すること。
(10) 署員の衛生管理に関すること。
(11) 署員の福利厚生に関すること。
(12) 土地建物の管理に関すること。
(13) 地域の防災対策に係る活動推進並びに関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
(14) 防災安心まちづくり運動に関すること。
(15) 災害に係る自助及び自主防災組織その他の地域の自主防災に関すること（警防地域第一課及び警防地域第二課の主管に属するものを除く。）
(16) 管内他官公署並びに各種団体との連絡に関すること。
(17) 区消防団連合会との連絡調整に関すること。
(18) 消防団員の人事管理等に関すること。

- (19) 消防団費負担金その他消防団の経理に関する
こと。
- (20) 消防団施設の営繕に関すること。
- (21) 消防団機械器具等の物品の管理及び整備に
関すること（物品の検査に関するものを除く。）。
- (22) 自動車等の運転事故の処理に関すること。
- (23) 広報に関すること。
- (24) 他課の主管に属しないこと。
主査（防災）
- (1) 地域の防災対策に係る活動推進並びに関係機
関及び団体との連絡調整に関すること。
- (2) 防災安心まちづくり運動に関すること。
- (3) 災害に係る自助及び自主防災組織その他の地
域の自主防災に関すること（警防地域第一課及び警
防地域第二課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 区消防団連合会との連絡調整に関すること。
- (5) 消防団員の人事管理等に関すること。
- (6) 消防団費負担金その他消防団の経理に関する
こと。
- (7) 消防団施設の営繕に関すること。
- (8) 消防団機械器具等の物品の管理及び整備に関
すること（物品の検査に関するものを除く。）。
- (9) 消防団車両の運転事故の処理に関すること。
予防課
- 予防係（中消防署を除く。）
- (1) 火災予防対策に関すること。
- (2) 防火管理業務及び防災管理業務の指導に関
すること。
- (3) 防火管理者及び防災管理者等の育成指導に
関すること。
- (4) 火災予防査察に関すること。
- (5) 消防用設備等及び特殊消防用設備等の維持
管理の指導に関すること。
- (6) 火災予防の法令違反の処理に関すること。
- (7) 防火対象物及び防災管理対象物の定期点検
に関すること。
- (8) 防災規制に関すること。
- (9) 火災予防の広報に関すること。
- (10) 火災予防の市民相談に関すること。
- (11) 住宅の防火指導に関すること。
- (12) 児童及び生徒の防火教育に関すること。
- (13) 少年消防クラブに関すること。
- (14) 建築確認及び許可の同意に関すること。
- (15) 建築物等の防災指導に関すること。
- (16) 消防用設備等及び特殊消防用設備等の設
置の指導及び検査に関すること。
- (17) 危険物の規制及び指導に関すること。
- (18) 危険物製造所等の許認可及び検査に関
すること。
- (19) 危険物取扱者及び危険物保安監督者等の
育成指導に関すること。
- (20) 少量危険物及び指定可燃物等の規制及び
指導に関すること。
- (21) 危険物等の災害の調査に関すること。
- (22) 液化石油ガスその他の高圧ガス、火薬類、
核燃料物質、放射性同位元素、毒劇物等の
防災指導に関すること。
- (23) 他係の主管に属しないこと（予防第一係
に限る。）。
- 主査（規制）
- (1) 建築確認及び許可の同意に関すること。
- (2) 建築物等の防災指導に関すること。
- (3) 消防用設備等及び特殊消防用設備等の設
置の指導及び検査に関すること。
- (4) 危険物の規制及び指導に関すること。
- (5) 危険物製造所等の許認可及び検査に関
すること。
- (6) 危険物取扱者及び危険物保安監督者等の
育成指導に関すること。
- (7) 少量危険物及び指定可燃物等の規制及び
指導に関すること。
- (8) 危険物等の災害の調査に関すること。
- (9) 石油コンビナート等特別防災区域の防災
対策の推進に関すること（港消防署及び南
消防署に限る。）。
- (10) 自衛防災組織及び石油コンビナート等
特別防災区域協議会の育成指導に関する
こと（港消防署及び南消防署に限る。）。
- (11) 液化石油ガスその他の高圧ガス、火薬
類、核燃料物質、放射性同位元素、毒劇物
等の防災指導に関すること。
- (12) 特命に係る火災予防査察及び火災予
防の法令違反の処理に関すること。
- (25) その他予防業務に関すること。

- 予防第一係（中消防署に限る。）
- 予防第二係（中消防署に限る。）
- (1) 火災予防対策に関すること。
- (2) 防火管理業務及び防災管理業務の指導に
関すること。
- (3) 防火管理者及び防災管理者等の育成指
導に関すること。
- (4) 火災予防査察に関すること。
- (5) 消防用設備等及び特殊消防用設備等の
維持管理の指導に関すること。
- (6) 火災予防の法令違反の処理に関する
こと。
- (7) 防火対象物及び防災管理対象物の定期
点検に関すること。
- (8) 防災規制に関すること。
- (9) 火災予防の広報に関すること（予防第
一係に限る。）。
- (10) 火災予防の市民相談に関すること（
予防第一係に限る。）。
- (11) 住宅の防火指導に関すること（予防
第一係に限る。）。
- (12) 児童及び生徒の防火教育に関する
こと（予防第一係に限る。）。
- (13) 少年消防クラブに関すること（予防
第一係に限る。）。
- (14) 建築確認及び許可の同意に関する
こと。
- (15) 建築物等の防災指導に関する
こと。
- (16) 消防用設備等及び特殊消防用設備
等の設置の指導及び検査に関する
こと。
- (17) 危険物の規制及び指導に関する
こと。
- (18) 危険物製造所等の許認可及び検査
に関すること。
- (19) 危険物取扱者及び危険物保安監督
者等の育成指導に関する
こと。
- (20) 少量危険物及び指定可燃物等の
規制及び指導に関する
こと。
- (21) 危険物等の災害の調査に関する
こと。
- (22) 液化石油ガスその他の高圧ガス、
火薬類、核燃料物質、放射性同位
元素、毒劇物等の防災指導に
関すること。
- (23) 他係の主管に属しないこと（予防
第一係に限る。）。
- 主査（規制）
- (1) 建築確認及び許可の同意に関する
こと。
- (2) 建築物等の防災指導に関する
こと。
- (3) 消防用設備等及び特殊消防用設
備等の設置の指導及び検査に
関すること。
- (4) 危険物の規制及び指導に関する
こと。
- (5) 危険物製造所等の許認可及び
検査に関する
こと。
- (6) 危険物取扱者及び危険物保安
監督者等の育成指導に
関すること。
- (7) 少量危険物及び指定可燃物
等の規制及び指導に
関すること。
- (8) 危険物等の災害の調査に
関すること。
- (9) 石油コンビナート等特別防
災区域の防災対策の
推進に関する
こと（港消防署及び南
消防署に限る。）。
- (10) 自衛防災組織及び石油
コンビナート等特別防
災区域協議会の育成
指導に関する
こと（港消防署
及び南消防署に
限る。）。
- (11) 液化石油ガスその他の
高圧ガス、火薬類、
核燃料物質、放射
性同位元素、毒劇
物等の防災指導に
関すること。
- (12) 特命に係る火災
予防査察及び火災
予防の法令違反
の処理に関する
こと。
- 警防地域第一課
- 警防地域第二課

警防地域係

- (1) 警防活動に関する事。
 - (2) 警防対策に関する事。
 - (3) 警防計画に関する事。
 - (4) 警防訓練に関する事。
 - (5) 警防活動の記録に関する事。
 - (6) 消防機械器具の管理に関する事。
 - (7) 消防機械器具の燃料に関する事。
 - (8) 消防機械器具の技術指導に関する事。
 - (9) 救急資器材の管理に関する事。
 - (10) 消防団機械器具の技術指導に関する事。
 - (11) 火災の原因及び損害の調査に関する事。
 - (12) 水災等の情報収集及び被害調査に関する事。
 - (13) 火災、水災等の記録及び統計に関する事。
 - (14) 消防水利に関する事。
 - (15) 消防防災通信に関する事。
 - (16) 救急病院等との連絡に関する事。
 - (17) その他消防団に関する事（総務課の主管に属するものを除く。）。
 - (18) 災害に係る自助の促進に関する事。
 - (19) 自主防災組織その他の地域の自主防災の支援に関する事。
 - (20) 応急手当の普及啓発に関する事。
 - (21) その他警防及び地域の業務に関する事。
- 主査（警防訓練・救急活動等）
- (1) 警防対策に関する事。
 - (2) 警防計画に関する事。
 - (3) 警防訓練に関する事。
 - (4) 警防活動の記録に関する事。
 - (5) 救急資器材の管理に関する事。
 - (6) 消防水利に関する事。
 - (7) 救急病院等との連絡に関する事。
 - (8) 特命に係る警防活動に関する事。
- 主査（地域安全等）
- (1) 災害に係る自助の促進に関する事。
 - (2) 自主防災組織その他の地域の自主防災の支援に関する事。
 - (3) 消防団機械器具の技術指導に関する事。
 - (4) その他消防団に関する事（総務課の主管に属するものを除く。）。
 - (5) 応急手当の普及啓発に関する事。
 - (6) 特命に係る警防活動に関する事。
- 主査（出張所）
- (1) 出張所に係る警防対策に関する事。
 - (2) 出張所に係る警防計画に関する事。
 - (3) 出張所に係る警防訓練に関する事。
 - (4) 出張所に係る警防活動の記録に関する事。
 - (5) 出張所に係る消防機械器具の管理に関する事。
 - (6) 出張所に係る消防機械器具の燃料に関する事。
 - (7) 出張所に係る消防機械器具の技術指導に関する事。
 - (8) 出張所に係る救急資器材の管理に関する事。
 - (9) 出張所に係る消防団機械器具の技術指導に関する事。
 - (10) 出張所に係る火災の原因及び損害の調査に関する事。
 - (11) 出張所に係る水災等の情報収集及び被害調査に関する事。
 - (12) 出張所に係る火災、水災等の記録及び統計に関する事。
 - (13) 出張所に係る消防水利に関する事。
 - (14) 出張所に係る消防防災通信に関する事。
 - (15) 出張所に係る救急病院等との連絡に関する事。

- (16) 出張所に係るその他消防団に関する事（総務課の主管に属するものを除く。）。
- (17) 出張所に係る災害に係る自助の促進に関する事。
- (18) 出張所に係る自主防災組織その他の地域の自主防災の支援に関する事。
- (19) 出張所に係る応急手当の普及啓発に関する事。
- (20) 出張所に係る特命に係る警防活動に関する事。
- (21) 出張所に係るその他警防及び地域の業務に関する事。

区役所

支所

区民生活課

庶務係

- (1) 公印（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印、出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印、社会福祉事務所長印並びに障害福祉事務専用区長印を除く。）の管守に関する事。
 - (2) 職員の給与及び服務に関する事。
 - (3) 文書の收受及び発送に関する事。
 - (4) 経理に関する事。
 - (5) 統計に関する事。
 - (6) 庁舎の管理及び取締りに関する事。
 - (7) 広報、広聴及び市民相談に関する事。
 - (8) 地区会館に関する事。
 - (9) 農業委員会に関する事（北区役所楠支所、西区役所山田支所及び港区役所南陽支所に限る。）。
 - (10) 国有農地売渡対価及び使用料徴収に関する事（北区役所楠支所、西区役所山田支所及び港区役所南陽支所に限る。）。
 - (11) 農政事務の連絡に関する事（中川区役所富田支所、守山区役所志段味支所及び緑区役所徳重支所に限る。）。
 - (12) 他課係の主管に属しないこと。
- 主査（農政）（港区役所南陽支所に限る。）
- (1) 農業委員会に関する事。
 - (2) 国有農地売渡対価及び使用料徴収に関する事。
- 市民係
- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印並びに出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印の管守に関する事。
 - (2) 戸籍に関する事（支所に届出又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に本籍を有する者に係る戸籍に関する事

- を含む。)
- (3) 住民基本台帳に関する事(支所に届出又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に住所を有する者に係る住民基本台帳に関する事(住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事を除く。))を含む。)
 - (4) 個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付に関する事(支所に届出又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に住所を有する者に係る個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付に関する事を含む。)
 - (5) 電子証明書に関する事(支所に届出又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に住所を有する者に係る電子証明書に関する事を含む。)
 - (6) 印鑑の登録及び証明に関する事(支所に届出又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に住所を有する者に係る印鑑の登録及び証明に関する事を含む。)
 - (7) 死体(胎)埋火葬許可及び死産届に関する事。
 - (8) 身分に関する事(支所に通知又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に本籍を有する者に係る身分に関する事を含む。)
 - (9) 中長期在留者又は特別永住者に係る住居地の届出に関する事(支所に届出のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に住居地を有する者に係る住居地の届出に関する事を含む。)
 - (10) 特別永住許可及び特別永住者証明書の交付に関する事(支所に申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に居住地を有する者に係る特別永住許可及び特別永住者証明書の交付に関する事を含む。)
 - (11) 児童及び生徒の就学に関する事。
主幹(農政)(港区役所南陽支所に限る。)
- (1) 農業委員会に関する事。
 - (2) 国有農地売渡対価及び使用料徴収に関する事。
 - (3) 前各号に掲げる事項に係る経理に関する事。
- 区民福祉課
- 保護・子ども係
- (1) 社会福祉事務所長印及び障害福祉事務専用区長印の管守に関する事。
 - (2) 統計及び諸報告に関する事。
 - (3) 児童及びひとり親家庭等の福祉に関する事(他系の主管に属するものを除く。)
 - (4) 子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の申請等の受付に関する事。
 - (5) 児童福祉法による助産施設及び母子生活支援施設への入所の承諾又は解除に関する事。
 - (6) 児童福祉法による保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用についての調整に係る申込みの受付に関する事。
 - (7) 児童虐待防止に関する事(児童福祉センター、西部児童相談所及び東部児童相談所の主管に属するものを除く。)
 - (8) 配偶者等からの暴力の被害者その他の女性の自立支援に係る相談及び指導に関する事。
 - (9) 児童手当の請求及び届出の受付(名古屋市の職員並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び障害児入所施設等の設置者に係るものを除く。)に関する事。
- (10) 児童扶養手当の認定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関する事。
 - (11) 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付及び償還に関する事。
 - (12) ひとり親家庭手当の支給決定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関する事。
 - (13) 生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関する事。
 - (14) 要保護者の更生指導に関する事。
 - (15) 生活保護法の医療券及び介護券の交付に関する事。
 - (16) 生活保護法による費用の返還及び徴収に関する事。
 - (17) 他系の主管に属しないこと。
主査(生活保護)(北区役所楠支所、西区役所山田支所及び中川区役所富田支所に限る。)
- (1) 区長の指定する区域内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関する事。
 - (2) 区長の指定する区域内の要保護者の更生指導に関する事。
- 福祉係
- (1) 老人福祉法による措置の開始、変更、停止又は廃止に関する事。
 - (2) 敬老事業その他高齢者の福祉(後期高齢者医療の実施に係るものを除く。)に関する事。
 - (3) 地域包括ケアの推進に関する事。
 - (4) 要介護認定等の申請の相談及び受付に関する事。
 - (5) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に関する事。
 - (6) 介護保険第三者の行為による給付事由届の相談及び受付に関する事。
 - (7) 介護保険被保険者資格の得喪その他に係る届出の受付及び審査並びに受給資格証明書に関する事。
 - (8) 介護保険の被保険者証の交付及び回収に関する事。
 - (9) 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の申請(介護保険施設への支払に係るものを除く。)の受付及び支払に関する事。
 - (10) 介護保険の第1号事業支給費(介護保険法により指定する事業者への支払に係るものを除く。)の申請の受付及び支払に関する事。
 - (11) 居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、介護予防福祉用具購入費及び介護予防住宅改修費の申請の受付及び支払に関する事。
 - (12) 介護保険の負担限度額並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成に係る申請の受理、認定及び認定証の交付に関する事。
 - (13) 介護保険料の減免の申請の受付及び決定に関する事。
 - (14) その他介護保険事務のうち区長の指定する事項に関する事。
 - (15) 障害者及び障害児の福祉に関する事。
 - (16) 成年後見制度の利用支援に関する事(審判請求の実施に係るものに限る。)
 - (17) 難病対策に関する事(健康福祉局の主管に属

するもの及び保健福祉センターに係るものを除く。)

- (18) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び自立支援医療費の支給認定（障害支援区分の認定に係る訪問調査の委託及び保健福祉センターに係るものを除く。）に関する事。
- (19) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関する事（保健福祉センターに係るものを除く。）。
- (20) その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事務（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）に関する事（保健福祉センターに係るものを除く。）。
- (21) 小児慢性特定疾病医療の実施のための事務に関する事（子ども青少年局の主管に属するもの及び保健福祉センターに係るものを除く。）。
- (22) 児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定（保健福祉センターに係るものを除く。）及び障害児入所給付費の入所給付決定に関する事。
- (23) 児童福祉法による障害児通所給付費等、障害児入所給付費及びこれらに関連する給付費等の支給（指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者及び指定発達支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関する事（保健福祉センターに係るものを除く。）。
- (24) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条による福祉手当を含む。）の認定、支給の制限及び届出等の受理に関する事。
- (25) 心身障害者扶養共済事業に係る掛金の徴収及び減免、年金、弔慰金及び地位の喪失に伴う返還金の支払、届出の受理その他書類の経由に関する事。

主査（障害）

- (1) 障害者及び障害児の福祉に関する事。
- (2) 難病対策に関する事（健康福祉局の主管に属するもの及び保健福祉センターに係るものを除く。）。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び自立支援医療費の支給認定（障害支援区分の認定に係る訪問調査の委託及び保健福祉センターに係るものを除く。）に関する事。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関する事（保健福祉センターに係るものを除く。）。
- (5) その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事務（指定事業者等、

指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）に関する事（保健福祉センターに係るものを除く。）。

- (6) 小児慢性特定疾病医療の実施のための事務に関する事（子ども青少年局の主管に属するもの及び保健福祉センターに係るものを除く。）。
- (7) 児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定（保健福祉センターに係るものを除く。）及び障害児入所給付費の入所給付決定に関する事。
- (8) 児童福祉法による障害児通所給付費等、障害児入所給付費及びこれらに関連する給付費等の支給（指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者及び指定発達支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関する事（保健福祉センターに係るものを除く。）。
- (9) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条による福祉手当を含む。）の認定、支給の制限及び届出等の受理に関する事。
- (10) 心身障害者扶養共済事業に係る掛金の徴収及び減免、年金、弔慰金及び地位の喪失に伴う返還金の支払、届出の受理その他書類の経由に関する事。

主査（精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整）

- (1) 精神障害者福祉及び難病対策等に係る連絡調整に関する事。

保険係

- (1) 国民健康保険被保険者資格の得喪その他に係る届出の受付及び審査に関する事。
- (2) 国民健康保険の被保険者証の交付及び回収に関する事。
- (3) 国民健康保険の療養費その他の金銭給付の申請の受付及び支払に関する事。
- (4) 国民健康保険料の減額賦課及び減免の申請の受付並びに決定に関する事。
- (5) 国民健康保険の一部負担金に係る減免に関する事。
- (6) 国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金の申請、請求及び届出の受付に関する事。
- (7) その他国民健康保険事務及び国民年金事務のうち区長の指定する事項に関する事。
- (8) 後期高齢者医療被保険者資格の得喪その他に係る申請及び届出の受付に関する事。
- (9) 後期高齢者医療の被保険者証の引渡し及び返還の受付に関する事。
- (10) その他後期高齢者医療の実施のための事務のうち区長の指定する事項に関する事。
- (11) 障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費（以下「障害者医療費等」という。）の助成対象者の資格の取得その他に係る届出の受付、審査及び認定並びに資格の確認に関する事。
- (12) 障害者医療費等医療証の交付及び回収に関する事。
- (13) 障害者医療費等の支給申請の受付及び支払に関する事。

教育委員会

学校事務センター 事務支援係

- (1) 学校事務に係る指導、支援及び助言に関すること。
- (2) 学校事務改善に係る企画及び連絡調整に関すること。
- (3) 学校用品の調達及び配分の集約に関すること。
- (4) 名古屋市立の小学校及び中学校間における学校事務の連携に関すること。
- (5) 他の係の主管に属しないこと。

主査（学校事務改善に係る企画調整）

- (1) 学校事務改善に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 名古屋市立の小学校及び中学校間における学校事務の連携に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 学校事務に係る指導、支援及び助言の調整に関すること。

主査（学校事務改善）

- (1) 学校事務に係る指導、支援及び助言に関すること。
- (2) 学校事務改善に係る企画及び連絡調整に関すること。
- (3) 名古屋市立の小学校及び中学校間における学校事務の連携に関すること。

給与係

- (1) 教職員の給料その他の給付に関すること（教務部教職員課の主管に属するものを除く。）。

野外教育センター

- (1) 野外教育の施設としてセンターを使用させること。
- (2) 野外教育に関する指導・助言
- (3) 野外教育に関する調査研究及び図書その他の資料の収集等

子ども適応相談センター

事務係

- (1) 文書の收受及び発送並びに公印の管守に関すること。
- (2) 人事、給与及び予算決算の手續並びに物品の購入及び検収その他の会計事務に関すること。
- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 部の主管に属しないこと。

教育相談部

- (1) 不登校児の教育相談に関すること。
- (2) 不登校児の心理療法による治療に関すること。
- (3) 不登校児の相談に関する調査研究に関すること。

適応指導部

- (1) 不登校児の学習指導及び生活指導に関すること。
- (2) 不登校児の指導に関する調査研究に関すること。

上汐田教育集会所

- (1) 地域住民のための講座、講演会等の開催
- (2) 地域住民の生涯学習等のための相談
- (3) 上汐田教育集会所の施設を地域住民の集会その他の公共の利用に供すること

見晴台考古資料館

- (1) 見晴台遺跡資料の収集、保管及び展示その他の供用
- (2) 見晴台遺跡資料の利用者に対する説明、助言及

び指導

- (3) 見晴台遺跡資料に関する専門的、技術的な調査研究
- (4) 見晴台遺跡資料の保管、展示等に関する技術的研究
- (5) 見晴台遺跡資料に関する解説書、目録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布
- (6) 見晴台遺跡資料に関する講演会、研究会等の開催
- (7) 他の博物館、図書館、学校、研究所等との連絡及び協力

鶴舞中央図書館

庶務係

- (1) 文書の收受、発送及び公印の管守に関すること。
- (2) 人事、給与及び予算決算の手續に関すること。
- (3) 調査、統計及び諸報告のとりまとめに関すること。
- (4) 図書館相互の連絡調整に関すること。
- (5) 関係諸機関との連絡及び広報に関すること。
- (6) 施設の整備並びに施設及び設備の管理に関すること。
- (7) 図書館協議会の庶務に関すること。
- (8) 図書館の管理運営に係る企画及び調整に関すること。
- (9) 他の課の主管に属しないこと。

主幹（図書館改革）

- (1) 図書館の管理運営に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 施設の整備並びに施設及び設備の管理に関すること。

主査（図書館改革）

- (1) 図書館の管理運営に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 施設の整備並びに施設及び設備の管理に関すること。

整理課

収集整理係

- (1) 図書館資料（以下「資料」という。）の収集計画に関すること。
- (2) 資料の収集及び選択の連絡調整に関すること。
- (3) 資料の受贈及び受託の連絡調整に関すること。
- (4) 資料の分類に関すること。
- (5) 資料の目録に関すること。
- (6) 総合図書目録の編成に関すること。
- (7) 資料の廃棄の連絡調整に関すること。
- (8) その他資料の整理に関すること。
- (9) 他の係の主管に属しないこと。

情報システム係

- (1) 電子計算機処理に関すること。
- (2) 蔵書統計に関すること。
- (3) 自動車図書館に関すること。

奉仕課

奉仕第一係

- (1) 中央図書館の一般成人向け又は児童向け資料（奉仕第二係の項第1号に規定する主題別参考資料以外の資料。以下「一般成人向け資料等」という。）の選択、収集、供用、相互貸借、保管及び廃棄に関すること。
- (2) 一般成人向け資料等に係る読書案内、読書相談及び参考調査に関すること。
- (3) 読書会、研究会、展示会等の開催及びその奨励

に關すること。

- (4) 閱覽統計に關すること。
- (5) 点字文庫の運営に關すること。
- (6) 児童図書研究室に關すること。
- (7) 閱覽所の運営に關すること。
- (8) 視聴覚機器の管理及び集會室の運営に關すること。
- (9) 他の係の主管に屬しないこと。

奉仕第二係

- (1) 中央図書館の主題別参考資料（主題別部門に屬する資料をいう。以下同じ。）の選択、収集、供用、相互貸借、保管及び廃棄に關すること。
- (2) 主題別参考資料に係る参考調査に關すること。
- (3) 教科書センターに關すること。
- (4) 資料の複写に關すること。
- (5) 資料の修理、製本及び保存に關すること。

図書館

- (1) 資料の収集、整備、保存、館内供用、個人貸出し、団体貸出し及び相互貸借
- (2) 読書案内及び読書相談
- (3) 読書会等の開催
- (4) 他の図書館等との協力等
- (5) 緑図書館、徳重図書館及び天白図書館の資料の選択、収集、弁償及び廃棄（瑞穂図書館に限る。）
- (6) 中村図書館及び富田図書館の資料の選択、収集、弁償及び廃棄（中川図書館に限る。）

博物館

総務課

庶務係

- (1) 文書の收受及び発送並びに公印の管守に關すること。
- (2) 人事、給与及び予算決算の手續並びに物品の購入及び検収その他の會計事務に關すること。
- (3) 調査、統計及び諸報告に關すること。
- (4) 博物館協議会の庶務に關すること。
- (5) 施設及び設備の維持管理並びに館内の秩序維持に關すること。
- (6) 観覧券の発売及び改札並びにこれに伴う収入事務に關すること。
- (7) 施設の使用の許可に關すること。
- (8) 特別利用料及び使用料の徴収に關すること。
- (9) 入館者の受付、案内その他のサービスに關すること。
- (10) 博物館の魅力向上の推進に關すること。
- (11) 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修に關すること。
- (12) 分館に關すること。
- (13) 他の課の主管に屬しないこと。

主査(施設)

- (1) 施設及び設備の維持管理並びに館内の秩序維持に關すること。
- (2) 施設の使用の許可に關すること。
- (3) 入館者の受付、案内その他のサービスに關すること。
- (4) 分館に關すること。

主幹(博物館の魅力向上)

- (1) 博物館の魅力向上の推進に關すること。
- 主査(博物館の魅力向上)
- (1) 博物館の魅力向上の推進に關すること。

学芸課

学芸係

- (1) 博物館資料の収集、保管、展示及び供用に關すること。
- (2) 博物館資料に係る電磁的記録の作成及び公開に關すること。
- (3) 博物館資料に關する専門的、技術的な調査研究に關すること。
- (4) 博物館資料の利用者に対する説明、助言及び指導に關すること。
- (5) 博物館資料の保管、展示等に關する技術的研究に關すること。
- (6) 博物館資料に關する解説書、目録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布に關すること。
- (7) 博物館資料に關する講演会、研究会等の開催に關すること。
- (8) 他の博物館、図書館、学校、研究所等との連携及び協力に關すること。
- (9) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進に關すること。
- (10) その他学芸事務に關すること。

蓬左文庫

- (1) 蓬左文庫に屬する資料等の収集・保管・展示・供用等

秀吉清正記念館

- (1) 記念館資料の収集・保管・展示・供用等

美術館

総務課

庶務係

- (1) 文書の收受及び発送並びに公印の管守に關すること。
- (2) 人事、給与及び予算決算の手續並びに物品の購入及び検収その他の會計事務に關すること。
- (3) 調査、統計及び諸報告に關すること。
- (4) 美術館協議会の庶務に關すること。
- (5) 施設及び設備の維持管理並びに館内の秩序維持に關すること。
- (6) 観覧券の発売及び改札並びにこれに伴う収入事務に關すること。
- (7) 特別利用料の徴収に關すること。
- (8) 入館者の受付、案内その他のサービスに關すること。
- (9) 学芸員その他の美術館の事業に従事する人材の養成及び研修に關すること。
- (10) 美術関係団体に關すること（他の課の主管に屬することを除く。）。
- (11) 他の課の主管に屬しないこと。

学芸課

学芸係

- (1) 美術品等（名古屋市美術館条例（昭和63年名古屋市条例第7号）第2条第1号に規定する美術品等をいう。以下同じ。）の収集、保管、展示及び供用に關すること。
- (2) 美術品等に係る電磁的記録の作成及び公開に關すること。
- (3) 美術に關する専門的な調査研究に關すること。
- (4) 美術品等の利用者に対する説明、助言及び指導に關すること。
- (5) 美術に關する案内書、解説書、目録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布に關すること。

- (6) 美術に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関すること。
 - (7) 美術に関する視聴覚教材、図書等を一般の利用に供すること。
 - (8) 広報及び宣伝に関すること。
 - (9) 他の美術館、博物館、図書館、学校、研究所等との連携及び協力に関すること。
 - (10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進に関すること。
 - (11) その他学芸事務に関すること。
- 主査（普及）
- (1) 美術教育の企画及び美術に関する知識の普及啓発に関すること。
 - (2) 広報及び宣伝に関すること。

科学館

総務課

庶務係

- (1) 人事、文書、公印及び予算決算の事務手続に関すること。
- (2) 使用料等の徴収、契約及び会計事務に関すること。
- (3) 物品の購入及び検収に関すること。
- (4) 科学館協議会の庶務に関すること。
- (5) 施設及び設備の維持管理並びに館内の秩序維持に関すること。
- (6) 観覧券の発売及び改札等に関すること。
- (7) 広報、宣伝及び催物の実施に関すること。
- (8) 入館者への案内、説明その他のサービスに関すること。
- (9) 学芸員その他の科学館の事業に従事する人材の養成及び研修に関すること。
- (10) 他の課の主管に属しないこと。

主査（経営）

- (1) 観覧券の発売及び改札等並びにこれに伴う会計事務に関すること。
- (2) 広報、宣伝及び催物の実施に関すること。
- (3) 入館者への案内、説明その他のサービスに関すること。

主幹（科学館の魅力向上）

- (1) 科学館の魅力向上の推進に関すること。

主査（科学館の魅力向上）

- (1) 科学館の魅力向上の推進に関すること。

学芸課

学芸係

- (1) 科学に関する展示品（他の係の主管に属するものを除く。次号において同じ。）に係る企画及び展示その他の供用に関すること。
- (2) 科学に関する展示品に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。
- (3) 科学知識（他の係の主管に属するものを除く。）の普及啓発及び指導に関すること。
- (4) 科学技術に関する情報（他の係の主管に属するものを除く。）の収集及び提供並びに出版に関すること。
- (5) 展示室（他の係の主管に属するものを除く。）の運営に関すること。
- (6) サイエンスホール及び情報資料室の運営に関すること。
- (7) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動（他の係の主管に属するものを除く。）の推進に関すること。

- (8) その他学芸事務（他の係の主管に属するものを除く。）に関すること。

主査（普及）

- (1) 科学知識の普及啓発及び指導に関すること。
- (2) 展示室の運営に関すること。

天文係

- (1) プラネタリウムに係る企画及び運営に関すること。
- (2) 天文に関する展示品に係る企画及び展示その他の供用に関すること。
- (3) 天文に関する展示品に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。
- (4) 天文に関する知識の普及啓発及び指導に関すること。
- (5) 天文に関する情報の収集及び提供並びに出版に関すること。
- (6) 天文に関する展示室の運営に関すること。
- (7) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動（天文に関するものに限る。）の推進に関すること。

主幹（天文）

- (1) 天文教育の企画及び天文に関する知識の普及啓発に関すること。

教育センター

総務課

庶務係

- (1) 文書の收受及び発送並びに公印の管守に関すること。
- (2) 人事、給与及び予算決算の手続並びに物品の購入及び検収その他の会計事務に関すること。
- (3) 調査、統計及び諸報告に関すること。
- (4) 施設及び設備の維持管理並びに所内の秩序維持に関すること。
- (5) 施設の使用の許可に関すること。
- (6) 使用料の徴収に関すること。
- (7) 部の主管に属しないこと。

主査（施設）

- (1) 施設及び設備の維持管理並びに所内の秩序維持に関すること。
- (2) 施設の使用の許可に関すること。
- (3) 使用料の徴収に関すること。

研修部

- (1) 教職員の研修の実施（研究調査部及び教育相談部の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 教育研究員の指導に関すること。

研究調査部

- (1) 教育に関する専門的及び技術的な調査研究（教育相談部の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 教育資料の作成、収集及び提供（教育相談部の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 図書等の閲覧に関すること。
- (4) 教育関係機関との連絡及び協力に関すること。
- (5) 校内研修支援に関すること。

教育相談部

- (1) 教職員並びに幼児、児童及び生徒に対する教育相談に関すること。
- (2) 教育相談及び特別支援教育に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (3) 教育相談及び特別支援教育に関する教職員の研修の実施に関すること。

- (4) 特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する検査に関すること。
- (5) 教育相談及び特別支援教育に関する資料の作成、収集及び提供に関すること。

令和5年度の組織改正について

市民の期待に応え、効率的・効果的な行政運営を進めるとの基本方針に沿って、役割や機能の低下した組織を統合・廃止し、行政組織の簡素化・効率化を図るとともに、新たな行政需要や課題に対応するための体制整備を実施します。

その主な内容は、下記のとおりです。

記

1 新たな行政課題への対応

○ キャリア教育の推進に係る執行体制

子ども達が自分の興味・関心や得意分野を見つけて自らの可能性を最大限伸ばし、自分らしい生き方を実現するための力を育てるキャリア教育を推進するため、**主幹（キャリア教育）**を設置するとともに、**主査（学校教育に係る企画調整）**を**主査（学校教育に係る企画調整・キャリア教育）**に改めます。

○ DXの推進に係る執行体制

DXを推進し、さらなる市民サービスの向上と職員の働き方改革を進めるため、**行政部を行政DX推進部に改めるとともに、主査（DXの推進）**を増設します。

2 行政組織の見直し

○ 厚生院附属病院及び緑市民病院の市立大学病院化

厚生院附属病院及び緑市民病院（指定管理により運営）を市立大学病院化することに伴い、**厚生院大学病院化推進室及び厚生院附属病院に係る組織を廃止**します。また、**主幹（緑市民病院に係る調整）及び主査（緑市民病院に係る調整）**を廃止します。

【参考】令和5年4月1日付け組織改正における組織数の増減表

	局長級	部長級	課長級	係長級	計
市長部局等	－	＋4	△2	＋43	＋45
上下水道局	－	＋1	＋1	△3	△1
交通局	－	－	－	＋4	＋4
計	－	＋5	△1	＋44	＋48

※病院組織及び教員組織を除く。

(資料)

新旧対照表

[凡例] 新設

 兼務・併任

..... 廃止

----- 名称変更

1 市長部局等

改正前	改正後	備考
防災危機管理局 危機対策室（課長級） （消防局総務部主幹（災害対応に係る連絡調整）を併任） 危機対策係 （消防局総務課主査（災害対応に係る連絡調整）を併任） 主査（情報・啓発） （消防局総務課主査（災害対応に係る連絡調整）を併任）	防災危機管理局 危機対策室（課長級） （消防局総務部主幹（災害対応に係る連絡調整）を併任） 危機対策係 （消防局総務課主査（災害対応に係る連絡調整）を併任） 主査（情報・啓発） （消防局総務課主査（災害対応に係る連絡調整）を併任） 主査（情報・啓発） （消防局総務課主査（災害対応に係る連絡調整）を併任）	
総務局 行政部 デジタル改革推進課 デジタル改革推進係 主幹（デジタルトランスフォーメーションの推進） 主査（デジタルトランスフォーメーションの推進）② 主査（デジタルトランスフォーメーションの推進） （上下水道局情報企画推進課主査（デジタル改革推進）が併任） 主査（システム標準化）	総務局 行政DX推進部 デジタル改革推進課 デジタル改革推進係 主査（システム標準化） 主幹（DXの推進） 主査（DXの推進）② 主査（DXの推進） 主査（DXの推進） ② ・健康福祉局監査課主査（DXの推進に係る調整）を兼務 ・子ども青少年局企画経理課主査（DXの推進に係る調整）を兼務 主査（DXの推進） （上下水道局情報企画推進課主査（デジタル改革推進）が併任）	
職員部 人事課 （行政部主幹（行政改革）を兼務）	職員部 人事課 （行政DX推進部主幹（行政改革）を兼務）	

改正前	改正後	備考
調査係	調査係	
主査（定年延長に係る任用制度等） （給与課主査（定年延長に係る給与制度等）を兼務）	廃止	
主査（職員情報システムの再構築・人事事務改善） （給与課主査（職員情報システムの再構築・給与事務改善）が兼務）	主査（定年延長に係る調整）	
主査（職員情報システムの再構築・人事事務改善） （給与課主査（職員情報システムの再構築・給与事務改善）が兼務）	主査（職員情報システムの再構築・人事事務改善） （給与課主査（職員情報システムの再構築・給与事務改善）が兼務）	
人事係	人事係	
主査（人事等）	主査（人事等）	
主査（人事等）	主査（人事制度等に係る特命事項の処理）	
主査（人事等）	人材育成係	
主幹（人材確保・育成）	主幹（人材確保・育成）	
人材育成・コンプライアンス推進室（課長級）	コンプライアンス推進室（課長級）	
推進係	推進係	
主査（人材育成）	廃止	
主幹（内部統制等）	廃止	
給与課 （行政部主幹（行政改革）を兼務）	給与課 （行政DX推進部主幹（行政改革）を兼務）	
給与係	給与係	
主査（職員情報システムの再構築・給与事務改善） （人事課主査（職員情報システムの再構築・人事事務改善）を兼務）	主査（職員情報システムの再構築・給与事務改善） （人事課主査（職員情報システムの再構築・人事事務改善）を兼務）	
主査（職員情報システムの再構築・給与事務改善） （人事課主査（職員情報システムの再構築・人事事務改善）を兼務）	主査（職員情報システムの再構築・給与事務改善） （人事課主査（職員情報システムの再構築・人事事務改善）を兼務）	
労政係	労政係	
主査（定年延長に係る給与制度等） （人事課主査（定年延長に係る任用制度等）が兼務）	廃止	

改正前	改正後	備考
<p>企画部</p> <p>企画課 (行政部主幹(行政改革)を兼務)</p> <p>大都市・広域行政推進室 (課長級)</p> <p>総合調整部</p> <p>アジア・アジアパラ競技大会 推進室(課長級)</p> <p>推進係</p> <p>主査(事業調整) (緑政土木局企画経理課主査(道路等に係る連絡調整)が兼務)</p> <p>主査(アジア・アジアパラ ⑪ 競技大会に係る連絡調整)</p> <p>主幹(アジア・アジアパラ 競技大会に係る企画調整) (スポーツ市民局スポーツ推進部主幹(アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整)が兼務)</p>	<p>企画部</p> <p>企画課 (行政DX推進部主幹(行政改革)を兼務)</p> <p>大都市・広域行政推進室 (課長級)</p> <p>主幹(指定都市間の連絡調整) (東京事務所主幹(調査)を兼務)</p> <p>総合調整部</p> <p>アジア・アジアパラ競技大会 推進室(課長級)</p> <p>推進係</p> <p>主査(アジア・アジアパラ ⑪ 競技大会に係る連絡調整)</p> <p>主査(アジア・アジアパラ ③ 競技大会に係る連絡調整)</p> <p>主査(アジア・アジアパラ 競技大会の推進に係る特命事項の処理) (東京事務所主査(調査)を兼務)</p> <p>主幹(事業調整)</p> <p>主査(事業調整) (緑政土木局企画経理課主査(道路等に係る連絡調整)が兼務)</p> <p>主幹(アジア・アジアパラ 競技大会に係る企画調整)</p> <p>(専任化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ市民局スポーツ推進部主幹(アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整)を兼務 ・健康福祉局障害福祉部主幹(アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整)を兼務 	

改正前	改正後	備考
<p>主査（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ市民局スポーツ戦略室主査(アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整)を兼務 ・健康福祉局障害企画課主査(アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整)を兼務 <p>主査（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整） (スポーツ市民局スポーツ戦略室主査(アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整)が兼務)</p> <p>市立大学部 (市立大学監が事務取扱)</p> <p>市立大学室（課長級） (健康福祉局健康部主幹(医療関係施設に係る特命事項の処理)を兼務)</p> <p>主査（市立大学）</p> <p>主査（市立大学） (健康福祉局医療連携推進室主査(医療関係施設に係る特命事項の処理)を兼務)</p> <p>東京事務所（部長級）</p> <p>主査（調査）</p> <p>主査（調査）③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル改革推進課主査(デジタル改革に係る特命事項の処理)が兼務 ・住宅都市局企画経理課主査(まちづくりに係る調査研究)が兼務 ・名古屋港管理組合職員が併任 	<p>主査（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ市民局スポーツ戦略室主査(アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整)を兼務 ・健康福祉局障害企画課主査(アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整)を兼務 <p>主査（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整） 〔専任化〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ市民局スポーツ戦略室主査(アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整)を兼務 ・健康福祉局障害企画課主査(アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整)を兼務 <p>市立大学部 (市立大学監が事務取扱)</p> <p>市立大学室（課長級）</p> <p>主査（市立大学）</p> <p>主査（市立大学）</p> <p>主幹（市立大学に係る特命事項の処理） (健康福祉局健康部主幹(医療関係施設に係る特命事項の処理)を兼務)</p> <p>主査（市立大学に係る特命事項の処理） (健康福祉局医療連携推進室主査(医療関係施設に係る特命事項の処理)を兼務)</p> <p>東京事務所（部長級）</p> <p>主査（調査）</p> <p>主査（調査）③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル改革推進課主査(デジタル改革に係る特命事項の処理)が兼務 ・住宅都市局企画経理課主査(まちづくりに係る調査研究)が兼務 ・名古屋港管理組合職員が併任 	

改正前	改正後	備考
<p>主幹（調査） （消防局総務部主幹（広域応援に係る調査研究）が併任）</p> <p>財政局 財政部 （参事（資産経営戦略）を兼務） 財政課 主幹（財政健全化等） （行政部主幹（行政改革）を兼務）</p> <p>参事（資産経営戦略） （財政部長が兼務） 資産経営戦略室（課長級）</p> <p>総括係 主査（用地）</p> <p>再編整備事業推進係 活用促進係</p> <p>主幹（資産経営に係る企画調整） （住宅都市局営繕部主幹（アセットマネジメントの推進）を兼務） 主査（資産経営に係る企画②調整）</p> <p>主幹（再編整備事業推進） （教育委員会事務局総務部主幹（教育施設に関するアセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理）を併任）</p>	<p>主査（調査） （アジア・アジアパラ競技大会推進室主査（アジア・アジアパラ競技大会の推進に係る特命事項の処理）が兼務）</p> <p>主幹（調査） （消防局総務部主幹（広域応援に係る調査研究）が併任）</p> <p>主幹（調査） （企画部主幹（指定都市間の連絡調整）が兼務）</p> <p>財政局 財政部 財政課 主幹（財政健全化等） （行政DX推進部主幹（行政改革）を兼務）</p> <p>参事（資産経営） （専任化）</p> <p>廃止</p> <p>財産管理課</p> <p>財産管理係</p> <p>主査（用地）</p> <p>資産経営課</p> <p>資産経営係</p> <p>資産活用係</p> <p>主幹（資産経営） （住宅都市局営繕部主幹（アセットマネジメントの推進）を兼務） 主査（資産経営）③</p> <p>廃止</p> <p>廃止②</p> <p>廃止</p>	

改 正 前	改 正 後	備 考
<p>主査（再編整備事業推進） （教育委員会事務局教育環境計画室 主査(教育施設に関するアセット マネジメントの推進に係る特命事 項の処理)を併任)</p> <p>主幹（資産経営の推進）⑳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災危機管理局総務課長が兼務 ・ 総務局総務課長が兼務 ・ 財政局総務課長が兼務 ・ スポーツ市民局総務課長が兼務 ・ スポーツ市民局地域振興部主幹(区役 所の庁舎営繕等)が兼務 ・ 経済局総務課長が兼務 ・ 観光文化交流局総務課長が兼務 ・ 環境局総務課長が兼務 ・ 健康福祉局総務課長が兼務 ・ 子ども青少年局企画経理課長が兼務 ・ 住宅都市局企画経理課長が兼務 ・ 住宅都市局住宅整備課長が兼務 ・ 住宅都市局まちづくり企画課長が兼務 ・ 住宅都市局まちづくり企画課長が兼務 ・ 緑政土木局企画経理課長が兼務 ・ 緑政土木局主幹(企画)が兼務 ・ 教育委員会事務局教育環境計画室長が 併任 ・ 教育委員会事務局学校整備課長が併任 ・ 消防局総務課長が併任 ・ 上下水道局経営企画課長が併任 ・ 交通局経営企画課長が併任 <p>税 務 部</p> <p>税 制 課</p> <p>税 務 係</p> <p>主査（子育て世帯への臨時特 別給付等に係る調整） （子ども青少年局子ども未来企画室 主査(子育て世帯への臨時特別給 付等)が兼務)</p> <p>主幹（住民税非課税世帯等に 対する臨時特別給付金 等の支給に係る調整） （健康福祉局高齢福祉部主幹(住民 税非課税世帯等に対する臨時特 別給付金等)が兼務)</p> <p>主査（住民税非課税世帯等 ③ に対する臨時特別給 付金等の支給に係る 調整） （健康福祉局地域ケア推進課主査 （住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金等)が兼務)</p>	<p style="text-align: center;">廃止</p> <p>主幹（資産経営の推進）㉑</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災危機管理局総務課長が兼務 ・ 総務局総務課長が兼務 ・ 財政局総務課長が兼務 ・ スポーツ市民局総務課長が兼務 ・ 経済局総務課長が兼務 ・ 観光文化交流局総務課長が兼務 ・ 環境局総務課長が兼務 ・ 健康福祉局総務課長が兼務 ・ 子ども青少年局企画経理課長が兼務 ・ 住宅都市局企画経理課長が兼務 ・ 住宅都市局住宅整備課長が兼務 ・ 住宅都市局まちづくり企画課長が兼務 ・ 緑政土木局企画経理課長が兼務 ・ 緑政土木局主幹(企画)が兼務 ・ 教育委員会事務局教育環境整備課長が 併任 ・ 教育委員会事務局学校施設課長が併任 ・ 消防局総務課長が併任 ・ 上下水道局経営企画課長が併任 ・ 交通局経営企画課長が併任 <p style="text-align: center;">廃止</p> <p>税 務 部</p> <p>税 制 課</p> <p>税 務 係</p> <p style="text-align: center;">廃止</p> <p style="text-align: center;">廃止</p> <p style="text-align: center;">廃止 ③</p>	

改正前	改正後	備考
<p>税務システム推進課 システム企画係 主幹（税務事務のデジタル化の 推進・事務改善） 主査（市税事務所移転・ 事務改善）</p> <p>市民税課 市民税係</p> <p>市税事務所 ③（部長級） 徴収課 納税係 主査（納税）</p> <p>徴収係 主査（徴収）② 軽自動車税係 （金山の事務所に限る。）</p> <p>市民税課 個人市民税第一係 個人市民税第二係 主査（個人市民税に係る企 画調整）</p> <p>出張所 ③（課長級） 納税係</p>	<p>税務システム推進課 システム企画係 主幹（税務事務のデジタル化の 推進・事務改善）</p> <p>市民税課 市民税係 主査（個人市民税に係る制 度改正等）</p> <p>市税事務所 ③（部長級） 徴収課 納税係 主査（納税） 主査（納税）</p> <p>徴収係 軽自動車税係 （金山の事務所に限る。） 主査（軽自動車税） 主幹（徴収） 主査（徴収）② 主査（徴収）</p> <p>市外滞納整理課 （本陣の事務所に限る。） 納税係 主査（納税） 徴収係 主幹（徴収） 主査（徴収）</p> <p>市民税課 個人市民税第一係 個人市民税第二係 個人市民税第三係</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p>	

改正前	改正後	備考
<p>主査（納税）</p> <p>徴収係</p> <p>主幹（徴収）</p> <p>主査（徴収）② （栄及び金山の事務所に限る。）</p> <p>主査（徴収） （本陣の事務所に限る。）</p>	<p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p>	
<p>スポーツ市民局</p> <p>地域振興部</p> <p>区政課</p> <p>主幹（区役所の庁舎営繕等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政局財政部主幹（資産経営の推進）を兼務 ・ 住宅都市局営繕部主幹（区役所整備に係る連絡調整）を兼務 <p>地域振興課</p> <p>地域コミュニティ係</p> <p>スポーツ推進部</p> <p>スポーツ戦略室（課長級）</p> <p>スポーツ戦略係</p> <p>主査（スポーツプロモーションの推進）</p> <p>主幹（アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務局総合調整部主幹（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整）を兼務 ・ 健康福祉局障害福祉部主幹（アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整）を兼務 <p>主査（アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整） （総務局アジア・アジアパラ競技大会推進室主査（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整）が兼務）</p>	<p>スポーツ市民局</p> <p>地域振興部</p> <p>区政課</p> <p>主幹（区役所の庁舎営繕等） （住宅都市局営繕部主幹（区役所整備に係る連絡調整）を兼務）</p> <p>地域振興課</p> <p>地域コミュニティ係</p> <p>主査（コミュニティセンターの改修）</p> <p>スポーツ推進部</p> <p>スポーツ戦略室（課長級）</p> <p>スポーツ戦略係</p> <p>主査（スポーツプロモーションの推進）</p> <p>主査（スポーツ環境整備）</p> <p>主幹（アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整） （兼務化） （総務局総合調整部主幹（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整）が兼務）</p> <p>主査（アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整） （総務局アジア・アジアパラ競技大会推進室主査（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整）が兼務）</p>	

改正前	改正後	備考
<p>主査（アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整）</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務局アジア・アジアパラ競技大会推進室主査(アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整)を兼務 健康福祉局障害企画課主査(アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整)を兼務 <p>経 済 局</p> <p>産業労働部</p> <p>産業企画課</p> <p>産業企画係</p> <p>主幹（新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等）(R4.7設置)</p> <p>主幹（新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等） (商業・流通部主幹(プレミアム付商品券)を兼務)</p> <p>主査（新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等） (うち②は、R4.7設置)</p> <p>主査（新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等） (地域商業課主査(プレミアム付商品券)を兼務)</p> <p>商業・流通部</p> <p>市場流通室（課長級）</p> <p>市場流通係</p> <p>主幹（市場のあり方検討）</p>	<p>主査（アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整）</p> <p>(兼務化) (総務局アジア・アジアパラ競技大会推進室主査(アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整)が兼務)</p> <p>経 済 局</p> <p>産業労働部</p> <p>産業企画課</p> <p>産業企画係</p> <p>主幹（産業振興に係る特命事項の処理）</p> <p>廃止</p> <p>主幹（新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等） (商業・流通部主幹(プレミアム付商品券)を兼務)</p> <p>廃止 ③</p> <p>主査（新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等） (地域商業課主査(プレミアム付商品券)を兼務)</p> <p>商業・流通部</p> <p>市場流通室（課長級）</p> <p>市場流通係</p> <p>廃止</p> <p>主幹（市場整備推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央卸売市場本場主幹(本場整備)を兼務 中央卸売市場北部市場主幹(北部市場整備)を兼務 	

改正前	改正後	備考
<p>主査（市場のあり方検討）</p> <p>中央卸売市場本場（部長級） 管 理 課 施 設 係</p> <p>中央卸売市場北部市場（部長級） 管 理 課 施 設 係</p> <p>イノベーション推進部 次世代産業振興課 産業技術支援係</p> <p>スタートアップ支援室（課長級） スタートアップ支援係 主査（スタートアップ支援に係る特命事項の処理）</p> <p>観光文化交流局 観光交流部 M I C E 推進室（課長級） M I C E 推進係</p>	<p>廃止</p> <p>主査（市場整備推進） ・中央卸売市場本場管理課主査（本場整備）を兼務 ・中央卸売市場北部市場管理課主査（北部市場整備）を兼務</p> <p>中央卸売市場本場（部長級） 管 理 課 施 設 係</p> <p>主幹（本場整備） （商業・流通部主幹（市場整備推進）が兼務）</p> <p>主査（本場整備） （市場流通室主査（市場整備推進）が兼務）</p> <p>中央卸売市場北部市場（部長級） 管 理 課 施 設 係</p> <p>主幹（北部市場整備） （商業・流通部主幹（市場整備推進）が兼務）</p> <p>主査（北部市場整備） （市場流通室主査（市場整備推進）が兼務）</p> <p>イノベーション推進部 次世代産業振興課 産業技術支援係</p> <p>主査（水素エネルギーに係る企画調整）</p> <p>スタートアップ支援室（課長級） スタートアップ支援係 主査（スタートアップ支援に係る特命事項の処理）</p> <p>主査（スタートアップ支援に係る特命事項の処理）</p> <p>主査（スタートアップ支援に係る特命事項の処理）</p> <p>観光文化交流局 観光交流部 M I C E 推進室（課長級） M I C E 推進係</p>	

改正前	改正後	備考
<p>主幹（国際展示場等に係る企画調整） （住宅都市局都市整備部主幹（金城ふ頭開発）を兼務）</p> <p>主査（国際展示場）②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅都市局営繕課主査（国際展示場整備に係る調整）を兼務 ・住宅都市局名港開発振興課主査（金城ふ頭開発）を兼務 <p>主査（国際展示場機能強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅都市局営繕課主査（国際展示場整備に係る調整）を兼務 ・住宅都市局名港開発振興課主査（金城ふ頭開発）を兼務 <p>主査（国際展示場機能強化） （住宅都市局名港開発振興課主査（金城ふ頭開発）を兼務）</p> <p>文化歴史まちづくり部 文化芸術推進課 文化施設係 主幹（文化施設に係る企画調整等） （住宅都市局都市整備部主幹（金山まちづくりに係る連絡調整）を兼務）</p> <p>主査（文化施設に係る企画調整等） （住宅都市局まちづくり企画課主査（金山まちづくりに係る連絡調整）を兼務）</p> <p>主査（市民会館の整備）</p> <p>名古屋城総合事務所（部長級） （緑政土木局参事（名城公園・名古屋城整備に係る総合調整）を兼務）</p> <p>管理活用課 企画運営係 主査（誘客・活用）</p>	<p>主幹（国際展示場等に係る企画調整） （住宅都市局都市整備部主幹（金城ふ頭開発）を兼務）</p> <p>主査（国際展示場）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅都市局営繕課主査（国際展示場整備に係る調整）を兼務 ・住宅都市局名港開発振興課主査（金城ふ頭開発）を兼務 <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">廃止</p> <p>主査（国際展示場機能強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅都市局営繕課主査（国際展示場整備に係る調整）を兼務 ・住宅都市局名港開発振興課主査（金城ふ頭開発）を兼務 <p>主査（国際展示場機能強化） （兼務化） （住宅都市局名港開発振興課主査（金城ふ頭開発）が兼務）</p> <p>文化歴史まちづくり部 文化芸術推進課 文化施設係 主幹（文化施設に係る企画調整等） （住宅都市局都市整備部主幹（金山まちづくりに係る連絡調整）を兼務）</p> <p>主査（文化施設に係る企画調整等） （住宅都市局まちづくり企画課主査（金山まちづくりに係る連絡調整）を兼務）</p> <p>主査（市民会館の整備） （住宅都市局まちづくり企画課主査（金山まちづくりに係る連絡調整）を兼務）</p> <p>名古屋城総合事務所（部長級） （緑政土木局参事（名城公園・名古屋城整備に係る総合調整）を兼務）</p> <p>管理活用課 企画運営係 主査（誘客・活用）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">主査（観覧環境の充実）</p>	

改正前	改正後	備考
<p>保存整備室（課長級） （緑政土木局緑地部主幹（名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整）を兼務）</p>	<p>保存整備室（課長級） （緑政土木局緑地部主幹（名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整）を兼務）</p>	
	<p>主幹（金シャチ横丁第二期整備） （緑政土木局緑地部主幹（名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整）を兼務）</p>	
<p>名古屋城調査研究センター （非常勤職員） 調査研究係</p>	<p>名古屋城調査研究センター （非常勤職員） 調査研究係</p>	
	<p>主査（考古学的調査・研究）</p>	
<p>環境局</p>	<p>環境局</p>	
<p>環境企画部 環境企画課 施策推進係</p>	<p>環境企画部 環境企画課 施策推進係</p>	
<p>主幹（生物多様性に係る連携推進）</p>	<p>廃止</p>	
	<p>主幹（生物多様性に係る企画調整）</p>	
<p>主査（生物多様性に係る連携推進）</p>	<p>廃止</p>	
	<p>主査（生物多様性に係る企画調整）</p>	
<p>脱炭素社会推進課 脱炭素社会推進係 主査（再生可能エネルギー）</p>	<p>脱炭素社会推進課 脱炭素社会推進係 主査（再生可能エネルギー）</p>	
	<p>主幹（地域脱炭素施策の推進）</p>	
	<p>主査（地域脱炭素施策の推進）</p>	
<p>ごみ減量部 資源化推進室（課長級） 主査（事業所排出指導）</p>	<p>ごみ減量部 資源化推進室（課長級） 主査（食品ロス削減の推進・事業所排出指導）</p>	
<p>施設部 参事（技術） （参事（北名古屋工場に係る総合調整）を兼務）</p>	<p>施設部 参事（技術）</p>	

改正前	改正後	備考
<p>工場課 計画係 主幹（建設計画） 主査（建設計画）</p> <p>参事（北名古屋工場に係る総合調整） （参事（技術）が兼務） 猪子石工場（課長級） 運転第四係</p>	<p>工場課 計画係 主幹（建設計画） 主査（建設計画） 主査（猪子石工場大規模改修）</p> <p>廃止</p> <p>猪子石工場（課長級） 廃止</p>	
<p>健康福祉局</p> <p>監査課 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災危機管理局主幹（危機管理に係る連絡調整）を兼務 ・ 子ども青少年局主幹（監査指導）を兼務 </p> <p>調査係 （子ども青少年局企画経理課主査（情報統計）を兼務）</p> <p>監査係 （子ども青少年局総務課主査（監査指導）を兼務）</p> <p>主査（施設監査） 主査（施設監査） <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険課主査（事業者指導）を兼務 ・ 障害者支援課主査（事業者指導）を兼務 </p> <p>主査（施設監査） （子ども青少年局総務課主査（監査指導）を兼務）</p>	<p>健康福祉局</p> <p>監査課 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災危機管理局主幹（危機管理に係る連絡調整）を兼務 ・ 子ども青少年局主幹（監査指導）を兼務 </p> <p>調査係 （子ども青少年局企画経理課主査（情報統計）を兼務）</p> <p>監査係 （子ども青少年局総務課主査（監査指導）を兼務）</p> <p>主査（施設監査） 主査（施設監査） 主査（施設監査） （兼務化） （介護保険課主査（事業者指導）が兼務）</p> <p>主幹（システム標準化等） <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活福祉部主幹（システム標準化等に係る調整）を兼務 ・ 子ども青少年局子ども未来企画部主幹（児童福祉システム標準化に係る調整）を兼務 </p>	

改正前	改正後	備考
<p>高齢福祉部</p> <p>地域ケア推進課 (環境局事業部主幹(住居の不良堆積物対策の推進)を兼務)</p> <p>地域福祉係</p> <p>主幹(包括的支援の推進に係る企画調整) (生活福祉部主幹(困窮者支援に係る連絡調整)を兼務)</p> <p>主幹(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等) (財政局税務部主幹(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の支給に係る調整)を兼務)</p> <p>主査(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等) ③ (財政局税制課主査(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の支給に係る調整)を兼務)</p> <p>介護保険課 推進係 保険料係</p>	<p>主査(システム標準化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護課主査(システム標準化等に係る調整)を兼務 ・子ども青少年局子ども未来企画室主査(児童福祉システム標準化に係る調整)を兼務 <p>主査(システム標準化等に係る調整) ②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護課主査(システム標準化等)が兼務 ・子ども青少年局子ども未来企画室主査(児童福祉システム標準化)が兼務 <p>主査(DXの推進に係る調整) (総務局デジタル改革推進課主査(DXの推進)が兼務)</p> <p>高齢福祉部</p> <p>地域ケア推進課 (環境局事業部主幹(住居の不良堆積物対策の推進)を兼務)</p> <p>地域福祉係</p> <p>主幹(包括的支援の推進に係る企画調整) (生活福祉部主幹(困窮者支援に係る連絡調整)を兼務)</p> <p>主幹(ひきこもり等支援) (健康部主幹(ひきこもり支援に係る連絡調整)を兼務)</p> <p>主査(ひきこもり等支援) (健康増進課主査(ひきこもり支援に係る連絡調整)を兼務)</p> <p>廃止</p> <p>廃止 ③</p> <p>介護保険課 推進係 保険料係</p> <p>主査(システム標準化等)</p>	

改正前	改正後	備考
<p>指導係</p> <p>主幹（厚生院に係る連絡調整） （生活福祉部主幹（厚生院に係る総合調整）が兼務）</p> <p>主査（厚生院に係る連絡調整） （保護課主査（厚生院に係る総合調整）が兼務）</p> <p>主幹（事業者指導）</p> <p>主査（事業者指導）</p> <p>主査（事業者指導） （監査課主査（施設監査）が兼務）</p> <p>障害福祉部</p> <p>障害企画課 （子ども青少年局主幹（調整）を兼務）</p> <p>企画係</p> <p>福祉係</p> <p>主幹（アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整） （スポーツ市民局スポーツ推進部主幹（アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整）が兼務）</p> <p>主査（アジアパラ競技大会②に係る障害者施策の調整）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務局アジア・アジアパラ競技大会推進室主査（アジアパラ競技大会に係る企画調整）が兼務 ・ スポーツ市民局スポーツ戦略室主査（アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整）が兼務 <p>主幹（総合リハビリテーションセンターのあり方検討） （健康部主幹（医療関係施設に係る特命事項の処理）を兼務）</p> <p>主査（総合リハビリテーションセンターのあり方検討） （医療連携推進室主査（医療関係施設に係る特命事項の処理）を兼務）</p>	<p>指導係</p> <p>主幹（厚生院に係る連絡調整） （健康部主幹（医療連携に係る特命事項の処理）が兼務）</p> <p>主査（厚生院に係る連絡調整） （医療連携推進室主査（医療連携に係る特命事項の処理）が兼務）</p> <p>主幹（事業者指導）</p> <p>主査（事業者指導）</p> <p>主査（事業者指導） （専任化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査課主査（施設監査）を兼務 ・ 障害者支援課主査（事業者指導）を兼務 <p>障害福祉部</p> <p>障害企画課 （子ども青少年局主幹（調整）を兼務）</p> <p>企画係</p> <p>主査（障害福祉業務に係るDXの推進等）</p> <p>福祉係</p> <p>主幹（アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整） （総務局総合調整部主幹（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整）が兼務）</p> <p>主査（アジアパラ競技大会②に係る障害者施策の調整） （総務局アジア・アジアパラ競技大会推進室主査（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整）が兼務）</p> <p>主幹（総合リハビリテーションセンターに係る企画調整） （健康部主幹（医療関係施設に係る特命事項の処理）を兼務）</p> <p>主査（総合リハビリテーションセンターに係る企画調整） （医療連携推進室主査（医療関係施設に係る特命事項の処理）を兼務）</p>	

改正前	改正後	備考
<p>障害者支援課 指定指導係 主査（事業者指導）② 主査（事業者指導） （監査課主査(施設監査)が兼務)</p> <p>精神保健福祉センター（課長級） 副 所 長（課長級） （精神保健福祉センター管理係長を事務取扱） 管 理 係 （精神保健福祉センター副所長が事務取扱）</p> <p>生活福祉部 保 護 課 （子ども青少年局子ども未来企画部主幹(子ども等の支援の推進)を兼務） 事 務 係 保 護 係 医 療 保 護 係 主査（診療内容審査） （厚生院附属病院第三診療科副部長を兼務） 主幹（厚生院に係る総合調整） ・ 高齢福祉部主幹(厚生院に係る連絡調整)を兼務 ・ 健康部主幹(医療関係施設に係る特命事項の処理)を兼務 主査（厚生院に係る総合調整） ・ 介護保険課主査(厚生院に係る連絡調整)を兼務 ・ 医療連携推進室主査(医療関係施設に係る特命事項の処理)を兼務 主幹（援護事業・保護施設）</p>	<p>主査（総合リハビリテーションセンターに係る企画調整） （医療連携推進室主査(医療関係施設に係る特命事項の処理)を兼務）</p> <p>障害者支援課 指定指導係 主査（事業者指導）② 主査（事業者指導） （介護保険課主査(事業者指導)が兼務）</p> <p>精神保健福祉センター（課長級） （精神保健福祉センター副所長を兼務） 副 所 長（課長級） （兼務化） （精神保健福祉センター所長が兼務） 管 理 係 （専任化）</p> <p>生活福祉部 保 護 課 （子ども青少年局子ども未来企画部主幹(子ども等の支援の推進)を兼務） 事 務 係 保 護 係 医 療 保 護 係 廃止</p> <p>主幹（厚生院に係る特命事項の処理） （兼務化） （健康部主幹(医療連携に係る特命事項の処理)が兼務） 主査（厚生院に係る特命事項の処理） （兼務化） （医療連携推進室主査(医療連携に係る特命事項の処理)が兼務） 主幹（援護事業・保護施設） 主幹（システム標準化等に係る調整） （健康福祉局主幹(システム標準化等)が兼務）</p>	

改正前	改正後	備考
<p>保険年金課 事務係 保険料係 (保険年金課主査(滞納整理)を兼務) 収納対策係 主査(滞納整理) ③ 主査(滞納整理) (保険年金課保険料係長が兼務) 主幹(保険年金システム再構築等) 主査(保険年金システム再構築等) 主査(保険年金システム再構築等) (医療福祉課主査(後期高齢者医療・福祉医療費システムに係る調整)を兼務)</p> <p>医療福祉課 (子ども青少年局主幹(調整)を兼務) 後期高齢者医療係 主査(後期高齢者医療・福祉医療費システムに係る調整) (保険年金課主査(保険年金システム再構築等)が兼務)</p>	<p>主査(システム標準化等に係る調整) (監査課主査(システム標準化等)が兼務)</p> <p>主査(システム標準化等) (監査課主査(システム標準化等に係る調整)を兼務)</p> <p>保険年金課 事務係 保険料係 収納対策係 主査(滞納整理) ③ 主査(滞納整理) (専任化) 主幹(保険年金システム再構築等) 主査(保険年金システム再構築等) 主査(保険年金システム再構築等) 主査(保険年金システム再構築等) (医療福祉課主査(後期高齢者医療・福祉医療費システムに係る調整)を兼務)</p> <p>主査(保険年金システム再構築等) (医療福祉課主査(後期高齢者医療・福祉医療費システムに係る調整)を兼務)</p> <p>医療福祉課 (子ども青少年局主幹(調整)を兼務) 後期高齢者医療係 主査(後期高齢者医療・福祉医療費システムに係る調整) (保険年金課主査(保険年金システム再構築等)が兼務)</p> <p>主査(後期高齢者医療・福祉医療費システムに係る調整) (保険年金課主査(保険年金システム再構築等)が兼務)</p>	

改正前	改正後	備考
厚生院 (局長級)	厚生院 (局長級)	
次長 (部長級)	次長 (部長級)	
(厚生院管理部長を兼務)		
管理部	[廃止]	
(厚生院次長が兼務)		
管理課	管理課	
管理係	管理係	
主幹 (厚生院に係る企画調整)	[廃止]	
	主幹 (厚生院に係る調整)	
主査 (厚生院に係る企画②調整)	[廃止] ②	
	主査 (厚生院に係る調整)	
大学病院化推進室 (課長級)	[廃止]	
(R4. 11設置)		
主査 (大学病院化に係る調整) (R4. 11設置)	[廃止]	
	診療科 (課長級)	
附属病院 (部長級)	[廃止]	
副病院長 (部長級)	[廃止]	
第一診療科 (課長級)	[廃止]	
副部長 (係長級)	[廃止]	
第二診療科 (課長級)	[廃止]	
副部長 (係長級)	[廃止]	
第三診療科 (課長級)	[廃止]	
副部長 (係長級)	[廃止]	
(保護課主査(診療内容審査)が兼務)		
第四診療科 (課長級)	[廃止]	
副部長 (係長級)	[廃止]	
リハビリテーション科 (課長級)	[廃止]	
副部長 (係長級)	[廃止]	
検査科 (課長級)	[廃止]	
技師長 (課長級)	[廃止]	
検査係長	[廃止]	
薬剤科 (課長級)	[廃止]	
副部長 (係長級)	[廃止]	
看護部 (課長級)	[廃止]	
副看護部長 (課長級)	[廃止]	
看護師長④ (係長級)	[廃止] ④	

改正前	改正後	備考
<p>医 監 (局長級)</p> <p>医療企画調整官 (部長級)</p> <p>健 康 部</p> <p>保健医療課</p> <p>健康増進課 (子ども青少年局子育て支援部主幹 (母子保健)を兼務)</p> <p>精神保健係</p> <p>主幹 (公衆衛生看護) (新型コロナウイルス感染症対策部 主幹(新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援)を兼務)</p> <p>主幹 (精神保健・いのちの支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉部主幹(精神障害者福祉)を兼務 ・ 環境局事業部主幹(住居の不良堆積物対策の推進)を兼務 <p>医療連携推進室 (課長級) (総務局市立大学部主幹(市立大学病院)を兼務)</p> <p>主幹 (医療関係施設に係る ⑤ 特命事項の処理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務局市立大学部市立大学室長が兼務 ・ 障害福祉部主幹(総合リハビリテーションセンターのあり方検討)が兼務 ・ 生活福祉部主幹(厚生院に係る総合調整)が兼務 ・ 健康部主幹(中央看護専門学校に係る総合調整)が兼務 ・ 健康部主幹(緑市民病院に係る調整)が兼務 	<p>医 監 (局長級)</p> <p>廃止</p> <p>健 康 部</p> <p>保健医療課</p> <p>参事 (健康危機管理対応力強化に係る総合調整) (中区保健福祉センター所長が兼務)</p> <p>健康増進課 (子ども青少年局子育て支援部主幹 (母子保健)を兼務)</p> <p>精神保健係</p> <p>主幹 (公衆衛生看護) (新型コロナウイルス感染症対策部 主幹(新型コロナウイルス感染症対策)を兼務)</p> <p>主幹 (精神保健・いのちの支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉部主幹(精神障害者福祉)を兼務 ・ 環境局事業部主幹(住居の不良堆積物対策の推進)を兼務 <p>主幹 (ひきこもり支援に係る連絡調整) (高齢福祉部主幹(ひきこもり等支援)が兼務)</p> <p>主査 (ひきこもり支援に係る連絡調整) (地域ケア推進課主査(ひきこもり等支援)が兼務)</p> <p>医療連携推進室 (課長級) (総務局市立大学部主幹(市立大学病院)を兼務)</p> <p>主幹 (医療関係施設に係る ③ 特命事項の処理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務局市立大学部主幹(市立大学に係る特命事項の処理)が兼務 ・ 障害福祉部主幹(総合リハビリテーションセンターに係る企画調整)が兼務 ・ 健康部主幹(中央看護専門学校に係る総合調整)が兼務 <p>廃止 ②</p>	

改正前	改正後	備考
<p>主査（医療関係施設に係る ⑤ 特命事項の処理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務局市立大学室主査(市立大学)が兼務 ・ 障害企画課主査(総合リハビリテーションセンターのあり方検討)が兼務 ・ 保護課主査(厚生院に係る総合調整)が兼務 ・ 保健医療課主査(中央看護専門学校に係る総合調整)が兼務 ・ 医療連携推進室主査(緑市民病院に係る調整)が兼務 <p>主幹（緑市民病院に係る調整） (健康部主幹(医療関係施設に係る特命事項の処理)を兼務)</p> <p>主査（緑市民病院に係る調整） (医療連携推進室主査(医療関係施設に係る特命事項の処理)を兼務)</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策部 感染症対策室（課長級） 感染症係 主査（感染症予防等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対策室主査(新型コロナウイルス感染症対策の推進)を兼務 ・ 衛生研究所業務課主査(感染症予防の推進)を兼務 	<p>主査（医療関係施設に係る ③ 特命事項の処理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務局市立大学室主査(市立大学に係る特命事項の処理)が兼務 ・ 障害企画課主査(総合リハビリテーションセンターに係る企画調整)が兼務 ・ 保健医療課主査(中央看護専門学校に係る総合調整)が兼務 <p>主査（医療関係施設に係る特命事項の処理） (障害企画課主査(総合リハビリテーションセンターに係る企画調整)が兼務)</p> <p>廃止 ②</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>主幹（医療連携に係る特命事項の処理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢福祉部主幹(厚生院に係る連絡調整)を兼務 ・ 生活福祉部主幹(厚生院に係る特命事項の処理)を兼務 <p>主査（医療連携に係る特命事項の処理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険課主査(厚生院に係る連絡調整)を兼務 ・ 保護課主査(厚生院に係る特命事項の処理)を兼務 <p>新型コロナウイルス感染症対策部 感染症対策室（課長級） 感染症係 主査（感染症予防等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対策室主査(新型コロナウイルス感染症対策)を兼務 ・ 衛生研究所業務課主査(感染症予防の推進)を兼務 	

改正前	改正後	備考
<p>新型コロナウイルス感染症対策室(課長級)</p> <p>企画係</p> <p>主査(新型コロナウイルス感染症対策に係る企画調整)</p> <p>主査(新型コロナウイルス感染症対策に係る企画調整)</p> <p>(保健医療課主査(健康危機管理対応力強化に係る調整)を兼務)</p> <p>推進係</p> <p>主査(新型コロナウイルス感染症対策の推進) ③</p> <p>主査(新型コロナウイルス感染症対策の推進) ③</p> <p>(消防局救急課主査(新型コロナウイルス感染症対策に係る救急業務の調整)を併任)</p> <p>主査(新型コロナウイルス感染症対策の推進)</p> <p>(感染症対策室主査(感染症予防等)が兼務)</p> <p>ワクチン接種推進係</p> <p>主幹(新型コロナウイルス感染症対策) ④</p> <p>主幹(新型コロナウイルス感染症対策)</p> <p>(健康部主幹(健康危機管理対応力強化に係る調整)を兼務)</p> <p>主幹(新型コロナウイルス感染症対策)</p> <p>(消防局救急部主幹(新型コロナウイルス感染症対策に係る救急業務の調整)を併任)</p> <p>主幹(新型コロナウイルス感染症対策)(R4.9設置)</p> <p>(港区保健福祉センター健康安全課長が兼務)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策室(課長級)</p> <p>企画係</p> <p>推進係</p> <p>ワクチン接種推進係</p> <p>主幹(新型コロナウイルス感染症対策) ④</p> <p>主幹(新型コロナウイルス感染症対策) ②</p> <p>-----</p> <p>主幹(新型コロナウイルス感染症対策)</p> <p>(健康部主幹(健康危機管理対応力強化に係る調整)を兼務)</p> <p>主幹(新型コロナウイルス感染症対策)</p> <p>-----</p> <p>(併任化)</p> <p>(消防局救急部救急課長が併任)</p> <p>-----</p> <p>廃止</p> <p>-----</p> <p>主幹(新型コロナウイルス感染症対策)</p> <p>-----</p> <p>(健康部主幹(公衆衛生看護)が兼務)</p>	

改正前	改正後	備考
<p>主幹（新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援）</p> <p>主幹（新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援） （健康部主幹（公衆衛生看護）が兼務）</p>	<p>主査（新型コロナウイルス ⑦ 感染症対策）</p> <p>主査（新型コロナウイルス 感染症対策） 〔専任化〕</p> <p>主査（新型コロナウイルス 感染症対策） （保健医療課主査（健康危機管理対応力強化に係る調整）を兼務）</p> <p>主査（新型コロナウイルス 感染症対策） （感染症対策室主査（感染症予防等）が兼務）</p> <p>主査（新型コロナウイルス ② 感染症対策） （消防局救急課主査（新型コロナウイルス感染症対策に係る救急業務の調整）を併任）</p> <p>主査（新型コロナウイルス 感染症対策） 〔併任化〕 （消防局救急課指導係長が併任）</p>	
<p>主査（新型コロナウイルス ② 感染症対策に係る保健センターの支援）</p>		
<p>主査（新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援） （衛生研究所疫学情報部主査（疫学調査）が兼務）</p>		
<p>主幹（新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設）</p>		
<p>主査（新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設）</p>		

改正前	改正後	備考
<p>主幹（新型コロナウイルス⑦ ワクチンに係る調整）</p> <p>主査（新型コロナウイルス⑫ スワクチンに係る 調整）</p> <p>衛生研究所（部長級） 疫学情報部（課長級） （衛生研究所主幹(精度管理)を兼務） 主査（疫学調査） （新型コロナウイルス感染症対策 室主査(新型コロナウイルス感 染症対策に係る保健センター の支援)を兼務）</p> <p>保健所（局長級） （健康福祉局医監を充てる） 医療企画調整官（部長級） （健康福祉局医療企画調整官を充てる）</p> <p>健康部 （健康福祉局健康部長を充てる） 保健医療課 （健康福祉局健康部保健医療課長を 充てる）</p> <p>主幹（健康危機管理対応力 強化に係る調整） （健康福祉局健康部主幹(健康危機 管理対応力強化に係る調整)を充 てる）</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策部 （健康福祉局新型コロナウイルス感 染症対策部長を充てる） 新型コロナウイルス感染症 対策室（課長級） （健康福祉局新型コロナウイルス感 染症対策部新型コロナウイルス感 染症対策室長を充てる） 企画係 （健康福祉局新型コロナウイルス 感染症対策室企画係長を充てる）</p>	<p>主幹（新型コロナウイルス⑤ ワクチンに係る調整）</p> <p>廃止②</p> <p>主査（新型コロナウイルス⑦ スワクチンに係る 調整）</p> <p>廃止⑤</p> <p>衛生研究所（部長級） 疫学情報部（課長級） （衛生研究所主幹(精度管理)を兼務） 主査（疫学調査）</p> <p>保健所（局長級） （健康福祉局医監を充てる）</p> <p>廃止</p> <p>健康部 （健康福祉局健康部長を充てる） 保健医療課 （健康福祉局健康部保健医療課長を 充てる）</p> <p>参事（健康危機管理対応力強化 に係る総合調整） （健康福祉局参事(健康危機管理対応力 強化に係る総合調整)を充てる）</p> <p>主幹（健康危機管理対応力 強化に係る調整） （健康福祉局健康部主幹(健康危機 管理対応力強化に係る調整)を充 てる）</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策部 （健康福祉局新型コロナウイルス感 染症対策部長を充てる） 新型コロナウイルス感染症 対策室（課長級） （健康福祉局新型コロナウイルス感 染症対策部新型コロナウイルス感 染症対策室長を充てる） 企画係 （健康福祉局新型コロナウイルス 感染症対策室企画係長を充てる）</p>	

改正前	改正後	備考
<p>主査（新型コロナウイルス ② 感染症対策に係 る企画調整） （健康福祉局新型コロナウイルス 感染症対策室主査(新型コロナ ウイルス感染症対策に係る企画 調整)を充てる）</p> <p>推進係 （健康福祉局新型コロナウイルス 感染症対策室推進係長を充てる）</p> <p>主査（新型コロナウイルス ⑦ 感染症対策の推 進） （健康福祉局新型コロナウイルス 感染症対策室主査(新型コロナ ウイルス感染症対策の推進)を 充てる）</p> <p>ワクチン接種推進係 （健康福祉局新型コロナウイルス 感染症対策室ワクチン接種推進 係長を充てる）</p> <p>主幹（新型コロナウイルス ⑥ 感染症対策） （健康福祉局新型コロナウイルス感 染症対策部主幹(新型コロナウイ ルス感染症対策)を充てる）</p> <p>主幹（新型コロナウイルス 感染症対策）(R4.9設置) （健康福祉局新型コロナウイルス感 染症対策部主幹(新型コロナウイ ルス感染症対策)を充てる）</p> <p>主幹（新型コロナウイルス ② 感染症対策に係る保 健センターの支援） （健康福祉局新型コロナウイルス感 染症対策部主幹(新型コロナウイ ルス感染症対策に係る保健センタ ーの支援)を充てる）</p>	<p>推進係 （健康福祉局新型コロナウイルス 感染症対策室推進係長を充てる）</p> <p>ワクチン接種推進係 （健康福祉局新型コロナウイルス 感染症対策室ワクチン接種推進 係長を充てる）</p> <p>主幹（新型コロナウイルス ⑥ 感染症対策） （健康福祉局新型コロナウイルス感 染症対策部主幹(新型コロナウイ ルス感染症対策)を充てる）</p> <p>廃止</p> <p>主幹（新型コロナウイルス ③ 感染症対策） （健康福祉局新型コロナウイルス感 染症対策部主幹(新型コロナウイ ルス感染症対策)を充てる）</p> <p>主査（新型コロナウイルス ⑬ 感染症対策） （健康福祉局新型コロナウイルス 感染症対策室主査(新型コロナ ウイルス感染症対策)を充てる）</p>	

改正前	改正後	備考
<p>主査（新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援） （健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室主査（新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援）を充てる）</p> <p>主幹（新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設） （健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部主幹（新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設）を充てる）</p> <p>主査（新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設） （健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室主査（新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設）を充てる）</p> <p>主幹（新型コロナウイルスワクチンに係る調整） （健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部主幹（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）を充てる）</p> <p>主査（新型コロナウイルスワクチンに係る調整） （健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室主査（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）を充てる）</p> <p>保健所（局長級） （健康福祉局医監を充てる）</p> <p>保健センター⑩（部長級） （区役所保健福祉センター所長を充てる）（東区、西区、熱田区、港区、名東区及び天白区を除く。）</p>	<p>主幹（新型コロナウイルスワクチンに係る調整） （健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部主幹（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）を充てる）</p> <p>廃止②</p> <p>主査（新型コロナウイルスワクチンに係る調整） （健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室主査（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）を充てる）</p> <p>廃止⑤</p> <p>保健所（局長級） （健康福祉局医監を充てる）</p> <p>保健センター⑩（部長級） （区役所保健福祉センター所長を充てる）（東区、西区、熱田区、港区、名東区及び天白区を除く。）</p> <p>保健センター④（部長級） （区役所保健福祉センター所長を充てる）（熱田区、港区、名東区及び天白区に限る。）</p>	

改正前	改正後	備考
<p>保健センター⑥（課長級） （区役所保健福祉センター健康安全課長を充てる）（東区、西区、熱田区、港区、名東区及び天白区に限る。）</p> <p>健康安全課 （区役所保健福祉センター健康安全課長を充てる）（千種区、中村区、中区及び南区を除く。）</p> <p>主幹（健康安全に係る特命事項の処理） （区役所保健福祉センター主幹（健康安全に係る特命事項の処理）を充てる）（東区、西区、熱田区、港区、名東区及び天白区に限る。）</p> <p>保健予防課 （区役所保健福祉センター保健予防課長を充てる）</p> <p>保健感染症係 （区役所保健予防課保健感染症係長を充てる）</p> <p>主査（医務） （区役所保健予防課主査（医務）を充てる）（東区、西区、熱田区、港区、名東区及び天白区を除く。）</p> <p>子ども青少年局 総務課 （防災危機管理局主幹（危機管理に係る連絡調整）を兼務） 管理係</p>	<p>保健センター②（課長級） （区役所保健福祉センター主幹（医務総括）を充てる）（東区及び西区に限る。）</p> <p>廃止④</p> <p>副所長（課長級） （区役所保健福祉センター保健管理課長を充てる）（千種区、中村区、中区及び南区に限る。）</p> <p>副所長（課長級） （区役所保健福祉センター健康安全課長を充てる）（千種区、中村区、中区及び南区を除く。）</p> <p>健康安全課 （区役所保健福祉センター健康安全課長を充てる）（千種区、中村区、中区及び南区を除く。）</p> <p>廃止</p> <p>保健予防課 （区役所保健福祉センター保健予防課長を充てる）</p> <p>保健感染症係 （区役所保健予防課保健感染症係長を充てる）</p> <p>主査（医務） （区役所保健予防課主査（医務）を充てる）（東区、西区、熱田区、港区、名東区及び天白区を除く。）</p> <p>主査（医務）！ （区役所保健予防課主査（医務）を充てる）（熱田区、港区、名東区及び天白区に限る。）</p> <p>子ども青少年局 総務課 （防災危機管理局主幹（危機管理に係る連絡調整）を兼務） 管理係 主査（業務改善） （保育運営課主査（保育事業に係る業務改善）を兼務）</p>	<p>熱田区、港区、名東区、天白区</p>

改正前	改正後	備考
<p>企画経理課 (財政局財政部主幹(資産経営の推進)を兼務) 企画係</p> <p>主査(情報統計) (健康福祉局監査課調査係長が兼務)</p> <p>子育て支援部 子ども福祉課 主幹(女性福祉)</p> <p>児童福祉センター(部長級) (児童福祉センター中央療育センター所長を事務取扱) 管理課 (管理課事務管理係長を事務取扱) 主幹(診療支援)⑤ <ul style="list-style-type: none"> ・中央療育センター主幹(診療)が兼務 ・発達障害者支援センター所長が兼務 ・くすのき学園主幹(児童心理治療)が兼務 ・西部地域療育センター所長が兼務 ・北部地域療育センター所長が兼務 </p> <p>中央療育センター(課長級) (児童福祉センター所長が事務取扱) 診療相談係</p> <p>北部地域療育センター(課長級) (児童福祉センター主幹(診療支援)を兼務)</p> <p>副所長(課長級) 診療相談係 通所支援係</p> <p>保育部 保育運営課</p>	<p>企画経理課 (財政局資産財政部主幹(資産経営の推進)を兼務) 企画係</p> <p>主査(次世代育成支援)</p> <p>主査(情報統計) (健康福祉局監査課調査係長が兼務)</p> <p>主査(DXの推進に係る調整) (総務局デジタル改革推進課主査(DXの推進)が兼務)</p> <p>子育て支援部 子ども福祉課 主幹(女性福祉)</p> <p>主幹(障害児・発達支援)</p> <p>児童福祉センター(部長級) (児童福祉センター中央療育センター所長を事務取扱) 管理課 (管理課事務管理係長を事務取扱) 主幹(診療支援)④ <ul style="list-style-type: none"> ・中央療育センター主幹(診療)が兼務 ・発達障害者支援センター所長が兼務 ・くすのき学園主幹(児童心理治療)が兼務 ・西部地域療育センター所長が兼務 </p> <p>廃止</p> <p>中央療育センター(課長級) (児童福祉センター所長が事務取扱) 診療相談係</p> <p>主査(地域療育センターに係る企画調整)</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>保育部 保育運営課</p>	

改正前	改正後	備考
<p>放課後事業推進室（課長級） 放課後事業推進係 主幹（放課後事業に係る企②画調整） 主査（放課後事業に係る企画調整） 主査（放課後事業に係る待機児童対策）</p>	<p>主査（児童福祉システム標準化に係る調整） （健康福祉局監査課主査（システム標準化等）が兼務）</p> <p>主査（児童福祉システム標準化） （健康福祉局監査課主査（システム標準化等に係る調整）を兼務）</p> <p>放課後事業推進室（課長級） 放課後事業推進係 主幹（放課後事業に係る企②画調整） 主査（放課後事業に係る企画調整） 主査（放課後事業に係る企画調整）</p> <p>主査（放課後事業に係る企画調整）</p>	
<p>住宅都市局 都市計画部 交通事業推進室（課長級） 交通事業推進係 主査（ガイドウェイバス次期車両更新等） 主査（新たな路面公共交通システムの導入調整）</p>	<p>住宅都市局 都市計画部 交通事業推進室（課長級） 交通事業推進係 主査（ガイドウェイバス次期車両更新等） 主査（ガイドウェイバス次期車両更新等） 主査（新たな路面公共交通システムの導入調整） 主査（新たな路面公共交通システムの導入調整）</p>	
<p>営繕部 企画保全課 機械計画係 （営繕部主幹（保全・省エネルギー）が事務取扱） 主幹（保全・省エネルギー） （企画保全課機械計画係長を事務取扱） 主幹（アセットマネジメントの推進） （財政局財政部主幹（資産経営に係る企画調整）が兼務）</p>	<p>営繕部 企画保全課 機械計画係 〔専任化〕 主幹（保全・省エネルギー） 主幹（アセットマネジメントの推進） （財政局財政部主幹（資産経営）が兼務）</p>	

改正前	改正後	備考
<p>営繕課</p> <p>建築第一係</p> <p>建築第二係</p> <p>建築第三係</p> <p>土木係</p> <p>主査(病院整備)</p> <p>主幹(民間活力による施設整備の推進)</p> <p>主査(民間活力による施設整備の推進) ②</p> <p>主査(国際展示場整備に係る調整) (観光文化交流局MICE推進室主査(国際展示場)が兼務)</p> <p>主査(国際展示場整備に係る調整) (観光文化交流局MICE推進室主査(国際展示場機能強化)が兼務)</p>	<p>営繕課</p> <p>建築第一係</p> <p>建築第二係</p> <p>建築第三係</p> <p>土木係</p> <p>廃止</p> <p>主幹(民間活力による施設整備の推進)</p> <p>主査(民間活力による施設整備の推進) ②</p> <p>主査(民間活力による施設整備の推進)</p> <p>主査(国際展示場整備に係る調整) (観光文化交流局MICE推進室主査(国際展示場)が兼務)</p> <p>廃止</p> <p>主査(国際展示場整備に係る調整) (観光文化交流局MICE推進室主査(国際展示場機能強化)が兼務)</p>	
<p>建築指導部</p> <p>開発指導課</p> <p>宅地規制係</p>	<p>建築指導部</p> <p>開発指導課</p> <p>宅地規制係</p> <p>主査(盛土等の規制)</p>	
<p>都市整備部</p> <p>まちづくり企画課 (財政局財政部主幹(資産経営の推進)を兼務)</p> <p>企画係</p> <p>主査(金山まちづくり)</p> <p>開発調整係</p> <p>主査(港北まちづくり) (名港開発振興課主査(中川運河周辺活性化)を兼務)</p>	<p>都市整備部</p> <p>まちづくり企画課 (財政局財政部主幹(資産経営の推進)を兼務)</p> <p>企画係</p> <p>主査(金山まちづくり)</p> <p>主査(金山まちづくり)</p> <p>開発調整係</p> <p>主査(港北まちづくり) (兼務化) (名港開発振興課主査(中川運河周辺活性化)が兼務)</p>	

改正前	改正後	備考
<p>主幹（金山まちづくりに係る連絡調整） （観光文化交流局文化歴史まちづくり部主幹（文化施設に係る企画調整等）が兼務）</p>	<p>主幹（金山まちづくりに係る連絡調整） （観光文化交流局文化歴史まちづくり部主幹（文化施設に係る企画調整等）が兼務）</p>	
<p>主査（金山まちづくりに係る連絡調整） （観光文化交流局文化芸術推進課主査（文化施設に係る企画調整等）が兼務）</p>	<p>主査（金山まちづくりに係る連絡調整） （観光文化交流局文化芸術推進課主査（文化施設に係る企画調整等）が兼務）</p>	
	<p>主査（金山まちづくりに係る連絡調整） （観光文化交流局文化芸術推進課主査（市民会館の整備）が兼務）</p>	
<p>名港開発振興課 企画係 主査（中川運河周辺活性化） （まちづくり企画課主査（港北まちづくり）が兼務）</p>	<p>名港開発振興課 企画係 主査（中川運河周辺活性化） <u>（専任化）</u> （まちづくり企画課主査（港北まちづくり）を兼務）</p>	
<p>主幹（金城ふ頭開発） 主幹（金城ふ頭開発） （観光文化交流局観光交流部主幹（国際展示場等に係る企画調整）が兼務）</p>	<p>主幹（金城ふ頭開発） 主幹（金城ふ頭開発） （観光文化交流局観光交流部主幹（国際展示場等に係る企画調整）が兼務）</p>	
<p>主査（金城ふ頭開発）② 主査（金城ふ頭開発）② （観光文化交流局MICE推進室主査（国際展示場）が兼務）</p>	<p>主査（金城ふ頭開発）② 主査（金城ふ頭開発） （観光文化交流局MICE推進室主査（国際展示場）が兼務）</p>	
<p>主査（金城ふ頭開発）② （観光文化交流局MICE推進室主査（国際展示場機能強化）が兼務）</p>	<p><u>廃止</u></p>	
<p>主査（金城ふ頭開発）② （観光文化交流局MICE推進室主査（国際展示場機能強化）が兼務）</p>	<p>主査（金城ふ頭開発） （観光文化交流局MICE推進室主査（国際展示場機能強化）が兼務）</p>	
<p>耐震化支援室（課長級） 推進係 支援係</p>	<p>耐震化支援室（課長級） <u>建築物耐震係</u> <u>木造住宅耐震係</u></p>	
<p>市街地整備課 区画整理係 主査（茶屋新田等）</p>	<p>市街地整備課 区画整理係 <u>廃止</u></p>	

改正前	改正後	備考
<p>志段味推進係 主幹（志段味総合整備） 主査（事業推進） 主査（志段味）② 主幹（中志段味に係る特命事項の処理）</p>	<p>志段味推進係 主幹（志段味総合整備） <u>主査（志段味総合整備）</u> <u>主幹（中志段味事業推進）</u> <u>主査（中志段味事業推進）</u>②</p>	
<p>緑政土木局</p> <p>企画経理課 （財政局財政部主幹（資産経営の推進）を兼務） 主幹（道路等の危機管理・水防） <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災危機管理局主幹（危機管理に係る連絡調整）を兼務 ・ 防災危機管理局主幹（想定最大規模災害対策推進）を兼務 </p> <p>技術指導課 （財政局契約部主幹（公正入札確保）を兼務） 技術管理係 主幹（技術評価等）</p>	<p>緑政土木局</p> <p>企画経理課 （財政局財政部主幹（資産経営の推進）を兼務） 主幹（道路等の危機管理・水防） <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災危機管理局主幹（危機管理に係る連絡調整）を兼務 ・ 防災危機管理局主幹（想定最大規模災害対策推進）を兼務 ・ 主幹（情報化施策推進）を兼務 </p> <p>技術指導課 （財政局契約部主幹（公正入札確保）を兼務） 技術管理係 主幹（技術評価等） <u>主幹（情報化施策推進）</u> （主幹（道路等の危機管理・水防）が兼務） 主査（情報化施策推進）</p>	
<p>参事（農政） （農業委員会事務局次長に充てる） 都市農業課 （農業委員会事務局農政課長に充てる） 農政係 （農業委員会事務局農政課農政係長に充てる） 主査（都市農業支援） （農業委員会事務局農政課主査（農地利用等調整）に充てる） 生産振興係 主査（ふれあい農業等） 主幹（農業振興）</p>	<p>参事（農政） （農業委員会事務局次長に充てる） 都市農業課 （農業委員会事務局農政課長に充てる） 農政係 （農業委員会事務局農政課農政係長に充てる） 生産振興係 主査（都市農業支援） 主査（ふれあい農業等） 主査（畜産指導・家畜防疫） 主幹（農業振興） 主幹（農業企画）</p>	

改 正 前	改 正 後	備 考
<p>農業センター（課長級）</p> <p>管 理 係</p> <p>主査（農業センターの運営改善）</p> <p>主査（園芸普及）</p> <p>畜産普及係</p>	<p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p>	
<p>緑 地 部</p> <p>緑地事業課</p> <p>事業推進係</p> <p>整備係</p> <p>緑地計画係</p>	<p>緑 地 部</p> <p>緑地事業課</p> <p>緑地計画係</p> <p>事業推進係</p> <p>整備係</p>	
<p>主幹（名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整） （観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室長が兼務）</p>	<p>主幹（名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整） （観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室長が兼務）</p> <p>主幹（名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整） （観光文化交流局名古屋城総合事務所主幹（金シャチ横丁第二期整備）が兼務）</p>	
<p>消 防 局（消防長）</p> <p>総 務 部</p> <p>総 務 課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災危機管理局主幹（危機管理に係る連絡調整）を併任 ・ 財政局財政部主幹（資産経営の推進）を併任 <p>庶 務 係</p> <p>主幹（災害対応に係る連絡調整） （防災危機管理局危機対策室長が併任）</p> <p>主査（災害対応に係る連絡調整） ③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災危機管理局危機対策室危機対策係長が併任 ・ 防災危機管理局危機対策室主査（情報・啓発）が併任 ・ 防災危機管理局地域防災室主査（住民支援）が併任 	<p>消 防 局（消防局長）</p> <p>総 務 部</p> <p>総 務 課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災危機管理局主幹（危機管理に係る連絡調整）を併任 ・ 財政局財政部主幹（資産経営の推進）を併任 <p>庶 務 係</p> <p>主幹（災害対応に係る連絡調整） （防災危機管理局危機対策室長が併任）</p> <p>主査（災害対応に係る連絡調整） ③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災危機管理局危機対策室危機対策係長が併任 ・ 防災危機管理局危機対策室主査（情報・啓発）が併任 ・ 防災危機管理局地域防災室主査（住民支援）が併任 <p>主査（災害対応に係る連絡調整） （防災危機管理局危機対策室主査（情報・啓発）が併任）</p>	

改正前	改正後	備考
職員課 労務係 主査（定年延長に係る調整） 消防団課	職員課 労務係 廃止 消防団課 主幹（消防団施設整備）	
救急部 救急課 指導係	救急部 救急課 （健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部主幹（新型コロナウイルス感染症対策）を併任） 指導係 （健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室主査（新型コロナウイルス感染症対策）を併任）	
主査（本部救急隊）⑥ 主幹（新型コロナウイルス感染症対策に係る救急業務の調整）	主査（本部救急隊）⑥ 主査（本部救急隊） 廃止	
（健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部主幹（新型コロナウイルス感染症対策）が併任） 主査（新型コロナウイルス感染症対策に係る救急業務の調整）③ （健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室主査（新型コロナウイルス感染症対策の推進）が併任）	主査（新型コロナウイルス感染症対策に係る救急業務の調整）② （健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室主査（新型コロナウイルス感染症対策）が併任） 廃止	
救急救命研修所（課長級） 救急救命研修係	救急救命研修所（課長級） 救急救命研修係 主査（養成教育）	
消防学校（部長級） 教頭（課長級）	消防学校（部長級） 廃止 教務課	
教務係 教育訓練係	教務係 教育訓練係	
消防署⑯（部長級） 警防地域第一課 警防地域係 主査（警防訓練等）	消防署⑯（部長級） 警防地域第一課 警防地域係 主査（警防訓練・救急活動等）	

改正前	改正後	備考
<p>主査（地域安全等）</p>	<p>主査（地域安全等） （警防地域第二課主査(地域安全等)を兼務）</p> <p>主査（出張所） （警防地域第二課主査(出張所)を兼務） （瑞穂及び熱田の消防署に限る。）</p> <p>主査（出張所）② （警防地域第二課主査(出張所)を兼務） （東、北、中、昭和及び天白の消防署に限る。）</p> <p>主査（出張所）③ （警防地域第二課主査(出張所)を兼務） （千種、西、中村、守山及び名東の消防署に限る。）</p> <p>主査（出張所）④ （警防地域第二課主査(出張所)を兼務） （中川、南及び緑の消防署に限る。）</p> <p>主査（出張所）⑤ （警防地域第二課主査(出張所)を兼務） （港の消防署に限る。）</p>	
<p>警防地域第二課 警防地域係 主査（警防訓練等） 主査（地域安全等）</p>	<p>警防地域第二課 警防地域係 主査（警防訓練・救急活動等）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>主査（地域安全等） （兼務化） （警防地域第一課主査(地域安全等)が兼務）</p> <p>主査（出張所） （警防地域第一課主査(出張所)が兼務） （瑞穂及び熱田の消防署に限る。）</p> <p>主査（出張所）② （警防地域第一課主査(出張所)が兼務） （東、北、中、昭和及び天白の消防署に限る。）</p> <p>主査（出張所）③ （警防地域第一課主査(出張所)が兼務） （千種、西、中村、守山及び名東の消防署に限る。）</p> <p>主査（出張所）④ （警防地域第一課主査(出張所)が兼務） （中川、南及び緑の消防署に限る。）</p>	

改正前	改正後	備考
<p>中村区役所</p> <p>区政部 (健康福祉局参事(新型コロナウイルスワクチンに係る調整)を兼務)</p> <p>企画経理室(課長級) 主査(企画経理)</p> <p>地域力推進室(課長級) 地域力推進係 主査(区の特性に依じた地域の活力向上)</p> <p>熱田区役所</p> <p>区政部 地域力推進室(課長級) 地域力推進係 主査(安心・安全で快適なまちづくりの企画)</p> <p>中川区役所</p> <p>区政部 地域力推進室(課長級) 地域力推進係 主査(安心・安全で快適なまちづくりの企画)</p> <p>区役所</p> <p>保健福祉センター(部長級) (北区、中村区、守山区及び緑区に限る。)</p> <p>保健福祉センター(部長級) (保健福祉センター福祉部長を兼務) (東区、西区、熱田区、港区、名東区及び天白区に限る。)</p>	<p>中村区役所</p> <p>区政部 (健康福祉局参事(新型コロナウイルスワクチンに係る調整)を兼務)</p> <p>企画経理室(課長級) 主査(企画経理)</p> <p>主査(区の特性に依じたまちづくりに係る企画調整)</p> <p>地域力推進室(課長級) 地域力推進係 廃止</p> <p>熱田区役所</p> <p>区政部 地域力推進室(課長級) 地域力推進係 主査(地域の魅力の向上・発信)</p> <p>中川区役所</p> <p>区政部 地域力推進室(課長級) 地域力推進係 主査(区の特性に依じた地域の活力向上)</p> <p>区役所</p> <p>保健福祉センター(部長級) (北区、中村区、守山区及び緑区に限る。)</p> <p>保健福祉センター(部長級) (保健福祉センター福祉部長を兼務) (東区及び西区に限る。)</p> <p>廃止</p>	<p>熱田区、港区、名東区、天白区</p>

改正前	改正後	備考
<p>保健福祉センター（部長級） （保健福祉センター保健予防課主査（医務）を事務取扱）（千種区、中区、昭和区、瑞穂区、中川区及び南区に限る。）</p>	<p>保健福祉センター（部長級） （保健福祉センター保健予防課主査（医務）を事務取扱）（千種区、昭和区、瑞穂区、中川区及び南区に限る。）</p>	
	<p>保健福祉センター（部長級） （保健福祉センター保健予防課主査（医務）を事務取扱）（熱田区、港区、名東区及び天白区に限る。）</p> <p>保健福祉センター（部長級）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉センター保健予防課主査（医務）を事務取扱 ・健康福祉局参事（健康危機管理対応力強化に係る総合調整）を兼務（中区に限る。） 	
<p>福祉部 （東区、西区、熱田区、港区、名東区及び天白区を除く。）</p>	<p>福祉部 （東区、西区、熱田区、港区、名東区及び天白区を除く。）</p>	
	<p>福祉部 （熱田区、港区、名東区及び天白区に限る。）</p>	
<p>福祉部 （保健福祉センター所長が兼務）（東区、西区、熱田区、港区、名東区及び天白区に限る。）</p>	<p>福祉部 （保健福祉センター所長が兼務）（東区及び西区に限る。）</p>	
	<p>廃止</p>	<p>熱田区、港区、名東区、天白区</p>
<p>民生子ども課 保護援護係 （中村区に限る。）</p>	<p>民生子ども課 <u>保護第三係</u> （中村区に限る。）</p>	
<p>福祉課 高齢福祉係 主査（地域包括ケア推進） （保健福祉センター保健予防課主査（地域包括ケア推進）を兼務）</p>	<p>福祉課 高齢福祉係 <u>主査（包括的支援等の推進）</u> （保健福祉センター保健予防課主査（包括的支援等の推進）を兼務）</p>	
<p>健康安全課 （千種区、中村区、中区、港区及び南区を除く。）</p>	<p>健康安全課 （千種区、中村区、中区及び南区を除く。）</p>	
<p>健康安全課 （健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部主幹（新型コロナウイルス感染症対策）を兼務）（港区に限る。）</p>		
<p>企画管理係 主幹（健康安全に係る特命事項の処理） （東区、西区、熱田区、港区、名東区及び天白区に限る。）</p>	<p>企画管理係 廃止</p>	

改正前	改正後	備考
<p>保健予防課</p> <p>保健感染症係</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健福祉センター福祉部福祉課主査(精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整)を兼務 区役所支所区民福祉課主査(精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整)を兼務 <p>主査(医務) (北区、中村区、守山区及び緑区に限る。)</p> <p>主査(医務) (保健福祉センター所長が事務取扱)(千種区、中区、昭和区、瑞穂区、中川区及び南区に限る。)</p> <p>主査(地域包括ケア推進) (保健福祉センター福祉部福祉課主査(地域包括ケア推進)が兼務)</p> <p>農業委員会事務局 (緑政土木局公園緑地・農政監を充てる)</p> <p>農政課 (緑政土木局都市農業課長を充てる)</p> <p>農政係 (緑政土木局都市農業課農政係長を充てる)</p> <p>主査(農地利用等調整) (緑政土木局都市農業課主査(都市農業支援)を充てる)</p> <p>監査事務局</p> <p>次長(部長級)</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災危機管理局参事(危機管理に係る連絡調整)を併任 監査第一課長を事務取扱 <p>監査第一課 (次長が事務取扱)</p> <p>庶務係</p> <p>監査係</p>	<p>主幹(医務総括) (東区及び西区に限る。)</p> <p>保健予防課</p> <p>保健感染症係</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健福祉センター福祉部福祉課主査(精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整)を兼務 区役所支所区民福祉課主査(精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整)を兼務 <p>主査(医務) (北区、中村区、守山区及び緑区に限る。)</p> <p>主査(医務) (保健福祉センター所長が事務取扱)(千種区、中区、昭和区、瑞穂区、中川区及び南区に限る。)</p> <p>主査(医務) (保健福祉センター所長が事務取扱)(熱田区、港区、名東区及び天白区に限る。)</p> <p>主査(包括的支援等の推進) (保健福祉センター福祉部福祉課主査(包括的支援等の推進)が兼務)</p> <p>農業委員会事務局 (緑政土木局公園緑地・農政監を充てる)</p> <p>農政課 (緑政土木局都市農業課長を充てる)</p> <p>農政係 (緑政土木局都市農業課農政係長を充てる)</p> <p>廃止</p> <p>監査事務局</p> <p>次長(部長級)</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災危機管理局参事(危機管理に係る連絡調整)を併任 監査管理課長を事務取扱 <p>監査管理課 (次長が事務取扱)</p> <p>庶務係</p> <p>監査企画係</p> <p>主査(公営企業監査等)</p> <p>主査(外部監査等)</p>	<p>経常</p> <p>R6.3廃止</p>

改正前	改正後	備考
監査第二課 監査第一係 監査第二係	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">主幹（特別監査等）</div> <u>事務監査課</u> 監査第一係 監査第二係 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">主査（事務監査）</div>	
特別監査室（課長級） 主査（特別監査）③	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">廃止</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">廃止</div> ③	
人事委員会事務局 任用課 試験係	人事委員会事務局 任用課 試験係 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">主査（人材確保）</div>	
教育委員会事務局 総務部	教育委員会事務局 総務部	
教育環境計画室（課長級） （財政局財政部主幹（資産経営の推進） を併任） 計画係	<u>教育環境整備課</u> （財政局財政部主幹（資産経営の推進） を併任） 計画係	
主幹（子どもいきいき学校③ づくり）	<u>学校整備係</u> 主査（学校施設リフレッシュ プランの推進） 主幹（子どもいきいき学校③ づくり）	
主査（子どもいきいき学③ 校づくり）	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">主幹（子どもいきいき学校づ くり）</div> 主査（子どもいきいき学③ 校づくり） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">主査（子どもいきいき学校 づくり）</div>	
主幹（教育施設に関するアセ ットマネジメントの推 進に係る特命事項の処 理） （財政局財政部主幹（再編整備事業推 進）が併任）	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">廃止</div>	
主査（教育施設に関するア セットマネジメント の推進に係る特命事 項の処理） （財政局資産経営戦略室主査（再編 整備事業推進）が併任）	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">廃止</div>	

改正前	改正後	備考
<p>学校整備課 (財政局財政部主幹(資産経営の推進)を併任)</p> <p>整備係</p> <p>主査(学校施設リフレッシュプランの推進)</p> <p>主査(学校施設のバリアフリー化の推進)</p> <p>営繕係</p> <p>主査(学校体育館の空調整備)</p> <p>教務部</p> <p>教職員課</p> <p>管理第二係</p> <p>主査(サービス等)</p> <p>主幹(教職員定数・給与等)</p> <p>主査(教職員定数・給与等)</p> <p>学事課</p> <p>就学援助係</p> <p>主査(就学等に係る企画調整) (学事課主査(就学奨励等)が兼務)</p>	<p>主幹(橘小学校等複合化整備事業の推進)</p> <p>主査(橘小学校等複合化整備事業の推進)</p> <p>主幹(給食調理場の環境整備の推進) (指導部主幹(給食調理場の環境改善)が兼務)</p> <p>主査(給食調理場の環境整備の推進) (学校保健課主査(給食調理場の環境改善)が兼務)</p> <p>学校施設課 (財政局財政部主幹(資産経営の推進)を併任)</p> <p>営繕係</p> <p>主査(学校体育館の空調整備)</p> <p>主査(学校施設のバリアフリー化の推進)</p> <p>教務部</p> <p>教職員課</p> <p>管理第二係</p> <p>主査(サービス等)</p> <p>主査(学校事務の改革に係る連絡調整) (小学校・中学校主査(学校事務改善)が兼務)</p> <p>主幹(人事・サービス等)</p> <p>主幹(定数・給与等)</p> <p>廃止</p> <p>学事課</p> <p>就学援助係</p> <p>主査(就学等に係る企画調整)</p> <p>(専任化)</p>	

改正前	改正後	備考
<p>主査（就学奨励等） （学事課主査（就学奨励に係る企画調整）が兼務）</p> <p>学校事務センター（課長級） 事務支援係</p> <p>主査（学校事務改善）⑪ （小学校・中学校主査（学校事務改善）が兼務）</p> <p>新しい学校づくり推進部 新しい学校づくり推進室 （課長級） 学びの改革推進係</p> <p>主幹（教育相談体制） （新しい学校づくり推進部主幹（危機管理等）を兼務）</p> <p>子ども応援室（課長級）</p> <p>（指導部から移管）</p> <p>指導部 指導室（課長級） 事務係</p> <p>主査（学校教育に係る企画調整）</p> <p>（教育センターから移管）</p>	<p>主査（就学奨励等）</p> <p>学校事務センター（課長級） 事務支援係</p> <p>主査（学校事務改善に係る企画調整） （小学校・中学校主査（学校事務改善）が兼務）</p> <p>主査（学校事務改善）⑩ （小学校・中学校主査（学校事務改善）が兼務）</p> <p>新しい学校づくり推進部 新しい学校づくり推進室 （課長級） 学びの改革推進係</p> <p>主幹（教育相談体制） （新しい学校づくり推進部主幹（危機管理等）を兼務）</p> <p>主査（夜間中学校）</p> <p>子ども応援室（課長級）</p> <p>子ども適応相談センター （課長級） 事務係</p> <p>教育相談部（係長級） （子ども適応相談センター指導主事が兼務）</p> <p>適応指導部（係長級） （子ども適応相談センター指導主事が兼務）</p> <p>指導部 指導室（課長級） 事務係</p> <p>主査（学校教育に係る企画調整・キャリア教育） 主幹（キャリア教育）</p> <p>学校DX推進課 事務係</p> <p>主査（学校情報化に係る企画調整）</p>	

改 正 前	改 正 後	備 考
<p>学校保健課 (スポーツ市民局市民生活部主幹(安心・安全で快適なまちづくりの推進)を併任)</p> <p>保健体育係 主査 (学校における新型コロナウイルス感染症対策等)</p> <p>小学校給食係 主査 (給食調理場に係る特命事項の処理)</p> <p>子ども適応相談センター (課長級) 教育相談部 (係長級) (子ども適応相談センター指導主事が兼務) 適応指導部 (係長級) (子ども適応相談センター指導主事が兼務)</p> <p>図 書 館 (15) 千種図書館 (課長級) (名東図書館長を兼務) 東 図 書 館 (課長級) 奉 仕 係 守 山 図 書 館 (課長級) 奉 仕 係 名 東 図 書 館 (課長級) (千種図書館長が兼務) 奉 仕 係 天 白 図 書 館 (課長級) 奉 仕 係</p> <p>科 学 館 (非常勤職員) 総 務 課</p>	<p>学校保健課 (スポーツ市民局市民生活部主幹(安心・安全で快適なまちづくりの推進)を併任)</p> <p>保健体育係 廃止</p> <p>小学校給食係 主幹 (給食調理場の環境改善) (総務部主幹(給食調理場の環境整備の推進)を兼務) 主査 (給食調理場の環境改善) (教育環境整備課主査(給食調理場の環境整備の推進)を兼務)</p> <p>(新しい学校づくり推進部へ移管)</p> <p>図 書 館 (11) 千種図書館 (課長級)</p> <p>廃止 廃止 廃止 廃止 廃止 廃止 廃止</p> <p>科 学 館 (非常勤職員) 総 務 課</p>	

改正前	改正後	備考
主幹（科学館の魅力向上）	主幹（科学館の魅力向上）	
	主査（科学館の魅力向上）	
教育センター（部長級）	教育センター（部長級）	
学校情報化支援部（課長級） 事務係	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">廃止</div> } → （指導部へ移管）	
小学校（263）	小学校（262）	
名城小学校	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">丸の内小学校</div>	
御園小学校	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">廃止</div>	
中学校（112）	中学校（112）	
主査（学校事務改善）⑪ （学校事務センター主査(学校事務改善)を兼務）	主査（学校事務改善）⑩ （学校事務センター主査(学校事務改善)を兼務） 主査（学校事務改善） <ul style="list-style-type: none"> ・教職員課主査(学校事務の改革に係る連絡調整)を兼務 ・学校事務センター主査(学校事務改善に係る企画調整)を兼務 	
特別支援学校（5）	特別支援学校（5）	
西養護学校	<u>西特別支援学校</u>	
南養護学校	<u>南特別支援学校</u>	
南養護学校分校	<u>南特別支援学校分校</u>	
守山養護学校	<u>守山特別支援学校</u>	
天白養護学校	<u>天白特別支援学校</u>	
幼稚園（21）	幼稚園（20）	
比良西幼稚園	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">廃止</div>	

（注）（ ）内の組織は病院組織又は教員組織のため組織数の増減にはカウントしない。

2 上下水道局

改正前	改正後	備考
<p>上下水道局</p> <p>次 長（局長級） （技術本部長を兼務）</p> <p>総 務 部</p> <p>人材育成推進室（課長級）</p> <p>育成総括係</p> <p>主査（人材育成推進）⑫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務課主査(人事等)が兼務 ・防災危機管理室主査(地震災害対策)が兼務 ・労務課主査(労務等)が兼務 ・調査課主査(事務執行の適正化)が兼務 ・経理課主査(水道決算)が兼務 ・給排水設備課主査(営業所工事事務の企画・調整)が兼務 ・技術管理課主査(検査・監理指導)②が兼務 ・配水課主査(管路業務の企画・調整)が兼務 ・保全課主査(大規模開発に係る下水管路維持管理の総合調整)が兼務 ・施設管理課主査(施設管理体制の企画・調整)が兼務 ・浄水管理調整室主査(施設管理体制の企画・調整)が兼務 <p>経 営 本 部（局長級）</p> <p>企画経理部</p> <p>経 理 課 （企画経理部主幹(経営改革)を兼務）</p> <p>下水道経理係</p> <p>主査（下水道決算）</p> <p>情報企画推進課</p> <p>情報企画係</p> <p>主幹（デジタル改革推進）</p> <p>主査（デジタル改革推進）</p> <p>主査（デジタル改革推進） （総務局デジタル改革推進課主査 （デジタルトランスフォーメーションの推進）を併任）</p>	<p>上下水道局</p> <p>次 長（局長級） （技術本部長を兼務）</p> <p>経 営 本 部（局長級）</p> <p>総 務 部</p> <p>人材育成推進室（課長級）</p> <p>育成総括係</p> <p>主査（人材育成推進）⑫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務課主査(人事等)が兼務 ・防災危機管理室主査(地震災害対策)が兼務 ・労務課主査(労務等)が兼務 ・調査課主査(事務執行の適正化)が兼務 ・経理課主査(水道決算)が兼務 ・給排水設備課主査(給排水工事業務の企画・調整)が兼務 ・技術管理課主査(検査・監理指導)②が兼務 ・配水課主査(管路業務の企画・調整)が兼務 ・保全課主査(大規模開発に係る下水管路維持管理の総合調整)が兼務 ・施設管理課主査(施設管理体制の企画・調整)が兼務 ・浄水管理調整室主査(施設管理体制の企画・調整)が兼務 <p>企画経理部</p> <p>経 理 課 （企画経理部主幹(経営改革)を兼務）</p> <p>下水道経理係</p> <p>主査（下水道決算）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>主査（財務会計システムの再構築）</p> </div> <p>情報企画推進課</p> <p>情報企画係</p> <p>主幹（デジタル改革推進）</p> <p>主査（デジタル改革推進）</p> <p>主査（デジタル改革推進） （総務局デジタル改革推進課主査 （DXの推進）を併任）</p>	

改正前	改正後	備考
<p>営業部</p> <p>給排水設備課 (企画経理部主幹(経営改革)を兼務)</p> <p>給排水係</p> <p>主査(営業所工事事務の 企画・調整) (人材育成推進室主査(人材育成 推進)を兼務)</p> <p>東部営業センター(課長級)</p> <p>北営業所(課長級)</p> <p>営業係</p> <p>主査(徴収関係事務)④</p> <p>中村営業所(課長級)</p> <p>営業係</p> <p>主査(徴収関係事務)②</p> <p>中川営業所(課長級)</p> <p>営業係</p> <p>主査(徴収関係事務)②</p> <p>工事係</p> <p>港営業所(課長級)</p> <p>営業係</p> <p>主査(徴収関係事務)②</p> <p>工事係</p>	<p>営業部</p> <p>給排水設備課 (企画経理部主幹(経営改革)を兼務)</p> <p>給排水係</p> <p>主幹(給排水工事事務の 企画・調整)</p> <p>主査(給排水工事事務の 企画・調整) (人材育成推進室主査(人材育成 推進)を兼務)</p> <p>東部営業センター(課長級)</p> <p>西部営業センター(課長級)</p> <p>副センター長(課長級)</p> <p>営業係</p> <p>主査(徴収関係事務)②</p> <p>給排水工事係</p> <p>主査(給排水工事事務)</p> <p>地域サービス係</p> <p>主査(地域サービス事務)</p> <p>北営業所(課長級)</p> <p>営業係</p> <p>主査(徴収関係事務)②</p> <p>廃止②</p> <p>中村営業所(課長級)</p> <p>営業係</p> <p>主査(徴収関係事務)</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>廃止②</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>廃止②</p> <p>廃止</p> <p>廃止②</p> <p>廃止</p>	

改正前	改正後	備考
<p>技術本部（局長級） （次長が兼務）</p> <p>計 画 部</p> <p>下水道計画課 （企画経理部主幹（経営改革）を兼務）</p> <p>計画第一係</p> <p>計画第二係</p> <p>計画第三係</p> <p>建設部</p> <p>工 務 課 （企画経理部主幹（経営改革）を兼務）</p> <p>設計第一係</p> <p>設計第二係</p> <p>設計第三係</p> <p>建設工事事務所（課長級）</p> <p>工事第一係</p> <p>工事第二係</p> <p>工事第三係</p> <p>管 路 部</p> <p>配 水 課 （企画経理部主幹（経営改革）を兼務）</p> <p>設計第一課</p> <p>設計第一係</p> <p>主査（設計業務に係る企画 ・調整）</p> <p>設計第二係</p> <p>設計第三係</p> <p>設計第二課</p> <p>設計第一係</p> <p>設計第二係</p> <p>設計第三係</p> <p>施設部</p> <p>施設管理課 （企画経理部主幹（経営改革）を兼務）</p> <p>処理管理係</p>	<p>技術本部（局長級） （次長が兼務）</p> <p>計 画 部</p> <p>下水道計画課 （企画経理部主幹（経営改革）を兼務）</p> <p><u>基本計画係</u></p> <p><u>事業計画係</u></p> <p><u>事業調整係</u></p> <p>建設部</p> <p>工 務 課 （企画経理部主幹（経営改革）を兼務）</p> <p><u>水道土木設計係</u></p> <p><u>下水幹線設計係</u></p> <p><u>下水土木設計係</u></p> <p>建設工事事務所（課長級）</p> <p><u>水道工事係</u></p> <p><u>下水北部工事係</u></p> <p><u>下水南部工事係</u></p> <p>管 路 部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>参事（リニア関連工事調整・ 管路工事統括）</p> </div> <p>配 水 課 （企画経理部主幹（経営改革）を兼務）</p> <p><u>配水設計課</u></p> <p><u>東部南部設計係</u></p> <p>主査（設計・施工管理業務 に係る企画・調整）</p> <p><u>北部西部設計係</u></p> <p><u>受託設計係</u></p> <p><u>下水設計課</u></p> <p><u>北部南部設計係</u></p> <p><u>西部設計係</u></p> <p><u>東部設計係</u></p> <p>施設部</p> <p>施設管理課 （企画経理部主幹（経営改革）を兼務）</p> <p>処理管理係</p>	

改正前	改正後	備考
主査（監理調整）	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">主幹（監理調整）</div> 主査（監理調整）	
北部名城水処理事務所（課長級） 処理第一係 処理第二係	<u>北部水処理事務所</u> （課長級） <u>名城処理係</u> <u>守山処理係</u>	
東部柴田水処理事務所（課長級） 処理第一係 処理第二係 処理第三係	<u>東部水処理事務所</u> （課長級） <u>柴田処理係</u> <u>鳴海処理係</u> <u>植田処理係</u>	
西部打出水処理事務所（課長級） 処理第一係 処理第二係	<u>西部水処理事務所</u> （課長級） <u>打出処理係</u> <u>岩塚処理係</u>	
南部宝神水処理事務所（課長級） 処理第一係 処理第二係	<u>南部水処理事務所</u> （課長級） （施設部南部水処理事務所主幹（空見 スラッジリサイクルセンター管理調 整）を兼務） <u>宝神処理係</u> <u>山崎処理係</u>	
主幹（空見スラッジリサイク ルセンター管理調整）	主幹（空見スラッジリサイク ルセンター管理調整） <div style="border: 1px dashed black; display: inline-block; padding: 2px;">（兼務化）</div> （施設部南部水処理事務所長が兼務）	

3 交通局

改正前	改正後	備考
<p>交 通 局 営 業 本 部 (局長級) (次長が兼務)</p> <p> 総 務 部</p> <p> 労 務 課 (企画財務部主幹(経営改善)を兼務)</p> <p> 労 務 係 (経営企画課主査(経営改善)を兼務)</p> <p>安全監理部</p> <p> 安全監理課</p> <p> 安全対策推進係</p> <p> 主査 (安全対策推進) ④</p> <p> { ・ 電車運転課計画係長が兼務 ・ 管理課主査(自動車運輸業務に関する総合調整)が兼務 ・ 工務課維持係長が兼務 ・ 電車車両課計画係長が兼務</p> <p> 主幹 (バス事業の安全監理に係る特命事項の処理) (自動車部主幹(自動車運輸業務に関する総合調整)が兼務)</p> <p>企画財務部</p> <p> 経営企画課 (財政局財政部主幹(資産経営の推進)を併任)</p> <p> 企 画 係</p> <p> 主幹 (経営改善) ⑦</p> <p> { ・ 総務部労務課長が兼務 ・ 企画財務部財務課長が兼務 ・ 営業統括部乗客誘致推進課長が兼務 ・ 営業統括部営業課長が兼務 ・ 営業統括部資産活用課長が兼務 ・ 電車部主幹(運行計画調整)が兼務 ・ 自動車部主幹(路線計画)が兼務</p> <p> 主査 (経営改善) ⑦</p> <p> { ・ 労務課労務係長が兼務 ・ 財務課主査(資金・財政計画)が兼務 ・ 乗客誘致推進課企画係長が兼務 ・ 営業課営業係長が兼務 ・ 資産活用課資産活用係長が兼務 ・ 電車運転課計画係長が兼務 ・ 管理課路線計画係長が兼務</p>	<p>交 通 局 営 業 本 部 (局長級) (次長が兼務)</p> <p> 総 務 部</p> <p> 労 務 課 (企画財務部主幹(経営改善)を兼務)</p> <p> 労 務 係 (経営企画課主査(経営改善)を兼務)</p> <p> 主査 (労働事情調査)</p> <p>安全監理部</p> <p> 安全監理課</p> <p> 安全対策推進係</p> <p> 主査 (安全対策推進) ④</p> <p> { ・ 電車運転課計画係長が兼務 ・ 自動車運転課主査(接遇・安全対策)が兼務 ・ 工務課維持係長が兼務 ・ 電車車両課計画係長が兼務</p> <p> 主幹 (バス事業の安全監理に係る特命事項の処理) (自動車部主幹(自動車運輸業務に関する総合調整)が兼務)</p> <p>企画財務部</p> <p> 経営企画課 (財政局財政部主幹(資産経営の推進)を併任)</p> <p> 企 画 係</p> <p> 主幹 (経営改善) ⑦</p> <p> { ・ 総務部労務課長が兼務 ・ 企画財務部財務課長が兼務 ・ 営業統括部乗客誘致推進課長が兼務 ・ 営業統括部営業課長が兼務 ・ 営業統括部資産活用課長が兼務 ・ 電車部主幹(運行計画調整)が兼務 ・ 自動車部路線計画課長が兼務</p> <p> 主査 (経営改善) ⑦</p> <p> { ・ 労務課労務係長が兼務 ・ 財務課主査(資金・財政計画)が兼務 ・ 乗客誘致推進課企画係長が兼務 ・ 営業課営業係長が兼務 ・ 資産活用課資産活用係長が兼務 ・ 電車運転課計画係長が兼務 ・ 路線計画課路線計画係長が兼務</p>	

改 正 前	改 正 後	備 考
技術管理課 技術管理第一係 技術管理第二係	技術管理課 技術管理第一係 技術管理第二係 主査（技術管理の総合調整）	
営業統括部 乗客誘致推進課 (企画財務部主幹(経営改善)を兼務) 企 画 係 (経営企画課主査(経営改善)を兼務) 事 業 係 主査（乗客誘致業務に関する総合調整）	営業統括部 乗客誘致推進課 (企画財務部主幹(経営改善)を兼務) 企 画 係 (経営企画課主査(経営改善)を兼務) 事 業 係 主幹（利用者増加戦略） 主査（利用者増加戦略）	
電 車 部 名城線南部駅務区（課長級） 金山管区駅（係長級） 首席助役（係長級） 名古屋大学管区駅（係長級） 首席助役（係長級） 桜通線駅務区（課長級） 今池管区駅（係長級） 首席助役（係長級） 桜本町管区駅（係長級） 首席助役（係長級） 東山線運転区（課長級） 副 長（係長級） 名城線運転区（課長級） 副 長（係長級） 桜通線運転区（課長級） 副 長（係長級） 首席助役（係長級）	電 車 部 名城線南部駅務区（課長級） 金山管区駅（係長級） 首席助役（係長級） 首席助役（係長級） 廃止 桜通線駅務区（課長級） 今池管区駅（係長級） 首席助役（係長級） 首席助役（係長級） 廃止 東山線運転区（課長級） 副 長（係長級） 副 長（係長級） 名城線運転区（課長級） 副 長（係長級） 副 長（係長級） 桜通線運転区（課長級） 副 長（係長級） 首席助役（係長級） 首席助役（係長級）	

改正前	改正後	備考
<p>自動車部 管理課 管理係 現業係</p> <p>路線計画係 (経営企画課主査(経営改善)を兼務)</p> <p>主幹 (自動車運輸業務に関する総合調整) (安全監理部主幹(バス事業の安全監理に係る特命事項の処理)を兼務)</p> <p>主査 (自動車運輸業務に関する総合調整) (安全監理課主査(安全対策推進)を兼務)</p> <p>主幹 (路線計画) (企画財務部主幹(経営改善)を兼務)</p> <p>主査 (運転ダイヤ)</p> <p>自動車運転課 指導係 主査 (接遇・運行管理)</p> <p>技術本部 (局長級) 車両電気部 電車車両課 (車両電気部主幹(鉄道車両設計管理)を兼務)</p> <p>整備係</p>	<p>自動車部 管理課 管理係 現業係</p> <p>主査 (自動車運輸業務に関する総合調整)</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>路線計画課 (企画財務部主幹(経営改善)を兼務)</p> <p>路線計画係 (経営企画課主査(経営改善)を兼務)</p> <p>運行計画係</p> <p>自動車運転課 指導係 主査 (接遇・安全対策) (安全監理課主査(安全対策推進)を兼務)</p> <p>技術本部 (局長級) 車両電気部 電車車両課 (車両電気部主幹(鉄道車両設計管理)を兼務)</p> <p>整備係 主査 (車両検査周期延伸)</p>	

名古屋市の組織

発	行	名古屋市総務局
編	集	名古屋市総務局行政DX推進部 行政改革推進室、職員部人事課
発行年月日		令和 5 年 6 月

この印刷物は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。